

# 2020 年度（令和 2 年度） 業務実績等報告書

2021 年 6 月

独立行政法人国際協力機構

総務
J R
21-001



# 2020 年度（令和 2 年度） 業務実績等報告書

2021 年 6 月

独立行政法人国際協力機構



# 目 次

## 略語集

評価の概要 .....	1
総合評定 .....	2

## 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(No.) 日本の開発協力の重点課題.....	10
No.1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 .....	12
No.2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 .....	44
No.3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 .....	79
No.4 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築 .....	95
No.5 地域の重点取組 .....	116
No.6 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 .....	160
No.7 多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大 .....	171
No.8 事業実施基盤の強化 .....	194

## 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置、財務内容の改善に関する事項、安全対策に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項等

No.9 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり .....	217
No.10 業務運営の効率化、適正化 .....	224
No.11 財務内容の改善 .....	230
No.12 安全対策 .....	234
No.13 効果的・効率的な開発協力の推進 .....	242
No.14 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進 .....	253
No.15 開発協力の適正性の確保 .....	261
No.16 内部統制の強化 .....	271
No.17 人事に関する計画 .....	279
No.18 短期借入金の限度額 .....	285
No.19 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画 .....	285
No.20 施設及び設備に関する計画 .....	286
No.21 剰余金の使途 .....	286
No.22 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い .....	287

## 略 語 集

略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
BBB	Build Back Better	より良い復興
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中央アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DX	Digital Transformation	デジタル・トランスフォーメーション
EMT	Emergency Medical Team	救急救命チーム
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
FVC	Food Value Chain	食を基軸とする付加価値の連鎖
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GPE	Global Partnership for Education	教育のためのグローバル・パートナーシップ
ICSA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa Country Strategy for Actions	IFNA を通じた当該国の取組方針
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
IHR	International Health Regulations	国際保健規則
INSARAG	International Search and Rescue Advisory Group	国際捜索・救助諮問グループ
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JDR	Japan Disaster Relief Team	国際緊急援助隊
JDS	Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship	(無償資金協力) 人材育成奨学計画
JJ-FAST	JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics	JICA・JAXA 熱帯林モニタリングシステム
JP-MIRAI	Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society	責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム
KMN	Knowledge Management Network	ナレッジマネジメントネットワーク
L/A	Loan Agreement	借款契約
NDCs	Nationally Determined Contributions	(気候変動：温室効果ガス削減) 国が決定する貢献
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
OIE	Office International des Epizooties	国際獣疫事務局
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
R/D	Record of Discussions	討議議事録
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	開発途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TOD	Transit Oriented Development	公共交通志向型都市開発
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修

## 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象 事業年度	年度評価	2020年度（令和2年度）（第4期中期目標期間）
	中期目標期間	2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣（注1）		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 臼井 将人 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 本田 誠 室長

3. 評価の実施に関する事項
外部有識者を含む機構内部での検討会及び理事会で自己評価を審議した。

4. その他評価に関する重要事項
<p>第4期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。</li> <li>質的な成果に対しては、中期計画及び定性指標に示される「取組」（「～の実施状況」）の具体的な実施状況を確認し、所期の目標を達成しているかを評価する。加えて、中期計画及び指標に示されるアウトカム（「～に資する」等）に相当する成果が発現し、これを裏付ける事象、量的な変化や成果の発現を促進した機構の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果（例：①日本政府の公約・政策実現に大きく貢献する成果、②機構のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果、③活動等の難易度の高い取組を通じた成果、機構の自主的な取組・創意工夫等による成果、④支援相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果、⑤日本社会への還元が見られた成果）として評価する根拠とする。</li> <li>各項目の「3. 年度評価に係る自己評価」欄では、年度計画に対応した取組と成果を示した上で、上記①～⑤に該当し目標水準を上回る成果と判断される事象を◎による箇条書きとする。また、「4. 業務実績」欄では、目標水準を上回る成果と判断される事象を矢羽根（➤）による箇条書きとする。</li> <li>各項目の「4. 業務実績」欄では、各サブ項目に関連する定性指標の達成状況を説明するための参考値として関連指標を設けている。</li> </ul>

<sup>1</sup> 外務大臣及び財務大臣の共管項目：「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」、「ガバナンスの強化と透明性向上」、「短期借入金の限度額」、「不要財産の処分等の計画」、「重要な財産の譲渡等の計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。

外務大臣及び農林水産大臣並びに外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」のうち、開発投融資の債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項。

## 総合評価

1. 全体の評価					
評価	A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		B	A	A	
評価に至った理由					
<p>以下を踏まえ、A評価とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する評価対象8項目ではS評価3項目、A評価5項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果をあげた。また、「業務運営の効率化に関する事項」1項目、「安全対策に関する事項」1項目、「その他業務運営に関する重要事項」では4項目と、多くの項目でA評価と所期の目標を上回る成果をあげた。なお、「業務運営の効率化に関する事項」1項目、「財務内容の改善に関する事項」1項目、及び「その他業務運営に関する重要事項」1項目で所期の目標を達成した。</li> <li>法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等はなかった。</li> </ul>					

2. 法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
<p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。</p> <p>2020年度は第4期中期目標期間（2017～2021年度）の4年目となり、新型コロナウイルス感染症に伴う各種制約下での事業実施を余儀なくされたが、様々な創意工夫を通じて、開発協力大綱で掲げられている政府の重点課題に沿った取組を継続し、中期計画における所期の目標を上回る成果を達成した。特に、新型コロナウイルス感染症の影響による開発途上地域の喫緊かつ広範囲の支援ニーズに対して、国内外の多様なパートナーと連携しつつ、迅速かつ機動的に支援を展開した。これらを通じ、人間の安全保障、自由で開かれたインド太平洋、日本政府の国家安全保障戦略、質の高いインフラ輸出等の政策の実現にも貢献すべく、中期目標の達成に向けた取組を行った。</p> <p>特記すべき取組、成果として、「I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」のうち、「開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進」に関しては、日本が国際協力を主導して新型コロナウイルス感染症による健康危機に対応するため、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を形成・推進するとともに、保健医療分野に留まらず、教育、水・衛生、交通等幅広い社会サービスの継続や経済・社会の安定化に大きく貢献するなど、所期の目標を上回る成果を得た。</p> <p>また、「地域の重点取組」では、各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析した上で、自由で開かれたインド太平洋等の日本政府の重要政策や国際公約等に沿った事業を展開し、「新型コロナ危機対応支援借款」の創設・供与（12か国）や資機材供与、初の感染症への適用可能とした災害復旧スタンド・バイ借款の形成（フィリピン）、コロナ禍の日系団体に対する迅速な支援（中南米地域）、ABE イニシアティブ 3.0 の推進や高専との協働によるイノベーション支援及び地方創生への貢献（アフリカ地域）等、大きな成果をあげた。</p>



さらに「多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大」では、ボランティア、自治体、NGO/市民社会組織（CSO）、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組んだ。特に、日本企業、業界団体、弁護士、学識経験者、CSO等、多様な関係者と連携した「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の設立や、無料職業紹介免許の取得を通じた海外協力隊経験者による社会還元の更なる促進等、日本における外国人材受入・多文化共生に資する取組を数多く実施した。また、放送大学との共同制作番組の続編制作・放送開始等を通じた JICA 開発大学院連携の推進や、開発途上地域のトップクラスの大学等に日本研究の講座設立を支援する「JICA チェア」の始動・25 か国での展開等、知日派リーダーの育成に資する取組で大きく貢献した。

上記以外に、「Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項」では、2018 年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」で提言された各種取組や予算統制、予算管理体制及び予算執行に係る職員的能力向上を継続して実施したほか、戦略的な事業運営のための組織体制整備（新型コロナウイルス感染症対策協力推進室の設置、課題部再編、コロナ禍、働き方改革の推進に対応した ICT 基盤強化等）に取り組んだ。また、「Ⅳ.安全対策に関する事項」では、新型コロナの感染拡大が深刻化するなか、感染予防の観点を踏まえた行動規範や「対コロナウイルス国別対応要領」を新たに策定（99 か国）し、4,400 人を超える対象者への感染予防や渡航関連の説明会・講習会等を実施するなど、機構の事業関係者の健康及び安全・安心確保に向けた各種取組を実施した。また、コロナ禍における事業関係者の退避一時帰国・再派遣に係るオペレーションを行い、事業関係者の死亡事案、重篤化事案を回避した。

以上により、法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（主な業務実績について、下記「4.主な業務実績」参照。）

## (2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

2020 年度は、コロナ禍による海外渡航制限等に伴い、事業関係者の一時帰国あるいは研修員等の来日中止等、予測し難い外部要因により一部の業務が実施できず、それにより定量指標の一部が未達成となった項目がある。

しかしながら、コロナ禍による事業の継続のため、様々な創意工夫（制度の新設や柔軟な運用、機構内の迅速な ICT・情報基盤強化によるオンラインツールの駆使、DX の促進、国内外の多様なパートナーとの連携強化等）に取り組み、また、外部要因に伴い新たに生じた支援ニーズや日本政府の政策に対して、迅速かつ機動的に対応した点は、評価において特に考慮すべきと考える。

なお、新型コロナによって定量指標の達成が困難になった項目については、代替策の実施を通じて目標達成への貢献等質的な成果も考慮した上で自己評価を付した。

### 3. 項目別評価総括表（2017 年度～ 2019 年度は主務大臣評価結果）（※最終的な評価の確定後に更新）

中期目標	年度評価					項目別 評価調査
	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
日本の開発協力の重点課題		A	S	A		(No.1-5)
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	B○	A○	S○	A○		No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A○	A○	S○	S○		No.2

普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○		No.3
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A○	S○	A○	A○		No.4
地域の重点取組	A○	A○	S○	S○		No.5
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	A○	A○	S○	A○		No.6
多様な担い手と開発途上国の結びつきの強化と裾野の拡大	A○	S○	A○	S○		No.7
事業実施基盤の強化	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>		No.8
2. 業務運営の効率化に関する事項						
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	C	B	B	A		No.9
業務運営の効率化、適正化	B	B	B	B		No.10
3. 財務内容の改善に関する事項						
4. 安全対策に関する事項	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○		No.12
5. その他業務運営に関する重要事項						
効果的・効率的な開発協力の推進	B	A	A	A		No.13
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A○	B○	A○	A○		No.14
開発協力の適正性の確保	B	A	A	A		No.15
内部統制の強化	C	B	B	B		No.16
人事に関する計画	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>		No.17
(中期計画で規定する事項)						
短期借入金の限度額	-	-	-	-		No.18
剰余金の使途	-	-	-	-		No.19
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画						No.20
施設及び設備に関する計画	-	-	-	-		No.21
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	-	-	-	-		No.22

注1：評定は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づくS～Dの5段階評価。

注2：重要度「高」の項目は各評語の横に「○」、難易度「高」の項目は各標語に下線を付す。

注3：下線部の項目（日本の開発協力の重点課題、民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大、事業実施基盤の強化）は、中期目標における一定の事業等のまとめりとして扱い、評価を行う。

## 4. 主な業務実績

### (1) 新型コロナウイルス感染症への対応

世界中に新型コロナウイルス感染症の甚大な影響が及ぶなか、感染症に強い保健システムや社会の構築ならびに機構の協力戦略の在り方を検討するため、「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会を立ち上げ、同研究の成果として、機構の決意表明を5月に緊急発信した。これを踏まえつつ、日本が国際協力を主導して新型コロナウイルス感染症による健康危機に対応するため、1) 診断・治療体制の強化、2) 研究・警戒体制の強化、3) 予防の強化・健康危機への備えの主流化を柱とする「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げ、それに基づき案件形成に取り組んだ。

1) 診断・治療体制の強化に関し、既存の技術協力などのネットワークを活用して緊急性の高いものを特定し、保健医療サービスの継続に必要な感染防護資材、医療機材等の物資の供与に取り組んだ（後述する2）研究・警戒体制の強化と併せて資機材供与を60か国対象に実施）。例えば、ベトナムでは、供与した人工肺が引渡当日から患者治療に活用されたほか、ミャンマーでは、機構事業を活用した日本企業と連携して医療用酸素や治療関連の資機材を供与・維持管理するなど、迅速かつ効果的な支援を展開した。また、中核医療施設（総合病院、専門病院、教育病院）の新增設・拡充を推進し、あわせて技術協力事業やJICA開発大学院連携等を通じて、医療人材等の育成に取り組んだ。例えば、エルサルバドルでは、円借款を通じて中米最大規模の病床を有する新型コロナウイルス感染症専門病院を建設し、国連総会の演説において、同国大統領より日本政府・国民に対する謝意が表明された。さらに、日本と海外をつなぐ遠隔医療技術を活用し、集中治療室における医療の強化等に向けて、16か国を対象に調査を開始した。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で困難な状況に置かれた中南米各国の日系人団体を支援すべく、医療福祉施設等への助成金に係る制度改定を迅速に検討・実施の上、5か国30件の追加交付を決定した。

2) 研究・警戒体制の強化に関し、感染者発見を進めるための検査機材、検査試薬、検疫用機材等の物資の供与を迅速に進め、あわせて検査室の能力・サーベイランスの強化に資する人材育成を推進した。例えば、長年にわたる機構の協力を経て発展し、各国の中核的な新型コロナウイルス検査機関であるケニア中央医学研究所やガーナ野口記念医学研究所に対し、PCR検査キット、自動核酸抽出装置等の検査用資機材を供与したほか、ガーナ野口記念医学研究所による第三国研修（9か国15人参加）をウイルス学に比重を置いて実施し、周辺参加各国での新型コロナウイルス対策にも寄与した。また、日本の感染症対策における実践的経験や最新の研究成果の発信、共同研究等を推進した。例えば、院内感染対策、公衆衛生対策、新型コロナ患者管理をテーマとしたオンラインセミナーを計3回開催（延べ161か国約1,500人）したほか、SATREPS事業を通じて、日本・ブラジルの医療従事者による新型コロナ症例の実践的な情報・意見交換や、民間企業と連携した新型コロナウイルス検出試薬の性能評価試験の着手に貢献した。

3) 予防の強化・健康危機への備えの主流化に関し、①水・衛生、②栄養、③食糧安全保障、④教育、⑤環境管理、⑥都市・地域開発等、多岐にわたる分野で協力を実施した。①水・衛生分野では、水供給サービスの継続が危ぶまれるなか、その継続に資する緊急支援を約20か国で展開したほか、「JICA健康と命のための手洗い運動」を始動して新型コロナウイルス感染予防と健康増進に向けた取組を48か国約200件実施、また、漫画家の協力を得た啓発ポスターを作成し、26か国語に翻訳して世界中で普及活動を展開した。②栄養分野では、新型コロナウイルス感染拡大による急性栄養不良人口の急増を受け、各国で脆弱層を主な対象とした協力を展開したほか、世界食糧計画（WFP）との連携を推進した。③食糧安全保障分野では、小農を中心とする脆弱層への深刻な被害を軽減するため、農業投入財（優良種子、肥料等）の供与を含む新型コロナ対策支援を50か国以上約90件手掛け、農作物の安定的な生産等に大きく貢献した。④教育分野では、ネパール、ミャンマーにおいて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う休校措置に対応した自宅学習教材等を作成したほか、機構ホームページ内に「子どもの学びの改善」のためのお役立ち情報を新設し、教科書・教員用指導書、算数ドリル、動画等これまでの教育協力の成果品を掲載した。⑤環境管理分野では、感染リスクの高い現場作業を行う関係者が感染拡大の要因とならないよう、6か国で収集・清掃作業員や処分場作業員に対して感染予防物資（マスク、手袋、簡易防護服）提供や対策ガイドラインの整備等の緊急支援・能力強化を実施したほか、機構も主体的役割を担うアフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platform）の枠

組みを活用して急きょ新型コロナに伴う影響調査を実施するとともに、UN-Habitat と連携して ACCP 加盟国にパンデミック下の廃棄物管理戦略ガイダンス等を提供した。⑥都市・地域開発分野では、アジア、アフリカ地域の都市部における新型コロナウイルスによる影響評価及び8か国を対象としたプログラム形成調査を実施した。同調査の一部として、感染状況、政府の対応策、対応に係る人的能力、市民生活への影響、物流網への影響等の現状把握・影響分析を実施し、当該部分の結果を4か月弱という短期間で取りまとめた。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う金融・経済危機に対処するため、機構事業の効果・効率性の向上に向けた取組を推進した。例えば、経済対策等に要する資金を機動的に供給する「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」制度を、令和2年度補正予算の国会承認（2020年4月）に伴い創設し、同円借款を計12か国に3,275億円供与した。また、「災害復旧スタンド・バイ借款」を感染症対策にも初めて適用し、フィリピン大統領より首脳会談で謝意が表明された。加えて、開発途上地域のニーズに迅速かつ適切に応える新たなアプローチとして、Community Empowerment Program（スタンド・アローン型）を試行し、機構内での公募を経て27か国36件の事業を迅速に採択・推進した。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策に関する国際的な議論への貢献や国際機関・他ドナー等との連携を推進した。例えば、国連ハイレベル政治フォーラムのサイドイベントや、天皇皇后両陛下もご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議等を通じ、新型コロナウイルス感染症に対する機構の協力方針・事例をハイレベルに対して発信した。また、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」に対する世界銀行、ADB、国連等の理解・賛同を得て連携事業を推進した結果、2020年度の新型コロナウイルス感染症対策関連の協調融資実績は、計12件、約3,033億円となった（2020年度協調融資実績の全体の約64%）。

## **(2) 質の高い成長とそれを通じた貧困削減**

質の高い成長の実現に向け、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラ等の政府の重要政策に基づき、経済協力の戦略的活用に積極的に貢献した。特に、カンボジアでは、シハヌークビル港の整備・運営を当機構の支援ツールを総動員して支援した結果、コンテナ貨物の70%以上を取り扱う同国を代表する港湾としての地位を確立し、実施機関総裁が日本政府旭日中綬章を受章した。また、ガーナでは、道路建設事業において完工まで無事故・無災害244万時間を達成して同国政府より質の高いインフラとしての高い評価を得た。さらに、パキスタンでは、山岳道路の難工事を日本の優れた技術で実現して域内の連結性向上に寄与し、土木学会技術賞を受賞した。

平和と健康のための基本方針、平和と成長のための学びの戦略等の政府政策に基づき、包摂性に配慮しつつ、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献した。特に、既述の新型コロナウイルス感染症への対応に加え、アフリカでのポリオ根絶、ラオス初の全国看護師・助産師国家試験の実現、オープンイノベーションでのビジネスアイデア実現を通じた水道収益の大幅増、ミャンマーやネパールでの自主学習教材の作成・公開を通じたコロナ禍での学びの継続等に貢献した。

## **(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現**

法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政の機能強化等に取り組み、公正で包括的な社会の実現に貢献した。特に、中国では、当機構の協力を通じて民法典及び知的財産権法が初めて成立した。また、開発途上地域ではカカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームを実働させ、同プラットフォーム会員との共創による調査を行い、国の制度として

児童労働フリーゾーンを導入、普及する先進的な取組を推進した。

社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に貢献した。特に、フィリピンでは、ミンダナオ島のバンサモロ地域全域を対象とした新型コロナウイルス感染症の影響把握調査を実施し、バンサモロ暫定自治政府による新型コロナウイルス感染症対応に向けた現状把握・予算獲得に貢献した。また、ウガンダの難民・避難民居住地域において、開発計画策定におけるアカウントビリティ及び透明性の改善を実現し、世界銀行、国連開発計画等の援助機関やウガンダ政府による事業成果の面的拡大につながった。

#### **(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築**

持続可能な開発目標（SDGs）や日本政府の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するための取組を行った。特に、既述の新型コロナへの対応に加え、「緑の気候基金（GCF）」を活用した事業形成を推進するとともに、初のGCF受託を実現した。また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の日本の強みである「きれいな街」の開発途上地域での実現を掲げ、廃棄物管理、下水道整備等を総合的に支援する「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を創設・推進した。さらに、モーリシャス沖重油流出事故に際し、緊急援助に加え、生態系及び沿岸住民への影響緩和に向けた支援事業を迅速に形成し、同国首相から高い評価を得た。

#### **(5) 地域の重点取組**

自由で開かれたインド太平洋等を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。特に、既述の「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の創設・供与等を通じて、各国毎の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献したほか、開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携して「日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）」を25か国で始動・展開し、知日派リーダーの育成に全世界で取り組んだ。また、南アジアでは、コロナ禍でも遠隔での案件形成を迅速に進め、インドやバングラデシュとの公約に基づく新規円借款の供与に大きく貢献した。さらに、中央アジアでは、日本政府の「中央アジア+日本」対話が目指す地域連結性強化を象徴する事業として、はじめて中央アジア5か国全て（及びアフガニスタン）を対象とした国際機関連携無償の贈与契約を締結した。加えて、中南米では、エルサルバドル向けの迅速な支援を通じて中米最大規模の病床数を有する新型コロナ専門病院が建設され、国連総会で同国大統領より謝意が表明されたほか、コロナ禍で困難な状態に置かれた各国日系団体を支援するため、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討の上、申請の受付を開始した。アフリカ地域では、「JICA-高専イノベーションプラットフォーム」での戦略的な取組を通じて、開発モデルのイノベーションを継続的に生み出すエコシステムの構築等に貢献した。

#### **(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献**

民間企業等の海外展開を引き続き支援し、民間企業等が有する革新的技術や知見を活用し、開発途上地域における課題解決の促進に取り組んだ。特に、当機構が総合的に分析・提示した開発課題に対して、大企業の持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組を開始した。また、民間連携事業を通じて、ブラジルでの空調機向け省エネ基準改正、ケニアでの日本企業が提案したプログラミング教材

の公式教材認定、インドでの社会基盤整備を加速するプレキャストコンクリート製品の普及に向けた日本企業の進出等、数々の成果を実現した。

海外投融資事業は、制度再開以降過去最大の承認規模の海外投融資事業を承諾し、コロナ禍における中小零細事業者、低所得者、女性といった外的ショックに脆弱な層が抱える差し迫った資金需要に応えていくことを目指し、全世界向け「COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」等を実施し、多様性のある出融資ポートフォリオの構築を実現した。

さらに、中小企業・SDGs ビジネス支援事業における「地域金融機関連携案件」の募集を開始し、日本企業の海外進出に向けて、地域経済の核である地域金融機関との協働強化に尽力した。

### **(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大**

日本企業、業界団体、弁護士、学識経験者、CSO 等、多様な関係者と連携して日本における外国人労働者が抱える労働・社会問題の解決を目指し、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI)」を設立したほか、無料職業紹介免許の取得を通じた海外協力隊経験者による社会還元の更なる促進や新たな国際協力推進員制度の整備等、外国人材受入・多文化共生にも資する取組を数多く実施した。また、放送大学との共同制作番組「日本の近代化を知る 7 章」の続編を制作の上、放送を開始したほか、同ビデオ教材を活用した遠隔での講義を通じて、知日派リーダーの育成に資する JICA 開発大学院連携・JICA チェアを推進し、国内外の大学・研究機関等との連携強化に尽力した。さらに、熊本県をはじめとした日本各地の自治体に当機構職員を外向させ、SDGs の普及、国際理解教育の推進、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン決定に向けた支援等に取り組んだ。

### **(8) 国際社会でのリーダーシップの発揮**

各種国際会議や国際機関での議論を通じ、当機構の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献した。特に、当機構が提案した新型コロナ対策に関する取組が第 75 回国連総会での首相演説にて国際社会に表明されたほか、天皇皇后両陛下がご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議でも、当機構の新型コロナウイルス感染症に対する協力方針・事例を発信した。また、当機構が実行委員会メンバーとして、全世界の約 450 機関が参加する史上初の開発銀行サミットを共催したほか、当機構の職員が経済協力開発機構開発援助委員会の統計作業部会副議長として技術的な議論に貢献し、日本政府の方針である債務救済の ODA 計上が開発援助委員会本会合で承認された。

### **(9) 事業の戦略性の強化と体制整備**

開発途上地域における新型コロナ対策及び健康危機対応を推進するため、「新型コロナウイルス感染症対策協力推進室」を新設したほか、SDGs の達成に向けた機構内の責任体制の明確化と国内外の多様な方々との連携強化に向けた課題部の組織再編に取り組んだ。

平成 30 年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」による提言を受け導入した予算執行管理の強化に関する各種取組を継続して実施した。当機構予算の概算要求においては、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する等、同委員会の提言に基づき適切に実施するとともに、予算統制の強化・定着に取り組んだ。当機構の職員を対象とした研修など、自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着に向け尽力した。

また、コロナ禍においては、会議は全面的にオンラインで開催し、また在宅勤務を大幅に拡大させた。

こうした対応の推進のため、外部ネットワークアクセス回線数の増強、オンライン会議ツールの多様化、クラウドメールサービスの導入等、情報システム基盤の強化に貢献した。

#### **(10) 安全対策の強化**

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、脅威情報の収集・分析・発信体制の強化や情報共有の徹底に取り組んだ。特に、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化するなか、約 6,000 人規模の事業関係者の避難一時帰国オペレーションを統括・実施し、事業関係者の死亡事案、重篤化事案を回避した。また、事業関係者向けにコロナ禍における渡航関連説明会の開催等、機構内外関係者の感染リスクの低減及び安全・安心確保の推進に貢献した。また、工事安全に対する取組として、労働安全衛生の標準仕様書としては開発援助業界初となる「JICA 安全標準仕様書」を取りまとめ、労働安全衛生法制が十分に整備されていない蓋然性の高い開発途上地域における工事安全推進に貢献した。

No.- (一定の事業等のまとめ)	日本の開発協力の重点課題
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力重点、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、国家安全保障戦略、グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 戦略、TICAD VI ナイロビ宣言、持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、未来投資戦略 2018、成長戦略 2019、横浜宣言 2019、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、アジア健康構想、日本の教育協力政策、持続可能な開発のための教育、平和と成長のための学びの戦略、新水道ビジョン、自由で開かれたインド太平洋構想、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーーン (MARINE)・イニシアティブ、「インド太平洋に関するアセアン・アウトルック (AOIP)」、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、PALM8 の公約、対中南米外交・三つの指導理念 (juntos)、日・中南米連結性強化構想
当該事業実施に係る根拠 *	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	-
関連する政策評価・行政事業レビュー *	令和二年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

\* 以下全ての項目について同様のため、各項目では記載を省略する。

## 1. 主要な経年データ ※別途追記します。

①主要なアウトプット情報	項目 No.1 ～項目 No.5 の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報 *	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額 (百万円) <sup>2</sup>	107,613	104,587	106,322	111,679	-
決算額 (百万円) <sup>3</sup>	193,476	201,957	188,343	133,436 <sup>4</sup>	-
経常費用 (百万円)	100,229	106,569	99,955	78,140 <sup>5</sup>	-
経常利益 (百万円)	△ 11,222	△ 10,984	△ 4,927	△ 1,704 <sup>6</sup>	-
行政コスト (百万円) <sup>7</sup>	100,027	106,378	99,955	78,140 <sup>8</sup>	-
従事人員数	1,370	1,378	1,377	1,371	-

\* 中期目標脚注 2 の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、「一定の事業等のまとめ」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

<sup>2</sup> 2019 年度より無償資金協力事業費及び受託経費を含めたため、2017 ～ 2018 年度の計数を修正した。

<sup>3</sup> 2019 年度より無償資金協力事業費及び受託経費を含めたため、2017 ～ 2018 年度の計数を修正した。

<sup>4</sup> 暫定値

<sup>5</sup> 暫定値

<sup>6</sup> 暫定値

<sup>7</sup> 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

<sup>8</sup> 暫定値



## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所：

3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5)「地域の重点項目」。

中期計画参照箇所：

1. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1. (5)「地域の重点取組」。

年度計画参照箇所：

1. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1. (5)「地域の重点取組」。

### 主な評価指標

3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5)「地域の重点項目」に対応する指標。

## 3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1 ～ No.5）では、S 評定 2 項目、A 項目 3 項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ 2 項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られていると認められるため。

< 課題と対応 >

No.1 から No.5 の各項目を参照。

No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、成長戦略、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略、TICAD VI ナイロビ宣言、横浜宣言 2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のための G7 伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、未来投資戦略 2018、成長戦略 2019
当該項目の重要度、難易度*	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1 から No.5 共通）

\* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標 <sup>9</sup>	目標値 /年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
【指標 1-6】 ABE イニシアティブ 公約達成のための育成人材数（長期研修等）	900 人 <sup>10</sup> (2013-2017)	—	279 人	119 人	-	-	-
【指標 1-6】 Innovative Asia 公約達成のための育成人材数（長期研修等） <sup>11</sup> （人）	1,000 人 <sup>12</sup> (2017-2021)	188 人	208 人	166 人	184 人	71 人	-
②主要なインプット情報*			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）**			20,281	23,558	17,710	11,983 <sup>13</sup>	-

\* 項目 No.1 ～ No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

\*\* 項目 No.1 ～ No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1 ～ 4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所 <sup>14</sup> ：
3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
中期計画参照箇所：
1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

<sup>9</sup> 日本政府公約である ABE イニシアティブ及び Innovative Asia に示されている達成目標を基に設定する。

<sup>10</sup> ABE イニシアティブの目標値：2013 年から 2017 年に 900 人（2017 年度に 1,000 人達成）

<sup>11</sup> 2017 年度及び 2018 年度は機構の留学生受け入れ制度を通じたイノベティブ・アジア事業に該当する長期・短期留学生の受け入れ実績を集計していたが、2019 年度以降における長期留学生の実績については、文部科学省が実施する国費留学生制度を通じたイノベティブ・アジア事業に該当する留学生の受入実績を集計する。

<sup>12</sup> Innovative Asia の目標値：2017 年から 2021 年に 1,000 人

<sup>13</sup> 暫定値

<sup>14</sup> 中期目標及び中期計画は JICA ウェブサイト（[https://www.jica.go.jp/disc/chuki\\_nendo/index.html](https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/index.html)）を参照。

## 年度計画

### 1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

#### ア 都市・地域開発

- ・ 持続可能な都市・地域開発に貢献するため、その基礎となる土地利用及びインフラ整備計画を含む都市開発計画の策定、都市開発管理や都市課題解決に向けた仕組みの構築や能力向上等を支援する。その際、急速に都市化が進む現状を踏まえ、災害リスクに配慮したレジリエントな都市開発、都市の人々のライフスタイルや習慣を重視した都市開発及び公共交通志向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の推進、都市開発に携わる多様なアクターとの協働体制の構築、回廊開発アプローチ等による都市と地域の均衡ある発展等を総合的に推進する。
- ・ 特に、開発途上地域の都市問題を解決し持続可能な都市開発を推進するため、スマートシティ等の新しい考え方や技術をいかす方策を検討し、具体的な実証事業を提案・実施する。
- ・ 都市・地域開発の基本となる地理情報の効果的な活用を推進する。
- ・ 都市・地域開発分野における人材育成、計画策定及び事業実施の有機かつ効果的な協力を推進するため、留学生・研修員及び国内関係者のネットワーク強化を図る。

#### イ 運輸交通・ICT

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等にも貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラやICT環境の整備に向けた事業を実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、交通安全、へき地へのアクセスや社会的弱者の利用を想定したインフラ整備等、インフラ全体の強じん性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。
- ・ 特に、産学官との連携体制の下で道路アセットマネジメントプラットフォームの活動を展開し、アジア・アフリカ地域を中心に効率的かつ質の高い道路アセットマネジメント人材育成支援を実施する。また、アジア地域を中心に交通安全に資する取組を実施する。
- ・ 新たな都市鉄道システム導入に向けた支援（組織体制、人材育成、公共交通利用促進等）を行う。また、TODを推進する。その際、基幹交通網としての計画の妥当性、運営・維持管理体制の持続性や適切性、安全性の向上等を考慮する。
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、港湾・空港の施設建設及び運営・維持管理、海上保安等に係る協力を通じてアジア・アフリカ地域における物流の円滑化及び安全性の向上に取り組む。
- ・ ICTを活用した開発課題のソリューションを提供することで新しい価値や仕組みを創造するデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進し、開発事業の効率化及び効果拡大を図る。運輸交通分野ではBIM/CIM（Building Information Modeling / Construction Information Modeling）の導入を促進する。

#### ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- ・ TICAD 7 のフォローアップとしての情報収集確認調査を実施し、サブサハラ・アフリカにおける再生可能エネルギーを用いた地方電化（特にマイクログリッドやオフグリッドによるもの）の具体的な官民連携案件の形成に取り組む。また、既に電化された地域においても、電力供給の安定度・信頼度向上のため、発電所や送配電システムの拡充やその運転・維持管理能力の向上に取り組む。
- ・ パリ協定を受け、各国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）を念頭に置いた支援を通じ、エネルギー利用の一層の低（脱）炭素化に貢献する。具体的には、日本が強みを有する地熱開発等再生エネルギーの導入促進や、低コスト化が進む太陽光・風力等の再生エネルギーについて民間資金を活用した導入促進、変動性再生エネルギー増加に伴う系統不安定化への対策促進等に取り組む。あわせて、産業部門等の需要側の省エネルギーについても、より高い効果が見込まれる分野を見極めながら、高効率機器への低利融資や省エネ戦略の策定等を組み合わせて一層積極的に取り組む。

- ・「資源の絆プログラム」の実施を通じて、鉱物資源・地熱資源を有する重要国との関係構築・強化を行う。特に、帰国留学生による現地活動を支援しつつ、帰国後の関係継続・強化に取り組む。また、SATREPS や本邦研修等との連携を通じ、本邦大学のリソースを有効活用しつつ、研究・イノベーションと人材育成の相乗効果発現を図る。

#### エ 民間セクター開発

- ・アジア地域の産業振興及び投資振興分野では、「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」等を踏まえ、必要な政策策定支援、産業人材育成、現地企業と本邦企業を含む外資系企業とのリンケージ強化、イノベーションの推進を加速する。
- ・アジア以外の地域では、TICAD 7 の柱であるイノベーション促進の観点からも、起業家育成支援、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの推進、南南協力等により、企業支援のためのエコシステムづくりを促進し、多くの企業の能力強化支援を通じて民間セクター主導の成長を加速する。
- ・産業振興や人材育成に資する各国拠点大学の教育・研究や運営能力及び本邦大学とのネットワークの強化を図るとともに、ASEAN、インド、アフリカ及び本邦トップ大学を繋ぐことにより、インド太平洋地域にまたがる大学間の連携を強化する。また、工学系拠点大学における科学技術イノベーション推進のため高度人材育成や産業振興に貢献する人材育成事業を引き続き実施する。
- ・持続可能な観光開発を推進し、環境等への負の影響を制限しつつ、経済・雇用等幅広い SDGs への正のインパクトの実現を図る。また、世界観光機関と連携して取り組んでいる「観光開発 SDGs 効果測定指標ツールキット」の作成を進め、多様な関係者による活用を促進する。

#### オ 農林水産業振興

- ・高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。
- ・特に、ASEAN 事務局と協働で進めている「ASEAN-JICA フードバリューチェーン（FVC）開発支援プロジェクト（仮称）」の枠組みの中で新規事業を形成し、進捗を ASEAN 事務局及び ASEAN 加盟国に対し情報共有する。また、ASEAN 以外の地域においても FVC に資する案件を形成・実施する。加えて、スマートフードチェーン構築に関する事業も開始する。
- ・TICAD 7 のサイドイベントで打ち出した「SHEP100 万人宣言」の達成に向け、アフリカに加え、南アジア及び中南米地域でも市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）アプローチを活用した小規模農家支援事業を実施するとともに、南アジアと中南米地域では SHEP の更なる効果的活用に向けた調査を実施する。加えて、SHEP アプローチの理解促進に向けた国際ワークショップ、能力強化研修を開催するとともに開発パートナーとの連携を図る。
- ・本邦企業との協同によるアフリカ農業開発を目指し、アフリカビジネス協議会農業ワーキンググループの取り組み推進に向けた調査を実施する。
- ・19 年度に立ち上げた「JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA：JICA Platform for Food and Agriculture）」を 20 年度も実施していく。

#### カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ・「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえつつ、経済成長の基礎及び原動力を確保するための経済基盤として、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化推進、国家財政の基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成に向けた事業を実施する。
- ・特に、アジア地域では、連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・効率化支援、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」におけるインフラ・ガバナンス強化にもつながる徴税強化や公共投資管理強化、債務管理強化による財政の基盤強化支援、及び金融分野の健全な育成に向けた支援を実施する。

- ・ アフリカ地域では、TICAD 7における連結性強化やアフリカ大陸自由貿易圏の推進につながる、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）の推進や税関行政強化に係る支援、及び債務管理強化等財政の基盤強化に向けた支援を実施する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1. (2) 参照）

- ・ 都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況（SDGs Goal 11 関連）
- ・ 地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及び ICT 環境整備に係る支援の実施状況（SDGs Goal 9（9.1、9.c）及び SDGs Goal 3（3.6）関連）
- ・ 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.3、3.d）関連）
- ・ 質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況（SDGs Goal 7 関連）
- ・ 現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（8.1、8.2、8.3、8.5、8.6、8.8、8.9）、SDGs Goal 9（9.2、9.5）関連）
- ・ 産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.3、4.4）関連）
- ・ 生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.3、2.a）関連）
- ・ 適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（10、a）、SDGs Goal 10（4、5）、SDGs Goal 17（1）関連）

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：2020年に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、2020年度に機構で実施する短期研修については中止することとなった。これに伴い、イノベティブ・アジアで予定していた100人の大学における短期研修を中止せざるを得なくなったため、評価指標の目標水準は下回る形となった。一方、留学生来日に向けて政府各方面へ働きかけ、機構が追加的防疫措置を講じることを条件に、コロナ禍のなかでも71人の受入を実現した。また、日本での受入が困難な一方、日本とアジアの開発途上地域双方におけるイノベーション環境の改善に人材育成面で貢献する Innovative Asia の趣旨に沿った取組として、楽天㈱と複数の分野課題を対象にした包括的な連携協定を締結したほか、各国コロナ禍で制約が多いなかでも、オンラインを活用して日本センターでの事業を継続・発展させ、日本留学フェアへの参加者数は前年度比4.7倍、参加大学数は前年度比1.8倍と大きく増加した。

コロナ禍の影響で日本への留学が困難な状況となった中でも、留学フェアの拡大、企業とのオンライン交流会やインターンシップなど、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①コロナ禍における強じんな都市・地域開発のための迅速な調査の実施、②エジプトでの事業における読売国際協力賞の受賞、③道路アセットマネジメントへの貢献を通じた機構職員による土木学会国際活動奨励賞受賞、及びパキスタン事業における土木学会技術賞の受賞、④カンボジア・シハヌークビル港の発展及び実施機関総裁による旭日中綬章受章、⑤ガーナでの事業における無事故・無災害 244 万時間の達成、⑥アフリカ 19 か国におけるコロナ対策に向けた大規模なビジネスコンテストの初開催等、特筆すべき成果をあげた。

## ア 都市・地域開発

- ◎ **コロナ禍における強じんな都市・地域開発のための迅速な調査の実施【③】**：アジア、アフリカ地域の都市部における新型コロナによる影響評価、及び 8 か国を対象としたプログラム形成調査を実施。同調査の一部として、感染状況、政府の対応策、対応に係る人的能力、市民生活への影響、物流網への影響等の現状把握・影響分析を実施し、当該部分の結果を 4 か月弱という短期間で取りまとめ。
- ◎ **読売国際協力賞の受賞【④】**：エジプト「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」が、歴史的文化遺産の修復士の人材育成と遺物の保存修復の支援が評価され、読売国際協力賞を受賞。同賞の文化財保護に関する表彰としては初。
- 「日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議」に参画し、スマートシティ都市開発に携わる多様なアクターとの協働体制の構築や事業形成を推進。
- タイで日本の衛星からの高精度位置情報を活用した測量や建設、農業、位置情報・地図情報サービスの普及に向けた協力を通じ、都市開発分野における DX を推進。
- TICAD 7 における連結性強化や回廊整備によるアフリカ大陸自由貿易圏の推進を念頭に 7 か国を対象とした都市開発マスタープラン案件の形成及び実施に着手。

## イ 運輸交通・ICT

- ◎ **機構職員の土木学会国際活動奨励賞受賞【④】**：道路アセットマネジメントの企画・立ち上げ、国内大学との長期研修員受入態勢の構築や国内産学官の連携強化等に中心的に関与した機構職員が土木学会国際活動奨励賞を受賞。
- ◎ **実施機関総裁の旭日中綬章受章【④】**：機構が 1990 年代後半よりカンボジア・シハヌークビル港に対しマスタープラン策定、専門家派遣、円借款による埠頭整備、無償資金協力による税関機能強化、海外投融資によるシハヌークビル港運営への参画等機構援助手法を総動員して支援を継続した結果、同港はコンテナ貨物の 70% 以上（2018 年）を取り扱う同国を代表する港湾としての地位を確立。同実施機関総裁が土木学会国際貢献賞を受賞並びに日本政府旭日中綬章を受章。
- ◎ **円借款迅速化による完工・供用開始の早期化【①】**：インドネシア「パティンバン港開発事業（第一期）」（円借款）では、F/S（Feasibility Study）から詳細設計調査のシームレスな実施や、日本企業が高い技術力を持つ急速施工技術等を活用することによって、円借款貸付契約から約 3 年という短期間でこれらの施設完成及び一部供用開始を実現。
- ◎ **労働集約型工法導入による地域住民等の雇用機会創出【②】**：ウガンダ「西ナイル難民受入地域国道改修計画」では、施工品質の担保に向けた工夫を凝らし、無償資金協力による道路整備案件で初となる労働集約型工法を採用、地域住民や難民居住区住民の雇用機会創出にも貢献するコンポーネントを導入。
- ◎ **無事故・無災害 244 万時間を達成【④】**：ガーナ「テマ交差点改良計画」及び「第二次テマ交差点改良計画」では、人材教育、品質管理、安全管理に尽力し、2020 年 6 月の完工まで、無事故・無災害 244 万時間を達成（日本国内で一定期間労働災害を発生させなかった事業場に対して授与される無災害記録証の授与時間を上回る）。設計、施工から品質管理、工事安全に至るまで、ガーナ政府から「質の高いインフラ」として高く評価。

- 道路アセットマネジメント人材育成に資する技術協力プロジェクトの討議議事録 (Record of Discussions : R/D) を 8 か国で締結した他、4 か国でアドバイザー業務を開始。また、土木学会との共催による「道路インフラ維持管理に関するオンラインセミナー」を実施し、アジアを中心に 12 か国約 150 人が参加。さらに、道路アセットマネジメントに関する長期研修の選考・受入準備やオンラインでの研究活動報告会を実施。
- 自由で開かれたインド太平洋に資する港湾・空港施設及び運営維持管理、海上保安等に係る協力を実施 (ミクロネシア、ラオス、バングラデシュ)。
- アジア・アフリカ地域での物流円滑化・連結性強化に向けた国際幹線道路・主要道路の整備、都市内道路の円滑化に係る協力を実施 (フィリピン、ミャンマー、バングラデシュ、マラウイ、ソロモン等)。
- 国際交通安全学会等との連携によるプラットフォームの形成に着手。また、交通安全に関する技術協力プロジェクトの R/D を 3 か国で締結 (タイ、カンボジア、バングラデシュ)。
- 都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理の向上への支援の継続 (フィリピン、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ、インド、セルビア)。
- サイバーセキュリティ政策やサイバー法草案策定支援 (ミャンマー)、地上デジタル放送整備支援 (ペルー、アンゴラ)、デジタル人材・産業育成 (ブータン、バングラデシュ等) を通じ、各国のデジタル化に貢献。
- スタートアップ支援 (ルワンダ) や医療機関に対するデジタル技術活用支援 (モンゴル) を通じ、DX による社会課題解決を推進。

#### ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- TICAD 7 のフォローアップ含め、電力エネルギーへのアクセス向上や低・脱炭素を含む再生可能エネルギー導入に向けた戦略・計画策定を支援 (ベトナム、ソロモン、パキスタン、タンザニア)。
- 送配電網の計画・拡充を支援し、電力供給の安定化・損失低減・電化に貢献。また、パプアニューギニア、ラオスでの取組を通じて「電化パートナーシップ (Papua Electrification Partnership : PEP)」、「日米戦略エネルギーパートナーシップ (Japan-United States Strategic Energy Partnership : JUSEP)」に貢献。
- 電力供給の効率性・信頼性向上のため、発電所や送配電網といった設備の運転・運営・維持管理 (O&M) 改善のための支援を実施 (ラオス、ケニア、モザンビーク、リベリア)。
- 再生可能エネルギー・低炭素電源の導入を促進 (インドネシア、インド、エクアドル、ヨルダン等)。
- 省エネルギー促進のための制度構築や人材育成を実施 (パキスタン、カリコム諸国、ヨルダン、エジプト)。
- 「資源の絆プログラム」を継続実施し、新たに 14 か国より 17 人の留学生を受入 (累計 127 人)。「エネルギー政策」分野における留学生事業も開始し、6 人 (修士 5 人、博士 1 人) の留学生を受入。
- 資源の絆プログラム等で連携実績を蓄積してきた石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC : Japan Oil, Gas and Metals National Corporation) と包括的連携に関する基本協定書を締結。

#### エ 民間セクター開発

- ◎ 複数の分野課題を対象とした民間企業と初の包括連携協定締結【②】：楽天(株)と国際協力を通じた開発途上地域の開発課題解決及び SDGs の達成に貢献を目的とする包括連携協定を締結。機構にとって、複数の分野課題を対象にした民間企業との包括的な連携協定締結は初。本協定に基づき、楽天(株)との連携によるスタートアップ企業への支援が始動。
- ◎ コロナ禍における日本センターでの創意工夫による事業の継続・発展【②】：各国コロナ禍で制約が多いなか、各日本センターが創意工夫を重ね遠隔技術を用いたオンライン研修、信金中金と連携した商談会、日本留学フェア等を実施。日本留学フェアへの参加者数 (前年度比 4.7 倍)、参加大学数 (前年度比 1.8 倍) が大きく増加。

- ◎ **産業高度化に向けた政策提言の具現化【②】**：インドネシアでは、「国際競争力の高い産業の振興と課題に係る情報収集・確認調査」を通じた政策提言の結果、研究開発を行う企業に対する研究開発予算の最大300%の総所得から控除する減税制度が創設。同国企業による研究開発の拡大、イノベーションの推進に寄与。
- ◎ **新型コロナ対策ビジネスコンテストの初開催【②】**：アフリカにおける新型コロナに対応した新しいビジネス創出の加速を目的に、アフリカ19か国でコロナ対応のビジネスコンテストを初開催。保健・医療、農業、教育、物流等多様な分野2,713社から応募があり69社を選出し、実証事業を開始。
- ◎ **サブサハラ地域初の受託事業の実現【②】**：サブサハラ地域初の受託事業として、トヨタから自動車整備指導員の育成を受託。外部資金の動員による事業成果の拡大に向けた取組を推進。
- 日本センターや機構調査事業を通じ、スタートアップ企業支援を実施（カンボジア、ベトナム、モンゴル）。
- アフリカカイゼン年次会合のオンライン開催、遠隔教材の開発、オンラインセミナーの開催を通じカイゼン・イニシアティブを推進。例えば、カメルーンでは機構が支援したマスク製造企業によるWHOからの業務受注等が実現。
- コロナ禍を受けた観光産業の早期復興やSDGs達成への貢献に向けた「リカバリープラン」の策定を支援（モルディブ、ドミニカ共和国）。
- 新型コロナの影響を受けつつも、イノベティブ・アジアでは71人、ABEイニシアティブ3.0では86人を学位課程に新規受入。
- 汎アフリカ大学科学技術院（JKUAT-PAUSTI）では、2020年度末までに累計で修士245人、博士63人を輩出。また、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）では、2020年度末までに累計で修士115人、博士218人を輩出。

#### オ 農林水産業振興

- 食を基軸とする付加価値の連鎖（FVC：Food Value Chain）の構築・改善に向けてASEAN事務局と協議を進めたほか、カンボジア、スリランカ、パラグアイ等で新規案件を開始。また、新型コロナが農畜水産バリューチェーンに与えた影響の調査・分析を実施。
- SHEPアプローチの展開に向けて、アフリカに加え、南アジア、中南米向けの課題別研修を新設。また、スリランカ、バングラデシュでは、SHEPを取り入れた新規協力を開始。FAO主催の普及アプローチプレゼンテーションでは、SHEPアプローチが3位入賞（応募118件）。
- JiPFAを通じ「コロナ禍に対応した食・農の新しい協力のあり方」をテーマに、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を活用した機構の中長期的な取組指針を共有。また、Agri-Netを通じ43人の長期研修員受入。

#### カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ミャンマーで中央銀行の基幹システムの機能拡充に向けた協力をを行い、その一部が稼働開始。
- 資本市場や保険市場の育成及び監督当局の能力開発等の支援を実施（ミャンマー、ベトナム、モンゴル）。
- フィリピンで日本独自の手法である企業財務・信用情報を集積した統計的スコアリングモデルの構築を目的とした協力を実施。
- 国内歳入強化に向けた税務行政を支援（ミャンマー、インドネシア、ラオス、ベトナム、モンゴル）。
- 公共投資管理、債務管理の強化に向けた支援を開始・継続（ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ等）。また、エチオピアに債務管理アドバイザーを派遣。
- 「自由で開かれたインド・太平洋」に基づくASEAN域内における連結性向上に資する税関近代化支援や貿易円滑化に向けた税関行政能力強化を支援。また、歳入強化に向けた税関近代化支援を大洋州6か国で行うべく案件形成を開始。



- アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA：The African Continental Free Trade Agreement）推進につながる貿易円滑化支援として、OSBP 導入支援を東部・南部アフリカ地域で実施。また、世界税関機構（WCO：World Customs Organization）と連携し、アフリカの税関行政改善に資する人材育成を推進。

## 4. 業務実績

### No.1-1 都市・地域開発

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
持続可能性分析を含むマスタープラン策定都市数	3 件 <sup>15</sup>	3 件	5 件	5 件	3 件	
公共交通志向型開発戦略提案数	5 件 <sup>16</sup>	5 件	3 件	5 件	3 件	
ステークホルダー会議開催数	14 回 <sup>17</sup>	95 回	16 回	36 回	40 回	

#### (1) 持続可能な都市・地域開発に貢献するマスタープラン（M/P：Master Plan）の策定支援

##### ① 対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりの推進

- **コロナ禍における強じんな都市・地域開発のための迅速な調査の実施**：コロナ禍における開発協力ニーズの変化への対応を念頭に、分野横断的なアプローチの策定を受けて、都市型感染症への対応として、アジア、アフリカ地域の都市部における新型コロナによる影響評価及び8か国を対象としたプログラム形成調査を開始した。同調査の一部として、感染状況、政府の対応策、対応に係る人的能力、市民生活への影響、物流網への影響等の現状把握・影響分析を実施し、当該部分の結果については、4か月弱という短期間で取りまとめた。これらを通じ、レジリエントな都市・地域開発を実現するため都市脆弱層への配慮や支援の在り方に係る方針検討を深めるとともに、機構の海外拠点が持つ優位性をいかした現地の貴重な情報を広く世界に発信した。
- **読売国際協力賞の受賞**：エジプト「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が、歴史的文化遺産の修復士の人材育成と2021年開館予定の大エジプト博物館に収蔵される遺物の保存修復の支援を行ってきた長年の功績が評価され、2020年11月、読売国際協力賞を受賞した。同賞の文化財保護に関する表彰としては初で、細やかな技術移転を継続して人材育成に尽くし、相手国政府との信頼につなげた努力が高い評価を受けた。

##### ② 公共交通志向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の推進

- ・ インドネシア「ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ3」、バングラデシュ「MRT 沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト」、ボリビア「サンタクルス市 BRT 整備と一体となった持続可能な都市計画促進プロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）の立ち上げを行い、TOD の推進に取り組んだ。これらの案件形成・実施を通じて、軌道交通（MRT、LRT）やバス交通（BRT）等、様々な公共交通を軸とした持続可能な都市開発を推進した。

<sup>15</sup> 2015 年度実績

<sup>16</sup> 2015 年度実績

<sup>17</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、56 回

### ③ 多様なアクターとの協働体制の構築

- ・ 2020年度より留学生プログラム「持続可能な都市開発」を開始し、本邦5大学と連携し、6か国6人の受入を開始した。また、日本の質の高いインフラシステム輸出政策の実現に貢献するため、日本都市計画学会と「海外の都市開発分野における産学官の連携のための交流分科会」を企画し、人的ネットワーク形成や人材育成に資する勉強会等の活動を行った。
- ・ 日タイG空間推進協力協議会と連携し、タイにおける電子基準点の普及・活用に関する技術協力プロジェクトを実施し、日本を含む各測位衛星からの高精度位置情報を活用した測量や建設、農業、位置情報・地図情報サービスの普及に向けた取組を通じ、都市開発分野におけるDXを推進した。

### ④ 都市と地域の均衡ある発展の推進

- ・ 都市・地域の課題を俯瞰的に理解・分析し政策立案ができる人材の育成を目的として、2020年度より留学生プログラム「持続可能な開発」を開始した。新型コロナの影響を受けて来日が遅れているものの、各大学との協力のもと、2020年秋から6か国6人全員が遠隔で就学を開始した。長期研修員に対しては各種活動が制限されるなかで、オンラインによる合同ゼミを企画し、研修員や受入大学の指導教官、機構関係者等を交えて、研修員の母国の都市の開発課題や研究活動の紹介を行った。また、他大学で研究を進める他国の研修員との繋がりを形成するとともに、日本側関係者にも開発途上地域の開発課題に関心を持つ機会を提供した。

### (2) スマートシティを通じた持続可能な都市開発の推進

- ・ 日本政府が2019年に立ち上げた官民連携プラットフォームに設置された「日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議」に参画し、スマートシティ都市開発に携わる多様なアクターとの協働体制の構築を進めた。2020年9月から10月にかけて、スマートシティ・インスティテュート事務局とともに東南アジアの都市を題材としたスマートシティセミナーをシリーズで開催し、開発途上地域におけるスマートシティ・アプローチの適用策づくりに着手した。

### (3) 被災地のより良い復興や都市防災の実現

- ・ 災害リスクに配慮したレジリエントな都市開発の支援については、モザンビーク、インドネシア、ネパールにおける自然災害からの復興支援の継続を通じ、速やかな生計の回復のためのインフラ整備支援やジェンダーに配慮した地域コミュニティ内の共助活動の強化に取り組み、協働による社会経済活動の復興と再建の加速化の取組を支援した。

### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs Goal 11（都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする）の達成に向けて、ラオスやネパール等で新たに都市管理能力の向上に寄与する技術協力プロジェクトを開始した。ミャンマーではヤンゴン都市圏開発プログラムの構想のもとに支援を継続し、都市行政能力強化やインフラ整備を進めた。タイでは新たに導入された電子基準点を活用した開発課題の解決策を提供することで、都市管理分野における新しい価値や仕組みの創造を進めた。
- ・ アフリカ地域での急速な都市化問題に対しては、TICAD 7における連結性強化や回廊整備によるアフリカ大陸自由貿易圏の推進も念頭に、7か国を対象とした都市開発マスタープラン案件の

形成及び実施に着手した。回廊開発については、TICAD 7 で打ち出した回廊開発の成果の発信、また TICAD8 に向けた準備として、世銀、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD：African Union Development Agency）と地域統合における回廊開発の経験の共有及びその方策についての議論を開始した。

## (5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 新型コロナの蔓延に対して、都市分野での分野の枠を超えた横断的なアプローチを通じ、これまでの人的アセットや新しいパートナーとの連携を通じて感染症に強い安全な都市に変化していくことが求められている。SDGs 達成のロードマップへの復帰と、強じんな社会システムの構築に向けて、プログラム形成準備調査を通じた新しい発想の事業提案や資金協力を通じたインパクトの確保を図る。
- ・ また、スマートシティや TOD 等の新たな都市開発課題に対し、デジタル技術の活用、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法に拘らない柔軟かつ迅速な事業実施を積極的に提案していく。

### No.1-2 運輸交通・ICT

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
旅客数及び貨物量	- <sup>18</sup>	旅客数：945 千人 / 日 貨物量：344 千トン / 日、 3,501TEU / 日、 2,192 台 / 日、 2,207 百万トン km / 日	旅客数：2,586 千人 / 日 貨物量：336 千トン / 日	旅客数：1,229 千人 / 日 貨物量：303 千トン / 日	旅客数：1,549 千人 / 日 貨物量：167 千トン / 日 2,621TEU / 日	旅客数：千人 / 日 貨物量：千トン / 日
運輸交通に係る研修実績数	860 人 <sup>19</sup>	854 人	836 人	672 人	607 人	人
運営・維持管理の協力数又は支援との連携数	4.25 件 <sup>20</sup>	23 件	11 件	8 件	8 件	件

## (1) 相手国の発展段階に応じたインフラ整備

### ① 道路アセットマネジメント人材育成支援

- **機構職員の土木学会国際活動奨励賞受賞**：土木学会との協力覚書の下で実施している、開発途上地域での道路アセットマネジメントの定着に向けた人材育成支援について、この取組の企画・立ち上げに加え、国内大学との長期研修員受入態勢の構築や国内産学官の連携強化、新たな道路技術の海外実装等といった活動に中心的に関与した機構職員が、海外での土木工学の進歩発展あるいは社会資本の整備における現地での土木技術の発展に寄与し、国際貢献活動が今後も期待される日本人として評価され、土木学会国際活動奨励賞を 2020 年に受賞した。
- ・ 第 7 回 JICA・世界銀行グループ・ハイレベル対話（Deep Dive）の質の高いインフラ投資セッションで、道路アセットマネジメント人材育成の取組を紹介した。その後、G20 大阪サミットで採択された「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の原則 2（経済性）の実現に向け、世界銀行関係者と双方の活動に関する更なる意見交換を実施し、本分野における開発途上地域の人材

<sup>18</sup> 新たに統計を取る取組のため基準値なし

<sup>19</sup> 前中期目標期間（2013-2015）実績平均

<sup>20</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

育成において連携活動の成果をあげるべく定期的に協議を行うことを確認した。また、アジア開発銀行のオンラインセミナー「Asia-Pacific Transport Forum 2020」のセッション「Sustaining Road Infrastructure Quality in Asia and the Pacific」にでも道路アセットマネジメントの取組を紹介し、アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）関係者とも「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」原則 2（経済性）の実現に向けて更なる意見交換を実施した。

- ・ 機構の道路アセットマネジメントプラットフォーム活動に対する助言及び活動支援として、土木学会学識有識者他からなる国内支援委員会を 1 回開催した。同委員会では、これまでのプラットフォームの活動や課題別研修の実施状況を報告するとともに、産学官連携体制の構築を目指した新規技術協力プロジェクトの案件形成や国内の取組状況等についての助言を踏まえ、今後の活動方針について確認を行った。
- ・ コロナ禍での新たな人材育成活動として、ミャンマー建設省道路局関係者に対して、機構と土木学会との共催による「道路インフラ維持管理に関するオンラインセミナー」を実施した。土木学会に所属し道路アセットマネジメントの取組にも参画する日本国内の大学の研究者から、道路維持管理における PDCA サイクルや先端技術を用いた点検手法等が紹介され、活発な意見交換が行われた。ミャンマー関係者以外にも道路アセットマネジメントの長期研修員や他国の技術協力プロジェクト関係者を含め、アジアを中心に 12 か国約 150 人が参加し、効果的な情報共有及び意見交換を行った。
- ・ コロナ禍により、当初 2020 年春入学を予定していた 8 か国 18 人の長期研修員の来日が延期となっている。また、2021 年春入学に向けた候補者選定をオンライン面接にて行い、新たに 5 か国 10 人の候補者が各受入予定大学の入学試験に合格し、受入準備を進めた。来日中の長期研修員に対しては、コロナ禍の影響により活動が制限されるなかでオンラインによる研究活動報告会を企画し、同研修員の所属機関の関係者や来日予定の新規研修員、受入大学の指導教官等 30 人を超える参加者に対して研究活動の紹介を行った。また、他大学で研究を進める他国の研修員との繋がりを形成するとともに、来日待ち状態の研修員に対しては来日後の研究活動を想定した事前準備の機会を提供した。
- ・ コロナ禍の影響に伴う現地渡航が制限される状況において、これまでの取組により培った知見や土木学会との協力関係を活用しつつ遠隔による案件形成に取り組み、インドネシア、タジキスタン、モザンビーク等の 8 か国で道路インフラ維持管理に関する技術協力プロジェクトの R/D を締結した。また、キューバの国別研修及び東ティモール、マーシャル諸島、ウガンダ、エチオピアの 4 か国の道路インフラ維持管理に係るアドバイザー業務を開始した。ラオスとモザンビークの橋梁維持管理に係る技術協力プロジェクトでは、日本及び対象国双方の企業、大学との連携体制の構築をプロジェクトの活動に取り入れることで、学術機関の研究活動と実践的な技術移転を通じた橋梁維持管理に係る人材育成を図るとともに、日本企業が有する維持管理技術の活用を促進させ、日本企業の海外展開に資することが期待されている。
- ・ 道路アセットマネジメントの活動成果を外部に発信するため、機構ウェブサイト道路アセットマネジメントプラットフォームのページを開設するとともに、パンフレットの作成、日刊建設工業新聞や土木学会学会誌への寄稿を通じた情報発信に努めた。また、国内産学官関係者との意見交換を実施し、新たな国内パートナーとの関係構築を図った。

## ② 物流・交流拠点となる空港・港湾整備支援

- 実施機関総裁の旭日中綬章受章：カンボジアでは、現在、唯一の大水深港であるシハヌークビル

港において、円借款による新コンテナターミナルの建設、港湾手続き電子化のための無償資金協力、ターミナル運営効率化等の技術協力プロジェクト、港湾運営に係るアドバイザー専門家の派遣を実施中である。様々な援助手法を有する機構がそれぞれの特徴を踏まえ、多面的な支援を展開することによって同国の物流機能の強化を図り、同国における貿易促進及び経済社会発展に寄与することが期待される。なお、同港は1990年代後半よりマスタープラン策定、専門家派遣、円借款による埠頭整備、無償資金協力による税関機能強化、開発調査による海図作成、技術協力プロジェクトによる人材育成、海外投融資による同港運営への参画等、機構の援助手法を総動員して支援を継続している。これにより、同港はコンテナ貨物の70%以上(2018年)を取り扱う同国を代表する港湾としての地位を確立した。同実施機関総裁であるルーキムチュン氏は、初期段階から日本支援のキーパーソンとして貢献されたことが称えられ、2020年に土木学会国際貢献賞並びに日本政府旭日中綬章を受賞した。

- ▶ **円借款迅速化による完工・供用開始の早期化**：インドネシア「パティンバン港開発事業(第一期)」(円借款)では、建設中の新規港湾のうち、2020年12月に自動車専用埠頭の供用が開始された。F/Sから詳細設計調査のシームレスな実施や、日本企業が持つ急速施工技術等を活用することによって、円借款貸付契約から約3年という短期間でこれらの施設を完成させることができた。経済発展に伴い増大する貨物に対応するためジャカルタ首都圏東部に新規に建設される同港により、同首都圏全体の物流の効率化、既存港及び周辺交通混雑緩和が図られる。また、同地域に製造拠点を有する日本企業のビジネス環境の改善にも寄与することが期待される。
- ・ 自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、港湾分野ではミクロネシア「水産海事学校能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、ミクロネシア「ポンペイ港拡張計画」(準備調査)、を開始した。また、航空分野ではラオス「ビエンチャン国際空港の継続的改善に係る技術支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、バングラデシュ「ハズラット・シャージャラル国際空港拡張事業(第二期)」(円借款)を開始した。
- ・ 2020年8月にモーリシャス沖で発生したWAKASHIO号の座礁・重油流出事故を受け、航行安全・海難防止に資する協力を形成すべく迅速に情報収集・確認調査を行い、モーリシャスにおける航行安全・海難防止に係る状況を全般的に把握すると同時に、安全な海上交通の確保に資する技術協力プロジェクト等の協力案の検討を行った。

### ③ アジア・アフリカ地域での物流円滑化・連結性強化

- ・ **国際幹線道路・主要道路の整備**：ミャンマー「東西経済回廊幹線道路整備事業(バゴー・チャイトー間新道路)」(円借款)、バングラデシュ「チッタゴン-コックスバザール道路整備事業(E/S)」(円借款)、フィリピン「セブ-マクタン橋(第四橋)及び沿岸道路建設事業」(円借款)等を通じ、国際幹線道路、主要道路の整備、改善等を通じて物流円滑化、連結性強化に貢献した。
- ・ **都市内道路の円滑化**：マラウイ「リロングウェ市内幹線道路改修計画」(無償資金協力)、ベナン「コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画」(無償資金協力)、ソロモン「第二次クム幹線道路改善計画」(無償資金協力)、フィリピン「ダバオ市バイパス建設事業(第二期)」(円借款)等を通じ、都市内の渋滞緩和、バイパス整備等を通じて物流円滑化、連結性強化に貢献した。
- ▶ **労働集約型工法導入による地域住民等の雇用機会創出**：ウガンダ「西ナイル難民受入地域国道改修計画」(無償資金協力)等を通じ、地方道路のアクセス向上にも取り組んだ。特に本事業ではフィーダー道路の整備にあたり、無償資金協力による道路整備案件で初となる労働集約型工法(LBT: Labor based Technology)を採用し、地域住民や難民居住区住民の雇用機会創出にも貢献す

るコンポーネントとした。LBT 導入にあたっては施工品質の担保が困難であったが、対象となる県職員向け LBT 研修を含めることにより、県職員が自分たちの力で品質管理を行えるように工夫した。

- ▶ **パキスタン「東西道路改修事業（国道 70 号線）」（円借款）**：国道 70 号線は、バロチスタン州の州都クエッタとパンジャブ州南部の主要都市ムルタンを結び国土を東西に接続する基幹道路である。本事業は国道 70 号線の山岳区間約 34km の改修を行い、交通の隘路の解消を図ることにより、バロチスタン州とパンジャブ州との間のアクセスを向上させ、地域経済の発展に寄与するものである。災害多発地域での防災対策技術、急傾斜地における橋梁の設計・施工技術、日本の優れた技術の海外展開、遠隔地かつ危険地域における安全管理成果等が土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる画期的なプロジェクトとして評価され、令和元年度の土木学会技術賞を受賞した。
- ▶ **ガーナ「テマ交差点改良計画」及び「第二次テマ交差点改良計画」（いずれも無償資金協力）**：朝夕の通勤時間帯を中心とした慢性的な渋滞が問題となっていた首都アクラと国内最大のテマ港からの二つの国際回廊道路が交わるラウンドアバウト式のテマ交差点を「ガーナ国際回廊改善計画」によりアンダーパス及び信号交差点化することで、円滑かつ安全な道路交通の確保を目指すもので、28 か月にわたる工事の末、完成した。人材教育、品質管理、安全管理に尽力し、2020 年 6 月の完工まで、日本国内で一定期間労働災害を発生させなかった事業場に対して授与される無災害記録証の授与時間を超える無事故・無災害 244 万時間を達成する等、本事業は、設計、施工から品質管理、工事安全に至るまで、ガーナ政府から「質の高いインフラ」として高く評価された。また、「第二次テマ交差点改良計画（詳細設計）」（無償資金協力）の贈与契約（G/A：Grant Agreement）が締結され、今後、フライオーバーの建設が進められ、西アフリカ最大の立体交差点が完成し、ガーナの主要経済圏及び内陸国との交通利便性向上及び物流改善、経済インフラ整備に寄与することが期待される。

#### ④ 自然災害リスクの最小化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等

- ・ **フィジー「タマブア・イ・ワイ橋架け替え計画」（無償資金協力）**：首都スバにおいて、サイクロン被害等による老朽化が著しい最重要幹線道路に架かるタマブア・イ・ワイ橋の架け替えを協力内容とした無償資金協力の G/A を締結した。本事業の実施により、安全で安定した交通の確保と輸送力の改善を通じた自然災害に対する基幹道路の強じん性の強化を図り、もってフィジーの環境・気候変動対策に寄与することが期待される。
- ・ **ソロモン「第二次クム幹線道路改善計画」（無償資金協力）**：ホニアラ国際空港とホニアラ市街地を結ぶ首都ホニアラの主要道路であるクム幹線道路の 4 車線化及び道路排水施設の整備等を協力内容とした無償資金協力の G/A を締結した。本事業の実施により、首都ホニアラ市内の渋滞緩和、排水能力強化を図り、もって物流改善及び防災に寄与することが期待される。

#### ⑤ 交通安全に資する取組

- ・ タイ、カンボジア、バングラデシュの 3 か国で交通安全に関する技術協力プロジェクトの R/D を締結した。また、交通安全に係る日本国内の知見を集約するため、世界各地の交通事情と交通文化の多様性を踏まえた国際的諸活動を展開している国際交通安全学会（IATSS：International Association of Traffic and Safety Sciences）や学識有識者、民間企業等からなるプラットフォームの立ち上げに向け、機構内で道路交通安全イニシアティブの検討を進めるとともに、分野を超えた横断的な取組を実現すべく機構内及び IATSS 等の外部有識者との協議を実施した。

## (2) 各協力手法・取組の相乗効果の発揮

- ・ **カンボジア「南部経済回廊の強化」**：「国道5号線改修事業（北、南、中央）」（円借款）による延長約370km、総事業費約1,000億円規模の道路改良（拡幅、バイパス整備等）事業を促進するとともに、有償勘定技術支援「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」のR/Dを締結した。同技術支援を通じて、国道5号線上において交通安全対策の検証、交通安全対策に係る組織体制の強化・人材育成、啓発活動の促進等を行うことにより、周辺住民等の安全を確保しつつ、国道5号線の輸送能力の強化及び輸送効率の改善が期待される。

## (3) DXによる開発事業の効率化及び効果の拡大

- ・ 機構理事長の直轄によるデジタル・トランスフォーメーション（DX）・タスクフォースにて、協力事業の中で新しい価値や仕組みを創造するDXを促進するための検討を行い、機構内にSTI・DX（Science Technology and Innovation & Digital Transformation）室を新設し、ICT分野の能力強化とともに、DXによる社会課題の解決に取り組む体制を整備した。また、渋谷スクランブルスクエア（株）が運営する渋谷QWSの協力を得て、2020年10月機構のDXの取組に関するオンラインセミナーを実施した結果、300人以上の参加があり、そのフォローアップとして11月に渋谷QWS会場にてデジタル技術による社会課題の解決に関心を持つ会社を対象にネットワーキングの機会を設けるなど、これらの活動を通じてJICA事業の広報・発信ならびに民間企業との連携可能性の検討を進めた。2021年3月には国内民間企業と一層の共創を行い具体的な事業DXを推進するため、経団連と共催にてオンラインセミナーを行い、100人超の参加があった。
- ・ コロナ禍での事業継続対策として、研修を実施する国内機関を主な対象に、JICA-Netの支援機能を拡充し、遠隔研修コンテンツ制作の推進やオンライン配信の技術支援等の強化を行った。

## ① 社会がデジタル化していく上で基盤となるICT分野の能力強化

- ・ **政策立案・実施能力の強化**：ミャンマーでは、サイバーセキュリティ政策、データ保護に関する各種取組（General Data Protection Regulation：GDPR）等の助言とともに、サイバー法策定に向けた草案作りにも助言を行った。ルワンダでは宇宙戦略策定の支援を行い、コロナ禍でオンラインでの遠隔アドバイザリー会議を定期開催し、同戦略の素案作成に協力した。また、新たに宇宙分野の留学生プログラムを立ち上げ、受入大学の開拓や、ASEANを中心とした将来の宇宙機関を担う人材の選考・留学支援を実施した。
- ・ **情報通信インフラ・地上デジタル放送整備支援**：ペルーでは、地上デジタル放送及び緊急警報放送システム（Emergency Warning Broadcast System：EWBS）の導入を支援した。アンゴラでは、地上波放送のデジタル化移行計画策定に係る協力の案件形成とデジタル放送開始（Digital Switchover：DSO）とアナログ放送停波（Analog Switch-off：ASO）に向けたタスク・スケジュール作成を支援した。モルディブでは、地上デジタル波放送施設整備に係る無償資金協力を実施するとともに、放送開始に向けたコンテンツフォーマットの調整及び視聴者拡大に係る調査やケーブルテレビとの連携協議を行った。ボツワナではアナログ停波に向けた準備と更なる地上波デジタル放送の機能の活用のための災害情報配信の検討を行った。
- ・ **デジタル人材育成・デジタル産業育成支援**：ブータンでは、デジタルものづくり工房（ファブラボ）による技術教育・普及促進プロジェクトにおいて、新型コロナの影響で現地での事業立ち上げが困難ななか、他のファブラボと連携し人材育成に取り組んだ。バングラデシュでは日本市場

をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクトにて、265 人の ICT 人材を育成し、そのうち 186 人が日本企業へ就職をした。スリランカ、パキスタン、アルメニア各国では、先端 ICT 技術を用いたソリューションビジネス振興のため、対象 3 か国の先端 ICT 技術を有する企業と日本のユーザー企業を繋ぎ、両国の連携を促進していく人材の育成や連携のための仕組みづくりを検討した。対象 3 か国の先端 ICT 企業とのオンラインピッチには、日本企業から 105 社 172 人の参加があり、日本市場紹介オンラインセミナーには対象 3 か国から 75 社・団体の参加を得た。加えて、対象 3 か国の ICT 企業の実力を図るための概念実証事業を募集し、5 件の日本企業と現地企業との商談が成立した。

- ・ **サイバーセキュリティ支援**：サイバーセキュリティは情報通信分野で基盤となる技術分野であり、体制強化及び人材育成支援を行った。詳細については「No.3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に記載のとおり。

## ② ICT の基盤の上で実現する DX による社会課題解決の推進

- ・ **ルワンダ・ICT イノベーションエコシステム強化プロジェクト**：ルワンダでのスタートアップ支援を行う「250 スタートアップ」という起業家支援プログラムでは、2020 年度は全 108 社の応募があり、都市における路上駐車問題、養殖槽における水質汚濁問題といった社会課題を解決するスタートアップ企業等 20 社を支援・育成した。
- ・ **遠隔医療・医療 ICT 活用と案件形成**：新型コロナウイルス感染拡大下において、医療機関に対する遠隔支援やデジタル技術の活用による感染症対策を支援するための情報収集・確認調査を実施し、既往案件での活用や感染拡大が深刻な国での新規案件形成に取り組んだ。また、モンゴルでは濃厚接触者追跡アプリ開発の側面支援を行った。

## (4) 持続性の高い新たな都市鉄道システムの構築に向けた具体的な施策の実施状況

### ① インド高速鉄道事業支援

- ・ インド初の高速鉄道開業に向け、詳細設計や本邦研修及び専門家派遣を通じた実施機関の組織強化に対する支援を引き続き実施した。2020 年度はコロナ禍における人材育成・運営・維持管理 (O&M) 活動の支援として、機構専門家によるオンラインでのワークショップを計 7 回実施した。

### ② 都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理の向上

- ・ **インド「デリー高速輸送システム建設事業」及び「チェンナイ地下鉄建設事業（フェーズ 1）及び（フェーズ 2）」（円借款）**：1997 年以降継続して実施している「デリー高速輸送システム建設事業」及び「フェーズ 2」（いずれも円借款）に引き続き、高速輸送システムの更なるネットワーク化と環状道路の機能補完・代替による同首都圏の交通渋滞緩和を目的として、フェーズ 3 として既存線の延伸及び環状線の整備支援を実施した。また、チェンナイでは、交通渋滞や大気汚染・騒音等の自動車公害による健康被害が重大な問題となっており、「チェンナイ地下鉄建設事業（フェーズ 1）及び（フェーズ 2）」（円借款）のフェーズ 1 において 1 号線及び 2 号線、フェーズ 2 において 3 号線の一部及び 5 号線の一部の大量高速輸送システムを建設中である。
- ・ **フィリピン「鉄道訓練センター設立・運営能力強化支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）**：フィリピンでは新規鉄道となる「南北通勤鉄道事業（マロロス-ツツバン）」や「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ I）」（いずれも円借款）等大型都市鉄道事業を集中的に支援している。このため、フィリピンにおける鉄道人材育成・監督の柱となるフィリピン鉄道訓練センターの設立・運営能力強化の支援を引き続き実施した。2020 年度はオンラインにより、新規鉄道職員向けの基



礎研修を実施する指導員に対しての研修を実施した。

- ・ **ミャンマー「鉄道車両維持管理・サービス向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)**：円借款で整備が進められているヤンゴン・マンダレー鉄道(約620km)及びヤンゴン環状鉄道(約46km)の改修事業において、日本の鉄道システムが導入される予定であり、2020年9月には日本製車両6両(新潟トランス社製)がヤンゴンに到着した。2020年度は新型コロナ対策を含めた車両整備・旅客サービス技術のセミナーをオンラインで実施した。
- ・ **ベトナム「ホーチミン市都市鉄道事業(ベンタイン-スオイティエン間(1号線))」(円借款)**：ベトナム最大の都市であるホーチミン都市圏の交通渋滞及び大気汚染の緩和を図るため、ベンタイン-スオイティエン間の都市鉄道を建設中である。2020年10月日本製車両3両(日立製作所製)の引渡しが行われ、現地メディアや本邦メディアで大々的に紹介された。
- ・ **バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業(IV)」(円借款)及び「ダッカ都市交通整備事業(5号線北路線)(I)」(円借款)**：2020年8月、同国初の都市鉄道建設事業の4期目の資金需要に対応する「ダッカ都市交通整備事業(IV)」及び「ダッカ都市交通整備事業(5号線北路線)(I)」の借款契約(L/A: Loan Agreement)に調印した。公共交通へのモーダルシフトにより、ダッカの交通渋滞、大気汚染緩和に寄与することが期待される。
- ・ **ミャンマー「ヤンゴン公共バスサービス改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)**：2017年度より、ヤンゴンの公共交通を包括的に改善するため、市民の足であるバス交通との連結性の向上、バス交通のサービス改善を実施するプロジェクトを実施している。2020年度はコロナ禍により利用者が減少しているバスサービスの改善を図るため、No Virus Dayを実施し、公共バスでの感染防止をキャンペーン展開した。また、マスクや消毒液等の資機材供与を行い、公共交通機関における感染防止マナーの啓発等を実施した。
- ・ **西バルカン諸国における公共交通改善プロジェクト(技術協力プロジェクト)**：セルビア共和国ベオグラード及びボスニア・ヘルツェゴビナ国サラエボでは、公共交通のサービス低下等により公共交通利用者が減少していることから、同地における公共交通政策、公共交通運営、車両・軌道等の維持更新等について支援する「ベオグラード市公共交通改善プロジェクト」及び「サラエボ県公共交通管理及び運営能力強化計画策定プロジェクト」(いずれも技術協力プロジェクト)を開始した。
- ・ **都市鉄道分野課題別研修 帰国研修員フォローアップセミナー**：都市鉄道分野の人材育成の支援として、各国の運輸省等の政府機関職員を対象とした日本の鉄道政策・技術を体系的に学ぶ「都市鉄道の運営」と、より都市鉄道事業の運営に焦点を当て、都市鉄道事業者の基幹要員を対象とした系統毎の実践的な技術や運営手法を体得する「都市鉄道事業者レベルアップ研修」の2つの課題別研修を開催している。2020年度はこれまでの帰国研修員を対象としたオンラインセミナーを開催した。参加年度の異なる33人の帰国研修員が一堂に会し、「コロナと共生する都市鉄道」をテーマに、コロナ禍における世界各国の都市鉄道の持続性確保のための行政や事業者の取組を共有した。

## (5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ **SDGs ターゲット 9.1**(すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラを開発する)に資する案件をアジア、アフリカ地域を中心に実施した。

- ・ SDGs ターゲット 3.6（2020 年までに世界の道路交通事故による死傷者を半減させる）に直接資する技術協力プロジェクトの R/D をタイ、カンボジア、バングラデシュの 3 か国で締結したほか、ウズベキスタンにおける道路交通安全研修のフォローアップセミナーを開催した。また、各種道路、橋梁整備案件の計画・設計に際し、交通安全向上を念頭においた設計とした。
- ・ SDGs Goal 11（住み続けられるまちづくりを）及び SDGs Goal 13（気候変動に具体的な対策を）に資する都市鉄道整備事業及び公共交通システム改善事業を、東南アジア、南アジアを中心に実施するとともに、より多くの人々が公共交通を利用するよう、モビリティ・マネジメント・ハンドブックを作成する等により、人々の行動変容を促進した。

## (6) 事業上の課題及び対応方針

- ・ モータリゼーションの進展は人間生活に多大な便益をもたらした一方で、交通事故、交通渋滞、交通公害等の各種障害を引き起こしている。交通事故をはじめとする各種の交通障害は、人間、機械及び環境の各要素が複雑に絡み合っているため、各分野の知見を集約し、望ましい道路交通の在り方を探求すべく道路交通安全イニシアティブの立ち上げを図るとともに、分野を超えた横断的な取組を検討していく。
- ・ 開発途上地域の多くで都市化が進み、交通渋滞が深刻化するなかで、公共交通（都市鉄道、バス）の利用を促進することは、脱炭素社会を実現する上でも極めて重要である。そのことから、公共交通イニシアティブを立ち上げ、公共交通システムの更なる普及を促進していく。

### No.1-3 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
初期電化・供給増・安定化等の裨益想定人口	385.5 万人 <sup>21</sup>	113 万人	861 万人	933 万人	234 万人	万人
質の高いエネルギー分野の研修実績数うち、資源の絆研修実績数	582 人 <sup>22</sup> うち 9 人	559 人 うち 17 人	410 人 うち 14 人	387 人 うち 25 人	175 人 うち 17 人	人うち人
電力開発に係る新規計画策定数	19 件 <sup>23</sup>	10 件	8 件	4 件	3 件	件

## (1) 安定的で質の高い電力供給とアクセス向上に向けた具体的な施策の実施状況

### ① エネルギーアクセス向上への貢献

- ・ **電力エネルギー開発計画の策定に係る取組**：電力エネルギー分野の開発計画策定を通して、エネルギーアクセス向上及び低・脱炭素化に向けた戦略・計画策定を支援した。ソロモンでの再生可能エネルギーロードマップ策定支援をはじめ、タンザニアやパキスタンでの支援を継続した。また、ベトナムでは情報収集・確認調査を通して、再生可能エネルギーの導入増加に伴う電力分野支援ニーズや民間資金動員の可能性を把握し、今後支援が見込まれる案件の形成に取り組んだ。世界的な脱炭素化に向けた潮流のなかで、アジア諸国における中期的なエネルギー安定供給の確保や、開発途上地域の脱炭素に向けたエネルギー分野を構築するための戦略策定に関し、今後の案件形成を念頭に置いた情報収集・確認調査を開始した。TICAD 7 のフォローアップと TICAD8

<sup>21</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>22</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>23</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、76 件

に向けた案件形成を念頭に、サブサハラ・アフリカ地域を対象とした再生可能エネルギー導入促進のための民間資金活用可能性の検討と、同地域を対象とした電力セクターの支援ニーズ確認のための情報収集・確認調査をそれぞれ開始し、案件形成に向けた検討を継続した。

- ・ **送配電システムの拡充**：送配電網の計画・拡充を支援し、電力供給の安定化・損失低減・電化に貢献した。パプアニューギニア電力公社を対象に、電力網及び分散型電力供給システムの運用・維持管理能力の向上を目的とした技術協力プロジェクトの形成に取り組んだ結果、先方政府より要請書が提出された（「電力系統計画・運用能力向上プロジェクト」）。本事業は、2018年11月に日本・米国・オーストラリア・ニュージーランド・パプアニューギニア各国政府により合意された電化パートナーシップ（Papua Electrification Partnership：PEP）に貢献するものである。また、ラオスでは、2017年11月の日米首脳会談で合意された日米戦略エネルギーパートナーシップ（Japan-United States Strategic Energy Partnership：JUSEP）における広域連携枠組みに対する中心的な貢献として、2019年度に実施した広域系統マスタープランの実施促進に向けた働きかけを日本政府、米国及び周辺国とともに取り組んだ。ラオス電力公社（EDL：Electricité Du Laos）の債務問題が深刻化する同国において、新たな送電会社（EDL-T）設立により、ラオス政府の主権や電力セクターの持続的発展が阻害されないよう、エネルギー・鉱業省の政策分析・規制制度・財務分析等に関する組織的・技術的能力向上を図るため、複数のコンポーネントから成る協力プログラムを形成し、アドバイザーチームを迅速に派遣した。インドシナ地域の地政学的安定性の観点から、同国電力分野の独立性・持続性への日本・米国両政府の関心は高く、機構がラオス政府との間で長年培ってきた信頼関係をいかした協力案件を形成することで、両国パートナーシップの深化に貢献した。JUSEPの広域枠組みでは、米国国際開発庁（USAID：United States Agency for International Development）とも連携し、南アジアの広域連携を促進するための調査を開始した。ケニアでは、ナクル市及びモンバサ市周辺の未電化地域において、低損失型配電設備整備を通じた電化及び電力安定供給を行うための「ナイロビ市周辺配電設備整備計画」（無償資金協力）を開始したほか、マラウイでは、首都の変電設備を増強することにより、産業集積地域及び市内中心部への電力供給を行うため「リロングウェ市における変電所改修計画」（無償資金協力）の開始を決定した。
- ・ **運営・維持管理能力強化に向けた取組**：電力供給の効率性・信頼性向上のため、発電所や送配電網といった設備の運転・運轉・運営維持管理（O&M：Operation and Management）改善のための支援を行った。モザンビークでは、円借款で建設したガス・コンバインドサイクル発電所のO&M強化のための支援を開始したほか、リベリアでは無償資金協力で建設したディーゼル発電所のO&M強化のための支援を開始した。ケニアでは円借款により開発を支援してきたオルカリア地熱発電所において、IoTを活用したO&M強化のための技術協力を開始した<sup>24</sup>。ラオスでは、協力プログラムの一環として送電系統の計画・運用能力の強化を図るため、電力品質向上のためのグリッドコードの整備や電力公社に対する技術支援を開始した。ウガンダ及びケニアでは、系統運用の信頼度を高めるための技術協力案件の形成に取り組んだ。2019年度に引き続き、持続的な事業運営、O&Mを確保するための電気事業経営に関する本邦研修を遠隔で実施した。

## ② エネルギー利用の低・脱炭素化への貢献

- ・ **再生可能エネルギー／低炭素電源の導入促進**：地熱等の再生可能エネルギーやガス・コンバイン

<sup>24</sup> <https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/19/news/00001/00756/?ST=msb>  
[https://www.nikkei.com/article/DGXLRSP532533\\_X00C20A4000000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLRSP532533_X00C20A4000000/)  
<https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/19/news/00001/00756/?ST=msb>

ドサイクル発電等の低炭素電源の導入支援を行った。ヨルダンやスリランカでは、変動性再生可能エネルギーの増加を見据えた電力供給安定化のための電力公社の能力強化支援を開始したほか、インドでは南アンダマン島において太陽光発電の導入を下支えするための蓄電池設置に関する無償資金協力について協力準備調査を行った。

- 再生可能エネルギーを用いた発電所の建設については、エクアドルで同国初となる地熱発電所の建設を行う「チャチンピロ地熱発電所建設事業」（円借款）や、インドネシアで「フルライス地熱発電事業」（円借款）の案件形成に取り組んだ。豊富な地熱資源を有するインドネシアでは、更なる地熱開発を促進するための試掘ファンドの活用に向けた制度構築のための技術協力に加えて、将来の円借款案件形成をにらんだ情報収集・確認調査を開始した。ケニアでは、先進技術を用いた地熱貯留層評価等を目的とした地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）「東アフリカ大地溝帯に発達する地熱系の最適開発のための包括的ソリューション」を開始した。別途実施する技術協力と連携しながら、同国における地熱人材育成に取り組む予定である。
- インドネシアにおける地熱分野の SATREPS「インドネシアにおける地熱発電の大幅促進を目指した蒸気スポット検出と持続的資源利用の技術開発」が、科学技術振興機構（JST）側の終了時評価において、研究開発成果、持続的研究基盤の確立、人材育成、相手国での社会実装への期待において、いずれも所期の計画を超えた高いレベルで達成したとして、JST との連携案件で初となる「S」評価を得る等、高い成果を残した。
- このほか、海外投融資によるヨルダン最大規模のムワッカル太陽光発電所が完工したことにより、同国にて逼迫する電力需給の改善や輸入エネルギー依存脱却、低（脱）炭素化の実現に貢献することが期待される。バヌアツでは、既設水力発電所の下流に新たな流れ込み式水力発電施設を建設することにより、電力供給力を強化し輸入燃料への依存を軽減するため、無償資金協力準備調査を行った（「サント島における水力発電施設建設計画（詳細設計）」）。レソトでは、無償資金協力にて小水力発電所の改修をするための調査を開始した。
- 省エネルギー促進に向けた取組**：需要側における省エネルギー促進のための制度構築や人材育成のための支援を行った。エジプトでは、エネルギーデータマネジメントの改善、省エネアクションプランの改定や戦略作り、並びに円借款事業との相乗効果が想定される技術協力を開始したほか、ヨルダンの省エネ関連省庁・機関を対象に、省エネ政策の策定等に関する実務能力強化のための研修を実施した。また、パキスタンでの省エネ基準及びラベリング制度の構築支援や、カリコム諸国（ジャマイカ、バルバドス、セントクリストファー・ネイビス）に対する省エネルギー促進政策の実現に向けたロードマップの作成支援を継続した。

## (2) 資源の絆プログラム他

- 開発途上地域の資源分野（鉱物資源・地熱資源）の人材を育成するとともに、これら人材と日本の資源開発関係者との人的ネットワークを強化し、更には知日派・親日派を育成する目的で、2013年度から修士・博士号を取得できる「資源の絆プログラム」を日本国内の資源系の大学にて実施中である。日本国内産学官のネットワークを強化し、新たに14か国より17人の留学生を受け入れた（累計127人）。コロナ禍においても、リモートでのモニタリング面接や修了時プレゼンテーション、特別プログラムの実施を通じ、可能な限り通常のオペレーションとなるよう取り組んだ。帰国生を含む留学生との関係維持強化にも取り組み、SNSを活用したネットワークを構

築し、定期的な情報発信に努めた。この結果、留学生や帰国生からの情報発信も行われ、双方向での情報交換に寄与する成果が得られた。また、留学生帰国後のフォローアップ活動について、具体的な計画の検討を開始した。

- ・ 2020年11月、これまで資源の絆プログラム等で既に連携実績を蓄積してきた石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と包括的連携に関する基本協定書を締結し、地熱・金属資源開発分野における連携・協力を強化していく方針を確認した。国内報道<sup>25</sup>でも広く扱われたことにより、機構が従前より実施する地熱分野の支援や資源の絆といった人材育成プログラムについて、国内向けに効果の高い広報を行うことができた。
- ・ 「資源の絆プログラム」に加えて、「エネルギー政策」分野における留学生事業を開始し、機構事業と関連がある相手国政府機関より6人（修士5人、博士1人）を政策研究大学院大学（GRIPS：National Graduate Institute for Policy Studies）で受け入れた。マスタープラン調査を受託している企業においてインターン機会を提供する等、既存事業との長期的な視点からの相乗効果が期待される。

### (3) TICAD 7 への貢献

- ・ サブサハラ・アフリカ地域を対象とした再生可能エネルギー導入促進のための民間資金活用可能性の検討と、同地域を対象とした電力セクターの支援ニーズ確認のための情報収集・確認調査をそれぞれ開始し、商社、機器メーカー等本邦企業や、世銀、アフリカ開発銀行、USAID、国際再生可能エネルギー機関（IRENA：International Renewable Energy Agency）等関連ドナーとの情報・意見交換を行った。

### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 「エネルギーアクセス向上」、「エネルギー利用の低・脱炭素化」はいずれもSDGsの目標・指標と整合しており、上記取組を通じて、SDGsのSDGs Goal 7（すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する）及びSDGs Goal 13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）に貢献した。また、安価かつ持続的なエネルギーの安定供給は、社会経済の安定と持続的成長のために重要であり、その観点でも複数のSDGs（質の高い保健、教育、水・衛生サービスの提供等）に貢献した。

### (5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ コロナ禍により現地での技術移転や本邦受入による研修実施が困難な状況となったため、技術協力や各種調査、研修では、必要に応じて相手国側にも遠隔通信用機材を導入しつつ、全てリモートでの技術移転や情報収集を行った。一方、実地での対応が必要な電力設備の保守・点検等の技術移転や、コロナ禍での設備の運転状況等に関する情報収集については、課題が残る結果となった。今後、デジタル技術等を積極活用し、遠隔での技術移転の可能性を広げる取組を検討する。

<sup>25</sup> <https://news.yahoo.co.jp/articles/33992a050a24d8b897a3e8c20379528c08317061>  
<https://www.jiji.com/jc/article?k=000000551.000012624&g=prt>

## No.1-4 民間セクター開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
貿易・投資促進や経済特区開発等に係る協力数	38.5件 <sup>26</sup>	81件	95件	132件	144件	件
職業訓練・高等教育機関の能力向上等に係る協力数	9.5件 <sup>27</sup>	2件	4件	5件	7件	件

### (1) 産業振興政策の立案と実施能力の向上

- **複数の分野課題を対象とした民間企業と初の包括連携協定締結**：機構は楽天(株)との間で、国際協力を通じた開発途上地域の開発課題解決及びSDGsの達成に貢献することを目的とする包括連携協定を締結した。機構にとって、複数の分野課題を対象にした民間企業との包括的な連携協定の締結は初めての事例となる。本包括連携協定では、イノベーション推進、サステナブルな消費やライフスタイルの訴求、多様なステークホルダーとの協働による新しい国際協力の追求等がテーマとなっている。本連携協定に沿って機構が2月に開催したオンラインピッチイベント「アフリカ新興テックピッチ決勝戦」では、選定されたスタートアップに対して楽天幹部によるメンタリングが提供される等の連携実績となった。

#### ① アジア地域における投資促進・産業振興

##### ➤ 日本人材開発センター事業

- ・ 新型コロナ感染拡大に伴う各国での緊急事態宣言やロックダウン政府令により、協力を展開する6か国7センターが一時的に閉鎖を余儀なくされた。また、各センター再開後も、集合型でのコース実施不可、イベントの開催自粛、本邦研修取りやめ等各種制約条件下での事業運営となった。一方、制約の多いなか、各センターが創意工夫を重ね遠隔技術を用いた事業展開を行った。具体的には、オンラインによるビジネスコースの提供（全センター）、日本企業の全面的な協力を得たオンライン本邦研修（ラオス、キルギス、カンボジア、モンゴル）、信金中金と連携した商談会への参画（ベトナム）、日本留学フェアのオンラインでの実施（カンボジア、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン）、オンラインとオフラインを組み合わせた「カイゼン」研修の国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）からの受託（ウズベキスタン）等、新しい取組を進めることが可能となった。オンラインの活用により、国内金融機関や国際機関など新しいパートナーとの連携が進展し、ビジネスコースの地方展開や日本留学フェアへの参加者数が前年度比4.7倍（17,505人）、参加大学数が前年度比1.8倍（41校）と大きく増加し、従来よりも受益者が拡大し、結果的に日本と相手国のプラットフォームとしての機能が期待される日本センターの役割強化につながった。
- ・ 新型コロナによる影響の長期化が予見される中、日本センターでの活用に向けたオンライン研修コンテンツの開発、システムの試行的導入を進めた。コンテンツ開発のなかには、国内民間企業と連携し共同開発したもの、外国人材を対象としたものを開発する等従来なかったものを含めて対応した。日本の小売業についての業種、業界理解や来日後のキャリアプランを含めた、渡航前の能力強化をするコンテンツの普及により、開発途上地域と日本の間での外国人材の還流につなげる足掛かりを築いた。

<sup>26</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、154件

<sup>27</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、38件

- ・ 長期専門家が一時帰国した機会を通じ、複数の国内拠点でオンラインセミナー（モンゴル：外国人材受入（於：茨城県）、キルギス、カザフスタン：ビジネスセミナー（於：兵庫県）を実施し、国内の自治体や企業との連携強化を図った。
- ・ オリンピック・パラリンピックに関連した日本センターの国内自治体との連携：キルギス日本センターは日本の内閣府によりホストタウンアドバイザーに認定され、山梨県山梨市との間でアドバイザー契約の締結に至り、両国間の関係性強化に貢献することとなった。
- ・ ミャンマー（知財アドバイザー）：機構が派遣する知的財産アドバイザーの助言も貢献し、ミャンマーで整備が進められてきた知的財産関連 4 法のうち、商標権の侵害に対する罰則を設けた商標法が 2021 年に施行される見通しとなり、現行の登録法に基づく商標を登記している企業に対して、2020 年 10 月から商標登録の手続きを計画どおり開始することができた。現行の登録法の下で登記され、使用中の商標は 21 万件以上あり、これら全てが新法に基づく再登録を行う必要があることに対応したもの。
- ・ **ミャンマー（緊急財政支援）**：新型コロナの感染拡大による経済への影響が深刻なミャンマーにおいて、政府による経済安定化策の実施の支援と、投資・貿易環境及び金融プラットフォームの整備を通じた民間セクターの振興に資する政策・制度の改善を緊急的に支援する円借款を形成した。
- **産業高度化に向けた政策提言の具現化**：2019 年度に実施した「国際競争力の高い産業の振興と課題に係る情報収集・確認調査」の政策提言の結果、インドネシア国内の自動車を含む「輸送機器」や「食料」など 11 分野を対象に研究開発を行う企業に対する研究開発予算の最大 300%の総所得から控除する減税制度が創設されたことに続き、制度運用のための財務省規定が 10 月に施行された。これによりインドネシア企業による研究開発が拡大し、経済成長に必要なイノベーションの推進が進むことが期待できる。
- ・ **スタートアップ/起業家支援**：コロナ禍で、イノベティブなアイデアを有し迅速に課題に対応し得るスタートアップを含む起業家支援に注力した。モンゴルでは KDDI の現地法人である MobiCOM 社、機構事務所、日本センターが連携したビジネスコンテスト（MONJA：MonJa Startup Accelerator Program in response to COVID-19）を開催した。選定された 3 社のスタートアップに対し、能力育成、提案事業の実証プロジェクトの委託契約を締結した。ベトナムのホーチミン市では、シンガポールの南洋理工大学傘下の NTUitive 社に委託し SDGs への貢献に資するスタートアップ企業家に対するアクセラレーションプログラム（NINJA）を実施し 14 社を支援した。加えて、カンボジア日本センターで実施したアクセラレータープログラムを通じ、現地企業 3 社が資金調達に成功し、4 社が国際機関などからの資金・技術支援を受け、更なる事業展開に活用された。

## ② アジア地域以外における起業家・企業育成

- **新型コロナ対策ビジネスコンテストの初開催**：アフリカにおけるコロナに対応した新しいビジネスの創出を加速させるため、初めてアフリカ 19 か国でコロナ対応のビジネスコンテスト（NINJA Business Plan Competition in response to COVID-19）を実施した。保健・医療、農業、教育、物流等の多様な分野で 2,713 社からの応募を得て、合計 69 社を優秀企業として選出し、実証事業を開始した。アフリカにおける取組、日本企業とのビジネス連携促進に向け、オンラインセミナーを開催した（2020 年 7 月 10 日 700 人参加、2020 年 11 月 5 日 1,150 人参加、2021 年 2 月 26 日約 2,000 人参加登録）。2021 年 2 月のウェビナーでは最優秀企業 10 社によるピッチを行い、豊田通商(株)か

ら5万ドル相当の新株予約権付転換社債引き受けによる出資、楽天グループ㈱からメンタリングの提供、Double Feather Partners社から150万円相当の現金出資及び350万円相当のコンサルティングサービスの出資等、合計8社の民間企業から特別賞の提供授与がなされた。

- ・ **カイゼン・イニシアティブの推進とコロナ対応**：アフリカカイゼン年次会合をオンラインで開催し、34か国481人が登録し、コロナ禍でのビジネス継続におけるカイゼンの有効性、コロナ対策遠隔教材紹介、アフリカにおける知見の中核拠点（Center of Excellence）の在り方、スタートアップ企業の成長へのカイゼンの有効性等を議論し、行動計画を策定した。8か国9プロジェクトにおいて遠隔教材の開発、オンライン会議システムなどを活用しつつ遠隔での協力を実施した。例えばカメルーンではマスク製造企業の支援を行い、WHOカメルーンからの受注等が実現し、チュニジアでは製造業の工場労働者の感染防止策、病院関係者に対するカイゼンセミナー、医療機材・消耗品製造企業へのカイゼン指導等を実施した。カイゼンを活用したコロナ対策は中南米でも推進された。中南米16か国21機関が加盟するラテンアメリカ生産性ネットワークにおいてはコロナ禍においても継続的にカイゼンを促進するためのオンラインセミナーが16回実施された。
- **民間企業（トヨタ）連携**：サブサハラ・アフリカ地域初の受託事業として、豊田通商グループのトヨタ・デ・アンゴラ社から機構が自動車整備指導員の育成を受託した。2020年10月に開校式を執り行い、11月からコロナ禍を踏まえ協力先のブラジル全国工業職業訓練機関所属の講師とアンゴラをオンラインでつなぎ、研修を開始した。現地で長きにわたり事業を展開する日本企業の社会貢献活動と機構のブラジル及びアンゴラでの協力成果を連携させ、事業成果の拡大を図るものである。
- ・ **メキシコ自動車人材育成**：世界的に珍しい自動車産業の品質・生産管理を担う中核人材を育成する職業訓練コースが4校で確立し、2020年11月にプロジェクトが終了した。学生がインターン・就職している日系企業を含む自動車産業からは学生に対する高い評価が寄せられ、メキシコ政府は同コースを他校に展開すべく準備を進めている。
- ・ **インパクト投資**：機構は初めてソーシャル・インパクト・ボンド（SIB：Social Impact Bond）を通じた課題解決方法の検討に着手し、南米地域で調査を開始した。SIBは開発途上地域の公共サービスの実施に対して、民間セクターからの資金動員を図る民間連携手法である。コロンビア、ペルー並びにブラジル3か国の中央・地方政府における公的支出の内容を概観・分析し、SIB事業に組み込むポテンシャルを有していると考えられる支出に関する情報収集を行い、機構の協力としてSIB案件の形成やSIB案件に対する機構の協力可能性を検討する予定。

### ③ 持続可能な観光開発

- ・ 新型コロナの影響により観光産業は甚大な被害を受けており、当該産業のレジリエンスの強化、引いてはSDGsの達成に資する観光開発の重要性が高まっていることから、観光産業を早期に復興させ、正のインパクトの実現を図るための計画策定支援を複数の国において実施することを世界観光機関（UNWTO：World Tourism Organization）と合意した。ドミニカ共和国、モルディブにおいてリカバリープラン策定支援の実施に向けて調整した。上記リカバリープラン策定支援をパイロット事業と位置付け、UNWTOと連携して取り組んでいる「観光開発SDGs効果測定指標ツールキット」の策定作業をポストコロナに則した内容になるよう改訂を進めた。
- ・ 当該ツールキットの多様な観光アクター（民間・行政・学術機関）による活用を促進するために、複数の国内有識者会議等で、本ツールキットの概念や作業進捗等について発表を行った。（ICOM



京都大会 1 周年記念シンポジウム「SDGs と博物館」(2020 年 9 月)、「第二回観光を通じた地方創生の SDGs 達成に貢献に関する勉強会」(2020 年 10 月)、第 16 回 UNWTO 活用検討会(2020 年 11 月))

## (2) 高度人材等育成機能の強化

### ① アジアにおける高度人材

- ・ イノベティブ・アジア：2020 年度も国費外国人留学生制度と連携しつつ、アジアの高度人材の育成及び日本を含むアジア全体の人材環流とイノベーションの促進を目的として、アジアトップレベル校出身の理系人材に日本の修士・博士課程での就学機会とインターンシップ機会を提供した。2020 年度は新たに 71 人を大学の IT、IoT、AI を中心とした理工系分野の学位課程に受け入れた。2020 年度は新型コロナの影響によりインターンシップの実施が危ぶまれたが、受入先と協力の上、リモートと対面を組み合わせた柔軟な受入を実現し、延べ 73 人がインターンシップに参加した。加えて 11 月には 2 日間にわたり完全リモートによる企業交流会を実施し、延べ 81 人が参加した。同事業は、優秀な外国人人材の獲得に苦慮する地方の IT スタートアップ企業などに高い評価を得ており、2017 年度以降継続的なインターンシップ受入及び複数名の採用などを通じて、地域活性化と高度な産業人材の育成に寄与している。
- ・ インドネシア、マレーシア、カンボジア、東ティモール、インド等での既存の取組に加え、ベトナム、ミャンマーにおいては後続案件を開始したほか、ラオスで拠点大学強化のための協力を新たに開始した。これら案件を通じて、研究室中心教育(LBE：Laboratory-Based Education)体制の基盤作りを拡充するとともに、教育・研究能力の強化に貢献した。また、コロナ禍を踏まえ、マレーシア日本国際工科院(MJIT：Malaysia-Japan International Institute of Technology)の教員・学生が日本の協力で整備したラボを活用し、医療従事者への飛沫感染を防ぐシールド装置の開発を行うなどの貢献をした。
- ・ アセアン工学系高等教育ネットワーク(SEED-Net：Southeast Asia Engineering Education Development Network)で、修士及び博士課程のジョイントディグリーやダブルディグリープログラムを含む国際共同教育プログラムの実施を通じ、東南アジアと日本の工学系トップ大学間のネットワークを強化するとともに、コロナ禍においても遠隔で開催した分野別学術会議では、東南アジア地域だけではなくインド(IITH：Indian Institute of Technology Hyderabad)やアフリカ(エジプト日本科学技術大学(E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology)、ケニアジョモ・ケニヤッタ農工大学(JKUAT：Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology) / 汎アフリカ大学(PAU：Pan African University))、及び日本のトップ大学を繋ぐことにより、インド太平洋地域にまたがる高度人材のネットワークの構築を推進した。

### ② アフリカにおける高度人材

- **ABE イニシアティブ**：TICAD 7 において、日本政府からアフリカの産業人材育成に一層貢献するために 6 年間で 3,000 人を ABE イニシアティブ 3.0 として受け入れる旨の発表がなされた。機構は 2020 年度にその第 2 期生(2014 年からは第 7 期生)となる 50 人を日本に受け入れ、36 人に各国より遠隔で本邦大学に入学、授業を受講できるよう調整した。また、ABE イニシアティブ 3.0 の下で開始されたビジネスプログラムでは、ABE イニシアティブ研修員以外の長期研修員等にもプログラムを提供した。アフリカからの留学生計 285 人に対して日本企業との交流会等のネットワーキング機会の提供や、新たな取組として起業家研修の実施、従来の日本語研修の拡充等、ビジネススキル向上のためのビジネスプログラムを提供した。そのうち 71 人へ日本企業での短期イ

ンターンシップの機会を提供した。また、2020年度は修士号取得のみならず、前述のとおりプログラム提供者の拡大や新たな研修やイベントの実施等、産業界と研修員のつながりの強化に資するビジネスプログラムを強化することで、「日本企業のアフリカ進出のための水先案内人」としての産業振興人材育成の強化を図った。また、これまでの取組の成果として、南アフリカで日本企業に就職し現地での新規ビジネス立ち上げに貢献している事例や、大学在学中に起業しNINJAビジネスコンテストの優秀企業に選ばれた事例、再生可能エネルギー事業を行う日本の企業に就職しセネガルの農村電化に取り組む事例など、実際に産業振興に貢献する修了生の事例が増加している。新型コロナに関する対応においても、JKUATに復職した修了生が、同国において急激にニーズが高まった人工呼吸器の開発に貢献した事例が確認された。

- JKUATに設置されたPAUの東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI：Pan African University Institute for Basic Sciences, Technology and Innovation）にて、アフリカの発展に貢献する高度人材育成の更なる促進を図るため、「アフリカ型イノベーション振興・JKUAT／PAU／AUネットワークプロジェクト（フェーズ2）」（技術協力プロジェクト）を開始した。2020年度末までに累計で修士課程修了生245人及び博士課程修了生63人を輩出した。また、2021年3月末時点の就学者数は、40か国249人（修士136人及び博士課程113人）となった。なお、新型コロナ対応においては、上述の人工呼吸器の開発に加え、ウェブベースの感染トレンドの予測システムを開発した。
- E-JUSTではこれまで累計で修士115人、博士220人、計335人（2020年は修士7人及び博士46人、計53人）を輩出した。また、2020年11月にはTICAD7において日本政府が発表した「横浜行動計画2019」及び「TICAD7における日本の取組」の一環として開始された「アフリカSTI高度人材育成のための留学プログラム」が開始され、31人の留学生が受け入れられたほか、2021年3月末時点でアフリカ10か国から44人の留学生（修士40人、博士4人）が就学している。

### (3) 海外直接投資の促進に向けた取組

- バングラデシュ「産業振興・投資促進プロジェクト」の一環でバングラデシュ政府の自動車産業政策の策定を支援した。数次にわたるドラフト作成及びバングラデシュ政府への助言により、閣議決定に先立って必要な主管省庁である産業省での承認手続きが最終段階まで進んだ。

### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- 新型コロナは、機構が対象とする民間セクター開発でも、特に中小企業に大きな負の影響を及ぼしたが、遠隔技術を活用した日本センターによる緊急講座の実施、カイゼン・イニシアティブの推進や新型コロナ対策に係るビジネスコンテストの実施などにより、民間セクターの事業継続やスタートアップ支援を行った。これらはSDGs Goal 8（カイゼンはターゲット8-2、スタートアップ支援はターゲット8-3とそれぞれ関連）の達成に向け、大いに貢献するものである。
- 新型コロナが企業に及ぼす負の影響で深刻なものは、各企業の資金繰りが厳しくなることである。ミャンマーにおいて資金繰り対策の協力を実施したが、これはSDGs Goal 9（ターゲット9-3）に資するものである。

## (5) 事業上の課題及び対応方針

- 従来から新興国、開発途上地域の中小企業は技術、資金調達、人材育成体制が脆弱であったが新型コロナウイルスにより状況は深刻化している。これに対応すべく、遠隔技術等の活用により、危機をビジネス機会に転換するためのビジネスコンテストのフォローや人材育成強化など、ウィズコロナを念頭に置いた事業の展開を進めていく。

### No.1-5 農林水産業振興

関連指標	基準値		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
小農による市場志向型農業の推進（SHEPアプローチ等）に係る展開国数及び研修実績数	展開国数 研修人数・技術指導者 小規模農民	20 各国 <sup>28</sup> 3 万人 <sup>29</sup> 1,300 人 <sup>30</sup>	13 各国 2,730 人 17,913 人	14 各国 5,175 人 49,664 人	21 各国 5,656 人 62,957 人	13 各国 5,292 人 13,270 人	
FVC に関連する事業の数（新規）	4 件		7 件	5 件 <sup>31</sup>	13 件	20 件	件

### (1) フードバリューチェーン（FVC：Food Value Chain）の改善や農産物の付加価値向上に向けた具体的な施策の実施状況

- ASEAN フードバリューチェーン開発支援に向けて、2020 年 5 月に情報収集・確認調査が完了し、同調査結果も踏まえた技術協力プロジェクトである「ASEAN-JICA フードバリューチェーン(FVC) 開発支援プロジェクト（仮称）」の枠組みについて、8 月に開催された ASEAN+3 農林水産分野高級実務者会合（SOM-AMAF+3）で協議した。2021 年度の案件開始に向け、ASEAN 事務局においてプロポーザルの最終確認を行った。
- カンボジア、ミャンマー、スリランカ、パラグアイ等において、FVC の構築・改善に資する新規技術協力プロジェクトを開始したほか、カンボジア、ベトナム等に個別専門家を派遣した。また、インドネシア、フィリピン、ミャンマー等で新規案件の形成を進めた。
- 新型コロナウイルスが FVC に与えた影響を把握すべく、2020 年 5 月、8 月及び 2021 年 1 月～2 月に 3 回の質問票調査を実施し、アジア、アフリカ、中南米 24 各国の農家及びカウンターパートより回答を得た。また、東南アジア及びアフリカにおいて、4 件の情報収集・確認調査に着手した。これらの調査を通じ、対象国の農村部及び都市部において新型コロナウイルスの感染拡大が農畜水産バリューチェーンに与えた影響について情報収集・分析を行い、ウィズコロナ、ポストコロナ社会におけるより強じんな FVC 構築支援の在り方について提言策定に向けた作業を進めた。さらに、新型コロナウイルス対応として、11 各国で肥料等の農業資機材の供与を実施した。
- 産官学によるスマートフードチェーン（SFC）構築に向けて、2019 年度に実施した SFC に係る情報収集・確認調査結果を踏まえ、ブラジルで新規案件の形成を進めた。

<sup>28</sup> TICAD V 目標値の 2014 年度から 2015 年度実績

<sup>29</sup> 同上

<sup>30</sup> 同上

<sup>31</sup> 第 4 期中期計画策定時に集計した前中期目標期間の当初 4 年間の（2012-2015）実績は、17 件

## (2) 小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion) アプローチの展開

- ・ SHEP アプローチ展開の要となる課題別研修が新型コロナの影響によりオンライン開催となった。英語圏アフリカ 2 コースに加え、2020 年度南アジア、中南米のコースを新たに開設したが、いずれもオンライン研修であることをいかし、講義の合間にフィールド調査を各自実施させたことにより、より現実的な研修後のアクションプランの策定・実施につながった。
- ・ 南アジアでは、スリランカ、バングラデシュにおいて、SHEP を取り入れた新規技術協力プロジェクトの開始に向け先方政府と協議を行い R/D を署名した。なお、バングラデシュでは、すでに独自に SHEP を活用し始めていた民間企業 (Malik SeeD 社) と機構バングラデシュ事務所の間で SHEP 活用に関する連携強化のための協力覚書 (MOC : Memorandum of Cooperation) を署名した。インドで実施中の農業分野の円借款 6 案件の対象州のカウンターパートに対し SHEP セミナーを実施した。FAO、国際食糧政策研究機構 (IFPRI : International Food Policy Research Institute) に対し、SHEP アプローチの知見をまとめて発信し、FAO 主催の普及アプローチプレゼンテーションで 3 位入賞 (応募数 118 事例) した。
- ・ 3 月上旬に南アフリカ、中旬にエジプトを拠点としたオンライン国際 SHEP ワークショップを開催し、アフリカ、中東、南アジアの 30 か国以上から約 700 人が参加し、各国の SHEP 活動の知見共有・意見交換を行った。

## (3) アフリカビジネス協議会農業ワーキンググループの取組推進

- ・ TICAD 7 で発表した「アフリカ農業イノベーションプラットフォーム構想」の実現に向けて、農業デジタル化基盤構築及び先進農業技術 (農業機械等) の導入促進に係る 2 つの調査を推進した。8 月には JiPFA 分科会等との共催により、両調査の進捗を広く民間企業等へ報告したほか、両調査で延べ 46 社と個別ヒアリングを実施するなど日本企業の構想への参画に係る意向と条件を確認した。当初予定していた現地調査はリモート調査と現地再委託に切り替え、現地関係者との意見交換を重ねるとともに、コロナ禍による FVC の課題やデジタル化に対する新たなニーズ等に関する調査を追加し、これらの進捗状況を 2021 年 1 月に農業ワーキング・グループにて発表した。

## (4) 農林水産分野の人材育成と産学官連携の一層の推進 (JICA 食と農の協働プラットフォーム (JiPFA)、食料安全保障のための農学ネットワーク (Agri-Net)、農学知的支援ネットワーク (JISNAS) との連携)

- ・ **JICA 食と農の協働プラットフォーム (JiPFA)** : コロナ禍のため全てオンライン会議に切り替えて継続実施した。第 2 回年次フォーラムでは「コロナ禍に対応した食・農の新しい協力のあり方」をテーマに上げ、DX 等を活用した農業サプライチェーン改善などの中長期的な取組指針について JiPFA 関係者間で共有した。その内容を機構ウェブページに掲載したほか、SNS (Facebook、Twitter) を通じ日本語、英語で広く発信した。分科会はアフリカ FVC、農業機械、ASEAN・FVC (農林水産省グローバル・フードバリューチェーン官民推進協議会との共催で同協議会主体型シンポジウム : 以下 GFVC 主体型共催)、スマートフードチェーン、中南米フードバリューチェーン (GFVC 主体型共催)、水産、アフリカ稲作の各分科会でシンポジウムを開催し、871 人 (GFVC 主体型共催の人数は含まない) が参加し、産官学の枠組みを超え、開発途上地域に求められる技術、サービス導入の課題・留意点と今後の展開に係る知見が各分科会において共有・集積された

という成果を得た。また、メールマガジンの発信（8本）、JiPFA 会員の主催するフォーラム（例：アフリカ開発銀行アジア代表事務所：1回、国際農林水産業研究センター：2回、農業・食品産業技術総合研究機構：3回）等情報発信・共有の場として機能した。

- ・ **食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）**：知日農業人材の育成を目的として、「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」プログラムを通じて43人の長期研修員を受け入れた。また、同プログラムを含む農林水産分野の長期研修員を対象として、LinkedInを活用したネットワークを形成し、約100人がネットワークに参加した。日本の農業・農村開発経験等に関する講義、留学生間及び留学生と国際協力関係者間のネットワーキングの場を提供した。
- ・ **農学知的支援ネットワーク（JISNAS）との連携**：「コロナ禍における国際協力の方向性と大学-JICA連携の可能性について」をテーマとした第9回JICA-JISNASフォーラムをオンライン形式で実施し、大学をはじめとする関係機関から約100人の参加者を得た。講演及びパネルディスカッションを通じて、コロナ禍の国際協力事業や大学教育への影響、遠隔研修・教育を実施する上での工夫などが共有されるとともに、ウィズコロナ・ポストコロナにおける新たな方策について意見交換が行われた。その結果については、機構ウェブサイトにて掲載した他、JiPFA通信でも共有を行った。

#### (5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ FVCに関し、新型コロナが与えた影響を分析し、より強じんな農畜水産バリューチェーンを構築するための支援策を具体化することは、新型コロナにより経済的損失を受けた農家をはじめとするバリューチェーン関係者の生計の立て直し及び安定化を図るものであり、SDGs Goal 1、2、8の達成に貢献するものである。
- ・ SHEPに関し、TICAD 7で宣言した「小規模農家100万人の生計向上」実現のために、サブサハラ・アフリカに加え、南アジア、中南米も対象に広く研修を展開した。これは小規模農家の営農改善に資するものであり、SDGs Goal 1、SDGs Goal 2に大きく貢献するものである。また、国際機関や民間企業等の各種パートナーとの連携を通じてSHEPの「普通化」を進めており、これはSDGs Goal 17を体現するものである。
- ・ アフリカビジネス協議会農業ワーキンググループにおける機構の取組は、農業デジタルプラットフォーム構築や農業機械などの先進技術の導入により労働生産性・土地生産性を高め、農業経営の合理化を図るものであり、SDGs Goal 2に大きく貢献する。また、日本企業との連携を所期の目的達成の重要な手段としており、SDGs Goal 17を体現するものである。
- ・ JiPFAは各地域のFVC、SFC、持続可能な水産資源利用など、SDGs Goal 1、2、8、14に関連する案件の発掘・形成に関する情報発信を各分科会のシンポジウム（2020年度はオンライン会議で対応）やメールマガジンの配信により、SDGsに係る取組について年間を通じて継続発信した。

#### (6) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 機構が主なターゲットとしている新興国、開発途上地域の小規模農家の生計向上のため、経済面、環境面を考慮した適正技術の普及に係る多様な組織との更なる連携強化が課題である。この対応方針（連携強化の具体策）として、国際機関、民間企業、研究機関、高等教育機関などの各種パートナーと、オンライン会議やDX技術の活用等、コロナ禍で生じた新たな連携手段により、同体制強化に関する知見・ノウハウの蓄積・共有及び拡大をより効率的に行うことを推進する。

## No.1-6 公共財政管理・金融市場等整備

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
財政運営及び金融に係る研修実績数	328人 <sup>32</sup>	393人	319人	265人	49人	人

### (1) 経済活動を支える金融市場/システムの育成推進

- ミャンマー中央銀行支援・決済システム近代化**：ミャンマー国内の銀行の電子化やモバイルバンキング等の新たなニーズに対応すべく、ミャンマー中央銀行基幹システムの機能拡充に向けた無償資金協力を実施（2018年度に贈与契約締結）してきたが、2020年11月及び12月にその一部が稼働した。また、「資金・証券決済システム近代化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、市中銀行システムとの直接接続や、モバイルバンキングを含む小口決済機能、災害対策サイト設置等の新しい機能・基盤が効果的に運用されるためのガイドラインやマニュアル等の整備や人材育成を実施した。上記の技術協力プロジェクトは2020年8月に終了したが、その後も個別専門家派遣を通じて、ガイドライン、マニュアルの整備等を引き続き支援した。また、これら金融インフラの構築の進展とともに、中央銀行の中核業務となる金融政策に関する人材育成を推進した。
- 資本市場整備支援**：ミャンマー、ベトナム、モンゴルにおいて、資本市場や保険市場の育成及び監督当局の能力開発等、金融機能強化に資する支援を実施した。特にベトナムでは「株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、証券法の改正にあわせ今後見直しが必要な上場基準見直し等、ベトナムが直面する課題に対応した研修等を実施した。
- ミャンマー保険市場の育成**：2012年に民間参入が認められたばかりの同国保険市場において、適切な競争や保険会社の健全な運営を促し、保険契約者の利益にかなう健全な市場育成に向けた制度整備を図るために、日本の金融庁及び関係機関とともに策定した「ミャンマー保険セクター支援計画（COMPASS）」に基づき、「ミャンマー保険セクター育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施している。保険当局の監督能力の強化や保険業法等の法制度整備支援のほか、自動車保険料率検証のためのデータ収集や生命保険商品の開発等、同国の保険市場の発展に寄与する成果が上がっているところだが、更なる当局の監督運用能力の強化、法制度等の運用を支援すべく、後継案件の検討を開始した。
- フィリピン信用リスクデータベース構築**：フィリピンでは、担保に依存しない融資促進を通じた中小企業振興や金融システム強化に資する取組として、日本独自の手法である企業財務・信用情報を集積した統計的スコアリングモデルの構築を目的とした技術協力プロジェクトにおいて、コロナ禍で金融機関への立ち入りが制限されているなか、クラウドシステム等を活用して、協力金融機関が所有する企業財務データの集積準備を進めた。
- ベトナム国際財務報告基準（IFRS）導入支援**：ベトナムでは、ベトナム企業の国際資本市場へのアクセスニーズの高まりや、昨今の世界的な会計基準統一に向けた動きを踏まえ、国際財務報告基準の自国企業への適用に向けたロードマップ（2022年IFRS任意適用、2025年IFRS強制適用を明記）を公表している。同じように任意適用・強制適用の段階的導入経験を有する日本の知見を活用したいとの要請を受け、国際財務報告基準（IFRS）適用を通じて企業財務諸表の信頼性、透明性、投資家への説明責任能力の向上を図り、ベトナムの市場経済システムの強化に資するこ

<sup>32</sup> 前中期目標期間実績（2012-2015）平均

とが期待される「国際財務報告基準（IFRS）導入支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。

## (2) 財政基盤の強化

- ・ **国内歳入強化に向けた税務行政支援**：各国の発展段階や置かれた環境に基づくニーズにきめ細やかに対応し、ミャンマー（税務調査制度の改善や職員の能力強化等）、インドネシア（日本の査察制度、調査審理制度、デジタルエコノミー課税等に関するオンラインセミナーでの議論等）、ラオス（納税者管理、納税者サービスの改善等）、ベトナム（税務調査、納税者管理の改善等）等において、税務実務や納税者管理等の税務行政改善を目的とする協力を引き続き実施した。モンゴルでも、2019年度の成果である四半世紀ぶりに実現した本格的な税法改正に機構プロジェクトの提言が反映されたことを踏まえ、改正税法の執行能力強化を目的とする後継案件を開始した。
- ・ **公共投資管理、債務管理の強化に向けた支援**：公共投資管理強化に向けた支援では、特にアジア地域において、公共投資事業の効率的な計画・実施が課題になっているモンゴル、バングラデシュ、ラオス等で引き続き支援を継続するとともに、スリランカで新規案件を開始した。これらの取組は、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」のもとインフラ・ガバナンス強化に貢献するものとして期待される。また、TICAD 7 において、日本としてアフリカ諸国の債務持続性の確保に協力することが表明されたことを受けて、エチオピアに債務管理アドバイザーを派遣した。さらに、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組として、ラオスやトンガにおいても債務管理アドバイザー派遣の案件の準備を行った。

## (3) 関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化の推進

- ・ **ASEAN 域内の連結性向上に向けた税関分野支援**：タイ、ラオスに税関リスクマネジメント分野の強化に向けた専門家派遣を実施した。マレーシアでは WTO 貿易円滑化協定履行に向けた取組を支援する専門家派遣を実施した。また、カンボジアやフィリピンには税関業務近代化を目的として、特に貿易円滑化や原産地規則を中心とした業務に従事する専門家を派遣している。加えて、無償資金協力により整備され、2016年に稼働開始したミャンマー通関システムの効果的な運用による税関業務の改善や、事後調査を含む税関行政能力強化を引き続き支援している。特に、稼働後初めて迎える同システムのハードウェア更改や地方展開に向け、ミャンマー税関が自律的かつ円滑に実施できるよう支援した。これら支援を通じ、自由で開かれたインド太平洋に向けた ASEAN 域内の連結性向上が期待される。
- ・ **大洋州に対する税関近代化に向けた支援**：大洋州の6か国に対し、自由で開かれたインド太平洋に基づく歳入強化（関税収入強化）に向けた税関近代化支援を行うべく、案件形成を開始した。税関行政改善に資する指導員（マスター・トレーナー）の養成を目指し、税関業務の複数の分野に対する技術支援を行う予定である。
- ・ **アフリカ大陸自由貿易圏推進につながる貿易円滑化支援**：これまで機構の支援により One Stop Border Post (OSBP) 正式稼働が実現したケニア・タンザニア間のナマンガ国境やルワンダ・タンザニア間のルスモ国境の実績を踏まえ、東部アフリカ地域において他国境への OSBP 導入支援を実施し、ケニア・ウガンダ間のルスモ・マラバ国境やウガンダ・ルワンダ間のガトゥナ・カトゥナ国境における両国国境関係者間の制度・手続き調和化に向けた議論を推進した。また、ザンビア、ジンバブエなどの南部アフリカ地域に対する OSBP 導入支援を開始した。さらに、世界税関

機構と連携し、東部アフリカ及び南部・西部アフリカにおいて、税関行政改善に資する指導員を育成した。さらに、東部アフリカ域内の国境管理強化に資する税関検査機材整備のための無償資金協力の贈与契約を締結した。南スーダンでは、国際標準に沿った関税コードを導入するとともに、域内の連結性向上に向けた原産地規則を含む新たな支援を開始した。

#### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- SDGs ターゲット 8.10（国内の金融機関能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融アクセスを促進・拡大する）に資する案件として、既述のとおり、ミャンマーで近年増加するモバイル決済等決済サービスの多様化に対し、無償資金協力・技協協力による中央銀行支援を通じた金融サービスアクセス改善に取り組んだ。
- SDGs ターゲット 8.a（後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上地域、特に後発開発途上地域に対する貿易のための援助を拡大する）に資する案件として、既述のとおり、通関システムを含む ASEAN 諸国に対する税関分野能力向上やアフリカ地域での OSBP 推進や税関分野人材育成を通じた貿易円滑化に向けた支援を実施した。
- SDGs ターゲット 16.6（あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる）に資する案件として、既述のとおり、公共投資管理に係る能力強化支援を実施した。
- SDGs ターゲット 17.1（課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源動員を強化する）に資する案件として、既述のとおり、アジア地域を中心に徴税能力向上に向けた支援を実施した。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

公共財政管理・金融市場等整備分野についてはこれら技術協力を担える人材が希少であることが課題である。2020年度は各種研修を通じた人材リソースの裾野拡大、国内関係機関への発信・働きかけ等を通じ人材の発掘に努めたが、今後も引き続き、他機関との連携も含めて人材の発掘に注力する。



## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

引き続き強靱性、持続可能性、包摂性に留意しつつ、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」にある新たな技術等の導入に向けた取組や分野横断的な取組、国際協力人材が希少な分野での人材発掘推進、また有識者意見にある日本の質の高いインフラ技術の活用等に取り組むことを期待する。その際、新型コロナウイルス感染症による各国の経済活動等への影響を注視し、経済成長の基礎及び原動力の確保に関する各国の協力のニーズ把握に努めるとともに、効果的な事業展開の在り方について不断の検討を行うよう留意ありたい。また、ポスト・コロナにおける各分野での取組について、通信や金融等今後重要性を増すと考えられる分野を含め、分野毎の戦略強化が進展することを期待する。なお、関連指標等からは相手国の要請状況等によって各分野の案件数や研修数等に変動があることが示されているところ、各分野の戦略性を強化する中で、案件形成規模や内容に関する予見性を一定程度確保するような工夫を取り入れることで、機構内の効率的・安定的な資源配分を図ることも検討に値すると考えられる。

### (2) 対応：

2020年度も引き続き強靱性、持続可能性、包摂性に留意した取組を実施した。具体的には、新たな技術等の導入に向けた取組や分野横断的な取組として、アフリカ19か国でコロナ対策としてのビジネスコンテストを初開催し、保健・医療、農業、教育、物流等多様な分野2,713社からの応募を経て69社を選出、実証事業を開始したほか、ルワンダでのスタートアップ支援や、モンゴルの医療機関に対するデジタル技術活用支援等を実施した。分野横断的な取組として、アジア、アフリカ地域の都市部における新型コロナによる影響評価、及び8か国を対象としたプログラム形成調査を開始した。また、国際協力人材が希少な分野での人材発掘推進に向けて、特に、農林水産業分野や公共財政管理・金融市場等整備分野において、能力強化研修、インターン受入、本邦大学での講義、関係省庁への協力依頼等を実施した。さらに、日本の質の高いインフラ技術の活用に資する取組として、パキスタンの災害多発地域での防災対策技術や急傾斜地における橋梁の設計・施工技術を活用した道路改修事業、タイでの日本の衛星からの高精度位置情報を活用した測量や建設、農業、位置情報・地図情報サービスの普及に向けた協力、インドネシアでの日本企業が持つ急速施工技術等を活用した港湾開発事業等を実施した。加えて、ウィズコロナ、ポストコロナ、における各分野での取組について、全クラスターにおいて日本政府をはじめとした関係機関等との意見交換を重ね、方針を検討した。

No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、TICAD VI ナイロビ宣言、横浜宣言 2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、未来投資戦略 2018、成長戦略 2019、自由で開かれたインド太平洋、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育、新水道ビジョン、海外展開戦略（水）
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値/ 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口	130 万人 <sup>33</sup> (2016-2018)	44 万人	44.3 万人	44.7 万人	—	—	—
学びの改善のための支援により裨益した子どもの人数	1,000 万人 <sup>34</sup> (2017-2021)	110 万人	324 万人	498 万人	346 万人	317 万人	
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			18,153	20,598	17,940	14,896 <sup>35</sup>	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)</p> <p>年度計画</p> <p>1. (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）</p> <p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage）を目指した保健システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「平和と健康のための基本方針」、「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」、「UHC 東京宣言」等にも貢献するため、健康危機への準備態勢強化を含めた UHC の実現や非感染性疾病対策及びプライマリ・ヘルスケアの強化に向けた事業を実施する。</li> <li>特に、主要国際会議において、日本政府として推奨すべき政策や、ODA を通じた具体的な貢献策の検討プロセスに参画し、会議成果の取りまとめに貢献するとともに、会議を通じて機構の事業経験から得られた知見を発信する。</li> <li>G20 大阪サミットや TICAD7 等の主要国際会議等での UHC に関連した政府公約や発表を具現化するための事業を形成・実施する。特に、TICAD7 で提唱されたアフリカ健康構想に資する事業を推進する。さらに、高齢化が課題となる開発途上地域を対象に、高齢者に対する介護ケアも視野に入れた保健システム強化に向けた政策対話を推進する。</li> </ul>
--

<sup>33</sup> 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に、機構貢献分を 65%として想定して設定する。TICAD VI の目標値：2016 年から 2018 年に 200 万人

<sup>34</sup> 前中期目標期間の実績と同等の水準を基に設定する。前中期目標期間実績平均 200 万人/年

<sup>35</sup> 暫定値

#### イ 感染症対策の強化

- ・ 感染症による健康危機時（新型コロナウイルス対策を含む）に対応するための公衆衛生上の備えの強化や栄養改善及び安全な水・衛生へのアクセス改善に向けた事業を実施するほか、国際保健規則（IHR：International Health Regulation）遵守を促進する。
- ・ 特に、アフリカ地域では、アフリカ疾病管理予防センターと連携し、域内の検査室やサーベイランスネットワークの強化等を支援する。また、技術協力事業や長期研修・留学制度を活用したグローバル感染症対策に係る人材育成を通じて各国の検査・研究能力の強化を図る。国際獣疫事務局（OIE：L'Office international des epizooties）等新たなパートナーとの連携の強化を図る。
- ・ 突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行うとともに国際緊急援助隊感染症対策チームの対応力強化に取り組む。

#### ウ 母子保健の向上

- ・ 母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成等の支援に継続して取り組む。
- ・ 特に、母子手帳の普及・活用に向け、各種研修を通じて各国の持つ知見の共有を支援することにより、母子手帳を活用した技術協力事業の質の向上につなげる。また、知見の共有や各国の母子手帳導入・活用に向けた技術支援の調整を行うプラットフォームを立ち上げる。
- ・ 世界保健機関（WHO）、国際連合児童基金（UNICEF）とともに、母子手帳に係る国際標準ガイドラインについて国際会議等で内容を周知することに加え、各国が同ガイドラインに基づき、母子手帳の導入・活用を実行に移す際の指針・方法を示す実施ガイドの策定を開始する。また、新たに母子手帳を導入する意思を有した国や母子手帳の改訂を行う国に対してワークショップやセミナーの開催、母子保健手帳の試行導入・改訂に係る技術的な支援を実施する。

#### エ 栄養の改善

- ・ 栄養問題に関する啓発活動、並びに栄養改善に資する JICA 事業の着実な形成・実施を推進する。また、「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として、本邦企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」では、参加企業の増加に向けて広報活動の強化等に引き続き取り組む。プラットフォームとしての事業形成にあたり、将来的な機構の民間提案型事業への発展や、最終的なビジネス展開の確度が向上するよう、初期段階から提案企業へのコンサルテーションを強化する。
- ・ TICAD7 で表明したアフリカの子ども 2 億人の栄養改善に向けた食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）の取組を全アフリカに展開すべく、IFNA 事務局の体制を強化する。

#### オ 安全な水と衛生の向上

- ・ 安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、SDGs 達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすための協力アプローチを整理し、水道事業のサービス改善、経営改善に係る支援を実施する。また、PPP（Public Private Partnership）導入、ブレンデッドファイナンス、水道整備基金検討等の資金動員に向けた支援に取り組む。
- ・ 水資源管理に関する日本の開発経験をまとめた教材の整備を進めつつ、水資源管理分野における留学事業の活用に向けた取組を開始する。また、メコン流域等を対象とした統合水資源管理に係る調査を開始する。

#### カ 万人のための質の高い教育

- ・ 「平和と成長のための学びの戦略」に貢献するため、子どもの学びの改善に向けた支援に取り組む。特に、就学前教育、女子教育、ICTの活用等の新しい取組や、コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発及びスケールアップ、日本式教育の導入・展開のための事業、算数教科書の開発を重点的に実施する。アジア及び中東地域では、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及びノンフォーマル教育に係る事業を継続して実施する。
- ・ G20 大阪サミット及び TICAD7 のフォローアップ、世界銀行（特に Human Capital Project）、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）、UNICEF 等パートナー機関との連携を強化する。

#### キ スポーツ

- ・ 「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT：Sport for Tomorrow）」の取組に留意しつつ、引き続き外部関係機関等との連携を強化するとともに、開発途上地域の体育科教育支援、スポーツ競技力向上、障害者スポーツの普及等による障害者・社会的弱者の社会参加の促進、スポーツを通じた民族融和及び平和の促進等に向けた支援に取り組む。
- ・ 国内スポーツ競技団体やスポーツ機関等の国内外関係者とのパートナーシップ強化や市民参加促進に取り組む。

#### ク 社会保障・障害と開発

- ・ 社会保障制度の構築や障害者等の社会的弱者に配慮した事業を実施する。また、障害者が開発プロセスから取り残されない取組や、事業への障害の視点の組込を推進するため、機構事業関係者に対する研修を引き続き実施する。
- ・ 特に、社会保障分野では、社会保険制度（社会保険労務士、年金制度等）の整備や児童労働撲滅に向けた事業を実施する。また、開発途上地域において急速に進む高齢化に伴う課題対応のため、医療と福祉サービスが連携したコミュニティレベルにおける高齢者ケアの仕組みづくりに資する事業を実施する。さらに、国際会議で、高齢化への取組・知見の共有を行うほか、課題別研修を通じ、地域を超えた学び合いを促進する。
- ・ 障害者スポーツや障害と開発に係る活動を強化する。特に、障害と開発の分野における安定的な事業運営に向けた国内リソースの開拓を継続し、インクルーシブ防災やユニバーサル・ツーリズムといった新たなニーズに対応する事業を実施する。

#### 主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（特に3.8）関連）

- ・ 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.3、3.d）関連）
- ・ 母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況（SDGs Goal 3（3.1、3.2）関連）
- ・ 栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.2）関連）
- ・ 安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況（SDGs Goal 6 関連）
- ・ 子どもの学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.1、4.2、4.5、4.6、4.7、4.a 及び4.c）関連）

- ・ スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況（SDGs Goal 4 関連）
- ・ 社会保障制度の構築に係る支援の実施状況（SDGs Goal 1（1.3）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連）
- ・ 障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況（SDGs Goal 4（4.5、4.a）、8（8.5）、11（11.7）関連）

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果をあげていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、外交政策上の観点から設定された重要又は難易度の高い目標の達成）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、①「JICA 世界保健医療イニシアティブ」の形成・推進、②ケニア、ガーナ、ベトナム、ミャンマー等での新型コロナ対策への貢献、③アフリカでのポリオ根絶への貢献、④コロナ禍での水供給サービス継続への貢献、及び「JICA 健康と命のための手洗い運動」の始動、⑤ミャンマーでの教科書等の国家承認及びコロナ禍における自宅学習ガイドライン等の開発、⑥日本オリンピック委員会との連携協定締結等、特筆すべき成果をあげた。

#### ア UHC を目指した保健システムの強化

- ◎ 「JICA 世界保健医療イニシアティブ」の形成・推進【①②】：世界中に新型コロナの甚大な影響が及ぶなか、機構理事長は5月、機構の決意表明を緊急発信。UHC を目指した強じんな保健システムの強化及び感染症による健康危機時の対応のための公衆衛生上の備えの強化を念頭に、日本が同分野の国際協力を主導して新型コロナに対応すべく「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を形成し、各種事業を推進。
- ◎ ラオス初の全国看護師・助産師国家試験の実施【①②】：日本の国家試験制度の仕組みを活用し、ラオスの実情に即した保健人材の資格制度構築のための法令整備に着手。コロナ禍でも、遠隔協力を通じて周到な準備を重ね、同国初の全国レベルの看護師国家試験の実施が実現。
- ◎ ケニアにおける UHC 達成のための保健セクター政策借款・新型コロナ対策への貢献【①②】：約40年にわたる機構の支援を通じて東アフリカ域内の拠点ラボ・研究機関として発展してきている。ケニア中央医学研究所（KEMRI）において、国内半数以上及び隣国ソマリア等の新型コロナ検査に対応するなか、KEMRI に対しPCR 検査キット5万検体分を供与。また、保健財政及び保健サービス提供能力の強化等を目的とした保健セクター開発政策借款の借款契約（L/A）に調印。これら包括的な支援により、ケニアにおける UHC の達成及び新型コロナ対策へ大きく貢献。
- UHC 実現に資する保健システムの強化や人材育成を実施（ラオス、ベトナム、フィジー、モンゴル、バングラデシュ等）。
- 国連ハイレベル政治フォーラム大臣級ハイレベル会合、IMF/ 世銀年次総会イベント等の国際会議にて、機構の取組・成果を発信。

## イ 感染症対策の強化

- ◎ **アフリカのポリオ根絶への貢献【②③④】**：機構は、UNICEF、WHO、ビル&メリンダ・ゲイツ財団等と連携し、アフリカ最後の野生株ポリオ常在国であったナイジェリアのポリオ対策を支援した結果、WHOがアフリカからのポリオ根絶を宣言。ナイジェリア大統領から機構理事長に長年にわたる支援への感謝状が授与されたほか、機構の功績が国内外に広く認知。
- ◎ **ガーナ及び周辺国の新型コロナ検査機能向上に係る発展的な成果発現【①②】**：ガーナ及び周辺国の感染症対策において重要な役割を担い、国内の新型コロナPCR検査の大半を担うガーナ野口記念医学研究所に対し、自動核酸抽出装置等の検査用機材の供与等を通じて、検査機能の拡充に寄与。加えて、各国での新型コロナ対策に係る喫緊のニーズに応えるべく、ウイルス学に比重を置いた第三国研修（9か国15人参加）も実施。周辺参加各国での新型コロナ対策にも寄与するなど、機構の長年の支援を通じた発展的な成果が発現。
- ◎ **新型コロナ緊急資機材供与・資金協力支援【①②】**：長年の協力で培った人的ネットワークを最大限活用し、感染の拡大初期から各国のニーズを迅速に把握し、延べ70か国に新型コロナ緊急資機材の供与、技術的支援等を実施。教育、水・衛生、交通等幅広い社会サービスの継続にも貢献。
- ◎ **長年の機構の取組を基盤に、ベトナム新型コロナ対策包括的支援・効果の最大化【①②】**：新型コロナ検査に対応可能な検査施設を大幅に拡充（2020年2～5月に4機関から53機関）。また、国内各地域で主要な役割を果たす病院に対して人工肺、人工呼吸器、個人防護具等の感染患者の治療に必要な機材供与や下位レベル病院の医療人材を対象とした能力強化研修等を実施。感染拡大下、南部チョーライ病院では、供与した人工肺を引渡当日から患者治療に活用するなど、時宜を得た貢献。長年にわたる機構の支援で醸成された信頼関係と能力強化を基盤に、予防・治療・検査体制強化に係る包括的な支援を展開。協力の効果を最大化させ、同国のコロナ対策に大きく貢献。
- ◎ **ミャンマーにおける新型コロナ対策・官民連携による迅速な支援の展開【①②】**：同国の新型コロナ感染者増加に伴い、検査実施不全が深刻な状況下、的確かつ迅速にニーズを把握し、検査試薬、検査キットの供与等、検査体制の拡充に寄与。また、国立保健衛生研究所に派遣専門家による新型コロナ検査診断の国家戦略計画及び各種ガイドライン改定や検査データ管理を支援したほか、防護服の着脱方法に関する教育動画を作成し、保健省傘下の医療従事者の理解促進に貢献。さらには、機構の「普及・実証・ビジネス化事業」を活用した北島酸素(株)、(株)大同工業所と連携し、医療用酸素や治療関連の資機材を供与。機構の事業を通じて育成したメディカルエンジニアが保守管理に当たり、適切な維持管理に取り組むなど、民間企業との連携優良事例となる迅速な支援を展開。
- 公衆衛生の強化に向けた検査室の能力・サーベイランスを強化（ギニア等）
- JICA 開発大学院連携等を通じた感染症分野の人材育成（ベトナム、ケニア、ガーナ、ザンビア、ナイジェリア、コンゴ民主共和国）
- ブラジルでの SATREPS を通じた新型コロナウイルス検出に係る産学官連携活動を始動。

## ウ 母子保健の向上

- ◎ **パキスタンのアクセス困難地域における予防接種体制強化【③】**：これまで十分な予防接種活動が行われてこなかったアクセス困難地域（季節移住者や難民・遊牧民が生活）を対象に、定期予防接種や母子保健サービスの強化を推進。対象地における乳幼児の54%への予防接種を実現したほか、ファミリー健康手帳（20,000部）の住民配布等を通じ、妊産婦向けの知識向上に寄与。「ポリオ感染拡大防止・撲滅計画」（国際機関連携無償資金協力）と併せて、同国のポリオ撲滅に向けた取組にも貢献。
- 乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた事業を実施（ミャンマー、グアテマラ等）。
- 母子手帳を含む家庭用保健記録の国際標準ガイドラインに基づき、「実施ガイド」の策定準備を開始し、WHO、UNICEFと共に機構の取組を発信。機構、WHO及びUNICEFの3者基本合意文書に基づき、プラットフォームに係る枠組みを具体化させ、非公式会合を複数回開催。

- 新型コロナを踏まえた母子手帳の活用検討、外部資金（世銀等）を活用したオンライン研修活動等、各国の状況、ニーズに対応した母子手帳の普及活動を展開（インドネシア、ガーナ、アンゴラ等）。

## エ 栄養の改善

- コロナ禍で急性栄養不良人口が急増するなど脆弱層を中心に深刻な影響を受けたことを踏まえ、栄養関連の協力を迅速に展開（ミャンマー、モンゴル、バングラデシュ、マダガスカル等）。
- 世界食糧計画（WFP：World Food Programme）との間で、コロナ禍により食料安全保障が脅かされている脆弱層に対する食料提供と栄養啓発を組み合わせた連携事業に係る協議を推進。
- 栄養改善の国際的取組として、世界栄養報告 2020 の出版に向けた協力を実施したほか、栄養改善拡充イニシアティブ（SUN：Scaling Up Nutrition）年次会合にて機構理事長より栄養不良克服に係る日本の経験や知見をいかした協力に取り組む考えを表明。
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」への参加を推進（2021年3月末現在78企業/団体参加）。また、同プラットフォーム参加企業による事業形成を支援（カンボジア、ミャンマー等）。
- 各国の状況・ニーズを踏まえた栄養改善事業の形成・実施（ソロモン、グアテマラ、ガーナ、モザンビーク、ルワンダ等）
- IFNA 地域会合の開催を通じたアフリカ各国の参加推進、「IFNA 実施ハンドブック」の作成、IFNA 国別アクションプランの策定及び案件形成の推進、IFNA 事務局の体制強化等を通じて IFNA を推進。

## オ 安全な水と衛生の向上

- ◎ **新型コロナ感染拡大に対する緊急支援の展開・水供給サービス継続への貢献【①②】**：コロナ禍の影響で多くの水道事業体が、料金収入の激減や予算配賦の減額に直面し、水供給サービスの継続が危ぶまれるなか、先方実施機関の緊急の要請に応え、資機材等の調達、事業継続計画の策定、給水車による給水システムの立上げ等の支援を、約20か国で迅速に展開し、水供給サービスの継続に貢献。
- ◎ **「JICA 健康と命のための手洗い運動」の開始、衛生行動の改善を通じた新型コロナ対策の推進【①②】**：新型コロナ感染予防促進のため、「JICA 健康と命のための手洗い運動」として、新型コロナ感染予防と健康増進に向けた手洗い設備の整備や啓発活動に取り組み、48か国約200件の取組を実施。例えば、エチオピアの首都アディスアベバ市では、JICA 海外協力隊が啓発ポスターを作成し、同市の全幼稚園・小学校で2万人以上の子どもたちに配布。また、マダガスカルでは水・衛生担当大臣が海外協力隊員作成の手洗いソングを率先して広める等、協力隊員の創意工夫による手洗い啓発活動も多数実施。さらに、漫画家の井上きみどり氏の協力により正しい手洗いのタイミングや方法を伝えるポスターを作成し、26か国語に翻訳して世界中で普及活動を展開。
- ◎ **オープンイノベーションによるビジネスアイデア実現の促進【②】**：ナイジェリアのアブジャ水道公社、スタートアップ、インキュベーションハブと連携して官民連携型オープンイノベーションを実施。現地スタートアップと協働でビジネスアイデアの実証を行い、①水道料金のオンライン支払システム及び②水道メーターの自動検針のスマホアプリを開発。①では約8倍の収益増、②では顧客一人当たりの請求書発行コストの大幅削減（15円→2.5円）が短期間で実現。
- 安全な水へのアクセス改善、及び水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に資する事業を全世界で実施。
- 急激な感染拡大への対応を迫られた開発途上地域の水道事業体に対して、日本の水道事業体による取組事例も紹介しつつ、新型コロナ対策や機構の取組に係る資料を作成・公開・発信。

## カ 万人のための質の高い教育

- ◎ **ネパールにおける自主学習教材作成・公開【②】**：小学校1～3年の算数教科書及び小1教員用指導書の開発・改訂を完了したほか、新型コロナによる休校下の児童向け、感染拡大から間を置かず、他ドナー連携により、算数自主学習教材を作成し、同国教育省ホームページで公開。
- ◎ **ミャンマーにおける教科書等国家承認、コロナ禍における自宅学習ガイドライン等の開発【②】**：小学校5年生用全教科の教科書及び教師用指導書の開発を遠隔で支援し、教育省にて正式承認。また、コロナ禍による休校措置に対応し、自宅学習教材及び教師・保護者向け自宅学習ガイドラインを開発。
- 新型コロナの影響を受ける世界と日本双方の教育を支援する専門家及び海外協力隊等の取組を紹介する特設サイトを機構ホームページ内に開設。機構のコロナ禍での教育支援を一元的に広く発信。また、機構ホームページ内に「子どもの学びの改善」のためのお役立ち情報を新設し、教科書・教員用指導書、算数ドリル、動画等これまでの教育協力の成果品を掲載。
- 子どもの学びの改善に資する事業を実施（ラオス、バングラデシュ、エジプト、ガーナ、ブルキナファソ、マダガスカル、セネガル、ニジェール、マリ等）。
- インクルーシブで平和な社会づくりのための教育を推進（モンゴル、パキスタン、スリランカ、ニジェール等）。
- 感染予防対策のため、事業実施国において教育省、職業訓練省、教育施設向けにマスク、体温計、消毒剤等の防護具を7か国に対して供与。時宜を得た迅速な支援を展開。

## キ スポーツ

- ◎ **日本オリンピック委員会との連携協定締結【②】**：日本オリンピック委員会と連携協定を締結。これにより、国際社会に対して「スポーツと開発」に関するメッセージをより戦略的に発信できる体制が構築されたほか、国内の幅広い団体への情報発信等を通じた国際協力の裾野の拡大にも寄与。
- ミャンマーでは、コロナ禍でも遠隔協力を通じて、体育を含む初等教育教材の開発を支援し、同国教育省により正式に承認。ボスニア・ヘルツェゴビナでは、技術協力の成果である保健・体育科の共通コアカリキュラムを基に、体育専任教員に対する技術研修や学習指導要領の更新等を行い、紛争予防の視点から同国の懸案である教育統合に貢献。
- スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT：Sport for Tomorrow）の目標達成に寄与したほか、コロナ禍で一時帰国中のJICA海外協力隊員による遠隔での活動継続等を通じて、体育・スポーツ分野の協力を推進。

## ク 社会保障・障害と開発

- ◎ **インドネシアにおける社会保険労務士に係る規則の制定実現【②】**：インドネシアでの社会保障士資格の創設に向け、専門家派遣や本邦招へいを通じて政府関係5機関の間の法令策定のための調整を支援。地道な調整・支援を継続した結果、インドネシア版社会保険労務士を規定する規則の制定が実現。
- ◎ **モンゴルにおける障害者の社会参加促進への貢献【②】**：機構事業で育成したファシリテーターにより、政府関係者や民間企業を対象とした障害平等研修を継続的に実施（受講者は延べ1万人超）。「障害平等研修の実施及びファシリテーターへの資格授与に関する規則」が労働社会保障大臣令として発効され、政府内での事業予算確保が決定。
- 社会保障制度の構築、社会的弱者への配慮に向けた事業を形成・実施（タイ、モンゴル、エジプト、南アフリカ等）。
- 機構事業関係者向けの研修「障害と開発」を実施。



## 4. 業務実績

### No.2-1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
UHC 実現に向けた国家政策の策定に係る協力展開国数	5 か国 <sup>36</sup>	8 か国	6 か国	7 か国	5 か国	か国
保健政策に係る研修実績数	90 人 <sup>37</sup>	104 人	145 人	101 人	107 人	人
非感染性疾患の治療・検査態勢が強化された医療施設数	9 施設 <sup>38</sup>	32 施設	10 施設	26 施設	7 施設	施設

#### (1) UHC 実現に資する保健システムの強化に向けた具体的な施策の実施状況

##### ① 国際社会への貢献と情報発信

- 「JICA 世界保健医療イニシアティブ」：新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、世界中に甚大な影響が及ぶなか、機構理事長は5月、同新型コロナ危機に対する国際協力の必要性を訴えると共に、機構としての決意表明をホームページ上で緊急発信した。UHC を目指した強じんな保健システムの強化及び新型コロナ対策を含む感染症による健康危機時の対応のための公衆衛生上の備えの強化を念頭に、機構は7月に「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を形成した。同イニシアティブに沿って、機構は「診断・治療体制の強化」、「研究・早期警戒体制の強化」、「予防の強化・健康危機への備えの主流化」の3つの柱の下で協力を推進した。同骨子は、日本経済新聞、「外交」誌、「Asia Pacific Review」誌にも掲載された。
- ・ **国連ハイレベル政治フォーラム大臣級ハイレベル会合**：機構理事長は、7月、日本政府が南アフリカ及びジョージアと共催したサイドイベントに登壇し、機構の協力事例に触れつつ強じんな保健医療システムを構築するための取組の重要性に言及した。
- ・ **IMF/世銀年次総会イベント「Human Capital Project Ministerial Conclave」**：10月、IMF/世銀年次総会に先行して開催された Human Capital Project 推進のための関係者会議にて、機構理事長が登壇し、人間の安全保障の実現に向けた協力実績の紹介及び「JICA 世界保健医療イニシアティブ」の3本柱の要素を有機的に結合させ、総合的な取組の展開を強調した。さらに、世銀グループが提唱する Human Capital の更なる推進に向け、各国レベルの協力において、UHC の推進と新型コロナ対策の強化を含む世界との共同イニシアティブを推進した。

##### ② 日本政府の政策（準備段階を含む）への貢献

- ・ TICAD7 で提唱されたアフリカ健康構想への貢献として、新型コロナ対策も踏まえた課題発信セミナーを開催した。新型コロナへの対応には、従来の医薬品や検査薬など、感染症そのものへの対策に留まらず、情報・ICT、物資管理・物流など、幅広い分野と連携した対応が必要なため、これら複合的な課題への解決・活用が期待される民間企業の製品・技術の紹介を行い、計125人が参加した。

##### ③ 第三国等と連携した国際研修

- ・ **課題別研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための医療保障制度強化」**：技術協力プ

<sup>36</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績

<sup>37</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>38</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

プロジェクトのカウンターパートであるタイ保健省職員が、本邦研修参加者（計 13 か国 16 人）に対し講義を行うなど、日本・タイ双方の事例紹介や各国参加者間の学び合いを推進し、高い研修効果発現に寄与した。

- ・ **タイ「皮膚科医育成のための国際ネットワーク強化プロジェクト」**：タイ皮膚病学研究所による皮膚病学の専門医育成のためのディプロマコースに、2016 年から 2020 年度までのプロジェクト実施期間で計 18 か国 128 人の皮膚病学の専門医がコースに参加した。これにより、機構が同研究所研修支援を開始した 1976 年以来、計 39 か国 1,074 人が同コースを卒業し、出身国の皮膚病学の人材育成に貢献した。

#### ④ 各国での具体的な事業

- ・ **ベトナム「新卒看護師のための臨床研修制度強化プロジェクト」**：新卒看護師育成の仕組み及び質の強化に向けて、研修教材やガイドラインを開発し、2016 年プロジェクト開始以来、ベトナム国内全 63 省のうち 4 省と 1 市の保健医療施設 80 か所で延べ 1,080 人の新卒看護師と 1,403 人の臨床指導者を育成した。新卒看護師臨床研修の制度化に向けて、機構はベトナム保健省幹部に継続して働きかけ、法令改訂時に新卒看護師臨床研修を明記するに至った。また、機構が協力して開発した教材は、全国標準の臨床研修教材として保健省から承認された。さらに、保健省は臨床研修制度を看護教育に関する正式な政策に位置づけた上で全国展開を計画していたことから、機構は全国セミナーの開催（保健省及び 36 省から 130 人参加）を支援した。
- ・ **ベトナム「診療報酬及び保険適用診療サービスパッケージ改善プロジェクト」**：ベトナムの UHC 達成に資するため、診療報酬支払方式・保険適用サービスパッケージの運用の仕組みを改善し、健康保険制度を整備するための戦略計画策定支援を行った。具体的には、健康保険制度の支払方式、医療機関からの診療報酬請求に係る審査、健康保険基金の持続可能性に関し、同国の現状分析を行い、それぞれの課題に対し分析結果及び提言を示した。また、同国では比較的早い速度で高齢化が進展すると言われているなか、高齢化に伴う医療費の急増などを見据え、健康保険制度の財政安定化や社会保障における公助・共助・自助の適切な組み合わせなどを検討し、提言を行った。
- ・ **ラオス「保健医療サービスの質改善プロジェクト」**：技術協力プロジェクトにて、病院における保健医療サービスの質を改善するためのモデル構築を支援した。本モデルは保健医療サービスの質基準の項目を現場の医療従事者自身が設定し、その項目に沿って各病院において自己評価、他者評価することで保健医療サービスに係る課題を発見し、発見した課題の解決に向けたアプローチを検討、実施するプロセスを体系化したものである。ラオスの医療従事者とともに作り上げられた本モデルは同国南部の県病院で導入、自主的に運用が開始され、「1 年間に自己評価を 3 回実施する」という数値目標が、本事業対象の 4 県病院及び 11 郡病院全てで達成された。
- **ラオス初の全国看護師・助産師国家試験の実施、「持続可能な保健人材開発・質保証制度整備プロジェクト」**：日本の国家試験制度の仕組みを活用して保健人材の資格制度構築のための法令整備に着手し、看護師・助産師の国家試験作成・実施を支援した。コロナ禍により、2020 年 3 月から 11 月までの期間、専門家は一時帰国となり、日本から遠隔での活動となったものの、ラオス全国 9 か所で開催された看護師・助産師国家試験説明会について、当日ラオス人だけで運営が出来るよう遠隔で事前調整を重ね、全説明会が滞りなく終了した。また、看護師・助産師国家試験作成ワークショップをオンライン会議で実施し、出題問題の修正等も支援した。2021 年 1 月には同国初の全国レベルの看護師国家試験の実施が実現し、ラオスの対象教育機関 9 校から看護学生

約 460 人、助産師学生約 240 人が受験した。看護師の技術力、知識の差が課題となっていたラオスにおいて全国統一の国家試験が実施されることは、看護師の技術力、知識の水準を保つ上で極めて意義が大きく、全ての人が適切な治療を受けられる UHC の達成に貢献した。

- ・ **モンゴル「一次及び二次レベル医療施設従事者のための卒後研修強化プロジェクト」**：医師の総合診療研修（新卒の医師が 1 年間、内科、小児科、産婦人科、救急科などをローテーションする研修）を地方部及び都市部の病院で実施し、2018 年から 2020 年に計 104 人の研修医が総合診療研修医として育成された。また、その指導医の育成にも注力し、計 700 人を超える指導医対象の研修を実施し、事業開始時点の国家目標である指導医育成数 300 人を上回った。また、看護師についても、新人看護師研修の指導者 24 人に対し研修を実施した。さらに、新型コロナの診療及び病院での対応、研修評価、医療安全など多岐にわたる内容の研修をオンラインで実施し、延べ約 100 人の医療従事者・保健行政担当者の能力強化に貢献した。
- ・ **バングラデシュ「看護サービス人材育成プロジェクト」**：ダッカ医科大学病院で、看護実習受入病棟の指導者に対し研修を提供し、事業期間を通して、Clinical Practice Teacher を 66 人育成した。また、実習病棟を中心に看護師 400 人を対象に現任研修の機会を提供し、看護教育の実習環境の改善に加え、病棟での看護業務の質の向上を支援した。さらに、新型コロナに関連し、看護大学に対し教員延べ 60 人及び学生 236 人を対象に、病院における感染管理に関する研修を、教員 30 人に対してオンライン授業を実施するための PC 技術研修等を実施することにより、看護大学の教育機能強化に貢献した。
- **ケニアにおける UHC 達成のための保健セクター政策借款・新型コロナ対策への貢献**：ケニア中央医学研究所（KEMRI）は、1979 年より約 40 年にわたる機構の支援により感染症対策を強化し、東アフリカ域内の拠点ラボ・研究機関として発展してきている。2021 年 3 月末時点で、ケニア国内の新型コロナウイルス検査の半数以上に対応するほか、隣国ソマリア等の検体も受け入れるなど、国内外の中核拠点となっている。機構は KEMRI に対し PCR 検査キット 5 万検体分を供与したほか、2020 年 8 月、新型コロナ対策で負担が増大している保健財政及び保健サービス提供能力の強化などを目的とした開発政策借款の L/A 調印がなされた。これら包括的な支援により、ケニアにおける UHC の達成及び新型コロナ対策へ大きく貢献した。
- ・ **静岡・メキシコ地域包括ケア遠隔セミナー**：2021 年 1 月、機構は静岡県・静岡県立大学・小規模多機能型居宅介護事業所（まほろば）の協力を得て地域包括ケアに係る遠隔セミナーを開催した。急速に高齢化が進むメキシコに対し日本から経験・教訓・課題を共有し、メキシコ側からも課題を共有することで、課題解決に向けた取組の共創を目的とした。同じく高齢化対策案件の形成を予定しているチリに加え、中南米地域のハブ機関でもあるメキシコ老年医学研究所の協力も得て 13 か国から 947 人の参加があり、国を越えた域内における学びあいの深化が実現した。

## ⑤ 協力終了後の自立的展開

- ・ **タイ「グローバルヘルスとユニバーサルヘルスカバレッジのためのパートナーシッププロジェクト」**：日本の健康保険制度のなかで実施されている診療報酬制度における支払方式<sup>39</sup>について、事業開始からこれまで日本における招へい等の機会を通じて日本の仕組みの経験を共有してきた。その結果、同国において診療報酬制度の実施を協議する委員会の設置が政策レベルで決定され、バンコク都市圏における救急サービスに対する診療報酬制度の試行に繋がった。事業終了後もカウンターパートである国民医療保障機構が中心となって委員会による会議が開催されており、プ

<sup>39</sup> 医師などから受ける医療行為に対して、あらかじめ設定された診療報酬点数に応じ、保険制度から医療施設に対し出来高に応じて医療サービスのコストが支払われる仕組み。

プロジェクト終了後にも同制度の支払方式の適用対象項目が拡大された。

## (2) 非感染症対策の強化に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ **フィジー「生活習慣病対策プロジェクト」**：本事業の結果、同国保健省は、非感染性疾患の患者及び同疾患高リスク者の健康的な生活習慣の定着を図るための動機付け支援カウンセリング（MI：Motivational Interviewing）と情報・教育・コミュニケーション教材をフィジー中部地域全体に拡大する決定をした。機構は、中部地域のプライマリレベルの医療従事者（フィジー中部の医療従事者の約9割）に対し、本研修を提供し、医療従事者の患者ケア能力の強化支援を実施し、当該MI研修が保健省の年次計画にも反映されるなど、一定の普及がなされた。

## (3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs Goal 3のうち、特にUHC達成を謳ったSDGsターゲット3.8に資する案件を、既述の通り、ベトナム、タイ、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、ケニア等で実施したほか、IMF/世銀年次総会イベント「Human Capital Project Ministerial Conclave」等の機会を通じ、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を通じた機構の貢献を中心に国際会議の場で機構の取組等を発信した。また、非感染性疾患（NCDs：Non-Communicable Diseases）への対処を謳ったSDGsターゲット3.4に資する案件を、フィジー、モルドバを中心に実施した。

## (4) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの影響で、保健医療システムの脆弱化や保健医療サービス受療の低下がみられたが、特に新型コロナの重症化の要因とされている非感染性疾患への対応の重要性はより一層増している。2021年度も引き続き新型コロナの感染状況を見極めつつ、新型コロナを含む健康危機への対応を念頭にUHCの達成を目指した保健システムの強化及びサービスの維持に資する取組を行う。

### No.2-2 感染症対策の強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
感染症対策に係る研修実績数	6,700人 <sup>40</sup>	6,966人	6,765人	—	—	—

## (1) 公衆衛生の強化に向けた具体的な施策の実施状況

### ① 検査室の能力・サーベイランス強化

- ・ **ギニア**：2020年、ナイジェリアに続き、検査能力強化のため国立公衆衛生研究所における病原体検査・研究及び研修実施に係る施設の新設並びに機材の拡充のための無償資金協力の贈与契約（G/A）を締結した。

### ② 感染症対策に従事する人材育成

- **アフリカのポリオ根絶への貢献**：機構は、UNICEF（国連児童基金）やWHO（世界保健機関）などの国際機関や、ビル&メリнда・ゲイツ財団（以下、ゲイツ財団）といった様々な機関と連携し、ナイジェリアのポリオ対策を長年支援している。2020年8月25日に、アフリカ最後の野生株ポリオ常在国であったナイジェリアで直近3年間ポリオが発生していないことが認定され、その結

<sup>40</sup> TICAD VIの目標値：2016年から2018年に2万人

果、アフリカからのポリオフリー（野生株ポリオの発生が無い状態）が WHO によって宣言された。これまでの機構の支援に対し、ナイジェリアのブハリ大統領から機構理事長に感謝状が授与され、機構の功績が広く認知された。

- **ガーナ及び周辺国の新型コロナ検査機能向上に係る発展的な成果発現**：1979年に日本の無償資金協力によってガーナ大学に開設された野口記念医学研究所は、日本からの半世紀にわたる継続した支援を受け、ガーナ及び周辺国における感染症対策の重要な役割を担ってきた。新型コロナ対応でも、ピーク時でガーナ国内の新型コロナの PCR 検査数（約2万件/週）の8割を担い、機構は自動核酸抽出装置を供与するなど、コロナ禍での機能向上に寄与した。西アフリカにおける国際保健規則の遵守に向けた取組を強化するため、2018年から継続して実施している第三国研修（2021年1月～2月実施）では、各国での新型コロナ対策に寄与すべく、ウイルス学に比重を置いたプログラムとし、9か国15人を招き域内の能力強化と連携に寄与した。コロナ禍で渡航が極端に制限されるなかであっても、各国で喫緊に必要とされる能力強化に資する研修を実施し、西アフリカの域内拠点としての存在を知らしめた。
- ・ **JICA 開発大学院連携「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム」**：日本国内で感染症分野の WHO 協力センターとして認定されている北海道大学及び長崎大学に、感染症拠点ラボの能力及びネットワーク強化に取り組む6か国（ベトナム、ケニア、ガーナ、ザンビア、ナイジェリア、コンゴ民主共和国）の検査室の技師、疫学担当官などを留学生（博士、博士研究員）として受け入れた。コロナ禍であるものの、2020年度は9人の受入が決定し、2017年から累計32人がプログラムに参加。関係各国の感染症対策拠点ラボのネットワーク及び日本国内の感染症対策拠点との協力関係の強化に寄与した。

## (2) 国際的なイニシアティブや国際機関等と連携した国際保健規則（IHR：International Health Regulation）遵守の促進

- ・ **国際獣疫事務局（OIE：Office International des Epizooties）**：アフリカにおける人獣共通感染症の課題に関し、家畜疾病に高い専門性を有し動物の衛生や人獣共通感染症対策を国際的に主導する OIE の知見を取り入れるべく、ザンビアにおける第三国研修での活用を想定し、協議を開始した。
- ・ **アフリカ疾病予防管理センター（アフリカ CDC：Africa Centres for Disease Control and Prevention）**：新型コロナの世界的な流行により一層その重要性が認識された公衆衛生危機の備えの強化や IHR の遵守促進のため、アフリカ CDC と協議を行い、連携強化のための企画調査員を派遣することを決定した。

## (3) 突発的感染症の拡大に対する緊急支援

- **新型コロナ緊急資機材供与・資金協力支援**：各国での新型コロナの拡大に緊急かつ迅速な支援を行うため、これまでの協力関係にあった機関との人的ネットワークを活用して感染の拡大初期からニーズの迅速な確認を行った。「JICA 世界保健医療イニシアティブ」における感染症対策の治療・警戒・予防の全ての側面の対応を目指し、保健医療に留まらず教育、水・衛生、交通等幅広い社会サービスの継続や経済・社会の安定化に貢献するよう、治療のための医療機材、検査・警戒のために必要な検査機材や試薬、予防のための手指消毒剤、個人防護具等の資機材の供与とともに技術的支援を含めた協力及び資金協力を延べ70か国に対して実施した。
- **長年の機構の取組を基盤に、ベトナム新型コロナ対策への包括的支援・効果の最大化**：新型コロ

ナ対策のため、検査体制の拡充及び診断・治療の両面から即効性のある支援を実施し、同国の感染拡大の封じ込めに大きく貢献した。検査体制面では、ベトナム国内の主要検査施設に対し、検査試薬、PCR 機器や小型遠心機を含む検査体制強化に必要な資機材を供与し、新型コロナの検査に対応可能な検査施設の拡充（20年2月～5月：4機関から53機関）に貢献した。あわせて、国立衛生疫学研究所を拠点とする技術協力を通じ、検査人材への研修・実地指導を行い、省レベルの検査体制強化を図った。診断・治療に関し、ベトナム国内各地域（北・中・南部）で主要な役割を果たす国立拠点病院に対し、人工肺、人工呼吸器や個人防護具、陰圧陽圧管理システム、可動式 X 線装置などの機材を供与したほか、技術協力を通じ作成した感染管理マニュアルを下位の省病院に配布し、技術セミナーを開催するなど、管轄する地域の省病院を対象とした能力強化研修も行った。長年にわたる機構の支援で醸成された信頼関係とともに、新型コロナ対策に資する感染症対策分野の支援を継続的に実施してきたことによる能力強化が基盤となり、迅速かつ効果的な支援実現に大きく貢献した。

- ▶ **ミャンマーにおける新型コロナ対策・官民連携による迅速な支援の展開**：同国の新型コロナ感染者の増加に対応し、検査体制の強化、診断・治療の体制強化のための支援を迅速に展開した。検査体制に関しては、第二波が襲来し、検査数急増に伴う検査試薬の在庫切れが深刻な課題となっていた2020年10～11月に、検査試薬、検査キットを供与し、時宜を得た検査体制の拡充（1月現在：42か所）に貢献した。国立保健衛生研究所に派遣されている機構の個別専門家が新型コロナ検査診断の国家戦略計画及び各種ガイドラインの改定、検査データ管理に貢献したほか、同専門家が技術監修を行い、防護服の着脱方法に関する教育動画を作成し、保健省傘下の医療従事者の理解促進に貢献した。これらの支援は、2005年より国立保健衛生研究所を中心に検査体制強化の協力を行ってきたことでミャンマー側との信頼関係が構築され、迅速かつ的確なニーズ把握が可能となったものである。診断・治療の体制強化に関しては、救急医療用酸素の供給を支援したほか、治療関連の資機材（酸素療法機材、紫外線装置、血液製剤関連機材等）を供与した。医療用酸素は北島酸素㈱、血液関連資機材は㈱大同工業所（両社共にミャンマーでの「普及・実証・ビジネス化事業」を実施）より、現地業者や設置先施設に関する情報提供を得たことで円滑な調達準備につながり、民間企業との連携優良事例となった。これら資機材は、「メディカルエンジニア育成体制強化プロジェクト」を通じて育成したメディカルエンジニアが保守管理に当たっており、適切な維持管理が期待される。
- ・ **ブラジル「ブラジルと日本の薬剤耐性を含む真菌感染症診断に関する研究とリファレンス協力体制強化プロジェクト」**：SATREPS 実施機関（カンピーナス州立大、千葉大学）と国立国際医療研究センターの医療従事者による、双方の新型コロナ症例患者の遠隔報告・勉強会が6月から11月までの間で計10回共同開催され、最新症例に基づいた実践的な議論がなされた。また、栄研化学㈱が開発した新型コロナウイルス検出試薬の性能評価試験をカンピーナス州立大が千葉大支援の下で実施すべく、州立大・栄研・千葉大・機構の四者で連携覚書を締結、栄研が試薬を無償提供し、12月から試験を開始した。
- ・ コロナ禍の各種制限がある状況下ではあったが、2020年12月上旬にオンラインセミナー「2019年度サモア麻疹流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チーム派遣 活動報告会」を実施し、国際緊急援助隊（JDR：Japan Disaster Relief Team）感染症対策チームの活動・課題に関する理解の深化を図った。
- ・ コロナ禍における国際緊急援助隊・感染症対策チーム派遣の当面の可能性等について、2020年8

月と2021年3月に外務省主催の感染症専門家との課題検討会において協議し、派遣の前提条件、想定される具体的な課題・制約等について実務的な意見交換を行った。

#### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- SDGs Goal 3のうち、特に感染症に対策を謳ったSDGsターゲット3.3、健康危機対応能力強化を謳った3.dに資する案件を既述のとおり各国で実施した。特に、新型コロナが世界的に猛威を振るうなか、ガーナ野口記念医学研究所・ミャンマー国立保健研究所等、長年の機構の協力対象拠点による域内・国内の検査体制への貢献が明らかとなった。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

- 新型コロナの影響で、感染症対策の重要性が改めて世界的に認識されることとなった一方で、日本も含め先進国も国内での感染症対策に集中せざるを得ず、開発途上で活躍できる人材の確保が困難となった。次年度は、新型コロナの経験を共有し、現地リソース等を活用する等、限られた日本人専門家の投入で可能な手法で事業を推進する。

### No.2-3 母子保健の向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
母子手帳が新たに正式に導入された国数	累計 25 各国 <sup>41</sup>	1 各国	1 各国	0 各国	0 各国 <sup>42</sup>	各国
母子手帳の導入に向けた働きかけを行った国数	— <sup>43</sup>	43 各国/年	67 各国/年	74 各国/年	77 各国/年	各国/年
母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数	240 人 <sup>44</sup>	1,542 人	1,570 人	2,732 人	1,771 人	人

#### (1) 乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた具体的な施策の実施状況

- グアテマラ「妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト」**：母子保健・栄養に関連する行政能力の強化、保健医療施設における母子保健・栄養サービスの改善等を行った。同時に、母子保健サービスの担い手である保健人材の育成も行った（研修参加保健人材数 1,129 人、事業対象地域推定人口 496,252 人（同国総人口の約 3%））。その結果、対象地域の一つであるキチェ保健管区にて成長モニタリングを受ける 1 歳未満児の割合が 43%（2015 年）から 79%（2019 年）へ、経口ポリオワクチン接種率が 83.3%（2015 年）が 93.3%（2019 年）など、具体的な成果発現の成果を得た。
- 母子保健改善に向けた施設・設備の整備**：ミャンマー「マグウェイ総合病院整備計画」（無償資金協力）により、同病院において産婦人科病棟（100 床）、新生児ユニット（20 床）、分娩部門、救急部門、手術部門を含む新棟の整備が完了した。同計画は、コロナ禍で一時中断及び日本人関

<sup>41</sup> 2015 年度までの累計

<sup>42</sup> 中期計画期間中に合計 3 を目標としている。

<sup>43</sup> 新たな取組のため基準値なし

<sup>44</sup> 「日・ASEAN 健康イニシアティブの目標値：2014 年から 2019 年に 8,000 人」のうち母子保健関連で 1,200 人

係者の一時帰国を余儀なくされたものの、慎重なコロナ対策のもとで工事を再開し、両国が一丸となって無事完成した取組事例。マグウェイ地域を対象に実施中の「農村地域基礎保健サービス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、母子の緊急ケアが必要な際の同病院への搬送体制の強化を支援し、相乗的効果の発現に寄与した。

- ▶ **パキスタンのアクセス困難地域における予防接種体制強化**：「プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、ハイベル・パフトゥンハー州の物理的なアクセスが困難で今まで十分な予防接種活動が行われてこなかった地域の6県<sup>45</sup>を対象として実施している。事業開始から2021年3月までの間に1,561人の子どもと725人の女性に破傷風の予防接種を行い、183人のワクチン接種者、87人の母子保健関係者に対する定期予防接種に係る研修参加を支援、接種側の能力強化とあわせて活動を行った。予防接種については、対象6県の乳幼児の54%をカバー、女性への予防接種数も前年比で2倍となった。また、女性の識字率や意思決定権の低さに配慮した母子保健サービスに関する啓発活動も行っており、これまでに20,000部のファミリー健康手帳を住民に配布し、予防接種の重要性、栄養の接種など妊産婦が知っておくべき知識の獲得を支援した。さらに、ポリオ常在国でもある同国に対し、「ポリオ感染拡大防止・撲滅計画」（国際機関連携無償資金協力）により接種キャンペーン用のポリオワクチンの供与を実施しており、同事業によるポリオを含む通常の定期予防接種の体制強化の支援とあわせて、同国のポリオ撲滅に向け、総合的に取り組んだ。

## (2) 母子手帳の普及促進及び国際的な認知向上

- ・ 母子手帳を含む家庭用保健記録の国際標準ガイドライン（2018年、機構とWHOが協力して作成）に基づき、各国が家庭用保健記録を普及・活用するための「実施ガイド」の策定を開始し、家庭用保健記録の現状マッピング、構成の検討、ガイド作成協力国の選定等を行った。ガイド策定の一環として、調整プラットフォーム設立準備会合で実施上の課題について議論を行った。また、WHO、UNICEFと共に、11月に第6回保健システムリサーチ・グローバルシンポジウムにて「家庭用保健記録の課題：保健システムへの統合に向けて」と題するセッションを実施し、機構国際協力専門員が「使用者のキャパシティに応じた家庭用保健記録の戦略的な選択」をテーマに機構の取組を通じて得られた知見を発信した。コロナ禍における家庭保健記録の意義や求められる機能、保健情報システムとの連動を視野に入れた電子化の在り方等について議論が交わされ、コロナ禍における家庭用保健記録の意義を再確認する好機となった。WHOからは、ガイドラインの周知とともに、機構とWHO、UNICEFを中心に調整プラットフォーム（通称：Global HBR）が始動したことが紹介された。
- ・ 機構、WHO及びUNICEFの3者基本合意文書（2019年度署名）に基づき、2020年度、知見の共有や各国の母子手帳導入・活用に向けた技術支援の調整を図るためのプラットフォームに係る枠組みを具体化させ、3者の合意形成のもと確定させた。プラットフォームへの参加を促すため、関係機関、他ドナー、NGO等の関係者を招集し、7月、9月、11月、3月の計4回にわたり非公式会合を開催し、母子手帳を含む家庭用保健記録の実施上の課題を議論するなどプラットフォームの活動を進めた。
- ・ 新たに母子手帳を導入する意思を有した国及び全国普及の途上にある国（シエラレオネ、ナイジェ

<sup>45</sup> 対象6県には、2017年国勢調査にてへき地率100%とされた4県が含まれているほか、夏季と冬季で居住地を変える季節移住者やアフガニスタン難民、遊牧民といった、実態の把握が難しく、これまで定期的な予防接種が困難だった多くの人々も本事業の対象となっている。



リア、カメルーン、ルワンダ) に対し、オンライン形式で課題別研修「母子継続ケアと UHC」を実施し、母子手帳導入・活用の先行国（インドネシア、ミャンマー、アフガニスタン、ガーナ）の経験を共有しながら、母子手帳の試行導入に向けた検討及び技術的助言などの支援を実施した。

### (3) 各国のニーズに対応した母子手帳の普及展開

- ・ **ガーナ「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」**: 同事業で作成した研修パッケージに母子保健サービス提供時の新型コロナ対策の内容を追加し、世銀等の資金を活用して医療従事者に対する研修として継続した。また、WHO、UNICEF が実施する研修に機構の働きかけにより母子手帳研修を組み込み、同研修のオンライン化を支援することで、同事業のこれまでの成果を多角的に広げるための道筋を作った。
- ・ **アンゴラ「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」**: 母子手帳の導入に係る研修・手帳の配布の効果を科学的に検証するため、ランダム化比較試験を実施し、コロナ禍においても、1 万人以上の女性が研究に参加、母子手帳のエビデンス構築に貢献した。
- ・ **インドネシア「地方分権下における母子手帳を活用した母子保健プログラムの質の向上プロジェクト」**: 「コロナ禍での母子健康手帳活用の経験と教訓の共有」をテーマにオンライン国際研修を実施し、10 か国から 55 人が参加した。各国がコロナ禍での母子健康手帳を通じた取組や母子保健の課題や対策の発表を行い、母子手帳活用の工夫や新型コロナ対策について活発に議論した。1) 母子手帳には妊産婦や小児に必要なケアや基本的な感染予防の方法の記載があるため、健康教育やコロナ対策の教材としての活用、2) 母子手帳を家庭での自己学習保健教材や在宅ケア推進のツールとしての活用、3) 母子手帳を妊婦健診、予防接種記録や子どもの成長・発達など必要不可欠な保健医療サービスへのアクセスをモニタリングするための活用事例などが共有された。さらに、機構の支援により母子手帳活用のための国別アクションプランが作成され、コロナ禍で母子保健サービスを維持するための母子健康手帳の戦略的な活用が促された。

### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs Goal 3 のうち、特に妊産婦の死亡率削減と新生児及び 5 歳未満児の死亡率削減を謳った SDGs ターゲット 3.1、3.2 に資する案件を、既述のとおり各国で実施した。特に、グアテマラの事業対象地域の一つでは母子保健サービスの受療率が大幅に改善されたほか、パキスタンではアクセス困難な地域の母子に対する予防接種を推進した。

### (5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 新型コロナの影響で、母子保健サービスの提供体制の脆弱化、サービス受療の低下がみられた。影響を最小限にとどめサービスの継続性を維持する取組を進めてきたが、2021 年度も引き続き新型コロナの感染状況を見極めつつサービスの維持に資する取組を行う。一部の母子保健サービスを担う看護・助産人材は、通信環境に制約のある地域に配置されており、遠隔での研修受講が困難な場合もみられた。2021 年度は、学習用アプリ、オンライン研修教材等 IT 技術を更に活用し取り組む。

## No.2-4 栄養の改善

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ推進のためのアクションプラン策定国数	— <sup>46</sup>	10 か国	3 か国	5 か国	0 か国	か国
栄養改善に係る研修実績数	— <sup>47</sup>	33 か国	39 か国	49 か国	26 か国 <sup>48</sup>	か国

### (1) コロナ禍における緊急支援と着実な協力の展開

- コロナ禍により急性栄養不良人口が急増するなど脆弱層を中心に深刻な影響を受けたことを踏まえて、栄養関連の協力を迅速に実施した。具体的には、モンゴルでは貧困家庭に対する食生活指導を通じた栄養改善を行ったほか、マダガスカルでは栄養強化メニューを作成し現地ラジオを通じて栄養啓発を行った。また、魚の摂取は栄養改善に資することから、ミャンマー、バングラデシュでは小規模養殖用資機材を供与し、魚の自家消費等を通じた貧困層の栄養改善に繋げる協力を実施した。
- また、コロナ禍で専門家・コンサルタントが一時帰国を余儀なくされたものの、でき得る支援を追求するべく現地で活動を展開する機関との連携の可能性を探った。その結果、WFP との間で機構の既存案件の枠組みをいかし、コロナ過により食料安全保障が脅かされている脆弱層に対する食料提供と栄養啓発を組み合わせた連携事業につき協議を進めた。

### (2) 栄養改善に向けた国際的取組への貢献、事業の形成・実施

- 世界栄養報告 2020 の出版に向けた協力**：栄養改善に関するグローバルな公的刊行物のうち最も影響力の大きいものの一つである、「世界栄養報告」(GNR：Global Nutrition Report) の編集方針の策定に参画し、専門家が執筆する記事の内容及び構成等に関して技術的な内容の助言や日本語版作成への貢献を行った。
- Scaling Up Nutrition Movement (SUN) への参画**：SUN の年次会合が 12 月にオンラインで開催され、次期戦略(「SUN 3.0」、2021 年～2025 年) が承認されるとともに、機構理事長を含む Lead Group 各メンバーから SUN 3.0 へのコメントと推進に向けたコミットメントが表明された。機構は、栄養課題は感染症を含む人間の安全保障や強じんな社会の基礎であるとの認識の下、栄養不良克服に係る日本の過去の経験や知見をいかして開発途上地域の栄養改善に取り組む考えを表明した。
- グアテマラ**：「妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト」にて母子保健・栄養に関連する行政能力の強化、保健医療施設における母子保健・栄養サービスの改善等を行った。その結果、対象地域であるキचे保健管区にて成長モニタリングを受ける 1 歳未満児の割合が 43% (2015 年) から 79% (2019 年) へ改善する等の成果が見られた。
- モザンビーク**：栄養不良の改善には、食料の入手、母子の適切なケア、保健サービスと衛生環境の整備などの分野横断的な取組が必要であることを踏まえ、モザンビークにおいて農業、保健、水・衛生の各分野の栄養改善事業を、同一の対象地域に対し、同時並行で連携しながら実施する

<sup>46</sup> 新たな取組のため基準値なし

<sup>47</sup> 新たな取組のため基準値なし

<sup>48</sup> 課題別研修「農業を通じた栄養改善」、「乳幼児ケアと就学前教育」、「母子栄養改善」の計 24 か国及び栄養コンポーネントを含む技術協力プロジェクト(ソロモン、グアテマラ)の国別・現地研修 2 か国。

機構初の取組を開始した。分野横断的な複数事業を一体的に管理し、栄養改善への貢献を明確にするため、各案件に共通する栄養改善に関する上位目標を設定している。同一地域に複数分野の事業を同時期に実施することは、効果発現の観点、国際的な発信の意味でも、意義のある取組と言える。

- ・ **ソロモン**：「ヘルシービレッジ推進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）にて、村の保健ボランティアを通じて生活習慣病予防の啓発、家庭菜園の推進を行い、村民の生活環境や習慣を変え、疾病予防と健康増進に取り組んだ。その結果、2017年と2020年において、18-64歳の平均血糖値（mmol/L）が介入群5村で6.55から6.22に下がり（非介入群2村では6.29から6.42に増加）、5歳未満児の発育阻害の割合が、介入群で25.5%から22.8%に減少（非介入群で20.6%から27.1%に増加）するなどの効果が確認された。
- ・ **ガーナ**：「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）にて、栄養カウンセリングサービスの強化を支援した。同サービスのコンセプトは、国別研修や課題別研修の帰国研修員が日本で視察した離乳食教室、母親・両親学級等の母子保健・栄養サービスを基にガーナで作成され、通常の母子保健サービスに栄養サービスを統合、主流化し、質の高い母子保健・栄養サービスを母子への尊厳を重視して提供することとしている。プロジェクトサイトのアシャンティ州重点11郡での研修後モニタリングの結果、視察先の78%の施設で産前健診、乳児健診時に栄養カウンセリングサービスを提供するため、健診場所の配置や動線の改定などが行われ、60%は設備改善、50%はプライバシー保護のための対策を始めていた。重点11郡のヘルスワーカーの約80%は、ガイドラインに記載された標準手順に沿った栄養カウンセリングを実施した。さらに、90%の母親が栄養カウンセリングを受診したと報告し、同カウンセリングを受診した90%近くの母親が栄養カウンセリングで提案された栄養改善を自宅で実施したいと考えており、コロナ禍においても母子継続ケアの推進につながることを期待される。
- ・ **ルワンダ**：2019年度にL/A署名し事業を開始した「農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款」に対し、農業分野の取組と連携しつつ、保健分野での栄養改善活動の実施を促進するため、保健省アドバイザーの活動を遠隔にて開始した。

### (3) 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の推進

- ・ 民間企業/団体へのコンサルテーションの機会などを通じ、同プラットフォームへの参加を促進したことで、2021年3月末現在で78の企業/団体が参加するに至った(2019年度末70企業/団体)。
- ・ 同プラットフォームに参加する食品企業等による支援事業として、2019年度に実施した調査結果を踏まえ、コロナ禍においても現地関係機関と連携を取りながら事業を進めるよう促し、「ミャンマー職場の栄養改善プロジェクト2020」、「職場の栄養改善におけるブロックチェーン技術を活用した栄養啓発（カンボジア）」の形成を支援した。
- ・ 学校給食センターの設立を検討しているマレーシア保健省からの要望に応じ、機構が主導し同プラットフォームと連携し、日本での取組を紹介するオンラインセミナーを実施（60人参加）した。本邦民間企業から学校給食センター事業の取組について、愛知県教育委員会から自治体としての給食事業の取組、機構国際協力専門員から学校給食・食育等を通じた若年層の肥満予防・過栄養対策に係る日本の取組について発表し、マレーシア政府関係者による事業検討に向けた議論を促した。
- ・ 東京栄養サミット（2021年12月開催予定）に向け、同プラットフォームの会員企業に対し、7

月にオンラインセミナー「東京栄養サミットに向けたコミットメント作成を目指して」を実施（85人参加）した。これにより、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた民間企業としての東京栄養サミット時に表明する「コミットメント」作成に向けての議論、準備が促進された。

#### (4) 食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）の推進

- ・ **IFNA の取組の拡大**：AUDA-NEPAD（アフリカ連合開発庁）やアフリカの RECs（地域経済共同体）とともに、IFNA 地域会合を 8 月と 12 月に開催した。同会合において、機構からは、RECs やアフリカ各国向けに IFNA への更なる参加を呼び掛けるとともに、農業分野を通じた栄養改善手法について機構が発案した「Nutrient Focused Approach（NFA）」に係る技術的な説明を行い、アフリカ各国の IFNA への参加の意向を引き出した。また、アフリカ各国に IFNA の知見を共有するためのツールとして、「IFNA 実施ハンドブック」の作成を進めた。
- ・ **IFNA 国別アクションプラン（Country Strategy for Action：ICSA）の策定・実施**：IFNA 当初参加国（10 か国）で策定された ICSA を具体的な現場での活動に繋げるため、各国において案件形成を推進した。また、ICSA 実践の先駆けとなるパイロット事業を行うための調査を開始した。
- ・ **IFNA 事務局の体制強化**：IFNA に参加する開発パートナーで構成される運営委員会の定期開催、各国での IFNA の取組を支援するためのコンサルタントの雇用等を行い、IFNA 事務局による取組を推進した。
- ・ **機構の IFNA 貢献事業の形成・実施**：エチオピアでは、機構が開発した NFA を実践するためのアプリに UNICEF が高い関心を示したことから、機構と UNICEF が協働で栄養改善事業を推進した。また、マダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、新型コロナの予防を目的として、身近で入手可能な食材を用いた免疫強化メニューを開発し、これらメニューについてローカルラジオを通して普及するなど、コロナ禍を踏まえた追加的な活動を企画・実施した。
- ・ **栄養改善パートナー事業**：2018 年度に設立した栄養改善に貢献する活動に意欲のあるボランティアや専門家等のネットワーク（栄養改善パートナー）を強化し、これまでに約 950 人が登録した。また、栄養改善パートナー通信を月次発行し、世界各地の取組事例の発信と共有を行ったほか、コロナ禍で一時帰国中の海外協力隊員向けに IFNA の取組手法等に関する研修を行い、累計約 200 人の海外協力隊員が参加した。
- ・ **複数のアクターによる分野横断的な取組**：抜本的な栄養改善のためには、保健や農業、教育、水産等の複数の分野で協力が必要とされるなか、コロナ禍を受けてオンラインで開催した課題別研修「農業を通じた栄養改善」に 11 か国 22 人が参加した。

#### (5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ IFNA は、2025 年までに食と農業の視点から全アフリカで栄養改善の推進を目指すイニシアティブであり、SDGs Goal 2 のうち、特に一年中安全かつ栄養のある食料を十分に得られるようにすることを謳う SDGs ターゲット 2.1、及び栄養不良の解消と若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を謳う SDGs ターゲット 2.2 の方向性と合致している。また、これら SDGs Goal に資する案件を上述のとおり IFNA 対象のアフリカ地域やその他の地域で実施した。

## (6) 事業上の課題及び対応方針

- 2021年に延期された東京栄養サミットを見据え、合意される予定の栄養の国際目標及び日本政府が表明するコミットメントを実行に移すことが求められること、及びIFNA横浜宣言2019に基づくIFNAの全アフリカ展開が求められていることを踏まえて、栄養改善に資する分野横断的な取組を更に強化するとともに、これまでの貢献を可視化し広報・発信に努める。また、コロナ禍の影響により、栄養不良の深刻化が懸念されることから、食料確保を下支えする支援や母子栄養サービスの継続性を維持するための支援を継続する。

### No.2-5 安全な水と衛生の向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
安全な水にアクセス可能となる人々の人数	183万人 <sup>49</sup>	701万人	14.2万人	203万人	226万人	万人
水の供給・利用・管理や衛生に係る研修実績数	3,050人 <sup>50</sup>	9,104人	25,516人	12,043人	7,853人	人

#### (1) 安全な水へのアクセス改善に向けた具体的な施策の実施状況

- ▶ **新型コロナ感染拡大に対する緊急支援の展開・水供給サービス継続への貢献**：世界的な新型コロナの流行により、機構が支援を実施している開発途上地域の多くの水道事業者が、料金収入の激減や予算配賦の減額に直面し、浄水処理や消毒に使用する薬品、燃料、維持管理に使用する資機材等の調達が困難になるなど、水供給サービスの継続が危ぶまれる状況となった。これに対して、先方実施機関の緊急の要請に応え、薬品、燃料、資機材等の調達、事業継続計画の策定、給水車による給水システムの立上げ、手洗い設備の設置、市民に対する手洗い等の啓発活動などの支援を、約20か国で迅速に展開し、水供給サービスの継続に貢献した。
- ▶ **「JICA健康と命のための手洗い運動」の開始、衛生行動の改善を通じた新型コロナ対策の推進**：新型コロナの感染を予防するためには、3密の回避やうがい、マスクと並んで、手洗いの励行が極めて重要であることから、機構は「JICA健康と命のための手洗い運動」を開始した。この運動は、全ての機構職員及び機構の事業関係者が、手洗い等の衛生的な行動を自ら実践するとともに、様々な分野の事業を通じて開発途上地域に対する手洗い設備の整備や啓発活動を行うことで、新型コロナをはじめとする感染症の予防と健康の増進に取り組むという新たなスタイルによる支援である。開始後6か月（10～3月）だけで、48か国において約200件の取組が行われ、手洗いの重要性を訴えるメッセージを開発途上地域に広めた。例えば、エチオピアの首都アディスアベバでは、海外協力隊員が作成した啓発ポスターが市内に51ある全ての幼稚園と小学校で2万人以上の子どもたちに配布された。機構の事業関係者や海外協力隊員向けのリーフレットを作成して、手洗い啓発に関するナレッジを提供し、積極的な取組を呼び掛けた。今後派遣予定の協力隊員に対してはオンライン講義を実施した。漫画家の井上きみどり氏の協力を得て、正しい手洗いのタイミングや方法を、開発途上地域の状況に合わせて分かりやすく伝えることを目的としたマンガのポスターを作成し、26か国語に翻訳した上で、開発途上地域の学校や市民に普及した。過去に海外協力隊員や技術協力プロジェクトにより作成された啓発ツールをまとめ、機構のウェ

<sup>49</sup> 2014-2015 実績平均

<sup>50</sup> 2013-2014 実績平均

ブサイトを通じて広く提供した。また、手洗い及びトイレに関する開発途上地域の問題を啓発するインフォグラフィックやその動画を機構のウェブサイトで公開した。さらに、開発途上地域における手洗い設備や手洗い行動の普及を機構以外のパートナーとも協調して推進するため、「JICA 健康と命のための手洗い運動プラットフォーム」を設立し、情報や経験の共有、衛生啓発イベントやセミナー等の開催、共同活動の企画・支援などを行った。具体的には、隔週で和文・英文のニューズレターを発行するとともに、ウェブサイト等を通じて会員の取組に関する情報を交換した。また、民間企業と連携した手洗いに関するイノベーティブな製品の実証調査に着手した。

- ・ **国際 NGO と連携した保健施設、学校への手洗い設備普及、手洗い啓発への着手**：新型コロナ対策として重要な手洗いは、各家庭や職場での励行に加えて、クラスターが発生する可能性が高く脆弱な利用者も多い保健施設や学校での徹底が重要である。開発途上地域では、学校に手洗い設備がないことが学校再開の障害になっている例もある。そのため、日本人専門家の現地渡航に制約があるなかでも機動的に現場に密着した活動を行うべく、アジア、アフリカの4か国（バングラデシュ、ネパール、タンザニア、マダガスカル）を対象として、衛生啓発に関するノウハウ、経験を豊富に有する国際 NGO を活用した手洗い設備の普及や衛生啓発活動を行う協力に着手した。
- ・ **都市貧困層のレジリエンス強化に向けた分野横断的なプログラム形成への着手**：新型コロナの流行に対しては、劣悪な衛生環境で人口が密集するスラムに居住する都市貧困層が最も脆弱であり、都市開発、居住環境、保健、水・衛生等の分野を包括した分野横断的な都市感染症対策が必要である。そのため、アジア、アフリカの9都市を対象として「COVID-19 等感染症に対する都市環境改善プログラム形成準備調査」を開始した。本調査は、新型コロナの都市計画や都市行政への影響を分析し、都市開発分野に対する協力の有り方を検討するとともに、機構の関連協力プログラムの今後の方向性の検討及びプロジェクトの形成を行うものであり、水・衛生分野も重要な柱となっている。
- ・ **初の機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力の贈与契約締結**：機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力として初の案件となる「カンボジア国タクマウ上水道拡張計画」のG/Aを締結した。同事業では、プノンペン近郊カンダール州タクマウ市において、貧困層居住地区を対象に3万m<sup>3</sup>/日の浄水場を整備し、日本企業が10年間の運営・維持管理の事業権を得ることになる。また、更なる事業・運営権対応型無償資金協力の案件として、「カンボジア国プンプレック上水道拡張計画」の協力準備調査にも着手した。プノンペン及びカンボジアの水道分野に対する協力は1993年以来25年以上に及んでおり、これらの協力によって築かれた信頼関係をベースに、日本企業の海外展開を後押しするものである。
- ・ **水供給における気候変動緩和策、適応策を推進する無償資金協力の形成**：マーシャル諸島「マジロ環礁における貯水池整備計画」のG/Aを締結した。本事業は、空港の滑走路から雨水を集水して水源としている同国の首都マジロの水道に対して、雨水貯水池の容量を約1.5倍に拡大するための協力であり、気候変動の影響で旱魃が発生した場合でも、水道水の供給可能日数が55日間から77日間に延び、水供給の気候変動に対する強じん性を高めることが可能となる。2018年に福島県いわき市において開催された第8回太平洋・島サミットにおいて、日本政府が表明した支援の柱である「強靱かつ持続可能な発展の基盤強化」に資する協力として実施されるものである。また、ヨルダン「ザイ給水システム改良計画」（無償資金協力）の協力準備調査を完了し、G/Aを締結した。首都アンマンへの水供給を担うザイ給水システムは標高差1,200mを揚水する

施設であり、ポンプの稼働に消費する電力はヨルダン全体の電力消費量の2.2%を占めている。劣化したポンプ等の機材を更新し、故障や機能低下による給水量の低下を未然に防止するとともに、エネルギー消費量や電力費用の削減を実現することで、気候変動の緩和策に資するものである。

- ・ **新型コロナ対策としても重要な水供給・衛生のための協力の実施**：手洗いに必要不可欠な水の供給に対するニーズは高まっており、資金協力による施設や機材の整備を開始するべく、パラグアイ「シウダ・デル・エステ都市圏水及び衛生事業」（円借款）のL/Aを調印した。本事業は、2012年に米州開発銀行（IDB）との間で創設された「再生可能エネルギー及び省エネルギーに対する協調融資スキーム（CORE）」の対象分野を2016年に水・衛生、交通分野に拡大したことを受けて案件形成したものであり、同スキームで初めての上下水道分野の案件である。また、インド「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業（フェーズ2）」（円借款）のL/A、ガンビア「第四次地方飲料水供給計画」（無償資金協力）、スーダン「上水道施設運営維持管理改善計画」（無償資金協力）、パキスタン「ファイサラバードにおける浄水場及び送配水管網改善計画」（無償資金協力）、ベナン「クフォ県及びプラトー県における飲料水供給システム増強計画」（無償資金協力）、モザンビーク「ニアッサ州における地方給水施設建設計画」（無償資金協力）のG/A、ベトナム「ビンズオン省上水道拡張事業」（海外投融資）の融資契約を締結した。また、ヨルダン「第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」（無償資金協力）で建設していた送配水施設が完工し、シリア難民及びその流入の影響を受けているヨルダン北部の住民に対する水供給が改善された。さらに、UNICEFとの連携によって、アフガニスタン「学校における水・衛生環境改善計画」（無償資金協力）において、同国の4県の学校において衛生施設の整備や衛生教育を行うことが決定した。

## (2) 水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上

- ・ **新型コロナ対策をまとめた資料の作成、関係各国への提供**：急激な感染拡大への対応を迫られた開発途上地域の水道事業体に対して、日本の水道事業体による取組事例も紹介しつつ、10の対策を提案した「Possible Countermeasures by Water Utilities against COVID-19 - Based on Experiences of Japanese Water Utilities -」を作成し、5月に機構のウェブサイトで公表するとともに、協力を実施中の20か国以上の実施機関にも提供した。また、機構による水・衛生分野での新型コロナ対策の取組をまとめた「JICA's Intervention and Response to Water, Sanitation and Hygiene in the COVID-19 Crisis」を9月に機構のウェブサイトで公表した。これらを基に对外発信を行い、9月には英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）主催の国際ウェビナー「COVID-19 and Japan's Coordinated Development Responses in Asia」に登壇した。
- ・ **新型コロナ対策の課題・教訓の取りまとめ、機構の今後の協力にいかすためのプロジェクト研究への着手**：新型コロナの影響は社会の広範囲にわたっており、各国がそれぞれ試行錯誤のなかで対策を講じている状況である。その効果や教訓を整理し、国内外の関係者に発信するとともに、機構の今後の協力方針にいかすため、プロジェクト研究「水供給・衛生分野の新型コロナウイルス対策の教訓と必要な支援方策の検討」を開始した。都市部のインフォーマル居住地やスラム、都市周縁部などの特に脆弱な地域への支援方策、水道料金収入の減少に伴う水道サービスへの影響、イノベーションやDXも考慮したデータの活用、新型コロナと水・衛生の疫学的関連性、手洗いに関する行動変容の促進要因などについて明らかにし、開発途上地域に対してナレッジとし

て提供していく。

- ・ **留学生プログラム第1期生の修了とアフリカへの拡大**：2018年9月に受入を開始した留学生プログラム「水道分野中核人材育成コース」の第1期生4人(カンボジア、ミャンマー(2人)、ラオス)が、コロナ禍による遠隔での研究指導を経て、東京大学大学院工学系研究科を修了した。修了に際して、オンラインで研究発表会を開催し、大学関係者、自治体、民間企業など120人以上が参加した。また、これまでのアジアからの受入に加えて、2020年度からアフリカに対象を拡大し、東洋大学国際学研究科に3人(ケニア、マラウイ、ルワンダ)の受入を開始した。
- ・ **メコン河の統合水資源管理に係る調査の開始**：メコン河では、上流の中国が6か所の本流ダムの運用を開始しており、加えて2019年には下流のラオスで2か所の本流ダムが稼働を始め、ベトナムのメコンデルタ等の下流部における浸食や塩水遡上、カンボジアのトンレサップ湖等の漁業資源や農業への影響、豊かな生態系への影響などが懸念されている。さらに、2019年から2020年にかけて記録的な水位の低下があったことから、流域の水資源管理、特にダムの運用による環境社会影響に対する関心が高まっている。このような状況を受けて、ダム開発による環境社会影響を明確にし、機構の協力戦略を検討するため、「メコン河流域における環境社会に配慮したダム運用に係る情報収集調査」を開始した。本調査は2018年開催の第10回日本・メコン地域諸国首脳会議で採択された「日メコン協力のための東京戦略2018」に記載されているグリーン・メコンの実現や水資源管理に関する問題への対処に貢献するものである。
- ・ **リモートセンシング技術を活用した遠隔での全国水資源調査の開始**：フィリピンで2019年に全国的な水不足が大きな社会問題となったことを受けて、フィリピン全土の水資源開発・管理計画策定のために必要な情報収集を行い、水需給ギャップの大きい地域に対する実効性のある施策と機構の協力方針を策定するため、「全国水資源開発・管理のための情報収集・確認調査」に迅速に着手した。コロナ禍においてもリモートセンシング技術を活用し、遠隔での全国を対象とした水資源調査を行うものである。
- ・ **日本の水資源管理に関する開発経験の取りまとめ**：日本は古来より多くの水害、水不足、水争いなどに悩まされ、とりわけ高度経済成長期には水需要の急増や、水質汚濁、地盤沈下などの諸問題に直面し、ハード・ソフト両面での整備、改善を通じて、質の高い成長を成し遂げてきた。このような日本の水資源管理の経験と教訓をまとめ、開発途上地域の政策決定者、行政関係者、実務者等に向けて発信するため、プロジェクト研究「日本の水資源管理の経験」を開始した。成果は、留学生プログラムや技術協力において活用するとともに、JICA 日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）を通じて開発途上地域に提供することも予定している。
- ・ **官民連携（PPP：Public Private Partnership）導入、ブレンディッド・ファイナンス、水道整備基金検討等の資金動員に向けた支援の実施**：SDGs 達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすための協力アプローチを整理し、資金動員に取り組む事業を実施した。具体的には、ミャンマーのヤンゴンにおいて、配水管理に係る PPP 案件の組成に国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）と連携して取り組むこととし、「ヤンゴン市上水道配水に係る基礎情報収集・確認調査」の準備に着手した。また、ラオス「水道事業管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、水道法に位置付けられている水道整備基金の設立に向けた検討を支援した。さらに、ベトナムにおいて民間資金の活用を促進する協力を形成するため、「水道分野における民間資金活用に係る情報収集・確認調査」を開始した。ケニアでは水道公社による資金調達・動員シナリオについて検討するため、「都市給水



分野における資金協力有効活用のための情報収集・確認調査」を開始した。

- ▶ **オープンイノベーションの活用によるビジネスアイデア実現の促進**：「アフリカ地域における破壊的なデジタル技術に係るオープンイノベーション情報収集・確認調査」を通じ、ナイジェリアを対象として、アブジャ水道公社、機構、スタートアップ、インキュベーションハブが連携した官民連携型オープンイノベーションを実施した。提案されたビジネスアイデアについて現地スタートアップと協働した実証を行い、①水道料金のオンライン支払システム、②水道メーターの自動検針のアプリを開発した。本支払システムの開発により、コロナ禍の下でも実証事業の4か月間で収益は約8倍に増加するなど、水道料金の徴収を維持する効果が得られ、アブジャ水道公社の公式 Twitter アカウントにも顧客から高く評価するコメントが寄せられた。また、自動計測による検針と請求書発行に係る業務の効率化を支援し、紙の請求書を電子データに変更することで、顧客一人当たりの請求書発行コストは15円から2.5円にまで削減された。現地リソースの活用により、オープンイノベーションから実証事業開始まで6か月という短期間で成果をあげた。
- ・ **自治体と連携した技術協力案件の形成・開始**：24時間、蛇口から飲める水道水を供給している日本の自治体のノウハウを活用した技術協力を実施するため、自治体からの参加を得て、東ティモール及びサモアにおいて詳細計画策定調査を行い、技術協力プロジェクトの開始に向けた計画策定を行った。また、エチオピア、ネパール、パキスタンにおいて、自治体が出資して設立し、自治体との人事交流もある第3セクターが専門家チームに入った技術協力プロジェクトが開始された。
- ・ **脆弱層に対する水供給サービスの改善に向けた案件の形成**：水は人間にとって最も基本的なニーズであり、復旧・復興・平和構築の過程にある脆弱な地域において、人間の安全保障の観点からその必要性は極めて高い。2003年以降に本格化したダルフル紛争からの復旧・復興の過程にある地域を対象として、州水公社の事業計画策定能力や給水施設の維持管理能力を強化することを目的として、スーダン「ダルフル5州における州水公社の行政能力向上支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の詳細計画策定調査を実施し、事業計画の詳細を検討した。同じく平和構築の過程にあるパレスチナ「ジェニン市水道実施能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、コロナ禍で水道事業体の財政が悪化するなかでも脆弱層への水供給サービスを継続するための塩素剤や維持管理用機材等の緊急支援を行った。また、無償資金協力によって更に水供給サービスを向上させることを目的としたパレスチナ「ジェニン市上水道整備計画準備調査」に着手した。これらの事業を通じて、基本的な給水サービスを復旧し、住民の行政に対する信頼を回復し、平和構築にも寄与することが期待される。

### (3) SDGs 達成に向けた貢献 (SDGs Goal 6)

- ・ SDGs Goal 6 ターゲット 6.1 の安全な水供給に資する案件として、47件以上の資金協力による施設整備を実施中である。また、SDGs のモニタリングに定められているアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスを改善するため、水道事業のサービス改善や経営改善に係る支援として、23件以上の技術協力を実施中である。また、SDGs の原則である「誰も取り残さない」を実現するため、過去の教訓から今後の支援方策をまとめるプロジェクト研究「サブサハラ・アフリカ村落給水及び衛生の課題と今後の支援方策の検討」を開始した。
- ・ SDGs Goal 6 ターゲット 6.4 の水利用の効率化に資する無収水対策に重点的に取り組み、14件以上の技術協力プロジェクトを実施中である。日本の水道事業体は平均10%という世界的に見ても

低い無収水率を維持しており、そのノウハウを活用した協力を展開している。

- SDGs Goal 6 ターゲット 6.5 の統合水資源管理の推進に資する案件として、インドネシアにおける地盤沈下対策、イランにおける湖沼の水位低下・縮小に対処する水資源管理、スーダンにおける地下水等の水資源管理、ボリビアにおける河川流域管理のプロジェクトを実施した。特に、現地で実際に問題となっている事象を取り上げ、ステークホルダーの合意形成の支援を通じた、ローカルコンテキストに即した問題解決を目指す取組を推進した。また、これら支援を通じ、実践的な統合水資源管理の在り方について提示する論文を作成し、International Journal of Water Resources Development の査読を受けている。

#### (4) 事業上の課題及び対応方針

- 新型コロナの流行に伴い、水供給や手洗い等の衛生的な行動の重要性に対する認識が高まったが、開発途上地域の実施機関は財務状況が悪化するなかで、新型コロナの予防に細心の注意を払いつつ、水・衛生サービスの提供を継続する必要があるという難しい状況に置かれている。機構は、財務状況の悪化を緩和し、エッセンシャル・ワーカーである職員を守りつつ、必要な水・衛生サービスを継続するための緊急的な支援を継続するとともに、中長期的観点からの強じん性の強化やSDGsの達成に向けた支援も行う方針である。その際には、保健医療、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大することに留意する。

### No.2-6 万人のための質の高い教育

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
疎外されている人々に配慮した教育支援アプローチ（研修教材等）の開発件数	1件 <sup>51</sup>	3件	2件	2件	7件	件

#### (1) 子どもの学びの改善に向けた具体的な施策の実施状況

- **新型コロナに対応した学習機会喪失へのリカバリー支援**：ラオス「算数学習改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、小学校5年生用の新教科書原稿の執筆研修を教育スポーツ省の職員に対して、計4回にわたり遠隔で実施した。また、1・2年生算数の教科書・指導書の配布に続き、2020年は3年生用算数の新教科書・指導書が全国の児童及び教師に配布された。
- **ネパールにおける自主学習教材作成・公開**：「教育の質向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、2019年1月より小学校1～3年の算数教科書、教員用指導書の開発・改訂を支援しており、2020年度は1～3年の教科書と小1教員用指導書の開発・改訂を完了した。また、当初計画にはなかったが、新型コロナによる休校下の児童に向けて、新型コロナ感染拡大から間を置かず、他ドナーと連携して算数自主学習教材を作成し、教育省のホームページで2020年4月下旬に公開された。さらに、機構のプロジェクトが指導案作成の一部を支援した授業動画がYouTubeで配信された。
- **ミャンマーにおける教科書等国家承認、コロナ禍における自宅学習ガイドライン等の開発**：「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、日本から遠隔で小学校5年生用全教科の教科書及び教師用指導書の開発を支援し、2021年1月に教育省にて正式承認され

<sup>51</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、4件

た。また、新型コロナの感染拡大により、2020年3月より10か月にわたり学校が休校となったため、当初計画にはなかったが、現地ニーズに対応して、短縮カリキュラムの作成を支援し、休校中の自宅学習教材及び教師・保護者向けの自宅学習ガイドラインを開発した。さらに、コロナ禍での子どもの学びの継続を促進する広報ビデオを制作し、同国教育省ホームページより発信した。

- ・ **バングラデシュ「小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3」**（技術協力プロジェクト）では、「COVID-19 Response Program」を打ち出しており、その一環として国営テレビ局で全国放送する小学校1年生から5年生の算数授業の映像コンテンツの制作を開始した。
- ・ **ニジェール、マダガスカル、ガーナ、セネガル、マリ、ブルキナファソ**において、「みんなの学校プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発・普及を展開した。また、マダガスカルでは、2020年3月以降の学校閉鎖による学力低下への対策として、同国政府のイニシアティブの下、2020年4月より同プロジェクトで試行・開発した習熟度別の教育手法を活用した授業が国営教育番組で放映された。同プロジェクト対象地域の首都近郊の小学校教師らが番組に出演し、新型コロナ感染防止のための啓発も兼ねたマダガスカル語、フランス語の授業及びプロジェクトによる学力向上モデルを活用し遊びながら四則計算を学ぶ算数の授業を通じ遠隔教育を支援した。さらに、同モデルの試行により大幅に成績が向上した上位24校に対して100冊の図書を贈呈した。加えて、UNICEFとの連携により同プロジェクトで開発した学力改善モデルをUNICEF対象県での試行を通じ、約20万人の子どもの学びを改善していくことを合意した。
- ・ **日本式教育の導入・展開**：日本の教育の特長である特別活動、朝学習、手洗い・歯磨き等を取り入れたエジプト・日本学校（EJS：Egypt-Japan School）が、2020年度は新たに3校設立された。さらに、EJSから特別活動の経験共有などを受ける既設の一般校35校が選定され、今後教員研修を通じた人材育成や授業研究会などの経験共有を行っていく。特に、新型コロナが蔓延するなか、EJSを中心に実施している手洗い活動をエジプト全国に展開すべくビデオ教材を作成したほか、これまで対面で行ってきたマスタートレーナーやEJS教員向けの研修をオンライン化し、オンラインでの自習プログラムとライブ配信の研修を組み合わせ実施した。
- ・ **新型コロナ緊急資機材支援**：感染予防対策のため、事業実施国において教育省、職業訓練省、教育施設向けにマスク、体温計、消毒剤等のPPEを7か国に対して供与した（セネガル、マリ、マダガスカル、エチオピア、南スーダン、パレスチナ、エジプト）。
- **新型コロナに対応した教育分野特設ウェブサイトの立ち上げ**：新型コロナの影響を受ける世界と日本の教育を支援する専門家及び海外協力隊等の取組を網羅的に紹介する特設サイトを機構ホームページ内に開設した。2020年度は45件の記事を掲載し、機構のコロナ禍での教育支援活動に関心のある市民、報道関係者へ一元的な情報提供を実施し、コロナ禍による世界的な休校措置のなかでの機構の教育支援を広く広報した。また、機構ホームページ内に「子どもの学びの改善」のためのお役立ち情報を新設し、教科書・教員用指導書、算数ドリル、動画（日本での数と計算の理解）等これまでの教育協力の成果品を掲載し、退避帰国中の海外協力隊による活用を促進した。
- ・ **学びの改善を実現するための戦略性の強化**：プロジェクト研究「教科書開発案件を通じた学びの改善アプローチのレビュー」を通じて、過去10年間に実施したカリキュラム・教科書改訂に対する技術協力案件をレビューし、子どもの学びの改善を目指したアプローチの成果、課題、教

訓を抽出し、今後の協力の方向性を取りまとめた。また、同プロジェクト研究の結果に基づき、2020年10月に開発コンサルタントとの学びの改善アプローチに関する勉強会を開催した。

- ・ **就学前教育の推進**：エジプトでは、日本及びエジプトの両国間で合意したパートナーシップに基づき、モデル保育園50園（0～5歳対象）を対象に、子どもの興味や主体性を重視する「遊びを通じた学び」の実践による保育の質の向上を目的として、月齢・年齢別の遊び指導集の開発や保育士研修等の活動を実施し、乳幼児の発達と成長を促す保育手法の導入を支援した。また、初等教育の一環として運営されている幼稚園（4～5歳対象）においても、子どもたちの非認知スキルの向上を目的の一つとしてカリキュラムの改訂を進めた。特に、エジプト政府により日本式教育の導入・普及を行う拠点として整備されているEJSの幼児学級では、日本の知見をいかした「遊びを通じた学び」をカリキュラムのなかに導入しており、質の高い就学前教育が提供されるよう、教員ガイドの開発や教育関係者への研修を行い、人材育成を支援した。
- ・ **ICTの活用**：ICT立国を目指すルワンダからの要請を踏まえ、教育分野におけるICT活用に関する案件形成を進めた。本事業は全国の初等算数の学びの改善を目的に、デジタル教材や学びの個別最適化ツールの開発と現職教員研修・コミュニティ連携型補習活動を通じた普及を行い、子どもの初等算数学力向上と教員によるICT利活用の推進を目指すものである。

## (2) インクルーシブで平和な社会づくりのための教育に係る事業の実施

- ・ **女子教育の推進**：ニジェールでは、女子の就学促進を目的として、UNICEFと連携し、全国8州で州ごとに教育フォーラム（州、県教育関係者、学校運営員会代表、自治体代表等が集まる会合）を開催した。そこで誓約された活動がコミュニティで実行され（早婚モニタリング委員会の設立、啓発活動の実施等）、女子生徒の中学1年生の中退率は33.4%から20.0%に、中学2年生への進級率は44.6%から57.5%に大幅に改善された。
- ・ パキスタンでは、不就学児童の6割以上が女子、また成人識字教室の参加者も女性が多数を占めることを踏まえ、中等レベルのノンフォーマル教育及び成人識字教室を活用した縫製・美容分野等職業訓練的な知識・技能の習得支援を目的とした新規案件を開始した。
- ・ **不就学児童支援**：パキスタンでは、2020年3月から全国的に教育施設が閉鎖となったことによる学習の機会の喪失状況を受け、コロナ禍におけるノンフォーマル教育センターの再開に向けた手順書の作成、授業計画やアセスメントの修正支援を行い、関係者等に対してセンター再開後の感染予防策や授業計画見直しに係るトレーニングを実施した。
- ・ **障害児支援**：モンゴルでは、視覚障害者対象の学校に対し、全学年分の教科書に対応したモンゴル語読上げ機能付きのDAISYプレーヤー160台（電子化済の教科書75冊分搭載）を供与した。9月に供与式、使用方法の講習を実施し、10月以降順次使用を開始した。また、同国教育省を通じ全国の公立905幼稚園、公立662学校及び付属の522寮の合計2,089施設に対し、室内消毒用の消毒液及び噴霧器を供与した。その際、障害の有無に関わらず、全ての児童にとってわかりやすい感染症予防・啓発動画と、教師や健常児等が障害児の感染症予防活動を支援するために必要な配慮について分かりやすく情報をまとめたポスターも作成し、技術協力プロジェクトとの相乗効果を図った。
- ・ スリランカでは、コロナ禍での遠隔による支援の制約がありつつも、6月、7月に計76人の特別支援教育担当者・初等教育担当者が参加したインクルーシブ教育の推進を目的とした指導主事研修を開催した。同研修を通じ、参加者間でお互いの役割と責任を認識しあうことができた。また、

スリランカで適応が見込める、日本のインクルーシブ教育の優良事例収集セミナーを9月に開催し、教育省関係者54人の参加を得た。

- ・ **プロジェクト研究「ポストコロナにおける教育協力検討のための基礎調査」(女子教育、不就学児童、ICT)**：新型コロナ感染拡大による生計手段の喪失・世帯収入の減少により、初等・中等教育における退学者数は世界で700万人近くに上ると試算されており、不就学児童が増加するとともに、開発途上地域の女子等の社会的不利な立場にある人々を中心に教育格差が拡大する恐れがある。これら脆弱層を底支えすること、そしてウィズコロナ、ポストコロナ社会における学習の在り方を検討するための基礎調査を開始した。女子や不就学者への対応やICTを活用した教育を推進する具体的方法を検討する予定である。
- ・ また、日本国内におけるSDGターゲット4.7の多文化共生への貢献として、機構の協力を通じエルサルバドルで開発した算数教科書・指導書・児童用練習帳を、機構横浜センターと神奈川県教育委員会との連携の下、神奈川県厚木市及び愛川町でスペイン語ルーツの在日外国人児童の学習支援教材として、県全域でも活用を視野に入れつつ、試行的に活用した。

### (3) 開発パートナーとの連携及び日本の基礎教育協力の優良事例の発信

- ・ **コロナ禍での教育協力を考えるオンラインセミナー開催**：外務省との共催でオンラインセミナー「コロナ禍での教育協力を考える」を6月に開催し、コロナ禍がもたらす子どもたちの学びへの影響と中長期的な支援ニーズについて、日本政府（外務省、文部科学省、経済産業省）、国際機関（UNICEF等）、開発コンサルタント、民間企業、NGO等がそれぞれの問題意識や取組を共有した。特に、民間企業の取組を紹介し、コロナ時代の教育協力における官民連携の可能性について議論した。
- ・ **GEMレポートローンチングセミナーでの発信**：UNESCOの教育協力年次報告書「Global Education Monitoring Report」の日本語版要約の編集に協力したほか、広島大学等とセミナーを9月に開催し、同報告書のテーマである「インクルージョンと教育」に関し、パキスタンのインクルーシブ教育の取組について発信した。
- ・ **GPEによる機構関係者向け研修**：在外事務所の教育セクターを担当する関係者を対象とするリモート研修を「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」と共同で開催した。初級編と応用編の2部構成とし、地域別（アジア、アフリカ）・言語別（英語、フランス語）に開催された研修には教育政策アドバイザー、海外拠点所員、現地職員を含む150人の関係者が参加した。資金調達や事業レベルでのドナー連携促進を目的に、教育セクター計画への参画について理解を深めた。
- ・ **オンラインでの能力強化研修開催**：11月に4日間、オンラインで「学びの改善に向けた総合的なアプローチ」能力強化研修を開催した。研修には機構専門家、コンサルタント、NGO等様々な経験を持つ20人が参加した。日本国内のみならず、これまでは参加が不可能であった海外からも複数名参加した。また、広くこれまでの教育協力の知見を共有するため、部分聴講として公開し、内部聴講171人、外部聴講101人（いずれも延べ人数）の参加を得た。さらに、一部講義は機構の人材募集サイトPARTNERに録画を掲載するなど、事業成果の積極的な発信に努めた。研修では、受講者との双方向的なやり取りに努め、結果、受講者からのアンケートでは研修の総合評価と満足度について、20人中18人が「非常に満足」、2人が「満足」と回答があり、高い評価を得た。

#### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- SDGs Goal 4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に貢献するため、「SDGs ポジションペーパー（教育）」に基づき、SDGs ターゲット 4.1 に資する質の高い初等教育修了に向けた基盤整備を 21 件、4.c に資する質の高い教員輩出に向けた協力を 15 件実施した。また、SDGs ターゲット 4.5 に資するジェンダー格差・脆弱層へ支援を 3 件及び 4.6 に資する基本的な読み書き・算数能力向上に向けた案件を 13 件実施した。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

- コロナ禍の継続に伴い、教育・学習機会が失われ、将来的には就業機会にも影響するなど中長期的に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。コロナ禍での休校措置、対面と遠隔のブレンド教育など、開発途上地域のコロナ禍での教育政策・対応方針を踏まえつつ、子どもの学習機会が途切れることのないよう、これまでの支援の成果である教科書・教材のデジタル化、オンラインが活用できない児童・生徒への配慮、手洗い・衛生面での支援等学校再開に向けた取組など、教育行政、コミュニティ、開発パートナーと連携しながら取り組む。

#### No.2-7 スポーツ

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ボランティアを通じた活動の裨益者数	7.3 万人 <sup>52</sup>	11.5 万人	22.9 万人	20.6 万人	11.4 万人	万人
スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数	2020 年に 162 人 <sup>53</sup>	265 人	215 人	256 人	1 人	人

(注) 2019 年度と同等規模の新規派遣を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大による海外渡航制限に伴い、体育・スポーツ分野に限らず新規海外協力隊員派遣が困難な状況となった。かかるなかにおいても新規派遣の可能性を継続的に検討し、渡航に係る安全面の確認等を経た結果、1 人のみ新規派遣を実現。

#### (1) 海外協力隊員派遣、課題別研修や技術協力プロジェクト等の事業の実施

- コロナ禍の影響に伴い、海外協力隊員派遣、課題別研修や技術協力プロジェクト等の実施が困難となったものの、遠隔等で協力を継続した。スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT：Sport for Tomorrow）<sup>54</sup> の目標であった 1,000 万人以上への裨益は、2021 年 3 月末時点で約 1,200 万人に達し、同目標を達成した。機構は半数以上となる約 683 万人に貢献した。
- 技術協力プロジェクト：**ミャンマー「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」では、コロナ禍のなかでも遠隔により、体育含めた教材開発を進めた。2021 年 1 月に、体育を含む小学校 5 年生向け教科書が教育省に正式承認され、小学校全 5 学年全教科書開発が完了した。今後全ての小学校で、同新教材を活用し、良質な体育の授業の実践が展開され、児童の技能や体力向上等が期待される。ボスニア・ヘルツェゴビナ「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」では、本事業の成果である保健・体育科の共通コアカリキュラムを基に、2020 年度、モスタル市の体育専任教員に対する技術研修や学習指導要領の更新等を行い、紛争予防の視点から同国の懸案だった教育

<sup>52</sup> 2014-2015 実績平均

<sup>53</sup> SFT 目標値（2012 年度実績（81 人）を 2020 年までに倍増）

<sup>54</sup> 日本国政府が推進するスポーツを通じた国際貢献事業、2014 年～2020 年までの 7 年間で開発途上国をはじめとする 100 か国・1000 万人以上にスポーツの価値を広げる取組。東京オリンピック・パラリンピック大会の 1 年延期に伴い、SFT の期間も 2021 年まで延長された。

統合に寄与した。

- ・ **ボランティア事業**：コロナ禍の影響により、新規隊員の派遣中断や、派遣中隊員も一時帰国を余儀なくされた。かかるなか、開発途上地域への支援の継続、国内課題解決への貢献、自己研鑽の三つの柱を掲げ活動を継続した。開発途上地域支援の継続については、練習内容を動画で任地に送付する、オンラインツールを活用して直接指導を行うなど、2021年3月末時点で140例以上を体育・スポーツ隊員が実施した。国内課題解決への貢献についても、国内のスポーツチームでの指導、ホストタウンの取組への参加、ハフポストと連携した「世界を知ろう」学習チャンネルでのスポーツ番組の制作など、多くの体育・スポーツ隊員が自身の技術や知見をいかした活動を実施した。自己研鑽については、国内のスポーツ関係団体や民間企業による講義受講や隊員経験者との意見交換などの機会を提供し、延べ230人以上の体育・スポーツ隊員が参加した。2020年11月以降は、開発途上地域の医療状況などを総合的に判断し、ベトナム、タイ、カンボジア、ラオス、セルビア、中国、ドミニカ共和国、ケニア、マダガスカル、ナミビア、ウガンダ、ガーナ、ガボン、ジンバブエの14か国への渡航再開を始め、体育・スポーツ隊員も任地での活動を再開した。
- ・ **研修事業**：障害者のエンパワメントや同分野を推進するリーダーの育成を目的とした課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」では、優良事例集をまとめた事前学習資料の作成に加え、遠隔にて研修を実施した。また、体育教育の普及や質の向上を目的とした課題別研修「学校体育」では、遠隔での実施は実現できなかったものの、筑波大学とオンデマンド化に向けた教材作成を進めた。

## (2) 競技団体・大学等の関係機関とのネットワークの構築

- **日本オリンピック委員会との連携協定締結**：日本オリンピック委員会（JOC：Japanese Olympic Committee）と2020年7月に連携協定を締結した。本連携協定により、国際社会に対して「スポーツと開発」に関するより戦略的な発信が期待できる。また、JOCが実施する国際人養成アカデミー<sup>55</sup>やJOC・NF国際フォーラム<sup>56</sup>などで機構の事業概要説明などを通じて、日本国内のスポーツ団体に対して広く情報発信が可能となり、国内における国際協力の裾野の拡大への貢献が期待される。
- ・ 2020年11月にパリで開催された開発銀行サミット「Finance in Common」<sup>57</sup>内で、フランス開発庁主催「スポーツと開発」特別イベントにて、人間の安全保障の実現においてもスポーツが重要な役割を果たす旨、機構理事長からのメッセージを発信した。また、JOCとの連携により実現した、日本フェンシング協会太田雄貴会長からのメッセージも紹介された。さらに、同イベント内にて創設された「スポーツと開発」共同体<sup>58</sup>への賛同を機構から表明し、今後国際機関・開発機関等のリソースやネットワークを結集し、スポーツの力を活用した取組を推進予定である。
- ・ 機構は3か月に一度開催されるSFTC運営委員会に参加した。SFTC運営委員会には外務省、スポーツ庁のほか、日本スポーツ振興センター（JSC：Japan Sport Council）、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC：Japanese Paralympic Committee）などのスポーツ関連団

<sup>55</sup> 国際スポーツ組織との関係強化並びに人材育成の一環として、将来JOCやJOC加盟競技団体を代表し、国際連携・国際貢献の場において活躍できる人材を育成するために、JOCが年に一度開催しているもの。

<sup>56</sup> JOCと国内の競技団体（NF：National Federation）が一体となり、チームジャパンとしての国際力強化のため、年に一度開催しているもの。

<sup>57</sup> 気候変動やSDGs達成に対する開発銀行の役割を議論することを目的に、全世界の約450の開発銀行が一堂に会した初のサミット。2020年11月11日、12日にフランスのパリにて開催された。

<sup>58</sup> 2024年にパリで開催されるオリンピック・パラリンピック大会及び2026年にセネガルで開催されるダカールユースオリンピックに向けて、「スポーツと開発」の取り組みを更に推し進めるために、開発金融機関等のネットワーキングを目的としたプラットフォーム。

体が参加し、400 団体以上が加盟する SFT コンソーシアムの運営方法や、東京オリンピック・パラリンピック大会の 1 年延期に伴う対応などについて協議した。特に東京オリンピック・パラリンピック大会延期に伴う SFT の延長については、機構の知見をいかしてスポーツと開発の効果及びコロナ禍におけるスポーツの役割に係る提言を行い、議論をリードした。また、新型コロナによる困難な状況を乗り越えるため、機構の働きかけにより、日本アンチ・ドーピング機構（JADA：Japan Anti-Doping Agency）との連携による体育・スポーツ隊員向けのセミナー実施につなげた。

- ・ ホストタウンの取組を通じて自治体とのネットワークを強化した。機構の橋渡しによって南スーダンのホストタウンとなった前橋市では、南スーダン選手団の事前合宿に対してふるさと納税による資金支援や市民によるコーチ・通訳のボランティア支援やチャリティ事業の実施など、行政・市民が一体となった取組を進めており、機構も前橋市での南スーダン写真パネル展の実施や機構職員による国際理解講座等を開催し、前橋市の取組に協力した。

### (3) 機構の体育・スポーツ分野の広報媒体の作成・配布やイベントの開催、相手国政府への発信

- ・ 外務省と特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（JANIC：Japan NGO Center for International Cooperation）、機構の 3 者共催による国際協力共同キャンペーン「EARTH CAMP ～輪になって語ろう。地球の未来。～」<sup>59</sup> 内にて 2 つのスポーツ関連イベントを実施した。両イベントを通じ、多様なスポーツの可能性や日本及び開発途上地域の女子サッカーの現状と課題について情報を発信し、併せて 1 万人以上の視聴を得た。
- ・ JICA 地球ひろば（市ヶ谷）にて、2020 年 6 月から 10 月にかけて「スポーツの力で世界を元気に」をテーマとした企画展を実施し、4,045 人が来場した。また、同地球ひろばにて五輪応援企画としてオンラインセミナーを 5 回実施し、計約 150 人が参加した。その他、ホストタウンと連携したイベント内で体育・スポーツ隊員の活動や開発途上地域のスポーツの現状などを紹介したほか、各国内機関でスポーツに関連する企画展やセミナーを実施し、一般市民の理解及び参加が促進された。
- ・ 雑誌「Number」（2020 年 12 月号）にて、JOC 山下会長、JPC 河合委員長、機構理事長の 3 者による鼎談が掲載された。「国際貢献におけるスポーツの可能性」をテーマに、障害者、男性、女性、高齢者、全ての人々のスポーツを楽しむ権利、スポーツの力を通じた日本への信頼醸成、世界の平和と発展への貢献について発信した。
- ・ ケニア女子バレーボールチーム（16 年ぶりにオリンピックへの出場権を獲得）やインドネシアのアーティスティックスイミングの州代表チームに対する遠隔指導の様子など、体育・スポーツ隊員の活躍ぶりに加えて、機構の橋渡しによって南スーダンのホストタウンとなった前橋市にて事前合宿をする選手団に関連した機構の南スーダンでの協力や、JOC との連携協定締結などが新聞各紙にて約 100 件取り上げられ、「スポーツと開発」に係る一般市民の理解促進につながった。

### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 既述の技術協力プロジェクトや、草の根技術協力事業、海外協力隊事業を通じた学校体育の支援により、SDGs Goal 2、3、4 に貢献した。また、スポーツを活用した信頼醸成及び平和の促進に加え、スポーツを通じた障害者や女性等のエンパワメント及び社会包摂推進を通じ、SDGs Goal 1、5、10、16 にも貢献した。

<sup>59</sup> 2020 年 10 月 6 日（国際協力の日）から 2021 年 3 月までを期間とし、国際協力や国際交流に関するオンラインイベントを中心に情報を発信。目玉となるメインイベントを 1 月 30 日と 31 日の 2 日間開催。



- ・ ボランティア事業での体育・スポーツ隊員の派遣等を通じて、開発途上地域におけるスポーツそのものの充実を図っており、SDGs Goal 8、11 に対して貢献した。国内のスポーツ競技団体や、大学、自治体、民間企業等との連携促進により、SDGs Goal 17 に対しても貢献した。

## (5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ オリンピック・パラリンピック後にスポーツに対する社会の注目が相対的に低下する可能性があることから、スポーツと開発に係る取組を継続させるため、SFT 運営団体との意見交換を継続して実施する。また、「スポーツと開発協力構想会議」に外部団体として参加しているスポーツ庁、JOC、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などの関係機関と、オリンピック・パラリンピック後の方向性について協議を行い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の対応を検討する。

### No.2-8 社会保障・障害と開発

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
社会保障に係る研修実績	128 人 <sup>60</sup>	135 人	82 人	202 人	150 人	人
障害に関する研修等に参加した機構事業関係者の人数	213 人 <sup>61</sup>	467 人	2,666 人	2,994 人	460 人	人

## (1) 社会保障制度の構築に向けた具体的な施策の実施

- **インドネシアにおける社会保険労務士に係る規則の制定実現**：インドネシアにおける社会保障士資格の創設に向け、専門家派遣や日本招へいを通じ政府関係 5 機関の間の法令策定のための調整を支援した。その一環で、日本の全国社会保険労務士会連合会及び労働政策アドバイザー（長期専門家）の協力を得て開催した「日本の社会保障セミナー」には、インドネシア政府関係機関から 30 人以上が参加し、日本における社会保障制度の概要、社会保険労務士の資格及び実際の業務内容、失業保険等について理解を深めた。インドネシア側関係機関による協議においては、関係機関それぞれの立場から多様な意見が出されるなか、議論の方向性を定めるべく地道な支援を続けた結果、最終的に国家社会保障審議会にてインドネシア版社会保険労務士を規定する規則が制定された。また、モンゴル「社会保険実施能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、待遇や徴収に係るマニュアルや研修開発ガイドラインが作成された。これらマニュアルやガイドラインをモンゴル側関係者が継続的に活用することで、顧客志向のサービスの定着やより安定的な年金保険料の徴収、関係者の人材育成の推進が期待される。
- ・ **モンゴルにおける労働安全管理能力の強化**：モンゴル「建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、建設開発センター内に安全衛生トレーニング室を設置し、高所作業のトレーニングに用いる仮設足場に加え、DX 推進の一環として、仮想空間にて高所作業等の風景を映し出す VR（Virtual Reality）機器等が配備され、トレーニング室にしながら実際の作業現場での安全を確保する手順を確認可能とし、訓練中に高所から転落する危険性を回避する等、デジタル技術を用いてトレーニング環

<sup>60</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>61</sup> 2014-2015 実績平均

境の変容をもたらした。また、カウンターパートが構成員となるワーキンググループが議論や作業を重ね、安全施工サイクルや労働安全に関する優良事例集、高所作業ガイドライン等を作成した。これら取組により、VR 機器等を用いた安全衛生トレーニングを含め実地で安全衛生の技術を習得する機会の増加に加え、ガイドライン等を用いて手順等を明確化することでトレーニングでの技術の定着を促進し、現場での労働安全衛生の訓練機会の質の向上に貢献した。

- ・ **コミュニティレベルにおける高齢者ケアの促進**：タイ「高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、急性期から慢性期に至るリハビリテーション等の切れ目ないサービスの提供に向け、タイ国内 8 か所のパイロットサイトで地域包括ケアサービスを試行した。また、シームレス・ケアに関するテクニカル・オンラインセミナーを開催し、日本各地（長野県上田市、愛知県弥富市、福岡県北九州市）のリハビリテーション病院からの遠隔講義とタイ人講師による講義を組み合わせ、タイ関係中央省庁行政官及びパイロットサイトの医療従事者計 32 人の参加を得て研修を実施し、日・タイの学び合いを促進した。
- ・ **課題別遠隔研修「高齢化対策」**：今後急速な高齢化が進展することが予想されている開発途上地域向けに、高齢化に伴う課題や必要な施策、特に日本の地域包括ケアについて経験の共有を行う研修を実施した。コロナ禍により、全てのプログラムを遠隔で行い、アジア及び中米の計 6 か国から研修員 11 人とオブザーバー 13 人の参加を得た。時差を考慮しオンデマンドによる講義動画等での事前学習と全員参加によるオンラインセッションを組み合わせ、講義だけでなく高齢者の住居や介護事業所の視察も実現するとともに、遠隔の強みをいかして大人数では視察しづらい場面の訪問やタイと接続してタイの経験を講義してもらおう等、付加価値の高い研修を提供した。
- ・ **児童福祉**：アジア 10 か国（タイ、カンボジア、ミャンマー、ラオス、モンゴル、キルギス、バングラデシュ、パキスタン、ネパール、ブータン）の児童福祉分野の現状調査及び日本の当該分野の現状と国内リソースの情報収集・分析調査を開始した。同調査には、児童労働を調査対象に含めており、児童労働撲滅に向けた事業を構築するための情報収集を進めた。また、新型コロナウイルス蔓延により一層影響を受け、健やかな成長を脅かされる子どもとその家族の状況の情報収集も含んでおり、本調査結果を踏まえ、コロナ禍における中長期的な支援策を検討する。

## (2) 社会的弱者への配慮に向けた具体的な施策の実施

- ・ **事業への障害の視点の組込を推進する取組**：機構の事業に携わるコンサルタント、NGO 関係者を対象に能力強化研修「障害と開発」を実施し、38 人が参加した。コロナ禍を受けオンラインで実施し、対面では参加出来ない地方や海外在住の方々も参加が可能となった。研修において、インフラ事業のみならず政策支援等の円借款、海外投融资案件の調査時に障害配慮の視点が組み込まれるよう提案した。
- ・ **エジプト「情報アクセシビリティの改善による障害者の社会参画促進プロジェクト」**：印刷物を読むことに障害のある人に理解しやすい形式で図書・文書を提供するため、情報通信技術を活用した DAISY (Digital Accessible Information System) 普及促進に取り組んだ。2020 年度は図書館スタッフ等合計 24 人に対して、マルチメディア DAISY 図書製作の研修を実施した。これまでに本事業を通じて育成した 42 人の DAISY 図書製作者とプロジェクトチームにより、33 タイトルの DAISY 図書が完成し、印刷物を読むことに困難のある障害者の図書館へのアクセス改善に貢献した。また、2020 年 3 月にはコロナに関する DAISY 化された啓発資料を制作するため、エジプト赤新月社に対し DAISY 研修を行った。

- ▶ **モンゴルにおける障害者の社会参加促進への貢献**：「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で育成したファシリテーターにより、政府関係者や民間企業を対象とした障害平等研修（DET：Disability Equality Training）を継続的に実施し、その受講者が1万人を超えた。さらに、「障害平等研修の実施及びファシリテーターへの資格授与に関する規則」が労働社会保障大臣令として発効し、同規則により事業予算が政府内で確保されることになり、DETの事業化が前進した。本事業は2020年5月をもって終了したが、2021年2月より障害者の就労支援に焦点を当てた事業をフェーズ2として開始した。
- ・ **南アフリカ共和国「障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト」**：本事業では、障害者のエンパワメントと障害主流化を促進するために3つの人材育成研修（ピア・カウンセラー育成研修、障害啓発ファシリテーター育成研修、アクセス調査員育成研修）を実施した。これらの研修にて、191人の障害者及び行政官（そのうち障害者は153人）が育成された。彼らによって実施されたピア・カウンセリング、障害啓発活動、アクセス調査に合計1,738人の地域住民や行政官（そのうち障害者は600人以上）が参加した。これらの成果を基に作成された障害者のエンパワメント及び障害の主流化ガイドラインは2020年12月に使用開始が宣言された。今後、全国の自治体に同ガイドラインが配布される予定である。

### (3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 社会保障に関して、SDGs Goal 1 社会的保護（1.3）、脆弱者支援（1.4, 1.5）、SDGs Goal 8 完全雇用とディーセントワーク（8.5, 8.8）、SDGs Goal 10 社会保障政策を通じた格差是正（10.4）等のSDGs Goalが設定されている。また、障害と開発に関しても、SDGs Goal 8 障害者就労（8.5）、SDGs Goal 10 障害インクルーシブな開発（10.2）、SDGs Goal 11 障害者の物理アクセス（11.2, 11.7）等のSDGs Goalが設定されている。高齢者、障害者、子どもの社会的保護やそれを支える人材育成を推進したほか、エジプトにおいて障害者の情報アクセス改善の活動、モンゴルや南アフリカにおいて障害インクルーシブな開発の推進等、多岐にわたる項目に資する事業を既述のとおり実施した。

### (4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ コロナ禍において障害者や高齢者等の脆弱層が一層困難な状況にあることが判明した。これに対し、緊急対応として、現在実施中の事業及び新規形成予定の事業の枠組みのなかで対応できる活動を短期的取組として次年度以降積極的に追加実施を検討している。また、各国で社会的弱者のおかれている状況は異なるため、各国のニーズ及び活用できるリソースを正確に把握した上で中長期的対応策を検討する必要があることから、2020年度は高齢化、障害国別調査や児童福祉調査を実施し、各国の状況・ニーズを把握することに努めた。2021年度は、同調査結果を踏まえた上で中長期的対応策を検討する。
- ・ 2020年度実施予定であったインクルーシブ防災やユニバーサル・ツーリズムに係る事業についてはコロナ禍により本邦研修が実現出来なかったものの、現地でローカルコンサルタントによる調査や国内における関係者への情報収集等事業実施への準備をした。2021年度は、同準備を踏まえ本邦研修を実施する。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

SDGs や人間の安全保障等の国際的な潮流や日本政府の方針を踏まえ、引き続き強靱性、持続可能性、包摂性に留意しつつ、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」にある①国内リソースの開拓や、②有識者意見にある最新技術や民間資金の活用及び他ドナーとの連携等に取り組むことを期待する。その際、③新型コロナウイルス感染症の各国への影響、特に人々の基礎的生活に対する脅威について情報収集・分析するとともに、「感染症対策の強化」や「保健システムの強化」を通じたUHCの推進を中心として、ポストコロナにおいて人間中心の開発を推進するための取組方針を検討し、一層迅速かつ効果的な事業実施に向けて取組を強化することを期待する。

### (2) 対応：

SDGs や人間の安全保障等の国際的な潮流や日本政府の方針を踏まえ、引き続き強靱性、持続可能性、包摂性に留意しつつ、国内リソースの開拓、最新技術や民間資金の活用及び他ドナーとの連携等に取り組んだ。

保健分野では、UHC を目指した強じんな保健システムの強化及び新型コロナ対策を含む感染症による健康危機時の対応のための公衆衛生上の備えの強化を念頭に「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を形成・推進した。また、世銀グループが提唱する Human Capital の更なる推進に向け、各国レベルの協力において、UHC の推進と新型コロナ対策の強化を含む世界との共同イニシアティブを推進した。

水・衛生分野では、リモートセンシング技術を活用した遠隔での全国水資源調査を開始したほか、オープンイノベーションを通じてオンラインでの水道料金の支払いや自動検針の実証を行った。また、民間資金の活用に向けて、ヤンゴンにおける PPP 案件組成に係る IFC との連携、ベトナムにおける民間資金活用に向けた基礎情報収集・確認調査等を実施した。さらに、プロジェクト研究「水供給・衛生分野の新型コロナウイルス対策の教訓と必要な支援方策の検討」に着手し、コロナ禍による影響に関する情報収集・分析を実施したほか、新型コロナウイルス対策の取組方針を対外的に公表し、必要な対策資機材の緊急調達、「JICA 健康と命のための手洗い運動」、国際 NGO と連携した保健施設、学校への手洗い設備普及や手洗い啓発、分野横断的な都市感染症対策の案件形成等を実施した。

教育分野では、コロナ禍による休校を踏まえ、自宅学習教材等の作成・公開や、新型コロナに対応した教育分野特設ウェブサイトの立ち上げを実施した。

スポーツ分野では、日本オリンピック委員会 (JOC) や日本サッカー協会 (JFA)、日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)、日本ラグビー協会 (JRFU) 等のスポーツ関連組織に加え、大学やホストタウンとなった自治体等とも連携し、国内リソースの開拓を推進した。

社会保障・障害と開発分野では、高齢化分野や児童福祉分野での国内調査を実施し、開発途上国で適用可能な国内における実践事例の整理や新たな国内リソースの発掘を推進した。

No.3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う必要があり、目標達成に法人の創意工夫を要し、かつ外部要因に事業実施を規定する条件が大きく左右されるため。

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数	15,000 人 (2016-2018) <sup>62</sup>	5,000 人	6,115 人	5,279 人	—	—	—
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額 (百万円)			5,647	5,075	4,497	3,303 <sup>63</sup>	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (3)
<p>年度計画</p> <p>1. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現</p> <p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえつつ、市民の諸権利の保障・実現や質の高い経済成長に資する公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を実施する。</li> <li>特に、TICAD7 を踏まえ、アフリカ地域に対する協力の充実を図るとともに、第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）に対する貢献を行う。加えて、市民の司法アクセスに係る支援を継続するとともに、国際関係における法の支配や「ビジネスと人権」の促進に資する具体的取組を進める。</li> <li>行政機能の強化と質の向上を図るべく、アジアでは、行政運営を主導する幹部行政官の人材育成を、アフリカ・中南米等では、地方行政機能の強化を実施する。</li> </ul> <p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善と、これに資する政府機関（特に地方行政機関）の能力強化に向けた事業を実施する。</li> <li>特に、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援や、国際機関とも連携しつつウガンダ、ザンビア等での難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上支援を行う。</li> <li>治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化や、安全なサイバー空間の実現、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。</li> </ul>

<sup>62</sup> 2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標を基に、機構貢献分を 75% として想定して設定する。中東地域安定化のための包括的支援の目標値：2016 年から 2018 年に 2 万人

<sup>63</sup> 暫定値

- 特に、地域警察制度の普及・定着に向けた事業を継続するとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る本邦研修を引き続き実施する。また、TICAD7のフォローアップとして、アフリカ地域の治安機関や海上保安機関の機能強化等を実施する。その他、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた支援や、カンボジア地雷除去センターの知見をいかした南南協力、日本政府の国家安全保障戦略を踏まえた各国のサイバーセキュリティ能力向上に係る支援を実施する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- 法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16（16.3、16.5、16.6、16.7、16.10）、SDGs Goal 17（17.18、17.19）関連）
- 紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16 関連）
- 平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況（SDGs Goal 16 関連）

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①カカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームの実動、②新型コロナ危機による脆弱層への影響調査、初のILO委託、③中国における法整備支援による民法典及び知的財産権法の成立、④バンサモロ暫定自治政府（BTA：Bangsamoro Transition Authority）による新型コロナ対応への支援、⑤難民・避難民地域における事業成果の面的拡大、⑥マレーシアにおける海上保安能力強化に向けた発展的成果の発現等、特筆すべき成果をあげた。

#### ア. 公正で包括的な社会の実現

- ◎ **カカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームの実動【①③】**：「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」の中核となる調査事業を開始。プラットフォーム会員との共創による調査で、児童労働がない地域づくりに向けたパイロット活動を実施。国の制度として児童労働フリーゾーンを導入、普及する取組は国際的にも珍しく、世界の児童労働撤廃に向けた先進的な取組を推進。また、ILOや米国労働省との連携セミナー開催、徳島県・消費者庁等主催国際消費者フォーラムへの登壇、一般市民向け啓発イベントを通じ、国内外の関係者と連携し、児童労働を含むサステナブル・カカオに関する課題の発信を強化。同プラットフォーム参加登録数拡大（1.5倍）にも貢献。
- ◎ **新型コロナ危機による脆弱層への影響調査、初のILO連携【①②】**：日本政府の「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020 - 2025）」への貢献も念頭に、22か国対象「全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査」に着手。また、初のILO委託事例となる調査（コロナ禍の影響評価も含めたラオス児童労働の実態調査）に係る契約をILOとの間で締結。アフリカ連合代表部とILO主催の国際会議では、本事例を含む機構の児童労働撤廃に係る取組を発信。
- ◎ **中国における法整備支援による民法典及び知的財産権法の成立【①】**：機構が技術協力を通じて支援してきた民法典及び知的財産権改正法が成立。民法典については、1954年憲法制定以降の中国において、複数回にわたり立法作業が試みられていたが、2014年からの今次作業により、初めて法令が成立。

- ベトナム、ラオス、ミャンマー等の重点国に対する民商事法分野を中心とした法整備支援。
- アフリカ地域における調査、市民の司法アクセスに係る支援、国際関係における法の支配や「ビジネスと人権」の促進への取組。

#### イ. 平和と安定、安全の確保

- ◎ **フィリピン・ミンダナオにおける新型コロナ対応への支援【③】**：新型コロナによる影響把握のため、バンサモロ地域全域の約 1,775 人を対象とした簡易影響調査を BTA と協力し遠隔で実施。その結果、同影響調査の結果が BTA による新型コロナ対応のための予備費要求の根拠資料として活用されるなど、BTA による現状把握・予算獲得に直接的に貢献。
- ◎ **ウガンダにおける難民・避難民地域における事業成果の面的拡大【②③】**：ウガンダの難民・避難民居住地域において、開発計画策定におけるアカウンタビリティ及び透明性の改善を実現。その結果、事業で作成・導入した優先事業リストやコミュニティ主導生計向上活動の手法が世銀難民支援プロジェクト（DRDIP：Development Response to Displacement Impacts Project）や国連開発計画（UNDP）等他援助機関、更にはウガンダ政府の資金も活用されるなど、事業成果の面的拡大につながった。
- ◎ **マレーシアにおける海上保安能力強化に向けた発展的成果の発現【④】**：マレーシアでは、これまでの技術協力の成果として、マレーシア海上保安アカデミー（AMSAS：Academy Maritime Sultan Ahmad Shah）が同国外務省より、同国の第 3 国技術協力を実施できる能力・規模を有する機関であるものと正式認定。これにより従来日本側リソース不足から協力が限定的であった中東・アフリカ諸国への更なる展開や、それを通じた自由で開かれたインド太平洋の更なる推進が期待される。
- 地域警察制度の普及・定着（中米三角協力：ブラジル・グアテマラ・ホンジュラス、インドネシア、コートジボワール）、課題別研修の実施。
- サイバーセキュリティ対策能力強化支援（インドネシア、ベトナム）。
- サイバーセキュリティ、航空保安、海上犯罪等の国際的課題に係る課題別研修の実施。
- ジェンダーに基づく暴力等への対応として警察官能力強化支援開始（アフガニスタン、コンゴ民主共和国）。
- カンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Center）を通じた地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力継続。2025 年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）の履行期限後を見据え、CMAC の組織能力強化新規開始。

## 4. 業務実績

### No.3-1 公正で包摂的な社会の実現

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修実績数	1,087 人 <sup>64</sup>	1,068 人	926 人	1,068 人	240 人	人
包摂性や透明性等に配慮し、紛争再発防止、及び社会の融和に資する活動による研修実績数	1,350 人 <sup>65</sup>	1,728 人	2,933 人	2,452 人	3,416 人	人

#### (1) 法制度の整備及び確立に向けた具体的な施策の実施状況

ベトナム、ラオス、ミャンマー等の重点国に対する民商事法分野を中心とした支援等を法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、公正取引委員会等の協力の下で実施した。また、アフリカ地域にお

<sup>64</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>65</sup> 2015 年度実績

る新たな調査、同地域に対するものを含む市民の司法アクセスに係る支援、国際関係における法の支配や「ビジネスと人権」の促進に資する取組を進めた。主な取組事例は以下のとおり。

- ▶ **カカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームの実動**：2020年1月に設立した「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」の中核となる調査事業「ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集確認調査」を開始した。同調査は、プラットフォーム会員である日本のNGOとコンサルティング企業の支援を受けて策定された、児童労働ガイドラインをはじめとするガーナ政府の児童労働撤廃に向けた取組の促進に向けて、機構が企業、市民社会など幅広いステークホルダーと協働して貢献可能な事項を特定することを目的とするものであり、プラットフォーム会員からのコメント等も踏まえて、共創プロセスを通じて調査内容を決定したものである。具体的には、パイロット活動として、児童労働がない地域づくりに向けた行政官や住民に対する啓発と研修、地域の子どもたちをモニタリングする仕組みの構築等を支援した。なお、国の制度として児童労働フリーゾーンを導入・普及する取組は国際的にも珍しく、世界の児童労働撤廃に向けた先進的な取組と位置付けられる。また、同プラットフォームの活動の一環として、ILOや米国労働省と連携して児童労働に関するセミナーを開催したほか、徳島県・消費者庁等が主催した国際消費者フォーラムに機構の理事が登壇し、国内外の関係者と連携して、児童労働を含むサステナブル・カカオに関する課題の発信を強化した。さらに、一般市民を対象に、身近なチョコレートからビジネスと人権等の課題について考える啓発イベントを2回開催し、計240人超の参加を得た。同プラットフォームへの参加登録数は1年間で1.5倍増の82団体・個人（団体29、個人53）となった。
- ▶ **新型コロナ危機による脆弱層への影響調査、初のILO連携**：これに加えて、新型コロナ危機による脆弱層への影響に係る調査事業として、22か国を主な対象とする「全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査」に着手した。同調査は、日本政府の「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020 - 2025）」への貢献も念頭に、コロナ禍が児童労働・強制労働、不当解雇事例等の増加をもたらしているといわれるなかで、特に、女性、子ども、移民労働者等の脆弱な立場に置かれた労働者の人権の保護の強化のために、機構が企業、市民社会など、幅広いステークホルダーと協働して貢献可能な事項を特定することを目的として実施するものである。さらに、2021年3月、ILOに対する初の委託事例となる調査に係る契約をILOとの間で締結した。同調査は、児童労働撤廃に係る国際基準の設定・モニタリング・技術支援等の技術的知見を有するILOの協力の下、ラオス政府による2010年以来となる児童労働の実態調査をコロナ禍の影響評価等とあわせて支援しつつ、将来の機構の協力の在り方を検討するものであるが、2021年が児童労働撤廃国際年であることを踏まえ、調査の過程においてもILOとの連携事例として広く国際社会に発信していく予定である。その第一歩として、3月末、アフリカ連合代表部とILO主催の国際会議において、この事例を含む機構の児童労働撤廃に係る取組について、発信を行った。
- ・ **ベトナム**：法・司法分野において、2015年4月から5年9か月にわたり実施してきた「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が2020年12月に終了し、2021年1月からは新規技術協力プロジェクト「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」を開始した。前者事業においては、プロジェクト期間全体を通じ、法的整合性の確保に向けた調査研究の進展、改正法規範文書発行法等の関連法令の整備、改正民法、改正刑事訴訟法等の運用改善、ベトナム弁護士職務倫理規程の改正等々の成果をあげた。また、コロナ禍での非接触型学



習のニーズの高まりを踏まえ、ベトナム弁護士連合会に対し、「eラーニング」導入に向けた勉強会を2回実施し、第一段階としてソーシャルメディアを通じた研修教材の活用・公開が実現したほか、最高人民裁判所に対しては、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）等の幅広いテーマとしたオンラインセミナー等を実施した。新規事業は、ベトナム共産党・国会・政府が策定する中長期的な法・司法改革に係る戦略の最重要課題を特定し、その解決に貢献することを目的として開始されたものであり、ベトナムにおける「法の支配」の更なる定着、ひいては自由で開かれたインド太平洋の推進に大きく寄与することが期待される。2020年12月に開催されたローンチング・セレモニーには、上川陽子法務大臣も参加され、その様子は、現地メディアでも取り上げられた。

- 加えて、2020年12月には、公正かつ公平な渉外法務の実現、投資・ビジネスの活性化に向けて、渉外分野での日本・ベトナムの弁護士交流を図るべく、機構が触媒となり、ベトナム弁護士連合会・ベトナム国際商事弁護士クラブと日弁連・ベトナム日本商工会議所・公益財団法人国際商事法センターとの間で、交流促進のためのセミナーが開催された。今後も定期的に行われ、日本・ベトナム弁護士間のプラットフォームが形成されることが期待されている。
- また、「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、機構専門家が内部セミナーや各種運用指針への助言等を通じた競争当局の能力強化に加えて、民間企業向けの公開セミナーやプロジェクト・ウェブサイトでの情報提供等を通じた経済集中規制その他の競争政策に係る啓発・広報活動を積極的に実施した。専門家による広報活動は、ベトナム国内にとどまらず、2020年11月に実施された「アジア・ビジネス・ロー・フォーラム」の研究会で、約50人の企業法務関係者に対し、改正競争法における企業結合規制の概要や事業の活動状況を紹介した。
- **ミャンマー**：「法・司法制度整備支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、コロナ禍の影響により長期専門家が一時帰国している間も、オンラインで最高裁判所、連邦法務長官府と密に連携し、調停制度の導入に係る民事訴訟法の改正案の作成支援、調停人育成研修など国民の司法アクセスの拡充に資する調停制度の更なる拡大定着に向けた支援を実施した。また、知財法の施行に合わせ裁判官用のガイドラインの作成や契約作成・審査ガイドラインの策定支援等の取組を進めたほか、機構派遣の知財政策アドバイザーや日系企業とも連携し、商標の登録から保護まで一貫した執行の制度整備に向けたオンラインセミナー、商業省など関係省庁との協議などを行い、関係省庁の執行体制づくりを支援した。また、ミャンマー証券取引委員会が、大企業の企業統治の透明性の向上のためにOECDの支援を受けて起草していたコーポレートガバナンスコードに関し、OECDと連携し、法案の審査を担う連邦法務長官府向けのセミナーを実施し、2020年12月には当該コードが發布されるに至った。
- **ラオス**：機構の支援により2018年12月に成立したラオス初となる民法典が2020年5月に施行された。コロナ禍の影響により、「法の支配発展促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の長期専門家の大半が一時帰国したが、この間も含め、同民法典普及・運用に係るオンライン会議や、刑事実務証拠法に係る執務資料（Q&A集）の普及活動等を進めた。2020年9月には、ラオス司法省及び最高人民検察院の職員2人が慶應義塾大学大学院法務研究科での留学を開始した。これら職員は、留学中及び留学後、同プロジェクト活動に関与しつつ日本法や比較法研究への理解を深めることを通じ、将来、ラオス民法独自の法学理論の確立に貢献することが期待されている。

- ▶ **中国における法整備支援による民法典及び知的財産権法の成立**：「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法整備支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて機構が支援してきた民法典及び知的財産権改正法が成立した（民法典は2020年5月成立、2021年1月施行。知的財産権改正法は2020年10月改正、2021年6月施行予定）。関連の個別法を統合する形で成立した民法典に関しては、1954年憲法制定以降の中国において、複数回にわたり立法作業が試みられていたが、2014年からの今次作業により、初めて法令の成立にまで至ったものであり、中国の立法計画上の意義は極めて大きい。この民法典及び、知的財産権改正法については、日本に退避していた長期専門家の再赴任後の1月、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会の関係者と同専門家が両法のポイントを日本の実務家や研究者に紹介するオンラインセミナーを実施した。
- ・ **アフリカ地域に対する支援**：「仏語圏アフリカ刑事司法研修」の本邦研修は、コロナ禍の影響で延期となったが、新たな調査事業として「アフリカ地域 司法アクセス向上・ネットワーク構築にかかる情報収集・確認調査」に着手した。同調査は、コロナ危機への対応の観点から、司法におけるITの活用に着目し、ルワンダを対象に国際NGOとの連携の下で弁護士とのマッチング・アプリを用いたパイロット事業の準備を進めた。また、TICAD8への貢献を念頭に、「アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査」に着手した。
- ・ **市民の司法アクセスに係る支援等**：上記を含む一部の国々に対する技術協力プロジェクトや国別研修のなかで、調停など、司法アクセスに関連するセミナー・研修等の活動を日本弁護士連合会などの協力も得ながら実施したほか、2018年度・2019年度に引き続き、司法アクセスに関する課題別研修を実施し、法テラスの活動など日本の知見・共有を行った。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の協力の下、課題別研修の帰国研修員とオンラインセミナーを開催し、コロナ禍における裁判所や刑務所における感染防止対策に係る知見・経験の相互共有を行った。
- ・ **第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）に対する貢献**：機構は、2021年3月にオンラインとの併用により開催された京都 kongress において、サイドイベントを法務省と共催し、司法アクセスの重要性の発信に寄与した。また、同 kongress の全体テーマである「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」への貢献を念頭に、課題別研修「包摂的な社会に向けた再犯者、児童・女性等を含む弱者に対する刑事司法的対処」を新たに形成したほか、刑事司法分野の遠隔教材の制作を進めた。これら教材は、ウィズコロナ、ポストコロナにおいても活用可能な技術移転のツールとして、今後、世界各地で積極的に活用していく予定である。
- ・ **国際関係における法の支配**：自由で開かれたインド太平洋の観点から極めて重要な、国際関係における法の支配の促進に資する国際公法に関する初の課題別研修をオンラインで実施した。同研修には、インドネシア、カンボジア、ベトナム、マレーシア、及びケニアの5か国から外務省、司法省等の職員が参加し、海洋法及び国際紛争の平和的解決に係る基本的な理論と実務を習得した。

## (2) 立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放送の機能強化

### ① 立法府における議会事務局の能力強化、選挙管理

- ・ **ベトナム**：「国会事務局能力向上プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）で、日本の衆議院事務局等の経験・ノウハウを踏まえた協力を引き続き展開した。具体的には、ベトナム国会図書館の資料デジタル化に必要な機材を供与したほか、新型コロナ対策の一環で本会議の一部のオンライン開催を開始するなど、ベトナム国会のデジタル化推進を支援した。また、国民に開

かれた国会に向けた取組として、子ども国会（模擬国会）に関する日本・ベトナムの経験を共有するオンラインシンポジウムを開催し、日本の参議院とベトナムの国会関係者等 55 人が参加した。

- ・ 健全に機能する議会の運営、公正な選挙管理の在り方を伝えることを目的に、課題別研修「議会運営・選挙管理」をオンラインで実施した。選挙管理委員会の職員等 2 か国 5 人が研修員として参加し、国会や地方議会、選挙制度に関する講義を通じて議会運営や選挙管理に関する日本の取組を学んだ。

## ② 中央行政の政策立案・実施の能力・質の強化

- ・ **公務員制度・人材育成の推進**：ベトナムでは、2017 年 10 月の第 12 期党中央執行委員会第 6 回総会で打ち出された公務員制度改革等の国家的な改革を効果的かつ実効性のあるものとするために、国家機関の幹部及び幹部候補生が日本で得た知見をいかし、行政改革及び新しい社会経済モデルを推進できるよう、人材育成を目的とした「戦略的幹部研修プロジェクト」を 2018 年度より実施中である。2020 年度は、新型コロナの拡大により、本邦研修を行うことができなかったものの、本事業の中期研修に 2019 年度に参加した帰国研修員に対するフォローアップセミナーを実施した。また、同国における地方都市の若手リーダーに対する研修及び公務員試験制度改革に係る新規案件の実施に向けた同国の関係機関との累次の協議及び調整を行った。
- ・ バングラデシュでは、同国のガバナンス・マネジメント研究所に幹部行政官等の育成及び政策研究のための施設及び機材を整備し、高度人材の育成環境の改善を図り、もって同国政府の政策策定能力の向上に寄与することを目的とする無償資金協力の協力準備調査を実施した。また、同研究所への個別専門家を派遣した。
- ・ **統計能力の向上**：ネパールでは、「2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、2020 年度、同国初の経済センサス（2018 年 4 月実施）の結果に基づく地域別・産業別の分析報告書を作成・公開した。同報告書により、同国の詳細な状況把握が可能となり、同国政府が今後経済産業関連政策を立案する際に有用されることが期待される。また、エジプトでは、2019 年度に完了した「中央動員統計局における統計情報の質向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の成果を活用し、IT を活用した時間利用調査手法開発に関する国別研修を実施した。コロナ禍のため 2020 年度に実施が予定されていた本邦研修は延期したものの、遠隔ベースでの連携・講義を進めた。

## ③ 地方行政の人材育成・計画策定・事業実施能力の強化

- ・ **ニカラグア**：「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ 2」（技術協力プロジェクト）を通じて、前フェーズで作成された自治体の開発計画の策定手法を基に、自治体の予算計画との連動やそのモニタリングを含めた一連の事業サイクルの全国レベルの導入に向けた取組を行った。特に 2020 年度はコロナ禍においても、既に本事業で取組を開始していたテレビ会議方式での自治体との会議・研修を着実に実施し、全国における展開・定着に向けた支援を実施した。
- ・ **ドミニカ共和国**：「北シバオ地域における地方自治体計画策定能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、住民参加による市及び県レベルの開発計画の策定及びニーズ集約の仕組みを構築するとともに、地域レベルで集約されたニーズが中央政府の計画に反映される仕組みを構築し、現地のニーズに基づいた戦略計画の策定を促進する体制の整備を目指した活動を実施した。

- ・ **ブータン**：「住民関与を目指した地方行政支援プロジェクト（SCLG）」（技術協力プロジェクト）を通じて、日本の自治会の運営形態をモデルとしたコミュニティ・エンゲージメント・プラットフォームの導入・普及を推進しており、住民参加によるコミュニティ改善に向けた住民自治の深化・普及に貢献した。
- ・ **タンザニア**：「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）では、住民の自助活動をいかした行政サービスの提供を可能とするための地方行政官等に対する人材育成等を支援した。2020年度は、2019年度に政府承認された、左記取組を推進するためのガイドラインの全国普及に向けた指導会議の開催、同ガイドラインの普及を担うトレーナーの育成及びインターネット経由での取組共有を目的としたウェブページ（プラットフォーム）の開設支援などを実施した。
- ・ **バングラデシュ**：円借款と技術協力による地方行政能力向上に向けた包括的な支援を展開した。具体的には、「郡自治体機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）及び「中核都市機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の支援により、中長期にわたる行財政能力強化の方向性を包括的に示した政府文書（郡自治体ガバナンス向上戦略、中核都市ガバナンス向上戦略）が承認された。また、新型コロナへの対応として、「地方行政強化事業」（円借款）の枠組みを活用し、新型コロナ対策事業（PPE 供与、手洗い施設整備等）の実施に合意した。また、「中核都市機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、「南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）と連携し、感染防止対策リーフレットの配布とコロナ禍による税収減に対応するための納税キャンペーン等を実施した。

#### ④ 国営放送局の公共放送化

- ・ **ウクライナ**：「公共放送組織体制強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、ウクライナ公共放送局に対して、国民の多様なニーズに応える番組の開発・制作を支援した。そのなかで制作した科学実験番組が、同局の平均より高い視聴率を得たほか、同局の障害者福祉番組のウェブサイト立ち上げや「番組制作の手引き」策定を支援した。また、12月には、新型コロナ関連報道における公共放送の役割や在り方について、「緊急報道ワークショップ」をオンラインで開催した。ウクライナ公共放送局の各支局から報道担当職員（計21人）が参加し、報道体制や取材方法、感染防止策、フェイクニュースへの対応等の理解を深め、喫緊のニーズに即した貢献を行った。
- ・ 正確・中立・公正なメディアとしての在り方を学ぶことを目的に、課題別研修「民主国家におけるメディアの役割－情報へのアクセスと権力監視」をオンラインで実施した。公共放送局等のジャーナリスト等7か国9人が研修員として参加し、NHKによる講義等を通じて日本の公共放送の事例を学んだほか、新型コロナに関するNHKの報道や番組制作の事例から理解を深めた。
- ・ **コソボ**：紛争後も民族間の対立が依然として続くなか、公共放送局の機能強化を通じて民族融和に貢献することを目指し、「コソボ公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を開始、これまで取材が困難だった少数民族地域や多民族混住地域の支局開設準備に着手した。

#### (3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs Goal 16に係る各ターゲット（16.5、16.6、16.7等）に資する案件を既述のとおり実施した。
- ・ ターゲット8.7「強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集

と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。」に対する取組として、既述のとおり、「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を軸とした各種活動や、新型コロナの影響にも焦点を当てた「全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護に係る情報収集・確認調査」やラオスでのILO委託調査などを進めた。

#### (4) 事業上の課題、及び対応方針

- ・ 新型コロナによって、行政サービスや社会的弱者への悪影響が生じる可能性を引き続き注視し、適切な協力を実施する。
- ・ 新型コロナの流行に伴う渡航制限により、専門家や調査団の派遣、研修員の受入などに係る計画の大半が実行不能となった。一方、オンライン技術を活用した研修・セミナー等の代替手段を積極的に採り入れ影響の最小化を図りつつ、必要な範囲でプロジェクト期間の延長を含む計画の大幅な見直しを行った。今後も、渡航制限の解除状況などに応じ柔軟に計画を見直しながら、所定の開発効果の発現に取り組む。

### No.3-2 平和と安定、安全の確保

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修実績数	1,033人 <sup>66</sup> (うち、本邦研修78人)	4,950人 (うち、本邦研修165人)	3,656人 (うち、本邦研修245人)	2,403人 (うち、本邦研修303人)	1,730人 (うち、本邦研修11人)	人 (うち、本邦研修人)

#### (1) 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、国際機関との連携を踏まえた政府機関（特に地方行政機関）の能力強化事業の形成・実施

##### ① 政府機関（特に地方行政機関）の能力強化

- **フィリピン・ミンダナオにおける新型コロナ対応への支援**：ミンダナオでは、バンサモロ暫定自治政府（BTA）が、2022年の自治政府設立に向けた準備を進めている。一方、コロナ禍の影響でBTAの業務も一時停止を余儀なくされるなど大きな影響が生じた。そのようななか、「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）は、当初BTAの新規採用職員向けの研修プログラムの作成等のガバナンス支援及び新体制下での生計向上支援を行う枠組みであったが、コロナ禍による社会的・経済的な影響の拡大に鑑み、追加的に新型コロナによる影響を軽減する能力強化支援を行うこととした。この一環として、新型コロナによる影響把握のため、6月から8月の間、バンサモロ地域全域の約1,800人弱を対象とした簡易影響調査をBTAと協力し遠隔で実施し、食料品の高騰や収入の悪化、行政官による住民のニーズ把握が困難になっていること等を明らかにした。その結果、同影響調査の結果がBTAによる新型コロナ対応のための予備費要求の根拠資料として活用されるなど、BTAによる現状把握・予算獲得に直接的に貢献した。
- ・ **コートジボワール**：「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクトフェーズ2（PCN-CI2）」（技術協力プロジェクト）を通じ、内戦及び政治的混乱の影響を受けた地域における公共サービス提供能力向上に取り組んだ。公平性、透明性に配慮した公共サービス提供のモデルの定着を目指し、対象地域で給水、教育といった公共性の高い事業をパイロット

<sup>66</sup> 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

事業として実施することとし、水管理委員会及び学校運営委員会への研修を含め自治体と住民組織の協働を促進した。また、「大アビジョン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクト（COSAY）フェーズ2」（技術協力プロジェクト）では、内務省地方分権化総局、市役所と共に、コミュニケーションを対象に、公平性や透明性を確保した計画策定、包括性に配慮した公共事業の手法を確立・定着させることにより、住民間の社会統合促進と住民の行政に対する信頼醸成に向けた取組が行われた。コロナ禍の影響により住民の不安が大きくなるなか、本事業では、新型コロナの基礎的な知識、感染予防、感染者に対する差別・偏見への対策について、ラジオ番組を通じた保健分野の専門家による解説、感染予防措置に関するポスターの作成・掲示、感染防止に向けた啓発ビデオの作成と同ビデオの SNS を通じた発信など、正確な情報提供を通じた住民の不安の緩和、ひいては当該コミュニティの分断要因の軽減に貢献した。

- ・ **ナイジェリア**：テロ活動が住民の生活に深刻な影響を及ぼしているナイジェリア北東部3州の地方行政官に対し、現地で活動する UNDP と連携し、日本の戦後復興の経験や地方行政の取組を学ぶ機会を提供する遠隔のワークショップを、2021年1月開催した。同国の当該地域は日本の外務省での渡航レベル4に該当し、機構として直接的に支援が困難な地域であるが、UNDP と共催することで、同機関が持つネットワークを活用した適切な人選やフォローアップが可能となり、紛争影響地域の地方行政官に対して効果的・効率的にアプローチし、現場のニーズに沿ったワークショップを実施することができた。また、このワークショップは、2019年度に UNDP と連携して実施した北東部3州の政府高官の本邦招へいとその後首都でのフォローアップ・ワークショップを通じて構築した相互補完的な協力体制を更に発展させるものであり、マルチバイ連携の優良事例として、JICA-UNDP ハイレベル定期協議（2020年10月）でも紹介された。
- ・ **紛争国における本邦研修を通じた能力強化支援（アフガニスタン、ソマリア等）**：コロナ禍による渡航制限により、来日できない状況が生じたが、「紛争影響国における国家建設」及び「紛争影響国における地域社会再建に係る地方行政能力強化支援」の課題別研修を遠隔で実施し、アフガニスタン、ソマリア、ナイジェリア、南スーダン、パキスタンから研修員の参加を得た。研修実施に当たっては、紛争国の脆弱な通信環境も考慮し、地方の研修員に首都に来てもらうなどの工夫を行った。
- ・ **コロンビア**：「一村一品コロンビア推進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で包摂的な地域開発モデルを構築し、コミュニティの一体性と経済的自立の強化に貢献し、「紛争被害者のための土地返還後のコミュニティ生活向上」個別専門家案件においては、ゲリラによって奪われた土地の返還政策を支援するため元国内避難民の帰還コミュニティにおける生計向上事業を推進した。また、急増するベネズエラ避難民に関する情報収集・確認調査を実施し、コロンビアの安定と持続的な経済成長に資する機構の支援の可能性を検討した。さらに、「平和構築に資する包摂性を確保した農業農村開発事業強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の基本計画策定調査を実施し、新型コロナの影響により現地渡航ができないなか、遠隔で協力の枠組みを合意した。
- ・ **ボスニア・ヘルツェゴビナ**：1995年に紛争が終結したボスニア・ヘルツェゴビナでは、依然中央政府のもとにムスリム系・クロアチア系住民が中心の「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」及びセルビア系住民が中心の「スルプスカ共和国」という2つのエンティティ（高度な自治権を持つ行政主体）が存在する分裂した状態が続き、学校で使われる授業カリキュラムにおいても双方が分断されている。かかるなか、機構は、「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、異なるエンティティの構成民族が協働作業で共通コアカリキュラムを完

成させ、紛争予防の視点から同国の懸案だった教育統合に貢献した。具体的には、保健・体育教科の共通カリキュラムの授業手法を策定し、モスタル市の全小学校（24校）の授業に導入すべく、体育専任教員に対する技術研修や学習指導要領の更新等を行った。教員対象のアンケート調査結果でも、同学習指導要領及びそれに則して実施した授業について、95%から満足度の高い回答を得た。

- ・ **南スーダン**：「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、異民族間の不信感の除去、国民統合の推進のための計画策定を進めた。2020年12月、機構理事長は前橋市（東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン）を訪問し、同市で練習を継続している南スーダン選手団を激励した。機構は、「ここらでつながる南スーダン共和国」と題した交流イベント等の開催支援を通じて、選手団と市民の交流や共に平和を考える機会を創出した。選手たちが懸命に練習する姿が前橋市民を元気づけていることなど、これらの取組が広くメディア等で紹介され、前橋市と南スーダンの良好な関係強化に寄与した。

## ② 人道と開発の連携（難民関連支援を含む）

- **ウガンダ難民・避難民地域における事業成果の面的拡大**：紛争の影響を受け、周辺国からの難民受入地域となってきた西ナイル地域と、国内避難民が帰還・再定住しているアチョリ地域を対象とする「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて普及が図られた地方政府の開発計画策定ツールにより、同地域の計画策定におけるアカウンタビリティ及び透明性の改善が実現した。同ツールにより作成された優先事業リストや当該プロジェクトで導入したコミュニティ主導生計向上活動の手法は、DRDIPやUNDP等他援助機関、更にはウガンダ政府の資金も活用されるなど、プロジェクトの成果を面的に拡大することにつながった。コロナ禍の影響により、カウンターパートである行政官が多忙を極めるなか、プロジェクト専門家は遠隔で連携を図りながら、研修実施やハンドブック作成等を進め、10月に活動を終了した。また、2021年2月、上記開発計画策定ツールにより策定された優先事業リストのうち、西ナイル地域のユンベ県内の国道、周辺の支線道路及び橋梁等を改善する「西ナイル地域の難民受入地域における国道改修計画」（無償資金協力）の贈与契約（G/A）を締結した。加えて、難民受入政策を緊急人道支援から難民の自立支援へ移行中のウガンダにおいて、難民流入の影響を大きく受けている地方政府の負担軽減と社会的緊張緩和を人道支援関係者と開発支援関係者が連携して支援していくことの必要性に鑑み、当該地方政府が直面する課題やニーズを把握することを目的に、2020年2月から2021年2月の期間、「西ナイル・難民受入地域レジリエンス強化のための現状及びニーズに係る情報収集・確認調査（社会調査）」を実施した。
- ・ **パレスチナ**：2020年9月、「難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ2（PALCIP II）」（技術協力プロジェクト）を開始した。コロナ禍の影響で、現地渡航が困難なため、カウンターパートと遠隔で協議を進め、2019年12月まで3年間実施した先行事業（難民キャンプ改善プロジェクト）で策定したキャンプ改善計画のレビューを中心とした活動を行うとともに、新型コロナウイルスにより医療体制が逼迫した西岸地域の難民キャンプに対し、感染防護資材（消毒液、手指洗浄剤、サージカルマスク及び非接触型体温計等）を供与し、同難民キャンプにおける水際対策の強化や住民の不安の緩和に貢献した。また、本事業と連携する形で、住民主体で策定されたキャンプ改善計画の実施に要する資金を供与する「難民キャンプ改善計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。

加えて、コロナ禍の影響により、予定されていたマレーシア、インドネシアへの訪問型第三国研修が実施できないなか、「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」の受入機関との協力により、ワークショップ型の遠隔研修を実施した。

- ・ **シリア難民**：シリア危機によりヨルダン及びレバノンに逃れ、就学機会を奪われたシリア難民の若者に教育機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成するための「平和の架け橋・人材育成プログラム」（シリア人留学生受入）では、国際機関を含む関係機関と共働して実施体制を構築しており、2017年から5年間で最大150人（うち機構実施分100人）を受け入れる目標に対し、2020年度は6人を受け入れた（累計57人）。
- ・ **ザンビア**：2020年2月に開始された「元難民の現地統合支援プロジェクト」（開発調査型技術協力）は、コロナ禍の影響により、当初想定されていた現地活動を国内業務及び遠隔での業務に振り替えた上で、現場のニーズに即した追加的な新型コロナ対策も実施した。具体的には、同感染症によるインパクト調査や、住民が受けた経済的インパクトを緩和するためのコミュニティワーク等が含まれる。この間、カウンターパート機関である再定住省及びUNDPが主催する定期協議会への出席、現地UNDP職員との定期情報交換会等を通じて、現地における再定住プロジェクトの進捗モニタリングを行った。また、11月にはカウンターパート2人に対して、遠隔による課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（SHEP）」への参加機会を提供し、能力強化を図った。

### ③ ナレッジの蓄積、発信、連携強化

- ・ **国際機関等との連携**：国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees）、UNDP、世界食糧計画（WFP）、世銀、アジア開発銀行（ADB）、エクイティ銀行<sup>67</sup>、プリンストン大学との協議、OECD-DACの「紛争と脆弱に関する国際ネットワーク（INCAF：International Network on Conflict And Fragility）」、DAC・国連共催ハイレベルラウンドテーブル「人道・開発・平和の連携」への参加、OECD-DACのピアレビュー等を通じて、機構の平和構築分野に係る取組の発信と意見交換を行った。特に、UNHCRと職員の交流を継続しているほか、UNDP危機局との間では連携促進の枠組みの定着を図った。2020年にノーベル平和賞を受賞したWFPとの間では、WFPが立ち上げた平和を客観的に測定する手法開発に向けたコンサルテーションに日本の外務省と共に参加し、機構の平和構築の評価指標に関する経験を発信することで、WFPによる方針・ツール策定プロセスに対する知的貢献を行った。世銀との間では、SSIGP（Social Sustainability and Inclusion Global Practice）及びFCV（Fragility Conflict and Violence）、UNDPとの間では、2020年10月の定期協議（地域別・テーマ別セッション、ハイレベルセッション）に積極的に参加するとともに、個別の協議を行うことで意思疎通を強化した。また、海外協力隊枠国連ボランティア制度を通じ、UNHCRウガンダに国連ボランティアを派遣した。
- ・ **日本のナレッジの活用・発信**：原爆投下後の広島や、東日本大震災後の東北の復興経験を、紛争の最中、あるいは紛争直後の国の平和構築、復興、開発にいかすべく課題別研修において積極的に活用した。具体的には、JICA-Net教材「ヒロシマ復興からのメッセージ ～復興における地方行政の役割と取組み～」（2019年度作成）を課題別研修の事前課題として活用し、研修のなかで戦後復興における行政官の役割に関する理解を促進した。また、本教材の更なる活用を企図し、多言語化に取り組み、フランス語、スペイン語、アラビア語の教材を作成した。

<sup>67</sup> アフリカの低所得層を対象とする商業銀行



## (2) 治安機関、海上保安機関等の法執行機関、国境管理機関等の機能強化、及び安全なサイバー空間の実現等に向けた事業の形成・実施

### ① 海上保安機関の法執行機関の能力強化

- ・ 機構、政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力の下で2015年に開始した「海上保安政策プログラム」で、修士課程プログラムを修了したマレーシア、フィリピン、スリランカ、インド、タイからの第五期（2019年10月～2020年9月）6人に学位記が授与、修了者は累計で31人となった。修了者が海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を身に付け、また各国の連携が強化されたことにより、海洋をめぐる国際秩序の維持発展に寄与することが期待される。
- **マレーシアにおける海上保安能力強化・発展的成果の発現**：マレーシアでは、これまでの技術協力の成果として、2020年10月にマレーシア海上法令執行庁傘下の教育訓練機関であるマレーシア海上保安アカデミー（AMSAS）が同国外務省より、第三国技術協力を実施できる能力・規模を有する機関であるものと正式認定された。これにより機構がAMSASに対して実施してきた海上保安協力の成果を活用し、中東・アフリカ諸国への更なる展開や、それを通じた自由で開かれたインド太平洋の更なる推進が期待される。
- ・ インドネシア国別研修「海上保安機構能力向上」（2020年1月～2022年12月）においては、2020年3月に予定されていた海上保安庁職員の現地派遣がコロナ禍の影響で中止になったため、これに替えて7月上旬、翌1月下旬に遠隔で研修を実施した。逮捕制圧術の実技演習などを含む研修には延べ179人のインドネシア海上保安機関（BAKAMLA：Badan Keamanan Laut）職員が参加した。同国の海上治安強化のために2014年に設立（改組）されたBAKAMLAの能力向上を図ることにより、国際海運の大動脈であり、日本にとって重要な海路であるマラッカ・シンガポール海峡の治安維持、航行安全の確保につながることを期待される。
- ・ ベトナム「海上警察の能力強化」（個別案件 - 研修）を開始した。同国の海上秩序と安全保障を担うベトナム海上警察の法執行能力を強化することにより、同国沿岸の安全航行が確保され、石油や天然ガス採掘や観光等の経済活動の活発化・適正化につながることを期待される。

### ② 地域警察制度の普及

- ・ **中米**：過去のブラジルへの協力成果を活用した三角協力により、グアテマラ、ホンジュラスにおける地域警察活動の促進を支援した。ホンジュラスでは、新型コロナウイルスの感染予防をしながら地域警察活動を継続するために必要な消毒用資機材を提供した。また、コロナ禍における地域警察活動の実践に関する帰国研修員からの定期的な報告・相談に対し、機構の安全対策技術顧問が日本の知見・経験に基づく助言を行った。グアテマラでは、2019年度に終了した「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の成果の普及・展開のために、「地域警察プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。2018年1月に技術協力プロジェクトが終了したブラジルでは、ミナスジェライス州警察主催、国家公安局、日本大使館、機構の協力の下、2000年以降の長年の協力の成果をいかして、主にブラジル国内の警察関係者を対象とした地域警察に関する国際セミナーがオンラインで開催され、プロジェクトの対象地域であったサンパウロ州、ミナスジェライス州、リオ・グランデ・ド・スル州の軍警察がそれぞれの地域警察活動の取組を発信した。オンラインでのセミナー開催は州軍警察にとって初の試みとなったが、広大なブラジル全国から1,700人を超える参加が得られ、中南米地域における地域警察活動の普及に寄与した。

- ・ **インドネシア**：日本の警察庁・都道府県警察との連携により実施中の「市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）では、コロナ禍に伴う長期専門家の日本一時帰国中もオンラインでインドネシア国家警察と密に連携し、地域警察活動及び鑑識活動の全国展開に向けた支援（研修、優良事例を取りまとめた資料の作成）を実施した。インドネシア国家警察が定義する自立的に地域警察研修を実施できる「自立州」が19州に増えるとともに、地域警察研修・鑑識研修を自立的に実施できるナショナルインストラクターが新たに13人養成された。また、感染症が原因と疑われる事案も含め、遺体の収容や移送、埋葬に従事する警察官の新型コロナ感染を防ぐため、防護服等の資材を提供した。さらに、地域警察活動の一環として市民への感染予防の啓発活動を担っている警察官を支援するため、携帯拡声器等の資機材を提供した。
- ・ **コートジボワール**：コートジボワール国家警察の要請に応え、「国家警察能力強化フェーズ3」（現地国内研修）の活動として、UNDPと共催で警察人事制度等に関するオンラインセミナーを実施した。警察人事に精通した複数の日本の警察OBが講師を務め、国家警察幹部を含む19人が参加した。同セミナーの成果を基に、コートジボワール国家警察は今後、人事制度、研修制度の見直しに着手する計画である。
- ・ 課題別研修「地域警察」をオンラインで実施した。12か国から16人が参加し、交番・駐在所を拠点として地域に密着し、住民と協力しながら安全を確保する日本の地域警察システムを学ぶとともに、コロナ流行下での地域警察活動の実施に関する経験共有・意見交換を行った。

### ③ テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪、ジェンダーに基づく暴力等の国際的な課題への対応

- ・ TICAD7における日本の取組のうち、司法・警察・治安維持等の分野を担う人材育成への貢献として、国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）と連携し、テロへの対処を含む国境地域における治安に問題を抱えるアフリカ・サヘル地域の6か国を対象に、新型コロナ流行下における国境管理の現状と課題を分析する調査事業の準備を行った。
- ・ ジェンダーに基づく暴力が深刻なアフガニスタンにおいて、女性の人権と安全の保障に重要な役割を果たす女性警察官等の能力強化を支援する「性と性差に基づく暴力への取組のための警察組織体制強化プロジェクト」を開始した。コンゴ民主共和国でも、警察官を対象にジェンダーに基づく暴力への対処を含む能力強化を行う「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト（フェーズ2）」（技術協力プロジェクト）を開始した。
- ・ 課題別研修「航空保安セミナー」（10か国11人）（1月～2月実施）、「海上犯罪取締り」（12か国13人）（1月実施）を実施した。
- ・ 各国警察機関を対象としたテロ対策、薬物犯罪取締、サイバー犯罪対処に係る来日研修の実施を計画していたが、新型コロナにより中止となった。なお、研修内容に機密事項を含むため、オンラインによる遠隔実施も見送った。

### ④ サイバーセキュリティ対策能力の向上

- ・ インドネシア「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」、ベトナム「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」、ミャンマー「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」：サイバーセキュリティの人材育成を目的とした技術協力プロジェクトにて、各国の人材育成や体制構築に貢献した。インドネシアでは、インドネシア大学の教員向けに研修の実施や短期コースを開発することでサイバーセキュリティ教育の強化を図った。ベトナムでは情報セキュリティ局（AIS：Authority of Information Security）の職員向けに個別のキャリア開発計画を立案・実施し、

現地研修等を通じた組織の体制強化を行った。ミャンマーでは、ナショナルサイバーセキュリティセンター（NSCS）の職員を主な対象とした、政策立案・インシデントレスポンス等の能力向上を目的とした技術協力プロジェクトの準備を進めた。

- ・ 課題別研修「サイバー攻撃防御演習」を遠隔にて実施した。14か国から30人の参加があった。この研修においてサイバー攻撃発生（インシデント）から原因究明、平常時の回復を行うための手法を、クラウド上の仮想環境を用いた実践的なサイバー防御演習について、国家CSIRT（Computer Security Incident Response Team）所属のエンジニアを対象に実施した。さらに「サイバーセキュリティ対策強化のための国際法・政策能力向上」の帰国研修員（9か国から17人の参加）を中心に、サイバーセキュリティに係る各国課題・事例の共有（日本の事例紹介含む）及びネットワークワーキング強化を目的とした帰国研修員向け遠隔フォローアップセミナーを実施した。
- ・ サイバーセキュリティのニーズが高まりつつあるバングラデシュでは、BCC（Bangladesh Computer Council）及び官民のサイバーセキュリティ関係機関を対象に、政策、組織体制、課題・協力ニーズ等について、基礎情報収集・確認調査を実施した。

### ⑤ 地雷・不発弾処理能力向上に資する南南協力

- ・ カンボジア地雷対策センター（CMAC）を通じた地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力（第三国研修）をコロンビアで継続した。また、CMACを、ラオス「貧困削減に資するUXO Laoの実施能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の一環の南南協力で活用することとしている。さらに、10月、「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始し、2025年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）の履行期限後を見据え、CMACが専門的かつ先進的な地雷対策を国際的に担えるよう組織能力を強化した。

### (3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 女性の人権と安全の保障に重要な役割を果たす女性警察官等の能力強化（アフガニスタン）、警察官対象にジェンダーに基づく暴力への対処を含む能力強化（コンゴ民主共和国）、ASEANを中心とした各国の沿岸における安全と治安の確保等、SDGsターゲット16.a「暴力の防止とテロリズム・犯罪撲滅」に貢献した。
- ・ 紛争影響国等における地方行政能力強化を行い、SDGsターゲット16.6、16.7に貢献した。
- ・ ホストコミュニティを含む難民問題や元難民が抱える課題への対応を通じて、SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」やSDGs Goal 16に貢献した。
- ・ ASEAN諸国を中心に各国のサイバーセキュリティに係る支援を展開し、安心・安全なサイバー空間への実現に向けてSDGsターゲット9.1「質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラを開発する」に貢献した。

### (4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 国際社会で人道と開発の連携が求められているが、現場レベルでは人道支援は直接支援である一方、開発協力は相手国政府等のカウンターパートを通じた支援であり、支援枠組みが異なるため、人道と開発の連携は容易ではないが、このようななかでザンビア等において元難民の現地統合支援など人道と開発をつなぐ具体的取組を実施し、実績を積み重ねていく。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で安全な社会の実現に向けて、SDGs や自由で開かれたインド太平洋等の日本政府の方針を踏まえ、引き続き取り組むことを期待する。その際、今年度の成果に見られたように他機関との連携を通じた効果の最大化に取り組むとともに、普遍的価値の共有促進に向けた発信を強化することを期待する。また、新型コロナウイルス感染症は地域の平和と安定や社会的弱者の権利保護に対して悪影響を及ぼす可能性を有していることから、そのような動向も注視し、適切な協力を実施できるよう留意ありたい。

### (2) 対応：

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で安全な社会の実現に向けて、SDGs や自由で開かれたインド太平洋、更には『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020 - 2025）』等の日本政府の方針を踏まえながら、国内外の関係機関との連携の下で、市民の諸権利の保障・実現や質の高い経済成長に資する公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を実施した。特に、京都 kongress のサイドイベント等を通じて普遍的価値の共有促進に向けた発信に取り組んだほか、新型コロナウイルス感染症が及ぼす社会的弱者の権利保護への悪影響との関係では、脆弱な労働者の権利保護に係る調査、裁判所や刑務所における感染防止対策に係る知見・経験の相互共有等の取組を積極的に推進した。

また、平和で安全な社会の実現に向け、紛争影響国や難民受入国等のニーズや課題に柔軟に対応しつつ地方行政能力の向上や信頼醸成の促進に資する事業を行った。開発効果の最大化を企図し、UNDP、UNHCR に加え、世銀や WFP との協議を通じた協力関係の強化にも取り組んだ。さらに、新型コロナウイルス感染症によって物理的な移動が制限され、非接触による代替手段がデジタル技術によって実現され安全なサイバー空間の必要性と重要度が増しているなか、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、インド太平洋の中核である ASEAN、南アジア地域中心にサイバーセキュリティ能力の強化に取り組んだ。

No.4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブフェーズ 2、美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)、環境インフラ海外展開基本戦略、横浜行動計画 2019 (TICAD 7)、マリーン (MARINE)・イニシアティブ
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
防災分野に係る育成人材数	8,000 人 / 年 <sup>68</sup>	8,000 人	22,700 人	21,893 人	26,115 人	16,828 人	
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額 (百万円)			18,901	19,047	16,777	13,018 <sup>69</sup>	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (4)、中期計画：1. (4)

年度計画

1. (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

ア 気候変動

- ・ 開発途上地域の低炭素かつ気候変動に対して強靱な社会づくりに資する事業を実施する。
- ・ 特に、パリ協定の下で開発途上地域に求められる自国が決定する貢献 (NDC) の策定・改定、国家適応計画の策定・改定、国家温室効果ガスインベントリの作成・更新等、各種取組の遂行に必要な能力強化に資する事業の形成・実施を民間資金の動員も視野に入れて支援する。
- ・ 気候変動のための方針や事業の計画段階での気候変動対策に係る助言等を通じ、他の分野の事業計画で気候変動の分析を行い、必要に応じた気候変動の緩和策・適応策を組み込み、気候変動対策の主流化を促進する。
- ・ 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change) の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」(Green Climate Fund：GCF) の一層の活用に向け、事業形成を推進する。
- ・ UNFCCC 第 26 回締約国会議 (COP26) でサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針、成果・教訓等を発信する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

- ・ 自然災害に対して強靱な社会づくりの推進とともに、「仙台防災枠組」のアウトプットターゲットを達成すべく、各国の中央・地方防災機関や防災事業実施機関の能力強化及び事前防災投資を推進する事業を形成・実施する。

<sup>68</sup> 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を 80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015 年から 2018 年に 4 万人

<sup>69</sup> 暫定値

- ・ 開発途上地域や国際社会での防災の主流化を推進する。特に、アジアにおける主流化の優良事例を形成し、事前防災としての強靱なインフラ事業の形成を図る。また、災害発生時には切れ目のない支援を行うべく、迅速に災害や支援ニーズに係る情報を収集し、関係者間で共有し、支援策に反映する。その際、より良い復興（BBB：Build Back Better）の概念（災害復興過程を通じて災害リスクを削減すること）を被災国と共有する。
- ・ 「仙台防災協力イニシアティブフェーズ2」の貢献に向けて、防災行政官と実務者を育成する。また、防災機関のネットワーク等を活用し、防災計画の策定とそれに基づく防災への事前投資等の仙台防災枠組で優先度の高い事項を支援し、国連の主催する世界防災会合等において、その成果を発信する。インドネシア、モザンビークでは、BBBの概念に基づき、引き続き日本の知見を踏まえた地震津波等災害からの復興を支援する。

#### ウ 自然環境保全

- ・ SDGs 及び気候変動対策への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和の実現に向けた事業を実施するとともに、開発における自然環境保全・生物多様性の主流化を推進する。
- ・ スケール及びインパクトの確保の観点から、いずれの取組においても、民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携及び外部資金・寄付金の活用を促進する。また、COP26 や生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）等の機会に、これらの取組に係る機構の貢献を発信する。
- ・ 気候変動緩和策として、持続的森林管理・REDD+（Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries）の成果払いに向けた取組を継続することに加え、泥炭地管理支援も推進する。気候変動適応策として、統合的流域管理を念頭に自然資源を活用した防災・減災（EcoDRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）や土壌劣化対策を促進する。機構が国連砂漠化対処条約事務局と共同事務局を担っている「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」においては、セネガル、ケニア及び国際機関等と連携したサイドイベント等の実施、研修、知識共有のための SNS を使った発信等を行い、参加国における適応策に貢献する。また、メコン地域においては、自然環境保全・生物多様性の主流化にも資する統合的流域管理及び防災・減災の取組を促進する。
- ・ 森林ガバナンスの向上を含む持続的森林管理と住民の生計向上への貢献に向けて、衛星やドローン等のリモートセンシング技術の活用を推進する。また、森林減少・劣化防止の実効性を一層高めるため AI を用いた熱帯林減少の要因分析・予測を行う。
- ・ ポスト愛知目標も念頭に、保護区とその周辺地域の連続した生態系において、生物多様性の保全と持続可能な利用の確保に取り組む。特に沿岸域における自然環境保全に関しては、グリーン経済の推進を念頭に民間セクターとの連携を強化する。能力の強化等を支援する。能力の強化等を支援する。能力の強化等を支援する。

#### エ 環境管理

- ・ 都市部を重点とした環境の改善、持続可能な経済社会システムの構築及び行政能力強化に向けて、日本の政府・自治体及び民間企業の知見・技術の活用にも留意しつつ、事業を形成・実施する。
- ・ 特に、アジアを中心とする大都市における廃棄物の減量化に向けた対策として、3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進に加え、大洋州では「3R プラス Return」の試行に向けた調査を行う。また、Waste to Energy（廃棄物からのエネルギー回収）の導入適格国への具体的な支援を進める。加えて、G20 大阪サミットで合意された海洋プラスチックごみ対策の推進のため日本政府が提唱した「マリーン・イニシアチブ」に資する事業を形成・実施する。
- ・ 「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platform）」に関し、「ACCP 横浜行動指針」に示された各種活動の具現化に資する事業形成・実施を進める。

- ・ 水質汚濁防止に関し、水環境行政や汚水処理事業の実施能力強化及び事業形成に重点的に取り組む。特に、都市等における衛生事業の形成・実施に、民間企業や他ドナー等のアクターと連携しつつ取り組む。
- ・ また、開発途上地域の開発事業における適切な環境社会配慮の確保に向け、政策・法制度整備や実施能力の強化等を支援する。

#### オ 食料安全保障

- ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）フェーズ2」の目標達成に向けた事業を形成・実施する。また、CARD事務局による加盟国及び運営委員会メンバー機関との協議・情報共有、並びに、複数拠点国における稲作人材育成に係る支援を通じ、RICE（Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment）アプローチに基づく、稲作振興の取組に貢献する。
- ・ 水産資源管理については、これまでのコマネジメント分野の協力の知見をベースに、ブルーエコノミーの枠組みの下、民間主導のフードバリューチェーンとも連携し、水産資源の持続的利用と零細漁民の所得向上に資する事業に取り組む。違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported and Unregulated）漁業対策についても、水産資源管理の実効性を担保する重要な取組を継続的に実施する。
- ・ 畜産振興による中小規模農家の生計向上及び経済的発展に資するため、畜産分野のバリューチェーン構築を図ると共に、「One Health」の理念を踏まえた人獣共通感染症と家畜衛生について、口蹄疫対応や獣医師の能力向上支援に取り組む。
- ・ 農業の気候変動に対するレジリエンス強化に向けて、サブサハラ地域等において、SATREPS 案件を含む事業（天候インデックス型保険案件等）を形成・実施する。

#### 主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- ・ 低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況（SDGs Goal 13 及び 1(1.5)、2(2.4)、7(7.2、7.3)、11(11.3、11.5)、15（15.2、15.3）関連）
- ・ 自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターへの考え方に基づく支援の実施状況（SDGs Goal 9、11（11.5、11.b）、13（13.1）関連）
- ・ 国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況（SDGs Goal 6（6.6）、13、14（14.2、14.a）、15（15.1、15.2、15.3、15.9）関連）
- ・ 我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.9）、6（6.2、6.3）、11（11.6、11.b）、12（12.1、12.4、12.5）、13（13.2）関連）
- ・ 食料安全保障に資する、CARD への貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.1、2.3、2.4）、14（14.4、14.7）関連）

### 3. 年度評価に係る自己評価

#### <評定と根拠>

評定：A

根拠：

評価指標の目標水準を上回る成果をあげていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①「緑の気候基金（GCF）」を活用した事業形成の推進・初の GCF 受託、②「災害復旧スタンド・バイ借款」の感染症対策へ初適用、③重油漂着地域の生態系及び住民への影響緩和、シームレスな支援、④クリーン・シティ・イニシアティブの形成・推進、⑤ベトナムにおける環境保護法の成立、⑥コロナ禍における小農等への被害軽減に向けた緊急支援・農作物の安定生産への貢献等、特筆すべき成果をあげた。

## ア．気候変動

- ◎ 「緑の気候基金（GCF）」を活用した事業形成の推進・初の GCF 受託【②】：東ティモールの事業が、2021 年 3 月に開催された第 28 回 GCF 理事会において承認され、機構にとって初めての GCF 受託事業となった。
- パリ協定の下で開発途上地域に求められる「自国が決定する貢献」（NDC）の策定・改定、国家適応計画の策定・改定、国家温室効果ガスインベントリの作成・更新等、各種取組の遂行に必要な能力強化に資する事業を実施。
- GCF に関し、ベトナム及びラオスを対象とした REDD+ 成果支払案件のコンセプトノートを提出（2020 年度末時点で計 8 件提出、うち 2 件はファンディングプロポーザルを提出）。
- 東アジアや南アジアの大都市での鉄道事業の展開を通じて、モーダルシフトを促進し、運輸分野での低炭素化を推進。
- 技術協力 37 件、円借款 38 件、海外投融資 6 件、無償資金協力 27 件（計 108 件）の事業の計画段階で「気候変動対策支援ツール」を活用し、気候変動対策の主流化に係る取組を実施。

## イ．防災の主流化・災害復興支援

- ◎ 「災害復旧スタンド・バイ借款」感染症対策へ初適用、より良い復興（BBB）に寄与：フィリピン、エルサルバドルにて災害復旧スタンド・バイ借款を感染症対策にも初めて適用。また、インドネシアにおける中部スラウェシ地震・津波、ネパールにおける震災、及びモザンビークにおけるサイクロン・イダイの被災地において、各種事業を実施。
- 仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ 2）の目標達成に向け、災害リスクの理解、災害リスク・ガバナンス強化、防災投資の促進等を実施。
- 各種国際会議等での発信、日本－世銀防災共同プログラムの計 45 件のプロポーザルに対する助言・提案、地方防災計画の策定支援事業等を通じて、防災の主流化に貢献。

## ウ．自然環境保全

- ◎ 重油漂着地域の生態系及び住民への影響緩和、シームレスな支援【②④】：モーリシャス沖重油流出事故に関し、国際緊急援助隊の活動（8 月～9 月）の一環で生態系保全の支援を実施。また、基礎情報収集・確認調査団の派遣（10 月）、基本計画策定調査の実施（12 月）を同時並行で実施し、重油漂着地域等の生態系及び沿岸住民の生活への影響を緩和するための支援事業につき、12 月中に先方政府と基本合意に至った。これら迅速な対応についてジャグナット首相より茂木大臣に対して謝意が示された。
- REDD+ 及び持続的森林管理に関し、ベトナム、ラオス、カンボジア等で事業を形成・実施した。
- 「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）」に関し、知識共有のための情報発信を行うとともに、参加 15 か国に対して、資金アクセスに関する助言提供や、各国のレジリエンス強化活動に係る資金アクセスへの支援を実施。
- ポスト愛知目標も念頭に、生物多様性の主流化に貢献する個別事業をバブアニューギニア、イラン、ホンジュラス等 10 か国で実施した他、アルバニアにおいて技術協力プロジェクトの討議議事録（R/D）を締結した。



- 「森から世界を変える REDD+ プラットフォーム」の事務局として活動し、REDD+ 森林保全に係る認知度の向上、ナレッジ蓄積、GCF 案件形成を含む成果払フェーズへの移行に貢献。
- ブラジルでは、JJ-FAST 及び AI の活用も含めた衛生技術を用いた森林モニタリングシステムの強化に資する技術協力プロジェクトの開始準備を推進。
- インドネシアで推進してきた泥炭地保全手法及び泥炭評価手法に係る成果の活用及びその他の熱帯泥炭地への普及可能性を検討するため、基礎情報収集・確認調査を開始。

## エ. 環境管理

- ◎ **クリーン・シティ・イニシアティブの形成・推進【②】**：開発途上地域における環境管理分野の政策やインフラ整備の優先度を高めるため、「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を形成。今後の事業展開の方向性を示すとともに、同イニシアティブに基づく戦略的な案件形成を推進。
- ◎ **新型コロナウイルスの感染拡大を受けた衛生環境の改善（緊急支援・能力強化）【②】**：新型コロナウイルス感染拡大下、衛生的な都市環境の維持に不可欠な廃棄物管理を継続するべく、8 か国を対象に収集・清掃作業員や処分場作業員に対する感染予防資材の緊急支援、労働安全衛生に関するリーフレット作成や講習、安全対策ガイドラインや事業継続計画の策定支援等を実施。また、機構も主体的役割を担う ACCP の枠組みを活用して、急きょコロナの影響調査を実施したほか、国連人間居住計画（UN-Habitat：United Nations Human Settlements Programme）との連携により ACCP 加盟国にパンデミック下の廃棄物管理戦略ガイダンス等を提供。
- ◎ **ベトナムにおける環境保護法の成立【②】**：環境政策アドバイザー及び廃棄物管理や流域管理に係る既往技術協力の成果が反映された改正環境保護法がベトナム国会で承認された。
- ACCP を通じた適正な廃棄物管理の具現化に向けて、エチオピア、ケニア、スーダン、南スーダン、ザンビア、マダガスカルで案件を形成した。
- 3R の推進に向けて、大洋州 9 か国を対象に調査を開始。また、WtE (Waste to Energy) の推進に向けて、バングラデシュ、タイを対象に調査を開始。
- 海洋プラスチック問題への対応に直接的に資する SATREPS 事業を開始。また、タイを対象として廃棄物焼却発電及び廃プラスチックリサイクルによる海洋ごみ対策促進を検討する調査を開始し、SATREPS 事業の社会実装に向けた今後のタイ側の実施体制の検討を側面支援。
- 海洋プラスチックごみの削減に向けた民間企業の国際アライアンスである AEPW (Alliance to End Plastic Waste) と包括的な連携・情報共有に係る覚書 (MoU：Memorandum of Understanding) を締結。
- 水質汚濁、汚水対策として、フィジー、ネパールで新規事業の枠組みを合意したほか、アフリカ地域で新規調査を開始した。また、大気汚染対策として、モンゴル、イラン、コソボでの協力を継続。

## オ. 食料安全保障

- ◎ **コロナ禍における脆弱層への被害軽減に向けた緊急支援・農作物の安定生産への貢献【②】**：コロナ禍による小農を中心とする脆弱層への深刻な被害を軽減するため、既存案件の枠組みをいかして緊急支援を展開。食料安全保障分野のコロナ対策支援は、農業投入財（優良種子、肥料等）を含め 90 件以上に及び、農作物の安定的な生産等に大きく貢献。
- アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) 対象国 32 か国のうち 16 か国において 36 件の事業を実施。コロナ禍でも遠隔での取組を積極的に行い、普及員・農家に対する研修機会の提供を実現。また、CARD 運営委員会を遠隔開催し、RICE アプローチに係る指標の設定や戦略策定等を協議。
- 種子生産や機械化農業の推進に必要な施設・機材に係る調査や、農業機械や先進技術などの展示・実証・人材育成拠点となる「アフリカ農業イノベーションセンター」構想の具体化に向けた調査を開始。
- 「JICA アフリカ稲作技術マニュアルー CARD10 年の実践ー」を作成。

- 水産資源管理について、セネガルでのアフリカ広域研修、東カリブ諸国（6か国）での生態系保全と観光連携の支援、モルディブ、パラオ、モーリシャス、東ティモール、インドネシアでのブルーエコノミー案件の形成等を実施した。
- 畜産分野のバリューチェーン強化に向けて、モンゴル、パキスタンで新規事業を開始。また、人獣共通感染症と家畜衛生に関し、ミャンマー、モンゴル、ザンビア等で事業を実施。
- 気候変動に対する強じん性を高めるための事業をインドネシア、スーダン、エチオピアで実施。エチオピアでは、専門家による遠隔協力を通じて、農業保険の普及活動を推進した結果、コロナ禍でも1,100人以上が保険を購入。

## 4. 業務実績

### No.4-1 気候変動

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
気候変動対策分野に係る研修実績数	3,187人 <sup>70</sup>	4,625人	3,320人	1,700人	2,214人	人

#### (1) 気候変動に係る国際枠組みへの貢献

- ・ パリ協定の下で開発途上地域に求められる「自国が決定する貢献」（NDC：Nationally Determined Contribution）の策定・改定、国家適応計画の策定・改定、国家温室効果ガスインベントリの作成・更新等、各種取組の遂行に必要な能力強化に資する事業を実施した。新型コロナウイルス感染拡大に伴い本邦研修が実施できないなか、課題別研修「気候変動に係る「国が決定する貢献」策定・実施に向けた能力強化」を遠隔研修として実施した。
- 「緑の気候基金（GCF）」を活用した事業形成の推進・初のGCF受託：「緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）」に関し、ベトナム及びラオスを対象としたREDD+（開発途上地域における森林減少・劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強）成果支払案件に係るコンセプトノート（以下「CN」）をそれぞれ作成し、GCF事務局へ提出した。2020年度末までに提出したCNは計8件となった。このうち、東ティモールを対象とした住民主導型天然資源管理事業については、ファンディングプロポーザル（以下「FP」）を2020年6月にGCF事務局へ提出した。2020年度末までに提出したFPは、2019年度提出分1件（モルディブ）を含め、計2件となった。東ティモールの事業は、2021年3月に開催された第28回GCF理事会において承認され、機構にとって初めてのGCF受託事業となった。FP未提出の残る6件についても順次CNの修正やFPの作成を進めた。
- ・ 2021年1月、機構は横浜市とバンコク都が主催するカーボン・ニュートラルに関するオンラインの国際シンポジウムを共催した（参加者：66人）。気候変動対策における自治体の役割が注目されるなか、同シンポジウムでは横浜市との連携の下で実施中の「バンコク都気候変動マスタープラン2013－2023実施能力強化プロジェクト」での経験を中心に、気候変動対策に関する都市間協力で得られた知見を共有するとともに、横浜市及びバンコク都の都市間連携の一層の強化につながった。

<sup>70</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

## (2) 気候変動対策の主流化

- ・ 技術協力 37 件、円借款 38 件、海外投融資 6 件、無償資金協力 27 件（計 108 件）の事業の計画立案段階で、温室効果ガスの排出削減量の推計方法、気候変動の影響予測や脆弱性の評価方法等をまとめたガイドライン「気候変動対策支援ツール」を活用して、気候変動対策に資する活動の組み込みの検討を行う等、気候変動対策の主流化に取り組んだ。
- ・ 2018、2019 年度に引き続き、本分野の人材養成を目的とした外部向けの能力強化研修「気候変動対策と開発」を開講した。コロナ禍を踏まえ、従来の対面式からオンライン方式に変更し、23 人に対して講義や演習で構成される研修を行った。

## (3) SDGs 達成に向けた貢献

気候変動対策に係る以下の 4 つの重点課題に沿った取組を進めることで、SDGs Goal 13 をはじめとする複数の SDGs Goal 達成に貢献した。以下では各重点課題における代表的事例を記載する。

### ① 低炭素かつ気候変動影響に対応する強じんな都市開発・インフラ投資推進

- ・ 東南アジアや南アジアの大都市で鉄道事業を展開することで、モーダルシフトを促進し、交通渋滞の緩和とともに運輸分野の低炭素化を推進した。バングラデシュでは、ダッカ都市圏における都市高速鉄道事業（VI）及び同事業（5 号線北路線）の第一期を承諾した。本事業を通じて、年間 219,491 二酸化炭素換算トン（t-CO<sub>2</sub>eq）の温室効果ガスの削減効果が期待できる。鉄道事業を通じた気候変動緩和策に資する同様の取組は、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インドでも展開している。

### ② 気候リスクの評価と対策の強化

- ・ エクアドルで「土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の R/D を締結した。本事業では、同国の首都キトにおいて、土砂災害に対する非構造物対策の実施能力向上を主な目的として、土砂災害リスク評価に基づく早期警戒体制の構築等を行う。気候変動による降雨の激甚化等で増加すると想定される土砂災害のリスク評価や対策を進めることにより、気候変動への適応に資する。

### ③ 開発途上国の気候変動政策・制度改善

- ・ インドネシアの「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第二期）」（円借款）の借款契約（L/A）を 2021 年 3 月に調印した。自然災害が頻発するインドネシアにおいて、2020 年 2 月に供与した第一期に引き続き、「仙台防災枠組 2015-2030」を踏まえた同国の防災分野の政策・制度の改善を後押しするものである。派遣中の総合防災政策アドバイザーや技術協力プロジェクトと連携しながら、政策マトリクスである①災害リスク管理に係るガバナンスの強化及び防災の主流化促進、②災害リスクに対する理解の促進、③災害リスク軽減のための事前投資の促進、④災害からの復旧・復興段階における「より良い復興」（Build Back Better : BBB）の推進、の実現に向けて総合的に支援するものであり、気候変動適応策に資する。

### ④ 森林・自然生態系の保全管理強化

- ・ エチオピア「農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の R/D を締結した。本事業では、同国オロミア州における郡レベルの気候変動レジリエンス強化のための行動計画の策定と、気候変動適応型農業及び森林・自然資源管理の実施促進のための体制強化とその成果の中央レベルでの活用を行う。気候変動の影響への対応のために、農業生産性向上や土壌劣化対策に資する自然資源管理を促進するファーマー・フィー

ルド・スクール型普及システムや森林コーヒーによる保全アプローチを活用するなど、既往案件で得られた知見などを活用する。

#### (4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ GCF の活用を進めるに当たり、引き続き資金提供者である GCF の各種基準・制度に則った事業形成及び実施、並びに GCF 内の事業承諾プロセスも加味したスケジュール管理等、従来機構が実施してきた事業と比べてより複雑な事業管理が求められる。GCF の各種基準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた機構内のマニュアルの更新、案件の採択に向けた FP の質の向上及び GCF 事務局との調整等を通じて、機構に経験・知見を蓄積していくことにより、スピード感を持った事業形成及び実施に努めていく。

#### No.4-2 防災の主流化・災害復興支援

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
行政官、地域住民に係る本邦研修、第三国研修、現地セミナー参加等の実績数	8,000 人 <sup>71</sup>	22,700 人	21,293 人	26,115 人	16,828 人	人

#### (1) 自然災害に対する強じんな社会づくり

2019 年 6 月に発表された政府の仙台防災協カイニシアティブ（フェーズ 2）の目標達成に向けた防災人材育成及び開発途上地域における「仙台防災枠組」の達成に向けた以下の協力を実施した。

##### ① 災害リスクの理解

- ・ スリランカ、ホンジュラスをはじめ、災害リスクの理解を促進する技術協力プロジェクトを多数実施したほか、ミャンマー、ベトナム、モーリシャスで気象観測能力向上の支援を実施した。これらに加え、エクアドルで土砂災害のリスク評価とその対策を支援する技術協力プロジェクトの R/D を署名したほか、フィリピンでの気象観測・予報・警報能力強化やブータンでの気象観測予報・洪水警報能力強化の技術協力プロジェクトを開始した。
- ・ ネパール、メキシコ等対象各国の土砂災害・火山・地震・津波等の災害リスクの解明に資する SATREPS 事業 9 件を実施するとともに、新規 1 件の詳細計画策定調査を実施した。2020 年度も、SATREPS 案件を通じた大学等研究機関との連携を通じた適切な災害対策促進支援のため、SATREPS 候補案件に係る検討・評価を行った上で、防災領域で 3 件採択し、アカデミアの知見を災害リスク理解の高度化に活用している。
- ・ ネパールでは、自然災害対策のためのデジタルデータ整備支援を目的とした無償資金協力の贈与契約（G/A）に署名した。

##### ② 災害リスク・ガバナンス強化

- ・ 各国の中央防災機関の能力向上と人材育成を推進した。具体的には、中央防災機関をカウンターパートとする技術協力プロジェクトを新たに 3 か国（フィジー、スリランカ、バングラデシュ）で開始し、計 14 か国（中米広域案件で 6 か国、チリ、モンゴル、フィリピン、エクアドル、ネパール）で実施した。

<sup>71</sup> 日本政府公約である仙台防災協カイニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を 80% としして想定して設定する。仙台防災協カイニシアティブの目標値：2015 年から 2018 年に 4 万人。

- ・ 中央防災機関の能力向上に資する本邦研修「総合防災」（計5コース）を開発途上地域の災害リスク削減により一層貢献するべく計画の実践に焦点を当て、日本の総合的な知見を集約し整理することで、研修の質の向上を目指すためのプロジェクト研究の立ち上げに着手した。
- ・ 新型コロナ対応に取り組むニカラグア、パナマ、コスタリカ、グアテマラ、エクアドルの中央防災機関に対して、実施中のプロジェクトを通じ、個人用防護具の供与などの新型コロナ対策を支援した。また、阪神・淡路大震災後に兵庫県に設置された「人と防災未来センター」研究員が作成した「コロナ禍での避難所運営に必要となるアクション」を翻訳（英語、ポルトガル語）し、防災組織、医療関連機関に配布し、被災地における新型コロナ対策強化を支援した。

### ③ 防災投資の促進

- ・ インドネシアでは、「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」（第2期）（円借款）のL/Aを調印した。政策マトリクス（インドネシア政府が実施する政策目標を記載した表）の進捗状況を日本とインドネシア両国で確認することにより防災に関連する省庁が進める政策・制度の改善を後押しし、インドネシアの総合防災体制の強化を図った。
- ・ また、防災投資につなげることを目指した技術協力プロジェクトとして、ミャンマーで「バゴー・シタン川流域洪水対策及び水利用改善に係るマスタープラン策定プロジェクト」、ベトナム「北部地域の土砂洪水と地すべりのリスク低減のための能力強化プロジェクト」、インド「都市型水害対策プロジェクト」、フィリピン「海岸災害対策及び海岸保全能力向上プロジェクト」の詳細計画策定調査を行った。
- ・ フィリピンでは、ダバオ市の洪水対策マスタープラン（M/P：Master Plan）や、ラグナ湖沿岸の洪水対策に関する基本計画の検討において、気候変動影響を加味した治水計画の検討を行った。また、日本の技術をいかしたフィリピン初の地下放水路の建設により、市街地開発が進むラグナ湖沿岸地域及びマニラ首都圏の浸水被害の軽減を図り、もって同地域の生活・生産基盤の安定や被災後の早期回復に寄与するため、パラニャーケ放水路整備事業準備調査を開始した。
- ・ モルディブでは「強靱で安全な都市・地域形成に向けた気候変動対策に関する情報収集・確認調査」を実施し、海岸浸食対策の投資計画の形成・作成支援を行った。その上で、「モルディブ気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」の資金提案書（FP：Funding Proposal）のGCF理事会承認に向けた協議をGCF事務局と進める等、個別の案件を通じて着実な防災投資の浸透を図った。
- ・ 「仙台防災枠組」のターゲットである2030年を見据えて、開発途上地域における事前防災投資推進のため、洪水リスク削減及び地震被害軽減の事業形成を目的とした情報収集・確認調査を2件開始した。
- ・ また、上記②「災害リスク・ガバナンス強化」に記載の中央防災機関をカウンターパートとする技術協力プロジェクトの活動において、地域の防災投資を促進するための地方防災計画の策定を支援した。

### ④ 効果的な応急対応のための準備とより良い復興（BBB：Build Back Better）

- 「災害復旧スタンド・バイ借款」感染症対策へ初適用・より良い復興（BBB）に寄与：フィリピンでは、防災政策の促進と災害発生後の復旧時に増大する資金ニーズに対応し、より良い復興に寄与する「災害復旧スタンド・バイ借款（フェーズ2）」（円借款）のL/Aを調印した。防災及び感染症対策に関わる政策の推進を支援しながら、災害発生後の復旧時に増大する資金需要に備え

るもので、感染症等の公衆衛生上の緊急事態発生時に適用可能なスタンド・バイ借款としては機構第一号案件である。エルサルバドルではL/A 調印済の「災害復旧スタンド・バイ借款」の資金を感染症対策に適用した。2020年3月に承諾額全額の50億円を貸付実行し、中米最大規模の病床を有する新型コロナ感染症専門病院の整備が行われ、その際にブケレ大統領から安倍首相（当時）宛に感謝の意を示す書簡が送付された。また、その時宜に合った支援は9月に行われた国連総会の同大統領の演説において、エルサルバドルにおける新型コロナ対策支援として二国間協力の有効性を示す事例として米国の医療資器材供与とともに日本の協力について「日本国政府及び同国国民の協力がなければ、地域で最大かつ、新型コロナ対策として最も近代的な病院を建設することは出来なかった。日本政府及び同国国民に対し、心より感謝する。日本は世界の例とすべき社会である。」と言及し、謝辞を述べた。

- ・ インドネシアでは、2018年9月の中部スラウェシ地震・津波の発生後、より良い復興を目指す開発調査型技術協力「中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト」や、地震で被災した中部スラウェシ州の中核的なインフラ施設であるパル第四橋等の橋梁、道路及び堤防等を再建・整備するための「中部スラウェシ州パル第四橋再建計画及び復興計画」（無償資金協力）、そしてBBBのコンセプト具現化に向けインフラの再建及び新設を行う「中部スラウェシインフラ復興セクターローン」（円借款）を実施した。モザンビークでは、2019年3月のサイクロン・イダイによる被災地域に対し、国際緊急援助として物資供与、専門家チームと医療チームの派遣を行った後、ファスト・トラック制度を適用した開発計画調査型技術協力「サイクロン・イダイ被災地域強靱化プロジェクト」を実施した。
- ・ ネパールでは、2015年の震災からの復興とBBB実現のため、ネパール政府が技術指針を満たした耐震住宅再建に補助金を支給する住宅再建支援事業に対して2015年から「緊急住宅復興事業」（円借款）で支援した。技術支援として政府エンジニア・検査員、住民、石工に対する耐震住宅再建の研修も実施した。2015年の震災により最も影響を受けた14郡（機構支援地域を含む）の完工率が7割程度に留まるのに対し、機構支援地域では、2020年12月までに対象95,241世帯の約9割にあたる住宅が完工した（うち2020年度に完工した住宅数は2,514世帯）。このような著しい成果発現につながった日本の支援モデル（コミュニティベースで石工を育成し、各住宅の再建に活用）はネパール政府にも高く評価され、他ドナー支援や自国事業にも適用され、全被災地にスケールアップ展開されている。また、この機構の取組事例が、NHK教育テレビ放映や国際協力マンガ大賞も受賞しODA広報にも大きく貢献した。残りの住宅の完工に向けて、ネパール政府が引き続き住宅再建支援制度を通じて支援を継続している。また、災害に強いことに加え、教育の質の向上にも資する地域拠点となりうる学校施設の再建支援「緊急学校復興事業」（円借款）を2015年から実施しており、2020年12月現在、対象校274校の約7割の学校が完工済みである。本事業で再建された学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い学校が一時的に休校となるなか、感染が疑われる方々や帰国者の一時隔離施設として使用されるなど地域における緊急事態下の拠点としても活用され、ネパール政府からも評価されている。なお、これら一時隔離施設としての利用は2020年11月をもって解除され、以後は本来目的の学校として機能している。
- ・ 日本が主導して設定された世界津波の日（11月5日）に合わせて、メキシコ、ペルー、エクアドル、チリ、バヌアツ、フィリピンなどで、避難訓練などのイベントを開催し、応急対応の意識啓発を行った。

## (2) 防災の主流化推進

- 以下の国際会議等において、「仙台防災枠組」に向けて日本が主張してきた事項（事前防災投資や、災害リスク削減に資する BBB の必要性・重要性）やコロナ対策支援を含む防災に係る機構事業の成果や支援方針について発信し、「仙台防災枠組」の達成に向けた機運を高めた。
  - ✓ 「仙台防災枠組」2015-2030 の実施促進及びモニタリングを目的とするアジア大洋州防災閣僚級会合（2021 年）に向けた準備会合
  - ✓ 水と災害に関するハイレベル・パネル（HELP）による国際シンポジウム、HELP による国際会合
  - ✓ 国連防災機関（UNDRR：The United Nations Office for Disaster Risk Reduction）代表 - 環境省大臣 - 内閣府大臣の共催の気候変動 x 防災のシンポジウム
  - ✓ UNDRR イニシアティブの Making City Resilience2030 の開始にあたってのセミナー
  - ✓ 東北大学卓越大学院プログラムシンポジウム
  - ✓ トルコのエスキシェヒル工科大学で開催された国際防災会議
  - ✓ 世界銀行セミナー「ビルド・バック・ベター：東日本大震災から 10 年の歩みと今後の防災のありかたについて」
- 日本 - 世銀防災共同プログラムに対して、資金提供国である日本の国際協力実施機関としての立場から、28 か国 3 地域、計 45 件（申請額ベースで 17.86 百万米ドル）のプロポーザルに対し、より防災効果の高い事業実現に向けた積極的な助言・提案を行い、機構の防災に係る思想や理念の効果的なスケールアップを引き続き行った。
- 地方防災計画策定を支援する事業（上記 (1) ②、中央防災機関に対する支援を行っているプロジェクト）により、防災の主流化を支援した。
- タイの SATREPS 事業による新型コロナによる製造業グローバルサプライチェーンへの影響と展望についてのセミナーを、JETRO と共催で 4 月に実施し、在タイ日系企業等を中心に約 240 人の参加を得、参加日系企業からは、社内の事業継続計画（BCP）の改善策検討に向け、時機を得た具体的な助言が得られ大変有益であったとの高い評価を得た。また、メキシコで「新型コロナウイルスの影響を受けた子供たちの心のケア」に関するオンラインセミナーを開催し 6,500 人の参加者を得た。
- 東南部アフリカ地域を対象とした重要セクターの防災主流化案件形成を目的としたプロジェクト研究を立ち上げた。
- スリランカでは普及・実証事業を終えた地すべり観測機器を技術協力プロジェクトで採用することをスリランカ政府と合意するなど、中小企業・SDGs ビジネス支援事業との連携も行った。案件形成・実施の各段階での情報提供を行うことにより、防災分野は中小企業・SDGs ビジネス支援事業におけるビジネス実現率が全セクターでも最も高くなっている。日本防災プラットフォーム（JBP：Japan Bosai Platform）や防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）などの防災分野の民間企業協議会にも積極的に参加し、機構の防災事業の潮流などを共有した。

## (3) SDGs 達成に向けた貢献

- 防災に関連するターゲット 1.5（人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動、経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減）、ターゲット 9.1（信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発）、ターゲット 11.5（災害による死者や被災者数を大幅に削減し、

直接的経済損失を大幅に減らす)、ターゲット 13.1 (気候関連災害や自然災害に対する強靱性 (レジリエンス) 及び適応の能力を強化) に貢献する案件の形成と実施を、上記 (1)、(2) の通り、各国で行った。

#### (4) 事業上の課題及び対応方針

- これまで「仙台防災枠組 2015-2030」のうち、2020 年を目標としているターゲット e:「国家・地方の防災戦略 (地方防災計画) を有する国家数を大幅に増やす」に向けた支援にも力を入れてきた。今後は、同ターゲットの目的でもある、災害リスク削減に向けた事前防災投資の実施支援に、より重点的に取り組んでいく必要がある。2021 年度は、防災投資の促進に資する事業の実施を、継続・強化していく。

#### No.4-3 自然環境保全

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
機構が支援する REDD+/ 生物多様性分野関連の協力対象国数	23 개국 <sup>72</sup>	29 개국	21 개국	18 개국	18 개국	개국
JJ-FAST (JICA-JAXA 熱帯雨林早期警戒システム) を活用した国数	8 개국 <sup>73</sup>	8 개국	11 개국	12 개국	8 개국	개국

#### (1) 自然環境保全と生物多様性主流化に向けた具体的な施策の実施状況

##### ① 自然環境保全

- SDGs 及び気候変動対策への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を実施した。
- 気候変動緩和策に資する案件として、東ティモールにおいて、森林保全による二酸化炭素削減と住民の生計向上を目指した事業に対して提出していた GCF のファンディングプロポーザルが GCF 理事会で承認され、機構として初めての連携事業となった。
- このほか、気候変動緩和策に資する事業として、REDD+ 及び持続的森林管理分野において、ラオス、ベトナムなどで成果払いの実現の促進に留意した事業の実施や後継新規案件の形成を進めたほか、カンボジアでは新規案件を開始した。更にケニアでは、REDD+ の準備段階で必要とされる森林参照排出レベルの UNFCCC への提出を支援した。また、持続的森林管理分野において、ペルーで統合的森林管理に資する採択済 SATREPS 事業の詳細計画策定調査を進めるとともに、持続的森林管理に係る能力強化に資する新規技術協力プロジェクトを形成した。ラオス、ベトナムでの REDD+ 及び持続的森林管理分野事業に関し、GCF の活用を検討し、CN を GCF 事務局に提出した。
- 気候変動適応策 (流域管理・生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR : Ecosystem-based disaster risk reduction) 等) に資する技術協力に関し、北マケドニアにおいて Eco-DRR に資する案件を継続的に実施するとともに、コソボ、モンテネグロにおける Eco-DRR の試行を目標とする新規案件について先方政府との協議を継続し R/D を締結の上、国内作業を開始した。また、「サヘル・ア

<sup>72</sup> 2016 年度末の協力対象国 : 15 개국 (基礎調査、広域案件除く)、8 개국 (生物多様性分野関連)

<sup>73</sup> 2016 年度末の協力対象国



フリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）」に関し、機構ホームページ、Facebook、Twitterにより、レジリエンス強化に関する知識共有のための情報発信を行うとともに、同イニシアティブに参加する15か国に対し、個別に資金アクセスに関する助言を提供し、各国のレジリエンス強化活動に係る資金へのアクセスを支援した。

- ・ COP26等での機構の貢献の発信は、コロナの影響で各種会議が延期になったため、改めて開催に合わせて実施予定である。

## ② 生物多様性主流化

- ・ 保護区とその周辺地域の連続した生態系において、ポスト愛知目標も念頭に生物多様性の保全と持続可能な利用を確保し、生物多様性の主流化に貢献するために、パプアニューギニア、イラン、ホンジュラス等10か国で個別の事業を実施したほか、アルバニアにおいて技術協力プロジェクトのR/Dを締結し、開始準備を進めた。
- ・ また、2019年度に準備を開始した、マングローブ保全に対して民間資金を持続的に動員するためのプラットフォーム構築を目指した情報収集・確認調査についてコンサルタントの調達や関係省庁、団体、民間企業との意見交換を行った。
- **重油漂着地域の生態系及び住民への影響緩和・シームレスな支援**：2020年8月に発生したモーリシャス沖重油流出事故に関し、8月～9月に派遣された国際緊急援助隊に国際協力専門員が参加し、生態系保全分野の支援を行うとともに、重油漂着地域等の生態系及び沿岸住民の生活への影響を緩和するための支援事業をシームレスに開始すべく、10月下旬には16人から構成される基礎情報収集調査団を派遣し、12月には基本計画策定調査も同時並行で実施した。これらの迅速な対応により、12月中に先方政府との間で「統合的沿岸生態系管理システム構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施する方向で基本的な合意に至った。またこれらに関し、2020年12月13日にモーリシャスを訪問した外務大臣より基礎情報収集調査団が激励を受けるとともに、これらの調査について首相より大臣に対して謝意が示される等、日本政府関係者・モーリシャス政府の双方から高い評価が得られた。
- ・ これらに加え、中部アフリカ森林協議会（COMIFAC：Commission des Forêts d'Afrique Centrale）、中米統合機構（SICA：Sistema de la Integración Centroamericana）を対象に生物多様性保全に資する地域協力案件を実施した。

## ③ 民間企業との連携推進（官民連携プラットフォームの活用、外部資金の活用）

- ・ 機構は「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」の事務局として、6年間にわたる活動から、参加者間のREDD+森林保全の認知度の向上、REDD+森林保全ナレッジ蓄積が図られ、GCF事業案件形成を含む成果払フェーズへの移行に貢献した。本プラットフォームは所期の目的を達成したことから、ポスト2020プラットフォームとして「森から世界を変えるプラットフォーム」を設立準備中。引き続き新設されるプラットフォームを通じ、開発途上地域における持続可能な森林管理及び森林資源を活用した自然ベースの課題解決に関心を有する日本の関係者による活動促進に貢献する。
- ・ マングローブ保全に対する民間資金を持続的に動員するためのプラットフォーム構築を目指した情報収集・確認調査について、関係省庁と意見交換を行った上でコンサルタントを調達し、調査を開始した。

- ・ コンゴ民主共和国における「クウィル州 REDD+ 統合プログラム」の実施について、機構は中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central Africa Forest Initiative）の資金管理機関である国連開発計画（UNDP）と業務契約（約4百万ドル）を締結し、約3百万ドルを受領しているが、コロナ禍を受けた成果の発現のため、森林保全活動、セーフガードやフードバリューチェーンの取組強化に向けて、更なる増額に向けた調整を行った。
- ・ ベトナム「持続的自然資源管理プロジェクト」（技術協力プロジェクト）における自然資源を利用した住民の生計向上の取組に係る住友林業㈱及びアスクール㈱との連携協定が2020年8月をもって終了し、ワークショップで同連携の成果を発表した。

#### ④ イノベーション促進

- ・ JJ-FAST の活用促進と案件成果の最大化を企図し、JAXA 及びコンサルタントと JJ-FAST を活用した森林モニタリングに関する意見交換を行った。また、機能強化によるユーザー利便性の向上や、技術協力プロジェクトにおける活用を促進した。
- ・ ブラジルでは、JJ-FAST 及び AI の活用も含めた衛星技術を用いた森林モニタリングシステムの強化に資する新規技術協力プロジェクト（R/D を締結済）の開始準備を進めた。AI の活用により過去の森林伐採の傾向を分析し、今後違法伐採が発生する可能性の高い地域を予測することで、違法伐採の取り締まりの強化への貢献が期待される。
- ・ インドネシアで推進してきた泥炭地保全手法及び泥炭評価手法に係る成果の活用及びその他の熱帯泥炭地、特にコンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルーの熱帯泥炭地への普及可能性を検討するため、関係アクターの動向、熱帯泥炭地保有国の政策や措置、自然環境、社会環境等に係る基礎情報収集調査を開始した。また、泥炭地保全協力を適切かつ効率的な推進を図るため、「泥炭地保全協力」国内支援委員会を設立した。

#### (2) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs Goal 13（気候変動）に関しては、フィリピン及びインドネシアで実施中の SATREPS「コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略プロジェクト」を通じて、ブルーカーボン戦略の策定、政策提言に係る協力を実施したほか、REDD+に係る支援等を、ベトナム、ラオス、カメルーン等で実施した。泥炭地管理に関しては基礎情報収集調査を開始し、あわせて「泥炭地保全協力」国内支援委員会を立ち上げ泥炭地保全協力の適切かつ効率的な推進を図るための体制強化を図った。また、より適応策としての側面に焦点を当てた Eco - DRR、干ばつレジリエンス強化への支援を、北マケドニアやサブサハラ諸国を対象に実施した。さらに、気候変動適応に資することを目的とした「生計向上に寄与するエチオピア農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を立ち上げた。
- ・ SDGs Goal 14（海洋）に関しては、保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進を念頭に、マングローブ等の沿岸域生態系やサンゴ礁生態系に着目した事業を上述したフィリピン・インドネシアにおける SATREPS で、コロナ禍のなかで限定的な活動ではあったが遠隔にて推進した。マングローブに関しては、マングローブ保全に対して民間資金を持続的に動員するためのプラットフォーム構築を目指した情報収集・確認調査について、コンサルタントの調達準備や関係省庁との意見交換を行った。また、沿岸域で重油流出事故が発生したモーリ

シヤスでは、コロナ禍のなか、油流出発生から13日後には機構の自然環境保全分野の国際協力専門員を国際緊急援助隊（のちに副団長となる）として派遣し、環境・生態系への影響調査を実施した。さらに、緊急援助活動からシームレスな展開を図るべく、複数の契約を組み合わせ分野横断的な基礎情報収集調査（生態系保全／水産・観光／人の健康影響）を速やかに開始した。また並行して「沿岸生態系の統合的管理システム構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）と「沿岸域ブルーエコノミーの持続的開発を通じたコミュニティ生計改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を形成するための基本計画策定調査を同時並行で実施した。これら期間を通じて、NHK等の各種取材にも協力し現状を報告する等、日本国民にも被害状況を迅速かつ分かりやすく伝えた。

- ・ SDGs Goal 15（森林・生物多様性）に関しては、持続的森林管理、砂漠化対処、生物多様性保全（保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進）の改善に資する事業を通じて貢献した。具体的には、持続的森林管理においては、カンボジア、マラウイ、ペルー等24か国で、砂漠化対処においては、サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）を通じて対象15か国に対して、生物多様性保全についてはパプアニューギニア、イラン、ホンジュラス等23か国で事業を実施した（地域協力を含む）。

### (3) 事業上の課題及び対応方針

2020年度は事業効果のスケールアップを図るべく、民間企業との連携も視野に入れつつ外部資金へのアクセスについても強化を図り、セミナーやイベントの開催等を通じ、外部へ情報発信するとともに、ミャンマーでのJT財団からの寄附やCAFIからの外部資金の導入等、具体的な連携案件を実施した。これらについては一定の成果が上げられたが、今後も事業効果の更なるスケールアップが期待される。2021年度についても、これら取組を更に継続する。また、新型コロナにより順延した2021年の生物多様性条約でポスト愛知目標が設定されることも踏まえ、国際潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、事業の案件形成と実施及び政府・民間・大学等様々なステークホルダーとの一層のネットワーク強化に取り組む。

#### No.4-4 環境管理

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
環境管理分野（廃棄物・下水・大気・低炭素社会）に係る研修実績数	1,600人 <sup>74</sup>	9,315人	5,951人	3,408人	3,236人	人

### (1) 都市部の住環境改善及び持続可能な経済社会システムに向けた具体的な施策の実施状況

#### ① クリーン・シティ・イニシアティブの推進

- **クリーン・シティ・イニシアティブの形成・推進**：開発途上地域における環境管理分野の政策やインフラ整備の優先度を高めるため、「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を立ち上げ、開発途上国の「きれいな街」の実現に向けて廃棄物、水質・下水管理、大気汚染対策といった複数の分野を横断的・総合的に事業推進すべく、今後の事業展開の方向性を示すことが出来た。同イニシアティブに基づき戦略的に案件形成を推進すべく、アジア、大洋州、アフリカ地域及び

<sup>74</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

広域での基礎情報収集調査 8 件、プロジェクト研究 1 件（廃棄物、下水、大気、環境規制枠組等）を新規に開始した。

## ② 廃棄物管理の改善及び 3R の推進に向けた取組

- ▶ **新型コロナの感染拡大を受けた衛生環境の改善（緊急支援・能力強化）**：新型コロナの感染拡大に際し、コロナ禍においても衛生的な都市環境の維持に不可欠な社会サービスである廃棄物管理事業を継続するために、緊急支援及び中期的な能力強化に係る迅速かつ柔軟な支援を展開した。具体的には、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカ、ドミニカ共和国、モザンビーク、パレスチナ、スーダン、南スーダンの 8 カ国に対し、感染リスクを抑えるための資材（マスク、手袋、簡易防護服等）の現地調達、及び廃棄物収集・清掃作業員、処分場作業員への同資材配布、労働安全衛生に関するリーフレット等の作成や講習、安全対策ガイドラインや事業継続計画の策定支援、チラシ作成や広報を通じた家庭・医療機関での適正分別や処理の普及啓発等を実施した。また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」の枠組み（2021 年 3 月末時点で 37 か国 65 都市が加盟）を活用し、2020 年 6 月には新型コロナによる影響調査を急ぎ実施するとともに、UN-Habitat との連携によるパンデミック下における廃棄物管理戦略ガイダンス等を ACCP ウェブサイトで公表した。一連の支援はインターネットを介して迅速に行われ、ACCP 加盟国・都市が衛生安全に適切に配慮しながら廃棄物管理サービスを存続するための指針となっただけでなく、ウィズコロナ、ポストコロナも見据えた中長期的な事業継続計画の策定・実践に向けた基礎的な理解の獲得に寄与した。
- ・ **海洋プラスチックごみ対策**：海洋プラスチック問題への対応に直接的に資する SATREPS「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」を開始した。また、タイを対象として廃棄物焼却発電、及び廃プラスチックリサイクルによる海洋ごみ対策促進を検討する調査を開始し、SATREPS 事業の社会実装に向けた今後のタイ側の有効な実施体制の検討を側面支援するとともに、これに際しての日本の技術導入の可能性を側面支援した。さらに、海洋ごみ対策に特化した課題別研修を、遠隔研修と本邦研修の組合せにより開始した。
- ・ 機構は、海洋プラスチックごみの削減に向けた民間企業の国際アライアンスである AEPW（Alliance to End Plastic Waste）と包括的な連携・情報共有に係る MoU を締結した。これにより機構事業の実施国・都市における外部資金導入促進や AEPW と連携関係にある他ドナー等との協業を通じた相乗効果の発現に向けた協調関係を確立した。また、国連環境計画（UNEP：United Nations Environment Programme）、国連アジア太平洋経済社会委員会（UN-ESCAP：United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific）等が主催する国際会議においても機構の取組を発信した。
- ・ **アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）**：TICAD 7 の「横浜行動計画」でも言及された ACCP を通じた適正な廃棄物管理の推進を具現化するべく、スーダン、南スーダン、マダガスカルにおいて技術協力と無償資金協力の連携案件を、ザンビアでは技術協力プロジェクトを立ち上げた。また、ACCP 共催機関である UN-Habitat との連携を念頭に置いた個別専門家案件をケニア、エチオピアで形成したほか、TICAD8 も見据えた更なる戦略性強化及び協力成果のスケールアップに向けた新規調査を開始した。さらに、加盟各都市の主体的取組を牽引するリーダー育成を目的とした開発大学院連携プログラム「アフリカのきれいな街のための中核人材育成」第 1 期生を受け入れた（ザンビア、1 人）。
- ・ **3R の推進**：大洋州 9 か国を対象に、廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM II）（広域技術

協力プロジェクト)で提唱している「3R プラス Return」のコンセプトの具現化を進めるべく、各国の資源リサイクルの状況やマテリアル・フローの現状を確認する調査を開始した。

- ・ **WtE (Waste to Energy)** : バングラデシュの南北ダッカ市で廃棄物焼却発電施設の導入に向けた具体的な検討を促進するための調査を開始した。また、タイでも廃棄物焼却発電の導入状況や日本の技術の活用の際のボトルネック等を把握するための調査を開始した。
- ・ **海外協力隊の能力向上** : 環境管理関連分野隊員の能力向上支援の一環として、横浜市等の国内関係機関の協力を得てコロナ禍により帰国を余儀なくされ国内待機中の隊員に対するオンラインワークショップや環境教育、住民啓発に係る国内活動プログラムを実施した。

### ③ 水質汚濁や大気汚染の防止に向けた取組

- **ベトナムにおける環境保護法の成立** : 2020年11月にベトナムの国会で改正環境保護法が承認され、水環境管理、廃棄物管理等の分野において環境政策アドバイザー及び廃棄物管理や流域管理に係る既往技術協力の成果が反映された。具体的には、製品の生産から廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた生産者の責任を規定した拡大生産者責任の概念や分別収集等の導入、河川流域管理における汚濁負荷モニタリングや流域管理計画・実施に向けた組織運営の明確な手順等が明記され、環境管理の主体が行政から市民、企業等も含めた社会全体へと拡大していく方向性が示された。また機構が策定を支援した気候変動緩和策政令案に基づき、温室効果ガス排出緩和とその測定・報告・検証(MRV)の実施、温室効果ガスインベントリ等に関する内容が同法に明記された。
- ・ **水質汚濁、汚水対策** : フィジー、ネパールで集合型(下水道)及び分散型汚水処理の最適配置の検討を含む開発計画調査型技術協力の実施枠組みについて合意した。また、衛生施設整備の遅れが顕著であるアフリカ地域での汚水・汚泥処理及び都市衛生改善に係る新規調査を開始し、同地域を俯瞰したポートフォリオを作成し、中期的な支援策を検討した。
- ・ **大気汚染** : PM2.5等の大気汚染が深刻化するモンゴル、イラン、コソボにおいて技術協力プロジェクトを継続した。発生源や汚染構造を明らかにし、呼吸器系疾患など健康リスク抑制のための科学的根拠に基づく対策・規制策定を推進するべく、モニタリング・分析能力強化等を支援した。

### (2) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ **SDGs Goal 6 (指標 6.2. (公衆衛生サービスへのアクセス)、指標 6.3.1 (汚水処理率))** : アジア開発銀行研究所との共催、ビル・メリンダ・ゲイツ財団や日本サニテーションコンソーシアムとの協力により、昨今世界的な潮流となっている Citywide Inclusive Sanitation の概念を理解し、開発協力案件の形成に主流化することに資する開発協力人材の育成に向けた合同遠隔研修を、開発途上地域4か国から講師を招き初開催した。
- ・ **SDGs Goal 11 及び 12 (指標 11.6.1 (都市の一人当たりの環境上の悪影響軽減)、指標 12.4 及び 12.5 (廃棄物発生削減))** : 廃棄物分野の日本の経験及びその適用を試みた既往案件を総括し、今後の協力における教訓の抽出と開発途上国での改善に向けた示唆に関する教材作成を行うプロジェクト研究を立ち上げた。

### (3) 事業上の課題及び対応方針

- ・ ウィズコロナ、ポストコロナ環境下で感染拡大防止や特に都市部の公衆衛生の改善に資する協力へのニーズが増大しており、実施中事業を含めこれらニーズに迅速かつ柔軟に対応することが必

要となっている。また、2021年の第9回太平洋・島サミットや2022年のTICAD8を見据え、日本政府による海洋プラスチックごみ対策の推進に向けたコミットメントである「マリーン・イニシアティブ」の推進に資する事業形成を引き続き推進する。

#### No.4-5 食料安全保障

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献するための稲作に係る研修実績数	普及員：833人 <sup>75</sup> 農家：2万人	普及員：1,523人 農家：23,169人	普及員：1,735人 農家：42,803人	普及員：2,983人 農家：51,625人	普及員：2,006人 農家：42,800人	普及員：人 農家：人

#### (1) コロナ禍における緊急支援と着実な協力の展開

- ・ コロナ禍により、2020年3月以降、一部の国を除き、全ての専門家・コンサルタントが退避一時帰国を余儀なくされたが、協力継続の必要性を重視し、リモートで協力を継続した。その際には、これまで培ってきた相手国側関係機関との信頼関係をいかし、カウンターパート機関主導で農民研修等を実施するなど、持続性向上に繋げるよう努めた。また、現地セミナーには日本から専門家・コンサルタントが参加する等、可能な限り平時と変わらぬ取組を実施した。コロナ禍においても全ての案件で協力を継続した。
- **コロナ禍における脆弱層への被害軽減に向けた緊急支援・農作物の安定生産への貢献**：コロナ禍により深刻な被害を受けるのは小農を中心とする脆弱層であることから、人間の安全保障の視点を踏まえ、現地のニーズに迅速に応えるべく、既存案件の枠組みをいかして緊急支援を展開した。食料安全保障（農業・栄養）分野のコロナ対策支援は、農業投入財（優良種子、肥料等）を含め90件以上に及び、農作物の次期作の安定的な生産等に大きく貢献した。

#### (2) CARDを通じたアフリカ稲作開発、及び気候変動に対する強じん性強化の貢献

- ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）フェーズ2」の枠組みの下、国家稲作開発戦略（NRDS：National Rice Development Strategy）の具体化に向け、コロナ禍においても、CARD対象国32か国のうち16か国において36件の技術協力を実施した。各プロジェクトはコロナ禍においても、積極的に遠隔での活動を行い、人材育成に関しては、普及員・農家に対する研修を実施することができた。コロナ禍の影響により、2年に1度開催されるCARD総会が延期となったものの、運営委員会については、遠隔での実施を提案、実現し、CARDフェーズ2で掲げているRICE（Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment）アプローチに係る指標の設定や地域稲作開発戦略の策定等、CARDの促進に係る重要なテーマにつき運営委員会メンバー及び地域共同体（RECs）と協議、意見交換を実施した。また、CARD参加国等関係者によるオンラインセミナーを提案、実現し、新型コロナの稲作への影響、国産米の競争力強化について意見交換を実施した。また、セネガル等西アフリカにおける稲作の推進においては、イスラム開発銀行との連携協議を開始した。
- ・ 域内研修に関しては、2020年度はコロナ禍の影響により拠点国における研修の実施には至らなかったものの、コロナ禍が落ち着いた時に備えて、2019年度に実施したウガンダとカメルーンに

<sup>75</sup> TICAD VIの目標値：普及員2,500人、農家6万人（2016-2018）

加え、セネガルで研修を行うべく準備を進めた。第三国研修に関しては、エジプトではコロナ禍のなかにおいても帰国研修員に対するオンラインセミナーを企画し、これまでに5回開催した。また、稲作の経験を豊富に有するアジアから知見をCARDの推進にいかすべく、タイ・カセサート大学での第三国研修の実施に係る具体的な協議を開始した。

- また、技術協力の成果を無償資金協力との相乗効果により拡大すべく、案件形成に向けて種子生産や機械化農業の推進に必要な施設・機材の調査を開始した。さらに、民間企業との連携によるアフリカ稲作・農業開発の推進を目指し、農業機械や先進技術などの展示・実証・人材育成拠点となる「アフリカ農業イノベーションセンター」構想の具体化に向けた調査を開始した。
- その他、CARD フェーズ1（2008年～2018年）期間に、機構が個々の技術協力プロジェクトで手掛けた政策・戦略面へのアプローチを含む有用な稲作技術の要素を体系的に取りまとめ、今後の稲作開発や新規案件発掘への活用を図るため、これら有用技術を網羅した「JICA アフリカ稲作技術マニュアルーCARD10年の実践ー」を作成した。本マニュアルは、4か国語（日本語、英語、フランス語、ポルトガル語）で作成し、各国・他機関にも広く共有する予定であり、マニュアルを活用した他ドナーによるCARD案件の推進も期待される。また、ネットワークの強化を通じて知見の共有を図り今後のCARD推進にいかすべく、専門家との意見交換会を立ち上げた（計4回で延べ360人参加）とともに、CARDの更なる周知に向け、機構ホームページ上のCARDのウェブサイトを充実させた。

### (3) 水産資源の持続的な利用の推進

- 水産資源管理について、アフリカ広域研修をセネガルで実施し、同国のコマネジメンの知見を8か国90人の参加者とともに共有した。島嶼国のブルーエコノミー推進し、バヌアツではコミュニティをベースにした資源管理と生計向上の支援を実施し、東カリブ諸国（6か国）ではコマネジメンをベースとした生態系保全と観光連携の支援を開始した。また、モルディブ、パラオ、モーリシャス、東ティモール、インドネシアでブルーエコノミー案件を形成した。違法・無報告・無規制（IUU）漁業については課題別研修を継続するとともに、インドネシアでの衛星利用やASEANとの連携協力を形成し、チュニジアでは無償資金協力による監視船整備の計画作成を支援した。

### (4) 畜産振興による中小規模農家の生計向上と経済的発展

- 畜産分野のバリューチェーンについて、モンゴルでの農牧業のバリューチェーンマスタープラン及びアクションプラン作成のための「農牧業バリューチェーン開発のためのマスタープランプロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を開始した。現地渡航ができないなか、同プロジェクトでのパイロット事業の選定を行った。今後、同パイロット事業の成果や教訓を踏まえて、農牧業バリューチェーンマスタープランの作成を進める予定。また、パキスタンで畜産分野のバリューチェーン強化を図るため、同国で実施中の「シンド州持続的畜産開発プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で実証した適正技術を展開するため、新たに「ハイバル・パフトゥンハー州畜産開発を通じた生計向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。
- 人獣共通感染症と家畜衛生について、ミャンマー「口蹄疫対策のための組織能力強化プロジェクト」を通じて、同国の口蹄疫防疫システム強化を進めた。モンゴルでは「獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト」を通じて獣医学部の教育カリキュラム・シラバスの改善、教員の指導

能力強化等に取り組み、同プロジェクトが改訂した新カリキュラム・シラバスに基づく教育が実施されている。さらに、同国の公務員獣医師及び民間獣医師の実践能力向上のための「公務員獣医師及び民間獣医師実践能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。現地渡航ができないなか、現地リソースによるベースライン調査を実施し、研究プロジェクトの選定を行い、本格的なプロジェクト開始の体制が整備された。また、ザンビアでの大学獣医学部の臨床教育学講座強化のための「ザンビア大学獣医学教育強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を形成し、開始した。

#### (5) 気候変動に対する強じん性

- ・ スーダンで 2019 年度に開始した高温・乾燥耐性コムギ品種の開発を行う SATREPS 事業では、コムギの試験栽培や農業形質の調査・分析、遺伝子解析等を通じて、高温・乾燥耐性系統の絞り込みが進むとともに、高温・乾燥ストレス下のコムギの物理化学的特性の解析、気象条件と収量の関係性に係る解析が進んだ。農家への技術普及に向けた生産性向上の重要性を伝える啓発ビデオの作成・公開なども実施し、コロナ禍で日本人研究者の現地渡航ができない状況においても、遠隔指導を行いながら、日本、スーダン双方で活動を継続することによって、着実に成果を発現させた。
- ・ 気候変動による不作のリスク軽減に資する農業保険（不作による被害を補償する保険）に関しては、エチオピアで営農技術指導と保険販売を組み合わせたレジリエンス強化パッケージ及びマニュアルを整備した上で、保険販売に向けて普及員及び貯蓄・信用組合や小規模金融組織の職員に対する能力強化研修を実施した。その後開始した普及活動では、コロナ禍で専門家が日本に退避を余儀なくされたものの、プロジェクトの現地スタッフが普及員らの活動を支援し、専門家が日本からそれを遠隔でフォローする体制を構築した結果、コロナ禍においても 1,100 人以上が保険を契約するに至った。
- ・ また、インドネシアの技術協力プロジェクト「農業保険実施能力向上プロジェクト」では、2020 年度実施した中間レビュー結果に基づき、農業保険政策立案に向けた支援準備を行うとともに、既存の実損補てん型農業保険制度の普及研修のオンラインでの実施や、新規援助手法の収量インデックス型保険導入に向けた収量データに基づく制度設計を進めた。

#### (6) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ CARD2 関連の各プロジェクトでは、コロナ禍のなかでもコメ増産に最も重要な人材育成に向けた遠隔研修を積極的に行い、研修を受けた農家数は前年比で 128% となるなど事業継続を実現した。これは SDGs Goal 2 に大きく貢献する。
- ・ 水産に関しては、資源管理体制の脆弱なアフリカを対象に広域研修を通じた持続可能な資源管理手法であるコマネジメントの知見を共有した。これに加え、資源管理と生計向上の両立や生態系保全と観光の連携支援を開始した。これらの活動は SDGs Goal 14 及び 2 に資する。
- ・ 畜産においては「One Health」の理念を踏まえた人獣共通感染症対策と家畜衛生改善のために、獣医師等を対象とした人材育成を行った。多くの開発途上地域の農民にとって畜産物は重要な資産・栄養源であり、家畜衛生改善等のための適切な獣医サービスが持続的な畜産業のために不可欠であり、SDGs Goal 2 に大きく貢献する。
- ・ 気候変動に対する強じん性においては、温暖化適応策の手段として高温・乾燥に強いコムギ品種



に係る研究、農業保険による異常気象における農家の経済的損失の救済等の取組を行った。これらは SDGs Goal 13 及び 2 に資する。

## (7) 事業上の課題及び対応方針

- ・ CARD2 においては、耕地拡大による増産ではなく、土地・労働生産性向上による増産の実現が課題である。これに対応するために先進農業技術の導入を民間企業とも連携しながら進める。また、先進技術導入では、資本力の弱い小規模農家も享受可能なものとなるよう留意して進める。
- ・ 水産においては、資源管理体制の脆弱な地域がまだ多く残っており、また違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業が持続可能な水産資源管理を脅かしている。これに対応するため、コマネジメンツの普及による資源管理体制強化、IUU 漁業を抑制するための人材育成を引き続き実施する。
- ・ 畜産においては、家畜密度の高まり、抗菌剤の乱用等に伴い、家畜の疾病が課題となっている。さらに、家畜の疾病の多くは人獣共通感染症であり、人と家畜の移動増加等により人への感染も深刻な課題となっている。これら課題に対応するため、「One Health」の理念を踏まえた人獣共通感染症対策と家畜衛生改善に向けて、重要な役割を担う獣医師について公的機関のみならず民間部門も含めた育成・能力向上を進める。また、研究能力向上支援を合わせて進める。
- ・ 気候変動による農業生産及び農家経済への影響は、近年一層拡大している。これに対応するため、ほかの農業関連プロジェクトにおいて気候変動に対する強じん性を強化する取組を導入するための対策を検討する。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

引き続き SDGs やパリ協定等の国際的枠組みや、仙台防災枠組、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン等の我が国がイニシアティブを取る重要政策への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に貢献する事業を形成・実施することを期待する。なお、GCF の活用に向けて昨年度進展が見られたところ、今後案件が早期に採択されるとともに、今後も機構のノウハウを生かして途上国のニーズに沿った質の高い案件の形成に積極的に取り組み、それら案件が GCF 支援事業として採択・実施されることを期待したい。

### (2) 対応：

2020 年度も引き続き SDGs やパリ協定等の国際的枠組みや、「仙台防災枠組」、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン等の日本がイニシアティブを取る重要政策への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に貢献する事業に取り組んだ。

具体的には、GCF に関し、2020 年度末時点で計 8 件のコンセプトノートを提出したほか、うち 2 件はファンディングプロポーザルを提出した。その結果、東ティモールの事業が、2021 年 3 月に開催された第 28 回 GCF 理事会において承認され、機構にとって初めての GCF 受託事業となった。また、パリ協定の下で開発途上地域に求められる「自国が決定する貢献」(NDC) の策定・改定、国家適応計画の策定・改定、国家温室効果ガスインベントリの作成・更新等、各種取組の遂行に必要な能力強化に資する事業や、仙台防災協力イニシアティブ (フェーズ 2) の目標達成に向けた、災害リスクの理解、災害リスク・ガバナンス強化、防災投資の促進等に資する事業を多数実施した。さらに、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンに対する日本政府の貢献策「マリーン・イニシアティブ」に貢献するため、SATREPS 事業や新規の課題別研修、廃棄物管理の改善に向けた事業を形成・実施した。

No.5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、「インド太平洋に関するアセアン・アウトルック (AOIP)」横浜宣言 2019、アジア健康構想、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、PALM8 の公約、対中南米外交・三つの指導理念 (juntos)、日・中南米連結性強化構想
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人/ 年 <sup>76</sup>	12,000 人	21,933 人	19,850 人 <sup>77</sup>	21,109 人 <sup>78</sup>	24,517 人	
アフリカにおける育成人材数	600 万人 <sup>79</sup> (2017-2018)	350 万 人	422 万 人 <sup>80</sup>	476 万 人	—	—	
②主要なインプット情報 (予算額 <sup>81</sup> /支出額 (百万円))			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
東南アジア・大洋州			26,101/ 25,884	29,565/ 30,312	29,385/ 26,774	27,620/ 21,066 <sup>82</sup>	
南アジア			13,627/ 11,947	10,891/ 12,246	11,249/ 9,705	12,327/ 9,489 <sup>83</sup>	
東・中央アジア、コーカサス			4,844/ 5,258	4,990/ 4,684	5,175/ 4,691	4,484/ 3,895 <sup>84</sup>	
中南米・カリブ			8,525/ 8,675	8,109/ 7,999	8,399/ 8,242	11,249/ 6,602 <sup>85</sup>	
アフリカ			35,672/ 31,012	30,321/ 33,209	28,921/ 27,948	32,705/ 26,025 <sup>86</sup>	
中東・欧州			8,290/ 9,094	11,810/ 9,711	8,071/ 7,165	6,714/ 4,857 <sup>87</sup>	
全世界・その他			10,273/ 11,264	8,833/ 8,727	14,924/ 9,364	16,398/ 9,071 <sup>88</sup>	

<sup>76</sup> 2015 年日・ASEAN 首脳会議における日本の公約である「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に示されている達成目標を基に、機構貢献分を約 90%として想定して設定する。日・ASEAN 首脳会議の目標値：2015 年から 2017 年に年間 1.3 万人強

<sup>77</sup> 2018 年度の集計値に誤りがあり今回修正。

<sup>78</sup> 2019 年度の集計値に誤りがあり今回修正。

<sup>79</sup> 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に、機構貢献分を 90%として想定して設定する。TICAD VI で発表した日本としての取組 (公約)：2016 年から 2018 年に 1,000 万人

<sup>80</sup> 2017 年度の集計値に誤りがあり今回修正。

<sup>81</sup> 2017 年度計画に参考値として「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費の地域別の予算内訳を示している。

<sup>82</sup> 暫定値

<sup>83</sup> 暫定値

<sup>84</sup> 暫定値

<sup>85</sup> 暫定値

<sup>86</sup> 暫定値

<sup>87</sup> 暫定値

<sup>88</sup> 暫定値

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (5)、中期計画：1. (5)

### 年度計画

#### 1. (5) 地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、「自由で開かれたインド太平洋」への貢献にも留意する。

#### ア 東南アジア・大洋州地域

- ・ 東南アジアについては、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、ASEANの自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。特に、ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオやラカイン等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援する。
- ・ 大洋州地域についても、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援する。また、気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組む。

#### イ 南アジア地域

- ・ 貧困層が多く自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援する。
- ・ 特に、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく高速鉄道、メトロ、デリー・ムンバイ間の大規模回廊開発等のインフラ開発、「アジア健康構想」を踏まえた保健事業、インド北東部の連結性強化、森林・生態系管理、農業、地方上水道整備、コミュニティの能力向上等を含む社会開発に資する事業、及び「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」に貢献すべく、海外投融資事業の形成を推進する。また、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想」、「日・スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業の実施に加え、対パキスタン円借款が再開された場合には同国の投資環境整備促進・社会開発支援や、対ネパール経済・社会インフラ開発支援を行う。
- ・ 平和で公正な社会の実現に向け、引き続きガバナンスの強化に向けた法整備、治安維持能力の向上を支援する。特に、ネパールにおける連邦制移行への支援、スリランカにおける司法人材能力強化のための支援、バングラデシュでの治安維持能力向上支援、パキスタンにおけるアフガン国境地域でのヒューマンキャピタル形成に資する支援を行う。
- ・ 人材育成奨学計画（JDS：Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship）、SDGs グローバルリーダー・コース等各種留学生プログラムやアフガニスタンにおける「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」等を通じた人材育成推進する。特に「自由で開かれたインド太平洋」に関連して、JDSを通じてモルディブでの人材育成に取り組む。

#### ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成（特に、若手行政官や技術分野の幹部人材等）を重点領域として支援を継続する。

- ・ 特に、モンゴルにおいては財政支援のニーズ等に対する適切な対応のため、日本政府の方針策定に向けた情報提供や、経済安定化とガバナンス強化に向けた取組等を継続するとともに、持続的な経済成長につなげていくため国家総合開発計画や農牧業マスタープランの策定等を支援する。中央アジア・コーカサスでは、域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力を推進し、国際幹線道路や発電所、農業金融等の円借款事業の着実な実施を継続するとともに、保健医療等の社会セクター関連での事業形成を進める。
- ・ 中国については、継続案件を着実に実施するとともに、対中 ODA の総括を継続する。また、中国側関係機関との対外援助に関する情報共有・意見交換を行うとともに、ODA 終了後を見据え、これまでの協力のアセットを活用した活動可能性を検討する。

#### エ 中南米・カリブ地域

- ・ 政治動向の不安定さも注視しつつ、日本政府が掲げる「対中南米外交・3つの指導理念 (juntos)」の具現化を企図した「日・中南米連結性強化構想」にも貢献するため、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備（経済的連結性強化）、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等（価値と知恵の連結性強化）を重点領域として支援する。
- ・ 具体的には、本邦企業等とのネットワーク化の促進を通じた連携の推進、米州開発銀行や中米統合機構（SICA：Sistema de la Integración Centroamericana）等の域内開発パートナーとの既存の連携枠組を活かした事業展開並びに新たな枠組の検討、留学制度を活用した中南米地域協力の核となる人材育成等を推進する。また、日系社会との連携に関し、海外移住資料館と国内及び中南米の資料館とのネットワークや民間企業、自治体、研究機関等との協力により、国内外での取組を一層強化する。また、農業・保健分野等でのこれまでの協力から得られた有形無形の資産を活用した新たな事業形成を推進する。

#### オ アフリカ地域

- ・ TICAD 7 の「横浜宣言 2019」に基づいて、特に、「TICAD 7における日本の取組」として打ち出された「経済」、「社会」、「平和と安定」の3本柱に沿った取組を実施する。
- ・ 「経済」開発分野では、ABE イニシアティブ 3.0 等の産業人材の育成、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」を含む連結性強化に向けた質の高いインフラ投資、債務持続可能性の確保、産業の多角化及びアフリカビジネス協議会等への貢献を通じたビジネス推進等に取り組む。
- ・ 「社会」開発分野では、基礎医療アクセスの改善等を通じた UHC 拡大、みんなの学校及び理数科教育の拡充等を通じた質の高い教育の提供、廃棄物管理の強化を含む持続可能な都市づくり及びスポーツの普及等に取り組む。
- ・ 「平和と安定」分野では、治安維持等に係る人材育成等を通じた制度構築とガバナンス強化、紛争地域の安定化支援及び難民・避難民や受入コミュニティに対する支援等に取り組む。
- ・ アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA：African Continental Free Trade Area）等のアフリカ連合の「アジェンダ 2063」の重点項目やアフリカ域内の共通課題に対応する事業の実施、国際機関・二国間ドナー、国内外の民間企業、高等教育・研究機関等幅広いパートナーとの連携、及びアフリカ開発の課題と取組に係る国内外への発信に取り組む。

#### カ 中東・欧州地域

- ・ 地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進等に留意しつつ、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援する。

- ・ 特に、日本の技術・知見も活用し、格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援にも引き続き取り組む。また、シリア難民については、2021年度までに最大100名を目指した留学生受入を引き続き実施する。イエメンに対しても、本邦研修等を通じて日本の戦後復興の知見・経験を共有し、イエメンの復興・開発に向けた協力の下地作りに貢献する。さらに、留学生・研修員受入、技術協力事業等の実施により、エジプトの日本式教育を推進する。
- ・ TICAD 7の公約に基づき、民間企業の北アフリカ進出支援を行うとともに、「西バルカン協力イニシアティブ」に基づき、各種支援を実施する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- ・ 我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果をあげていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、①全地域での新型コロナ対応としての緊急財政支援や資機材の供与、②東南アジア地域でのベトナムとの戦略的関係強化や公衆衛生上の危機にも適用可能な初の災害復旧スタンド・バイ借款の形成、③南アジア地域での公約への多大な貢献を通じたバングラデシュとのパートナーシップ強化やパキスタンにおける国内外の連結性強化、④東・中央アジア及びコーカサス地域での5か国を対象とした初の国際機関連携無償供与を通じた「中央アジア+日本」対話への貢献、⑤中南米地域における経済復興及び社会包摂協力（CORE：Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion）の拡大による米州開発銀行（IDB）との更なる連携深化やコロナ専門病院の建設及びコロナ禍の日系団体に対する迅速な支援の拡充、⑥アフリカ地域でのABEイニシアティブ3.0の推進や高専との協働によるイノベーション支援及び地方創生への貢献等、特筆すべき成果をあげた。

#### 全地域

- ◎ **新型コロナ対応としての緊急財政支援の供与【②】**：コロナ禍の各国毎の喫緊のニーズに応えるべく、新型コロナへの緊急体制整備のみならず、経済対策や医療施設・資機材の拡充、社会保障の拡充に貢献するための円借款を12か国に対し供与。7月にはフィリピン向けに第1号案件を承諾したほか（円借款の要請から承諾までの標準処理期間は9か月）、その後もインドネシア、バングラデシュ等の国々と次々に貸付契約を締結、貸付実行を実施。
- ◎ **過去最高規模での貸付実行の実施【②】**：有償資金協力（円借款及び海外投融资）の貸付実行額が過去最高規模を記録。特に、上述緊急支援借款の早期デイスバースに向けて機構一体となった取組を実施。
- ◎ **新型コロナ緊急資機材供与・資金協力支援【①②】**：長年の協力で培った人的ネットワークを最大限活用し、感染の拡大初期から各国のニーズを迅速に把握し、延べ70か国に新型コロナ緊急資機材の供与、技術的支援等を実施。教育、水・衛生、交通等幅広い社会サービスの継続にも貢献。

## ア 東南アジア・大洋州地域

### (ア) 東南アジア地域

- ◎ **日越大学の学部新規開設を含む親日派・知日派人材の育成【①②】**：ベトナム「戦略的幹部研修プロジェクト」の本邦研修参加者（副大臣・局長・次長・課長・課長補佐級等計 104 人）から中央省庁の副大臣や地方省の党書記等に昇格する研修生が輩出、同国との関係強化に大きく寄与。また、日越大学では日本学に係る学部が新設され、58 人が入学。
- ◎ **災害復旧スタンド・バイ借款による新型コロナ緊急支援【②④】**：フィリピンで公衆衛生上の危機にも適用可能な初の災害復旧スタンド・バイ借款の借款契約（L/A）に調印、迅速に貸付実行を実施。日フィリピン首脳電話会談でフィリピン国大統領より謝意が表明。
- 自由で開かれたインド太平洋、インド太平洋に関するアセアン・アウトルック（AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific）等の各種政策・国際公約を踏まえ、ASEAN 経済統合の推進に向けて陸及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、質の高い成長、気候変動対策、人材育成、脆弱性への対応、外国人材の受入環境整備等に係る取組を促進。

### (イ) 大洋州地域

- 第 8 回太平洋・島サミット（PALM8：The 8th Pacific Islanders Leaders Meeting）の公約等を踏まえ、海洋インフラ整備、漁業資源管理、気候変動対策、環境問題、インフラ整備、太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific LEADS）での幹部候補人材育成等を支援。

## イ 南アジア地域

- ◎ **過去最高額の対バングラデシュ新規円借款供与【①⑤】**：「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」に基づき、過去最高額となる計 3,732 億円（前年度比 974 億円増）の新規円借款を供与。コロナ禍でもオンラインでの案件形成を迅速に進め、感染拡大による経済社会的影響の緩和、抑制等に大きく貢献。
- ◎ **難工事による山岳区間の交通円滑化を通じた域内連結性の強化【③④】**：パキスタン「東西道路改修事業（国道 70 号線）」（円借款）で、日本の技術の鋼栈橋工法を用いて山岳区間の難工事を完遂し、インダス川の東と西、その先のアフガニスタンやイラン国境を含む地域内・外の連結性向上に大きく貢献。同事業は土木学会技術賞（Ⅱグループ）を受賞。
- 自由で開かれたインド太平洋等各種政策やインド、バングラデシュ、スリランカ各国とのパートナーシップ等に基づき、経済基盤の構築、連結性の向上、平和と安定、基礎的行政サービスの向上、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応等を促進。

## ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ◎ **中央アジア 5 か国を対象とした初の国際機関連携無償供与【②】**：日本政府の「中央アジア＋日本」対話が目指す地域連結性強化を象徴する事業として、バッタ被害低減のため、初めて中央アジア 5 か国全て（及びアフガニスタン）を対象とした国際機関連携無償「第二次バッタ管理対策改善計画」の贈与契約（G/A）を締結。
- ◎ **ウズベキスタンでの新型コロナを踏まえた迅速な現地園芸作物事業者支援【②】**：「園芸作物バリューチェーン強化事業」では、新型コロナの影響による、現地園芸作物事業者の深刻な資金繰り問題の解決に向けて、事業開始の準備を迅速に行い、L/A 調印の翌年度末までに借款額の 84.6%の貸付実行を達成。ウズベキスタン副首相により、地方の雇用創出に大きく貢献している点も含めて高く評価。
- 日・モンゴル中期行動計画、中央アジア＋日本対話枠組み等に基づき、ガバナンスの強化、産業多角化、インフラ整備、人材育成に係る案件形成、実施を推進。また、中国向け ODA 終了後のアセット活用に向けた日中間の人材交流に係る検討に着手。

## エ 中南米・カリブ地域

- ◎ **COREの拡大によるIDBとの更なる連携深化【②】**：日本政府と連携してIDBとの政策対話を重ね、これまでの協調融資枠組みを発展的に拡大し「新CORE」に合意。また、新COREの円借款協調融資の対象分野を拡大、ツールとしてプログラム・ローンを追加し、期間を5年間延長。ドミニカ共和国に対する新型コロナ対応のための財政支援借款をIDBとの協調融資での実施にむけて準備。
- ◎ **コロナ専門病院の建設【②④】**：エルサルバドル向け「災害復旧スタンド・バイ借款」において、国家緊急事態宣言に基づく申請を踏まえて迅速に貸付実行を実施。当該資金により中米最大規模の病床を有するコロナ専門病院を建設。2020年9月、ブケレ大統領は国連総会のビデオ演説の中で日本政府と日本国民に対して謝意を表明。
- ◎ **コロナ禍の日系団体に対する迅速な支援の拡充【②】**：コロナ禍で困難な状況に置かれた各国日系団体を支援すべく、機構理事長とブラジルの日系病院とのオンライン会議等を通じて現地の状況とニーズを把握。これら日系団体のニーズ及び日本政府の要請に応えるべく、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討・実施の上、申請受付を開始、30件の追加交付を決定。
- 対中南米外交・三つの指導理念（juntos）、日・中南米連結性強化構想等の政策や国際公約に基づき、他の開発機関等との戦略的な連携を推進し、インフラ整備、保健医療、気候変動対策、防災、都市環境問題や格差是正等に係る取組を実施。また、日系社会との連携強化に資する取組を戦略的に実施。

## オ アフリカ地域

- ◎ **コロナ禍におけるABEイニシアティブ3.0の推進【①②】**：コロナ禍により、研修員の日本受入に制約が生じたものの、第2期生として50人を日本に受け入れた他、来日が困難な研修員のうち36人が各国より遠隔にて日本の大学に入学、講義を受講。また、新たな取組として、機構の長期研修員に加え、日本滞在中のアフリカ人留学生（国費・私費留学生を含む）を対象とした「ビジネスプログラム」をオンライン等で開催し、総計203人がABEイニシアティブ3.0に参加。
- ◎ **高専との協働によるイノベーション支援及び地方創生への貢献【②⑤】**：「JICA-高専イノベーションプラットフォーム」を踏まえた第2回「KOSEN Open Innovation Challenge」を実施。開発モデルのイノベーションを継続的に生み出すエコシステムの構築や、日本の高等教育及び地域経済振興、内閣府主導の「イノベーション戦略2020」等にも貢献。
- TICAD7の成果文書や各種政策、国際公約に基づき、インフラ整備やイノベーション推進、産業多角化等の経済開発、保健医療や教育、水供給等の社会開発、ガバナンスや平和構築等の各分野での取組を推進。また、国連開発計画（UNDP）やアフリカ連合開発庁（AUDA-NEAPD）等他機関との連携によるアフリカ広域での開発を推進。

## カ 中東・欧州地域

- TICAD7の成果文書や各種政策、国際公約に基づき、難民支援、ガバナンス支援、格差是正、中東地域の安定に資するインフラ整備等の取組を実施

#### 4. 業務実績

関連指標		基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数		128件 <sup>89</sup>	135件	135件	139件	139件	
質の高いインフラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援		- <sup>90</sup>	9,891億円	1兆1,358億円	1兆1956億円	8,598億円	
各地域の本邦研修実績数	東南アジア・大洋州	-	4,643人	3,641人	3,570人	1,462人	
	南アジア	-	1,710人	1,338人	1,487人	594人	
	東・中央アジア、コーカサス	-	1,018人	782人	785人	296人	
	中南米・カリブ	-	1,516人	1,133人	1,205人	585人	
	アフリカ	-	3,488人	2,565人	2,430人	1,436人	
	中東・欧州	-	1,255人	865人	995人	375人	
	合計	24,000人 <sup>91</sup>	13,630人	10,324人	10,472人	4,748人	

#### No.5-1 東南アジア・大洋州

##### (1) 東南アジア

東南アジア地域は高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題が存在し、インフラ開発に対する膨大なニーズがある。こうした状況及び主要な外交政策である自由で開かれたインド太平洋等を踏まえ、ASEANの自主性、自立性、中心性、一体性（統合の深化）を高める協力を主眼を置き、事業を実施した。具体的には、ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ・ラカイン等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援した。さらに、保健医療分野を中心とした新型コロナウイルス対策に係る支援に取り組んだ。

##### ① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

- ・ **産業人材育成協力イニシアティブ 2.0**：2018年の日・ASEAN首脳会議の公約（5年間（2018～2022）で8万人規模の産業人材育成）に関し、機構は2020年度末で65,476人（うち2020年度は24,517人）の産業人材育成を実施した。

<sup>89</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、512件

<sup>90</sup> アジア向けインフラ支援として2016-2020に4兆円（質の高いインフラパートナーシップでの公約額（1,100億ドル）のうち、機構貢献分（335億ドル））。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく。円借款事業のみを集計。）

<sup>91</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均。なお、当実績値には本邦研修以外に第三国研修、現地国内研修の人数も含まれる。前中期目標期間（2012-2015）の本邦研修のみの実績平均は11,595人。



## ② 重点領域への支援

### ア) ASEAN の経済統合の推進

- ・ 2019年に締結された日ASEAN技術協力協定のもと、2019年にASEAN首脳会議で採択された「インド太平洋に関するアセアン・アウトルック（AOIP）」の推進に資する研修事業3件「港湾戦略運営」、「アジアにおける持続的な物流システムの構築」及び「海洋ごみ対策のための廃棄物管理」を実施した。外務省はじめ関係省庁からの協力を得て、対ASEAN協力の政策的かつ外交上の重要性を踏まえて実現したものであり、ASEAN地域の共通課題に対して各国の対応能力向上を支援するとともに、自由で開かれたインド太平洋を実現する観点からASEAN各国の結束と連帯の強化に貢献した。
- ・ ASEANにおいて国際秩序を支える普遍的価値の共有を図るための協力を展開した。インドネシアでは、国際化・多様化する税務行政に対応する国税総局の実務能力向上に向け、「税務行政能力向上アドバイザー」がコロナ禍による一時帰国中にも技術移転を進めるため、国税総局職員を対象としたオンラインセミナーを2020年9月から毎月開催した。マレーシアでは、WTO貿易円滑化協定の下で義務化された制度整備の支援として、税関職員との意見交換を通じて業務の効率化に向けた取組を実施した。
- ・ ミャンマーでは、新型コロナによる工事の遅延や契約上の対応に係る混乱が生じつつあったことを踏まえ、「法・司法制度整備支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の専門家による「契約解釈セミナー」をオンラインで実施し、国際コンサルティング・エンジニア連盟（FIDIC）の契約約款をベースに契約解釈の方法・生じうる問題点・取るべき対応について、ミャンマー政府向けに解説を行った。ミャンマー側からは、計画財務工業省や建設省など9省庁の29部局から70人を超す出席者があり、活発な質疑応答がなされた。
- ・ 日本、ミャンマー、タイの3か国の共同事業であるダウエー開発に関し、ダウエー開発を進める上で必須であるマスタープラン（M/P）の策定に向けて、情報収集・確認調査を通じ、ミャンマー及びタイ両政府に対して既存M/Pの更新を提案した。また派遣中の専門家による両政府との調整支援等を通じて、事務レベル3か国協議の実現を含むダウエー開発の推進に貢献した。

### イ) 陸の連結性強化

- ・ 南部経済回廊及び南部経済回廊に係る道路・橋梁整備に加え、交通安全対策の推進や設計・施工能力強化に係る技術支援も併せて行うことにより、輸送能力の増強に伴う所要時間の短縮化や物流の円滑化のみならず、安全性も確保した質の高いインフラ整備に貢献した。
- ・ ベトナムのホーチミンからカンボジアのプノンペンを経由してタイのバンコクにつながる南部経済回廊整備に関し、カンボジアでは「国道5号線改修事業」（円借款）により、南部経済回廊の一部を成す国道5号線の道路拡幅、バイパス整備等を実施している。また、国道5号線上での交通安全対策の強化をすべく、「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」（円借款附帯プロジェクト）のR/Dに署名した。
- ・ ベトナムのダナン港からラオス、タイを通過し、ミャンマーのヤンゴンにつながる、インドシナ半島中部を貫く東西経済回廊整備に関し、ミャンマーでは「東西経済回廊整備事業」（円借款）によりジャイン・コーカレー橋、ジャイン・ザタピエン橋、及びアトラン橋を建設中であり、同事業のフェーズ2にあたる「東西経済回廊幹線道路整備事業（バゴー・チャイトー間新道路）」（円借款）のL/Aを調印した。これらを通じて国内・国際物流の活性化に寄与することが期待される。また、タイでは東西経済回廊上のターク・メーソート間を始めとする複数の山岳道路トンネル建

設が計画されており、これらトンネルの設計・監理能力強化を支援するため、「トンネルプロジェクト監理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の討議議事録（R/D）に署名した。

#### ウ) 海洋の連結性強化

- ・ 港湾インフラ整備に係る計画策定支援を進めるとともに、関連法令整備や行政能力強化などの技術支援も行い、海洋の連結性強化に貢献した。カンボジアでは、「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業」（円借款）の協力準備調査を開始した。また、カンボジア政府が成立を目指している港湾法に基づき、同法律の運用に係る関連規則の策定等を通じた港湾行政の強化に係る技術協力を行うべく、「港湾行政能力強化プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）の詳細計画策定調査を開始した。
- ・ ベトナムでは、ダナン市の将来的な貨物需要を満たすべく、同市が計画中的のリエンチュウ港区開発に関し、計画の実現可能性を確認するとともに、官民機能分担、運営方式、周辺エリアの開発計画及び効率的な陸上輸送ネットワークに関して調査を開始した。
- ・ ミャンマーでは、「ヤンゴン河航路標識改修計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。本事業により航路標識が整備され、航行の安全性が向上することが期待される。

#### エ) 海洋インフラ整備及び海上法執行能力強化

- ・ インドネシアでは、「海上保安機構能力向上」（国別研修）において、日本の海上保安庁等によるオンライン研修を実施した。本研修では国際海洋法と法執行、東シナ海における海上保安庁の役割等の講義及び制圧術の実技指導が4日間にわたり行われ、4日間の研修を2回、延べ179人が参加した。
- ・ ベトナムでは、「海上保安能力強化事業」（円借款）のL/Aを調印した。本事業を通じて巡視艇6隻を調達することにより、海難救助や海上法執行等を迅速かつ適切に実施する能力の向上を図り、同国の海上安全の確保と航行の自由に貢献することが期待される。また、ベトナム海上警察に対して海上法執行や捜索救助に必要な実務研修を行う「ベトナム海上警察の能力強化」（国別研修）が採択され、その一部である「海上法執行に関する研修」を実施した。フィリピンでは、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対策能力強化事業（フェーズ2）」（円借款）による多目的船の製造が進展中である。また、フェーズ1の未使用残の活用による予備品の購入等についても先方政府と協議・検討した。
- ・ 「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP）」では、ASEAN、大洋州及び南アジア諸国の関係者に海上安全管理や気候変動と海洋法に係る遠隔研修をオンラインにて実施した。

#### オ) 成長の歪みを克服する質の高い成長

- ・ ベトナムでは、増加する交通需要への対応を図り、ホーチミン都市圏の交通渋滞及び大気汚染の緩和、地域経済の発展を後押しするために「ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベンタインースオイティエン間（1号線）」（円借款）を実施しており、2020年10月には日本企業が製作予定の車両51両のうち3両が納入された。また、同事業の円借款コンサルタントと「ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で連携して、運転候補生の訓練を開始し、商業運転開始に向け人材育成を支援している。「ハノイ市環状3号線整備事業（マイジック・タンロン南間）」（円借款）では、首都ハノイ市の外環に沿う環状3号線の西区間の都市内高速道路が開通するとともに、地方の交通需要への対応及び安全性向上、物流ネットワークの効率化等に資する「第2期国道・省道橋梁事業」（円借款）では全98橋梁を整備・

完工した。さらに、「持続可能な運輸交通開発戦略に係る情報収集・確認調査」を開始し、日越の大学研究者を招いて、開発戦略策定への助言を求めた有識者委員会を開催した。

- ・ ミャンマーでは、「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ1」(円借款)により日本の車両メーカーが製造した車両が初めて納入された。また、「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ2」(円借款)及び「ヤンゴン環状鉄道改修事業」(円借款)では、機構の側面支援の下、三菱商事株式会社とミャンマー国鉄の間で計246両の車両調達に係る契約が締結され、「ヤンゴン環状鉄道改修事業」(円借款)では土木工事が完工した。

#### カ) 気候変動対策と地球規模課題への対応

- ・ **緩和策**：パリ協定でも重要な柱の一つとなっている REDD+ への支援として、REDD+ 成果支払資金の獲得を目指し、機構は技術協力によりラオス及びベトナム政府による緑の気候基金 (GCF) の活用に向けた体制構築を支援した。また、東ティモールでは初となる GCF 活用を目指した案件が承認され、GCF と連携して実施する「重点流域における森林減少抑制及び気候変動強靱化のためのランドスケープ管理能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト) が採択された。さらに、ベトナムにおける REDD+ に関する5年半にわたる技術協力の成果とりまとめとして、協力の主要テーマごとに、マニュアルやグッドプラクティス事例集を英語及びベトナム語で作成し、ウェブ等で公開した。
- ・ **適応策**：インドネシアでは、2020年10月の菅総理大臣のインドネシア訪問時に「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン(第二期)」(円借款)のL/Aに調印した。本件を通じ、激甚化する自然災害に対し、更なる治水対策の推進に係る政策・制度の改善が期待される。ミャンマーでは、「バゴー・シッタン川流域洪水対策及び水利用管理に係るマスタープラン策定プロジェクト」(技術協力プロジェクト)のR/Dを締結した。ヤンゴン・マンダレー回廊、東西経済回廊の結節点に位置するバゴー地域の洪水被害軽減・利水安全性向上のための総合水資源計画の策定を支援し、同地域の持続的な経済開発に貢献することが期待される。タイでは、バンコク首都圏庁(BMA)が策定した気候変動マスタープランの円滑な実施に向けた協力として、「バンコク都気候変動マスタープラン2013-2023実施能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を実施しており、2030年までの温室効果ガス排出削減目標設定のための提言を行った。また、本提言の策定にあたり、BMAの主要部局に対する、各セクター(交通、エネルギー、廃棄物・排水処理、都市緑化)における削減目標設定のための研修を実施した。

#### キ) 将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成

- **日越大学の学部新規開設を含む親日派・知日派人材の育成**：ベトナムでは、「戦略的幹部研修プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を実施しており、本邦研修参加者(副大臣・局長・次長・課長・課長補佐級等、計104人)から中央省庁の副大臣や地方省の党書記等に昇格する研修生も生まれ、同国との関係強化に大きく寄与した。また、技術協力を実施している日越大学では日本学に係る学部が新設され、58人が入学した。さらに、「ベトナム日本人材開発インスティテュート(VJCC)ビジネス人材育成・拠点機能強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を通じて、外国貿易大学(FTU)が設立した政府、学界、ビジネス界と交流できるプラットフォーム「FTU Business Support Platform (FBSP)」を支援するとともに、コロナ感染防止対策により日本人講師の訪越が叶わないなかで経営塾コース等をオンライン講座により実施した。
- ・ タイでは、「産業人材育成事業」(円借款)において、2019年開校した第一号に続く第二校目として、モンクット王大学トンブリ校にて高専を開校した。コロナ禍において、高専機構からの遠隔

教育等によりタイ高専における授業実施に貢献した。また、新型コロナの影響により来日が遅れていた留学生（円借款による第1号受入12人）が来日し、日本での修学を開始した。

- ・ フィリピン及びミャンマーでは、将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を日本の大学院に留学生として受け入れることを支援するため、「人材育成奨学計画」（無償資金協力）のG/Aに署名した。
- ▶ **JICA チェアの開始**：開発途上国におけるトップクラスの大学等と連携し、日本の開発経験を共有する日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）を開始し、ASEAN 諸国における知日派人材の育成に大きく寄与した。タイでは、東南アジア地域における第1号の取組として、国際大学の協力を得て、タマサート大学の「日本の政治・外交」講座における特別講義を実施した。ミャンマーでは、ヤンゴン大学と JICA チェア実施に係る覚書を締結するとともに、特別講義を実施した。ベトナムでは、日越大学及び外国貿易大学（ベトナム日本人材開発インスティテュート）及びカントー大学へビデオ教材「日本の近代化を知る7章」を送付し、各大学の学内図書館にて放映・貸出が開始された。フィリピンではアテネオ大学にて「日本の開発協力」に係るオンラインセミナーを実施した。

#### ク) 地域が抱える脆弱性への対応

- ・ ミンダナオの平和と開発を実現すべく、2019年2月に設立したバンサモロ暫定自治政府（BTA）のガバナンス強化やインフラ整備等を包括的に支援した。具体的には、和平の定着や社会の安定に資する社会経済インフラを整備するため、バンサモロ暫定自治政府設立後に開始する無償資金協力としては初となる「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画」のG/Aを締結した。本事業により、2017年にイスラム系武装勢力との紛争によって壊滅的被害にあった職業訓練校の再建や、平和の配当としての農業道路整備を支援する。また、2020年12月にはバンサモロ地域にコタバト市が新たに編入されたが、機構は「コタバト都市圏総合開発情報収集・確認調査」を通じてコタバト市とバンサモロ地域両者に裨益する都市計画案の策定を支援した。さらに、技術協力ではBTA 首相府を対象に、BTA 各省・フィリピン政府・ドナー関係者（日本政府・機構含む）との円滑な調整等を支援することにより各機関との連携を強化するために、BTA 暫定首相アドバイザーを派遣した。加えて、「バンサモロ暫定自治政府能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、新型コロナによるバンサモロ地域住民への影響を把握するために1,775人を対象とした簡易影響調査を実施した。同調査結果を踏まえてバンサモロ暫定自治政府は対策事業を計画しており、機構も「コミュニティ開発・相互理解に資するパイロット事業実施のための基礎情報収集・確認調査」を開始した。
- ・ ミャンマーでは、ラカイン州も含めた貧困率の高い州・地域全体の底上げのため、「貧困削減地方開発事業フェーズ2」及び「地方インフラ整備事業」（いずれも円借款）において道路・橋梁、電力等の基礎インフラを新設・改修中である。また、「洪水及び地滑り被害地における学校復旧計画」（無償資金協力）を通じてラカイン州で15校の学校建設を支援しており、うち7校が完工した。これら協力に加え、ラカイン州では2020年度に入り、アラカン軍、アラカン・ロヒンギャ救世軍の活動が活発化し、現在も戦闘が続いており、現地での活動が困難な状況であることから、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国連開発計画（UNDP）など他ドナーとの現地事務所ベースでの協議を通じて、情報収集を行った。

### ③ その他の戦略的な取組及び成果

- ・ **人間の安全保障の実現に向けた取組強化（JICA 世界保健医療イニシアティブの推進）**：インドネシア、カンボジア、ミャンマー、フィリピンでは、アジア開発銀行（ADB）との協調融資による財政支援を通じて、各国政府の新型コロナウイルス感染症への対応に協力した。
- ・ ミャンマーでは、新型コロナの感染拡大や防止のために行われている外出自粛、移動制限等により経済状況が悪化したことを受け、同国政府の経済対策を財政面から支援する「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（投資促進・金融セクター開発プログラム・ローン）」（円借款）の L/A を調印し、同国の社会・経済の活性化を図りつつ、同国で課題となっている投資・貿易環境及び金融基盤の整備に資する政策・制度改善にも貢献した。さらに、コロナ禍の影響を受けた中小企業を支援すべく、「中小企業金融強化事業（フェーズ 3）」（円借款）の L/A を調印した。
- ・ タイでは、国境付近移民キャンプでの検疫体制強化や、特別支援が必要な子ども・親へのコロナ禍における支援強化、学校でのコロナ予防教育強化を目的とした現地リソース活用型事業（Community Empowerment Program）を開始した。さらに、コロナ禍における子どもの精神面を気遣うためのアドバイスを描いたイラスト（井上きみどり氏作）を機構タイ事務所がタイ語訳して SNS で発信し、啓発活動に貢献した。同作は、タイにおける発信を契機に、各国海外拠点及び日本大使館を通じて現在 37 か国で翻訳され、モルディブ教育省による同国の全小学校での配布、パレスチナ市民防衛庁との共同制作による動画のテレビ等メディアでの発信等、各国での啓発活動に幅広く活用された。
- **災害復旧スタンド・バイ借款による新型コロナ緊急支援の実施**：フィリピンでは、新型コロナも含む同国の防災及び感染症対策に関わる政策の推進を支援しつつ、災害発生後の復旧時に増大する資金需要に備えるため、「災害復旧スタンド・バイ借款（フェーズ 2）」の L/A を調印した。公衆衛生上の危機にも適用可能な災害復旧スタンド・バイ借款としては機構初であり、新型コロナ蔓延の長期化を受けた対策を実施するための資金が貸付実行された。本事業による緊急の支援については、2020 年 7 月に L/A を調印した「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」やその他の日本による新型コロナ対策支援と併せて、2020 年 12 月の日フィリピン首脳電話会談においてフィリピン国大統領より直接の謝意が示されている。
- ・ カンボジアでは、州病院の機能やレファラル体制の強化など、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に寄与する協力の一環としてシェムリアップ州病院及び同州の下位病院（4 病院）の施設、医療機材を整備する「シェムリアップ州病院改善計画」（無償資金協力）の G/A を締結した。また、実施中の技術協力を通じ、医療施設や研究機関に検査、診断資機材を供与し、治療体制や研究・警戒体制を強化した他公共交通機関（バス）へも防護資機材を迅速に供与することにより、予防強化を図った。
- ・ **イノベーションの推進**：昨今巧妙化するサイバーセキュリティ犯罪への対処能力を強化するための協力を ASEAN 各国において推進した。ベトナムでは、サイバー犯罪が発生した際の探知や防止に関する調整を担う、情報通信省（MIC：Ministry of Information and Communications）情報セキュリティ局を対象に「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。MIC 職員への研修及び機材供与を通じ、サイバーセキュリティ対策に係る能力向上へ貢献している。また、サイバー犯罪の主管省庁である、公安省を対象に「サイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対処能力向上研修」（国別研修）を実施した。ミャンマーでは、国家レベルでのサイバーセキュリティの能力向上を図る「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」

(技術協力プロジェクト) の R/D を署名した。

- ・ フィリピンでは、新型コロナウイルスの拡大により、日本企業の邦人が現地入りできず工事が停滞するという課題を解決するため、「ODA 事業 (土木・建築工事) における DX 推進に係る情報収集・確認調査」を実施し、DX 技術を用いた遠隔での設計・施工方法について実施機関向けに提言を行った。
- ・ **国内連携**：ベトナムでは、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」としてグランソール免疫研究所 (奈良県) が「がん治療のための医療サービスの質向上にかかる基礎調査」を 2019 年に実施した。同調査はベトナム国内のがん治療の多様化の可能性を探るものであったが、同調査を通じて同社のベトナム国内における信頼が高まった結果、同社関連企業の日本国内におけるベトナム人を対象としたインバウンド事業 (日本に招へいしてのがん治療) において業容拡大の効果が見受けられた。また、同基礎調査報告書の公開をきっかけに、同社が日本国内の他社よりベトナムでの協業を打診されるなど、日本国内企業間連携にも寄与した。
- ・ **他援助機関との連携強化**：インドネシアでは、「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン (第二期)」(円借款) において、フランス開発庁 (AFD : Agence Française de Développement) との協調融資を前提に、合同で政策マトリクスのモニタリング及び審査を実施し、各機関ともに L/A を調印した。また、米国国際開発庁 (USAID) が実施予定である、ナツナの水産・水産ビジネス環境・観光等に係る調査について USAID と意見交換を行い、機構が実施している離島開発に係る無償資金協力や技術協力との連携可能性を検討した。
- ・ ミャンマーでは、ADB との質の高いインフラ投資のための協調融資として、バゴー・チャイトー間の新道路建設のうち道路部分を ADB、橋梁部分を「東西経済回廊幹線道路整備事業 (バゴー・チャイトー間新道路)」(円借款) により整備すべく、L/A を調印した。また、日印連携の一環として、「洪水及び地滑り被害地における学校復旧計画」(無償資金協力) を通じ建設したラカイン州の 15 校に対し、インド政府より図書館資機材が供与された。さらに、ヤンゴン市が計画する配水分野の官民連携事業 (PPP) の形成について、プレ F/S を実施する国際金融公社 (IFC) と意見交換を行うとともに、既往の「ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト) を通じて技術的な助言を行った。
- ・ 2019 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議で発表された「対 ASEAN 海外投融资イニシアティブ」の下、機構と ADB 間の「アジアインフラパートナーシップ信託基金 (LEAP)」を通じ、ベトナム最大級の太陽光発電事業やアジア諸国におけるプラスチックリサイクル事業に関する融資契約に ADB が調印した。
- ・ **外国人材の受入環境整備**：ラオスでは、「東南アジア地域地方創生と ODA との連携の可能性に係る情報収集・確認調査」にて、香川ファーマーズ協同組合がシエンクワン県に帰国した技能実習生が中心となる現地農業生産法人「YASAI MAKUMAI」の設立を支援し、高付加価値の果樹及び野菜の試験栽培・運営に係る指導を遠隔で実施した。また、日本センターにおいて日本語教員研修及び農業分野の日本教材作成支援に取り組んだ。ベトナムでは、「技能実習制度と ODA の連携可能性検討に係る情報収集・確認調査」を実施し、同結果を踏まえ、海外就労希望者の送出基盤強化支援や就労支援等を検討した。フィリピンでは、帰国した外国人材 (技能実習、特定技能) も対象とする農家グループの生産技術向上やマーケティングに係る指導をコンポーネントに含む、「園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト) に係るコンサルタント等契約を締結した。

#### ④ SDGs の推進・達成に向けた協力

- ・ フィリピンでは、2019 年にも全国的な水不足が社会問題となったが、2020 年の新型コロナ感染拡大により公衆衛生の面からも安定した水供給の重要性が指摘されている。機構は、全国水資源開発・管理計画策定のために必要な情報収集を行い、水需給ギャップの大きい地域に対して実効性のある施策を提案することを目的に、「全国水資源開発・管理のための情報収集・確認調査」を開始した (SDGs Goal 6 等への貢献)。また、ボホール州のビーチリゾートにおける海洋汚染対策を目的とした下水道施設計画の立案を支援するため、「ボホール州パングラオ島及びタグビララン市における下水道整備に係る情報収集・確認調査」を開始した (SDGs Goal 14 等への貢献)。

#### ⑤ 事業上の課題及び対応方針

- ・ 現中期期間最終年度となる 2021 年度においては、2020 年 11 月の日・ASEAN 首脳会議で採択された「インド太平洋に関する ASEAN・アウトロク (AOIP/ASEAN Outlook on the Indo-Pacific) 協力」についての共同声明を踏まえ、ASEAN 連結性など AOIP の重点分野に沿った協力を実施する。
- ・ また、新型コロナへの対応 (「世界医療保健イニシアティブ」) を推進しつつ、コロナ禍で停滞した事業を促進する。
- ・ ミャンマーについては、関係者の安全や同国との中長期的な信頼関係の維持、同国の民主化支援に留意した対応を行う。

### (2) 大洋州

大洋州地域は、自然災害や気候変動への脆弱性、生活様式の近代化に伴う廃棄物処理などの環境問題や非感染症疾患の顕在化、複雑化する海洋問題等の問題を抱えている。さらに、新型コロナの世界的流行に伴う国境閉鎖の影響は、大洋州島嶼国の経済に大打撃を与えたほか、各国保健システムの脆弱性が改めて認識されるようになった。こうした状況に対応し、当該地域において自由で開かれたインド太平洋の実現を支える域内環境の維持・促進のための支援を実施した。具体的には、太平洋島嶼国にとって生命線である海洋インフラの整備、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援したほか、質の高いインフラを基とした基幹インフラの整備や連結性の強化に取り組むとともに、貿易・投資や観光分野に係る支援も実施した。また、太平洋島嶼国が大きく影響を受ける気候変動への対策、G20 大阪サミットでも大きく取り上げられた海洋プラスチックを含む廃棄物処理対策、「SDGs グローバルリーダー」の拡充を含む人材育成・人的交流等の支援に取り組んだ。さらに、新型コロナの対応強化として保健医療機材等を供与するとともに、保健医療体制強化及び経済対策として緊急財政支援を実施した。

#### ① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

- ・ **PALM8 における主な協力・支援策**：第 8 回太平洋・島サミット (PALM8) の公約 (3 年間 (2018 ~ 2020) で、5,000 人以上の人材育成・交流) に関し、機構は総計 3,619 人の人材育成及び 437 人の人的交流を実施した。

## ② 重点領域への支援

### ア) 海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等

- ・ ミクロネシアに対して、海上物流を改善するため、首都に位置するポンペイ港を拡張するための調査を開始し、更に国際的に不足する質の高い海事人材育成のために、海事訓練学校への協力に係る準備を開始した。また、これまでの資金協力により整備された港湾施設や船舶が効率的かつ持続的に維持管理されるよう、各国の港湾関係者及び船舶関係者の能力向上を支援すべく、広域のアドバイザーを派遣する手続きを進めた。
- ・ 漁業資源管理については、大洋州における人材育成プラットフォームの構築のために広域の技術協力「SDGs Goal 14に基づく大洋州における海洋資源の持続可能な開発及び資源管理における能力強化プロジェクト」を開始し、日本政府からの拠出金によりプロジェクトを実施する国連食糧農業機関（FAO）との連携にも取り組んだ。また、バヌアツに対する「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」（技術協力プロジェクト）では、地域機関であるメラネシアン・スピアヘッドグループと覚書を締結し、プロジェクト成果の域内展開に取り組んだ。
- ・ 大洋州各国を対象として違法・無報告・無規制漁業の抑止に係る研修をオンラインで実施したほか、パラオにおいて、海洋資源等保全のための海上法執行を含む能力向上を支援する個別専門家「海上安全・保安強化」を形成した。

### イ) 気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応

- ・ 自然災害に極めて脆弱な太平洋島嶼国への気候変動対策として、サモアに本部を構える太平洋地域環境計画事務局に対し、「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施している。無償資金協力により建設された太平洋気候変動センター（2019年完工）を拠点として、太平洋島嶼国の行政官を対象に気候変動分野（適応・緩和、資金アクセスへの向上）の研修等を行った。
- ・ フィジーでは、災害発生後の復旧時に増大する資金ニーズに備えるための災害復旧スタンバイ借款（円借款）から、2020年4月に発生したサイクロンによる災害復旧のための資金を貸付実行した。また、同借款の政策アクションの側面支援として、「防災の主流化促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて防災担当部局の防災活動の実施能力の強化等に取り組んだ。
- ・ 再生可能エネルギーを積極的に導入する方針を定めている太平洋島嶼国の取組を後押しするため、フィジーを拠点にキリバス、ツバル、マーシャル、ミクロネシアを対象に、「大洋州地域ハイブリッド発電施設導入プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて太陽光や水力等による発電とディーゼル発電の最適運用に関する能力強化を支援した。
- ・ 小島嶼国の遠隔性・狭小性・隔絶性といった特性と生活様式の近代化から廃棄物の処理が大きな課題となっている大洋州9か国を対象に、「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を通じて持続可能な廃棄物管理に関する人材育成を実施した。

### ウ) 自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易投資や観光分野の支援

- ・ 無償資金協力のみならず、海外投融資を通じて民間資金の動員も図り、空港、橋梁、発電設備といった基幹インフラの整備を支援した。パラオにおいて、「国際空港ターミナル拡張・運営事業」（海外投融資）を実施中である。また、ソロモンにおいて、同国の玄関口であり国内の離島を結ぶハブ空港であるホニアラ国際空港の改修・整備を行う「ホニアラ空港改善事業」（無償資金協力）を実施中である。また、バヌアツ、トンガ、マーシャルを対象として、空港整備の必要性、事業規模等を確認するための調査を実施した。



- ・ フィジーでは、「タマブア・イ・ワイ橋架け替え計画」（無償資金協力）の G/A を締結した。首都スバ市郊外の最重要幹線道路であるクイーンズロード上に架かるタマブア・イ・ワイ橋を架け替えることにより、自然災害に対する基幹道路の強じん性の強化を図り、安全で安定した交通の確保と輸送力強化に寄与することが期待される。
- ・ トンガでは、ニュージーランド企業が実施する「太陽光発電事業」に対する海外投融資契約を締結した。本事業は、太陽光発電所及び関連設備を建設・運営を行うことにより、電源の多様化を図り、当国の持続的な経済発展と気候変動影響の緩和に寄与するものである。
- ・ パラオにおいて、投資促進や観光を含む経済主要セクターの開発ニーズを確認するための調査を実施した。また、大洋州島嶼国全域を対象として観光開発分野における開発ニーズを確認するための調査を実施中である。

#### エ) 人材育成、人的交流の活性化への支援

- ・ 「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」（2019年度から JICA 開発大学院構想を取り入れた長期研修「SDGs グローバルリーダー」に改編）を通じて琉球大学で修士号を取得したソロモンの研修員は、帰国後においても琉球大学と気象に関する共同研究を重ね、天気予報システム構築に貢献したとして、ソロモン諸島気象局から琉球大学に感謝状が授与された。
- ・ 長期研修「SDGs グローバルリーダー」に 22 人の留学生を受け入れ、そのうち初めての博士課程留学生をフィジーから 1 人受け入れた。研修員は、在学中に政府関係機関のみならず、民間企業等でもインターンシップを実施しており、研修員及び受入機関の双方の学びに繋がっている。

#### オ) 健康・スポーツ増進等の支援

- ・ 大洋州地域では、糖尿病や心血管疾患などの非感染症が死因の約 8 割を占めていると推計されている。フィジー及びキリバスを対象に実施されていた「生活習慣病対策プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の成果の普及拡大のため、フィジーでは国内各地において看護師を対象とした生活習慣病患者向けのカウンセリング改善を目的とした研修が各地で開催された。また、ソロモンでも、生活習慣病、栄養等の課題に対し、社会生活のなかで人がまとまって活動する空間を総体として健康促進を支える物的・社会的環境を整えて健康増進を目指すヘルシービレッジ・プログラムの普及を支援することで、健康増進に寄与した。

### ③ 戦略的な取組及び成果

- ・ **人間の安全保障の実現に向けた取組強化（JICA 世界保健医療イニシアティブの推進）**：パプアニューギニア、フィジー、ソロモンにおいて、コロナ禍の影響による保健医療体制強化及び経済対策として緊急財政支援を実施した。サモアにおいて、医師及び看護師養成のプログラムを実施する国立大学の施設整備により、保健医療分野における教育の質の向上を図る「サモア国立大学保健科学学部施設整備計画」（無償資金協力）を形成した。ソロモンにおいて、既存キルフィ病院の移転・新設による保健医療サービスの改善・向上を図る「キルフィ病院建設計画」（無償資金協力）の案件形成を進めた。また、大洋州広域で、WHO 西太平洋地域事務局や大洋州共同体等とも連携した各国の保健システムの強じん化を図るために「強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を形成した。
- ・ **援助協調**：フィジーでは、技術協力を通じて作成されたナンディ川洪水対策のためのマスタープランに基づき、機構、ADB、オーストラリアの間で具体的な洪水対策工事や資機材等の支援を検討しており、機構は本支援策に係る協力準備調査を実施している。パプアニューギニアでは、

2018年11月APEC首脳会議開催時に日・米・オーストラリア・ニュージーランド・パプアニューギニア政府が「電化パートナーシップ共同声明」に合意した。現在13%程度とされる電化率を2030年までに70%まで向上させるべく、機構は電化率向上・電力供給の信頼度向上に資する「ラム系統送電網改修事業」(円借款)を実施しており、更に「電力系統計画・運用能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を形成した。大洋州広域では、世界税関機構と連携した「税関能力強化(第3国研修)」を形成した。また、無償資金協力で整備した太平洋気候変動センターにおいて、機構は技術協力により地域研修の実施、ニュージーランドが同センタースタッフの人件費を支援している。

- ・ **日本の経験・知見の活用**：太平洋島嶼国と地理的・気候的に類似点の多い沖縄の経験や技術をいかし、再生可能エネルギー導入、水産業多様化と資源の持続的利用、沿岸・海洋生態系保全等の研修を実施した。また、2018年に設立された「太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク」を活用し、大洋州における保健医療人材育成のため、高知県及び高知大学医学部と連携して、青年研修「地域保健医療実施管理コース」を実施した。サモアでは、本邦研修や専門家派遣などで沖縄県の経験・知見活用を想定した「サモア水道公社維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2」(技術協力プロジェクト)を形成した。

#### ④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ ソロモン諸島では、「短波ラジオ放送網改善計画」(無償資金協力)において供与した、国家災害管理局の中継機等、防災連絡システムの一部機材が施設移転等により再設置されていないことに加え、所在不明となっている機材があることが判明した。未設置となっていた機材については、2020年9月末までに再設置・再接続され、防災連絡システムを利用して関係機関間の通信が可能となったことを確認した。他方、所在不明となった機材に関しては、先方関係機関が予算を確保し、代替機材を調達するよう働きかけを行い、一部機材については先方関係機関による代替機材の調達と再設置が完了し、利用可能となったことを確認した。

### No.5-2 南アジア

南アジア地域は、若者の割合が多い人口構成や莫大な消費活動を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方、同地域はサブサハラ・アフリカ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害にも脆弱である。こうした状況及び政府の重要方針である自由で開かれたインド太平洋等の視点を踏まえ、当該地域に対しては、質の高い経済成長、自由で民主的な社会の基盤造り、ダウンサイド・リスクへの対応、日本の国益に資する開発協力等に主眼を置き支援してきた。2020年度はコロナ禍により、南アジア地域各国のマクロ経済や保健システム、社会・経済インフラの脆弱性が露わになり、これら課題に対して強じんな社会の構築に向け、人間の安全保障の考え方に基づき、技術協力、円借款、無償資金協力等を活用した迅速な支援を行った。具体的には、保健医療をはじめとする基礎生活分野への協力とあわせて、経済の再生・雇用の安定に向けた支援、投資環境整備を含む産業競争力強化、域内及び他地域との連結性強化、平和と安定及び安全の確保等を重点領域として支援した。

#### ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- **過去最高水準の対バングラデシュ新規円借款供与**：バングラデシュは、南アジアと東南アジアの

結節点に位置し、南アジア地域の安定と経済発展に重要な役割を担う。同政府は2041年までの先進国化を国家目標に掲げており、経済成長の加速化、持続可能な開発目標（SDGs）の達成と貧困からの脱却、社会脆弱性の克服に向け膨大な開発ニーズを有している。同国への支援は、独立以来の良好な二国間関係の強化、南・東南アジア間の連結性の強化、貿易・投資等の経済関係の更なる拡大、SDGsの達成支援、また、日本政府の自由で開かれたインド太平洋の推進に大きく寄与するものである。2020年度には、同パートナーシップに基づき、第41次円借款として6案件合計3,382億円の新規円借款及び、コロナ禍における社会経済的影響を緩和・抑制するための350億円の緊急支援借款を迅速に供与した。この結果、2020年度の供与額は同国向けとして過去最高額の計3,732億円（前年度比974億円増）となり、コロナ禍においてもオンライン協議を駆使し案件形成を迅速に進めたことにより、主要インフラ案件の推進や感染拡大による経済社会的影響の緩和、抑制に大きく貢献した。

- ・ **自由で開かれたインド太平洋及び「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」**：インドとは毎年首脳会談を開催し、強固な二国間関係を構築してきており、2020年9月には菅首相就任後、モディ首相との間で初の電話首脳会談が開催され、高速鉄道事業の着実な実施等今後も両国の経済協力を継続していく方針が確認されている。「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を結ぶ等同国の外交的重要性も踏まえ、2020年度は、デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ4）、ベンガルール地下鉄建設事業（フェーズ2）、コルカタ東西地下鉄建設事業（第四期）の形成等、新型コロナ拡大で現地渡航が全くできないなかで、オンラインでのやりとりのみで着実に案件形成を推進、対インド支援につき相応の金額水準を確保し約3,563億円の新規円借款を承諾、日印両国の関係深化に貢献した。また、地方部の住民の医療体制を改善するための地方主要都市における医療機関整備強化、地方部の住民の水道へのアクセス強化など、インド政府が重視する社会課題解決への取組の支援を強化すべく、「全インド医科大学マドゥライ校整備事業」や「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策計画（フェーズ2）」（いずれも円借款）のL/A調印を行うなど、インド政府のSDGs達成に向けた支援を強化した。新型コロナ対策への緊急対応として、保健分野対策向けに「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」、貧困・脆弱者層向けの社会保護政策向けに「社会保護のための新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」のL/A調印を行った。「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」に関しては、大型土木パッケージで最初の契約について契約署名・着工がなされるなど、事業の進捗に貢献した。
- ・ **「日スリランカ包括的パートナーシップ」**：インド洋の地政学上の重要拠点であるスリランカとは、2015年両国首脳により表明された共同宣言において①投資・貿易の一層の促進、②国家開発計画に係る具体的協力の促進、③海洋事項に係る協力、④国民和解・平和構築に係る具体的協力の促進に言及しており、それぞれに基づく各種支援を進めた。例えば、自由で開かれた海洋の秩序構築に向けて③海上保安に関連した技術協力（油防除指導の専門家派遣）を実施した。更に④国民和解・平和構築に関しては個別専門家（紛争・災害影響地域における貧困女性のエンパワメント推進アドバイザー）を派遣した。
- ・ **「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」**：「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」に貢献すべく、インドやバングラデシュにおいて、エネルギーや金融包摂、中小企業支援等の海外投融資事業の案件形成を進めている。

## ② 重点領域への支援

### ア) 経済基盤の構築、連結性の向上

- ▶ 難工事による山岳区間の交通円滑化を通じた域内連結性の強化：パキスタンでは、「東西道路改修事業（国道 70 号線）」（円借款）により国道 70 号線の一部区間の一般供用が行われている。国道 70 号線は、パンジャブ州を中心に農業や工業が発達したインダス川東側地域と経済開発が遅れているインダス川西側のバロチスタン州を結ぶ道路であり、その先のアフガニスタンやイラン国境を含む地域内・外の連結性向上に貢献した。また、日本の技術である鋼栈橋工法を用いて難工事を完遂し、これまで交通のボトルネックとなっていた山岳区間の交通が円滑化したことが高く評価され、2020 年 5 月に土木学会技術賞（Ⅱグループ）を受賞した。
- ・ インドでは「北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 5）」（円借款）の L/A を調印した。これによりインド全土を横断する大動脈である東西回廊に接続する交通の要所アッサム州スリランプルから同州南部のドゥブリ間を接続、東西回廊からブラマプトラ川を横断するドゥブリ・プルバリ橋を經由してバングラデシュに連なる回廊が形成される。また「北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 6）」（円借款）も事業計画の最終化まで進捗した。これにより、東西回廊の終着点であるシルチャーからトリプラ州南端のサブルームを經由し、バングラデシュに連なる回廊が形成される。これらを通じ、日印首脳レベル等で両国間の協力の重点地域の一つとして位置付けられ、インドの他の地域に比べ社会経済発展において劣後する北東部に、東南アジアや南アジア周辺国と結節する回廊を形成することにより、連結性を向上し、周辺国の経済発展の恩恵を取り込み、地域の安定性向上に大きく貢献する基盤を形成する。また、技術革新等を背景に起業のコストが大幅に低下し、幅広くイノベーションを起こすことができる環境が広がっているなかで、起業家精神やイノベーションを広く涵養し、幅広く有為な人材を募り、起業や企業成長を促進するためのインフラや人材育成等の基盤を形成することを目的とした事業の検討も行っている。新興国市場への進出を希望する日本企業による事業化促進への貢献も期待される。
- ・ スリランカでは、脆弱な地質特性と急峻な地形条件から土砂災害の危険に晒されている同国中央部の主要国道を地滑り等から守るために「国国土砂災害対策事業」を実施した。7 県 22 か所の対策工事を完了し、道路網と周辺住民の生活の安全性が強化された。
- ・ バングラデシュでは「ジャムナ鉄道専用橋建設事業（第二期）」、「チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業（E/S）」及び「ハズラット・シャージャラル国際空港拡張事業（第二期）」（いずれも円借款）の案件形成を迅速に進め、2020 年 8 月に L/A を調印した。上記は、経済発展の著しい同国において、基幹運輸交通インフラの整備を通じ連結性の向上に貢献するものであり、急増する国内外の物流需要への対応はバングラデシュ政府のみならず日本企業を含む民間企業からの要望に応えるものである。また、同じく 2020 年 8 月には「ダッカ都市交通整備事業（Ⅳ）」、「ダッカ都市交通整備事業（5 号線北路線）（第一期）」（いずれも円借款）の L/A を調印し、先行する技術協力を通じて整備済の日本式技術基準に基づいた都市鉄道整備による輸送需要への対応や都市環境の改善を図り、経済基盤の構築に貢献している。都市鉄道分野ではインフラ整備に加え、2021 年 1 月に「MRT6 号線安全マネジメントシステム構築支援プロジェクト」（有償勘定技術支援）を開始し、日本の鉄道事業者と同じ方式の運行安全マネジメント体制の構築を支援し、インフラ整備に合わせてソフト面の支援を適時に開始することにより、開発効果の最大化を図った。さらに、「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の R/D を締結した。運輸、産業セクター等、需要サイドの試算を踏まえエネルギーバランス最適

化と CO2 排出削減を推進することにより、同国の経済成長と気候変動対策の両立を目指すエネルギーマスタープランを策定予定であり、ガスや電力などの電力・エネルギー行政に携わる関係省庁に加え、環境省や運輸省、建設省、自治体などの多数のステークホルダー間の複雑な調整を進め、実効的な政策提案に向けた案件形成を推進した。

#### イ) 平和と安定、基礎的行政サービスの向上

- ・ ネパールでは、2019 年度から引き続き、連邦制移行を踏まえた今後の支援の方向性の検討等を目的とした連邦制・地方分権化に係る基礎情報収集・確認調査を実施した。これまでに関連政策や法制度、先方政府や他ドナーによる関連プログラムの内容や実施体制の整理、地域毎のガバナンス関連指標の整理、連邦制・分権化の実施実態調査を行い、今後の支援実施に向け基礎となる情報の確認・把握を進めた。
- ・ バングラデシュでは、警察の警備能力強化に向けた技術協力プロジェクトを実施中である。また、避難民向け支援として、UNHCR 及び UNICEF と連携し、キャンプ内での中等教育レベルのミャンマー語教科書の配布計画を推進した。国連機関、日本政府、バングラデシュ政府等関係機関との調整、了解の取り付けを粘り強く進め支援を実現した。また、2020 年 8 月に「都市開発及び都市行政強化事業」（円借款）の貸付契約を調印した。同事業は、バングラデシュの中核都市及びそれに次ぐ規模の地方都市を対象に、都市開発に係る行財政能力の強化及び都市インフラの整備を一体的に行い、都市機能の強化を図り、対象都市の経済発展及び住民の生活向上に寄与するものである。また、「中核都市機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において中核都市の行政能力の強化を支援しており、円借款と技術協力の連携により開発効果の最大化を図るべく案件形成を進めた。なお、対象都市の一つであるコックスバザール市は、ミャンマーからの避難民キャンプに隣接しており、本事業の実施により避難民を支えるホストコミュニティの生活・社会インフラの改善にも寄与することが期待される。
- ・ スリランカでは、司法人材育成、薬物対策に関する技術協力に加え、「紛争・災害影響地域における貧困女性のエンパワメント推進アドバイザー」の派遣による女性省向け技術支援を実施した。
- ・ モルディブでは「マクロ経済・財政政策アドバイザー」を派遣し、コロナ禍に対応した財政運営のためのマクロ経済分析・財政政策提言を実施した。

#### ウ) 基礎生活分野の改善

- ・ **農業・農村開発**：インドでは、「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化事業（フェーズ 2）」（円借款）の L/A に調印し、困窮する地方部の農家の生計向上を支援すべく、零細農家の生産性向上とより高付加価値作物への転作、生産者組合の組織化とマーケティング戦略の確立等を支援する。これらの取組では、民間企業にインセンティブを与えながら、民間活力を導入することも検討中である。アフガニスタンでは、これまで Peace Medical Service（PMS）の故・中村哲医師と連携して支援したコミュニティ灌漑に関し、全国規模への展開可能性を図るべく、ガイドラインの作成を進めた。左記ガイドラインも通じて灌漑システムの発展を図り、安価で現地の資機材によって修復可能な灌漑整備による農業従事者の持続的な水資源へのアクセス及び生計向上が期待されている。また、タジキスタン・アフガニスタン国境地域では、2018 年から本年にかけて UNDP との連携により「タジキスタン アフガニスタン国境地域生活改善計画（無償資金協力）（フェーズ 2、～ 2021 年）」を実施し、約 15 万人の生活向上が図られたのに続き、2020 年 12 月にはその効果をさらに拡大するフェーズ 3 の G/A が締結され、これにより貧困レベルの高い同地域の農村開発に大きく寄与することが期待される。スリランカでは、機構が知見を有する「市場志向型農業

(SHEP)」の概念を活用し、現地民間企業と連携したサプライチェーンの改善に向けた技術協力を開始したほか、北中部の乾燥地域を対象としたため池整備事業（円借款）の協力準備調査を進めた。バングラデシュでは、2020年8月に「フードバリューチェーン改善事業」（円借款）の貸付契約を調印した。本事業は、農業・食品加工関連企業向けに譲許的融資を行うとともに、経営管理、食品加工・食品安全管理等に係る技術支援を行うことで、対象企業の金融アクセスの改善及び能力強化を図るものである。加えて、「バングラデシュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」及び「マルチステークホルダー連携による小規模園芸農家のための市場志向型農業振興プロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）のR/Dを締結した。当国の農業及びフードバリューチェーンの強化を包括的に支援することにより、より高い開発効果の発現を達成すべく案件形成を推進した。さらに、農業・食品加工関連産業の発展により、縫製業に偏る当国の産業多角化にも寄与することが期待される。

- ・ **地方給水**：インドでは、汚染されている地下水に頼らざるを得ず、健康被害まで懸念される地域に対する給水事業（ラジャスタン州地方給水・フッ素対策事業（フェーズ2））のL/Aを調印した。
- ・ **教育**：スリランカでは、初等教育の完全普及・終了の達成を支援すべく、同国教育政策に掲げられるインクルーシブ教育の推進に向けた技術協力を実施したほか、障害者の社会参加支援のためのジョブコーチ導入に係る技術協力を開始した。アフガニスタンでは、「学校における水・衛生環境改善計画（UNICEF連携）」（無償資金協力）を形成し、11月にG/Aを締結した。本事業はアフガニスタン4県において、学校の衛生施設と学校やコミュニティの衛生教育を行うものであり、教育現場における衛生施設の整備と学校、コミュニティへの衛生教育を通じて、教育機会の確保と感染症予防に貢献が期待される。パキスタンでは、2015年から2020年に実施したオルタナティブ教育推進プロジェクトで作成した「Accelerated Learning Program」の成果を活用し、コロナ禍の影響で学校に行けなくなった子どもの教育の遅れに対応するための補修教材を作成した。係る補習教材の効果を検証するため、世界銀行との協調を積極的に推進し、例えば、世界銀行のStrategic Impact Evaluation Fundを活用し、インパクト評価を実施中であり、今後インパクト評価の結果を基に、成果を全国に普及予定である。
- ・ **金融包摂・生計向上**：パキスタンでは、「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、当初予定していた事業活動の追加・調整により、収入向上支援のオンライン化、デジタル収入向上研修を行った。これらの活動を通じ、プロジェクトとして当初より計画していた裨益者女性の生計向上活動への男性家族の参画促進、普及活動のデジタル化を一層進めることができた。
- ・ **人材育成**：アフガニスタンでは、未来への架け橋・中核人材育成プロジェクトを通じ30人のアフガニスタン人政府職員に対する大学院での学位取得を推進した。卒業生にはアフガニスタン政府の工学システム開発機構長官やその他省庁幹部に昇進するものも出てきており、若手政府職員の能力向上を通じ、政府の自立と、日本との関係強化に貢献している。また、バングラデシュやネパール等とともに、行政を担う人材育成を行う「人材育成奨学計画（JDS）」（無償資金協力）をモルディブでも開始した。2021年度の来日受け入れに向けて選考プロセスを進めている。これにより南アジア地域のJDS事業は6か国、年間約100人を受け入れていくこととなる。さらに、各国において日本の開発経験を学ぶ機会を広めるべく、講座開催拠点となる現地大学の特定等の検討を開始する等、南アジア地域内の親日・知日派グループの形成に貢献している。

## エ) 地球規模課題への対応

- ▶ **新型コロナ対応としての緊急財政支援の供与**：南アジア地域では、各国毎の喫緊のニーズに応えるべく迅速な案件形成や既往案件内での対応を行った。インドでは「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」により、新型コロナへの緊急体制整備のみならず、感染症病院新設や遠隔診療を含むデジタル診療の推進等、中長期的な感染症対策体制強化に向けた緊急財政支援を実施した。バングラデシュとモルディブに対しては、新型コロナ拡大に伴う政府の緊急支出を支援するため、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」（円借款）を実施し、経済対策や医療施設・資機材の拡充、社会保障の拡充に貢献した。また、8か国において（既往の案件の枠組みを柔軟に活用して）防疫用資機材や検査用資機材等の迅速な供与・啓発活動や、現地の NGO と連携した迅速な支援を促進すべく、Community Empowerment Programme (CEP) を開始したほか、井上きみどり氏の手洗い漫画を6か国で現地語翻訳を進め、手洗い活動も推進した。例えば、ブータンでは、CEP を通じて DV 被害女性等社会的脆弱層、医療従事者、学校等を対象に新型コロナウイルス感染症対策のための資材供与、啓発活動を実施した。
- **保健**：インドでは、地方部に最高水準の公的医療機関及び医科大学を設立するとともに、病院運営や人材育成体制強化等を図ることで、貧困層向けの高度医療を含む医療アクセス向上、不足する医療従事者育成の強化、脆弱な地域医療体制の補完等の支援を目的に、「全インド医科大学マドゥライ校整備事業」（円借款）の L/A を調印したほか、非感染症疾患対策に係る体制強化に向けた案件形成等も行った。その他、遠隔地方での公共医療体制の強化を目的とした「アッサム州保健システム強化事業」（円借款）の形成にも取り組んだ。スリランカでは、南アジア随一のスピードで進む高齢化の対策を検討するための情報収集・確認調査を実施し、2021年2月に日本企業向けオンラインセミナーを実施した。
- **防災**：ネパールにおいては、2015年の震災からの住宅及び学校の復興支援を着実に進めた。特に住宅再建の支援に関しては、よりよい復興（Build Back Better）の概念を普及させながらコミュニティに根差した住宅再建を資金及び技術の両面から支援することで、他ドナーの対象地域では住宅復興が遅延する中、機構の対象地域では約9割の住宅が完工した。12月には完工式典が開催され、機構の復興モデルはネパール政府等から高く評価されている。加えて、カトマンズ首都圏を対象とした、防災行政能力強化と建築物の管理強化に係る新規案件の立ち上げを準備した。さらに、南部タライ平野の洪水対策強化を目的に「数値標高モデル及びオルソ画像整備計画」（無償資金協力）を開始した。スリランカでは、防災の主流化を通じて災害リスクを削減することを一つの目的とした「仙台防災枠組」に基づく支援として「流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。インドにおいては、「持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において斜面对策等のガイドラインの策定支援を行っている。同プロジェクトでは西ベンガル州（国道717号線）やシッキム州（国道10号線）の山岳道路を対象にパイロット事業を実施し、詳細計画の策定支援や災害種（崩落、地滑り等）の斜面对策にかかる助言等の支援を行うなど、防災にも資する協力となっている。また、「ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト」（技術協力プロジェクト）においては、山岳部（斜面）の土砂災害を防止する治山工事に係る技術支援等を行っており、これら支援を通じ、同国の山岳災害に対する体制強化に貢献している。

### ③ 戦略的な取組及び成果

- ・ **自治体・民間企業との連携**：モルディブでは、自然環境や地理的条件が類似する沖縄県の産官学の知見・技術をいかし、同国の環境分野の課題（水不足、廃棄物管理、サンゴ礁の劣化・減少）の解決に貢献するための調査を実施した。バングラデシュでは、現地で操業する日本の検品企業と連携し、同国国内で医療用ガウンを生産する仕組みづくりを支援、WHO規格に適合したガウンを製作するための品質管理システムを提案した。これにより、保健医療従事者を守る防護服を自国内で安価に生産可能となり、縫製工場に勤務する労働者の雇用の保護にも貢献した。
- ・ **外国人材受入拡充・共生社会構築**：バングラデシュ「日本市場をターゲットとしたICT人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、同プロジェクトの人材育成プログラムのパイロット事業として現地でのICTエンジニア向け研修（B-JET Program）を開講し、コロナ禍においても遠隔授業を取り入れることで全8期の研修を実施した。最終的に280人が受講し265人が修了した。このうち、2021年3月末時点で259人の就職が内定しており、うち186人が日本のIT企業より内定を得ている。また、北海道などのその他の地方都市においてもB-JET生の採用が進捗し、札幌市では2020年10月にバングラデシュ人ICT人材の雇用に係るセミナーが開催されるなど、バングラデシュ人の就業機会の創出と、地域活性化や労働力不足等の日本の地方部が抱える課題解決の両面に大きく貢献した。インド、ネパールでは、日本からの還流人材の活用に向けた調査を開始した。
- ・ **ドナーとの連携**：インドでは、新型コロナ対策として、保健分野の緊急財政支援及び社会保護分野の財政支援を実施するに際し、同分野支援を実施する世銀、ADB、復興金融公庫（KfW：Kreditanstalt für Wiederaufbau）、AFD、新開発銀行（NDB：New Development Bank）等の各ドナーと連携した。特に、社会保護分野支援である「社会保護のための新型コロナウイルス感染症危機対応支援借款」においては、ポリシーマトリックスを共有する形で世界銀行、KfW、AFD等と協調融資を行うとともに、モニタリングにおいては協調融資先に加え、ADBとも連携する体制を構築した。アフガニスタンでは、機構が出資する「アジアインフラパートナーシップ信託基金“Leading Asia’s Private Infrastructure Fund”（LEAP）」を活用し、ADBがアフガニスタンにおけるガス火力発電事業への融資契約に調印し、無償資金協力では、感染症対策、衛生、農村開発、空港インフラにおいて、UNICEF、WHO、UNDP、国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS：United Nations Office for Project Services）と計5件、45億円の国際機関連携無償案件の贈与契約（G/A）に署名した。パキスタンでは、「バロチスタン農業普及員能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、FAOと連携しバロチスタン州のサバクトビバッタ被害を受けた小規模農家の生計向上を支援し、人々の食糧安全保障の確保に貢献した。

### ④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ 当該地域は民主主義が定着しつつあるも、政権交代に伴う政情不安や国際場裏における複雑な国家間関係等をかかえており、政権交代による方針転換等に留意が求められる。
- ・ 対外債務問題・財政赤字等の課題を抱えるなか、新型コロナの影響により多大な財政出動を余儀なくされている国が多くを占め、マクロ経済状況及び雇用・失業やそれに付随する社会動揺等への注視が必要であり、相手国のオーナーシップを尊重しつつ、マクロ経済の回復・安定に資する支援を検討していく。
- ・ 当該地域では、上述の複雑な国家間関係等に由来して東南アジアに比べ域内連結性のハードルが



高く、ワクチンの円滑な輸送等新型コロナ対策を実行する観点からも連結性向上のためのハード・ソフト両面での支援領域の検討が不可欠であり、域内及び隣接地域との連結性向上の視点を持ち他ドナーとも協調の上、政策改善提言や案件形成・実施等に取り組む。

### No.5-3 東・中央アジア、コーカサス

東・中央アジア、コーカサス地域は、市場経済に移行した旧社会主義国が多く、地政学的にもロシア、中国に隣接し重要な位置にあることから、当該地域が開かれ、長期的にも安定し持続可能な発展を続けることが求められている。こうした状況を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成を重点領域として支援している。2020年度はこの地域でも新型コロナの影響を受け、年度途中では健康被害にも増して相対的に深刻な様相を見せた経済被害に財政支援等で迅速に対応し、併せて今後の保健医療分野の強化に備えるべく体制を整えた。

#### ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- **中央アジア5か国を対象とした初の国際機関連携無償供与**：地域別公約に関しては、日本政府の「中央アジア+日本」対話における地域共通テーマへの対応として、越境協力推進によるバッタ被害低減のため、初めて中央アジア5か国全て（及びアフガニスタン）を対象とした国際機関連携無償「第二次バッタ管理対策改善計画」のG/Aを締結した。本無償事業は、各国における食糧安全保障と貧困削減に直結すると共に、国を跨いだ連携体制構築が求められることから「中央アジア+日本」対話が目指す地域連結性強化を象徴する事業であり、特に2020年上半期には世界的にバッタが大量発生したことから、時宜に合った協力となった。

#### ② 重点領域への支援

- ・ **ガバナンスの強化**：機構の支援にて2019年にモンゴルの税法が国際基準に沿って大幅に改正されたことを踏まえ、改正税法に則った税務行政の適正な運営を図ることを目的とした「国税庁改正税法執行能力強化支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始し、モンゴルの安定した経済成長の実現と、日本企業をはじめとする外資がより進出しやすいビジネス環境整備を支援した。
- ・ **産業の多角化**：モンゴルで実施中の「農牧業バリューチェーンマスタープランプロジェクト」（技術協力プロジェクト）に加え、同国農牧業セクターの発展を支援するため新たに3件の技術協力を開始した。また、観光産業の振興を目指した協力の検討・調査も開始した。キルギス及びタジキスタンでは、中小企業金融支援の検討に向けた情報収集・確認調査を開始した。さらに、ウズベキスタンの経済成長を牽引する園芸作物分野における高い資金ニーズに対応した「園芸作物バリューチェーン強化事業」（円借款）では、新型コロナの影響による、現地園芸作物事業者の深刻な資金繰り問題の解決に向けて迅速に貸付実行を進めるため、事務所、実施機関、及び実施機関が世界銀行の融資で雇用していたコンサルタントの三者で協力し、事業開始の準備（オペレーショナルガイドラインとPFI選定）を迅速に行い、着実に貸付を実施した（2021年3月時点で借款額の84%を貸付実行済）。同取組・成果に対し、ウズベキスタン副首相より地方の雇用創出に大きく貢献している点を含め高く評価されている。
- ・ **インフラ整備**：「モンゴル国家総合開発計画策定支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）にて、モンゴル政府が掲げている国家戦略「モンゴルの持続的な開発ビジョン2030」達成のための

長期の総合的な開発方針及び空間計画を含む国家総合開発計画案の策定を支援し、第1次ドラフトが完成しモンゴル政府で確認が進められている。また、深刻化するウランバートル市の交通渋滞や環境問題の改善を図るための調査に着手した。中央アジア・コーカサスでは、アゼルバイジャンの電力セクターにおける基礎情報収集調査を開始した。キルギスの国際幹線道路円借款事業では、入札手続き遅延の解消のための案件監理を行った。

- ・ **人材育成**：親日家・知日家の若手行政官や技術分野の幹部人材等の育成に資するべく、留学生支援無償（JDS）及び「SDGs グローバルリーダーコース」等の開発大学院連携事業を進めた。

### ③ 戦略的な取組及び成果

- ・ 中国向け ODA 終了後のアセットの活用の1つとして、法整備支援によって築かれたネットワークを活用した、法律分野における日中間の人材交流の実施に向けた検討を進めた。
- ・ モンゴル政府に対して新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款を供与し、モンゴル全土での公衆衛生対策や経済対策、社会保障の拡充等の緊急対応を支援することで、社会経済的影響を緩和・抑制することに貢献した。また、ウズベキスタンに対する新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款及び一般財政支援を迅速に進め、同国の危機対応に協力した。ウズベキスタン、タジキスタン、キルギスでは、既往技術協力やフォローアップ協力を活用し、防護・防疫・治療用資機材の供与及び水道水消毒用の塩素供与による迅速な緊急支援を行った。
- ・ 中央アジア地域における効果的な研修事業の在り方を検討するべく、ウズベキスタン及びタジキスタンを対象とし、院内感染予防をテーマとした遠隔での研修実施モデル形成のための情報収集・確認調査を開始した。
- ・ 保健医療セクター全般に対しては、キルギス国別分析ペーパー（JICA Country Analysis Paper：JCAP）改訂による保健セクター最重点化を踏まえ、技術協力プロジェクト及び無償資金協力の案件形成、ウズベキスタンの保健医療サービス強化に向けた円借款事業の協力準備調査を実施した。

### ④ 事業上の課題及び対応方針

資金協力により整備されたインフラや供与機材の効果的な保守運用・維持管理のため、本邦研修による人材育成や技術協力による体制支援を実施してきているが、更に持続可能性を高めるため、先方政府の予算・体制面での措置導入など自立性の向上に向けたアドボカシーや助言を引き続き継続していく必要がある。

## No.5-4 中南米、カリブ

中南米・カリブ地域は、一定の経済発展を遂げた中進国及び卒業移行国が過半数を占める一方、気候変動や自然災害等への脆弱性や、貧富の深刻な格差等の課題を抱えている。また新型コロナの影響を深刻に受けた地域の一つである。こうした状況を踏まえ、当該地域に対しては、資金協力や技術協力のより一層の戦略的な活用の推進、同地域の安定した経済成長に主眼を置き支援した。具体的には、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備（経済的連結性強化）、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等（価値と知恵の連結性強化）を重点領域として支援した。

### ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- **COREの拡大による IDB との更なる連携深化**：パリ協定に基づく各国の気候変動対策に向けた

取組を支援すべく、機構と IDB の「再生可能エネルギー及び省エネルギー分野における協調融資枠組」の下で、ドミニカ共和国、パラグアイ、エクアドルにおける案件形成を進めた。パラグアイでは、上記枠組みで初めてとなる水・衛生分野における IDB との協調融資案件の融資契約に調印し、同国における安全で安定した水の供給及び生活環境の改善を支援した。また、2019 年度より日本政府と連携して IDB との政策対話を重ね、前述の協調融資枠組を米州開発銀行グループ全体との「(中南米・カリブ地域の) 経済復興及び社会包摂協力 (Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion)」(以下、「新 CORE」という。) への CORE の拡大について合意した。日本政府も信託基金を新 CORE と支援対象を揃え、日本信託基金は全面的に機構と IDB の連携深化に貢献するものと位置付けられた。新 CORE は円借款協調融資の対象分野を質高インフラ全般、自然災害に対する強じん性、国際保健 (パンデミック・UHC 等) に拡大、プログラム・ローンに協調融資ツールとして追加し、期間を 5 年間延長した。また、民間連携では IDB グループの民間部門である IDB Invest 及び IDB Lab とも協調を深めることとし、海外投融資も連携援助手法に位置付けた。そのなかでも、ドミニカ共和国に対して、今次新 CORE の合意を先取りし、中南米地域で初となる新型コロナ対応のための財政支援借款を IDB との協調融資で実施に向けて供与の準備を行うなど新 CORE に係る日本政府及び機構の対話を受けた新たな分野での連携が実現した。

- ・ **連結性の強化**：エルサルバドルでは、円借款によって建設された「ラ・ユニオン港」の活性化のための調査を実施するとともに、中米全土を横断するパンアメリカンハイウェイの一部を構成する国道 1 号線の円滑な交通を確保するために実施中の「サンミゲルバイパス建設事業」(円借款) の追加支援に係る検討を進めた。また、ホンジュラスでも同じく国道 1 号線上の老朽化した橋梁を架け替えるための「国道一号线橋梁架け替え計画」(無償資金協力) の協力準備調査を実施し、連結性強化の取組を支援した。さらに、中米地域の内外との連結性強化に向けた取組を促進すべく実施中の「地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト) では、食糧の流通に対する新型コロナの影響等の追加調査も実施した。
- ・ **中米統合機構 (SICA) を通じた地域協力**：物流・ロジスティクス分野では、中米地域の物流ロジスティクス M/P 策定のため開発計画調査型技術協力プロジェクトを実施している。2020 年度はコロナ禍で現地調査が延期されたものの、係る状況下で可能な追加調査 (コロナ禍後の国境交通への影響及び食糧安全保障の調査) を行い、同調査結果は SICA の中米運輸交通大臣審議会 (COMITRAN) 及び中米経済統合一般条約常設事務局 (SIECA) から高い評価を得た。生態系湿地保全の分野では、2019 年 3 月より開始した技術協力プロジェクトを継続し、主に域内におけるパイロットプロジェクト案の作成を進めた。ジェンダー分野では、個別専門家「SICA ジェンダー政策策定・実施モニタリング・評価能力体制強化アドバイザー」の派遣開始に向けた調整を行った。また、これまでの地域協力を踏まえて対 SICA 協力重点分野に係る合意形成や、SICA-JICA 地域協力 5 ヶ年計画 (2021-2025) の策定を進めるための個別専門家「SICA 地域協力アドバイザー」や、中米農牧大臣会合 (CAC) 及び加盟各国との連携を通じて、農業・農村開発分野における機構の協力の戦略的活用を支援するための個別専門家「SICA 農業・農村開発アドバイザー」が採択され、今後の更なる取組の促進に資する体制構築を進めた。
- ・ **カリコム諸国**：2014 年の日本政府及びカリブ 9 か国間での合意事項である「日・カリコム共同閣僚声明」に基づき、「小島嶼国特有の脆弱性」を克服するための支援を進めるべく、カリコム (カリブ共同体) を構成する各国の共通課題に対する取組を多国間協力として進めた。具体的には、

環境分野でカリコム加盟国 14 か国を対象とした海洋プラスチックごみの情報収集・確認調査を実施し、技術協力案件の形成に繋がるとともに、各国のプラスチックの排出量や廃棄物管理に係る政策・取組等の情報を各国に共有し、これを受けてカリブ地域 5 か国を対象とした同分野の新規技術協力案件が形成・採択された。加えて、新型コロナ対策に向けた技術協力プロジェクトに関し、カリブ公衆衛生機関（CARPHA：The Caribbean Public Health Agency）との初の連携による案件を形成した。

- ・ **南南協力・三角協力**：第 2 回国連南南協力ハイレベル会合（BAPA + 40）の結果を踏まえ、中南米地域での三角協力や域内先進国のドナー化に向けた協力をコロナ禍においても引き続き積極的に展開した。具体的には、個別専門家を通じた日本メキシコパートナーシップ（JMPP）の戦略性向上に係る活動に着手し、第三国研修についてはオンラインツールを活用した遠隔研修を複数実施した。パナマ「エコシステムベースの参加型流域管理」やメキシコ「中米経済統合のための地域物流ロジスティクスに関する能力開発」では、定員を大幅に超える数の応募があり、遠隔研修である一方で効果的に研修を実施したほか、「生活改善」分野の課題別研修の在外補完研修もパナマにて実施した。アルゼンチンに対する「グローバル・カイゼン・ネットワーク展開プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、2 か月に 1 回の頻度でオンラインセミナー形式によるネットワーキング勉強会が開催され、各国からの積極的な参加を得た。また、域内では帰国研修員同窓会が主体となり、帰国研修員が日本での学びを共有するオンラインセミナーを開催するなど、帰国研修員同窓会のネットワークを活用して新たな形での域内協力が発展した。さらに、中南米諸国を対象とする第三国研修を保健医療、環境管理、地熱開発、自然環境保全等の分野でコスタリカ、ニカラグア、アルゼンチン、ペルー、ウルグアイで複数形成・採択された。加えて、これまで防災分野で優良事例とされ、5,000 人を越える中南米防災人材の育成を図ったチリと日本の戦略的パートナーシップの下で実施された「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」は、同成果を踏まえ、中南米に加えカリブ諸国を対象とする後継案件が要請され、中南米域内の防災人材の育成により一層貢献するための準備を進めた。その他、ブラジル国際協力庁や国連南南協力室（UNOSSC：United Nations Office for South-South Cooperation）との協働による、ブラジルを拠点とする第三国研修「南南・三角協力マネジメント能力強化フェーズ 2」の 2021 年度の開始に向けて準備を行った。
- ・ **質の高いインフラ原則（インフラ・ガバナンス）**：南米 3 か国（ペルー・パラグアイ・コロンビア）の都市交通分野において、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の理念に照らしインフラ・ガバナンスに関連する政策・制度を分析・評価し、各国が抱える課題や特性、同原則の導入に係る阻害要因等の調査を開始した。また、エクアドルの電力分野においても、同原則に照らしたインフラ・ガバナンス、環境社会配慮、自然災害への強じん性等の促進に係る調査を開始した。
- ・ **ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）**：中南米・カリブ地域 12 か国を対象に、UHC 達成に向けた保健医療政策・保健医療サービス、財政政策の在り方に係る調査を開始し、各国の概況が取りまとめられた。
- ・ **海洋プラスチックごみ対策**：ブラジルでは、オンライン協議を駆使し、「サンパウロ州沿岸部衛生・環境改善事業協力準備調査」を開始した。同調査と並行して、G20 大阪サミットで合意された「海洋プラスチックごみ対策実施枠組み」を念頭に、同州での海洋プラスチックごみ対策への取組についてもサンパウロ州と協議を開始した。加えて、カリブ地域でも海洋プラスチックごみ対策に関する情報収集・確認調査を実施し、案件形成・採択に繋がった。

## ② 重点領域への支援

### ア) 保健医療分野

- **コロナ専門病院の建設**：エルサルバドルでは2016年にL/A調印済の「災害復旧スタンド・バイ借款<sup>92)</sup>」の資金が感染症対策に適用された。2020年3月に承諾額全額を極めて迅速に貸付実行し、中米最大規模の病床を有する新型コロナウイルス感染症専門病院の整備が行われた。貸付実行時にはブケレ大統領から安倍首相（当時）宛に感謝の意を示す書簡が送付され、また、その時宜に合った支援は9月に行われた国連総会の同国ブケレ大統領の演説において、エルサルバドルにおける新型コロナ対策支援として二国間協力の有効性を示す事例として日本の協力について「日本国政府及び同国国民の協力がなければ、地域で最大かつ、新型コロナウイルス対策として最も近代的な病院を建設することは出来なかった。日本政府及び同国国民に対し、心より感謝する。日本は世界の例とすべき社会である。」と言及、謝辞が述べられた。
- ・ ドミニカ共和国では、新型コロナ感染拡大によって生じた同国の財政収支の不均衡解消を目的として、中南米・カリブ地域では初となる財政支援借款（2億米ドル）が事前通報され、供与の準備を行った。協調融資先であるIDBが作成した政策マトリクスを活用しつつも、機構が実施中の技術プロジェクトが貢献できるような政策アクションを追加した機構独自の政策マトリクスをドミニカ共和国政府と合意する等、機構による協力の色が出せるような工夫を行った。
- ・ 中南米・カリブ地域各国において、現在実施中の事業及びフォローアップ協力の枠組みを活用し、新型コロナの予防等を目的とした各案件実施機関への資機材の供与を実施した。
- ・ ブラジルでは、「ブラジルおよび日本における薬剤耐性を含む真菌感染症診断に係わる研究およびリファレンス協力体制強化プロジェクト」（SATREPS）を通じ、新型コロナ対策の取組として、両国関係機関で症例会議を実施した。また、産官学連携により、新型コロナウイルス検出試薬の性能評価試験を実施した。さらに、ブラジル型変異種による急速な感染再拡大による医療崩壊危機に対し、帰国研修員ネットワークを活用した医療現場への人工呼吸器等の協力を実施したほか、医薬品協力の可能性検討を行った。
- ・ ボリビアでは、「地域保健システム向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のフォローアップ協力として同案件実施機関に対して感染症予防対策等に係る研修を行った。また、新たに、新型コロナ感染症拡大下におけるサンタクルス県の医療サービスへの需要及びその供給体制に係る調査を実施した。さらに、保健医療分野への取組として2020年度定期要望調査にて「救急産科ケアリファラルシステム強化プロジェクト」が採択された。
- ・ メキシコでは「メキシコの新型コロナウイルスの感染拡大を受けて直面している学校や家庭における子供たちへの心のケア」と題してオンラインセミナーを実施し、メキシコ及び中南米域内の学校教員、教育・防災を所管する公的機関職員、NGO職員など約7,000人が参加した。
- ・ 更に「中米・カリブ地域 With / Post COVID-19 社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査」を通じ、新型コロナの影響を受けた同地域の中長期的な開発シナリオの策定にも着手した。また、米シンクタンク（Inter-American Dialogue）主催のオンラインセミナーなどの機会を活用し、機構のコロナ禍での援助動向に加え、人間の安全保障、UHC、質高インフラ、防災等の

<sup>92)</sup> 災害復旧スタンド・バイ借款とは災害の発生が予想される開発途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際に迅速に資金を支出する有償資金協力援助手法のひとつであり、エルサルバドルにおいては同国の国家非常事態宣言発令時の同国政府による貸付実行申請に基づき、災害発生時の復旧を用途目的とした貸付実行を行ったもの。本事業については、貸付実行の条件とされていた「自然災害に起因する国家非常事態宣言」の「自然災害」に新型コロナウイルスが該当すると極めて迅速に判断し貸付実行を行った。

重要性等について発信した。

## イ) 気候変動対策

- IDB とともに、主にドミニカ共和国、パラグアイで省エネルギーの促進を通じた気候変動の緩和に資する円借款事業の案件形成に取り組んだ。また、IDB とともに、エクアドル、パラグアイ、コスタリカ、ホンジュラス、ジャマイカでも、既往円借款事業の案件実施促進を図った。
- **民間連携事業を通じた本邦民間企業の取組による省エネ基準改正の実現**：ブラジルでは、同国における環境に配慮した持続可能なエネルギー社会の実現に向けた取組の一環として、エアコンメーカーであるダイキン工業(株)が民間連携事業を活用し、同国で販売される空調機向けの省エネ基準の改正に寄与した（2020年7月）。これにより、空調機の性能評価基準、省エネラベリング制度の改善が図られ、環境性能の高い日本製品のマーケットシェアが高まることが期待される。これは同国において日本の民間企業の取組により規制制度の改訂に至った初めての事例となった。また、「北東部クリーン電化事業」（海外投融資）のL/Aを調印し、Companhia de Eletricidade do Estado da Bahiaによるブラジル北東部地域の電力系統未接続地域における送配電網整備を支援することで、再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー化の推進に寄与した。
- パラグアイでは、IDBとの協調融資案件として、首都圏へ安定的かつ効率的な電力供給を図る基幹送電線の建設及び、公共施設の省エネ促進のための設備導入を行う「国家電力システム効率改善事業（ANDE）」（円借款）の案件形成を進めた。
- エクアドルでは、インバブラ県における同国初の地熱発電所建設のF/S等に係る調査井掘削やエンジニアリング・サービスを対象とした「チャチンビロ地熱開発事業（フェーズI）」（円借款）の案件形成を進めた。また、人類にとって貴重な世界遺産であるガラパゴス諸島について、エクアドル政府が掲げる「ガラパゴス化石燃料ゼロ政策」を支援するため、「ガラパゴス諸島化石燃料ゼロに向けたロードマップ支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を形成した。
- ペルーでは、同国における地熱開発を推進するための「地熱資源評価能力強化支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。ウルグアイでは、水素エネルギーの利用を促進するために必要な政策・計画立案支援を目的とし「水素エネルギー利用の推進」（国別研修）を形成した。
- パナマでは、「パナマ首都圏都市交通3号線整備事業（第一期）」（円借款）に対して有償勘定による技術支援を実施することで案件実施促進を支援し、2020年10月に本体契約が締結され、日本メーカーのモノレールが同路線に導入されることが正式決定した。2021年2月に着工式が行われた。

## ウ) 防災分野

- 防災分野の三角協力の拠点であるチリより、2019年に終了した「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の成果を踏まえ、中南米に加えカリブ諸国を対象とする後継案件が要請され、中南米域内の防災人材の育成により一層貢献するため、コンテンツの整理を含む準備を進めた。
- 日本の協力により、ペルーにおいて中南米地域で初めて緊急警報システムが導入された知見、経験を共有するため、中南米域内を対象とする「地上デジタル放送及び緊急警報放送システム（EWBS）：活用及び経験」（国際遠隔研修）を実施した。
- 環太平洋火山帯に位置し、地震や津波のリスクが高いコロンビア、エクアドルの両国に対しては、「地震・津波・火山災害の軽減技術に関する研究開発プロジェクト」、「地震と津波に強い街づくりプロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）をそれぞれ実施し、両国の防災関係機関の

能力強化を推進した。

- ・ 2019年度までニカラグアで実施された「中米津波警報センター能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)の取組の深化を念頭に、エルサルバドルで採択された「地震・津波情報の分析能力強化」や「首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」(いずれも技術協力プロジェクト)の開始準備を進めた。
- ・ 2007年から2012年のフェーズ1に続き実施した「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2」(技術協力プロジェクト)の協力完了にあたり、中米各国の政府によりコミュニティ防災の普及が継続的に進められるよう、中米統合機構(SICA)傘下の中米防災センター(CEPREDENAC)による調整のもと、終了セミナーを開催し、高い評価を受けるとともに各国の自助努力による継続が約束された。
- ・ 災害に強じんな都市づくりをテーマに、IDBとオンラインセミナーを共催し、日本(仙台市)及び機構が支援した東南アジアの都市の経験を中南米・カリブ地域に共有するとともに、同地域からも2都市(コンセプション市(チリ)、マニサレス市(コロンビア))の防災の経験を共有し、相互の学びを促進した。
- ・ ハリケーン「イータ」及び「イオタ」の被災地(グアテマラ・ホンジュラス・ニカラグア・コロンビア)に対しては、緊急援助物資を供与した。

## エ) 都市環境問題

- ・ 上水道の普及率が78%、下水道の普及率が11%に留まるパラグアイにおいて、安全で効率的な上下水道サービスの提供及び生活環境の改善を目的に、人口第二の都市圏であるシウダ・デル・エステ都市圏で、上下水道整備を行う円借款案件のL/Aに調印した。
- ・ ペルーでは、リマ首都圏において公共交通志向型開発(Transit Oriented Development : TOD)を取り入れた都市計画を推進するため「TOD能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を形成した。
- ・ コロンビアとは在京コロンビア大使館及びコロンビアへの投資促進を促すProBogotaと連携し、都市交通システムにおける新型コロナ対策に係る日本とコロンビアの経験と課題と題したセミナーを開催し、日本の都市交通における新型コロナ対策を紹介した。
- ・ ニカラグアでは、水銀調査・分析に関し、2003年以降の日本の研究機関による指導及び2017年以降の技術協力の成果として、実施機関で蓄積・発展した技術や経験を他国へ普及する、第三国研修「水銀分析能力強化」を形成した。

## オ) 格差是正

- ・ ホンジュラスでは、条件付き現金給付を受給している貧困世帯を対象に受給した現金の貯金及び有効活用を核とした事業形態を確立した「金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)の成果を拡大し、また民間銀行の参加をより強化すべく、「地域に根差した金融包摂推進を通じた貧困削減プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を形成した。また、こうした格差是正に係る取組を始め、住民が必要とする取組が地域の開発計画に反映され、実施されるためのプロセスを強化すべく「SDGs・ホンジュラス国家アジェンダ2030に資する地域開発計画マネジメント体制構築支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)が採択された。
- ・ アルゼンチンにおける「中南米における民間企業の生産性向上拠点化支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、中南米諸国の中小零細企業の窮状、これに対する各国関係機関の取組、

ネットワークとしての共同の取組の可能性などについて定期的にセミナーを行った。

- ・ ベネズエラ移民・難民状況に対し、最も多く 140 万人が避難したと言われるコロンビアでのベネズエラ難民を取り巻く状況、また、その難民を受け入れる各都市のインフラニーズ等について調査し、7月に調査が完了した。8月には調査結果に係るオンライン報告会を開催し、IDB や日本政府関係者等から注目を集める調査となった。

### ③ 日系社会との連携強化

- **コロナ禍の日系団体に対する迅速な支援の拡充及び実施**：コロナ禍において行動が制限されるなかで困難な状況におかれた各国日系団体の活動に寄り添うため、機構中南米部長及び各在外拠点長の連名で各国日系団体に対する激励レターを発信した。また、理事長とブラジルの日系病院とのオンライン会議を通じて現地の状況とニーズ把握を進めた。さらに、これら日系団体のニーズ及び日本政府の要請に応えるために、関係省庁と調整の上、2021年度までの日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討・実施の上、申請受付を開始した（30件を新たに交付決定した）。
- ・ **民間企業や自治体等との連携強化**：中南米日系社会との連携強化を目的とした戦略的取組として、機構の国内拠点を中心に連携パートナーの発掘に精力的に取り組んだ。2020年度は日本の中小企業の現地日系社会への調査団派遣に代わり、ボリビアのサンタクルス輸出業商工会議所（CADEX）が開催する「第一回 輸出・ロジスティック・投資に係る国際バーチャル・フェア 2020 ー再び成長するために」に、過去計9回の調査団に参加した企業など国内企業19社が参加した。また、過去の調査団参加企業のうち、9社から中小企業海外展開支援事業及び民間技術普及促進事業に応募があり、うち1件が採択された。日本企業が、移住先国で活躍する日系人をパートナーとして連携することで、移住先国の開発課題解決に貢献するとともに、中南米地域でのビジネス展開を実現していくことが期待されている。このほか、国内拠点が自治体や商工会議所と中南米に関するセミナー（沖縄県と沖縄センター、兵庫県と関西センター）を実施した際に、日系社会連携についても紹介し、連携の強化を図った。
- ・ **海外移住資料館のネットワーク強化を通じた広報・啓発**：2002年に開設した海外移住資料館では、総合学習として来館する児童・生徒に対する教育プログラム、企画展示「くまモンと学ぼう！熊本移民の歴史と活躍」、オンライン講演会「世界遺産都市リマの隠れた名所 日本人ペルー移住資料館“平岡千代照”」等を実施した。また、移住関連資料の収集・保管及び日系資料館連絡協議会参加による海外の世界各地にある日系資料館との情報交換と連携を進め、11月にはブラジル日本移民資料館がホストとなって開催し、7か国の資料館が参加した「第1回日本移民資料館国際シンポジウム」を支援し、オンライン参加した。また第2回 JICA 海外移住懸賞論文「日本人の中南米への移住」を公募し、国内外の移住研究者との連携も深めた。

### ④ 戦略的な取組及び成果

- ・ **世界銀行・IDB との連携**：世銀とは11月に中南米・カリブ地域では初となるハイレベル対話（Deep Dive）を開催した。IDB とは初のオンライン定期協議会を開催するとともに、両機関との域内連携の具体的方策、課題などを共有し、方針のすり合わせを行った。
- ・ **戦略的な人材育成の強化**：エルサルバドルにおいて、政策に関与する人材の育成を戦略的に進めるべく、中南米では初めて「人材育成奨学計画」（無償資金協力）（JDS）が採択された。また、同協力援助手法の発足当時は旧共産圏の市場経済移行に貢献したことに鑑み、キューバの人材育



成への活用なども視野に「キューバ共和国経済改革に向けた人材育成ニーズに係る情報収集・確認調査」を開始した。

- ・ **民間セクター開発**：2019年度に実施した「中南米日系社会との連携調査」や「中南米フードバリューチェーン調査」などをきっかけとし、中小企業・SDGs ビジネス支援事業にて8件が採択され、現在6件が審査中である。また、民間連携や既存の開発メニューと相乗効果を生み出しうる南米地域での民間連携について、国内スタートアップとの開発事業における連携可能性に関する「中南米・カリブ地域スタートアップ企業連携に係る情報収集・確認調査」及び、対象国公共事業に対する民間資本動員に関する「南米地域におけるソーシャル・インパクト・ボンドにかかる情報収集・確認調査」を開始した。いずれも IDB Lab と協調の上で調査を進め、これらに基づいて民間資本を活用した新規開発事業組成に関する可能性を検討するものである。
- ・ **JICA チェアに関する取組**：「日本の近代化を知る7章」のDVD（日本語、英語、スペイン語及びポルトガル語）を、JICA チェアの取組を促進するために域内の全海外拠点に配布するとともに、中南米諸国の駐日公館にも送付した。日本財団の図書寄贈プログラムも各拠点を通じて関心を有する大学に応募を勧奨し、結果としてエルサルバドル、ボリビアの大学が採択された。ブラジルではサンパウロ大学法学部における日本開発研究講座「フジタ・ニノミヤチェア」として開設済みであり、7月～8月に明治大学と共催でオンライン短期講座を実施し約280人が参加した。域内のほぼ全ての拠点において、JICA チェア「短期集中講義」事業、あるいは「日本研究講座設置」事業の可能性を検討すべく各国の大学と協議を進め、ペルーでは、10月にサンマルコス大学で「日本の近代化7章 web 講義・第4章」を実施し、参加者1,500人に上る盛況であった。ベリーズでは3月19日にベリーズ大学、チリでは3月25日にサンチアゴ大学でのオンライン講座を実施した。こうした動きに対応して、JICA チェアの設置促進、設置後の講座維持の人的リソースを把握することを目的に、22の海外拠点において、日本及び日本を含めた東アジア研究を行っている教員・研究者に係る情報収集・確認調査を実施した。

## ⑤ 事業上の課題及び対応方針

- ・ 開発効果の高い案件形成・実施に向けて、日本の技術の効果的な活用を推進したい一方、中南米・カリブ地域は、その地理的な特質や言語の壁を受け、アジアと比較して日本企業の進出が限定的である。このため、2021年度も海外拠点からの情報発信、日系社会と日本の民間セクターとの連携促進等に精力的に取り組む。
- ・ 2019年度に続き、中南米諸国では所得格差に端を発した社会・政情不安が起きている。その上で新型コロナが甚大な社会的インパクトを及ぼしており、この状態は機構事業の進捗にも影響を与えている。予断を許さない状況が続くなか、機構関係者の安全を第一に考え、海外拠点をはじめ関係機関との強固な連携の下、情報交換・意見交換を継続しつつ、2021年度も効果的な開発事業を継続する。

### No.5-5 アフリカ

TICAD 7の「横浜宣言 2019」に基づき、特に、「TICAD 7における日本の取組」として打ち出された「経済」、「社会」、「平和と安定」の3本柱に沿った取組を実施した。「経済」開発分野では、ABE イニシアティブ 3.0等の産業人材の育成、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」を含む連結性強化に向けた質の高いインフラ投資、債務持続可能性の確保、産業の多角化及びアフリカビジネス

協議会等への貢献を通じたビジネス推進等に取り組んだ。「社会」開発分野では、基礎医療アクセスの改善等を通じた UHC 拡大、みんなの学校及び理数科教育の拡充等を通じた質の高い教育の提供、廃棄物管理の強化を含む持続可能な都市づくり及びスポーツの普及等に取り組んだ。「平和と安定」分野では、治安維持等に係る人材育成等を通じた制度構築とガバナンス強化、紛争地域の安定化支援及び難民・避難民や受入コミュニティに対する支援等に取り組んだ。また、アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA) 等のアフリカ連合の「アジェンダ 2063」の重点項目やアフリカ域内の共通課題に対応する事業の実施、国際機関・二国間ドナー、国内外の民間企業、高等教育・研究機関等幅広いパートナーとの連携、及びアフリカ開発の課題と取組に係る国内外への発信に取り組んだ。新型コロナウイルス感染拡大への短期・緊急的な対応として、4 月以降、実施中の技術協力案件の活動の一環として、防護・防疫・検査・治療・研修・啓発用資機材の供与を実施した。さらに、中長期的な対応として、2 月より、ケニア、エチオピア、セネガル等 22 か国を対象とした「新型コロナウイルス感染拡大を受けたアフリカ地域保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査」を開始した。

#### ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献及び重点領域への支援

- ・ 2020 年度は、TICAD 7 (2019 年 8 月横浜) で発表された「TICAD 7 における日本の取組」(以下「日本の取組」) の 2 年度目に当たり、2019 年度に続いて、その実現・達成に向けて貢献した。

#### ア) 「経済」開発分野

- **コロナ禍における ABE イニシアティブ 3.0 の推進**：2020 年度は、コロナ禍により、研修員の日本受入に制約が生じたものの、ABE イニシアティブ 3.0 の第 2 期生として 50 人を日本に受け入れたほか、来日が困難な研修員のうち 36 人が各国より遠隔にて日本の大学に入学、授業を・受講した。また、新たな取組として、機構の長期研修員に加え、日本滞在中のアフリカ人留学生 (国費・私費留学生を含む) を対象とした「ビジネス・プログラム」をオンライン等で開催し、総計 204 人が ABE イニシアティブ 3.0 に参加した。また、例年は東京で開催している来日プログラムや企業交流会をオンラインで開催するなど、コロナ禍での困難な状況に柔軟に対応した。新たな取組として、また、ABE イニシアティブ研修員の人的ネットワークを強化する目的で、LinkedIn を使った ABE イニシアティブコミュニティを立ち上げ、定期的に機構の事業やビジネス情報について発信した (2020 年度末時点では、滞日中の研修員、帰国済みの研修員合わせて 400 人参加済)。
- **高専との協働によるイノベーション支援及び地方創生への貢献**：2019 年 4 月に開催の「KOSEN Open Innovation Challenge」への長岡ほか 5 校の国立工業高等専門学校に参加をきっかけとして、2019 年 10 月に長岡高専及び NPO 法人長岡産業活性化協会 (NAZE) と「JICA- 高専イノベーションプラットフォーム」の設置で合意、その後、北九州、佐世保、徳山の 3 校も同プラットフォームに参画した。2020 年度は、7 月に長岡高専と覚書を締結し、同校の授業の一環としてオープンイノベーションに関連する講義や審査会の開催、試作品製作を実施中である。この事業では、2019 年度の「KOSEN Open Innovation Challenge」にも参加したケニアのスタートアップ企業並びにジョモ・ケニヤッタ農工大学との協力のほか、長岡技術科学大学が試作品の製作支援を、長岡産業活性化協会がその実用化、製品化に向け協力しており、地域の高等教育・地場産業との産官学連携による地方創生、地方のイノベーション人材育成、リバーズ・イノベーションを通じた SDGs 達成に向けたエコシステム強化が見込まれる。さらに、8 月～9 月には長岡、北九州、佐世保、徳山の 4 高専が参加し、第 2 回「KOSEN Open Innovation Challenge」を開催、同コンテストでは、

ケニアのホテル等から出る有機ゴミをエサに飼育した昆虫の蛹を現地農家の飼料・肥料として販売・利用する事業や、新型コロナ対策・現地に進出している日本企業の課題解決などに取り組んだ。2021年度以降は参加校を増やし、3年後には全国の高専に展開されることを想定している。これらの試みは、地方創生、地方のイノベーション人材の育成、地方の産官学によるエコシステム形成に資するだけでなく、アフリカの開発課題解決への革新的な技術活用への潜在的なニーズと、高等専門学校が有する優れた技術力・応用力・発想力をマッチングし、開発モデルのイノベーションを継続的に生み出すエコシステムを構築しようとするものである。また、日本の高等教育及び地域経済振興、地方におけるSDGsの達成とSociety5.0の実現、内閣府が主導する「イノベーション戦略2020」の「知の国際展開」におけるニーズとシーズのマッチング・プラットフォームの実現にも資するものである。

- ・ **質の高いインフラ投資**：マラウイでは「リロングウェ市幹線道路改修計画」（無償資金協力）のG/A、ケニアでは「ナクル市及びその周辺並びにモンバサ市周辺配電設備整備計画」（無償資金協力）のG/Aを9月に締結、ベナンでは「コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画」（無償資金協力）のG/Aを2021年1月に締結した。都市交通マスタープランの策定・実施支援については、カンパラ都市開発M/P（ウガンダ）、キガリ市地形図作成・都市開発M/P（ルワンダ）、エチオピア都市開発計画策定能力強化等のプロジェクト実施に向けた詳細計画策定調査を開始・実施した。
- ・ **スタートアップ支援**：ルワンダで「ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を引き続き実施するとともに、「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」のほか、「アフリカ起業家支援に関する基礎情報収集調査」を2019年度より継続実施した。同調査を受託している民間ベンチャーファンドのアフリカ2号ファンドでは、ケニア、南アフリカ、ナイジェリアの3か国をメインとするアフリカ諸国のスタートアップ事業に投資を開始した。
- ・ **産業の多角化**：グローバル・フードバリューチェーン構築支援、農業技術の開発・展開、官民による農業分野のイノベーション推進に資するべく、「食と農の協働プラットフォーム」（JiPFA）アフリカ分科会を、アフリカビジネス協議会との協力を得て8月及び1月に開催した。
- ・ **アフリカビジネス協議会**：アフリカビジネス協議会では、機構が関係省庁や他団体と共に事務局・連絡会を担うとともに、農業ワーキンググループ及びヘルスケアワーキンググループの幹事を務めている。また、投資環境改善ワーキンググループでは、ケニア、ナイジェリア、コートジボワール、セネガルの4か国を対象とした投資環境に関する調査を実施し、各国での二国間投資環境改善委員会での議論に貢献した。これらの実績を踏まえ、1月に新設された企画運営委員会の常任委員に機構上級審議役が就任した。

## イ) 「社会」開発分野

- **コロナ感染拡大への迅速な支援の実施**：4月以降、コロナ感染拡大への短期・緊急的な対応として、実施中の技術協力案件の活動の一環として、防護・防疫・検査・治療・研修・啓発用資機材の供与を実施した。なお、1件（日本製非接触放射温度計20個）を除いて、全て現地で調達した。主な実績は以下の通り。
  - ✓ 「ケニア・疾病サーベイランスアドバイザー」にて、検査用資機材として、検査キット、検査用消耗品、ポータブルエコー、ポータブルX線装置を調達。
  - ✓ 「ウガンダ・保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクトフェーズ2」にて、防護用資機材として、N96マスク、サージカルマスク、サージカルグローブ、使い捨て

- てグローブ、長靴、防護服、アルコール消毒薬、医療廃棄物処理用ゴミ箱及びゴミ袋を調達。
- ✓ 「ウガンダ・村落地方給水維持管理・衛生改善プロジェクト」にて、ペダル式手洗い装置、石けん、消毒剤のセット 514 サイト分を調達。
  - ✓ 「コンゴ民主共和国・感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト」及び「同国・保健アドバイザー」にて、検査用資機材として、ピペット、検査用チューブ、漂白剤、非接触型体温計、PCR 検査試薬など、防護用資機材として、サージカルマスク、N95 マスク、ゴーグル、フェイスシールド、防護服、消毒液など、防疫用資機材として、車両 1 台、レンタカー貸与、データ解析用パソコンなどを調達。
  - ✓ 「ガーナ・感染症サーベイランス体制強化とコレラ菌・HIV 等の腸管粘膜感染防御に関する研究」にて、防護用資機材として、マスク、使い捨て検査用白衣、検査用資機材として、自動核酸抽出装置・検査キット、検査用試薬（無水エタノールなど）を調達。
  - ✓ 「ブルンジ・母子保健サービス強化プロジェクト」にて、治療用資機材として、人工呼吸器など、防護用資機材として、防護服、フェイスシールド、手術用マスク、検査用手袋、外科用手袋、検査用資機材として、検査キット・試薬、マルチパラメータ患者モニター、血中ガス測定器、血中酸素飽和度測定器、クーラーボックスを調達。
- ・ 新型コロナに対する中長期的な対応としては、2 月より、ケニア、エチオピア、セネガル等 22 か国を対象とした「新型コロナウイルス感染拡大を受けたアフリカ地域保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査」を開始した。同調査では、各国における保健医療協力を新型コロナの影響を踏まえてレビューした上で、主に実施中及び過去に協力した保健医療分野の事業の成果拡大を目的として、医療施設及び医療機材の整備に関する協力パッケージ（技術協力、有償資金協力、無償資金協力の案件候補群）の形成に必要な情報を収集予定である。また、同調査の実施を通じ、前記の短期・緊急的な対応、同調査で情報収集予定の協力パッケージ及び過去の協力アセットを活用し、アフリカ域内での保健医療分野での取組の成果を幅広く波及させることを目的に、「拡大 PREPARE（Partnership for Building Resilience against Public Health Emergencies through Advanced Research and Education : PREPARE）」構想の推進、アフリカ疾病対策センター（African Center for Disease Control : Africa CDC）との連携を進めた。
  - ・ **基礎医療アクセスの改善等を通じた UHC 拡大**：8 月にケニア向け円借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款（フェーズ 2）」を対象として、80 億円を限度とする L/A を調印した。
  - ・ **質の高い教育**：モザンビークでは、理数科教育の拡充や学習環境の改善により子どもたちに質の高い教育を提供すべく、「新しい学校教育制度に対応したカリキュラム普及プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の R/D を 11 月に署名した。
  - ・ **水供給・衛生環境の改善**：ガンビアでは「第四次地方飲料水供給計画」（無償資金協力）の G/A を 7 月に締結した。また、新型コロナの短期・緊急的な対応として、ケニア、スーダン、南スーダンの水道事業体に対し、実施中の技術協力プロジェクトの活動の一環として、塩素などの浄水用薬品、発電機・発電機用燃料、排泥ポンプ、新型コロナ対策の英文パンフレット等の供与を実施した。
  - ・ **持続可能な都市づくり**：将来人口 1,000 万人級となることが見込まれるアビジャン（コートジボワール）、キンシャサ（コンゴ民主共和国）における都市開発、都市交通に関連する協力を開始すべく、詳細計画策定調査を実施した。廃棄物管理の強化については、モザンビーク「マプト

大都市圏統合的廃棄物管理能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を2021年度より実施しているほか、スーダン「マプト大都市圏統合的廃棄物管理能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、ザンビア「マプト大都市圏統合的廃棄物管理能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を開始した。

- ・ **スポーツの普及**：2019年度に引き続き、南スーダンにて「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を実施している。同事業では、毎年の「全国スポーツ大会」の開催を支援しており、2020年度はコロナ禍のため、年度内の大会開催は見送られたが、同事業の活動として、スポーツを通じた平和促進活動を学校やコミュニティで広げるためのカウンターパートや国内有識者との案件構想会議、全国スポーツ大会の取り組みを南スーダン各地に広めるための広報パンフレット作成などを実施した。また、同事業との関連で、東京オリンピック・パラリンピックの南スーダンのホストタウンである前橋市に対し、南スーダン陸上選手団の事前キャンプ受け入れを働きかけ、2019年11月より同市でキャンプを開始している。東京オリンピック・パラリンピックはコロナ禍のため1年延期となったが、前橋市の努力(ふるさと納税の活用など)により、2021年の東京オリンピックを目指して同選手団は前橋市でキャンプを継続するとともに、地元市民との活発な交流を続けている。

#### ウ)「平和と安定」分野

- ・ **アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ(NAPSA)に資するアフリカ向けの技術協力**：「仏語圏アフリカ刑事司法」(国別研修)、コンゴ民主共和国「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、マリ「国家警察能力強化」(現地国内研修)、コートジボワール「国家警察能力強化」(現地国内研修)、スーダン「ルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、コートジボワール「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、シエラレオネ「レジリエンス強化のための能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、ソマリア「地域社会再建に係る地方行政能力強化支援研修」(国別研修)、南スーダン「Sexual and Gender Based Violence(SGBV)被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー」(個別専門家)などを実施した。
- ・ **紛争地域の安定化に向けたアフリカ主導の取組の支援**：難民・避難民や受入コミュニティに対する支援としては、ウガンダ・アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト、ザンビア・元難民の現地統合支援プロジェクト(いずれも技術協力)を実施した。また、G5サヘル諸国(マリ、ブルキナファソ、ニジェール、モーリタニア、チャド)では、従前からの深刻な貧困の蔓延や低開発、ガバナンスの欠如に加え、近年では過激派勢力の伸長に起因する著しい治安の悪化とコロナ禍による混乱により、難民・国内避難民が急増している。特にサヘル危機の根本原因の一つとして、ガバナンスの欠如による政府と住民の信頼の不在・不信の増大があることから、これまでに機構が実績を有する地方行政支援と難民・国内避難民のホストコミュニティ支援、若年層・脆弱層支援において、国連機関と連携した平和構築支援の可能性を検討する情報収集・確認調査を開始した。

## ② その他重点領域への支援

### ア) AfCFTA 等の「アジェンダ 2063」支援、幅広いパートナーとの連携、国内外への発信

- ・ **アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA)**：新型コロナウイルス感染症の影響により、当初 2020 年からの運用開始予定が 2021 年に延期されたが、遠隔による情報収集・確認調査を実施し、AfCFTA の交渉状況(フェーズ 1 及び 2)、アフリカ連合(AU)や AfCFTA 事務局の体制・人員、地域経済共同体(RECs)内で先行整備されている貿易規則との整合・不整合、日本への期待など、現時点での進捗と課題を把握した。
- ・ **カイゼン・イニシアティブ**：機構とアフリカ連合開発庁 (AUDA-NEPAD) の共催で、第 5 回アフリカカイゼン年次会合を 9 月にオンラインで開催した。同年次会合には、民間企業、汎アフリカ生産性協会、アジア生産性機構、アフリカ開発銀行や UNDP、国連工業開発機関 (UNIDO : United Nations Industrial Development Organization) などのドナー、研究者を中心にアジア・アフリカ・南米の 34 か国から約 200 人が参加した。成果文書として共同声明と 2025 年までの行動計画 (AKI 行動計画) の案を発表した。同共同声明では、カイゼン活動の着実な実施、新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業支援の強化、AfCFTA の推進などを提言している。行動計画では、2025 年までの達成目標や活動を定めるとともに、今後関係国代表による分科会を編成し、定期会合を通じてモニタリングを行うことで合意した。
- ・ **パートナーとの連携**
  - ✓ UNDP、世界銀行とは 10 月、11 月にそれぞれと連携協議を行い、ウィズコロナ、ポストコロナの強じんな社会構築や TICAD8 に向けた連携の重要性について確認するとともに、今後の重点分野・行動計画などについて合意した。TICAD8 に向けた政策研究 (後出) への支持・今後の協力について理解を得た。
  - ✓ AUDA-NEPAD とは 11 月に連携協議を行い、これまでの重点協力分野であったカイゼン・イニシアティブ、IFNA、アフリカインフラ開発計画・第 2 次優先行動計画 (PIDA/PAP2) に加え、AfCFTA、Home Grown Solution Accelerator Program<sup>93</sup> などを新たな協力分野として、今後の連携について合意した。
  - ✓ 国内外の民間企業とは、アフリカビジネス協議会、スタートアップ支援などを通じて連携を推進しており、提案型事業では 2020 年度第 1 回公示で 14 件のアフリカ案件を採択した。海外投融資では 2020 年度で 1 件 (南部アフリカ農業バリューチェーン強化事業) を承諾した。
  - ✓ 高等教育・研究機関とは、AUDA-NEPAD が推進する Think Tank 構想 (Policy Bridge Tank) に対し、機構研究所が開発の現場に則した研究と各国政府の開発政策を繋ぐ研究機関・研究の在り方に関する知見と経験を提供・共有し、上記構想の推進を支援することで合意した。
- ・ **国内外への発信**：6 月以降隔月で、UNDP との共催により、アフリカ開発の課題をテーマにしたオンライン・トークイベントを開催し (6 月：DX、8 月：貿易自由化、10 月：ジェンダー、1 月：グリーン経済、2 月：平和と安定)、11 月には JETRO、UNDP、UNIDO との共催で、アフリカビジネスに関するオンラインイベントを開催した。7 月にはオンラインによりアフリカでのコロナ対策についてのメディア勉強会を開催し、テレビ 4 社、出版 2 社、通信 1 社、ネットメディア 2 社の計 15 社の参加を得た。その結果、新聞・ネットニュース：29 件、テレビ：6 件で取り上げ

<sup>93</sup> アフリカが新型コロナウイルス感染対策に必要とする医療資機材の大半を輸入に頼っていることへの反省から、アフリカ現地発の解決策を活用したパンデミックレジリエンス強化を目的に、医療体制強化に資するアフリカ現地企業に対しプラットフォーム (アクセラレーター) を通じて優良な事業計画の立案、課題への助言、資金調達などを支援するアフリカ連合開発庁 (AUDA-NEPAD) のイニシアティブ

られるに至った。

### ③ 戦略的な取組及び成果

- ・ 2022 年に開催予定の TICAD8 に向けて、ウィズコロナ、ポストコロナを念頭に「社会的危機に対する強靱な社会経済を構築する」ことを目指した機構としての「協力の方向性」を TICAD プロセス推進委員会の場を取りまとめた。同方向性は各課題におけるクラスター・アプローチを踏まえたものであり、TICAD8 を契機とした戦略的対アフリカ支援の方向性を整理したもの。機構は同方向性をアフリカのニーズに基づいた実施機関による方針として外務省にも説明し、共催者による TICAD8 のアジェンダ検討プロセスへの活用を求めた。
- ・ 2022 年に開催予定の TICAD8 に向けた政策研究「ポストコロナ時代のアフリカ開発」を 2020 年度より検討を開始した。同研究の成果を TICAD 共催者・アフリカ各国政府とも幅広く共有することで、TICAD8 における議論・成果文書の検討プロセスに実施機関として貢献していくことを目的としている。また、同研究に対し、世界銀行、UNDP の支持を取り付けており、アフリカの研究機関とも連携することで、同研究による政策提言がアフリカ各国政府に受け入れられやすい環境づくりにも努めた。

### ④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ アフリカにおける新型コロナの感染拡大に伴い、現地滞在中の機構関係者が国外退避せざるを得ず、2020 年 3 月初めの長期滞在者数 1,413 人（機構との直接契約関係者。随伴家族を含まない）が同年 9 月初には 119 人（同）へと、10 分の 1 以下の体制に縮小することとなり、事業の実施に支障を来したことは否めない。2020 年秋以降、十分な安全対策を施した上で、徐々に人員の帰任・体制の回復を進めており、2021 年 3 月初め時点で長期滞在者数は 369 人（同）に回復している。
- ・ 2021 年度においては、2020 年度後半から準備を開始した新型コロナの感染拡大によって確認された開発ニーズに迅速に対応していくための基礎情報収集・確認調査等を着実に実施していくほか各国での感染拡大状況を注視しながら現地でのオペレーションの回復に努める。また、渡航が困難な状況となった場合においても活動が停滞することがないように、現地リソースの積極的な活用や国際機関との連携を通じた事業の実施、遠隔対応による事業の推進に積極的に取り組むことにより、ウィズコロナ・ポストコロナ社会における開発ニーズに適切に対応していく。

## No.5-6 中東・欧州

中東・欧州地域は様々歴史の節目の年を迎えている。中東地域は、権威主義的長期政権が崩壊、民主化への気運が高まった「アラブの春」から 10 年が経過するが、依然として多くの国で政情不安定な状況が続いている。イエメンをはじめいくつかの国では紛争が継続、多くの人命が失われ、生活・社会基盤は破壊された。紛争の周辺国も大きな社会的・経済的影響を受けている。特にシリア難民の流入、固定化はヨルダン、レバノン、トルコへの大きな社会・財政負担となっている。地政学的緊張が高まる要因も多い。欧州地域は、国・地域によって状況は大きく異なる。ソ連崩壊から 30 年という節目を迎えたウクライナ、モルドバでは依然ロシアとの関係を巡って政治的な不安定要因が残る。トルコにおいては軍事的・経済的理由による米、欧州との対立が深まっている。そのなかで、ユーゴスラビア崩壊から 30 年経過し、かつては戦火を交えた西バルカン諸国において、将来的な EU 加盟を目指した改革の機運が見られるのは歓迎すべき動きと言える。また、中東・欧州地域では、世界の多くの地域

と同じく、新型コロナウイルスの感染拡大、それに伴う各国でのロックダウン、緊急事態宣言や海外との往来停止により大きな経済的打撃を受けている。

上記を踏まえ、中東・欧州地域に対しては、同地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進に主眼を置き、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援した。

## ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ▶ **コロナ感染拡大への迅速な支援の実施**：中東・欧州地域 13 か国を対象に「医療関連感染予防・管理」研修を企画・準備した。また、モロッコでは、中東・アフリカ地域で初となる新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローンを承諾し、モロッコ政府が実施する保健医療体制の強化、社会保障制度の拡充及び零細・中小企業向け資金繰り支援の促進を図った。チュニジアでは、「品質/生産性向上プロジェクトフェーズⅡ」（技術協力プロジェクト）を通じて、チュニジア企業約 80 社に対してカイゼン活動実施を支援しており、2020 年 12 月に病院や企業関係者等を対象とした感染予防に資するカイゼンセミナーを実施した。エジプトでは、第三国研修「アフリカ向け顧みられない熱帯病の克服」において検査機材（気管支鏡及び超音波装置）を供与した。また、既存の技術協力プロジェクト「病院の質向上プロジェクト」においても、日本の病院と連携して院内感染予防対策のビデオを作成し、エジプト国内での研修で活用した。さらに、「就学前の教育と保育の質向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において対象とする保育園の再開に向けて衛生的かつ安全な保育環境を整備するため、衛生キット等（消毒液等）を調達し、199 の保育園に配布した。加えて、「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」（技術協力プロジェクト）においては従前より日本の特活が導入され、その特活の一つである学級指導において、「手洗い、うがい」の習慣づけにも取り組んだ。新型コロナの感染拡大に伴い、係る取組の重要性が再認識された。イランでは「日本式医療マネジメントによる医療サービス改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、日本の新型コロナウイルス感染症対策についてのオンラインセミナーを開催し、クラスター対策、保健所の有効活用等の知見を共有した。パレスチナ、イラク、ヨルダン、レバノンでは、防護用資機材（マスク、防護服）の供与、感染予防・緊急医療対応に係るセミナーの開催等を実施し、特に脆弱層の感染拡大防止及び公共サービス運営の維持に貢献した。トルコでは新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小零細企業に対して、緊急支援策として流動性資金を供給する「小零細企業迅速支援事業」（円借款）の案件形成を進めた（世界銀行との協調融資）。
- ・ **エジプト・日本教育パートナーシップ**：2016 年 2 月に日本・エジプト両国政府間で締結された同パートナーシップの目標達成（2,500 人の留学生・研修生・研修員受入含む）への貢献に向け、2021 年 3 月末時点で 1,371 人を受け入れ、就学前教育、基礎教育、技術教育、高等教育に至る全ての教育ステージで協力を推進した。例えば、「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」（円借款）では、2020 年度に 9 人（累計で 435 人）の留学生・研修生・研修員を受け入れた。また、エジプト・日本学校（EJS）は、2021 年 3 月までに 43 校が開校した。
- ・ **平和と繁栄の回廊構想**：日本政府が提唱する同構想を実現するため、工業団地の法的枠組み分析や運営改善アドバイス等、ジェリコ農産加工団地の開発に対する支援を引き続き実施した。また米大統領による世紀のディールの発表（20 年 1 月）、イスラエルによるヨルダン川西岸一部併合方針への言及（20 年 5 月）がなされるなか、両者の政治的対立により関係者会合は中止となって



いたが、日本政府の働きかけを実務者レベルから支援し、三者会合の再開に向けた関係者間の調整を行った（2021年2月再開）。

- ・ **パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD：Conference on the Cooperation among East Asian countries for Palestinian Development）**<sup>94</sup>：新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年度に予定していたマレーシア、インドネシアへの訪問型の第三国研修が実施できないなか、受入国政府機関との協力により、遠隔ワークショップ型のオンライン研修を開催した。
- ・ **ヨルダン支援会合（ロンドン会合）**：2019年、日本政府はヨルダンに対し今後5年間（2019～2023年）で、承諾済みの3億ドルに加えて、追加で最大3億ドルの譲許的借款及び約1億ドル程度の無償資金協力の供与を表明している。同表明の達成に資するものとして2020年12月に、承諾済み政策借款（3億ドル）の最終トランシェ1億ドルの貸付を実行（2019年度に2億ドル貸付実行済み）、さらに2021年1月に、アンマン首都圏への安定給水を目的とした「ザイ給水システム改良計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。
- ・ **日・サウジ・ビジョン2030**：コストシェア技術協力の枠組みで、サウジアラビア政府機関に対する分野横断的な人材育成支援を継続するなか、2020年度は新型コロナウイルスや油価下落に伴う財政難により、コストシェアによる本邦研修が実施できなかったため、関係者間で代替策を検討し、8件のオンライン研修に13人がオブザーバー参加した。
- ・ **西バルカン協力イニシアティブ**：2019年度に引き続き、2020年度は西バルカン協力イニシアティブ（具体的な施策：①二国間協力、②地域協力の推進（日・WB6協力）、③第三国との協力）に貢献する協力の着実な実施・展開に向け、セルビア、コソボ、北マケドニア、アルバニアで二国間協力案件を形成するとともに、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビアにて広域協力案件を含む新規協力案件の開始に向けた準備を行った。さらに、新興ドナーとの関係においては、ブルガリア・北マケドニアの三角協力に加えて、ブルガリア・ソフィア大学との間でJICAチェア第一号案件を開講したほか、機構とルーマニアの援助機関RoAid（Romanian Agency for International Development）間の連携を図るための両機関間の意見交換を継続し、さらに西バルカン周辺国（スロベニア、チェコ等）との意見交換を開始する等第三国との協力を推進した。

## ② 重点領域への支援

### ア) 地域の安定化と人間の安全保障の確保

- ・ **零細農家支援**：小規模農家が市場のニーズに即した営農を行うことで農業収入を向上させる事業をパレスチナ、モルドバ等で実施した。パレスチナでは、農業庁の農業普及員が市場志向型の営農・技術指導を農民に実践できるように実施体制及び能力強化を2011年から支援しており、2020年に実施したサンプル調査の結果、過去2年間で対象農家グループの農業所得が約1.6倍に向上したことを確認した。モルドバでも円借款事業（STEP）のL/Aを調印し（2020年6月）、日本のコンサルタント及び日本の機材の調達手続きを進めた。
- ・ **難民支援（シリア難民、パレスチナ難民）**：多数の難民を受け入れ、公共サービス等の負担が増大している難民受入国への支援を継続した。また、「平和の架け橋・人材育成プログラム（JISR）」

<sup>94</sup> 二国間解決による和平実現に向けて、東アジア諸国のリソースや経済発展の知見を動員しパレスチナの国づくりを支援すべく、2013年2月に日本政府が立ち上げた地域協力の枠組みであるCEAPADの下、インドネシア、マレーシア、シンガポール、イスラム開発銀行等と協力し、パレスチナ自治政府の職員等に対する技術研修を実施し、パレスチナ自治政府の行政機能の構築・強化や、公平なガバナンスの確立を支援してきた。

で 2020 年度に 6 人のシリア難民を留学生として日本に受け入れた。「障害者の経済的エンパワメントおよび社会参加促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、ヨルダンに避難している障害のあるシリア難民の社会参加促進を支援した。トルコでは、難民受入自治体の上下水道・廃棄物インフラ支援のための円借款事業を実施し、後続案件の案件形成を進めた。パレスチナでは、「難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ 2」（技術協力プロジェクト）を実施し、住民主体のキャンプ改善計画策定及び改善事業実施体制の強化を支援した。また、上記技術協力プロジェクトと連携し、新型コロナでより厳しい財政難に直面するなか、キャンプ改善計画の実施に要する資金を供与することにより、難民の生活環境の改善を目的にした「難民キャンプ改善計画」（無償資金協力）の G/A を締結した。モロッコでは、慢性疾患・精神疾患を抱える難民に対し新型コロナ対策の啓蒙活動や難民事業への支援を通じた実証調査を UNHCR と連携して実施している。

- ・ **戦争からの復興・開発推進**：イラクでは、度重なる戦争や国際社会からの経済制裁により疲弊したインフラ（電力・上下水道分野等）の復興・開発を、円借款事業実施を通じて推進した。また、2020 年にイラク政府が公表した白書に基づき、石油依存経済からの多角化を目指し、機構はイラク政府の抜本的な構造改革を進める国際会合に参加している。その他、イエメンでは、2011 年 3 月の日本人退避以降も、本邦研修や第三国研修を継続するなか、2020 年度はコロナ禍により研修が実施できなかったが、帰国研修員同窓会による農業技術や幼児教育に関する現地セミナーの実施を支援し、紛争が続く現状においても継続的な協力を推進した。また、過去に実施した課題別研修「地域振興（一村一品運動）」のフォローアップとして、農村部コミュニティにおける生産・マーケティング技術等の能力向上を目指した新規案件を形成した。
- ・ **教育支援**：パレスチナでは、ヨルダン川西岸及びガザ地区を対象に就学前教室を含む 10 校の初等・中等学校の建設及び教育機材の整備を実施することにより、初等・中等教育における学習環境の改善を目指す「教育の質及び環境改善のための学校建設計画」（無償資金協力）の G/A を締結した。

## イ) 質の高い成長

- ・ **エネルギー分野**：生計向上のみならず経済成長のために必要不可欠なエネルギー分野への協力を、イラク、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エジプト等多くの国で推進した。イラクでは、同国最大級のバスラ製油所の改良を通じて、環境規制に合致した高品質の石油製品の精製を可能とする「バスラ製油所改良事業」（円借款）を日本企業が受注した。コロナ禍で対面での議論に制約があるなか、機構もイラク側関係者及び日本企業関係者に対し、側面的支援を行った。また、セルビアでは「脱炭素社会の実現に向けたエネルギーセクター情報収集・確認調査」の結果を踏まえ、環境保全（エネルギー効率化・再エネ促進）の新規案件形成を行った。エジプトでは、「電力セクター改革のための開発政策借款」（円借款）を承諾した。
- ・ **環境分野**：持続可能な経済成長のためにも、人間の安全保障の観点から重要な環境分野への協力をウクライナ、イラク等多くの国で実施した。ウクライナでは、バルトニッチ下水処理場の改修や廃棄物管理の協力を推進し、都市環境問題の解決に努めるとともに、セルビア及びコソボにて廃棄物管理の新規案件の立ち上げ準備を行った。アルバニアでは「生態系に基づく管理（Eco-system based management）」による国立公園管理に向けた新規案件の立ち上げ準備を行った。モルドバにおいても、都市環境改善に係る今後の支援方針を検討するための調査を開始した。イラクでは、適切な廃棄物管理処理への協力を検討すべく、調査を開始した。エジプトでは、プラスチックご

みの削減・リサイクルに向けた調査を実施し、廃棄物管理の協力を進めるための検討・提案等を行った。

- ・ **水産分野**：モロッコでは、中東・アフリカ地域初となる水産分野の円借款事業「海洋・漁業調査船建造事業」を日本企業が受注し2020年12月に完成した。本船は日本の高度な造船技術を駆使して建造されており、詳細な水産資源調査がモロッコ水産分野の安定的な成長及び海洋・水産資源の持続的活用に向けたアフリカ諸国の地域協調に貢献することが期待される。また、チュニジアにおいて深刻な課題となっている違法・無報告・無規制漁業（IUU 漁業）に対する指導の強化を図るため、漁業資源管理指導船2隻を供与する「漁業資源管理指導船建造計画」（無償資金協力）の交換公文（E/N：Exchange of Notes）が署名・交換された。アルジェリアでは、特に油価の下落以降、産業の多角化が課題となっており、漁業振興と水産資源の適切な管理のため国別研修「参加型アプローチを通じた零細漁業の共同管理」実施に向けた準備が進められている。
- ・ **債務・金融システムへの貢献**：質の高い成長の原資となる資金を適切に管理するために、ウクライナでは、金融システムの安定化・健全化に向けた貢献を財務大臣アドバイザーの活動を通じて行った。
- ・ **産業振興・投資促進**：経済成長の根幹を担う産業振興や雇用促進、投資促進のために、西バルカンでは、過去の支援によるセルビア及びモンテネグロでの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニアに普及・展開するとともに、関連するドナーも含めた成果共有セミナー等を開催した。中小企業支援分野における連携可能性を追求することで、域内協力促進に寄与した。モルドバでも「中小企業支援サービス全国標準化」（技術協力プロジェクト）を実施し、中小企業へのコンサルティングサービスの体制強化に貢献した。ウクライナにおいて「中小企業金融に係る情報収集・確認調査」を実施し、中小企業金融での新規案件形成に着手した。欧州地域を対象としたスタートアップ育成支援に係る調査を準備した。また、北アフリカ（エジプト、モロッコ、チュニジア）においては「北アフリカの開発課題解決に向けたデジタル技術活用に係る情報収集・確認調査」を実施し、スタートアップ企業等が有するデジタル技術を活用した、各国が抱える開発課題解決に資する新規事業アイデアについて議論するワークショップをリモート開催し、将来の機構事業との連携を検討している。

## ウ) 地域的取組の推進

- ・ **地域における観光資源の有効活用**：パレスチナ、ヨルダン、イラク、エジプト等において、観光振興を支援した。パレスチナでは「観光回廊」構想を実現するために、「観光マーケティング・プロモーション」専門家の派遣や遺跡保護と観光客増加の両立に向けた周辺サイトの適切な管理を助言する「サイトマネジメント」専門家の派遣に向けた準備を行った。ヨルダンでは、無償資金協力で建設を支援したペトラ博物館の開館、また、その開館支援も含めた観光開発能力強化のための「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の完了に続き、ペトラ地域観光の持続的発展のための包括的指針と行動計画の策定を支援すべく「ペトラにおける観光開発マスタープラン策定プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の実施に向けてR/Dを締結した。また、コロナ禍により観光業が大きな打撃を受けているなか、上述の「コミュニティ重視型のペトラ地域開発プロジェクト」のフォローアップ協力として、ペトラ開発観光局のデジタルマーケティングの更なる強化支援も開始した。イラクでも、「イスラム国」の戦禍から逃れ、貴重な歴史的遺産が破壊されずに残る国立スレイマニア博物館との交流を深め、一般文化無償資金協力での博物館展示機材の調達支援を見据え、準備を進めた。エジプトでは、円

借款で建設を支援している大エジプト博物館に収蔵・展示される予定のツタンカーメン王コレクションの遺物を含む遺物の保存修復支援を行う「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が、日本国内でも高く評価され、機構の事業としては初となる「読売国際協力賞」を受賞した。

- ・ **広域防災協力**：北マケドニア向けの「持続的な森林管理を通じた生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、2018年度、2019年度に実施した広域セミナーの成果等を踏まえ、協力成果の拡充・域内展開を図った。

## エ) 人材育成、交流

- **JICA チェアの開催**：ヨルダン国王女の後援を受け、ヨルダン大学との共催により、ヨルダン大学関係者（学生、教員等）に対し、また、ブルガリアのソフィア大学では日本研究科の学生等に対して、日本の開発経験を学ぶ「JICA チェア」を開催した。
- ・ **留学生・研修員の受入**：ABE イニシアティブ 3.0 による人材育成として、2020年度は北アフリカ地域から17人の留学生を受け入れた（国・受入大学ごとの渡航可否等の状況に応じて順次来日、または遠隔研修実施）。

## ③ 事業上の課題及び対応方針

- ・ 治安情勢が不安定な国を多く抱える中東地域では、治安状況が急激に悪化する可能性がある。国連機関等とも連携の上、治安上のリスクに係る情報収集・分析を基に事業計画の策定・実施、治安情勢により邦人の渡航が難しい場合には本邦研修、周辺国における第三国研修や帰国研修員支援等を効果的に組み合わせた支援を引き続き検討・実施していく。なお、中東地域は開発ニーズも大きいですが、技術協力協定締結が未了な国もあるため、各種援助手法を柔軟に活用・運用していく必要がある。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、日本政府の施策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組むことを期待する。また、2021年に開催予定の第9回太平洋・島サミット（PALM9）に向けた準備を例として、各国・各地域にかかる重要な外交政策への貢献を期待する。

この際、各国・各地域における新型コロナウイルス感染症の状況等を注視し、それぞれのニーズに合った事業展開を行うよう留意ありたい。

### (2) 対応：

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、自由で開かれたインド太平洋、「インド太平洋に関するアセアン・アウトック（AOIP）」、日・ASEAN 首脳会議の公約、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、PALM8 の公約、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ、戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画、中南米・カリブ地域における3つの理念（juntos）、横浜宣言2019、ABE イニシアティブ 3.0、中東地域安定化のための包括的支援、西バルカン協力イニシアティブ、「平和と繁栄の回廊」構想等を踏まえた事業の形成・実施に、上述のとおり着実に取り組んだ。

特に、東南アジア・大洋州地域では、新型コロナに関する ASEAN+3 特別首脳テレビ会議において、日本政府が全面的な支援を表明したことを受け、ASEAN 感染症対策センターの持続的な運営と人材育成を目的とした技術協力の準備を進めた。

大洋州地域では、PALM9 に向け、日本政府の支援方針及び太平洋島嶼国側のニーズを踏まえ、案件形成を行った。例として保健医療分野では、各国の保健システムの強じん化を図るために世界保健機関や大洋州共同体等とも連携予定の「強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を形成するとともに、フィジー、パプアニューギニア、ソロモンに対して緊急財政支援を行った。

南アジア地域では、新型コロナ対策として、インドに対して保健分野の緊急財政支援を行い、政府による貧困・脆弱層向けの経済対策を支援した。また、バングラデシュに対しても緊急財政支援を行い、経済対策及び社会保障の拡充を支援した。

東・中央アジア、コーカサス地域では、新型コロナ対策としてウズベキスタンやモンゴルへ財政支援を実施。モンゴルでは「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に掲げられている医療人材の育成や障害者の社会参加促進を支援する協力の実施を決定した。さらに、観光開発を目指した協力を検討するための調査を開始した。

中南米、カリブ地域では、新型コロナ感染対策への緊急的な対応として、エルサルバドルに対する災害スタンバイ借款を使った医療施設整備を行ったほか、実施中の技術協力案件の活動の一環として防護・防疫用資機材の供与を実施した。また、日系人団体が運営する医療福祉施設における感染対策を始め、コロナ禍で困難な状況にある日系団体の活動支援をするための助成金拡大を行った。

アフリカ地域では、コロナ感染拡大への短期・緊急的な対応として、実施中の技術協力案件の活動の一環として、防護・防疫・検査・治療・研修・啓発用資機材の供与を実施するとともに、新型コロナに対応したビジネスプランコンテスト「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」を実施した。「ポストコロナ時代のアフリカ開発」研究を開始した。また、2022 年開催予定の TICAD8 に向けて、「ポストコロナ時代のアフリカ開発」研究の検討を開始するとともに、日本政府の対アフリカ外交政策に関する外務省との意見交換を開始し、「TICAD プロセス推進委員会」を開催した。

中東・欧州地域では、新型コロナ対策として、多くの国々に対して検査機材や防護服の提供を行ったほか、モロッコでは緊急財政支援を、エジプトでは日本の病院と連携して作成した院内感染予防対策のビデオを用いた啓発活動の推進を行った。

No.6 (一定の事業等のまとめ)	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、インフラシステム輸出戦略
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
開発途上国地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	6,000 件 <sup>95</sup> (2017-2021)	1,200/ 年	2,137 件	2,572 件	1,919 件	1,265 件	
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額 (百万円)			10,710	9,559	8,797	5,683	
決算額 (百万円)			6,475	6,681	6,075	2,710 <sup>96</sup>	
経常費用 (百万円)			6,687	6,794	6,302	2,995 <sup>97</sup>	
経常利益 (百万円)			△ 1,116	△ 724	△ 395	△ 30 <sup>98</sup>	
行政コスト <sup>99</sup> (百万円)			6,689	6,782	6,302	2,995 <sup>100</sup>	
従事人員数			77	79	89	100	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
<p>年度計画</p> <p>(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献</p> <p>ア 民間企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本邦企業等が有する技術や製品、システム、資金等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業・SDGs ビジネス支援事業に係る企業提案型事業を着実に実施するとともに、開発協力への民間企業の裾野拡大及び民間資金の動員に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。</li> <li>特に、課題発信セミナー等を通じ、開発課題に係る現地ニーズ等の情報を積極的に提供する。また、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を終了した企業を対象に事後モニタリング調査を実施し、教訓・提言を蓄積する。</li> </ul>

<sup>95</sup> 前中期目標期間（2012-2015）の実績値の約 3%増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,168 件 / 年

<sup>96</sup> 暫定値

<sup>97</sup> 暫定値

<sup>98</sup> 暫定値

<sup>99</sup> 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

<sup>100</sup> 暫定値

- ・ ESG への取組や SDGs 貢献の観点から積極的に取り組む企業を対象に、海外投融资による支援を拡大しつつ、適切なリスク分散を伴う多様性のある出融資ポートフォリオ構築を通じた相対的に難度の高い案件に取り組むための財務基盤の構築に着手する。
- ・ 日本政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や本邦企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善を行うとともに、協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じた PPP 事業の形成促進等を図る。
- ・ 日本政府による「インフラシステム輸出戦略」の 2019 年度フォローアップ及び 2020 年度以降の新たな戦略の目標達成に向けて、経協インフラ戦略会議等に対する必要な情報提供、機構の民間連携に関する制度改善、事業の形成・実施に取り組む。
- ・ 一層の民間企業との連携の促進に向けて、機構内で企業との連携情報を共有する体制整備等を推進する。

#### イ 中小企業等

- ・ 日本の中小企業等の海外展開支援を通じて、開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。
- ・ 特に、中小企業等による提案型事業の適切な実施や参加企業にわかりやすい制度となるよう改善に取り組む。
- ・ 事業の経験及び成果を基に、地域経済の活性化が促進されることを目的として、優良案件の発掘・形成・実施に取り組む。このため、日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等の日本の中小企業支援機関や金融機関等との連携を強化し、中小企業等の海外展開支援を効果的・補完的に実施する。また、開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化のため、課題発信セミナー等を通じ、日本の中小企業等に対して開発途上国における開発課題や現地ニーズ等の情報を提供する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. ①参照）

- ・ 協力準備調査（PPP インフラ事業）、開発途上地域の SDGs 達成に貢献するビジネスに係る調査、民間技術普及促進事業を通じたパートナー数
- ・ 「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数
- ・ 基礎調査、案件化調査、普及・実証事業を通じたパートナー数

### 3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果をあげていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①大企業の持つ先進技術を活用した SDGs ビジネス支援事業始動、②日本企業の技術・製品を通じたブラジルのエネルギー・環境保全の課題解決への貢献、③インフラシステム輸出に資する発信（経協インフラ戦略会議）、④既往事業における日本企業の受注促進、⑤本邦中小企業が提案したプログラミング教材のケニア初等教育公式教材認定、⑥本邦プレキャストコンクリート製品のインド国内外への普及促進、⑦地域金融機関との連携において特筆すべき成果をあげた。

## ア 民間企業等

- ◎ **大企業の持つ先進技術を活用したSDGs ビジネス支援事業始動【②】**：民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上地域の課題を機構が総合的に分析の上、提示・募集し、それら課題の解決に向けて、伊藤忠商事(株) (スリランカにおける太陽光発電)、キヤノンメディカルシステムズ(株) (ガボンにおける感染症の早期特定) 等の大企業の持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組が始動。
- ◎ **日本企業の技術・製品、ブラジル国のエネルギー・環境保全の課題解決に貢献【②】**：ブラジル「環境配慮型省エネ空調機普及促進事業」では、ダイキン工業(株)が有する空調技術を活用した実測試験データに基づき、省エネと温室効果ガスの抑制に係る政策提言やブラジル政府への働きかけを行った。その結果、同国の空調機向け省エネ基準が改正され、同社製品に限らず環境に優しい空調機が普及・促進され、同国のエネルギーや環境保全の課題解決に貢献。
- ◎ **海外投融资事業、過去最大の承認規模達成【③】**：2020年度の承認10件を含み、2011年度以降の制度再開以降、過去最大の承認規模(累計で47件)の海外投融资事業を承諾。コロナ禍における中小零細事業者、低所得者、女性といった外的ショックに脆弱な層が抱える差し迫った資金需要に応じていくことを目指し、全世界向け「COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」等を実施。また、地域は、当該国で初となる事業(モロッコ、エジプト、ザンビア、マラウイ)を含み、セクターともに分散を伴う多様性のある出融資ポートフォリオの構築を実現。
- ◎ **インフラシステム輸出に資する発信(経協インフラ戦略会議)【①②】**：機構は、外務省とも密に情報共有の上で、適切な新戦略が策定されるよう、積極的に協力した。結果として新戦略は、「輸出拡大を通じた日本の経済成長の実現」という単独目的から、「展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献」、「FOIPの実現」も含む3本の柱建てに変更され、これまでのODAを通じたインフラ輸出に係る教訓をいかした戦略の策定に貢献。
- ◎ **既往事業における本邦企業の受注促進【②⑤】**：これまで日本の技術を活用した案件形成の推進及び調達プロセスにおける技術仕様の精緻な確認を進めた結果、既往案件において、日本の技術活用条件(STEP: Special Terms for Economic Partnership) 適用案件以外も含めて多くの日本企業の受注が実現。こうしたインフラ輸出の取組強化の結果、2014年度以前は30%～40%台で推移していた日本企業受注率が2016年度以降は60%以上に向上。
- 企業との連携情報を機構内で共有する体制を整備すべく企業情報統合データベースの設計等を推進。
- ウィズコロナ、ポストコロナにおいて、開発途上地域の社会に貢献しうる日本企業の有用な技術・製品について企業からの提案を募集。計40件の提案についてODA事業への活用可能性を調査。

## イ 中小企業等

- ◎ **日本の中小企業提案プログラミング教材・ケニア初等教育公式教材認定【④⑤】**：ケニアではプログラミングの授業が小学校4年生から必修科目となったものの、カリキュラムやデジタル教材の不足という課題に貢献すべく、キャストリア(株) (長野県) 自社製品のデジタル教育ツールを、現地の教育省傘下の機関であるケニア・カリキュラム開発機構に提案した。その結果、プログラミング教材が小学校4年生向けの公式教材として認定。
- ◎ **日本の製品プレキャストコンクリート・インド等への普及促進【④⑤】**：インドでは排水インフラの未整備による雨季・豪雨時の道路冠水が課題となるなか、国内中小企業4社合同で、国内高品質プレキャストコンクリート型枠を使用して製造した製品及びその生産技術の普及可能性を調査した。その結果を踏まえ、4社のうち3社はインドへの進出、うち2社は合弁現地法人の工場竣工を果たし、インド全土及びバングラデシュからの受注に対応。



- ◎ **地域金融機関と協働した企業の海外展開支援強化【②】**：中小企業・SDGs ビジネス支援事業終了済み企業に対する事後モニタリング調査の結果等を踏まえ、地域経済の核である地域金融機関と協働した企業の海外展開支援の強化を図るべく、中小企業・SDGs ビジネス支援事業において、「地域金融機関連携案件」の募集を開始。
- 開発途上地域の課題・ニーズと民間企業の製品・技術を通じたビジネスマッチング、ポストコロナの新たな問題意識や機構の取組紹介、「DX」や「外国人材受入・還流」の応募促進等を図るため、「課題発信セミナー」や「国際協力×DX」ネットワーキングイベント、日本経済団体連合会共催「Society 5.0 for SDGs 国際展開のためのデジタル共創セミナー」を開催し、参加者からの高い評価を博した（計1,940人参加）。
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業採択済みの企業を対象に、海外ビジネス実現セミナーを開催（計125人参加）。
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業に係るアドバイザーを配置し、ビジネス化実現促進に向けた助言を実施。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、海外渡航を前提とせずに実施可能な「遠隔実施型」での提案を可能とする制度設計を行い、案件採択から契約締結までの迅速化に向けた措置を導入。
- 契約時に提案法人代表者が自署するコンプライアンスに係る誓約書の導入、会計士への委託による経費実地検査の開始、継続与信調査のための財務状況確認、中小企業・SDGs ビジネス支援事業執務要領の改定等、不正防止策等を強化。
- JETRO-JICA 連携覚書に基づき、JETRO と連携強化に向けた意見交換や合同勉強会を実施。また、TICAD7 の機会に JETRO 及び国連開発計画（UNDP）と締結した覚書に基づき、具体的な連携を促進。
- 機構と中小機構が有するノウハウやネットワークを有効活用し、中小企業の海外展開支援強化を目的として、(独)中小企業基盤整備機構(中小機構)と業務連携に係る覚書を締結し、具体的な連携を促進。
- 全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを67回実施、1,788社、3,951人が参加。
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の活用に向けた企業向けセミナーとオンラインマッチング会を2回開催。セミナー参加者及びマッチング会（面談）は、1回目は延べ147人、109件、2回目は延べ155人、104件。

## 4. 業務実績

### No.6-1 民間企業等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
協力準備調査（海外投融資）、中小企業・SDGs ビジネス支援事業（SDGs ビジネス支援型）を通じたパートナー数	51 法人・団体 <sup>101</sup>	29 法人・団体	49 法人・団体	37 法人・団体	43 法人・団体	法人・団体
「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数	63 項目 <sup>102</sup>	104 項目	109 項目 （うち、実施済 39 項目）	75 項目 （うち、実施済 3 項目）	73 項目 （うち、実施済 11 項目）	項目 （うち、実施済 項目）

<sup>101</sup> 前中期計画目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>102</sup> 2013-2015 累計値平均

## (1) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決

### ① SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業の形成・実施

- ▶ **大企業の持つ先進技術を活用した SDGs ビジネス支援事業 (SDGs ビジネス支援型) 始動**：民間企業提案型事業である中小企業・SDGs ビジネス支援事業のうち、原則大企業を対象とする「SDGs ビジネス支援型」では、2020 年度に案件化調査 6 件、普及・実証・ビジネス化事業 5 件を採択した (2020 年度第二回公示分については 4 月に計 13 件を採択)。民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上地域の課題について総合的に分析の上、課題シートとして提示・募集し、それら課題の解決に向けて、伊藤忠商事㈱ (スリランカにおける太陽光発電)、キヤノンメディカルシステムズ㈱ (ガボンにおける感染症の早期特定) 等の大企業の持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組が始動した。
- ▶ **日本企業の技術・製品、ブラジル国のエネルギー・環境保全の課題解決に貢献**：ブラジル「環境配慮型省エネ空調機普及促進事業」では、ダイキン工業㈱が高効率インバータ式空調技術の理解促進を図ることを目的として、ブラジルの鉱物エネルギー省を対象に、自社の技術を活用した実試験データに基づき、省エネと温室効果ガスの抑制における政策提言を行った。同事業を活用して現地の大学などと連携してブラジル政府に働きかけた結果、2020 年 7 月に同国の空調機向けの省エネ基準が改正され、空調機の性能評価方法について国際的に広く用いられる評価基準の ISO16358 が適用されることとなった。また、エアコンの省エネ性能を表示するラベリング制度も機器の性能を適切に反映できるものに改善されたことで、非インバータ機に比べて最大で 6 割も消費電力が低いインバータ機が市場でも評価され、同社製品に限らず環境に優しい空調機が普及しやすくなり、同国のエネルギーや環境保全の課題の解決に貢献している。
- ・ **協力準備調査 (海外投融資)**：2019 年度までの「協力準備調査 (PPP インフラ事業)」から、より幅広い案件への取組を目指し制度を改定した。2020 年度は、予備調査単独型 4 件を採択し、移行型 1 件が本格調査に移行した。(計 5 件)
- ▶ **海外投融資事業、過去最大の承認規模達成**：2011 年度の制度再開以降、過去最大の承認規模 (2020 年度 10 件、累計 47 件) の海外投融資事業を承諾した。出融資後の成果として、2020 年度にはコロナ禍における中小零細事業者、低所得者、女性といった外的ショックに脆弱な層が抱える差し迫った資金需要に応えていくことを目指し、インド向け「低所得者向け住宅普及支援事業」、全世界向け「COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」の 4 件を実施した。また、2020 年度は地域としては、当該国で初となる事業 (モロッコ、エジプト、ザンビア、マラウイ) を含み、東南アジア、南アジア、中東、北アフリカ、サブサハラ・アフリカ、中米、南米地域の事業を多数承諾。セクターとしては金融、農業、電力、上水、地方インフラといった分散を伴う多様性のある出融資ポートフォリオの構築を実現した。

### ② 他機関との協調融資の促進

- ・ コロナ禍にあっても国際金融公社 (IFC)、アジア開発銀行 (ADB)、米州開発銀行 (IDB)、アフリカ開発銀行 (AfDB : African Development Bank)、米国金融開発公社 (USDFC : U.S. International Development Finance Corp) 等の DFI パートナー、民間金融機関とのリモート協議等を通じて協調融資を促進した。IFC とはインドネシア・カカオ輸出促進・小規模農家支援事業を、ADB とはベトナム・ビンズオン省上水道拡張事業、USDFC とはメキシコ・女性事業者等向けマイクロファイナンス事業を承諾した。民間金融機関との協調融資案件も 2020 年度は 5 件承諾した。

### ③ 民間企業との連携を強化する取組

- ・ **企業情報統合データベースの構築**：民間企業との連携を一層推進するに当たり、企業との連携情報を機構内で共有する体制を整備すべく企業情報統合データベースの設計等構築を進めた。2021年度に予定されている本データベースの運用開始後は、既存の民間連携事業のみに依らない多様な企業との連携を検討・実施するために、機構内の様々な部署が企業との対話や連携に関する情報を本データベースで一元的に管理・共有していく。
- ・ **企業連携ネットワークを通じた情報共有**：機構内各部・拠点に配置している企業連携担当者から構成される「企業連携ネットワーク」を通じ、年に2回の会合等を通じて企業連携を推進するためのアクションプランの進捗確認や更新、優良事例等の情報共有等を行った。
- ・ **ポストコロナ社会構築貢献のための情報収集・確認調査**：ウィズコロナ、ポストコロナにおいて、開発途上地域の社会に貢献しうる日本企業の有用な技術・製品について、経済インフラ分野（物流・運輸交通・都市機能）、地球環境分野（環境・水資源・防災）、保健医療分野（感染症対策強化・栄養改善）、教育・社会保障分野の4分野を対象に、企業からの提案を募集した。各分野10件（計40件）の提案についてODA事業への活用可能性について調査を実施した。

### (2) インフラシステム輸出に資する発信

- **インフラシステム輸出に資する発信（経協インフラ戦略会議）**：2020年度は、2020年末を対象期間とする現行戦略の改定の議論が中心であったことから、これまでのインフラ輸出の実務上の課題を踏まえ、適切な新戦略が策定されるよう、外務省とも密に情報共有の上で、新戦略策定の骨子策定プロセスを含め、積極的に協力した。具体的には、第47回経協インフラ戦略会議（テーマ「インフラシステム輸出戦略フォローアップ第8弾、インフラ海外展開の新戦略の方向性」）に向けて、ハイスpek 借款の承諾や海外投融資の積極的な実施などの2019年度の成果に加え、新戦略策定に向けて、輸出拡大のみならず、相手国の視点に立った開発・SDGsの視点が重要である旨、情報提供を行った。また、第48回経協インフラ戦略会議（テーマ「インフラ海外展開に関する新戦略の策定に向けて」）に際し、戦略遂行上の指標としての新たなKPIの枠組みについて、機構が推進してきたインフラシステム輸出に係る取組の教訓を踏まえたインプットを行った。結果として第49回経協インフラ戦略会議（テーマ「新たな成長に向けたインフラ海外展開」）において決定された新戦略においては、「輸出拡大を通じた日本の経済成長の実現」という単独目的から、「展開国の社会課題解決・SDGs達成への貢献」、「FOIPの実現」も含む3本の柱建てに変更され、これまでのODAを通じたインフラ輸出に係る教訓をいかした戦略の策定に貢献することができた。
- ・ **日本企業向けの情報発信**：コロナ禍において、経団連主催で行われた「インフラシステムの海外展開に係る新型コロナ関連支援策に関するオンライン説明会」において、経団連の会員企業に対し、これまでに検討してきた機構のインフラ案件における新型コロナ支援策について説明した。また、日刊建設工業新聞のインタビューに機構副理事長が対応し、コロナ禍での機構のインフラ事業への対応や方向性を発信した。さらに、日本機械輸出組合主催の「水インフラ国際展開タスクフォース」への参加を通じたODA事業に係る情報共有を行うとともに、経済産業省からの求めに応じて「水ビジネスの海外展開に関する有識者研究会」にも参加するなど、民間主導の水分野のインフラ輸出の取組に貢献した。加えて、コロナ禍における事業関係者の一時帰国等に係る情報を資金協力事業受注者に適時に情報提供したほか、コロナ禍で生じている資金協力事業への

影響につき関係業界団体（一般社団法人海外コンサルタンツ協会（ECFA）、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等）と協議を実施した。

### (3) インフラ輸出にもつなげる事業の形成・実施

- ・ **インフラ戦略への貢献**：日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」及び「インフラシステム海外展開戦略2025」では、ハードとソフトのパッケージによる海外展開によって質の高いインフラを推進し、相手国の社会課題解決に貢献することが示されている。機構は、人材育成や実施機関の能力構築等への支援を行う技術協力と円借款を有機的に連携させた協力に取り組み、安全面、技術面等で優れた日本の技術の活用が予定されるフィリピン「セブーマクタン橋（第四橋）及び沿岸道路建設事業」や「ダバオ市バイパス建設事業（第二期）」を承諾したほか、ADBとの連携を含む「質の高いインフラパートナーシップ」に位置づけられるバングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業（5号線北路線）（第一期）」を承諾した。これら事業を通じて社会課題の解決や環境上の悪影響の軽減に資する取組を実施している。また、事業実施中のインドネシア「パティンバン港開発事業」では、ターミナルが部分開業したことで迅速化を達成している。
- **既往事業における日本企業の受注促進**：これまで日本の技術を活用した案件形成の推進及び調達プロセスにおける技術仕様の精緻な確認を進めた結果、既往案件において、日本の技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）適用案件以外にも含めて多くの日本企業の受注が実現した。2020年度の主な日本企業の受注実績は、イラク「バスラ製油所改良事業（I）」（円借款）では日揮ホールディングス㈱で受注総額約4,000億円、バングラデシュ「ジャムナ鉄道橋建設事業（第一期）」（円借款）では1パッケージを大林組JVが受注総額約893億円、もう1パッケージを三井住友建設JVが受注総額約810億円、スリランカ「バンダラナイケ国際空港改善事業フェーズ2」では大成建設㈱が受注総額約630億円、等が挙げられる。
- ・ また、こうしたインフラ輸出の取組強化の結果、2014年度以前は30%～40%台で推移していた日本企業受注率が2016年度以降は60%以上に向上した。

### (4) SDGs 達成に向けた貢献。

- ・ 協力準備調査（海外投融資）として採択した、インドネシア「再生可能エネルギーを安定供給するエネルギー・マネジメント・システムを活用したマイクログリッド向け発電に関する事業準備調査」は、離島で再生可能エネルギー発電設備を建設し、環境負荷の緩和と安定的な電力供給に寄与するものである。SDGsのSDGs Goal 7、12、13、17への貢献が見込まれる。

### (5) 事業上の課題及び対応方針

より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による開発途上地域の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進することが課題であり、引き続き、他の公的機関や金融機関とも連携することにより対応していく。

## No.6-2 中小企業等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
中小企業・SDGs ビジネス支援事業（中小企業型）を通じたパートナー数	99 法人・団体 <sup>103</sup>	131 法人・団体	118 法人・団体	143 法人・団体	92 法人・団体	法人・団体

### (1) 中小企業等の技術の活用や事業化の促進

#### ① 開発協力事業での活用、事業化が促進された事例

- ▶ **日本の中小企業提案プログラミング教材・ケニア初等教育公式教材認定**：キャストリア(株)（長野県）は、スマートフォンを使用したモバイル・ラーニングサービスを提供している。同社は、ケニアにおける ICT 普及に欠かせないプログラマーの質的・量的不足に対し、オンライン教育とスクーリングを併用したプログラミング人材養成講座を活用した教室事業の展開及び同国の ICT 人材創出を目指して基礎調査を実施した。ケニアではプログラミングの授業が小学校 4 年生から必修科目となったものの、カリキュラムやデジタル教材の不足という課題に貢献するべく、同調査において自社製品のデジタル教育ツールを、現地の教育省傘下の機関であるケニア・カリキュラム開発機構に提案した結果、プログラミング教材が小学校 4 年生向けの公式教材として認定された。今後は、普及・実証・ビジネス化事業を通じて小学校 5 年生以上の上級学年向けにもデジタル教材を開発・認定されることを目指しており、更なるビジネス展開を通じたケニアでの初等教育の質の改善及び ICT 人材育成への貢献が期待される。
- ▶ **日本製品プレキャストコンクリート・インド等への普及促進**：インドにおいて、排水インフラの未整備による雨季・豪雨時の道路冠水が課題となるなか、トヨタ工機(株)（東京都）は、ランデス(株)（岡山県）、不二コンクリート工業(株)（佐賀県）、(株)武井工業所（茨城県）と合同で、国内高品質プレキャストコンクリート型枠を使用して製造した製品及びその生産技術の普及可能性を調査した。その結果、工事現場に高品質なコンクリート製品を持ち込んで据え付けるだけで済み、工期の短縮も見込めることが確認できた。4 社のうち 3 社はインドへの進出を果たしており、トヨタ工機はアーメダバード市郊外に合弁現地法人の工場を竣工した。その後、バングラデシュの円借款事業へもインド工場製造で製造した型枠を使用したプレキャストコンクリートを納入している。また、不二コンクリート工業もアーメダバード市郊外に合弁現地法人の工場を竣工及び生産を開始し、インド全土からの発注を得ている。

#### ② 課題発信セミナー、海外ビジネス実現セミナー

- ・ **課題発信セミナー**：2020 年 10 月に 2 日間、2021 年 3 月に 2 日間、機構課題部、地域部、民間連携事業部、国内事業部の協働で「課題発信セミナー」をオンラインにて開催するとともに、関連イベントとして 2020 年 11 月に「国際協力×DX」ネットワーキングイベントをオフラインにて開催した。また、2021 年 3 月の DX 分野セッションでは、一般社団法人日本経済団体連合会（以下、経団連）との共催にて「Society 5.0 for SDGs 国際展開のためのデジタル共創セミナー」を開催し、2020 年 5 月に経団連と共同で作成したメニューブックのユースケースを含む具体的な事業 DX の推進へ向けて発信を行った。開発途上地域の課題・ニーズと民間企業の製品・技術を通じたビジネスとのマッチングを図るため、民間企業等に各分野・地域の解説を行った。また、海外ビジネ

<sup>103</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

スに取り組む採択企業による事例紹介、ウィズコロナ、ポストコロナにおける機構の新たな問題意識や取組（計画）の紹介に加え、「DX」や「外国人材受入・還流」の応募促進等のセッションを開催した。セミナー参加者は、10月延べ1,230人（各セッション平均123人）、3月延べ710人（各セッション平均118人）にのぼり、海外事業における機構との連携や今後の提案型事業への応募等への参考に供した。アンケートによると参加者の約9割が本セミナーは有用・一定程度有用であったと回答し、開発途上地域の課題、機構の事業方針、有望な技術領域、企業の事例紹介が有用であったと評価した。

- ・ **海外ビジネス実現セミナー**：中小企業・SDGsビジネス支援事業採択済みの企業に向けて、海外でのビジネス展開に当たり、特に必要となるトピックに関する専門的知見を提供し、ビジネスの実現を支援することを目的としたセミナーを開催した。テーマは下記の事後モニタリング調査の教訓（発表者：あずさ監査法人）、オンラインを含むJETRO海外展開支援紹介（発表者：JETRO）、海外人材育成・研修の取組（発表者：海外産業人材育成協会（AOTS））、国連機関又は国際機関が実施する物品及びサービスの調達市場（発表者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング）で、参加者は延べ125人であった。
- ・ **事後モニタリング**：中小企業・SDGsビジネス支援事業終了済み企業に対し、事後モニタリング調査を行った。アンケート調査では、ビジネス展開を継続していると回答した事業が有効回答の70%（327件/467件）を占め、うち「新たな取引先・顧客の確保」について「実現済み」との回答は63%（207件/327件）であった。事後モニタリング調査結果は民間連携ウェブサイトに掲載の上、No.6-2に記載の海外ビジネス実現セミナーにて、教訓・提言の紹介を行った。

## (2) 開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善

- ・ **提案型制度設計**：中小企業・SDGsビジネス支援事業に係るビジネス化助言アドバイザーを配置し、事業実施中・終了後の企業へのビジネス化実現促進へ向けた助言を50件（SDGsビジネス支援型を含めると56件）を行った。同事業の2020年度第一回公示は、当初2020年4月公示・8月採択通知を予定していたが、新型コロナによる移動・外出制限を受けて、企業の応募準備が困難になったこと等に配慮し、同6月に公示を後ろ倒しとした。2020年度第二回公示では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、従来の海外渡航を伴う提案に加え、海外渡航を前提とせずに実施可能な「遠隔実施型」での提案を可能とした。また、案件採択から契約締結までの迅速化に向け、普及・実証・ビジネス化事業において、機材調達を除き、遠隔（国内）にて業務開始が可能な場合に限り、迅速に契約締結を可能とするコロナ禍限定の措置を導入した。
- ・ **適正な事業実施**：契約時に提案法人代表者が自署するコンプライアンスに係る誓約書の導入、会計士への委託による経費実地検査の開始、継続与信調査のための財務状況確認、中小企業・SDGsビジネス支援事業執務要領の改定等を進め、不正防止策等を強化した。

## (3) 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成

### ① 他機関との連携による中小企業等の海外進出支援

- ・ **JETRO**：2018年度に締結した機構とJETROの連携覚書に基づき、連携強化に向けた意見交換を行った。また、双方の企業支援制度について理解を深め、双方の制度間の連携強化に繋げることを目的として、合同勉強会を2020年7月から累計6回行った。さらに、2019年度にTICAD7の機会を捉えてJETRO及びUNDPと連携してアフリカ地域における中小企業等の事業展開を支援

する目的で締結した覚書を踏まえ、5件の実施中案件に対する追加的な支援の可能性を探るためJETRO及びUNDPからの伴走型支援を得る等、具体的な連携を進めた。

- ・ **(独) 中小企業基盤整備機構(中小機構)**：機構と中小機構が有するノウハウやネットワークを有効活用し、中小企業の海外展開支援等における協力を更に強化することを目的として、業務連携に係る覚書を6月に締結した。覚書に基づく具体的な連携施策の一つとして、中小企業・SDGsビジネス支援事業に採択された中小企業のうち、関心表明のあった企業に対し、採択案件のビジネス化に向けた中小機構からの助言や支援(具体的には、海外展開に向けた事業計画に関するアドバイス及び海外展開に必要な関連情報の提供や、海外現地の専門家や国内の各分野におけるエキスパートとの面談を中小機構が実施)を行う「共同支援」を27件実施した。その他、中小機構主催の展示会・商談会への後援(4件)を行い、幅広く連携した。中小企業へのビジネス支援のノウハウを有する中小機構との連携強化により、企業の海外展開支援が一層強化されることが期待される。
- **地域金融機関と協働した企業の海外展開支援の強化**：中小企業・SDGsビジネス支援事業において、中小企業と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査することで、開発途上地域の課題を解決するSDGsビジネスの実現性を高めるとともに、地域活性化に一層資することを目的として、地域金融機関や関連団体とも意見交換の上、2020年度第二回公示より「地域金融機関連携案件」の募集を開始し、2021年4月、7件を採択した。地域経済の核である地域金融機関と協働した企業の海外展開支援を強化することにより、地方創生への一層の貢献が期待される。また、中小企業・SDGsビジネス支援事業終了済み企業に対する事後モニタリング調査の結果、中小企業が海外展開する上で資金調達が課題の一つとなっていることから、本施策を通じた地域金融機関の参画により企業の海外展開可能性の一層の強化が期待される。
- ・ **その他支援機関**：国内スタートアップ企業の支援を行うことを目的とした「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を政府系の8機関と共に締結し、これにより各支援機関が連携しつつ、それぞれの強みをいかしてスタートアップ企業を支援していくこととした。さらに、信金中金とも覚書を締結し、双方の情報及びネットワークをいかして企業の海外展開等における協力を行っていくこととした。

## ② 自治体との連携

- ・ 内閣府主催の地方創生SDGs国際フォーラムへの役員登壇等を通じ、自治体関係者に機構の民間連携事業を活用した企業による開発途上地域の課題解決の取組や地方創生に寄与する事例を紹介した。

## ③ 優良企業の発掘や優良案件の形成

- ・ **各種セミナー**：全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを67回実施し、1,788社、3,951人の参加を得た。
- ・ **情報発信の強化**：企業が海外展開ビジネスを成功させた優良事例、コロナ禍においても活動を進める企業の例などを積極的にウェブサイトに掲載(2020年度中に計5件の掲載)、国際開発ジャーナル誌でも広報・発信した(7件掲載)。ウェブメディアであるAMPを通じ、先進的な取組に関心のあるビジネス層に向けて、オピニオンリーダーによる中小企業・SDGsビジネス支援事業の紹介記事を掲載し、4回シリーズの各記事において2万以上のページビューを獲得、Facebookでも30万リーチに達した。また、事業の認知度を高めることを目的としてアニメーションを用いた動画を作成した。いずれもウェブやSNSでの拡散も狙った取組である。中小企業を対象とした

発信として、事業活用による利点、ビジネス展開の事例を具体的に紹介するパンフレットも改訂した。

- ・ **民間企業とコンサルタント等とのマッチング会**：2020年9月及び2021年2月に各3日間、中小企業・SDGsビジネス支援事業の活用に向けた企業向けセミナーとオンラインマッチング会を開催した。セミナー参加者及びマッチング会（面談）は、9月は延べ147人、109件、2月は延べ155人、104件にのぼり、海外展開を目指す中小企業とその支援に当たるコンサルタントの効果的なマッチングを促進した。

#### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 中小企業・SDGsビジネス支援事業（SDGsビジネス支援型）の更なる応募増加に向け、大企業と中小企業（ベンチャー企業）との連携促進に寄与すべくネットワーキングイベントの開催（2020年11月）や、開発途上地域でのSDGsビジネスを志向する企業と機構の情報共有の場として民間連携ウェブサイト「企業共創プラットフォーム」として改め、新たに運用を開始した。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大傾向が継続する状況下において、企業の海外展開に向けた着実な準備・検討の促進が課題であるが、中小企業・SDGsビジネス支援事業の2020年度第二回公示で、海外渡航を前提としない「遠隔実施型」での事業提案を可能としたように、引き続き柔軟な対応を行う。

### 5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

(2) 対応：

指摘事項は無し。



No.7 (一定の事業等のまとめ)	多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
JICA 海外協力隊、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	6,000 件 <sup>104</sup> (2017-2021)	1,200 件	1,502 件	1,913 件	2,117 件	4,018 件	件
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額 (百万円)			27,227	25,347	25,529	24,888	
決算額 (百万円)			26,443	25,312	24,789	14,095 <sup>105</sup>	
経常費用 (百万円)			26,197	25,063	24,182	13,943 <sup>106</sup>	
経常利益 (百万円)			△ 1,849	△ 363	△ 184	△ 254 <sup>107</sup>	
行政サービスコスト (百万円)			26,192	25,017	24,182	13,943 <sup>108</sup>	
従事人員数			121	121	117	126	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所	中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
<p>年度計画</p> <p>(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大</p> <p>ア ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する事業を実施する。その際、開発途上地域の課題解決ニーズに対する隊員の効果的な活動を支えるための支援を継続する。加えて、地方自治体や OV (Old Volunteer) 会等関係団体と連携して多様な形態による参加を促進するとともに、帰国隊員による社会還元を支援する。また、事業の成果を発信し、国民の開発協力への理解と支持を促進する。</li> </ul>	

<sup>104</sup> 民間連携と同等の水準として設定する。

<sup>105</sup> 暫定値

<sup>106</sup> 暫定値

<sup>107</sup> 暫定値

<sup>108</sup> 暫定値

- ・ 特に、OV 会や育てる会等関係者・団体との協力を強化し、募集の段階から帰国後まで事業とのかわりを通して多文化共生社会に求められる人材を育成するとともに、OV による帰国後の社会還元を支援する。また、東京オリンピック・パラリンピックに向け、ホストタウン事業等を通じた国内における帰国隊員の活躍の場の拡大を支援する。さらに、これまでどおり民間企業との連携は引き続き促進しつつ、隊員が有する草の根レベルの情報と民間企業の技術・サービスの相互活用の方策を検討する等、その強化を図る。
- ・ 開発途上地域とともに、国内の地域や人々から真に必要なとされる事業とするため、ボランティア事業に係る制度の改正や ICT を活用した募集・選考の運用定着を図る。

#### イ 地方自治体

- ・ 地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- ・ 特に、自治体連携事業の優良事例の発信、共有に取り組み、自治体が推進する地域の国際化や海外展開、開発協力活動を後押しすることで、国内外の SDGs の推進にも貢献する。また、地方自治体等による外国人材受入を含めた多文化共生の取組等の状況把握を行い、機構の具体的な取組を検討し、事業実施に向けた案件形成に取り組む。

#### ウ NGO/ 市民社会組織 (CSO)

- ・ NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指して NGO/CSO との対話を強化し、新規参画から草の根技術協力事業等への応募・実施に至るまでの活動を促進するための適切なコンサルテーションを行う。
- ・ 特に、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応すべく、事業パートナーの新規発掘・裾野拡大を図り、各 NGO/CSO が有する強み等をより効果的に事業にいかせるよう、案件形成・コンサルテーションを行う。加えて、NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上に取り組む。

#### エ 大学・研究機関

- ・ JICA 開発大学院連携を推進し、開発途上地域の将来の発展を担う人材に対して、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供すべく、協力大学との連携を強化する。特に、放送大学との連携により、研修員等に対し、日本の近現代の発展と開発の歴史についての講義をアクセスしやすい形で提供する。
- ・ 帰国後に日本での学びを母国の発展に効果的に役立ててもらうとともに、知日派のリーダーとして活躍することを目指し、大学との連携により、大学の学位課程の中での専門分野の教育・研究に加え、日本の開発経験について英語で学ぶプログラムを開発途上地域の人材に対して提供する。
- ・ 加えて、JICA 開発大学院連携の成果を定着・発展させ、親日派・知日派リーダーを育成するために、JICA 日本研究拠点事業を展開する。
- ・ 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大に取り組む。また、地球規模課題の解決に資する事業を実施するとともに、他の組織の事業も含む事業成果の活用を促進する。

#### オ 開発教育、理解促進等

- ・ 児童・生徒の国際理解を促進するため、開発教育支援事業を実施する。また、文部科学省、教育委員会等の教育機関、NGO 等と連携して、開発教育の裾野を拡大する取組を継続的に行う。
- ・ 特に、教員向け研修プログラムは、2020 年度からの新学習指導要領の本格導入という好機を捉え、研修等において新学習指導要領の導入に言及し広報を行う等効果的な取組を行う。

- ・ 地球ひろばを含めた国内拠点での活動を通じ、国民の開発課題・国際協力への理解を促進する。特に、東京オリンピック・パラリンピックやSDGsの広まりを踏まえ、これら動向を入り口とするイベント等の効果的な取組を行うとともに、機構の各種事業及び開発教育の教員等の関係者や関係機関との連携を通じ、地球ひろばの展示の学校教育現場での活動推進に継続的に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- ・ 課題解決に資するボランティア事業の実施、隊員経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の日本国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果をあげていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、①一時帰国中及び待機中隊員による遠隔でのボランティア事業の実施や日本国内の地域課題解決への貢献、②無料職業紹介業免許の取得、③熊本県等自治体への出向者による地方創生への貢献、④国際協力推進員（外国人材・多文化共生）の新規配置、⑤「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の創設、⑥JICA開発大学院連携の発展、及びJICAチェアの25か国での実施等、特筆すべき成果をあげた。

#### ア ボランティア

- ◎ **コロナ禍における一時帰国中及び待機中の隊員による遠隔でのボランティア事業の実施【②】**：一時帰国中・待機中の隊員によるオンライン会議ツールでの遠隔指導、動画教材の製作・配信、オンラインイベント・セミナーの開催等を積極的に促進。エチオピアでは、幼児教育隊員作成の感染予防啓発ポスターを同国保健大臣が高く評価し、配属機関を越えて計20,403枚が印刷・配布。
- ◎ **日本国内の地域課題解決への貢献【⑤】**：一時帰国中及び待機中の隊員が、留学生の生活支援やオンライン母子保健相談等、日本国内の在留外国人を支援。また、外国人技能実習生の来日が困難な群馬県嬭恋村のキャベツ農家等で隊員が農業生産地支援等を実施するとともに、地元の人々と外国人とのコミュニケーション促進にも貢献。
- ◎ **無料職業紹介業免許の取得【③】**：協力隊OVが語学力や異文化理解力等の能力をいかし、地方創生や地域における多文化共生の推進等の社会還元を実施することを一層後押しするために、機構が無料職業紹介業の免許を取得。
- 一時帰国中及び待機中の隊員を対象とした自己研鑽・能力強化のための職種別及び課題別セミナーを実施。また、派遣前訓練や派遣中の活動に利用し得る教材やツールの電子化を推進。
- ロールモデルとなるOVの活躍を都道府県別にまとめたリーフレット「日本も元気にする青年海外協力隊」を制作・配布。

- 一時帰国中及び待機中の隊員による社会還元活動や特別派遣前訓練を実施。その結果として、日本オリンピック委員会、国際大学、まちひとしごと創生本部、ASICS 等との連携協定や覚書等を締結。
- 現職教員特別参加制度の新たな運用を導入。

## イ 地方自治体

- ◎ **熊本県との包括連携協定締結に基づく取組推進【⑤】**：熊本県庁国際政策相談役兼熊本県立大学国際教育センター兼務で機構職員が出向。特に、豪雨被害に遭った被災地の復旧・復興のための官民連携ボランティア派遣、国際協力人材を活用した地域おこしの支援、県内高校への SDGs/ 国際理解教育等を実施し、地元新聞や全国紙の地方版等に掲載。
- ◎ **自治体への出向者による地方創生への取組【⑤】**：島根県海士町で文部科学省 Edu-Port ニッポン公認プロジェクト採択、草の根技術協力事業採択、東京オリンピック・パラリンピック大会 2020 のミクロネシア連邦のホストタウン登録の実現に機構からの出向者が貢献。同出向者は内閣官房オリパラ事務局から「ホストタウン・リーダー」として選出・表彰。
- ◎ **国際協力推進員（外国人材・多文化共生）の新規配置【⑤】**：外国人材受入・多文化共生に向けた国際協力推進員制度を新たに立ち上げて 12 名を配置。各地域で国内拠点における調査・パイロット事業を準備又は実施し、例えば北海道では、草の根技術協力の国内活動や開発教育支援における留学生の活用や、技能実習生不足を補うための在留外国人と農家とのマッチング支援といった具体的取組を推進。
- 東ティモール、サモア、マラウイで廃棄物対策や水供給分野における自治体のノウハウを活用した技術協力を実施。
- 草の根技術協力事業で、開発途上地域及び日本の地域社会や産業を支える人材の循環を目指す取組である「日本・途上国循環モデル」を新たに創設。
- 四国運輸局と連携覚書を結び、観光分野での協力に向けた「特別囑託（国内貢献型）」の第一号を派遣。
- 各拠点で在留外国人支援策・多文化共生セミナー等の実施を推進。また、自治体としては初めて、茨城県と外国人材受入れに関する連携覚書を締結。

## ウ NGO/CSO

- ◎ **「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の創設【②⑤】**：日本で外国人労働者を受け入れる企業、業界団体、弁護士、学識経験者、市民社会等と連携し、ASSC と機構が共同事務局として、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」を設立。設立以来、企業・団体会員 149 団体、個人会員 52 名と、日本を代表する大企業や中小企業を束ねる業界団体も加盟。
- NGO-JICA 協議会をオンラインで 2 回開催。また、NGO・機構の若手勉強会を開催し、難民支援、外国人材支援・多文化共生、DX・オンライン支援等のテーマに計 4 回延べ 473 人が参加。
- 草の根技術協力事業のうちパートナー型 10 件、地域活性化特別枠 16 件、支援型で 23 件を採択。初めて国際協力を行う団体向けの JICA 基金活用事業を 10 件採択。また、NGO/CSO 等の組織運営や事業実施に係る能力強化を目的とする NGO 等提案型プログラムを 11 件実施。さらに、NGO 等の能力強化に資する研修を計 44 回延べ 608 人に実施。
- コロナ禍で甚大な影響を受ける脆弱層支援や渡航制限下での事業継続を臨機応変に行うべく、草の根技術協力事業で実施中案件の活動内容の拡充や終了後案件の事後調査活用を通じた柔軟な対応を実施。

## エ 大学・研究機関

- ◎ 「日本の近代化を知る 7 章」の続編の制作、日本の保健医療政策に関する特別講義の実施【②】：オンラインで計 7 回開催、機構研修員等 172 人が参加。順天堂大学と連携し新型コロナ感染防止対策を含む日本の保健医療政策について特別講義を実施。放送大学との共同制作番組「日本の近代化を知る 7 章」の続編を制作し、放送開始。
- ◎ 「JICA チェア」の 25 か国への展開【②】：開発途上地域各国のトップクラスの大学等を対象に、日本研究の講座設立支援を行うプログラム「JICA チェア（JICA 日本研究講座設立支援事業）」を開始、25 か国に展開。ソフィア大学（ブルガリア）、タマサート大学（タイ）等で放送大学と共同で制作したビデオ教材「日本の近代化を知る 7 章」を活用し、日本の大学教員が遠隔による講義や図書寄贈を実施。
- ◎ コロナ禍における留学生来日の実現【③】：コロナ禍のなか、機構が追加的防疫措置を講じることを条件に約半年で 571 人の留学生来日を実現。留学生が来日を待つ間も、遠隔講義の枠組みを導入し、学びの断絶を回避する措置を実施。
- ◎ 人材育成奨学計画（JDS）を通じた知日派・親日派人材の育成【③】：新規大学 2 校を含む 31 大学 50 研究科へ 367 人が入学、コロナ禍の困難な調整を通じて 2019 年度同様に留学生受入を実現。また、ミャンマーの在京大使、ASEAN 常駐代表など、日本の外交政策上の重要ポストに JDS 修了生の就任が相次ぎ、継続的な事業実施による成果が着実に発現。
- 機構留学生に対する初の合同プログラム（オンライン）で、JICA 開発大学院連携の概要、機構理事長との意見交換、「イノベーション」や「リーダーシップ」をテーマとする講義やディスカッションを実施。個別案件の枠を超えた同留学生及び同プログラムに参加した日本企業とのネットワークの形成機会を提供。
- 地域理解プログラム（7 国内拠点）、機構と各大学が協働して設置・提供する授業科目からなる個別プログラム（23 大学）を実施。
- イノベティブ・アジア（71 人）、シリア「平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」（6 人）を通じた研修員の受入を実施。
- SATREPS において、12 案件を採択。SATREPS 事業の実績は、2020 年度末時点で実施国累計 52 か国、実施案件総数 157 件。

## オ 開発教育、理解促進等

- 教師海外研修参加者、JICA 海外協力隊経験者等全国から 24 人の教員を対象に開発教育指導者研修を日本国際理解教育学会の協力を得てオンラインで実施。また、新型コロナの影響を受け、教師海外研修を中止とする一方、国内で実施可能な代替対応として開発途上地域と遠隔接続する形で各種研修等を実施。
- 教科書会社向けに機構のイベントの定期的な告知や授業実践の優良事例等の共有を継続して行った結果、2020 年度発行した 6 冊の教科書及び、2021 年度発行する 9 冊の教科書へ機構の事業について掲載。
- 新型コロナの影響による緊急事態宣言発令等を受け、地球ひろば等の施設は臨時休館を余儀なくされたが、感染対策を講じたうえで再開したほか、新型コロナウイルスの影響下でも児童生徒などが活用しやすいオンラインでのプログラム提供等の新たな取組を通じ、開発協力の理解を促進。

## 4. 業務実績

### No.7-1 ボランティア

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ボランティア派遣人数（人）	1,499人 <sup>109</sup>	1,463人	1,227人	1,146人	10人 <sup>110</sup>	人
ボランティア活動における達成度アンケート結果	63.3% <sup>111</sup>	50%	52.4%	52.9%	32.6% <sup>112</sup>	%
機構ボランティアウェブサイトの訪問者数	165万人 <sup>113</sup>	232万人	302万人	300万人	148万人 <sup>114</sup>	万人

#### (1) 国内外の課題に貢献する事業展開

##### ① 一時帰国中及び待機中の隊員による開発課題に沿ったボランティア事業の実施

- **コロナ禍における一時帰国中及び待機中の隊員による遠隔でのボランティア事業の実施**：コロナ禍による一時帰国中及び待機中の隊員に対し、配属機関や任国に対しての活動を促進した結果、オンライン会議ツールを用いた遠隔指導、動画教材の製作・配信、オンラインイベント・セミナーの開催が積極的に行われた。それを通じ、学習環境やトレーニング環境の継続的な提供に加え、職種や任国を超えた隊員間の協力による教材の作成・提供に至った。具体例として、エチオピアでは幼児教育隊員が作成した感染予防啓発ポスターが同国の保健大臣によって高く評価され、配属機関を越えて広がり、計20,403枚の印刷・配布に至った。
- ・ 延べ1,600人を超える一時帰国中及び待機中の隊員を対象とした自己研鑽・能力強化の一環として、職種別（小学校教育、コミュニティ開発、日本語教育等）及び課題別（青少年活動、幼児教育、スポーツ（コーチング）、障害児・者支援等）のセミナーを実施した。また、この取組を土台とし、派遣前訓練や派遣中の活動に利用し得る教材やツールの電子化を進めた。

##### ② 社会還元活動の促進

- **日本国内の地域課題解決への貢献**：一時帰国中及び待機中の隊員に対し、日本国内の地域課題解決にも資する活動を促進した結果、任地での経験や言語の経験や言語等をいかして、多くの隊員が日本国内の外国人支援を含めた地域課題に取り組んだ。例えば、日本国内に残る留学生に対する生活支援や日本文化の紹介、外国語でのオンライン母子保健相談等を通じ在留外国人を支援した。また、外国人技能実習生を受け入れている群馬県嬲恋村のキャベツ農家等で、隊員が農業生産地支援等を実施し、人手不足への迅速な対応とともに地元の人々と外国人とのコミュニケーション促進にも貢献した。協力隊事業の目的の一つでありつつも従来は協力隊OVに期待してきた「社会還元」活動に、現役隊員が携わる事例となった。
- **無料職業紹介業免許の取得**：機構は、協力隊OVが語学力や異文化理解力等の能力をいかし、地

<sup>109</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>110</sup> 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年3月から派遣中全隊員の一斉帰国を余儀なくされたもの。2020年11月以降、諸条件が整った国への渡航再開に取り組んだ結果、再派遣者66人に加え、10人の新規派遣を実施した。

<sup>111</sup> 2015年度実績（隊員本人による「満足度」評価の最上位の平均値）

<sup>112</sup> 派遣中全隊員の一斉帰国に伴い、当初予定していた活動計画の遂行が困難となり、達成度アンケートの数値が例年を下回った。

<sup>113</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>114</sup> 感染拡大の影響で春秋の募集を中止したことから、ウェブサイトの訪問者数も減じたものの、帰国後に国内待機となった隊員による種々の協力活動は多くのメディアで採用され注目を浴びた。

方創生や地域における多文化共生の推進等の社会還元を実施することを一層後押しするために、無料職業紹介業の免許を取得した。それにより、需要のある自治体等とのマッチングに關与する等、きめ細かい対応を行う基盤が整備された。

- ・ 協力隊 OV による社会還元で戦略的に取り組むため、派遣期間終了時プログラム（旧帰国時プログラム）で多文化共生の講座（在留外国人の現状や関わり方等）を増強し、外国人受入の局面で求められる留意事項などをより広い対象者に伝達した。
- ・ ロールモデルとなる協力隊 OV の活躍を都道府県別にまとめたリーフレット「日本も元気にする青年海外協力隊」を制作・配布し、本事業への国民の理解と支持を促進した。

## (2) 国内における多様な担い手との連携

- ・ 日本国内各地の協力隊 OV 会や協力隊を育てる会等の関連団体と協働し、待機中の隊員や一定期間後の再派遣が見込まれる特別登録隊員に対して、PARTNER を経由した国内での活動機会の情報を提供する等、「社会還元」を推進する環境整備を行った。
- ・ 一時帰国中及び待機中の隊員による社会還元活動の促進や特別派遣前訓練を実施した結果、国内での事業理解が促進され、連携協定や覚書等の締結という形で今後の参加促進や協力隊 OV の社会還元等パートナーとなる連携先（日本オリンピック委員会、国際大学、まちひとしごと創生本部、ASICS 等）の獲得に繋がった。
- ・ 2020 年春募集では、国内各地の協力隊 OV 会等パートナーとの連携を強化し、地域密着（アウトリーチ）型の募集・広報を行った結果、応募人数は 2019 年春募集比 22% 増加となる 1,283 人となった（ただし、その後コロナ禍により選考は中止した）。

## (3) 国民の一層の理解と支援の醸成及び参加促進に向けた広報と施策

- ・ 新型コロナ感染拡大防止の観点から、全国説明会キャラバンを 4 月から 8 月まで中止したが、9 月以降はオンラインで説明会キャラバンを実施した。その結果、地理的または時間的制約で説明会に来られない関心者にも情報提供を行う基盤を形成した。
- ・ 開発途上地域の教育分野における協力要請に応え得る資格要件を備えた現職教員を安定的に開発途上地域の教育現場へ派遣すること及び帰国した派遣教員が自らの隊員経験と知見を職場・地域社会へ還元し、多文化共生を推進する役割を担うことを目的として、現職教員特別参加制度の新たな運用を導入した。
- ・ 派遣前の隊員に機構が待機を指示する場合に、当初の派遣期間開始予定日から機構が待機を指示する期間を「派遣前待機期間」とし、本邦支出対応手当の支給対象期間とするよう規程改正するとともに、待機手当の支給を含めて、前例のない人数規模に対するその支給手続きと照会対応を適切に行った。
- ・ 2020 年度に訓練に入る予定であった合格者については、コロナ禍によって訓練開始時期が 1 年程度延期となった。そのなか、希望者に対し、国内各地の地方創生の現場における特別派遣前訓練の形で地域貢献機会を提供し、隊員活動の際の能力強化を行った。

## (4) スポーツと開発への貢献

- ・ 一時帰国中隊員及び日本政府が推進するスポーツを通じた国際貢献事業「Sport for Tomorrow」に貢献すべく、当初目標とされた、体育・スポーツ隊員の新規派遣数（基準値の 81 人（2012 年度実績）

からの) 倍増を達成した。一方、2020 年度に関しては、基準値を上回る派遣人数を計画していたが、新型コロナの拡大に伴い、新規派遣を中止した。待機中隊員に対しては遠隔での開発途上地域支援の継続を促進し、オンラインツールを活用して直接指導を行うなど、工夫を凝らしながら多くの体育・スポーツ隊員による遠隔活動が実施された(上記(1)-①のとおり)。

- ・ ボランティア事業における国内への社会還元を目的に、ホストタウン事業での隊員の活用促進を推し進め、自治体への紹介や関連イベントの協働実施に繋がった。なかでも、ジンバブエのホストタウンである東京都港区及びヨルダンのホストタウンである秋田県能代市に対して機構から OV を紹介した結果、イベントへの日本在住外国人の参加、オリンピック・パラリンピック参加国の国民食の提供やスポーツを通じた隊員活動の紹介が実現し、自治体のグローバル化の推進及び一般市民の国際協力への理解促進に貢献した。

## (5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 派遣前隊員向け「新型コロナウイルス感染症予防・啓発研修」(オンライン)を企画、実施した。動画による新型コロナの解説、発熱等類似初期症状を示すほかの感染症に係る情報提供や、予防行動の徹底のための指導などからなる「予防」パート、機構が進める「健康と命のための手洗い運動」に関連する動画等による「啓発」パートからなるもので、隊員の安全を守るとともに、職種・配属先を問わず、隊員全員が感染症予防に係る普及活動を推進できるよう後押しした。その結果、第一陣としてベトナムに再赴任した隊員が、機構事務所と協力して感染予防啓発動画を製作し、ベトナム保健省が啓発している感染予防対策の 5K をとりあげ、事務所と協働で普及活動に取り組んだ(SDGs Goal 3 (すべての人に健康と福祉を)、6 (安全な水とトイレを世界中に))。
- ・ 帰国後にコーヒー産業に携わっている協力隊 OV による「オンライン・コーヒーセミナー」を隊員応募関心層・一般関心層向けに実施した。日本の消費者にとっても身近な「コーヒー」を題材に、生産地域・生産者をつなげるビジネスという視点で SDGs を分かりやすく紹介して好評を得た(SDGs Goal 8 (働きがいも経済成長も)、12 (つくる責任、つかう責任))。
- ・ 一時帰国中及び待機中の隊員に対し、関係者とのネットワーク構築や今後の活動並びにキャリアデザインの参考情報の提供機会として、隊員向け「SDGs セミナー」を実施した。各回、150 人～250 人程度の隊員がオンラインで参加した。

## (6) 事業上の課題及び対応方針

コロナ禍に伴い多くの隊員が帰国し、開発途上地域における活動中断を余儀なくされているものの、本格的な事業の再開に努める。再開にあたっては、コロナ禍で隊員が安全かつ健康に活動するための態勢整備を図るとともに、適切かつ柔軟な派遣前の訓練形態及び内容を検討し、導入する。ボランティア事業評価ガイドライン策定後初めてとなる 2019 年度事業評価報告書を策定し、概要を機構のウェブページに公開した。事業評価結果をいかし 2021 年度以降の事業運営を行う。



## No.7-2 地方自治体

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
草の根技術協力事業によるパートナー数 (No7-3、7-4 含む)	45 法人・団体 <sup>115</sup>	40 法人・団体	60 法人・団体	60 法人・団体	48 法人・団体	法人・団体
アクター別の草の根技術協力事業の実績 (地方自治体) 相談件数 / 応募件数	相談：160 件 <sup>116</sup> 応募：20 件 <sup>117</sup>	相談：295 件 応募：24 件	相談：326 件 応募：41 件	相談：318 件 応募：32 件	相談：380 件 応募：21 件	相談：件 応募：件
活動報告等の発信回数 (No7-3、7-4 含む)	- <sup>118</sup>	392 回	395 回	351 回	136 回	回

### (1) 自治体が有する知見、技術等を活用した事業の展開及び地域活性化への貢献

- 自治体のノウハウを活用した技術協力として、東ティモールでの廃棄物の未利用資源の循環システムの構築・普及、サモアでの行政と住民と協働による廃棄物の適正処理システムの確立に向けて、自治体の参加を得た計画策定を行った。また、横浜市水道局の協力を得て派遣予定だった長期専門家がコロナ禍で渡航できない状況のため、マラウイに対し遠隔での技術指導を行った。一部の技術協力プロジェクトでは、自治体が出資する団体が参画する事例も出てきており、日本の自治体を持つノウハウの政策レベルでの活用・展開が期待された。
- オンライン等を活用して草の根技術協力事業に関するコンサルテーション等を進めた。その結果、2020年度に2回行われた草の根技術協力事業の募集では、1回目10件、2回目11件の応募があり、1回目8件、2回目8件の案件を採択した。うち1件は埼玉県がタイ・レムチャバン市と共同で未処理汚水の半減を目指す「レムチャバン市下水道インフラ維持管理支援プロジェクト」で、ファスト・トラック案件として通常プロセスよりも先行して採択し、通常の立ち上げ開始よりも早く開始できるよう手続きを進めた。
- 草の根技術協力事業では、コロナ禍においてオンラインを駆使し活動を継続した。ベトナムでは下水道事業運営能力の向上を目指し、月2回の定期的なテレビ会議やデータ取得方法を学ぶワークショップをオンラインで実施した。コロナ禍での継続的な活動が評価され、ハノイ市からは本事業終了後の後継事業についても打診を受けた。ネパールでは、現地でのロックダウン等の影響により、妊婦健診受信者数の低下や自宅分娩率が上昇したことを受け、オンラインでの妊産婦ケアの情報提供を開始する等遠隔での支援を実施した。
- 草の根技術協力事業において、日本と開発途上地域の人材等の有機的なつながりに重きを置き、開発途上地域及び日本の地域社会や産業を支える人材の循環を目指す取組である「日本・途上国循環モデル」を新たに創設した (2020年度は7案件採択)。

<sup>115</sup> 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は、180 法人・団体

<sup>116</sup> 2015 年度実績

<sup>117</sup> 2013-2015 実績平均 (実績は 60 件)

<sup>118</sup> 新たに統計を取る取組のため基準値なし

## (2) 地方自治体との連携強化を通じた地域活性化への貢献

- ・ 機構は岩手県陸前高田市（2名）、茨城県、埼玉県横瀬町、横浜市、島根県海士町（2名）、熊本県に職員を出向させ、開発途上地域での協力事業や研修事業、ボランティア事業等との連携などにより、当該自治体の課題解決・活性化に取り組んだ。また、茨城県、埼玉県、横浜市、兵庫県、神戸市、島根県海士町、北九州市、熊本県、沖縄県との包括的な連携協定に基づき、各自治体の国際協力や草の根技術協力実施の支援、国際人材の育成等に貢献した。連携協定については、上記のほか北海道、茨城県古河市、横浜市教育委員会等とも協議を進めた。あわせて、全国の各都道府県の国際協力協会等に合計49人（2020年度末時点）の国際協力推進員を配置し、自治体を実施する国際協力事業をともに推進しているほか、中部センターに地域連携アドバイザーを配置し、所管地域の全体の結節点として、機構内外のリソースを活用した事業促進に貢献した。
- **熊本県との包括連携協定に基づく取組推進**：熊本県では、包括連携協定に基づき2020年6月から熊本県庁国際政策相談役兼熊本県立大学国際教育センター兼務で機構職員が出向し、国際協力人材の活用や開発協力経験をいかした熊本県の国際政策支援等を実施した。豪雨被害に遭った被災地の復旧・復興のための官民連携ボランティア派遣や、国際協力人材を活用した地域おこしの支援を行った。このほか、熊本県立大学・熊本県教育委員会とともに、県内高校へのSDGs/国際理解教育を協力隊関係者等にも参画してもらい、開始した。熊本県での一連の取組は地元新聞や全国紙の地方版等でも取り上げられた。
- **自治体へのお出向者による地方創生への取組**：島根県海士町では、2名のお出向者による海士町と国内・海外をつなげる取組の支援が進み、文部科学省 Edu-Port ニッポン公認プロジェクト採択や草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）の採択につなげた。さらに、島前地区3町村（海士町、西ノ島町、地夫村）が東京オリンピック・パラリンピック大会2020のミクロネシア連邦のホストタウン登録することを実現させた。これらの機構職員の取組が評価され、内閣官房オリパラ事務局からは海士町お出向者が「ホストタウン・リーダー」に選出・表彰された。
- **特別嘱託（国内貢献型）の創設**：専門家人材を通じた内外一元化（開発途上地域の課題解決とその成果の日本社会への還元）を実現し、国内での地方創生や外国人材の受入れに貢献するために、国内で活動を行う「特別嘱託（国内貢献型）」を創設した。国土交通省四国運輸局と連携覚書を結び、コロナ禍で失ったインバウンド需要の再創出に向け、特別嘱託（国内貢献型）の第一号を派遣し、四国地域の観光コンテンツ造成やインバウンド受入態勢整備等を進めた。
- ・ 埼玉県横瀬町役場では、機構職員がお出向し、横瀬町官民連携プラットフォーム事業「よこらぼ」の運営支援や町の総合振興計画の策定等に従事した。「よこらぼ」では、企業等の実施したいプロジェクトを横瀬町のフィールドや資産を活用しサポートを行うもので、161件の提案があり91件が採択された。（2020年度末時点）本事業の取組はメディアにも多く取り上げられ、案件が案件を呼ぶ好循環が生まれ、町の知名度向上に大きく寄与した。
- ・ 2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、秋田県にかほ市がリベリアのホストタウンとなった。ホストタウン登録に向けた同市のイベント・広報を、秋田県に配置する国際協力推進員が支援した。また、群馬県片品村がホンジュラスのホストタウンとなるなかで、機構職員、海外協力隊OV、待機中の海外協力隊員がお出向講座の実施やイベント企画等の支援を行った。
- ・ 上記取組を発信すべく、各国内拠点で自治体と連携したイベント開催、全国・地方新聞への取材対応、機構ホームページに自治体連携の優良事例の紹介、一般社団法人国土政策研究会発刊「国土と政策」への「国際協力を通じたJICAの地域活性化への取り組み」等の紹介を行った。

### (3) 外国人材受入環境整備への貢献

- ▶ **国際協力推進員（外国人材・多文化共生）の新規配置**：各都道府県で外国人材受入・多文化共生を進めるための国際協力推進員制度を新たに立ち上げ、2020年度に10名の国際協力推進員（外国人材・多文化共生）を配置し、センターや国際協力協会等で、当該県の外国人材受入・多文化共生のための取組や課題分析を開始した。また、北海道・中部・関西・九州では国内拠点における調査・パイロット事業が実施済/実施中であるほか、横浜・東北・四国・東京でも調査実施準備を進めた。なお、北海道では、同調査を踏まえ、草の根技術協力の国内活動や開発教育支援における留学生の活用や、技能実習生不足を補うため、道庁農政部にも働きかけ、在留外国人と農家とのマッチング支援といった具体的取組を実施した。在留外国人で就業を希望するが日本語が出来ない人に対し、機構が研修コーディネーターを通訳として備上し、必要に応じて行政へのアクセス等もサポートした。
- ・ 横浜センターでは県教育委員会と協力し、機構事業の成果品を活用し、外国につながる児童・生徒支援のための教材翻訳を支援した。また、関西センターでは、在住外国人の防災リーダー育成に向けた支援を行った。多文化共生×防災 JICA ワークショップは、関西のみならず埼玉県等にある約10のベトナム人団体から22人が参加し、オブザーバーとして自治体、国際交流協会、技能実習監理団体、技能実習生受入企業、市民団体、海外協力隊のベトナムOV等32人が参加した。さらに、各拠点で在留外国人支援策・多文化共生セミナー等の実施を推進した。
- ・ 自治体としては初めて、茨城県と外国人材受入れに関する連携覚書を締結した。同覚書は外国人材受入れを積極的に進める茨城県側からの強い要望に基づき締結されたものであり、今後外国人材の受入促進、県内企業の海外展開支援や人材育成、外国人材と県民の相互理解促進などの同県の取組を支援するものである。

### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 草の根協力事業では、「水と衛生（SDGs Goal 6）」、「健康福祉（SDGs Goal 3）」、「質の高い教育（SDGs Goal 4）」の達成に貢献する自治体等と連携する事業が多数展開された。
- ・ 中部センターは、国連地域開発センター（UNCRD：United Nations Centre for Regional Development）が企画・推進する中部圏の「SDGsプラットフォーム立ち上げ構想」に自治体や中部経済連合会とともに参画し、産学官で当地域のSDGs推進を目指すアイデアの実現等を支援した。また、宮城県東松島市が内閣府による「SDGs未来都市」への指定を受け、SDGs推進のための計画づくりを進めるなかで、多文化共生社会構築への支援、海外への復興事業への発信等を盛り込む形で計画策定を支援した。
- ・ 国内におけるSDGs認知度の向上と、一般市民が開発途上国のSDGs達成に貢献できる機会を作るため、企業、自治体及びNGO/CSOと協働した新規寄附金事業「SDGs寄附金事業」を立ち上げるべく、パイロット事業立ち上げのための準備を開始した。

### (5) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの感染拡大を受け、各受託団体の従事者は原則帰国し日本国内での活動が中心となった。渡航再開は受託団体の責任者が確認することとなっているが、特に草の根技術協力を受託する自治体では、短期渡航で対応することが多いため、現地での活動を再開できないケースが相次いでいる。あわせて、現地調査を実施できないため、採択案件済における開始遅延等の課題が出ている。渡航再開

については、各国の最新情報を逐次に受託団体に伝え、渡航再開や遠隔事業実施に向けた対応を進める。特にコロナ禍で計画策定のための短期渡航が困難な現状を踏まえ、オンラインでの調査・計画策定をしていくための支援業務を2021年度に開始すべく取り組む。

### No.7-3 NGO/ 市民社会組織 (CSO)

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績 (NGO/CSO) 相談件数 / 応募件数	相談：450件 <sup>119</sup> 応募：27件 <sup>120</sup>	相談：459件 応募：79件	相談：683件 応募：71件	相談：672件 応募：69件	相談：1,087件 応募：59件	相談：件 応募：件

#### (1) NGO/CSO との連携促進・強化、担い手のすそ野拡大

- 2020年度は、NGO－JICA 協議会をオンラインで2回開催し、草の根技術協力事業の質の向上や NGO-JICA の連携強化に向けた方策等を協議するとともに、協議会の運営を行う NGO と機構双方のコーディネーターによる会議等を通じて、きめ細やかな協議を進めた。また、協議会とは別に NGO・機構の若手勉強会を開催し、難民支援、外国人材支援・多文化共生、DX・オンライン支援等のテーマに延べ473人が参加を得て、計4回互いの知見やナレッジの共有を進めた。
- NGO等の有する独自性・自発性・現地での強みをいかした連携協働事業である草の根技術協力事業において、2020年度は新型コロナの影響を受けつつも、パートナー型で10件、地域活性化特別枠16件、支援型で23件を採択した。
- 初めて国際協力を行う団体が参加する JICA 基金活用事業(1件100万円)を10件採択した。その他、NGOの活動を支援する NGO 主催イベントへの協力、機構職員の NGO インターン派遣等の人事交流、意見交換の実施による相互の連携・対話を進める等、連携強化の取組を進めた。

#### (2) NGO/CSO の知見をいかした事業実施、質の向上の取組

- NGO/CSO 等に対し、事業実施上必要となる関連知識や情報を広く提供するとともに、組織運営や事業実施に係る能力強化を行うことを目的とする NGO 等提案型プログラムを11件実施した。具体的には、SDGs ファシリテーターの育成、危機管理・安全管理研修プログラム、広報やファンディング等のプログラムを実施した。
- その他、開発途上地域における事業実施に際して必要となる NGO 等の能力強化に資する研修(事業マネジメント、現地調査実践、モニタリング・評価)を機構国内・外の拠点で実施した(計44回、延べ608人)。また、新型コロナ感染拡大を踏まえ、これら研修をオンラインで実施するとともに、研修(計画・立案)の一部でマルチメディア教材の作成を進めた。
- 草の根技術協力等現地での市民参加事業の活動のバックアップや案件形成等を支援するため、約20か国に NGO ジャパンデスクを設置し、当該国における本邦 NGO の活動支援を行っている。2020年度は新たにインドにおいて、現地で活動登録を行っている約1,000団体の情報をリストアップし、現地パートナーを求める NGO/CSO や企業等に向けて機構ウェブサイトにて公開するとともに配付用冊子を作成した。
- 「市民参加事業ポータル」を新たに立ち上げ、市民参加事業の草の根技術協力事業、国際協力推

<sup>119</sup> 2015年度実績

<sup>120</sup> 2013-2015年度実績平均(実績は80件)

進員、NGO 提案事業、NGO デスク等のマニュアル・執務要領、各種フォーマット等を一覧・検索でき、機構内の国内機関・在外担当者が実務でいかせるよう整備した。また、制度創設以降初めての経費実態調査を実施し、調査結果を踏まえた間接経費率の適正化や各種制度の合理化を進め、NGO 等にとってより使いやすく事業実施に注力できる魅力ある制度にすべく、「草の根技術協力事業にかかる経理処理ガイドライン」及び「草の根技術協力事業にかかる経理処理ガイドライン」の改正を進めた。

- ・ 2020 年度より各課題におけるクラスター協議（国内リソース拡大）等の検討を進め、課題別に草の根技術協力事業の採択済み及び実施中案件を取りまとめ、市民参加事業において連携実績があるアクターの機構内他事業での連携のための情報共有や、事業の主流化・政策化を促進のための情報共有を進めた。また、教育・保健分野等で草の根技術協力事業に参画した NGO がコンサルタントと共同体を組んで技術協力事業（調査、専門家、研修等）に参画し、NGO による ODA 事業への参画機会の拡大が促進された。
- ・ 草の根技術協力事業から相手国政府の政策等につながる事例が、教育、保健、障害者支援分野等で確認された。例えば、セーブザチルドレンが取り組む草の根技術協力「モンゴルにおける子どもの権利・保護法設立後の要保護児童支援制度定着化支援事業」では、現地で活動するドナーと協力し、政府機関の人材能力体制強化、政策提言等を実施し、作成したマニュアル及びガイドラインが採用され制度として定着が図られた。
- 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の創設：一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン（ASSC：アスク）を軸に、日本で外国人労働者を受け入れる企業、業界団体、弁護士、学識経験者、市民社会等と連携し、ASSC と機構が共同事務局として、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI：Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society）」を任意団体として設立した。外国人労働者を巡る人権・労働問題が国内外で指摘されるなか、同プラットフォームでの活動を通じ、外国人労働者の適正な受入に貢献し、「世界の労働者から信頼され、選ばれる日本」となり、包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指すものである。2020 年 11 月の JP-MIRAI 設立以来、企業・団体会員 149 団体、個人会員 52 人（2020 年度末時点）と、日本を代表する大企業や中小企業を束ねる業界団体も加盟、メディア掲載 20 件以上と大きな反響を呼んだ。設立後、JP-MIRAI による緊急支援として、会員企業の協力もありコロナ禍で帰国困難となったベトナム人への就業支援を行った。

### (3) 新型コロナ感染拡大下での事業対応

- ・ コロナ禍において甚大な影響を受ける脆弱層支援や渡航制限下での事業継続を臨機応変に行うべく、草の根技術協力事業において実施中案件の活動内容の拡充や終了後案件の事後調査活用を通じた柔軟な対応を行った。実施中案件の拡充として、8 案件でコロナ禍によりニーズが高まった現地活動（障害者や高齢者の在宅リハビリ支援、災害時の感染症対策、手洗い運動、若年失業者を対象とした農業研修等を実施）を追加したほか、残る 59 案件においても、順次計画の見直しに向けた調整を行った。
- ・ 具体的には、バングラデシュで「特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会」が実施する地域防災の案件において、地域内のサイクロンシェルターへ衛生資材備蓄・手洗い場設置をするとともに、コロナ禍での避難経験調査や感染予防に留意した避難に係る住民啓発等を

実施した。また、ネパールで「特定非営利活動法人ラブグリーンジャパン」が実施する農業案件においては、新型コロナに起因する若年層失業者（出稼ぎから急きょ戻った人、出稼ぎが中止になった人）を対象とした農業研修とマーケティング研修を実施した。

- ・ 終了案件の事後調査を活用した事例として、「特定非営利活動法人アクション」がフィリピンにおいて実施した児童養護施設を対象とした案件を踏まえ、コロナ禍においては実施可能な活動を機構フィリピン事務所と協議し、当団体现地法人与機構フィリピン事務所が現地で委託契約を締結する形でストレス・マネジメントの教材を新型コロナの文脈に修正する形で活用したオンラインセミナーを実施した。
- ・ コロナ禍により事業開始が遅れている採択済案件及び契約未締結案件 140 件（2020 年度第 1 回採択まで）について、可能な限り早期に開始できるよう、実施団体に対して柔軟に事業計画の見直しに応じる旨のメッセージを発信した。具体的には、現地渡航再開を待たず遠隔での活動開始を前提とした計画の見直しやプロジェクト枠組みの再検討に向けた協議・調整を行った。
- ・ また、草の根技術協力事業においてファスト・トラックによる緊急新規案件を採択し、インドネシアで「一般社団法人コペルニク・ジャパン」が行う「オンラインビジネスに関する技術協力を通じた女性支援団体の能力開発及び女性零細企業家の生計向上支援」を採択した。

#### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 日本国内における SDGs 認知度の向上と、市民が開発途上地域の SDGs 達成に貢献できる機会を作るため、2020 年度は企業、自治体及び NGO/CSO と協働した新規寄附金事業「SDGs 寄附金事業」を立ち上げるべく、パイロット事業立ち上げの準備を開始した。

#### (5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 全世界で新型コロナの感染が拡大するなか、各受託団体の従事者は原則帰国し、日本国内での活動が中心となった。渡航再開は受託団体の責任者が確認することとなっているが、活動地の制約等から現地活動が再開できない事例が相次いでいる。あわせて、現地調査を実施できないため、採択案件における開始遅延等の課題が出ている。2021 年度も渡航再開については、各国の最新情報を逐次受託団体に伝え、渡航再開や遠隔事業実施に向けた対応を引き続き進める。また、特にコロナ禍で計画策定のための短期渡航ができない現状を踏まえ、受託団体がオンラインで調査・計画策定ができるための支援業務を 2021 年度中に立ち上げる予定である。

## No.7-4 大学・研究機関

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績（大学・研究機関）相談件数 / 応募件数	相談：140 件 <sup>121</sup> 応募：10 件 <sup>122</sup>	210 件 34 件	217 件 26 件	228 件 29 件	549 件 27 件	件 件
新規 SATREPS 協力及び SATREPS 案件の結果を踏まえて形成・採択された新規協力数	11.75 件 <sup>123</sup>	13 件	11 件	12 件	12 件	件
大学との連携による戦略的な育成人材数（長期研修等）	59 人 <sup>124</sup>	1,004 人	721 人	692 人	822 人	人

### (1) JICA 開発大学院連携

- ▶ 「日本理解プログラム」（共通プログラム）：2020 年度は新型コロナ感染防止のためにオンラインを活用した上で、実施規模を拡大して計 7 回開催し、機構研修員等 170 人の参加を得た。また、順天堂大学とも連携し、新型コロナ感染防止対策を含む日本の保健医療政策について特別講義を実施した。受講対象者の更なる拡充に向けて、放送大学と共同制作した講義番組「日本の近代化を知る 7 章」を同学の生涯学習支援チャンネルである「BS キャンパス ex」で毎月繰り返し放送した。さらに、同講義番組をオンライン授業として、インターネットを介したオンデマンドにより視聴する機会の提供を試行開始した。加えて、コンテンツの充実化を図り、放送大学と上記「日本の近代化を知る 7 章」の続編を制作し、放送を開始した。
- ▶ 「JICA チェア」：日本の開発経験等を学ぶ機会を国外にも広げるため、開発途上地域各国のトップクラスの大学等を対象に、日本研究の講座設立支援を行うプログラム「JICA チェア（JICA 日本研究講座設立支援事業）」を開始した。ブルガリアのソフィア大学や、タイのタマサート大学等で、放送大学と共同で制作したビデオ教材「日本の近代化を知る 7 章」を活用するとともに、日本の大学教員が遠隔による講義を実施した。海外の要人からの期待も高く、同教材は将来的に各国の大学で利用することを目的に、多言語（ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、ペルシャ語）に翻訳を行った。また、JICA チェアに関するパンフレットを作成し、機構のウェブサイト概要や事例を紹介し、広報を行った。
  - ・ 地域理解プログラムを新型コロナ感染予防対策を徹底しつつ 7 国内拠点で実施した。遠隔講義や視察を含めたプログラムを実施し、地域ならではの特色ある経験を伝えることで、日本理解の深化、地域の方々との直接のふれ合いの場を提供するとともに、各現場で様々なアクターがどのように連携して開発を進めたのかを学ぶ貴重な機会とすることができた。
  - ・ 開発途上地域の知日派リーダー育成に資するべく、各専門分野での日本の開発経験等を伝えるため、機構と各大学が協働して設置・提供する授業科目からなる個別プログラムの開発・実施を推進した。2020 年度は 23 大学で個別プログラムが実施された。本プログラムでは、機構関係の留学生のみならず国費外国人留学生等のほかの留学生や日本人学生も共に学ぶ機会を提供した。

<sup>121</sup> 2015 年度実績

<sup>122</sup> 2013-2015 実績平均（実績は 30 件）

<sup>123</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均（実績は 47 件）

<sup>124</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- ・ JICA 開発大学院連携のウェブサイトを拡充し、JICA チェアの開始やビデオ教材「日本の近代化を知る」7章の続編完成など新しい取組を積極的に紹介した。また、JICA 留学生や教員のインタビュー記事をウェブサイトに掲載し、日本理解プログラムや地域理解プログラムの参加を通じた学びや、各大学におけるプログラムの実施の手ごたえについて、現場の声を届けることで事業への理解や意義を発信した。

## (2) 日本の大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した中核人材の育成

- **留学生の来日に向けた取組**：コロナ禍のなか、機構が追加的防疫措置を講じることを条件に機構関連の留学生の来日許可を得て、571人を10月より12月上旬にかけて順次来日を実施した。10月7日より、5つの国内機関における政府が定めた待機を行うことで留学生の来日を開始し、約半年で571人の留学生の来日を実現した。加えて留学生が来日を待つ間も、遠隔講義の枠組みを導入し、学びの断絶を回避する措置を取った。来日留学生からは、待機期間中の日本のおもてなしへの感謝や、学びの環境の充実への感謝が示された。
- **ABE イニシアティブ**：機構は2020年度の「ABE イニシアティブ 3.0」第2期生（2014年からは第7期生）となる50人を受け入れ、36人に各国より遠隔で日本の大学に入学、授業を受講できるように調整した。また、ABE イニシアティブ 3.0の下で開始されたビジネスプログラムでは、ABE イニシアティブ研修員以外の長期研修員等にもプログラムを提供した。アフリカからの留学生計285人に対して日本企業との交流会等のネットワーキング機会の提供や、新たな取組として起業家研修の実施、従来の日本語研修の拡充等、ビジネススキル向上のためのビジネスプログラムを提供した。そのうち71人へ日本企業での短期インターンシップの機会を提供した。インターン受入登録企業数は2020年度には、616社まで増加した。修了生のなかには、南アフリカで日本企業に就職し、現地での新規ビジネス立ち上げに貢献している事例や、現地で起業しNINJA ビジネスコンテストの優秀企業に選ばれた事例、再生可能エネルギー事業を行う日本の企業に就職した事例等、実際に産業振興に貢献する事例が増加した。また、修了後ケニア国立ジョモ・ケニヤッタ農工大学に復職した修了生は、コロナ禍において患者の増加により需要の急増が見込まれる人工呼吸器の開発に貢献した。
- **人材育成奨学計画（JDS）**：新型コロナの影響により来日が困難な状況が続き、多くの留学生が遠隔授業を余儀なくされた。しかし、新規大学2校を含む31大学50研究科へ367人が入学し、2019年度同様に留学生受入を実現した。その結果、2000年からの累計受入人数は5,000人を超えた。2020年度は、JDS 修了生の主要ポストでの活躍も目覚ましく、特にミャンマーでは1期生が9月に外務省事務次官から在京大使に、また2期生が5月にASEAN常駐代表に就任するなど、日本にとっての外交政策上の重要ポストへの就任が相次いだ。また、女性のJDS 帰国生初の大任として、タジキスタンで6期生が労働大臣に任命される等、継続的な事業実施による成果が各実施国で着実に現れている。
- **JICA 留学生に対する横断的なプログラムの実施**：2019年度までABE イニシアティブ、イノベーション・アジアほか、個別の留学コースごとに研修等を実施していたプログラムについて、2020年度以降、機構留学生に対し横断的に合同プログラムを実施することとした。2020年8月、2021年3月JICA 留学生のためのネットワーキングセミナーをオンラインにて開催し、2020年8月は約200人、2021年3月は約160人が参加しJICA 開発大学院連携の概要、機構理事長との意見交換、「イノベーション」や「リーダーシップ」をテーマとする講義やディスカッションを実施した。



合同プログラム後には、各留学コースを主管する機構内の部署による個別プログラムを開催し、各地域における機構事業の説明の他、留学生との意見交換を行った。2020年11月、2021年3月には ABE イニシアティブ、イノベティブ・アジア、シリア JISR 等、インターンシップ実施対象者向けに企業交流会を2日間開催した。2020年11月には企業16社と研修員延べ240人、2021年3月には企業54社と研修員延べ183人が参加し、インターンシップ実施に向けた情報提供や意見交換等を行い、留学生と日本企業とのネットワーキングの機会を創出した。留学コース横断的に実施することにより、案件の枠組みを超えて、機構の留学生間のネットワークが形成され、また同プログラムの交流会に参加した日本の企業にとっては、様々な地域の機構の留学生とネットワークを形成できる機会となり、グローバル化、海外展開に資する等の成果が得られた。また、2019年度までは主に民間企業でのインターンシップを実施していたが、2020年度より行政官である SDGs グローバルリーダーコースの研修員については、国土交通省、林野庁でのインターンシップを実施し、母国の課題解決のために各省庁の知見や技術を学ぶとともに、人的ネットワークの形成が促進された。

- ・ **イノベティブ・アジア**：2020年度は新たに71人を大学のIT、IoT、AIを中心とした理工系分野の学位課程に受け入れた。2020年度は新型コロナの影響により、インターンシップの実施が危ぶまれたが、受入先と協力の上、遠隔と対面を組み合わせた柔軟な受入を実現し、延べ73人がインターンシップを実施した。加えて11月には2日間に渡り完全遠隔による企業交流会を実施し、延べ81人が参加した。
- ・ **シリア「平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」**：2020年度は第4年次として日本の大学の修士課程に就学する6人の研修員を受け入れた。またインターン機会の獲得及び就業支援を目的に、日本企業との交流機会を含む企業交流会・日本語学習プログラムを8月と12月にオンラインにて開催し、累計44人が参加した。2021年3月までにプログラムを修了した第1年次の研修員14人のうち12人、第2年次の研修員5人が日本企業等に就職した。
- ・ **国際社会人 Dr. コース**：開発途上地域の幹部行政官・中核研究者等の候補者の育成を通じ、日本と強い絆を有する幹部人材を輩出することを目指し、長期の留学を行わずとも現職のまま日本の大学の博士課程に在籍し、育成の機会を与えることを目的としている。2020年度は名古屋大学、九州大学並びに横浜国立大学で新たに4人を受け入れ、累計26人となった。

### (3) 担い手の裾野拡大

- ・ 機構の精力的な働きかけを通じて、JICA 開発大学院連携に賛同し、機構・大学の事務合理化を推進するための新たな留学生受入方式による覚書を締結した大学は、保健医療、ICT 分野等の受入候補となる大学を含め、2019年度末の82大学から89大学に拡大した。また、覚書締結済の大学のうち64大学の参加を得て、JICA 開発大学院連携のプログラムの質の向上と、大学との連携体制の強化方を促進するための JICA 開発大学院連携に関する第3回連絡協議会を開催し、ポストコロナにおける人材育成事業の在り方をテーマに、保健医療分野及び水道分野における優良事例を共有し、意見交換を行った。
- ・ SATREPS に関しては、2019年度に募集を行なった案件（応募115件）から、2020年度に12案件が採択された。このなかで、新たに SATREPS 事業を実施する4機関（玉川大学、早稲田大学、順天堂大学、理化学研究所）の案件が含まれており、SATREPS 事業を実施する研究機関が拡大した。

#### (4) 地球規模課題に対する新規事業の形成、事業成果の他の援助手法への展開

##### ① SATREPS 事業

- ・ 2020 年度に 12 案件（環境・エネルギー分野 4 案件、生物資源分野 3 案件、防災分野 3 案件、感染症分野 2 案件）を採択した。このなかで、京都大学がウズベキスタンで実施する「アラル海地域における水利用効率と塩害の制御に向けた気候にレジリエントな革新的技術開発」は、同国で実施される初めての SATREPS 事業となった。また、SATREPS 事業の実績は、2020 年度末時点で実施国累計 52 か国、実施案件総数 157 件となった。
- ・ SATREPS 事業の募集前相談、募集説明会の実施、募集期間中の質問対応等、応募者に対しきめ細やかな対応を行い、応募しやすい環境を整備・実施した。
- ・ 2020 年度は全世界がコロナ禍に苦しむなか、ブラジルでは実施中の SATREPS 案件「ブラジルと日本の薬剤耐性を含む真菌感染症診断に関する研究とリファレンス協力体制強化プロジェクト」に関係するカンピーナス州立大学（UNICAMP）、千葉大学、機構専門家らが中心となり国際臨床研究チームを立ち上げ、日本及びブラジルの医療従事者による新型コロナウイルス感染症の最新症例や院内感染防止策等の知見を共有するための症例報告会を計 10 回（最終化する段階で要確認）開催した。さらに、本プロジェクトに協力している栄研化学㈱が開発した新型コロナウイルス検出試薬が同社より本プロジェクトに無償提供され、同キットの性能評価試験がブラジルで実施されることになり、同国での検査体制強化に寄与した。UNICAMP はサンパウロ全州の 25% の検査を担っており、ブラジル側の期待も大きい。またこの取組に当たっては、機構、千葉大学、UNICAMP、栄研化学は四者覚書「ブラジルにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）検査拡大のためのパートナーシップ（PACT Brazil : Partnership for Accelerating COVID-19 Testing in Brazil）」を締結し、21 年度以降も活動が継続される見込みである。

#### (5) SDGs 達成に向けた貢献

##### ① SATREPS 事業

- ・ 2020 年度は 2014 年度に採択された 10 案件が終了したが（内訳：感染症 3 件、環境・エネルギー 3 件、生物資源 2 件、防災 2 件）、各々の案件においてプロジェクト目標を達成し、これにより対応する SDGs 目標に寄与した。
- ・ 2020 年度の新規事業 12 件については、SDGs Goal 2（飢餓）に貢献するものが 2 件、SDGs Goal 3（保健）2 件、SDGs Goal 9（イノベーション）2 件、SDGs Goal 11（都市）、SDGs Goal 12（生産・消費）、SDGs Goal 13（気候変動）がそれぞれ 1 件、SDGs Goal 15（陸上資源）に貢献するものが 3 件である。

#### (6) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 新型コロナ拡大の影響により不安な状況におかれている留学生に対し、定期的な健康観察や、メンタル面のサポート等を実施し、研修目的の達成に向け、追加的な支援を引き続き実施していく。
- ・ SATREPS の新規案件の立上げに関しては、通常調査団派遣による研究体制・内容の確認等行うが、コロナ禍により現地渡航ができないため、オンライン形式により基本的な内容を確認して研究を開始できる要件を整えた。ほかの案件も含め、現地渡航が制約されるなか、研究活動を進める工夫を一層進める。

## No.7-5 開発教育、理解促進等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
教師海外研修の参加者数	166人 <sup>125</sup>	157人	101人	113人	0人	人
地球ひろば体験ゾーン来場者数	2.9万人 <sup>126</sup>	4.5万人	4.6万人	4.1万人	0.71万人	万人
地球ひろば利用者満足度アンケート結果(5段階評価アンケートのうち上位2段階の評価の比率)	団体・一般 95% 登録団体 76% <sup>127</sup>	団体・一般 95% 登録団体 73%	団体・一般 95% 登録団体 72%	団体・一般 96% 登録団体 76.7%	団体・一般 97% 登録団体 79%	団体・一般 % 登録団体 %

### (1) 開発教育支援事業の質の向上及び裾野拡大に向けた多様な主体との連携事業

#### ① 教員向け研修の効果的・効率的実施

- ・ **開発教育指導者研修**：地域における開発教育の推進者になり得る、教師海外研修参加者、JICA 海外協力隊経験者等全国から 24 人の教員を対象に、「私たちと世界のつながり」をテーマに、2019 年同様日本国際理解教育学会の協力を得てオンラインで実施した。同研修では有識者による公開セミナーも実施し、約 140 人が参加した。また、国内拠点でも、現場教員のニーズや関心の高い SDGs や多文化共生を重点的に取り上げた研修を、新型コロナの影響からオンラインでの実施を含め全拠点合計 64 回開催した。オンラインを導入した結果、遠隔地の教員が増加するなど、1,807 人が参加した。国内拠点主催の研修は、地球ひろば主催の研修に加えて、教育委員会などの外部関係機関との連携を積極的に進めて講師派遣などによる研修を展開しており、2020 年度は新型コロナウイルスの影響を受けつつも、8,523 人の実績をあげた。
- ・ **教師海外研修**：教師海外研修（一般コース・教育行政コース）は、新型コロナの影響から海外研修の中止を余儀なくされたが、国内で実施可能な代替対応として各種研修などを実施した。教師海外研修（教育行政コース）では、北海道から沖縄まで日本各地の教育委員会や学校等から 10 人の指導主事や校長等の参加を得て、ルワンダとオンラインで新型コロナへの対応、水・平和の大切さなど日本とも共通する課題を学び、教育現場にいかすためのプログラムを実施した。
- ・ 各国内拠点では、次のとおり地域の特性に応じた取組を行った。
- ✓ **東京センター**：教師海外研修の代替研修として派遣予定国であったザンビア・パラグアイとの国際協力を軸に、オンラインと対面を組み合わせた研修を実施した。開発途上地域と関わりを持ちながら活動する企業や、草の根技術協力を実施する自治体へのバーチャルツアー等を内容に組み込んだ。
- ✓ **横浜センター**：多文化共生をテーマとし、近隣地域でのフィールドワークを組み込んだ教員向け研修を実施し、10 人が参加した。その結果、身近にある南米や韓国等のコミュニティについての理解促進と、外国に繋がりのある児童・生徒への支援や開発教育の実践促進につながった。
- ✓ **中国センター**：教師海外研修の代替研修として、中国地方 5 県の過年度参加者を対象に研修を実施し、計 6 人が参加した。「中国地方から考える多文化共生」をテーマにオンライン研修や、平和学習・人権教育等を学ぶフィールドワークを組み合わせて実施し、成果物としては、研修内容をいかした教材を作成した。

<sup>125</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>126</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>127</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

## ② 新学習指導要領の施行に向けた取組

- ・ 2020年度より順次施行されている新学習指導要領を踏まえ、学校現場でのSDGsへの関心の高まりを受け、SDGsも内容に盛り込んだ研修を全国的に実施し、合計134回、8,523人が参加した。また、4回目となる教科書会社向けセミナーを実施し、2019年度を上回る16社65人の参加があった。同セミナーはデジタル化の対応など教科書会社の新たな取組に資するよう、新型コロナが教育現場にもたらした変化を反映した、学校現場のオンライン化や映像教材の取組事例を紹介した。
- ・ 教科書会社に向けて教科書に取り上げられそうな機構のイベントの定期的な告知や授業実践の好事例等の共有を継続して行った結果、2020年度発行した6冊の教科書及び、2021年度発行する9冊の教科書へ機構の事業について掲載され、教育関係者の機構への理解が一層進むと考えられる。

## (2) 開発教育、国際理解教育の推進に向けた国内拠点の取組事例

- ・ 既存の研修やセミナーをオンライン化した結果、遠隔地域からの参加者が増加し、事業の面的拡大へとつながった。内容に在外事務所とのオンラインでの交流を取り入れたことで開発途上国の様子を、現地を訪問しなくても直に知ることができ、充実した研修となった。
- ・ また、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンや外国にルーツを持つ人々の多い地域でのフィールドワークを通じた教材作成や授業実践、海外協力隊経験者や在住外国人の協力を得た多文化共生の推進を目的としたセミナーの開催等を通じ、海外渡航ができない状況下、国内の人的・質的リソースに着目した取組を実施した。
- ・ **東京センター**：全国一斉休校期間中に、教師海外研修過年度参加者によるネットワークと協力して在外事務所（ザンビア、パラグアイ）とつないだオンライン授業を実施した。同授業は群馬県を除いた東京センター管轄の1都4県（埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県）で実施され、約500人の生徒が参加した。授業内容は教材として編集し、オンライン環境のない学校での活用も進めたため、更なる波及効果がみられた。
- ・ **中部センター**：教員向けの研修プログラムとして、過去15年間の教師海外研修の成果である学習指導案(245人分)を振り返り、今後の研修参加者や海外経験のある教員が活用できるガイドブックを作成した。
- ・ **関西センター**：ホストタウンの相手国について住民への周知・理解促進に課題があった自治体に対し、異文化理解促進のための人材等のリソースや広報のアイデアを提供した。その結果、3つの自治体と連携し、3か国を題材にしたオンラインセミナーを実施した（エジプトと奈良県天理市(54人参加)、ネパールと兵庫県神戸市(120人参加)、ウガンダと大阪府泉佐野市(67人参加)）。講師には海外協力隊経験者や研修員を効果的に活用し、広く市民が開発途上国を知るきっかけを提供した。

## (3) 地球ひろば等の国内拠点施設等を活用した開発協力の理解促進の取組

- ・ 新型コロナの影響による緊急事態宣言の発令等を受け、地球ひろば等の施設は臨時休館を余儀なくされたが、感染対策を講じた上で再開したほか、新型コロナの影響下でも児童生徒などが活用しやすいオンラインでのプログラム提供等の新たな取組を通じ、開発協力の理解を促進した。東京オリンピック・パラリンピックと連携した取組もJICA地球ひろば（スポーツと開発をテーマにした企画展の開催、関連イベント・セミナー10件(531人参加)の開催）等で継続的に実施した。
- ・ **JICA地球ひろば（市ヶ谷）の取組**：イベント・セミナーについては早期にオンライン化の対応

を行い、9月以降は、2019年の同時期とほぼ変わらない参加者数まで回復した。

- ・ オンライン化により、日本全国や海外からの新たな参加者を獲得し、地球ひろばの活動の裾野拡大を図った。また、海外とオンラインでつなげたイベント・セミナーを積極的に開催し、「コロナ禍ではあるが、世界を身近に感じることが出来た」、「(海外からの)アスリートの声を直接聞いたのが良かった」など90%以上の回答者が「満足している」との評価も得た。
- ・ 新型コロナウイルスの影響を踏まえ、JICA地球ひろばに来館できなくても利用できる新たなコンテンツの制作を進めた。自宅でも出来る工作動画(4本)やSDGsを紹介する動画を制作し、YouTubeを通じて発信を行った。
- ・ **なごや地球ひろばでのSDGsと地域をテーマにした取組**：「スポーツ×SDGs」をテーマとしたパネル展を開催した(2,316人来館)。スポーツと開発分野における機構事業、海外協力隊の活動紹介に加え、連携協定を結ぶ中京大学の隊員紹介や、海外協力隊の働きかけでマダガスカルのホテルとなった岐阜県郡上市の取組など、中部地域の特色を紹介した。
- ・ 「パラオパネル展」(3,685人の来館)を開催した。これは、伊勢志摩で開催される2021年の太平洋・島サミット(PALM9)を見据え、2019年1月から、パラオ事務所と一丸となって調査団視察含むパネル展の企画を進めた。実父が三重県出身である故ナカムラ元パラオ大統領の縁による草の根事業、鳥羽水族館との連携による海外協力隊派遣、調査団視察の素材(動画・写真)をいかしたパネル展を開催した。プラスチック袋有料化のタイミングもあり、生活のなかで環境配慮を考えるヒントとして、総合的な学習のテーマとして環境を取り上げている教育現場からも好評を得た。同展と同時に環境×SDGsをテーマとした企画展を開催し、多数のメディア掲載(新聞9件、TV1件、ラジオ4件、在外報道3件)につなげた。
- ・ **ほっかいどう地球ひろばのオンラインツアーへの取組**：新型コロナの影響を踏まえ、オンラインツアーの取組を2020年3月から開始した。例えば、「中高生国際協力体験プログラムライブツアー」(8月23日)を行い、同オンラインセミナーの様子動画をYouTubeで配信するとともに、地球ひろば訪問から出前講座へ切り替えた学校への対応として同動画を活用した出前講座も実施した(参加者36人、視聴回数約500回)。他にも、「国際理解教育オンラインセミナーライブツアー(YouTubeライブ)」(12月13日)や「札幌市教育委員会初任段階研修 オンデマンド教材として、地球ひろばツアー動画を制作」(1月)など、積極的な活動を実施した。また、世界の文化に触れるオンライン配信や教員向け教材として「SDGs×模擬授業」動画を制作、更に国際理解教育を掘り下げていきたい方へのコンテンツとなっている。これらの取組により、対面では関わるのが難しかった北海道の地方都市からの参加者を獲得でき裾野拡大につながった。

#### (4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 教員向け研修、国際協力出前講座、各種イベント・セミナー等で積極的にSDGsを取り上げた。特に、教員向けの各種研修では受講者のSDGsへの理解促進に貢献するとともに、教育現場に導入できるよう学習指導案の作成や授業実践を支援した。これらプログラムの参加者は小学生から大学生、教員、教育委員会、自治体職員、青年会議所、メディアを含む民間企業、NGO/NPO等幅広く、日本国内でのSDGsの浸透と理解を促進した。
- ・ **北海道(帯広)センター**：2020年度より帯広市によって開始された「おびひろ市民学」(小中学生が市民として学ぶべき事項)の一つとして「SDGs」が選定された。これを受け、北海道センター(帯広)は同プログラムへの協力として、講義・ワークショップ・施設見学を行った。2020年度

は帯広市の中学生1,345人が受講し、教員62人が参加し、国際協力やSDGsの関心拡大に貢献した。

- ・ **九州センター**：熊本県庁及び熊本県立大学に出向中の職員による、高大連携促進の働きかけにより熊本県教育委員会と連携し、熊本県内の全県立・私立高校及び県立中学校に出前講座の宣伝及び意向確認を行った。2020年度は熊本県内全高校約70校のうち19校及び県立中学校1校でSDGs・国際協力をテーマとした出前講座を実施した。
- ・ **沖縄センター**：「おきなわの未来 SDGs アクションプランを作ろう」を企画・実施し、県内中高生20人が、沖縄らしいSDGsの取組を話し合い、アクションプランを沖縄県知事に向けて発表した。同イベントは沖縄センターのウェブページを経由してライブ配信したほか、イベント終了後にオンデマンド化し、1か月半の間同ウェブページから閲覧できるようにした。さらに配信内容を編集したオンデマンド教材と指導冊子を作成し、今後学校現場でのSDGsに係る授業実践での活用が期待される。

## (5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 新型コロナの影響により、教師海外研修をはじめ教員向け事業の多くが、国内での研修代替対応、オンライン化・デジタル化などの実施方法や内容の見直しを行った。2021年度は2020年度の取組を参考に、オンライン化の利点を意識した一層の取組改善を進める。外国人材受入れの対応の一環として、開発教育支援事業においては多文化共生に関する取組が求められている。地域の外国人コミュニティ、NGO・NPO、海外協力隊経験者、過去の研修参加者といった国内リソースと協力し、外国ルーツの児童生徒への対応といった学校現場のニーズに対応した研修等の継続的な対応を行う。
- ・ 2021年度も引き続き、国内リソースを積極的に活用した研修やセミナーを実施しながら、SDGsや多文化共生について市民の理解を深める取組を実施する。また、教材や地球ひろば展示のオンライン化・デジタル化を更に促進することで開発教育や国際理解教育の裾野拡大を推進する。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応を確保するため、国内の大学、研究機関、ボランティア、地方自治体、NGO等が有する強みや経験を活用し、人・知恵・技術・資金を結集して事業を推進することを期待する。有識者意見にもあるとおり、多用なアクターの持ち味をいかすべく、接点が多かったアクターへのアウトリーチ等にも積極的に取り組まれない。また、こうした取組を進めるに当たっては、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、各アクターが円滑に連携を図ることができるよう機構の創意工夫を期待する。

### (2) 対応：

開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応を確保すべく、日本国内の大学、研究機関、ボランティア、自治体、NGO等が有する強みや経験、資源を活用し事業を推進した。具体的には以下のとおり。

#### ア ボランティア

国内各地の地方創生等にかかるニーズを収集し、ウェブへの掲載等を通して一時帰国中の隊員に提供した結果、隊員が主体的に国内アクターにアウトリーチした。これらの取組は待機者への支援策という観点に加え、国内ニーズに沿った中・長期的な事業価値の拡大にもつながる創意工夫となった。また、これらの積極的な取組の結果、これまでに連携実績のない組織・団体等多様なアクターから関心表明があった。

#### イ 地方自治体

連携協定や覚書、職員の出向、国際協力推進員（一般、外国人材・多文化共生）、地域連携アドバイザーの配置等の様々なチャンネルを通じ、国内拠点がフロントラインとなり、事業推進のための対話・協議を進めた。自治体との連携協定の基準を見直すとともに、国内拠点で取りまとめている各自治体との連携状況（連携協定、研修受託、草の根技術協力、技術協力等への協力）を各県シートに取りまとめ、参照しやすいよう取りまとめ・発信を行った。機構内でのクラスター検討を通して、上下水道、廃棄物、保健、教育等の分野での国内リソース発掘、草の根事業の面的展開、政策化等の協議を進めた。

#### ウ NGO/ 市民社会組織（CSO）

新型コロナ感染拡大を受け、NGO-JICA 協議会オンラインで2回開催し、草の根技術協力事業の質の向上やNGO-JICA 連携強化促進等を協議した。また協議会とは別に併せて、若手勉強会として難民支援、外国人材支援・多文化共生、DX/ オンライン支援等のテーマで意見交換を行った。その他、NGO 活動を支援する NGO 主催イベントへの協力、機構職員の NGO インターン派遣等の人事交流、相互の連携・対話を進める等、各レベル・チャンネルを通じた連携強化の取組を進めた。

#### エ 大学・研究機関

コロナ禍で来日が制限されるなか、関係機関・大学と協働し、571 人の留学生の来日を実現するとともに、JICA 開発大学院連携への賛同大学を拡充し、事業の更なる推進に取り組んだ。特に、保健医療分野での留学生受入拡充を目指し、順天堂大学との連携覚書を締結するとともに、日本理解プログラムでは感染症対策の講義を追加した。また、JICA 開発大学院連携に関する第3回連絡協議会では、多くの賛同大学の参加を得て、ポストコロナにおける人材育成の在り方をテーマに意見交換を行った。さらに、JICA 日本研究講座設立支援事業を開始し、海外の大学への展開を図った。オンラインによる SATREPS 公募説明会を今期累計2回実施し、累計272人の参加を得たほか、9人の研究者の個別相談にオンラインにて応じた。

No.8 (一定の事業等のまとめ)	事業実施基盤の強化
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
プレスリリース発出数	250 件 <sup>128</sup> (2017-2021)	50 件	85 件	72 件	53 件	42 件	
フェイスブック投稿数	1,750 件 <sup>129</sup> (2017-2021)	350 件	1,045 件	1,149 件	983 件	813 件	
ODA 見える化サイト掲載案件 の更新数 (案件)	500 件 / 年 <sup>130</sup>	500 件	1,207 件	1,141 件	1,245 件	832 件	
国際協力キャリア総合情報サイ ト (PARTNER) 新規登録人数	10,000 人 <sup>131</sup> (2017-2021)	2,000 人	1,875 人	2,325 人	2,605 人	4,347 人	
国際緊急援助隊・感染症対策 チームへの登録者数	200 人 ** (延べ人数)	150 人	185 人	214 人	244 人	254 人	
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額 (百万円)			5,495	5,125	5,018	5,217	
決算額 (百万円)			5,008	4,350	4,496	4,595 <sup>132</sup>	
経常費用 (百万円)			5,154	4,583	4,526	4,649 <sup>133</sup>	
経常利益 (百万円)			△ 272	△ 140	△ 167	△ 823 <sup>134</sup>	
行政サービスコスト (百万円)			5,156	4,575	4,526	4,649 <sup>135</sup>	
従事人員数			95	95	95	94	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標 : 3. (8)、中期計画 : 1. (8)
年度計画 1. (8) 事業実施基盤の強化 ア 広報 ・ 開発途上地域の開発課題に係る機構の活動及び成果を、国内外で関心の高いイベント等の機会を活用

<sup>128</sup> 前中期目標期間の実績から各年度 5 件増として設定する。前中期目標期間実績平均 45 件 / 年

<sup>129</sup> 前中期目標期間の実績から約 4% 増として設定する。2015 年度実績 336 件 (日 240 件、英 96 件)

<sup>130</sup> 前中期目標期間の実績と同等の水準として設定する。2010 年度から 2014 年度の実績平均 492 件 / 年

<sup>131</sup> 前中期目標期間の実績から約 15% 増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,746 人 / 年

<sup>132</sup> 暫定値

<sup>133</sup> 暫定値

<sup>134</sup> 暫定値

<sup>135</sup> 暫定値



し、国内外のプレス向けに発信する。また、国内外の一般市民に向け、広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等の多様なツールを活用した発信を強化する。

- ・ 特に、東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、開発途上地域におけるスポーツと開発の取組や、ホストタウン等の地方と開発途上地域のつながりを題材とする関連情報等を発信する。また、東日本大震災から10周年を迎えるにあたり、日本による防災や復興に係る国際協力の取組を発信する。
- ・ ウェブサイトは、データ削減等で容量軽減を進めることで、外部ユーザーのアクセス迅速化を図るとともに、リニューアルに向けた取組を行う。

#### イ 事業評価

- ・ PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を着実に実施し、評価結果をウェブサイトにて迅速かつ分かり易く公開、発信する。また、事業評価から得た知見を学会や国際会議等で発信する。
- ・ 事業改善や効果向上に活用するため、事業評価から得られる教訓を協力方針の策定や事業の実施等にフィードバックするとともに、評価結果の横断分析、統計分析、プロセスの分析や新たな評価手法等を継続的に検討・実施する。
- ・ 事業評価の実施基盤の強化と質の向上のため、国際機関、国内外の大学、NGO等と、事業評価の実施や分析及び教訓の共有化等について協働する。
- ・ DAC 評価項目の改定を踏まえた評価方法を検討する。また、機構内外の人材の評価能力向上に取り組む。

#### ウ 開発協力人材の育成促進・確保

- ・ SDGs 達成への貢献や援助潮流、開発協力人材の養成及び確保の重要性を踏まえ、一定の専門性を有する開発協力人材を主たる対象とする能力強化研修を行うとともに、研修コースのラインナップ見直しや研修内容の改善を図る。
- ・ PARTNER の利便性の向上及びキャリア形成に資するコンテンツの更なる拡充を通じ、PARTNER 登録者を増加させ、開発協力人材の裾野の更なる拡大を図る。特に、国際機関や国際協力 NGO、開発コンサルタント会社等を代表とする国際協力を専業として行う団体に加え、海外で事業展開する本邦企業等の団体登録を拡充する。

#### エ 知的基盤の強化

- ・ 「平和と開発のための実践的知識の共創」のビジョンのもと、国際的な学術水準の研究と発信、現場で得られた知見の事業へのフィードバック、人間の安全保障の実現への貢献に取り組む。特に、質の高い成長、人間の安全保障、日本の開発協力の歴史、中国を含む新興国の開発協力等に関する研究を行う。
- ・ 国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実により、研究事業の質の向上と発信の強化を図る。特に、JICA 開発大学院連携において、教材作成等を通じた知日派人材の育成とネットワークの強化を進める。あわせて研究事業を通じた機構の研究人材の育成にも取り組む。
- ・ ウェブサイトやメーリングリスト等の有効活用、地方を含む多様な関係者に開かれたセミナー・シンポジウム等の開催、国際会議、学会、大学の講義等を通じて、政策担当者、開発協力実務者、研究者、学生等に対して、ワーキング・ペーパー、書籍等の研究成果を効果的に発信する。

#### オ 災害援助等協力

- ・ 国際基準維持及び派遣時の効果的な活動展開を実現する上で必須となる、登録要員の能力維持・向上のため、実践的な研修・訓練プログラムを策定及び実施し、併せて必要な資機材を整備する。
- ・ 特に、2021 年度に予定されている国際救助チーム再認証試験を機会と捉え、実施体制の強化及び資機材の更新を含め、国際緊急援助隊救助チームの基盤強化を推進する。

- ・ 捜索・救助及び災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験及び知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持・強化する。具体的には、国際捜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）の各会合及び演習の準備・実施を通じ、アジア太平洋地域内の捜索救助能力の向上と協力体制の強化に貢献する。また、WHO 緊急医療チームの地域副議長として、グローバル会合等の開催を通じ、国際連携の議論をリードし、アジア太平洋地域のネットワークの強化に取り組む。
- ・ 日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の目標を踏まえ、関係省庁・機関との連携のもとに、より専門性の高い登録者の確保及び登録者に対する研修の実施等を通じた感染症対策チームの実施体制・能力を強化する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）

- ・ 国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況
- ・ 多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況
- ・ 能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況
- ・ 開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況
- ・ 国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：多くの評価指標に置いて目標水準を大幅に上回る成果をあげていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、国際社会に対し機構の開発協力の成果の認知度と支持を高めるとともに、①機構の新型コロナ対応を中心とした多様なツールを活用した戦略的な広報、②新型コロナに対応した国際協力のあり方、新型コロナ対策に関する比較研究、日本の感染症対策における実践的経験等の発信、③コロナ禍におけるモーリシャス沖船舶座礁・重油流出事故への国際緊急援助隊派遣等、特筆すべき成果をあげた。また、④ OECD-DAC での評価項目追加に伴う機構事業評価の項目再定義、⑤ PARTNER 等を通じた開発協力人材の育成促進・確保に取り組んだ。

#### ア 広報

- ◎ **新型コロナへの対応に関する重点発信【③】**：機構ホームページに、新型コロナ対応に関する特設ページを開設し、機構理事長のメッセージや機構の取組を掲載。また、メディア懇談会や記者向け説明会をオンラインで7回（2019年度は記者勉強会として11回）開催し、新型コロナを含む感染症対策等への機構の取組や成果、今後の課題を海外拠点の声を含めて重点的に発信。その結果、ガーナの野口記念医学研究所での協力等が、NHK・民放TV局2局のほか、全国紙2紙及び地方紙13紙で報道。
- ◎ **多様なツールを活用した発信強化【③】**：テレビ番組制作放映、「朝日 GLOBE+」や「文藝春秋」等との連載企画、ジェンダーと防災に関する Twitter ライブ、マンガコンペ等、複合的に様々な外部媒体を通じ幅広い年齢層や属性の市民に対する発信を強化。自社媒体として、新たに LinkedIn に機構公式ページを開設し、フォロワーは51,000人（Japan TIMES：約25,000人、ANA：約48,000人、いずれも2021年5月12日時点）。また、従来からの Facebook（日英）及び Twitter（日英）も、1掲載あたり1万インプレッションを超える投稿数が354（前年度比32増）になる等、2019年度までの実績から大幅に増加。

- ◎ **積極的なトップ広報の実施【③】**：機構理事長が日本経済新聞、読売新聞への機構や、各種会議へのパネリスト登壇等を通じ、国内オピニオンリーダー層及び一般層双方の理解促進に向け機構の事業活動や関心事項を広く発信。
- ◎ **一時帰国中隊員の国内における取組の発信【②】**：一時帰国中の隊員の取組をウェブ CM、TV 番組等で積極的に発信。隊員による発信数 7,218 件、投稿記事や動画閲覧数 210 万以上、メディアに取り上げられた件数 300 件以上、全国紙で 10 件掲載。
- 戦略的に重点テーマを発信（人間の安全保障、外国人材受入、自由で開かれたインド太平洋、自然災害対策・防災、日本の近代化と開発協力の経験共有、スポーツと開発）。
- 国内で約 3,916 件、海外で約 11,186 件の機構に関する報道実績（2019 年度はそれぞれ国内 7,100 件、海外約 15,000 件）。

## イ 事業評価

- 協力金額 10 億円以上の全ての事業及び 10 億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業計 66 件の外部評価と、2 億円以上 10 億円未満の事業 115 件の内部評価を実施。
- OECD-DAC での評価項目の追加（整合性：Coherence）及び各項目の再定義を受け、機構の事業評価基準へ新たな DAC 評価基準を反映するとともに、機構の事後評価基準を改定。
- プロセスの分析や統計分析、根拠に基づく政策立案に資するインパクト評価の取組を実施。
- 職員向け研修、機構内インターン制度を通じ内部での評価人材育成を実施。

## ウ 人材養成確保

- SDGs への貢献や開発協力人材の分野横断的な手法に係る能力向上の観点から、新規 4 件含む 18 コースの能力強化研修を実施。
- PARTNER 上のコンテンツのキャリア図鑑に、外務省、国際機関、開発コンサルタント、NGO 等関係機関のキャリア形成の事例紹介や多様な働き方を促進する記事を新規に 26 本リリース、累計掲載数は 52 本に。
- 開発協力人材の新規開拓、連携強化に向けた一般社団法人海外コンサルタント協力（ECFA）との連携セミナーを 17 回開催（2019 年度 14 回）、若年層向けの国際キャリアフォーラム（オンライン開催）には 1,359 人（2019 年度 827 人）の参加を得て情報発信。

## エ 知的基盤の強化

- ◎ **「コロナ後の世界と国際協力」研究の実施【③】**：機構理事長のイニシアティブである「4 つの挑戦」に基づき、「コロナ後の世界と国際協力」研究会を設置、有識者との対談等を基に新型コロナ感染拡大に伴う国際社会の激変を受けた国際協力の在り方を検討。
- ◎ **「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会の立ち上げ【③】**：感染症に強い保健システム・社会や機構の協力戦略の在り方を検討するため、「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会を立ち上げ、活動実施。同研究の初期成果として、「To Our Friends and Partners Fighting against COVID-19 in Developing Countries」を 5 月に発行し、15 回のオンラインセミナー、SNS や動画でも発信。
- ◎ **日本の感染症対策における実践的経験や最新の研究成果の発信【③】**：「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会活動として、院内感染対策、公衆衛生対策、新型コロナ患者管理の 3 テーマで、日本の実践的経験や最新の研究成果を発信するオンラインセミナーを開催。国内外延べ 1,500 人の医療従事者、行政官、ドナー関係者等が参加。YouTube でも後日視聴を可能に。
- ◎ **著作の表彰【④】**：「日本の国際教育協力 歴史と展望」が 2020 年国際開発学会特別賞を受賞。また、プロジェクト・ヒストリー「僕の名前はアリガトウー太平洋廃棄物広域協力の航跡ー」が、一般財団法人廃棄物資源循環学会の学会賞（著作賞）を受賞。

- 各種成果を発信（ワーキング・ペーパー 8 本、ポリシー・ノート 1 本、書籍 7 冊、開発協力文献レビュー 1 本、フィールド・ノート 1 本、セミナー開催 23 回等）。
- 研究人材の能力強化に向けた「研究プロポーザル事業」や職員向け各種セミナーを継続実施。

#### オ 災害援助

- ◎ **モーリシャス沖船舶座礁・重油流出事故への国際緊急援助隊派遣【①】**：モーリシャスでの日本関連船舶の座礁による油流出事故を受け、国際緊急援助隊・専門家チームを現地に派遣。一連の活動はモーリシャス政府関係者及び他国・国際機関関係者等から高評価。
- ◎ **緊急援助時における新型コロナ包括的対策の検討、訓練への導入【③】**：2019 年度の総合訓練（2020 年 3 月）が新型コロナの影響を受けて中止になったことを踏まえ、外務省、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁、医療登録者とともに派遣時及び訓練時の新型コロナの包括的な対策を検討し、同対策を関係者との各種会議や技術訓練（6 日間、各日 130 人程度が参加）において導入。技術訓練では一人の体調不良者もなく成功裡に実施した。
- ◎ **政府目標値以上の感染症対策チーム登録者確保・維持【③】**：日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の目標値（計 200 人）を上回る、計 254 人（2021 年 3 月末時点）の感染症対策チーム登録者を確保・維持。
- 外務省、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁、医療登録者とともにコロナ禍における都市型捜索・救助チーム派遣にあたっての検討事項・準備事項を確認。また、コロナ禍でも国際緊急援助隊・救助チームを迅速に派遣できるよう、分隊派遣の運用に向け机上演習を企画・実施。
- 緊急援助物資供与（10 件）実施。

## 4. 業務実績

### No.8-1 広報

#### (1) 開発課題や機構の活動及び成果の戦略的な発信

##### ① 戦略的な広報への取組

国民の幅広い層に対し、機構の認知度向上及び日本の国際協力の重要性に対する理解を深めるため、広報戦略で設定した重点ターゲットごとのアプローチに沿って、ウェブ、SNS、広報誌への掲載やメディアへの売り込み等、オンラインを含む多様なツールを活用し効果的な広報を展開した。

- **新型コロナウイルスへの対応に関する重点発信**：機構ホームページに、新型コロナへの対応に関する特設ページを開設し、機構理事長のメッセージや機構の取組を掲載した。その結果、急激に変化した厳しい環境下においても、組織が果敢に挑戦し、継続的な取組を行っていることをアピールできた。また、メディア懇談会や記者向け説明会をオンラインで開催し、新型コロナウイルスを含む感染症対策等への機構の取組や成果、今後の課題を海外拠点の声を含めて重点的に発信した。その結果、ガーナの野口記念医学研究所での協力などが、NHK・民放 TV 局 2 局のほか、全国紙 2 紙及び地方紙 13 紙でも報道された。
- **多様なツールを活用した発信強化**：外部媒体の活用として、マスメディアとのタイアップによる「スポーツで世界を変える～2人の日本人の挑戦～」制作放映、ジェンダーと防災に関する Twitter ライブ、「朝日 GLOBE+」や「文藝春秋」等のメディアとのタイアップによる連載企画、マンガコンペや一時帰国隊員が語る課題発信学習動画等、複合的に様々な媒体を通じた発信により、幅広い年齢層や属性の市民に対する発信を強化した。自社媒体の活用としては、国内外ともにデジタル媒体へのアクセスが大幅に伸びるなか、SNS を通じた発信を強化した。新たに

LinkedIn に機構公式ページを開設し、海外向け英語コンテンツを中心に掲載を開始し、フォロワーは 5 万 1 千人に達した。また、従来からの Facebook（日英）及び Twitter（日英）も、機構が有する国内外拠点等との連携発信・拡散を強化し、1 掲載あたり 1 万インプレッションを超える投稿数が 354（前年度比 32 増）になる等、2019 年度までの実績を大幅に超えた。機構 YouTube チャンネルでは、動画コンテンツの拡充と発信を強化し、2019 年度からチャンネル登録者数は 3,200 人増加し、合計 18,329 人となった（日英チャンネル合算）。

- ▶ **積極的なトップ広報の実施**：機構理事長が、日本経済新聞の「経済教室」や読売新聞の「地球を読む」に、保健医療分野の国際協力に関する寄稿をしたほか、新潮社「Foresight」における「新・日本人のフロンティア」の連載や、日本経済新聞主催の SDGs/ESG 会議（オンライン配信）にパネリストとして登壇するなど、各種メディアに登場し発信することで、国内のオピニオンリーダー層、一般層双方に対する機構事業の理解促進に取り組んだ。その他、「メディア懇談会」を 2 回開催し、主要メディアの論説委員等と機構理事長の意見交換の場を設け、機構の事業活動や関心事項について広く発信した。
- ▶ **一時帰国中隊員の国内における取組の発信**：「隊員全員が一時帰国」という事業創設以来初めての事態を「日本国内でも活躍する協力隊！」というメッセージを打ち出す好機と捉え、一時帰国中の隊員の取組を発信した。機構のウェブページでの待機中隊員の活動を表現したウェブ CM、TV 番組で発信する等の取組を行った結果、隊員による発信数は 7,716 件、投稿記事や動画の閲覧数は 210 万以上、メディアに取り上げられた件数は 300 件以上となり、全国紙でも 10 件取り上げられた。
- ・ **オンライン記者勉強会の開催**：機構の最新の事業動向等を説明するオンライン記者勉強会を 7 回開催した。2020 年度は、モーリシャスでの国際緊急援助隊による活動、アフリカにおける新型コロナ対策、アフリカのポリオ根絶への貢献、メコン地域での人身取引対策支援、外国人材受入促進支援、中東・欧州情勢、防災、アフリカのスタートアップ企業をテーマとして開催した。その結果、アフリカのポリオ根絶への貢献に関する記者勉強会には、国内の記者のみならず、欧州、アフリカ在勤の特派員が参加し、アフリカにおける感染症対策等の協力が NHK「おはよう日本」や毎日新聞等の大手紙、地方紙、朝日新聞や毎日新聞の子ども新聞、Yahoo! ニュースにも掲載されるなど、多数の報道が見られた。モーリシャス国際緊急援助隊活動の記者勉強会は 4 度開催し、現地ともオンラインでつなぎ、映像や画像の提供も積極的に行った結果、全てのキー局のテレビニュースで紹介された。
- ・ **地方メディア向けの発信**：機構理事長表彰に関するプレスリリースを国内拠点と連携して作成、配信し、下野新聞、中日新聞、長崎新聞など 10 紙以上の地方紙で報道された。また、2021 年東日本大震災から 10 年となることを踏まえて開催した防災・復興に関するオンライン記者勉強会では、機構東北センターとも繋いで実施し、全国・地方メディアから約 20 人が参加した。その結果、NHK や業界紙等での報道が複数実現し、その後も防災・復興分野に関する機構の報道に繋がった。
- ・ **海外メディア向けの発信**：南スーダンからの東京オリンピック・パラリンピック選手団に関する取材対応を行った結果、米国公共放送サービス（PBS）や中国国営テレビの英語放送（CGTN）での国際放送につながった。また、機構の役員が米国シンクタンクとの共催オンラインセミナーや、時事通信社ロンドン支局主催のセミナーで、新型コロナ対策に関する講演を行い、現地の多様な視聴者への発信につながったほか、時事通信の「時事速報」で広く配信された。

- ・ **国際協力イベント**：「グローバルフェスタ JAPAN」は新型コロナの影響で中止になったが、代替として、2日間のオンラインイベントを中心とした「Earth Camp キャンペーン」を10月から開始した。同キャンペーンには2日間で2,000人以上が視聴するなど、外務省や国際協力NGOセンター等の関係機関と連携し、広く国際協力の認知を促進した。また、地方においても、11月の「おきなわ国際協力・交流フェスティバル」、2月の関西「ワン・ワールド・フェスティバル」など、国内拠点が主導して、主にオンラインイベントに切り替える形で同様のイベントを実施し、SDGs やスポーツ、環境問題などの時宜に合うテーマを選択し、広く国際協力の重要性や事業認知を促進した。
- ・ **報道件数**：メディアを通じた発信として、国内で約3,900件、海外で約11,000件の機構に関する報道があった。
- ・ **ウェブサイトリニューアルに向けた取組**：機構ウェブサイトの古いページの削除やPDF化により約2万ページを削減し、大幅に容量を軽減してアクセスを迅速化した。一方で、検索機能の追加や英語ページの充実を図り、ユーザビリティを向上させた。また、組織アカウントビリティの改善のため、アクセシビリティ方針及びウェブサイトプライバシーポリシーを更新した。さらに、2022年度に予定している全面リニューアルに向けて、新たなサイト構成や掲載基準を整理した。

## ② 主要テーマの取組

- ・ **人間の安全保障**：新型コロナを含む感染症対策への取組に関する発信に最も重点を置いて取り組んだ。前述機構ホームページの特設ページを通じた発信、メディア懇談会や記者説明会、機構理事長や役員による寄稿、講演、広報誌「mundi」における特集等、多様なツールを活用し発信した。
- ・ **世界と地方をつなぐ取組 / 外国人材の受入**：外国人材の受入促進支援に係る取組につき、記者勉強会を開催したほか、プラットフォーム設立フォーラムを開催して多くのメディア取材を受け、日刊工業新聞や朝日新聞Globe（ウェブ記事）で紹介された。また、機構理事長と法務省出入国在留管理庁の長官の対談を行い、日本経済新聞に広告記事として掲載した。そのほか、一時帰国中の海外協力隊員が、地方活性化のために活躍している様子が、日本経済新聞（夕刊1面トップ）等で紹介された。
- ・ **自由で開かれたインド太平洋**：ラオスでの法整備支援について日本経済新聞や毎日新聞で報道された。機構広報誌「mundi」では、5月号「南アジア」、6月号「水質改善」、9月号「DX」等の特集を通じて、インフラ支援等をフォーカスした。また、2月に自由で開かれたインド太平洋をテーマとした記者勉強会を開催し、広く広報に努めた。
- ・ **自然災害対策への取組**：前述の防災・復興に関するオンライン記者勉強会に加え、発災から同10年にあたる3月11日をターゲットに、「ハフポスト」とタイアップし、同月の国際女性デーを掛けて、「ジェンダー×防災」をテーマにTwitterライブを実施し、2万回以上の視聴が確認された。
- ・ **日本の近代化と開発協力の経験の共有**：2019年3月に連携協定を締結した放送大学との協力により、「日本の近代化を知る」の続編（8章）のBSでの放送が実現した。広報誌「mundi」7月号で「大学連携」を特集し、日本の近代化の経験を留学生に学んでもらう取組等を紹介した。また、このテーマで講義を受けた研修員を中心に、帰国後に研修の成果、日本への思い、自国での研修成果活用等をまとめた「研修員レポート」の配信を開始し（英語のみ）、1件当たり2万近い閲覧を得る等リーチが拡大している。
- ・ **スポーツと開発**：オリンピック・パラリンピックを目指す選手への指導やスポーツを通じた障害

者の社会参加促進の取組を、広報誌などの自社媒体、テレビ番組制作放映、雑誌 Number 連載やコミチ「国際漫画大賞」コンペの実施などを通して広く発信した。また、並行してメディアアプローチも展開し、大手新聞、テレビ局等、多数のメディアに取り上げられ、一般市民の認知度をあげた。

## (2) SNS、ウェブサイト及びを活用した情報発信

新型コロナの影響で積極的な広報展開が難しい事態が生じ、特に 2020 年度前半はウェブサイト閲覧数が大幅に減少した。他方、国民の関心に沿う形で迅速に新型コロナ特設サイトを立ち上げ、コロナ対策に係る取組を分かりやすくまとめて発信、2020 年後半は閲覧数の回復が確認された。

SNS については、2020 年度も Facebook、Twitter とともにファン数、フォロワー数は一度も減少に転じることなく増加し、新規導入した LinkedIn もフォロワー数が継続して増加した（フォロワー数は約 51,000 人（2021 年 5 月 12 日時点）となった。（Japan TIMES：約 25,000 人、ANA：約 48,000 人））。SNS の特性をいかした柔らかく、流行を捉えた表現や、動画やインフォグラフィックの活用、コロナ禍でのステイホームを踏まえたコンテンツなどの発信が功を奏した。特に、その特性である拡散力を活用し、日本政府や相手国政府、国連機関、自治体、民間企業、メディア、NGO 等幅広い関係者と連携し、幅広い拡散に努めた。また、外部ウェブメディアと連携した企画実施や、機構ウェブ記事を外部ウェブメディアに転載することで、Yahoo! 等への転載実績も増え、発信を更に強化した。情報発信成果は下表 8-1 のとおりである。

表 8-1 ウェブサイトや SNS を通じた発信の実績（2017 年度から 2020 年度）

	ページ閲覧数	Facebook (ファン数)	Twitter (フォロワー数)	Youtube (再生回数)
2017 年 3 月末時点	日：3,512 万 PV 英：546 万 PV	日：16,585 人 英：12,810 人	日：29,830 人 英：5,043 人	日：113,698 回 英：185,999 回
2018 年 3 月末時点	日：3,481 万 PV 英：671 万 PV	日：20,545 人 英：18,761 人	日：32,406 人 英：7,360 人	日：113,814 回 英：421,195 回
2019 年 3 月末時点	日：3,616 万 PV 英：628 万 PV	日：23,161 人 英：25,025 人	日：34,788 人 英：10,166 人	日：335,891 回 英：285,304 回
2020 年 3 月末時点	日：3,504 万 PV 英：595 万 PV	日：26,332 人 英：31,800 人	日：38,055 人 英：13,733 人	日：279,793 回 英：563,949 回
2021 年 3 月末時点	日：2,887 万 PV 英：514 万 PV	日：28,481 人 英：39,818 人	日：39,633 人 英：16,349 人	日：676,725 回 英：247,032 回
前回比	日：+3.9% 英：-6.4%	日：+12.7% 英：+33.4%	日：+7.4% 英：+38.1%	日：+195.1% 英：-32.3%

## (3) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

重点ターゲットに応じた最適な発信（内容、媒体、タイミング等）を継続的に実施し、あわせて、新しい媒体や手法を取り入れていくことが課題である。また、発信内容については、国際協力に対する日本国内の具体的な関心が多様かつ流動的である点にも留意しつつ、柔軟な発想に立ち、組織・事業戦略を踏まえた戦略的な広報内容を選定していく。

さらに、メディアに対しては、新型コロナの影響によるメディアによる取材態様の変化（現場取材の制限、オンラインツールの活用、提供画像・映像の積極活用等）を踏まえた、柔軟かつ機動的な発信に取り組む。

## No.8-2 事業評価

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
外部事後評価における、大学・NGO等の参加による分析や、対象の特性を考慮した分析の実施件数	5件 <sup>136</sup>	5件	5件	5件	6件	7件
分析結果の事業等での活用に向けたフィードバック強化の取組数	1件 <sup>137</sup>	8件	8件	9件	3件	4件

### (1) PDCA サイクルに沿った各種評価の着実な実施と迅速な公開・知見の発信

- 事後評価の実施と公開**：評価対象となる、協力金額 10 億円以上の全ての事業及び 10 億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業計 66 件（内訳：技術協力プロジェクト 8 件、有償資金協力 31 件、無償資金協力 27 件）の外部評価と、2 億円以上 10 億円未満の事業 115 件（内訳：技術協力 105 件、無償資金協力 10 件）の内部評価を実施し、その結果を機構ウェブサイトで公表した。
- 評価の質の向上**：外部評価では、定量調査・定性調査の実施手法に係る科学的手法（統計・データ収集・インタビューなどの学術的に確立した調査手法）の活用と質の向上を図った。内部評価では、評価者となる各海外拠点による評価結果の自己点検に加え、外部の第三者が個々の評価判断の客観性・中立性や、提言・教訓の実行可能性・具体性を検証した。これら検証により自己点検チェックリストに沿った内部評価はおおむね適正に運用され、一定の質が確保されていることが明らかとなった。検証の結果は在外事務所拠点等の評価者へフィードバックし、今後の内部評価の質の向上に活用するとともに、検証結果の概要を対外公表して説明責任を強化した。
- 事業評価報告書の公開**：2020 年度に実施した個別事業毎の事後評価結果全てを 2021 年 4 月中の公開に向けて取り組んだ。また、年間の事業評価結果を取りまとめた「事業評価年次報告書 2020」を機構ウェブサイトで 2021 年 5 月中の公表に向けて取り組んだ。同報告書では、特に学びの大きかった評価案件の事例や、コロナ禍における遠隔での事後評価実施の取組を紹介するとともに、2021 年度から導入された評価基準の改定（後述（2）参照）についても記載した。

### (2) 評価基準の改定

- SDGs の採択を契機に、OECD-DAC 開発評価ネットワーク（Eval Net）で評価基準改定の検討がなされ、2019 年 12 月の Eval Net 年次会合で評価項目の追加（整合性：Coherence）及び各項目の再定義が採択された。これに伴い、新たな DAC 評価基準を機構の事業評価基準へ反映するとともに、機構の事後評価における諸課題を解決すべく、機構の事後評価基準を改定した。改定の過程では、外部有識者委員はじめとする機構内外の幅広い関係者との意見交換を通じて得られた知見を、いかに機構の評価基準に反映し変更すべきか議論を重ね、2020 年 11 月の理事会にて評価

<sup>136</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>137</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均



基準の改定を決定した。

### (3) 教訓のフィードバック、評価結果の各種分析、新たな評価手法の継続検討

#### ① 協力方針策定や事業実施等にフィードバック

- ・ 事業計画段階の事業事前評価表等で「過去の類似案件の教訓と本事業への適用」を確認し、類似案件の評価結果から得られた教訓を活用した。例として、ブラジルの地域警察に関するプロジェクトでは、スムーズで透明性の高いプロジェクト管理を行えるよう体制や方法を検討する必要があるとの教訓が得られている。グアテマラにおける類似事業の計画において、専門家やローカルコンサルタントのみならず機構事務所が長期的視点をもって積極的に関係者を支援・調整することとしている。

#### ② プロセスの分析

- ・ ベトナム「カimeップ・チーバイ国際港開発事業」、「ラックフェン国際港建設事業」、「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業」、「ニャットン橋建設事業」、「ノイバイ国際空港-ニャットン橋間連絡道路建設事業」（以上、円借款）、ルワンダ「教員間の校内相互研鑽強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）について、案件形成時から事業効果発現に至る過程を分析する「プロセスの分析」を2019年度より継続して実施している。ザンビア「現職教員研修制度支援を通じたキャパシティ・ディベロップメントの実態調査」（技術協力プロジェクト）についても、関係部と協議し、実施方針の確定に向けて準備を開始した。
- ・ JICA 開発大学院連携における国際大学との共同研究（ケースライティング）の一環として、デリーメトロのプロセスの分析等に基づくデリーメトロの事例教材を作成し、同連携の講義である Japanese Foreign Assistance Policy で同事例教材を使用した講義を実施した。

#### ③ 統計分析

- ・ 外部事後評価結果及び内部事後評価結果を統合した統計データの整備により、事後評価を行った全てのデータをサンプルとして、技術協力、有償資金協力、無償資金協力と全ての援助手法において総合評価・各評価項目のレーティングを被説明変数とする回帰分析を行った。その結果、技術協力・無償資金協力連携に関する分析からは、同時期・前後して実施することが良いのではなく、それを実施するタイミングが肝要であり、事業ごとではなく対象国の分野全体を俯瞰した計画的な事業展開が重要という、プログラムアプローチや今後のイニシアティブ単位での事業監理に対する示唆を得られた。

#### ④ 根拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）に資するインパクト評価

- ・ 日本式交番制度をモデルとしたブラジル「地域警察活動」（技術協力）の取組（2000年国別・課題別研修、2005年～2018年技術協力プロジェクト（フェーズ1～3））を対象にインパクト評価を継続した。また、ヨルダン「第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」（無償資金協力）を通じた平和創出の貢献に関するインパクト評価に着手した。
- ・ 事業部等がより円滑にインパクト評価の企画・実施を行えるようにすべく、機構におけるインパクト評価の実施支援体制の強化を推し進めた。また、インパクト評価の案件形成・発注のための能力向上・人材育成を目的とした、機構内職員向け研修を実施した。

#### ⑤ テーマ別評価・横断分析等

- ・ 事業の介入と効果の因果関係を推論する質的比較分析（QCA：Qualitative Comparative Analysis）を用いて、上水道セクターの技術協力と無償資金協力の連携による事業の有効性・持続性の因果

推論を検証し、今後の事業計画に資する結果を分析した。分析結果について日本評価学会全国大会（11月）で報告し、また機構内関係部署間で共有し、事業改善への活用を図った。

- ・ 所得や貧困率に及ぼした事業のインパクトをより安価かつ簡便にモニタリング・評価する手法である SWIFT（Survey of Well-being via Instant and Frequent Tracking）を用いて、世銀と協働で機構のプロジェクトの有効性を試行的に検証することに着手した。
- ・ プロジェクトが意図したアウトカムにどのように寄与するかを示す手法である「セオリー・オブ・チェンジ」を用い、代表的なドナー機関の活用方法の比較分析及び母子手帳及び上水道分野を題材とした開発効果の検証に着手した。
- ・ テーマ別評価として、「保健医療セクター（感染症対策）における機構の協力の開発効果のインパクトと途上国の経済社会開発への貢献度合いの客観的評価レビュー」、「留学生事業の評価手法分析」、「多角的アプローチによる栄養改善」の実施に向けた作業を進めた。
- ・ 協力の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すため、解決すべき開発課題タイプに応じて指標を整理した課題別指標例について、テーマ別評価を活用し、感染症分野の指標例の改定に着手した。また、技術協力プロジェクトに関係する水産及び平和構築の指標例を英文化した。

#### **(4) 事業評価の実施基盤強化と質の向上・他団体との協働**

##### **① 国際機関や各国との連携・協働**

- ・ アジア開発銀行（ADB）と中国・財政部共催の評価セミナー「アジア評価週間」（オンライン）で機構のセッションを開催し、2019年度実施した対中 ODA 総括のテーマ別評価結果を発表した。また、全米評価学会の年次大会（オンライン）でポスター発表し、機構の評価業務・知見を発信共有した。各国政府機関、研究者等と国際開発分野の評価に関する意見交換を行い、ネットワークを強化した。
- ・ OECD-DAC 下部機関の開発評価ネットワーク（EvalNet）（定例会合オンライン等）を通じ、評価基準の改定や新型コロナウイルスに対応した評価手法に関する意見交換に参画した。OECD-DAC 成果コミュニティ学習会で機構の成果管理・活用を発表した。

##### **② 内部人材の評価能力の向上**

- ・ 事業評価に関する内部人材育成を目的に、年間を通じて職員等向けの研修（事後評価入門研修を31回、在外拠点における評価セミナーを1回）を実施した。
- ・ 2019年度に続き事業評価の機構内インターン制度により、内部事後評価の OJT を通じて、評価手法とともにプロジェクトサイクルの全体を俯瞰した業務の知見向上を図った。
- ・ 2018年度に設けた内部評価表彰制度にて、優良事例の組織内共有、在外拠点（特に実施の中心を担う現地職員）の意欲向上を図った。
- ・ 日本評価学会の評価士養成講座に加え、北里大学、国際大学、茨城大学、法政大学で機構の事業評価に係る講義を実施した。
- ・ 開発途上地域人材の評価能力向上に向けて、2020年度から課題別研修「質の高い事業評価のデザイン、実施及び制度構築のための能力強化」をオンラインで実施した。研修員に加え、機構在外拠点からも現地職員が聴講の形で参加した。

##### **③ 評価結果・教訓・分析結果の発信**

- ・ 評価の専門性向上のため、評価基準改定を含む事業評価に関する最新の分析結果や考察等を、日本評価学会、国際開発学会の全国大会で発表した。海外に向けては、各種国際会議の場、GDI の

ナレッジ・プラットフォーム等を活用し、事業評価を通じて得られた知見の発信と活用拡大を図った（上記参照）。

## (5) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

近年の事業量の増大に伴い、2017年度以降の事後評価件数が増加傾向にある。これに対応するため、内容的に共通性の高い事業や目標を同じくする事業の一体的評価を推進することに加えて、簡易型評価を本格実施することで効率化・合理化を図っている。新型コロナへの対応として、現地調査補助員を更に活用するための研修の推進や、オンラインによる遠隔調査、評価資料の翻訳を進めることで、評価分析に必要なデータの見える化を推進し、制約条件下のなかで柔軟に対応した。また内部評価では、現地調査から極力既存の定量データ、電話、質問票、衛星データ、写真データ等の遠隔実施調査に切り替えて情報収集を行う工夫を図るとともに、机上評価に係る留意点等を中心に、個別コンサルテーションやオンライン研修等を多数実施した。

2021年度も引き続き、評価手法の改善を図るとともに、現地調査の実施が困難な状況下においても、遠隔調査を活用した情報収集を行いつつ、現地渡航が再開された際には柔軟に対応する。

### No.8-3 開発協力人材の育成促進・確保

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
能力強化研修参加者数	349人 <sup>138</sup>	565人	503人	464人	473人	人

#### (1) 多様な協力ニーズに対応した開発協力人材の養成と確保

- ・ **SDGs 達成に向けた人材養成**：機構が行う能力強化研修では、SDGs 達成に向けて、協力の重点分野や新たに取り組む分野を中心として研修のラインナップを見直し、2020年度は新規4コースを含む計18コースを実施（4コースを廃止）し、多様な分野の開発協力人材の養成に貢献した。具体的には、「母子健康」、「社会基盤マネジメント」、「気候変動対策と開発」、「民間企業との連携」等、SDGs Goalに対応するコースを実施し、当該分野を担う開発協力人材の養成に貢献した。研修対象者は一定の専門性を有する開発協力人材を主とし、機構事業で活用することを前提とした実践的な知識やスキルの習得に重きを置いた研修内容とした。また、新型コロナ感染予防のため、全コースの研修を対面からオンラインに切り替え実施した。その結果、応募者数が増加するとともに、遠隔からの参加者の受入も可能となった。
- ・ **将来を見据えた人材の養成**：将来の開発協力人材を養成するため、機構本部及び国内の拠点、開発コンサルティング企業の国内オフィス（国外拠点はコロナ禍により実施見送り）でインターン58人を受け入れた。

#### (2) 開発協力人材の裾野拡大を目指した PARTNER の利用促進に向けた強化

##### (ア) PARTNER の利用促進に向けた強化

- ・ **キャリア形成支援、多様な働き方の促進のためのコンテンツや掲載情報の拡充**：PARTNER ユーザーの利便性向上のために登録フォームの改修を行い、より簡便に登録をできるようにした。新型コロナの流行もあり、時間、距離の制約で従来セミナーに参加できなかった層にリーチすべ

<sup>138</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

く、開発協力人材のキャリア形成の支援を目的とした各種セミナーをオンライン化したところ、参加者中の海外・地方在住者の割合が増加した。また、キャリア情報を充実させるために、2019年度に新設した PARTNER 上のコンテンツであるキャリア図鑑に、外務省、国際機関、開発コンサルタント、NGO 等関係機関のキャリア形成の事例紹介や多様な働き方を促進する記事を新規に 26 本リリースし、キャリア図鑑上の累計掲載記事数が 52 本となった。各種セミナー動画を PARTNER 上に掲載した結果、セミナーに参加できなかった人等より 2,862 回の動画へのアクセスがあった。

- ・ **新たな開発協力人材の登録**：2020 年度に PARTNER に新規に登録した開発協力人材は、2019 年度の 2,605 人から 4,347 人となり、目標値 (2,100 人) を上回った。
- ・ **国内の社会課題への貢献**：日本国内の現場での実務機会を通じて、今後の開発途上地域での協力をより効果的に推進していくことに加え、国内の多文化共生・地域活性化に資することを目指し、機構専門家等の経験を有する国際協力人材を、日本国内の現場 (自治体等) に試行的に 2 名配置した。国内の多文化共生・地域経済活性化に資する取組強化の一環として、PARTNER 団体利用規約を改定し、従来対象だった国際 (協力) 分野での活動、事業の実績や計画を有する企業・団体だけでなく、日本国内の地域活性化や被災地の復興支援、多文化共生等、国内の社会課題解決に役立つ活動、事業の実績や計画を有する企業・団体も登録可能とした。

#### (イ) 開発協力人材の新規開拓

- ・ **関係機関との連携深化**：外務省、開発コンサルタント、NGO 等関係機関と連携し、各種キャリアイベント等を開催することで開発協力人材の新規獲得を行った。具体的には、海外コンサルタント協会との連携セミナー等を 17 回開催し、延べ 2,518 人の参加を得た。また JPO 制度の募集時期に合わせ、国際協力 JOB セミナーを外務省国際機関人事センターと連携して開催した。国際開発ジャーナル社主催の「国際協力キャリアフェア」を後援し、697 人の参加者を得た。また、海外で事業展開する日本企業等の団体登録を拡充するために、草の根技術協力事業や中小企業・SDGs ビジネス支援事業の団体向けに PARTNER 事業紹介及び登録勧奨を行い、団体登録を促進した。
- ・ **国際協力分野への若年層の関心拡大と促進**：コロナ禍の影響を受け、キャリアへの関心の高まりに合わせ、各種セミナーをオンライン化したところ、国際キャリアフォーラムでは大学生の参加者が 2019 年度の 827 人から 1,359 人に増加した。また、国際協力・開発援助に関心を有する学生 (大学生・大学院生) 及び社会人を対象とする機構インターン参加者を増やすべく、PARTNER 上での広報、メールマガジンでの周知を強化すると共に、新卒採用イベントにて広報を行った結果、応募者が 2019 年度の 415 人から 514 人に増加した。

#### (3) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- ・ 国際協力人材の不足という課題に対し、人材の裾野拡大のためのキャリア形成支援や人材養成が必要である。そのため、若年層に対するキャリアパスの提示、インターンシップや研修等の情報提供を強化する。2019 年度以前は PARTNER の閲覧数最多コンテンツは求人情報であったが、コロナ禍においてキャリア形成ニーズが高まっているため、キャリア形成に係る支援にも力を入れる必要がある。また、地方での人材獲得や若年層への働きかけに際しては、オンラインでの情報提供の強化に加え、国内拠点や、本部各事業部の持つネットワークやコンテンツとの連携強化を図る。

## No.8-4 知的基盤の強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
研究成果のダウンロード数 (万件)	5.2万件 <sup>139</sup>	7.1万件	10.8万件	4.8万件	9.2万	万件
国際機関・政策担当者等への 効果的な発信事例/ 機構事業へのフィードバック 事例の件数	15件 <sup>140</sup> 15件 <sup>141</sup>	17件 15件	17件 17件	18件 18件	19件 19件	件 件

### (1) 効果的な事業実施及び国際援助潮流の形成に資する研究と発信

#### ① 新型コロナウイルス感染症関連

- 「コロナ後の世界と国際協力」研究の実施：機構理事長のイニシアティブである「4つの挑戦」に基づき、「コロナ後の世界と国際協力」研究を実施し、有識者との対談等を基に新型コロナ感染拡大に伴う国際社会の激変を受けた国際協力の在り方を検討した。
- 「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会の立ち上げ、活動実施：感染症に強い保健システム・社会や機構の協力戦略の在り方を検討するため、保健医療を中心に開発途上地域と日本における影響や対応からの教訓を分析する「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会を立ち上げた。同研究会では、機構が協力を展開している各国から集まった初期の情報を基にした現状分析・日本を含む国際比較を交えた考察・機構のコミットメントを、新型コロナに立ち向かう開発途上地域に向けての機構からのメッセージとして取りまとめ、「To Our Friends and Partners Fighting against COVID-19 in Developing Countries」を5月に発行し、15回のオンラインセミナー（機構主催、Center for Global Development、東北大学等他機関主催あわせて）のほか、SNSや動画でも発信した。開発途上地域の対応事例を集約して共有したほか、世界一の高齢化先進国である日本において高齢者の死亡率（単位人口比）が突出して低いことなど、学術的にも貴重なファインディングを示すことができ、海外のみならず日本国内からも評価された。
- 日本の感染症対策における実践的経験や最新の研究成果の発信：世界の新型コロナ対応に実践的に貢献すべく、「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会活動として、日本の実践的経験や最新の研究成果を発信するオンラインセミナーを院内感染対策、公衆衛生対策、新型コロナ患者管理の3テーマで開催し、国内外約60か国から延べ1,500人の医療従事者、行政官、ドナー関係者等が参加した。英語・フランス語同時通訳で発信し、YouTubeチャンネルでも後日視聴を可能としたほか、日本の医療現場で使用している院内感染対策チェックリストを英語化して提供する等、各国で有用な新型コロナ対応の知見共有に取り組み、参加者より高い評価を得た。
  - ・ 新型コロナ対策やウィズコロナ、ポストコロナの世界を見据えた研究の着手及び成果の迅速な発信に努めた。また、機構緒方研究所ウェブサイト上に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連研究」特設ページを立ち上げ、関連する研究成果や知見を集約してわかりやすく発信した。
  - ・ 研究プロジェクト「フィリピンとタジキスタンの家計における海外送金に関する研究」の成果としてフィリピンの海外送金依存家計への新型コロナの影響に係る論文を執筆し、“COVID

<sup>139</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>140</sup> 2015年度実績

<sup>141</sup> 2015年度実績

Economics : Vetted and Real-Time Papers”、“Economics of Disasters and Climate Change”に掲載された。送金受取が、パンデミックが発生しない場合に比して前者は 23-32%程度、後者は 14-20%程度減少する可能性を示したものであり、フィリピン国内で報道されるとともに、ADB が 2020 年 8 月に発表した“COVID-19 Impact on International Migration, Remittances, and Recipient Households in Developing Asia”に引用された。また、フィリピンでの金融包摂への影響及びタジキスタンにおける海外送金への影響にかかる論文を執筆し、機構緒方研究所ウェブサイトに掲載した。

- ・ 研究プロジェクト『「質の高い成長」にかかる研究』の成果として、2020 年 9 月にポリシー・ペーパー「「質の高い成長」の視点から考える新型コロナに対する強じん性のあり方：医療インフラ投資に関する論考」を発刊した。本ペーパーでは「質の高い成長」の視点に立ち、新型コロナへの対応について、特に軽症感染者・無症状の病原体保有者の療養施設の在り方を考察した。
- ・ 他の新型コロナ関係の研究プロジェクト及び論文として、研究プロジェクト「持続的な平和に向けた国際協力の再検討：状況適応型の平和構築とは何か」では、新型コロナのパンデミックが長期化・頻発化する紛争事例の文脈にどのような影響を与えるかについてウェブサイトで発信した。また、新型コロナと大気汚染の関係について「All India Disaster Mitigation Institute」に寄稿するとともに、ヤンゴンでの家計調査から得られた新型コロナのインパクトについて、家賃や教育への支援といった視点を含めて政策への示唆を導いた。
- ・ 外部研究者を招き「地球環境問題を通して考える With コロナの時代について-Future Earth Japan からの報告-」を開催した。新型コロナの流行への対応に関して、新しい社会様式への変革に向けた取組の重要性が謳われる中で、地球温暖化への取組との共通点を探る議論が展開された
- ・ アジアのサプライチェーン等の状況分析を深める「ポストコロナのアジア経済社会構造ダイナミクスに関する研究」研究会を立ち上げた。また、ウィズコロナ、ポストコロナのアフリカを見据え、「TICAD8 に向けたポストコロナ時代のアフリカ開発研究」を開始した。

## ② 人間の安全保障

- ・ 緒方貞子元機構理事長の追悼記念シンポジウム「With/Post コロナ時代のグローバルな課題と人間の安全保障」を 2020 年 11 月にオンラインで開催し、世界 79 か国から 1,250 人が参加した。新型コロナによる世界の変化の下における「人間の安全保障」の概念の重要性をテーマに、「人間の安全保障」概念の導入・適用による日本の国際協力の変化、ウィズコロナ、ポストコロナ時代における「人間の安全保障 2.0」と保健医療分野の取組について、国内外の登壇者を迎えたパネルディスカッションを行った。本シンポジウムは、事後に NHK ワールドにて世界に向けて放映されると共に、NHK 教育テレビにて日本国内でも放映された。
- ・ 国連開発計画（UNDP）の人間開発報告書 2020 に関し、国内有識者を交えてコンサルテーション会議を実施するとともに、バックグラウンドペーパー「Protecting our human world order : A human security compass for a new sustainability decade」を UNDP と共同で執筆し、人間の安全保障を人間開発、サステナビリティ等の概念を補完するものとして位置づける必要性を議論した。また、機構内での連携強化にも取り組み、分野横断的な視点を盛り込んだ人間の安全保障研究等を推進した。
- ・ 「SDGs と日本」（2019 年 11 月、明石書店）を高須幸雄国連事務総長特別顧問による監訳の下、英訳し、ウェブサイト上で公開した。本英訳は、人間の安全保障の要素を総合的な指標として、都道府県別に指数化した試みを国際的に発信し、各国の文脈において SDGs をどのように実践するのかという議論に貢献することを目指したものである。また、第 7 回ナレッジ・フォーラム「危

機の時代に問い直す「人間の安全保障」～尊厳の可視化から捉える日本と世界」で本書を紹介し、人間の安全保障指標に関する地域的な差異、「尊厳」を守るための社会の在り方等の議論を深めた。

### ③ 新しい開発アクター及び政治経済の視点

- ・ 中国援助量推計の 2019 年及び 2020 年分を公開し、公式統計がない中国援助の量的な実態解明に貢献した。
- ・ 政策研究大学院大学が主導する「現代東南アジアシンクタンクネットワーク構想」に参加し、米中対立が激化する中での ASEAN 地域での開発協力の在り方を検討するための研究チーム（タイ、インドネシア、ベトナム、ラオス、ミャンマー、マレーシアの研究者が参加）を立ち上げた。

### ④ 国際援助潮流形成に向けた国際会議などでの発信

- ・ 機構緒方研究所の研究所長が「Institution Building and System-Wide Support for Peacebuilding and Sustaining Peace」をテーマに、2020 年 5 月に開催された国連平和構築委員会（PBC : UN Peacebuilding Commission）のコンサルテーションにビデオメッセージで参加し、フィリピンとウガンダの事例を挙げつつ社会経済的な側面での制度構築が平和構築と平和維持に不可欠であることを説明した。
- ・ 機構緒方研究所の研究所長が、米国 Brookings 研究所が日本の財務省と企画したラウンドテーブルに登壇し、開発途上国の債務問題に関する中国の姿勢について述べた。また、機構緒方研究所の副所長が、英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）主催のオンラインセミナー「COVID-19 and Japan's Coordinated Development Responses in Asia」に登壇し、「従来の開発協力が推進できないなか、このパンデミックを乗り切るためには、知識の協創や共有が重要」と強調した上で、新型コロナウイルス対応として財政支援に加え、病院や公衆衛生・感染症研究所を含む医療体制強化を支援する準備を機構が進めていることを説明した。

## (2) 研究成果の事業へのフィードバック

- ・ 研究成果の機構事業への還元と国際的な援助潮流への貢献を目的に、機構事業関係者や国内外の政策決定者、開発協力実務者などにとって有益な政策提言や事業実施に係る提言を取りまとめるポリシー・ノートを、バングラデシュの開発をテーマとして発刊した。
- ・ 研究プロジェクトの成果や、成果として出版された書籍の内容、研究の分担者である外部有識者の知見、新たな分野の研究を行っている外部有識者の知見等を、海外拠点等を含む機構内部で広く共有し、機構事業への活用に向けた意見交換を行うことを目的とした内部のランチタイムセミナーを計 21 回開催した。

### ① 協力案件等への貢献

- ・ 新型コロナ対策に関する比較・実践的研究の一環として、手洗い実証パイロットプロジェクト研究に関し、ナレッジを活用し介入や調査のデザインについてインプットを行った。
- ・ 機構内のナレッジマネジメントネットワークのユニバーサル・ヘルス・カバレッジサブグループでの教材作成に、新型コロナ対策に関する比較・実践的研究会で行っている文献レビューからの知見をインプットした。
- ・ 地球環境分野で基礎情報収集・確認調査との連携を強化し、研究と実務の協力関係の強化に向けた取組を実践した。ベトナムでの廃棄物調査及び都市環境管理調査では、機構緒方研究所の研究員がオブザーバーとして、調査の委託事項（TOR : Terms of Reference）設計段階から参画し、現場業務の質的改善につなげた。

- ・ 研究プロジェクト「JICA 環境社会配慮（計画段階）の質の向上」の研究成果を踏まえて、機構関係職員を対象にしたフィードバックセミナーを 2020 年 8 月に開催した。

### (3) 研究成果の公開、積極的な発信

#### ① 国内学会向け：国際開発学会第 31 回全国大会

- ・ 2019 年 9 月に発刊された「日本の国際教育協力 -- 歴史と展望」（編者萱島信子機構理事 / 緒方研究所シニア・リサーチ・アドバイザー、黒田一雄機構緒方研究所客員研究員 / 早稲田大学教授）が 2020 年国際開発学会特別賞を受賞した。同書は、日本の開発途上国に対する教育協力の歴史の全体像を明らかにしたものの。
- ・ 研究プロジェクト「日本の国際教育協力」の成果に基づき、高等教育協力の歴史について発表した。また、新しい時代の高等教育協力の在り方について提言を行った。
- ・ 研究プロジェクト「SDGs 下における環境 / 気候変動制度・政策の発展に向けての実証研究」に基づいた企画セッションを主催し、政策・制度の発展におけるリーダーの姿勢、専門家の活用、広域行政の推進といった要因の重要性が示唆された。
- ・ 研究プロジェクト「日本の産業開発と開発協力の経験に関する研究：翻訳的適応プロセスの分析」において、企画セッション「途上国援助における日本の産業開発協力の経験と今後の展望～日本の知的役割を考える～」を開催し、開発途上地域が外来の知識・技術を自国の文脈に合わせて適用し内生化するプロセスを日本の産業開発分野の協力がいかに促したか、中間成果を発表した。
- ・ 研究プロジェクト「新興国の開発協力とその影響に関する研究」の成果を活用して「ODA と政策環境」セッションで「ロシア援助はならず者援助か？ロシア援助の実態・特異性とその理由」について発表した。

#### ② 各種研究成果の発信

- ・ ワーキング・ペーパー（8 本）、ポリシー・ノート（1 本）、書籍（7 冊）、開発協力文献レビュー（1 本）、フィールド・レポート 1 本を発刊したほか、セミナー等を 23 回開催した。学会（50 回）、外部セミナー講師（42 件）、非常勤講師（19 件）等の外部での発表の機会を捉え、積極的に機構の研究成果を発信した。
- ・ JICA 開発大学院連携に関し、国際大学と講義で使用する教材開発を目的とした共同研究「ケースライティング」を実施した。同共同研究結果は機構緒方研究所ウェブサイトに掲載し（7 件）活用を促進するとともに、講義で実際に使用した（4 回）。2018 年度から放送大学と共同制作してきた日本理解に関する講義シリーズ「日本の近代化を知る 7 章」の続編である「続・日本の近代化を知る」の第 8 章から第 11 章を、引き続き放送大学と共同制作し、2020 年 11 月から BS チャンネルで放送を開始した。近代化とともに思想、戦争、国際法、行政についての講義を拡充し、日本理解に対する研修員のニーズに応える講義シリーズを充実させた。
- ・ 研究プロジェクト「日本の開発協力の歴史」では、60 年以上にわたる日本の開発協力の歴史を多様な角度から客観的・実証的に分析することを目指し、研究成果を 7 冊の単著からなる叢書（シリーズ「日本の開発協力史を問いなおす」）としてまとめている。2020 年度は第 1 巻「日本型開発協力の形成—政策史①・1980 年代まで」と第 5 巻「インフラ協力の歩み—自助努力支援というメッセージ」を発刊した。
- ・ 「日本の産業開発と開発協力の経験に関する研究：翻訳的適応プロセスの分析」において、日本の産業開発や同分野の開発協力の経験の特徴を明らかにする研究を継続した。また、名古屋大学



の研究者との連携を通じた書籍「途上国の産業人材育成」が発刊された。

- ・ プロジェクト・ヒストリー「マタディ橋ものがたり-日本の技術でつくられ、コンゴ人に守られる吊橋」など日本語版2冊に加え、シリーズ英語版の第二弾「Peace and Development in Mindanao, Republic of the Philippines-The Long Road to Peace through Trust」を発刊した。また、ボスニア・ヘルツェゴビナのスレブレニツァで起きた虐殺から25年目の節目に、プロジェクト・ヒストリーシリーズ初の英語版「A Memoir of a Japanese Development Practitioner : In Srebrenica, Bosnia and Herzegovina」を世銀 Global Delivery Initiative (GDI<sup>142</sup>) のウェブサイトで紹介した。
- ・ 研究プロジェクト「カンボジアにおける自国通貨利用促進に関する実証研究」及び「カンボジアにおける金融包摂促進のための実証研究では、ワーキング・ペーパー「Monetary Policy Spillover Into a Developing Country When the US Federal Fund Rate Rises : Evidence on a Bank Lending Channel」、「Impacts of the Interest Rate Ceiling on Microfinance Sector in Cambodia : Evidence from a Household Survey」をそれぞれ発刊し、金利規制にかかる研究成果についてカンボジア政府ハイレベル（2020年9月カンボジア中央銀行副総裁、2021年2月副首相をヘッドとする金利上限規制委員会）へ発表・提言した。

#### (4) 研究の質の向上と発信強化

##### ① 研究機関等との連携、ネットワークの強化

- ・ 機構緒方研究所の研究所長が、開発途上地域及び先進国の政策・研究機関及び研究者のネットワークであるグローバル・デベロップメント・ネットワークが行う国際開発日本賞（開発途上地域の研究者育成プログラムを日本の財務省が支援しているもの）の選考員の一人として選ばれ、同賞の最終選考を行った。
- ・ ブルッキングス研究所との共同研究として、「ブレークスルー：持続可能な開発のための最先端技術の可能性」を開始した。SDGs 達成のためには革新的な技術の適用及び普及が必要不可欠であるという考えの下、近く実用化が可能であり普及可能性が高い技術のなかから、2030年までにSDGs 達成に貢献する技術の考察を行うもの。本研究は10のテーマについて行い、機構からはスマートシティ、森林管理に活用される衛星技術をテーマに研究を進め、開発途上地域支援の経験から得られた知見を基に、最新技術の効果実証を含む書籍原稿を執筆した。
- ・ 第6回ナレッジ・フォーラム「ポストコロナの世界と国際協力～グローバルヘルスに関するガバナンスとリーダーシップ～」を開催し、オンラインで約300人が参加した。また、第7回ナレッジ・フォーラムを書籍「SDGsと日本」の英語版発刊記念として開催し、オンラインで約250人が参加した。

##### ② 研究所の外部からの評価

- **著作の表彰**：「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの第21弾「僕の名前はアリガトウー太平洋廃棄物広域協力の航跡」（2018年12月発刊）が、一般社団法人廃棄物資源循環学会の令和元年度学会賞（著作賞）<sup>143</sup>を受賞した。

<sup>142</sup> GDIは、世界銀行のイニシアティブの下、開発協力機関などが参加する国際開発コミュニティのナレッジ・プラットフォームで機構も加盟メンバーである。機構緒方研究所はプロジェクト・ヒストリー英語版の共有等により開発課題に関する知見の共有を行っている。

<sup>143</sup> この賞は、廃棄物資源循環学の進歩や事業の発展に寄与・貢献した会員を対象に、毎年、同学会が授賞するもの。「プロジェクト・ヒストリー」シリーズが同学会から学会賞（著作賞）を受賞するのは、平成31年度の石井明男・眞田明子著「クリーンダッカ・プロジェクトーゴミ問題への取り組みがもたらした社会変容の記録」（2017年7月発刊）に続き2度目。

- ・ シンクタンクランキング：ペンシルバニア大学の Global Go To Think Tank Index 2020 の「国際開発部門」で 28 位（昨年 28 位）であった。また、「地域部門（中国、インド、日本、韓国）」では 24 位（昨年 33 位）であった。

### ③ 研究人材の能力強化

- ・ 新型コロナによる影響で一時帰国や在宅勤務を余儀なくされ、情報アクセスが制限された関係者への情報提供・能力強化の機会とするとともに、世界の現状・課題、将来（ウィズコロナ、ポストコロナ）の世界や機構の在り方を考える場として、機構内部向けのオンラインセミナー“LNOB（Leave No One Behind）オンラインセミナーシリーズ”を開催した。計 12 回、日本の近代化や開発協力の歴史、アジア・アフリカのコロナ対策の最前線と保健医療、人間の安全保障等をテーマに実施し、延べ 4,000 人以上が参加した。
- ・ 研究人材育成：セミナーの開催や研究実施にあたっての関連情報を集約した機構内部人材向けサイト（「研究の杜」）の内容の充実引き続き努めた。また、機構職員等からアイデアを募り、採択された研究を機構研究所の支援を得て提案者が実施する「研究プロポーザル事業」を実施し、2020 年度案件として 2 件採択した。また、同事業に基づく研究成果をまとめたワーキング・ペーパーの発刊に向けた支援を行い、1 本の発刊につながった。さらに、機構事業の経験に基づく開発途上地域の開発問題に関わるテーマで執筆するフィールド・レポートとして、「地震復興における包摂性に配慮した Build Back Better の実践的手法：JICA ネパール地震復興事業に基づく論考」を発刊した。

## (5) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

新たな開発ニーズや今日的な課題等に柔軟かつタイムリーに対応するため、イノベティブで分野横断的な視点とスピード感を持って新規研究の立ち上げを行い、効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に寄与する。また、オンラインの一層の活用等、コロナ禍における効果的な発信方法を引き続き検討・見直し、国内外の研究分担者とより一層の連携等を図ることにより、研究活動や成果をより効果的・積極的に発信する。さらに、事業の方針・戦略案への寄与、案件形成への貢献を念頭に、事業部門や JICA 開発大学院連携との連携強化と事業と研究の一体的実施を図りつつ、引き続き研究成果の事業へのフィードバックを促進していく。

### No.8-5 災害援助等協力

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
研修・訓練回数	24 回 <sup>144</sup>	29 回	29 回	31 回	20 回	回

## (1) 国際基準能力の維持・迅速派遣に向けた基盤強化

### ① 国際緊急援助隊・救助チームの迅速派遣<sup>145</sup>に向けた体制整備・強化

- 2019 年度の総合訓練（2020 年 3 月）が新型コロナの影響を受けて中止になったことを踏まえ、

<sup>144</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>145</sup> JDR 救助チームは国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）が定める 3 階級のうち活動領域が最大となるヘビー級の認証を受けており、チーム人員や所有機材は一定以上の条件を満たすことが必須となっている。一方、航空会社は経営戦略上、保有機材を小型化していること、また各社の余剰機材の整理に伴いチャーター便が激減しており、派遣時のフライト確保は困難を極めている。かかる状況下においても迅速派遣を行うべく、2018 年度に分割派遣計画を関係省庁間で承認し、制度を構築済み。

外務省、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁、医療登録者とともに派遣時及び訓練時の新型コロナの包括的な対策を検討し、同対策を関係者との各種会議や技術訓練（6日間、各日130人程度が参加）において導入した。技術訓練では一人の体調不良者もなく成功裡に実施した。

- ・ 機構は、外務省、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁、医療登録者とともにコロナ禍における都市型捜索・救助（USAR：Urban Search and Rescue）チーム派遣にあたっての検討事項・準備事項の確認を行った。また、コロナ禍においても国際緊急援助隊・救助チームを迅速に派遣できるよう、分隊派遣の運用に向け、必要な手続きを再確認の上、運用上の課題抽出のための机上演習を企画・実施した。
- ・ 2021年に予定されていた国際救助チーム再認証試験は、新型コロナの影響及び東京オリンピック・パラリンピックの延期を受け、海外の評価員の受入や救助チーム関係者の訓練実施等が困難となったため2022年に延期されることとなった。同再認証試験に向け、INSARAGの定める最新のガイドライン及びチェックリスト（2020年版）に準じたデコン（除染）体制の見直し、国際輸送の効率化を目的とした資機材の軽量化・小型化、資機材ケースの統一化を引き続き推進した。

## ② 国際緊急援助隊・医療チームの強化

- ・ 外国に派遣される緊急医療チームの分類と最低基準を定めたものである「WHO EMT Blue Book」改訂版を踏まえ、野外病院レベル（WHO EMT Type2）の派遣に対応した暫定版の新フットプリント（診療サイト内の配置図）を定め、最新の国際基準に沿った派遣準備体制を整えた。
- ・ コロナ禍で各種制限がある状況において、研修プログラムをオンライン研修用に見直した上で、2020年10月に中級（オンライン）研修（2日間合計で365人が受講）を、2021年1月に上級（オンライン）研修（本部運営候補者14人が受講）を実施し、JDR医療チームの方針・活動・課題や国際動向に関する理解深化及びJDR医療チーム派遣時本部要員の意思決定能力の強化を図った。

## ③ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの強化

- ・ 2020年度も日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の目標値（計200人）を上回る、計254人（2021年3月末時点）の感染症対策チーム登録者を確保・維持した。

## ④ チーム派遣オペレーション能力・実施体制基盤強化

- ・ チーム派遣手続標準手順書を更新するとともに、特に新規着任者の対応業務について、派遣手続訓練の実施を行い、業務理解向上を通じ、国際緊急援助隊事務局での派遣手続を遅延なく着実に実施できる体制を整えた。
- ・ 外務省と連携し、在外公館及び機構海外拠点に対し、現地ODAタスクフォース遠隔セミナー（2020年8月、オンライン）を3回開催し、緊急援助の手法説明及びコロナ禍における緊急援助事業の課題等を共有した。また、各在外拠点における災害対応時の基本情報を更新し、各国における緊急援助の効率的な実施に向けた平時の準備と有事の即応体制強化を図った。
- ・ コロナ禍初となったモーリシャスへの専門家チーム派遣での国際輸送便の減少、検疫監視・行動制限等各種教訓や、バイルート爆発事故における海外USARチーム活動での教訓を踏まえ、上記①のとおり救助チームではコロナ禍におけるUSARチーム派遣にあたっての検討・準備事項の確認を行い、現地調達資機材の確認や補充要員の確保等について関係省庁で合意した。
- ・ チーム派遣時に利用する可能性が見込まれる海外航空会社を複数社選定した上で、有事の際の座席と貨物スペース確保の協力及びチャーター利用の可能性について、協議を継続し、2021年度に

合同搭載訓練を実施すべく調整した。また、アルコール消毒液等新型コロナ対策に関連する輸送物品等の利用制限やチャーター利用の可能性等についても、上記航空会社及び機構海外拠点を通じ情報収集を継続した。

- ・ JDR 派遣における自衛隊輸送機の活用を検討するため、外務省・防衛省・機構の3者協議を継続的に実施した。2020年度は防衛省からの要請に応じて機構保有資機材及び災害時の国際緊急援助に関する原則を取りまとめた国際ガイドライン（オスロガイドライン）の情報提供等を行った。

## (2) 国際的な連携枠組みへの参画と日本の経験・知見の発信

### ① 国際捜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）の活動

- ・ INSARAG のアジア大洋州地域会合にオンラインで参画し、コロナ禍における USAR 活動、洪水等の水害被害の増加をはじめとした昨今の災害傾向に沿った対応、IT を活用した情報管理システム等、各国間協調の更なる促進・効率化に向け議論を行った。

### ② WHO 緊急医療チーム（EMT）イニシアティブにおける国際基準策定への貢献

- ・ EMT SAG（Strategic Advisory Group）会合にオンラインで参画し、コロナ禍における各地域の災害医療活動、EMT Blue Book の改訂、EMT Red Book の作成等の議論を行った。
- ・ 9月にWHO 緊急医療チーム調整本部（EMTCC）のオンライン研修が開催され、JDR 医療チーム登録者が「災害医療情報の標準化手法」（MDS：Minimum Data Set）の講師及び演習管理者として参加し、ASEAN 諸国をはじめとした参加各国のMDSへの理解深化に貢献をした。また、WHO は EMT Red Book（紛争起因災害時の緊急医療チームの分類と最低基準を定めるもの）を作成中であり、同登録者が Red Book に紛争起因災害版のMDSを採録するため編集に携わっている<sup>146</sup>。

### ③ 国内外関係者とのネットワークの維持

- ・ 10月からWHO EMT Highly Infectious Disease Technical Working Group（HID TWG）が開始され、感染症対策チーム、医療チームからそれぞれ登録者が参画し、JDR 派遣に基づく知見を共有した。
- ・ 技術協力プロジェクト「ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト（ARCH）」で開催されたASEAN 域内における新型コロナ対策の優良事例共有オンラインセミナーに、JDR 医療チーム登録者が講師として参加し、新型コロナ感染症流行初期のダイヤモンドプリンセス号におけるDMAT（日本の災害医療チーム）の活動や新型コロナ感染症に対応したMDSの検討事例等、特徴的な日本の事例や知見をASEAN 域内の災害医療従事者に共有し、日本のプレゼンスを示した。

## (3) 迅速且つ効果的な緊急援助の取組

新型コロナの制約を受けつつも、2020年11月末時点で三次にわたる専門家チーム派遣並びに物資供与10件を実施した。特筆すべき事案として、モーリシャスでの油流出事故に対する国際緊急援助隊・専門家チーム派遣があげられる。

- **モーリシャス沖船舶座礁・重油流出事故への国際緊急援助隊派遣**：2020年8月6日に発生した、モーリシャスでの日本関連船舶の座礁による油流出事故を受け、8月10日から国際緊急援助隊・専門家チームを現地に派遣した。一次隊は主に海上の油防除に関する支援を実施し、8月19日に出発した二次隊及び9月2日に出発した三次隊は、海岸清掃及び自然環境影響・修復に関する中長期的な観点を含めた環境モニタリング計画を策定し、シームレスな協力の実現に貢献した。一連の活動はモーリシャス政府関係者及び他国・国際機関関係者等から高い評価を得た。当該専門

<sup>146</sup> なお、MDSは、JDR 医療チーム登録隊員の協力の元、機構が策定を主導し、2017年にWHOが国際標準として採択されたもの。

家チーム派遣は、コロナ禍初の国際緊急援助隊派遣であり、国際輸送便の減少、検疫監視・行動制限下という厳しい状況の中、支援活動を展開した。

#### (4) 事業上の課題及び対応方針

国際標準への準拠に伴うチーム携行資機材の大型化、航空会社の経営合理化に伴う余剰航空機材の縮減化等の要因に加え、コロナ禍による国際輸送の減少により、迅速派遣の前提となる航空輸送手段の確保が更なる課題となっている。このため、日本航空・全日本空輸以外の民間航空会社ともチャーター機の確保の可能性等について協議を開始した。また、民間航空会社による対応が困難な場合の自衛隊輸送機による空輸支援を訴求すべく、外務省を通じて防衛省・自衛隊との実務協議を継続し、2021年度中に合同搭載訓練を実施すべく防衛省と調整を進めた。2021年度も航空輸送手段の確保に関し、官民の関係先へ働きかけを継続し、オペレーションの迅速性を担保するよう努める。

### 5. 指摘事項

(1) 指摘事項：引き続き、戦略的な国内外への情報発信を通じて我が国の開発協力に対する国民及び国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題に対応する開発人材の養成・確保、事業の効果向上に向けた事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進等、事業実施基盤の強化が図られることを期待する。また、国際緊急援助隊についても、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた効果的・効率的な支援に関する関係各機関との議論・調整、及び対応能力の向上が期待される。

その際、業務実績報告書の「事業場の課題及び対応方針」に沿った改善方針に取り組むとともに、有識者意見にあるように JICA の研究成果等に係る国際的な認知向上、研究と事業戦略との関連づけの強化等を推進するよう留意ありたい。

(2) 対応：

2020年度も引き続き、日本の開発協力に対する国民及び国際社会の理解促進、開発人材の養成・確保、事業の効果向上に向けた事業評価、研究成果の事業への一層の活躍促進等、事業実施基盤の強化に取り組んだ。また、国際緊急援助隊についても、新型コロナの影響を踏まえた対応能力の向上に取り組んだ。具体的には以下のとおり。

ア 広報：

新型コロナを含む感染症対策や地方と世界をつなぐ等の主要テーマを中心に、国内外へのタイムリーな情報発信を行う戦略的な広報を実施した。情報発信に当たっては、コロナ禍での諸制約やメディアの取材態様の変化を意識して、オンラインツールの活用を重視し、新聞、テレビ等を通じた報道や、機構の広報ツールによる発信に加え、インターネットニュースによる報道も意識したアプローチを強化してきた。その結果、報道実績は国内で約 3,900 件、海外で約 11,000 件。

イ 事業評価：

SDGs の採択を契機に 2019 年に DAC で変更された評価基準改定を踏まえ、これまでの機構の事後評価における諸課題への対応と合わせて今般機構の事後評価の基準を改定した。今般の評価基準改定を 2021 年度以降の評価案件に適用し、評価の目的である「学びのフィードバック」と「説明責任」をより一層強化する。加えて、評価の質を保ちつつ、より効率的に評価を行うため「一体的評価」の継続実施、及び 2019 年から新たに導入した「簡易型評価」の基準を整理し、適用する案件数を拡大した。また、コロナ禍における事後評価は現地調査に制約が生じたものの、机上調査やオンライン調査を駆使して評価を実施した。これらの結果を機構内外及び国内外へ速やかに公開・発信する。

#### ウ 人材養成確保：

能力強化研修では、機構が行う協力の重点分野・新たに取り組みつつある分野を中心に、18コースを実施し、多様な分野の開発協力人材の養成に貢献した。

PARTNER サイト活用では、キャリア形成支援及び多様な働き方を促進する新規コンテンツをリリースした。また各種セミナーをオンライン化・動画化することで、時間、距離の制約で従来セミナーに参加できなかった層の参加・セミナー視聴を促進した。

国内の多文化共生・地域経済活性化に資する取組強化の一環として、PARTNER 団体利用規約を改定し、従来対象だった国際（協力）分野での活動、事業の実績や計画を有する企業・団体だけでなく、日本国内の地域活性化や被災地の復興支援、多文化共生等、国内の社会課題解決に役立つ活動、事業の実績や計画を有する企業・団体も登録可能とした。

#### エ 研究

緒方貞子元機構 JICA 理事長の追悼記念シンポジウムや様々な国際会議の場を活用し、更にはオンライン化による戦略的な発信を通じ、研究成果の国内外の認知度の向上、援助潮流形成への貢献に努めた。また、セミナー、学会、大学での講義等を通じ、多様な関係者への研究成果の発信にも注力した。特に、新型コロナ関連では、現状分析・考察・機構のコミットメントを、開発途上地域に向けて一早く発信したほか、国内外の医療従事者・行政官等への実践的知識の提供を目指したオンラインセミナーシリーズを実施し、参加者より高い評価を得た。また、事業部門が実施する研究や調査への助言、JICA 開発大学院連携の講義のための教材の作成などを通じ、事業との連携の強化に取り組んだ。

#### オ 災害援助：

コロナ禍においてもオンライン研修の活用や取りうる感染防止対策を徹底的に実施した上で、研修・訓練実施を通じ登録隊員の能力強化を図った。コロナ禍の各種制限がある状況においてもチーム派遣、物資供与を例年と同等数実施した。また、コロナ禍においても積極的な情報発信に努め、特にモーリシャス専門家チーム派遣については国内外の多くのメディアで JDR の活動が取り上げられた。課題である航空輸送手段の確保に向けては、航空会社との協議継続に加え、自衛隊輸送機活用に関する外務省・防衛省との実務協議を継続し、2021 年度中に合同搭載訓練を実施すべく防衛省と調整中。

No.9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
情報共有基盤システムに係る研修実績	12件 <sup>147</sup>	12件	27件	18件	16件	13件	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4. (1)、中期計画：2. (1)</p> <p>年度計画</p> <p>5. (1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり</p> <p>ア 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。特に、課題部再編によりクラスター及びサブ・クラスターを単位とした事業展開を促進し、プラットフォーム機能の強化により外部との連携を更に進める。また、調達・派遣業務部の設置により、制度及び運用の集約化・合理化を進めるとともに、人事部内に開発協力人材室を設置し、開発協力人材の中長期的なキャリア形成支援の戦略性等を強化する。</li> <li>機構の業務戦略や事業方針等に係る外部からの助言を得るため、経営諮問会議等を継続的に開催する。</li> <li>各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。</li> <li>国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構との海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。</li> </ul> <p>イ 業務基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害やパンデミック発生時等における事業継続性の観点での強靱性を強化するべく、TV会議システム増設や機構情報通信網への接続増強等のICT基盤強化対策を講じる。</li> <li>DXやクラウドの活用、働き方改革等も意識しつつ、2022年度より運用開始予定の次期情報共有基盤の調達に向けて要件定義を行う。</li> <li>回線状況が逼迫している在外拠点に対して、引き続き国際情報通信網の増速に取り組む。</li> <li>定型PC操作等の作業自動化（RPA：Robotic Process Automation）に関し、運用・統制ルールに関するガイドライン等を整備する。</li> </ul> <p>主な評価指標（定量的指標：なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況</li> <li>業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況</li> <li>国内拠点の施設利用状況</li> </ul>
--

<sup>147</sup> 前中期目標期間実績平均

### 3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

評価指標の目標水準を上回る成果をあげていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」で提言された各種取組や予算統制、予算管理体制及び予算執行に係る職員の能力向上を継続して実施した。また、①戦略的な事業運営のための組織体制整備（新型コロナ対応を組織横断的に検討・情報共有、クラスター単位の事業展開、機構事業のイノベーション及びDX化の推進）、②コロナ禍、働き方改革の推進に対応したICT基盤強化、③RPA導入による業務の電子化・効率化等、特筆すべき成果をあげた。

#### ア 実施体制の整備

- ◎ **新型コロナへの迅速な対応に向けた体制整備【③】**：新型コロナウイルス感染症対策本部（2020年3月設置）の会合を定期的で開催し、機構における新型コロナへの対応を組織横断的に検討・情報共有するとともに、開発途上地域における同感染症対策及び健康危機対応を推進するため、人間開発部内に新型コロナウイルス感染症対策協力推進室を設置。
- ◎ **SDGs達成に向けた体制整備【③】**：成果発現のための責任体制を明確化するとともに、クラスター（日本の開発協力の重点課題で示された開発課題）を単位とした事業展開を促進するため、課題部を再編。また、ガバナンス・平和構築部に計画・課題別戦略推進課を設置。
- ◎ **機構事業におけるイノベーション及びDX推進に向けた体制整備【③】**：機構事業全体における科学技術・イノベーション及びDXの導入推進を図るべく、課題分野の総括部であるガバナンス・平和構築部内に「STI・DX室」を新設。
- 機構が派遣する専門家やコンサルタント等の派遣手続、制度及び運用の集約化・合理化を図るべく、旧調達部と旧国際協力人材部の一部機能を統合し、新たに調達・派遣業務部を設置。
- 2018年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組（予算執行状況及び後年度の執行見通しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等）を継続。
- 法人予算の概算要求においては、同委員会の提言（中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する業務フロー）に基づく概算要求及び年度計画予算策定を適切に行い、予算統制の強化・定着を促進。
- 地域別の中期的な予算管理に係る基本的な考え方に基づく新規案件の採択、外的要因による支出年度のズレを踏まえた予算の繰越等、複数年度の予算管理体制を強化するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく職員研修を実施し、予算執行管理に係る職員の能力向上を促進。
- 「おびひろ市民学」への貢献を通じたSDGsの理解促進（帯広）、「中部SDGs広域プラットフォーム事務局」設置への支援（中部）、在住外国人の増加に伴う多文化共生の理解促進や防災、福祉分野等のワークショップ、セミナーを開催（関西、中国）。

#### イ 業務基盤の強化

- ◎ **コロナ禍、働き方改革の推進に対応したICT基盤強化【③】**：外部からのネットワークアクセス回線数を増強（500回線から3,000回線）、Microsoft Teams等ウェブ会議ツールの多様化、クラウドメールサービスの導入等を実施。その結果、海外拠点含めた業務環境の安定化とともに、理事会含め機構全体におけるオンライン会議の導入・定着が促進。



- ◎ **海外拠点における ICT 基盤の強化【③】**：国内・海外各拠点において通信を振り分け、インターネット向けの通信を機構情報通信網を経由せずに直接インターネット網に接続する「ローカルブレイクアウト」を導入し、海外拠点を中心とした回線状況の逼迫解消及び機構情報通信網の安定化を促進。
- ◎ **RPA 導入による業務の電子化・効率化【③】**：RPA 管理に関する準内部規程の改定をすすめ、財務部及び調達・派遣業務部での RPA 試行導入し、業務の電子化及び効率化を促進。
- ◎ **DX 化の推進【③】**：機構内業務の DX 化推進として、電子決裁システム、健康管理システム、企業情報統合データベース、JICA Virtual Academy Network の改善、構築を実施。

## 4. 業務実績

### No.9-1 実施体制の整備

#### (1) 組織・業務実施態勢の強化状況

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
外部有識者の参加を得た、組織運営・事業戦略に関する会議の開催回数	- <sup>148</sup>	3 回	12 回	8 回	13 回	回

#### ① 戦略的な事業運営基盤の強化に向けた組織体制の見直しと運営状況のレビュー、規程類の見直し、海外拠点の見直し

- 新型コロナウイルス感染症対策本部（2020 年 3 月設置）の会合を定期的に開催し、機構における新型コロナへの対応を組織横断的に検討・情報共有するとともに、開発途上地域における同感染症対策及び健康危機対応を推進するため、人間開発部内に新型コロナウイルス感染症対策協力推進室を設置した。
- 課題部の組織改編を行い、成果発現のための責任体制を明確化するとともに、クラスター（日本の開発協力の重点課題で示された開発課題）を単位とした事業展開を促進するため、ガバナンス・平和構築部に計画・課題別戦略推進課を設置し、技術研修員受入事業に係る計画・調整機能を国内事業部から同課に移管した。
- ・ クラスターのプラットフォーム機能強化に向けて、インパクト投資を推進するネットワーク組織（The Global Steering Group for Impact Investment）との協議開始や新たに「健康と命のための手洗い運動プラットフォーム」の立ち上げを図り、外部との連携を強化した。
- ・ 機構が派遣する専門家やコンサルタント等の派遣手続、制度及び運用の集約化・合理化を図るべく、旧調達部と旧国際協力人材部の一部機能を統合し、新たに調達・派遣業務部を設置した。また、開発協力人材の育成・確保を戦略的に取り組むため、人事部内に開発協力人材室を設置し、開発協力人材の中長期的な人材育成及びキャリア形成支援に取り組む体制を構築した。
- 上記に加え、以下の組織体制の見直しを行い、事業運営基盤を強化するとともに、内部規程等を改正し、各部署の役割及び責任範囲の明確化に取り組んだ。

本部：STI・DX 室のガバナンス・平和構築部への移管、審査部信用力審査課の分割（マクロ経済審査課・投融資審査課）、海外投融資タスクチームの設置等

国内拠点：中部センターへの企業連携課の設置、国内機関分室の位置づけ整理等

在外拠点：パラオ支所及びジブチ支所の事務所化等

<sup>148</sup> 新しい取組のため基準値なし

- ・ 予算執行状況及び後年度負担の予算見通しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等、2018年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組を継続実施した。
- ・ 各拠点のオフィス賃貸契約の更新時に、個別に共有化・近接化の可能性を検討した。

## ② 業務戦略、事業方針等に関する外部からの助言

- ・ 組織経営について助言を得ることを目的とする外部有識者を交えた経営諮問会議を2020年度も開催した（1回）。同会議では日本社会における外国人材の受入促進に向けた取組や感染症対策を含む開発途上地域の保健医療における協力の方向性について議論を行った。
- ・ 国際社会で活躍する有識者から助言を得ることを目的に設置している International Advisory Board の委員（9名）と理事長とのオンラインによる個別対談を行い、ウィズコロナ、ポストコロナの世界における国際協力の在り方等について意見交換を行った。
- ・ クラスタに基づく事業マネジメントを推進するため、外部有識者から成る「開発協力事業の新たなマネジメント方式に関する検討会」を立ち上げ、クラスタ・マネジメントのガイドライン案の検討等を行った（3回）。

## (2) 国内拠点の利用・活用状況

関連指標	基準値*	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国内拠点の利用者数	73.5万人 <sup>149</sup>	97.5万人	96.5万人	91.5万人	32万人	万人
研修施設の稼働率	58.4% <sup>150</sup>	57.8%	46.3%	46.4%	8.9%	%

\* 基準値は前中期目標期間実績平均。

- ・ 帯広センター：帯広市教育委員会が2020年度より導入した、同市内の全小中学校で9年間かけて学ぶ新しい教育課程「おびひろ市民学」において、帯広センターは国際理解及びSDGsの学習で協力した。2020年度は帯広市内の中学生約1,400人を対象に、24回の開発教育プログラムを実施した。士幌町では同町特産の果樹栽培が起点となり、キルギスとの国際交流が積極的に行われている。帯広センターは、士幌町道の駅での国際理解イベントの共催、キルギス国別研修の士幌町での視察等を実施し、積極的に士幌町とキルギスの交流を促してきた。その結果、士幌農業高校と士幌町が協同で形成を行ったキルギスを対象とした案件が、2020年度第1回草の根技術協力（地域活性化特別枠）に採択されることとなった。このように、同センターは道東地域において、地域に根差した国際協力拠点となっている。
- ・ 横浜センター：横浜センターに併設される海外移住資料館では、2019年度に創設した「JICA 海外移住懸賞論文」の審査結果を海外移住の日である6月18日に発表した。また、12月には最優秀受賞者講演会をオンライン開催し、一般から研究者まで90人の参加を得て、海外移住150年以上の歴史に対する理解と関心を深めた。ほかにも12回のオンライン講演会を開催、ハワイ日系人や、渋沢栄一とブラジル移民に関する講演は高い関心を集め、それぞれ約200人も参加を得た。歴史的資料となる邦字新聞の収集、保管を2019年に引き続き行った。地域の大学との連携では、横浜国立大学との連携講座として「現場から考える国際開発協力」を全6回の集中講座として実施し、横国大以外にも、海外大学を含む22大学から計59人の参加を得た。神奈川県教

<sup>149</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>150</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

育委員会と連携し、異文化経験を持つ海外協力隊 OV 教諭による外国人子弟への支援の可能性について検討を行った。

- ・ 中部センター：海外にルーツを持つ児童・生徒の教育を考えるフォーラムをオンラインで開催し、全国から 170 人が参加した。同フォーラムでは中部 4 県の取組事例の紹介を基に、隣接する地域での協働の在り方について考えを深めた。また保健医療に関する国際理解促進のための小学生向けイベント「ばい菌バイバイー！楽しく学んで、しっかり予防」を開催した。手洗いなど感染症予防に関するプログラムを通して世界の保健医療事情を考える機会となり、コロナ禍という時宜に沿ったイベントとして 9 人の参加があった。
- ・ 関西センター・中国センター：両センターは地方公共団体や市民団体と連携し、在住外国人との多文化共生をはじめ防災に関する知識の向上と理解促進に貢献した。

京都府国際センター主催の災害時外国人サポーター講座では、関西センター職員と防災分野を学ぶ研修員が講師として参加し、外国人支援に関心のある市民に向けて在住外国人との共生及び働き方について講演し、オンラインを含め 75 人が参加した。

関西センターは、近年急増している在住外国人の防災知識を高めることが喫緊の課題と捉え、「誰も取り残さない防災プロジェクト～在住外国人の防災力強化と多文化共生～」を開始した。まずは、防災活動に関心のあるベトナム人の市民団体を対象として、防災ワークショップを開催した（12 月）。関西地域内外のベトナム人団体のみならず、このテーマに取り組む自治体、国際交流協会、技能実習生を受け入れる企業などから 54 人が参加し、日本の防災知識の理解向上とともに参加者間のネットワークづくりを活性化させた。3 月には防災学習施設の見学や阪神・淡路大震災で被災したベトナム人による経験談の聴講（語り部）、かつての被災地区の街歩きを通して、若手のベトナム人に震災の経験を語り継ぐイベントを実施した。県外参加も含め 10 人のベトナム人が参加し、共助の取組や地域コミュニティ活性化の重要性について理解を深めた。

オンラインを活用したセミナーにも積極的に取り組み、中国センターが主催したオンラインセミナー「SDGs × 多文化共生ー中国地方から考える「住み続けられるまちづくり」」では、在住外国人増加に伴うコミュニケーションや防災、福祉に関する多文化共生分野における様々な課題について、広島県と島根県の事例を基に考えを深めた。日本国内をはじめ海外から 244 人の参加があり、オンラインセミナーの特徴をいかし広範囲の関心層にアプローチすることができた。自治体や市民団体の協力を経て実施した、教師海外研修（開発教育支援事業）の過年度参加者を対象とした国内フィールドワーク「開発教育教員研修アドバンスコース」では、広島県東広島市や島根県出雲市が官民連携で取り組む日本語教室など、在住外国人支援の現場を視察したほか、宗教施設や療養施設の訪問を通して中国地域の現状を学んだ。本研修以後、参加教員 6 人が作成した教材を公開、活用することで多文化共生の理解を一層促進させていく。

- ・ 全拠点共通：2020 年度においては、コロナの影響により各拠点でのセミナー、イベント等の開催、外部からの来場者受入が制限され、それに伴い利用者数についても大幅に落ち込むこととなったが、オンライン開催を積極的に進めた（オンライン開催によるプログラムへの参加者数は 8.5 万人）。コロナ禍においても、開催方法の工夫により、依然、外部関係者、地域住民との繋がりを維持しており、各地域における国際協力事業の拠点、結節点として重要な役割を担っている。研修施設の稼働率についても、特に 2020 年度については、コロナの影響によって研修員の受入れが停止されたことが影響し、宿泊者数が大幅に減少したため、全中期目標期間実績平均（58.4%）を下回っ

たものの、コロナ感染状況が改善し、従来どおり日本での研修が実施されることで、稼働率の回復が見込まれる。

### (3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

外部環境の変化に対応するため、国内外の拠点及び各部署の役割を明確化するなど、組織体制の改善に機動的に取り組む。また、国内における外国人との共生事業や自治体連携等、各分野課題に対応するための連携強化に取り組む。

#### No.9-2 業務基盤の強化

##### (1) 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況

###### ① 情報共有基盤の安定的運用及び活用促進に向けた取組

- ・ コロナ禍の拡大や働き方改革の推進に伴う当初想定以上の在宅勤務・リモートワークの急増に比例して、機構ネットワーク外からの各システムへのアクセスも急増した。この対応として ICT 基盤の強化に迅速に取り組んだ。具体的な取組は下記の通り。
- **コロナ禍、働き方改革の推進に対応した ICT 基盤強化**：コロナ禍等による機構ネットワーク外からのアクセス急増に対応するために情報通信網における「外部からのネットワークアクセス (Virtual Private Network (VPN))」の同時接続数を 500 回線から 3,000 回線に増強した。
- ・ Microsoft Teams の導入や Zoom の試行的導入によるウェブ会議ツールの多様化及びウェブ会議ツールとテレビ会議システムとの連携を進めた。
- ・ コロナ禍の影響が特に大きくネットワークが脆弱な海外拠点を中心に全機構ユーザーが安定的にメールシステム等にアクセスできるよう、Microsoft 365 (クラウドメールサービス「Exchange Online」、クラウド型ファイル共有サービス「OneDrive for Business」端末認証ツール「Intune」) やクラウドプロキシ「ZScaler」等のクラウドサービスを前倒しで導入した。
- ・ コロナ禍に伴う海外拠点からの一時帰国者向け等に、必要数が急増した機構内標準 PC の安定的な確保に努めた。
- ・ 機構情報通信網強化のため以下の取組を実施した。
- **海外拠点における ICT 基盤の強化**：海外拠点を中心とした回線状況の逼迫解消及び機構情報通信網の安定化を目的とした「ローカルブレイクアウト (国内・海外各拠点において通信を振り分け、インターネット向けの通信を機構情報通信網を経由せずに直接インターネット網に接続するもの)」を導入した。
- ・ 国内 4 拠点 (筑波、横浜、北陸各センター、二本松青年海外協力隊訓練所) の LAN 更改を進めた。
- ・ より安定的・効率的な運用を目的とし、「機構内・在外利用者向けヘルプデスク」拠点を中国・大連からフィリピン・セブに移転させた。
- ・ 2022 年度以降運用開始予定の次期情報共有基盤の調達に向けて、要件定義すべき事項を検討した。

###### ② 業務システムの改善及び構築等を通じた業務基盤の強化に向けた取組

- **RPA 導入による業務の電子化・効率化**：RPA 導入に関し、機構内関係部署間で検討を進めるとともに、RPA の管理に関する準内部規程の改定及び利用ガイドライン策定を実施した。また、機構調達・派遣業務部 (調達 DX タスクフォース) 及び財務部で RPA を試行導入した。
- **DX 化の推進**：機構各部署業務システム等の改善、構築支援及び DX を推進した。主な対象システムは以下のとおり。

- ・ 電子決裁システム（総務部）
- ・ 健康管理システム（人事部健康管理室）
- ・ 企業情報統合データベース（民間連携事業部）
- ・ JICA Virtual Academy Network（JICA-VAN、ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室）

## (2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

2020 年度以降も更なるクラウド化の推進が計画されており、新たなクラウドサービスの計画的な導入を図る。また、RPA 導入、DX 促進、機構内各部署業務システムの改善について、2021 年度の Project Management Office（PMO）の立ち上げを念頭に、今後更に検討を進める。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

予算執行管理強化に関する諮問委員会の最終報告書等を踏まえた各種取組を形骸化することなく、不断の見直し・改善に取り組むことを期待する。その際、監事による指摘等も考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた適切な体制の整備に留意ありたい。

また、令和 2 年度には機構事業のポータルサイトにおける不正アクセスによる情報流出事案が発覚したことを踏まえ、改めて業務受託事業者を含めた全機構的な情報セキュリティ体制の見直しを行い、再発防止に取り組むこと。

### (2) 対応：

#### ア 実施体制の整備

2018 年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した、予算執行管理強化に関する各種取組を継続実施するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理手法の更なる定着を図るべく職員研修を継続した。新型コロナへの対応を組織横断的に検討・情報共有する対策本部を定期開催するとともに、開発途上地域における同感染症対策協力を推進する部署を設置した。

#### イ 業務基盤の強化

情報流出事案の発生に伴い、事業実施部署に情報セキュリティ・個人情報保護に関する自己点検を通じて、情報セキュリティ・個人情報等の要保護情報を扱う外部委託等の有無及び管理状況について確認した。新型コロナの影響拡大や働き方の多様化に対応するためクラウド化の前倒しも含めた ICT 基盤の強化を行った。

No.10	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
一般管理費及び業務経費の効率化	1.4% <sup>151</sup> 以上	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 <sup>152</sup> 件	70 件	81 件	64 件	94 件	10 件	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4. (2)、中期計画：2. (2)</p> <p>年度計画</p> <p>2. (2) 業務運営の効率化、適正化</p> <p>ア 経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、業務の質の確保に留意しつつ前年度比 1.4%以上の効率化を達成する。</li> </ul> <p>イ 人件費管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務・事業を効果的・効率的に執行するため、適正な人員配置の在り方や職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しを検討する。</li> <li>手当を含めた役職員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮した上で、厳格に検証し給与水準の適正化に取り組む。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。</li> </ul> <p>ウ 保有資産の必要性の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有資産の内容を見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。</li> </ul> <p>エ 調達合理化・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。</li> <li>契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催等を通じ、透明性の向上、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組、新規参入の拡大及び競争性の向上に取り組む。</li> <li>特に、上記委員会の審議から競争性のない随意契約や一者応札・応募の削減に資する教訓や課題が導かれる場合には、それらを踏まえて制度設計に取り組む。</li> <li>コンサルタントの海外事業展開を支援する制度の改善を行い、安定的に運用する。また、コンサルタント等契約管理の質の向上に向けて、機構内の能力強化等を促進する。</li> <li>特に、組織再編に伴う国内・在外拠点の調達支援体制の強化を通じ、遠隔研修や直接支援等の継続的な実施と、同拠点の調達実施体制及び調達事務能力の適性化及び向上に取り組む。</li> </ul> <p>主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与水準適正化の取組状況</li> <li>契約監視委員会等の実施状況と審査結果への対応状況</li> </ul>
---

<sup>151</sup> 前中期目標期間実績 1.4%

<sup>152</sup> 前中期目標期間の実績から 25%増として設定する。前中期目標期間実績平均 56 件 / 年

### 3. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：

2020年度未達となった調達の定量指標である「有識者による外部審査を行った対象契約件数」は、従来は対面形式で実施していた内部の選定委員会に外部審査委員が参加する形で実施していた。一方、2020年4月の緊急事態宣言発出以降、選定委員会は対面での実施が困難となり、公示案や特記仕様書案にコメントを付す形でデータをやり取りする方式にせざるを得なくなった。そこにどのタイミングでどのように外部審査委員に関わってもらうかの実施方法の検討が必要となった。また、コロナ禍でも開発途上地域における機構事業の継続を行うべく、選定方式の暫定的な変更や遠隔での事業に対応する仕様の検討を含む「コロナ下での契約の実施方針」についての検討も必要となった。一方で、コロナ禍によるコンサルタント等からの多数の照会・要望対応のほか、大量の契約変更事案への対応、各種制度再検討に時間・資源を割く形となった。そのため、コロナ禍における外部審査の新たな実施方針や遠隔による実施方法等の検討に充てる時間が限定的となり、2020年度の外部審査実施件数は限定的なものとならざるを得なかった。

一方、定量指標では一部未達となったものの、コロナ禍において年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、経費の効率化及び人件費管理の適正化に着実に取り組み、保有資産は本部、国内及び海外拠点の有効利活用を促進した。特に、調達ではコロナ禍でも機構の事業継続を最優先にしたコンサルタント等契約における海外業務振替等の柔軟な変更に対応したほか、プロポーザルなどの契約関連書類の電子授受、電子入札試行導入を通じた調達業務のDX化推進等、特筆すべき成果をあげた。

#### ア 経費の効率化

- 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率1.4%の効率化目標を達成。

#### イ 人件費管理の適正化

- 機構理事長のイニシアティブによる「ポストコロナを見据えた4つの挑戦」、DX、外国人材支援等重点分野への取組促進のための柔軟な人的資源配分を実施。
- クロスアポイントメント制度を活用したシニア層の働き方を柔軟化。
- 一部自己負担となっていた任国で還付されない社会保険料等の租税公課への公費負担制度を創設。

#### ウ 保有資産の必要性の見直し

- 決算公告にて毎年資産情報の公開。

#### エ 調達の合理化・適正化

- ◎ **柔軟・迅速な契約変更対応による事業の継続【③】**：コロナ禍でも機構事業の継続を最優先に、コンサルタント等契約における海外業務の国内業務振替等、柔軟な変更対応を実施（契約変更対象879件、前年度比約3割以上増）。
- ◎ **調達業務でのDX化推進【③】**：調達業務のDX化推進として、プロポーザルの電子授受、電子入札試行導入。また、契約書及び精算書類の電子化の導入に向けた議論を継続。
- 競争性のない随意契約について契約監視委員会を通じ継続的に点検。通知「競争性のない随意契約に係る取扱いについて」及びガイドラインの見直しを通じ、随意契約が適正に行われるよう牽制。
- 機構内職員向け研修及びコンサルタント契約セミナーを通じ調達・契約実務の能力向上とともに、海外拠点の調達フォローアップセミナーを通じた適切な調達実務の実施を促進。

## 4. 業務実績

### No.10-1 経費の効率化

- ・ 固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%の効率化を達成した。

### No.10-2 人件費管理の適正化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
対国家公務員指数（ラスパイレス指数）年齢・地域・学歴勘案後	100.6 <sup>153</sup>	101.6	100.7	100.8	100.7	
総人件費（給与・報酬部分）	168.3 億円 <sup>154</sup>	176.2 億円	179.1 億円	183.8 億円	174.9 億円	

#### (1) 人事制度の見直し（人員配置、処遇等）

- ・ 機構理事長のイニシアティブによるポストコロナを見据えた 4 つの挑戦、DX、「JICA チェア（日本研究講座設立支援事業）」・開発大学院連携、外国人材受入支援、民間連携といった重点分野への取組促進のための柔軟な人的資源配分を行った。また、2020 年 4 月から施行された同一労働同一賃金関連法を踏まえた人員の処遇見直しを踏まえ、新たな制度運用を開始した。
- ・ シニア層の活躍に向けた人事施策として、ポストオフ・定年後の処遇の整理に取り組むとともに、クロスアポイントメント制度を活用したシニア層の働き方の柔軟化を実施した。

#### (2) 給与水準の適性化と総人件費管理

- ・ 2020 年度の人事院勧告を参考にしつつ、国家公務員に準じて基本給を据え置き、賞与月数の年間 0.05 ヶ月減を実施するとともに、役職定年制度、職務限定制度、勤務地限定制度を継続して適用した。国家公務員との比較において妥当な給与水準を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性について機構ウェブサイトで公表した。
- ・ 自由で開かれたインド太平洋の実現や質の高いインフラ輸出の推進で当局に認められた 13 名分の人件費予算増も踏まえた採用や人員配置等を行い、人件費予算の範囲内で適切に執行した。
- ・ これまで一部自己負担となっていた、任国において還付されない社会保険料等の租税公課への公費負担制度を創設した。

#### (3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 2021 年度は、次の 10 年に向けて、機構の事業が大きく変容しつつあるとの認識の下、経営課題への即応性を高め、また職員個々人の成長と成果への強いコミットを引き出すための人事制度（資格等級、評価、報酬等）の見直しに着手する。

### No.10-3 保有資産の必要性の見直し

- ・ 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。

<sup>153</sup> 2015 年度実績

<sup>154</sup> 2015 年度実績



- ・ 国内拠点の中期整備計画を策定し、今後の施設の在り方について議論するとともに、更なる検討を進めるため追加情報を収集した。

#### No.10-4 調達合理化・適正化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
契約監視委員会に附議した契約件数	39件 <sup>155</sup>	59件	44件	42件	10件	件

#### (1) 調達等合理化計画に基づく取組の実施状況

- **調達業務のDX化推進**：機構調達業務の更なる効率化に向けてDX化を推進した。具体的には、プロポーザルの電子授受、電子入札を導入した。また、契約書及び精算書類の電子化の導入に向けた議論を継続した。
  - ・ 「2020年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画」では、①競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組、②競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組、③技術評価の強化(質の向上)と価格要素バランスの確保、④契約全般に係る事務の簡素化と合理化、の4点を重点的に取り組む分野として掲げ、機構のウェブサイトで公表した。各重点分野における取組は(2)以降記載のとおり。
  - ・ 「調達に関するガバナンスの徹底」については、①競争性のない随意契約に関する内部統制の継続、②契約の透明性の向上(公表の実績)、③不正事案防止に対する取組の強化(経費実地検査の抽出検査件数)、④組織全体に対する調達に関するコンサルテーション機能の強化(研修・支援等の実施実績)を重点として掲げた。①の取組の実施状況は、(2)②のとおり。②については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報を公表している。③については、本経費実地検査を導入している中小企業・SDGsビジネス支援事業においては、2020年度は緊急事態宣言により計画の変更を余儀なくされたため、実施は1件のみとなった。④については、新規採用者向け研修、JICAアカデミーの「調達・契約」講義、在外赴任前研修及び国内機関新規配属者向け研修での調達・契約講義実施、機構内実務担当者向けの一般契約セミナー及びコンサルタント契約セミナーの開催を行ったほか、オンライン研修にて組織内の浸透を図った。また、国内・在外拠点向けのオンラインセミナーを開催した。

#### (2) 競争性のない随意契約の削減、透明性及び競争性の向上、新規参入の拡大への取組の実施状況

##### ① 一者応札・応募の削減に向けた取組

- ・ 契約監視委員会にて、2020年度は2019年度に2回連続一者応札・応募となった契約全4件について、個別点検を行った。また、2019年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修事業について、分野、事業形態及び調達方法をもとに分類したリストから、各委員の視点で抽出した5件に対して個別点検を行った。競争性向上の取組として、引き続きプレ公示、公示の平準化、応募勧奨を実施した。

##### ② 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

- ・ 契約監視委員会にて、2020年度は、2019年度に新規に締結した当機構における競争性のない随意契約全件を15種類の調達種別に分類し、コンサルタント等契約・ローカルコンサルタント・

<sup>155</sup> 前中期目標期間(2012-2015)実績平均

各種業務委託などの契約から、契約金額、契約内容及び分野の多様性を考慮しつつ、各委員が理由を再確認すべきと判断した8件に対して、個別点検を行った。

- ・ 「競争性のない随意契約に係る取扱いについて（通知）」及びガイドラインの見直しを行ったほか、調達実施方針決裁の合議を通じて競争性のない随意契約の運用が適正に行われるよう牽制を行っている。

### (3) 適正な調達を継続的に行うための実施基盤の確保

#### ① 海外拠点の調達実施体制の適正化

- ・ 海外拠点の調達に関する知識の向上と実施体制の強化を目指し東・中央・南アジア地域フォローアップセミナー（オンライン開催）、中米地域フォローアップセミナー（オンライン開催）をそれぞれ実施（第4四半期）した。フォローアップセミナーでは、域内の拠点による事例発表や拠点間の意見交換により、自拠点で活用可能な実践的な知見が共有された。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、実訪問による巡回指導の実施には至らなかったため、オンライン開催とした。また、新型コロナ対策機材調達に係るセミナーを計5回開催したほか、2021年度4月のアジア地域向け調達担当者セミナーの準備を進めている。

#### ② 国内拠点の調達実施体制の適正化

- ・ 国内拠点の調達における課題を聴取し、国内拠点支援アクションプランを策定した。また、国内拠点での調達に有用な過去の研修資料や調達参考様式等をまとめた参考資料の整備や巡回指導による個別支援を計画し、第4四半期において実施した。

#### ③ 不正事案に対する取組

- ・ 発注行為の適正な実施を確保する観点から、入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法に関する機構内への周知を通じ、以下のとおり、継続的に機構内関係者の不正事案防止に対する取組の強化を図った。
- ・ 公正取引委員会の講師を招へいたセミナー「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」の開催した。
- ・ 民間連携事業部と調達・派遣業務部の共催で、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業の不正事案・業務遂行困難リスク事案対策に係る研修」の開催した。

### (4) コンサルタントの海外事業展開を支援する契約制度の改善

- **柔軟・迅速な契約変更対応による事業の継続**：コロナ禍でも機構事業の継続を最優先に、コンサルタント等契約における海外業務の国内業務振替等、柔軟な変更対応を実施した。その結果、契約変更対象は879件と、前年度比約3割以上増の対応の上で事業継続を確保した。
- ・ 2019年4月より順次、国際的なコンサルタント選定方式であるQCBS（Quality- and Cost- based Selection）方式を導入しており、2020年度も価格要素の加味が限定的であった従来の契約に技術評価と価格要素の一層適切なバランス確保を図った。また、協力準備調査（無償）や事後評価案件への適用拡大を年度前半は図った。しかしながら、コロナ禍で現地渡航の見通しを立てることが困難な状況が続き、価格を適切に積算することが難しくなったため、2020年12月にQCBSや総合評価落札方式を一時的に従来の企画競争へ戻し、競争の適正化を図った。
- ・ 2019年に実施したコンサルタント等契約経費実態調査の結果に基づき、2020年4月より、新たな積算基準を導入し、適用を開始した。新積算基準の導入に際しては、経費費目の統合・廃止等

を行い、経理処理業務の簡素化・合理化を進めた。また、併せて、消費税取扱いに係る再整理を行ったため、消費税の算定、確認作業が大幅に簡素化された。

- ・ 2019年度以降、有償資金協力に係る詳細設計業務については確定支払（Lump-sum）を行う部分を設定しており、2020年度も全ての詳細設計業務について、確定支払を適用している。
- ・ コロナ禍において、海外渡航が困難となり、また先の見通しが立てられない状況となるなか、コンサルタント等契約においては海外業務の国内業務への振替をはじめ、柔軟な変更対応や変更手続きの合理化を行うとともに、渡航再開に当たっては必要経費の取り扱いを定め、周知するなど、コロナ下での適切な契約実施を促進した。

## (5) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

コロナ禍で先が見通せないなかでも、その時々状況を踏まえ、契約制度の柔軟な運用を行い、事業を促進した。一方、従来対面で実施していた契約監視委員会等は実施方法を変更せざるを得ず、開催回数を限定せざるを得なかった。新型コロナの影響は2021年度も続くと思われ、2020年度の経験も踏まえて、契約監理の観点から、コロナ禍において事業の円滑な実施を促進すると同時に、適切な契約実施を継続する。本方針のもと、更なる契約実務の合理化の促進を進めるとともに、契約監視委員会等による契約の監視を継続していく。

また、契約監視委員会において、コンサルタント契約における一者応札・応募の背景として、競争参加希望者間での共同企業体の結成に係る制限を設けていないことがあるのではないかとの問題提起があったことを踏まえ、2021年度では、実績データを整理した上で、共同企業体に関する制度の整理及び見直しを検討する。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

引き続き、調達制度の更なる改革等、効果的な事業運営を行うための改善に取り組むことを期待する。その際、監事による指摘等も考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響や、新型コロナウイルス感染症を受けて政府全体で進んでいる書面・押印・対面手続の見直しの進捗状況等に留意ありたい。

なお、調達の合理化・適正化に関し、国内機関に係る施設整備補助金の執行が遅延する傾向が継続的に見受けられるところ、適切な調達の実施に向け、国内機関の能力強化含め十分対応するよう留意ありたい。

### (2) 対応：

新型コロナの感染拡大を受けた契約事務に関する喫緊の課題を確認し、変更契約の一括実施や契約変更手続きの簡素化等、契約手続きの合理化を図った。また、2020年5月及び10月にそれぞれ1,000人を超える受注者に対し、オンラインでコロナ禍でのコンサルタント等業務実施契約及びその契約手続や経費に関する説明会を行い、質疑応答での内容をFAQにまとめ共有及び案件主管部への契約手続き・経費説明会を複数回開催する等、手続き適正化を関係者に周知した。コロナ禍における国内拠点での調達手続きにおいては、緊急性や迅速性の観点からの必要性に応じ、会計規程に従って適切、かつ柔軟に随意契約を含めた契約事務を遂行した。国内機関の能力強化においては、各拠点への個別相談対応のほか、要望を踏まえ、施設整備を所掌する管理部資産管理課とも連携を図り適切な調達実施を支援した。

No.11	財務内容の改善
当該項目の重要度、難易度	

### 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報（定量指標）の設定なし。

### 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：5. 中期計画：3</p> <p>年度計画</p> <p>3. 財務内容の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金を充当して行う業務について、以下 6. に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき、事業の質の確保に留意して適正な予算執行を行う。</li> <li>「予算執行管理強化に関する諮問委員会」最終報告書での提言内容を踏まえ、予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバランスの強化、2020 年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握・分析、調整に関する取組を継続し、必要に応じて改善を図る。</li> <li>機構全体の予算執行管理の着実な実施のためには、個別案件の予算執行管理の徹底が重要であるため、四半期毎の理事会報告や年 2 回の予算見直しの機会だけでなく、各部署で月次で個別案件の予算執行状況を確認し、随時最新情報へ更新する。</li> <li>案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修や階層別研修、Web ベースの研修の実施等の継続実施を通じて、職員の予算執行管理能力の向上を図る。</li> <li>前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析し、今中期目標期間の最終年度に向け、外的要因により支出年度が 2021 年度にずれ込まざるを得ない案件はその事由や金額が適正かの検証をしつつ、適切な予算配分を行う。</li> <li>自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。</li> </ul>
--

### 3. 年度評価に係る自己評価

<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>具体的には、① 2018 年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」で提言された各種取組や予算統制、予算管理体制及び予算執行に係る職員の能力向上を継続して実施した。また、② 開発資金の動員に資する取組を実施した（過去最高の機構債への投資表明、JICA 新型コロナ対応ソーシャルボンド等）。</p> <p>1. 予算執行管理</p> <p>○ 2018 年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組（予算執行状況及び後年度の執行見通しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等）を継続。</p>
---

- 法人予算の概算要求においては、同委員会の提言（中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する業務フロー）に基づく概算要求及び年度計画予算策定を適切に行い、予算統制の強化・定着を促進。
- 地域別の中期的な予算管理に係る基本的な考え方に基づく新規案件の採択、外的要因による支出年度ズレを踏まえた予算の繰越等、複数年度の予算管理体制を強化するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく職員研修を実施し、予算執行管理に係る職員の能力向上を促進。

## 2. 自己収入の確保に向けた取組

- 自己収入のうち、消費税の還付等を除く事業収入は3.2億円<sup>156</sup>。資金計画における寄附金収入は0.1億円<sup>157</sup>となり、「世界の人のためのJICA基金」を通じた支援事業（新規7件）や特定寄附金による「ニコソ・JICA奨学金制度」に使用。

## 3. 開発資金の動員に資する取組

- ◎ **過去最多の機構債への投資表明【③】**：投資家が社会貢献性に着目し、国際協力機構債券への投資を行なった旨を対外的に公表（投資表明）した件数が顕著に増加し、2020年度は77件（2019年度54件）の投資家が投資表明。
- ◎ **「JICA 新型コロナ対応ソーシャルボンド」発行【③】**：新型コロナ危機に対応したテーマ債を発行。調達資金は開発途上地域の保健医療・公衆衛生改善、コロナ禍における経済影響緩和支援（中小企業向けツーステップローン等）に用途を限定。
- 機構債に関して、ソーシャルボンドを計600億円及び5億米ドルの政府保証外債を発行、国内外の民間資金を開発途上地域支援に動員。

## 4. 業務実績

### (1) 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況

- ・ 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書（2018年12月）の提言を踏まえて、2019年度までに導入した予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバナンズ強化策に基づき、2020年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握、分析、調整に関する取組を継続した。
- ・ 予算執行管理に関する案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修、階層別研修、初級者研修、海外拠点への赴任前研修等の実施を通じて、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ。
- ・ 事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算の範囲内で適正な予算執行管理を推進した。
- ・ 2019年度予算の未使用額のうち、外的要因により支出年度が2020年度にずれ込まざるを得ないものについては、事象の起きた案件に紐づけて必要な財源を確保し、2020年度に繰越して執行した。
- ・ 新型コロナに伴う予算執行管理への影響に対しては、外的要因による支出年度ズレを踏まえた予算の繰越の活用、複数年度予算管理の精緻化等を通じて対応した。
- ・ 2020年度末時点の運営費交付金債務残高は、869.3億円<sup>158</sup>となっており、その内訳は以下のとおりである。

<sup>156</sup> 暫定値

<sup>157</sup> 暫定値

<sup>158</sup> 暫定値

運営費交付金の残 655.0 億円

前渡金 213.1 億円

前払費用、長期前払費用等 1.1 億円

(注) いずれも暫定値。四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

- ・ 2020 年度末時点の運営費交付金債務の未収益化の発生理由は、相手国側機関の事由等により、当初の計画に変更が生じたため。

## (2) 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況

- ・ 自己収入のうち消費税の還付等を除く事業収入は 3.2 億円<sup>159</sup>(2019 年度実績 4.7 億円、2020 年度計画額 2.7 億円) となった。計画額からの主な増要因は施設利用収入等の雑収入の増による。
- ・ 民間資金の動員促進：寄附金収入は 0.1 億円<sup>160</sup>(同 1.1 億円、33 百万円) となった。一般寄附金事業として「世界の人びとのための JICA 基金」を通じた支援事業(新規 10 件採択)を実施した。また、特定寄附金事業として「ラオスにおけるニコン・JICA 奨学金制度」及び「ミャンマーインレー湖の統合流域管理の強化」を継続した。

## (3) その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組

- ・ 国際協力機構債券の発行(全体)：国際協力機構債券の発行は日本政府の SDGs 実施指針改定版(2019 年 12 月決定)において、SDGs 達成に向けた民間資金動員の施策に位置付けられている。2020 年度は、6 月、9 月、12 月に計 600 億円の国内財投機関債(ソーシャルボンド)及び 7 月に 5 億米ドルの政府保証外債を発行し、開発途上地域の SDGs 達成のために国内外の民間資金を動員した。
- ・ 個人投資家及び中小・中堅企業向け債券の販売：市民による SDGs の取組推進や投資家基盤の拡大を目的として、9 月及び 12 月に発行した債券の一部を個人投資家向けに販売、SDGs に関心を持つ多くの市民から需要を集めた。
- **JICA 新型コロナ対応ソーシャルボンド発行**：新型コロナ対応の債券発行(テーマ債)：12 月に、新型コロナ危機に対応した「JICA 新型コロナ対応ソーシャルボンド」を発行した。調達資金は開発途上地域の保健医療・公衆衛生改善や、コロナ禍における経済影響緩和支援(中小企業向けツーステップローン等)に用途を限定するテーマ債として発行し、テーマ性に共感する幅広い投資家からの注目・需要を集めた。
- **過去最多の機構債への投資表明**：投資家が社会貢献性に着目し、国際協力機構債券への投資を行なった旨を対外的に公表(投資表明)した件数は顕著に増加傾向にあり、2020 年度は対前年度対比約 1.5 倍の 77 件の新規投資家が投資表明を行なった(2 月末時点)。今中期目標期間では、累計 173 件(2016/17 年度計 20 件、18 年度 28 件、19 年度 54 件、20 年度 77 件)の投資家が投資表明を行なった<sup>161</sup>。
- ・ 受託事業については、継続中の既存案件(中央アフリカ森林イニシアティブ(CAFI)基金との受託契約(約 400 万ドル)によるコンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」及び日本企業(三井物産)が有する CSR 基金を活用した SATREPS 事業「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖の確立に資する赤潮早期予測システムの構築と運

<sup>159</sup> 暫定値

<sup>160</sup> 暫定値

<sup>161</sup> 各年度合計と累計件数が合致しないのは投資家都合による投資表明の取り下げを除いたため。

用)のほか、新たにアンゴラ「自動車整備人材育成プロジェクト」において、トヨタ・デ・アンゴラ社と受託契約を締結し、同社からの資金により事業を開始した。また、東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化のための住民主導型ランドスケープ管理プロジェクト」が緑の気候基金(GCF)による機構提案事業として初めて承認された(1,000万米ドル)。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」(平成30年3月30日付、総管査第10号)に基づく「目的積立金等の状況」について

(単位:百万円、%)

	平成29年度末 (初年度)	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末 <sup>162</sup>	令和3年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	19,509	7,013	2,416	1,382	
目的積立金	0	0	0	0	
積立金	0	4,304	3,121	1,615	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0	0	
運営費交付金債務	20,101	31,300	40,669	86,927	
当期の運営費交付金交付額(a)	154,316	152,364	150,476	156,025	
うち年度末残高(b)	8,758	12,378	21,383	64,958	
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	5.7%	8.1%	14.2%	41.6%	

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項:

予算執行管理強化に関する諮問委員会の最終報告書等を踏まえた各種取組を形骸化することなく、不断の見直し・改善に取り組むことを期待する。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の困難度が増すことが想定されることから、一層の取組強化を期待する。

### (2) 対応:

2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した、予算執行管理強化に関する各種取組を継続実施するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理手法の更なる定着を図るべく職員研修を継続した。

新型コロナによる予算執行管理への影響に対しては、外的要因による支出年度のズレを踏まえた予算の繰越の活用、複数年度予算管理の精緻化等を通じて対応した。

<sup>162</sup> 暫定値

No.12	安全対策
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】関係者の安全の確保は機構事業を安定的に実施する上での大前提となる要因であること。また、不確実性が高く、目標の達成が機構の努力だけではコントロールできない外部の要因に左右され、かつこれまでに比べて業務の対象の拡大や、大幅な取組の強化を伴うこと。

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
事業関係者等の安全対策研修の受講者数 / うち、テロ対策研修受講者	1.5 万人 / 3,600 人 <sup>163</sup>	3,000 人 / 600 人	6,924 人 / 3,872 人	3,890 人 / 902 人	3,998 人 / 1,277 人	5,426 人 / 31 人	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：6.、中期計画：4.
<p>年度計画</p> <p>4. 安全対策に関する事項</p> <p>安全対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダッカ襲撃テロ事件発生後 4 年弱年が経過したが、過去を風化させることなく不断の安全管理を継続し、事業関係者の重大事案ゼロを目指す。このため、適切な安全対策措置の実施・周知徹底、事業関係者への研修や意識づけを行う。また、脅威情報の収集・分析能力の強化、事業サイト等の防護強化を図る。</li> <li>高脅威度国 / 地域を中心に防護措置の強化等、安全管理体制強化を図る。さらに、暴力的過激主義によるテロ、政情・政局に起因する暴動・騒擾等の緊急事態等にも迅速に対応できる体制を築く。</li> <li>工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策の支援を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策を重点的に実施する。</li> </ul>
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外における事業関係者の武力紛争、テロ、一般犯罪、交通事故、自然災害等による被害の低減に向けた取組状況</li> <li>工事事故の低減に向けた取組状況</li> </ul>

## 3. 年度評価に係る自己評価

<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：評価指標の目標水準を上回る成果をあげていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>
---

<sup>163</sup> 前中期目標期間の実績から約 25%増として設定する。前中期目標期間実績平均 2,381 人 / 年。



具体的には、①コロナ禍における機構内外関係者の安全・安心確保の推進、②コロナ禍における事業関係者の退避一時帰国オペレーション、③コロナ禍における全海外協力隊員の退避、④海外協力隊員再派遣の実現、⑤開発援助業界で初となる労働安全衛生の仕様書「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification)」の完成において特筆すべき成果をあげた。

## 1. 海外の事業関係者の安全対策に係る取組

- ◎ **コロナ禍における機構内外関係者の感染リスク低減・安全・安心確保の推進【③】**：本部及び在外拠点が協働する形で「対コロナウイルス国別対応要領」を107か国で検討・99か国で作成。機構内外関係者累計1,500人を超える参加者を対象に、感染症予防策に係る説明会・講習会を開催し、感染予防策の注意喚起を実施。事業関係者向けにコロナ禍における渡航関連説明会(2020年5、10、12月)を開催(累計2,910人参加)等、機構内外関係者の感染リスクの低減及び安全・安心確保の推進に貢献。
- ◎ **コロナ禍における事業関係者の退避一時帰国オペレーション【③】**：年度当初から新型コロナの感染拡大が深刻化するなか、約6,000人規模の事業関係者の避難一時帰国オペレーションを統括・実施し、この結果、事業関係者の死亡事案、重篤化事案などを回避。各国の出入国の高い障壁や航空便途絶が継続するなか、リスクを抑制しながら、徐々に渡航を伴う事業再開方針を踏まえ、渡航先国における出入国や検疫措置、現地における医療サービスへのアクセス、国外緊急移送体制など、関係者防護策と渡航安全のため必要な対策を国ごとに検討、体制を整えた国から渡航再開を決定し、渡航支援を実施。コロナ禍における渡航再開に際し、事業関係者に対する各種情報提供を実施。新型コロナ感染予防の観点から新たに策定した「行動規範」や、新型コロナ感染予防・感染拡大防止マニュアル、機構の渡航再開決定の状況、各国における出入国・医療事情などに関する情報など、事業関係者向けサイトで提供。
- ◎ **コロナ禍における全海外協力隊員の退避【③】**：新型コロナの感染拡大に伴い、派遣中全隊員2,044人を帰国させ、国内で一定期間の健康モニタリングを行い、隊員全員の安全と健康を確保。隊員の生活保障や活躍推進のため、待機期間の延長と待機手当の支給継続、一定期間後の再派遣を目指した特別登録制度の創設等、新しく困難な課題を着実に実施。
- ◎ **海外協力隊員再派遣の実現【③】**：ウィズコロナ、ポストコロナでの渡航再開に向け、医療アクセスや活動上の制約等の調査及びリスク検討を実施し、14か国76人の渡航を実現。
- 「JICA 海外安全ハンドブック」2020年度版改訂。
- 国ごとに定めたテロ・一般犯罪等対策に係る行動規範の遵守を改めて周知徹底するとともに、新型コロナ感染予防の観点から世界共通の行動規範を新たに策定。
- 海外拠点等での防護措置強化の一環として、9か国25件、「安全対策ガイダンス」を適用。

## 2. 工事安全対策に係る取組

- ◎ **開発援助業界で初となる労働安全衛生の仕様書「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification)」の完成【②】**：工事の労働安全衛生に関する一定の基準を満たすべく作成に取り組んできた「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification)」を完成させ、機構内外へ周知。国際援助業界で世界先駆けとなる本仕様書は、労働安全衛生法制が十分に整備されていない蓋然性の高い開発途上地域における工事安全推進に貢献。
- 事故件数及び事業規模の大きい工事安全重点国(バングラデシュ、インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマー)において、コロナ禍により企画調査員(資金協力)を含む多くの事務所関係者が一時帰国を余儀なくされたことから、限定的な活動に留まったが、当該国で発生した工事事故の原因分析と得られる教訓の蓄積を工事事故の発生の都度、実施。
- 海外拠点による安全対策強化キャンペーンとして、現場視察における着目点等に係るオンライン講義を含め、現場パトロール(工事の安全対策状況の確認)を9件実施。

- ミャンマー「道路橋梁技術能力強化プロジェクト」やモンゴル「建設分野における労働安全管理能力強化」を通じ、相手国政府の安全対策や事故防止を促進。

## 4. 業務実績

### No.12-1 海外の事業関係者の安全対策に係る取組状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
安全確認調査及び安全巡回指導調査国数	30 か国 <sup>164</sup>	44 か国	27 か国	25 か国	0 か国	

#### (1) 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化、情報共有の徹底

##### ➤ コロナ禍における機構内外関係者の感染リスク低減・安全・安心確保の推進

安全確認指導調査及び安全巡回指導調査については、コロナ禍の影響による渡航制限により、今年度実績は0件となったものの、在外拠点と協働する形で「対コロナウイルス国別対応要領」を107か国で検討・99か国で作成した。また、通年にわたり、感染症予防策に係る説明会・講習会を開催し、機構内外関係者累計1,500人を超える参加者を対象に、日頃の感染予防策の周知及び注意喚起を行った。さらには、事業関係者向けにコロナ禍における渡航関連説明会（2020年5、10、12月）を開催し、累計2,910人の参加を得た。これら取組により、機構内外関係者の感染リスクの低減、及び安全・安心確保の推進に貢献した。

- ・ ウィズコロナ、ポストコロナで事業関係者の渡航再開を進めるに当たり、新型コロナ対策に係る行動規範の策定と周知徹底、新型コロナ感染予防に係る事業関係者への情報提供等を行うとともに、コロナ禍で停滞した経済や社会的な不安を背景としたデモの暴徒化や一般犯罪増加に対する注意喚起を行った。また、機構の事業実施国147か国で策定している「国別安全対策措置」を各国の情勢に応じて随時更新した。また、全ての国において同措置を年1回以上の更新を行った。さらに、事業関係者向けに配布している「JICA 海外安全ハンドブック」（海外での安全対策にかかる心構え（セルフディフェンス、無抵抗主義等）に加えて、一般犯罪やテロ、暴動や交通事故等の具体的なケーススタディを網羅したポケットサイズの冊子）を2020年度版として改訂した。新たに感染症対策の記載も追加し、関係者に海外渡航に際して熟読を促した。なお、同ハンドブックは機構ホームページ上の安全対策専用ウェブページ内にも掲載した。

#### (2) 行動規範の徹底

- ・ コロナ禍において安全を確保した上で渡航再開をするために、国ごとに定めたテロ・一般犯罪等対策に係る行動規範の遵守を改めて周知徹底するとともに、新型コロナ感染予防の観点から世界共通の行動規範を別途新型コロナ用に新たに策定の上、新規渡航者/再渡航者には同行動規範の遵守に係る同意書の提出を条件として再派遣した。

#### (3) 海外拠点等での防護措置の強化

- ・ 各事業で案件形成段階から適切な安全対策を検討するため、脅威度や事業タイプに応じた安全対

<sup>164</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

策の参考資料である「安全対策ガイダンス」の運用を2019年4月より開始し、2020年度は新たに9か国25件（年度末時点）に適用した（2019年度は18か国45件に適用）。また、ウィズコロナ、ポストコロナで事業関係者が再渡航するにあたり、事業サイト・住居の防護策を改めて確認することを求めるとともに、新型コロナ対策を過度に優先するあまり防犯対策が疎かにならないように注意喚起を行った。

#### (4) 研修・訓練機会の整備と拡充

- ・ 当初、事業関係者に対する渡航者向け研修（セルフディフェンス、講義型）、テロ対応実技研修（実技型）、企業内の安全管理担当者向け研修（セキュリティ・リスク・マネジメント、講義型）の実施を前年並みに計画していたが、コロナ禍の影響を受け、研修実施を一時見合わせた。2020年7月以降、オンライン形式への変更、人数制限、必要な感染防止策を講じるなどの工夫をしながら再開した。実技型研修も、11月より感染防止策を徹底の上再開したが、緊急事態宣言発動を踏まえ再び見合わせた。コロナ禍により事業関係者の海外渡航者数が大幅に縮小したことに伴い、渡航者向け研修受講者数も減少したほか、実技訓練等、オンラインでの代替が困難なものについては中止にせざるを得なかった。また、現地安全対策研修は、渡航制限があり現地での開催が困難であったため2020年度は見送ることとなった。係る背景から、2020年度の研修受講者数は、1,026人（内訳：渡航者向け/管理者向け研修（外部555人、内部471人受講）、テロ対策実技訓練（外部31人、受講）に留まったが、ウェブ版の安全対策研修の拡充を図り、2020年度は629人が登録・参加し、受講者からは高い評価を得た。

#### (5) 機構内の安全管理人材の育成・強化の取組

- ・ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と機構が共催する Security Risk Management（SRM）研修に機構から参加するとともに、同研修運営を UNHCR より受託している安全対策コンサルタントと個別に契約し、機構独自の SRM 研修を2020年1月及び2月、計2回実施した（オンライン開催）。

#### (6) 危機発生時の対応能力の強化

##### ➤ コロナ禍における事業関係者への退避一時帰国オペレーション

年度当初から新型コロナの感染拡大が深刻化するなか、事業関係者の避難一時帰国を行った。約1か月間に、約6,000人の事業関係者を日本に帰国させるオペレーションを統括・実施し、この結果、事業関係者の死亡事案、重篤化事案などを回避することができた。2020年7月以降、各国の出入国の高い障壁や航空便途絶が継続するなか、リスクを抑制しながら、徐々に渡航を伴う事業を再開していく方針を決定。渡航先国における出入国や検疫措置、現地における医療サービスへのアクセス、国外緊急移送体制など、関係者防護策と渡航安全のため必要な対策を国ごとに検討、体制を整えた国から渡航再開を決定し、渡航支援を行った。コロナ禍における渡航再開に際し、事業関係者に対する各種情報提供を実施。新型コロナ感染予防の観点から新たに策定した「行動規範」や、新型コロナ感染予防・感染拡大防止マニュアル、機構の渡航再開決定の状況、各国における出入国・医療事情などに関する情報など、事業関係者向けサイトで提供を行った。

- **新型コロナに伴う全海外協力隊員の退避**：新型コロナの感染拡大に伴い、派遣中全隊員2,044人を帰国させ、かつその後国内で一定期間の健康モニタリングを行うことで、隊員全員の安全と健康を守ることができた。その後、隊員の生活保障や活躍推進のために、現行制度の120日間を超

えた待機期間の延長と待機手当の支給継続、一定期間後の再派遣を目指した特別登録制度、訓練を受けられない候補者を対象とした特別派遣前訓練等の制度設計・実施及び待機中の隊員による国内での支援活動や開発途上地域に対するリモート活動の促進等、全てが新しくかつ困難な課題を着実に実施した。

- ▶ **海外協力隊員再派遣の実現**：ウィズコロナ、ポストコロナでの渡航再開に向けて、医療施設へのアクセスや活動上の制約等に関する案件別調査を実施するとともに、任地での生活や活動に係るリスク対応策の検討を行った。また、一時帰国中及び待機中の隊員に対するオンライン説明会を累次にわたり開催し、各国の状況及び渡航に係るリスク等について理解を得た。その後14か国で渡航再開を決定し76人の渡航を実現した。
- ・ 各海外拠点において、関係者の新型コロナ感染確認時の「緊急時対応シナリオ」を検討するとともに、従前に策定していた騒擾やテロ等に係る「緊急時対応シナリオ」に新型コロナ対応を含む見直しの準備に着手した。加えて、常設化後の「国際協力事業安全対策会議」などの機会を通じて、事業関係者に対しても同シナリオの見直しの必要性を働きかけた。さらに、2020年7月、本部に緊急事態対応オペレーションルームを開所<sup>165</sup>し、緊急事態発生時に組織として迅速に対応できる体制を強化した。具体的には、緊急事態対応オペレーションの実施（国内外の緊急事態）のほか、平常時には安全管理に係るセミナー・研修等の実施、アーカイブ（過去の事案対応、関連調査等の報告書等）閲覧に利用している。

## (7) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

2020年度はコロナ禍の影響により、従前どおりの対面式での各種安全対策研修の実施が困難となったが、研修内容を工夫してオンライン形式で研修を再開し、参加者アンケート等に基づき不断の見直し・改善することや、講師のオンライン講義・指導の習熟度の向上により、効果的かつ効率的なオンライン形式での研修を実施した。2021年度の研修実施体制についても新型コロナの感染拡大状況や機構の方針を踏まえ、オンライン形式の講義や研修も活用しつつ対応していく。

新型コロナの収束が見えないなかで、海外での事業継続、事業関係者の本格的な渡航再開を進めるため、渡航者への感染予防策の徹底を図っているが、従前からのデモ、テロ、一般犯罪、及び交通事故などリスクは引き続き存在し、新型コロナ対策を優先するあまりに、それら従前よりあるリスク対策が疎かになることが危惧される。引き続き、新型コロナ感染予防と併せ、これらリスクに係る注意喚起等の情報提供や研修等の実施に取り組む。

### No.12-2 工事安全対策に係る取組状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事故事案報告件数（事業規模1兆円あたり）*	23件 <sup>166</sup>	13件	36件	32件	20件	
実施状況調査、安全管理セミナー、円借款事業（STEP）施工安全確認調査の件	137回 <sup>167</sup>	135回	147回	161回	5回	

\* 事故報告案件数の2020年度実績は34件（基準値38件、2017年度実績29件、2018年度実績56件、2019年度実績55件）

<sup>165</sup> オペレーションルーム開所前は、緊急事案発生時の発生時に既存会議室をオペレーションルームに転用し対応していたが、危機発生後の機動的な組織対応の重要性に鑑み、本部内に「緊急事態対応オペレーションルーム」を常設することとなった。

<sup>166</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>167</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

## (1) 指針文書の適切な運用

- 円借款事業の工事契約に適用できる包括的な労働安全衛生のスペック「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification)」、詳細は以下 (3) に記載のとおり) を完成させ、2021 年度の導入に向けて機構内外へ周知した。

## (2) 施工現場の安全対策の強化

### ① 事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策

第 11 回「施設建設等事業の安全対策委員会」において、事故件数及び事業規模の大きさに鑑み施設建設等事業の工事安全に係る重点国に指定されたバングラデシュ、インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマーの 5 か国（うち、インドを除く 4 か国に対して企画調査員（資金協力）を配置）で以下の取組を予定していたが、コロナ禍により企画調査員（資金協力）を含む多くの事務所関係者が一時帰国を余儀なくされたことから、以下ア、イ、エについては極めて限定的な活動に留まった。ウについては当該国での工事事故の発生の都度、実施した。

ア 当該国の工事安全に係る基本法令の概要の把握

イ 当該国の資金協力事業における工事の品質と安全の状況確認のための「実施状況調査」の実施

ウ 当該国で発生した工事事故の原因分析と得られる教訓の蓄積

エ 上記ア～ウを基にした相手国政府を中心とした工事関係者との対話を通じた工事安全に係る意識の醸成

### ② 事故の防止に向けた取組

- ・ 海外拠点による安全対策強化キャンペーンとして現場パトロール（工事の安全対策状況の確認）を 9 件実施した。同キャンペーンに当たっては、現場視察における着目点等について「現場の見方」の講義を Teams 会議で行う等、海外拠点に対して本部による支援も提供した。
- ・ 日常的に、工事事故発生の都度、事故の分析と結果の工事関係者へのフィードバックを行い、同種の事故の防止に向けた注意喚起・事故予防に努めた。

### ③ 建設工事の安全対策・事故防止を主管する省庁等に対する協力（技術協力及び研修等）

- ・ 技術協力プロジェクトを通じた相手国政府の安全対策や事故防止を促進する取組として、ミャンマー「道路橋梁技術能力強化プロジェクト」やモンゴル「建設分野における労働安全管理能力強化」の 2 件を継続して実施した。

## (3) 戦略的な取組及び成果

- **開発援助業界で初となる労働安全衛生の仕様書「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification)」の完成**

労働安全衛生法制が十分に整備されていない蓋然性の高い開発途上地域において、工事の労働安全衛生に関する一定の基準を満たすべく作成に取り組んできた「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification)」を完成させた。同仕様書は、国土交通省の「土木工事安全施工技術指針」を章立ての参考とし、米国や英国の国際的に認知されている複数の規格を比較参照したうえで、適切な内容について随所で引用するなどして作成した。加えて、国内外の建設工事に知見を持つ各界の豊富な会員を有する土木学会や国内建設業界（コンサルティング業界を含む）への内容確認の機会を設ける等の取組を行い、2020 年度に完成に至ったものである。同仕様書については 2021 年度以降に円借款案件の工事契約に段階的に適用していく予定であり、適用の暁には

労働安全衛生法制が整備されているか否かに関わらず、一定のレベルで施設建設等事業に従事する各種要員の安全が確保されるようになることが期待される。なお、他ドナーで類似の取組を行った事例はなく、本仕様書は開発援助業界で世界先駆けとなる工事安全推進の取組である。

#### (4) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

工事安全の追求にあたっては、専門的な知識と経験と持つ企画調査員（資金協力）による現場の踏査や事業関係者へのヒアリングを中心とした「実施状況調査」の実施と、同調査結果に基づく改善に向けた指導が欠かせないが、2020年度は年度当初よりコロナ禍により同調査員が一時帰国していた状態であったことから、同調査の実施を見合わせざるを得なかった。2020年度第3～4半期には同調査員の任国（インドネシア、ミャンマー、バングラデシュ、ケニア、セネガル）への再渡航がなされたものの、移動の制限があることから任国での調査対象は限られ、更には任国外への渡航は極めて困難であった。事業関係者の感染も続いていることから、実施状況調査を実施する場合は同調査員の感染リスクも懸念されることから、2021年度は感染状況（特に調査候補案件のサイト内及び周辺地域の状況）と機構内の方針に鑑み可能な範囲で活動の再開を検討する。

### 5. 指摘事項への対応

#### (1) 指摘事項：

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づく各種強化策の着実な実施及び業務実績報告書に記載されている各事項の「事業上の課題及び対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。また、事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた機構事業関係者の健康及び安全の確保にも十分留意ありたい。

#### (2) 対応：

##### <脅威情報の収集・分析・強化>

- 事業関係者に対する安全情報対策情報の適時適切な提供を目的として、機構ホームページ上に「安全対策専用ウェブサイト」を構築し、同サイト内に安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に加えて安全対策マニュアルや各国の注意喚起情報等、掲載コンテンツの充実を図った。また、同サイトには「新型コロナウイルス対応にかかるお知らせ」を新設し、渡航再開国一覧、行動規範、健康管理、渡航に必要な手続き等を随時更新し、機構内外関係者に必要とされる情報の提供に貢献した。

##### <事業サイトの防護強化>

- 脅威度レベルや事業タイプに応じたハード・ソフトの安全対策の参考仕様として「安全対策ガイダンス」を整備し、2019年4月より運用を開始した。2020年度はコロナ禍により安全評価調査は実施していないものの、9か国25件が適用された（年度末時点）。

##### <研修・訓練の強化>

- 事業関係者向けの安全対策研修・訓練については、管理者向け研修や理解度テスト等も含めた渡航者向け研修（ウェブ版）を整備し研修メニューを拡充した結果、2020年度は総勢約629人が受講した。また、新型コロナ対策に関するコンテンツを追加した。

<工事安全>

- 2020年度はコロナ禍により企画調査員（資金協力）が一時帰国していた状態であったことから、全世界的に実施状況調査の実施を見合わせざるを得なかった。他方、工事の品質と安全の確保という見地からは、一時帰国中の企画調査員（資金協力）には「JICA 安全標準仕様書」の作成プロセスへの関与を求め、随時同仕様書の規定に係る検討会を開催したうえで同調査員らの現場経験に基づく意見を聴取し、同仕様書内の規定への反映を行った。同仕様書は2021年度以降、段階的に円借款案件の工事契約に適用される予定であり、同年度以降の実施状況調査の効率化にも寄与するものである。

No.13	効果的・効率的な開発協力の推進
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数	30 件 <sup>168</sup> (2017-2021)	10 件	12 件	15 件	12 件	12 件	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (1)、中期計画：5. (1)</p> <p>年度計画</p> <p>5. (1) 効果的・効率的な開発協力の推進</p> <p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国・地域の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめた JICA 国別分析ペーパーを策定又は改定し、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施モニタリングにも活用する。</li> <li>開発課題や地域の抱える課題の現状や解決策について検討し、それを事業に反映することにより、事業の質と戦略性を強化する。「人間の安全保障 2.0」の理解促進に向けた更なる情報発信を行いつつ、事業への効果的な反映や国際社会からより多くの賛同を得るための方策を検討・実施する。</li> <li>SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の選定と国際発信のほか、SDGs 推進に関するグッドプラクティスや各種取組から得られた教訓の収集、及びそれらの機構内外での共有・発信に取り組む。</li> </ul> <p>イ 効果・効率性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、日本政府とともに開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度や運用の改善を行う。</li> <li>技術協力事業については、事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、及び地域別戦略・課題別戦略（クラスター事業戦略）に基づく効果的な案件の形成促進、並びに留学生事業推進のための制度や運用の導入・改善に引き続き取り組む。</li> <li>有償資金協力に関し、円借款については、質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた迅速化や重要インフラ案件の形成に引き続き取り組むとともに、投資環境整備や SDGs への貢献も意識した非インフラ案件の形成を推進する。また、海外投融資の積極的な活用のため、体制整備や他スキームとの連携促進に取り組むとともに、国際金融機関や民間金融機関との連携を進め、民間資金動員を図っていく。</li> <li>無償資金協力については、「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」（2016年6月外務省）を踏まえた制度の定着を確実に行うとともに、モニタリング及びレビューを行い、さらなる改善に取り組む。特に、「魅力的な案件形成」を重要視し、地域予算見通しをもとにした戦略的な案件形成の年間スケジュールを設け、優良事業の形成促進により積み上げを適切に管理する。</li> </ul>
--

<sup>168</sup> 各年度、全世界で6件以上を基準として設定する。



ナレッジマネジメントに関し、ナレッジマネジメントネットワーク（KMN：Knowledge Management Network）、及び各 KMN が保有する分野課題に関するナレッジの蓄積・発信・活用促進のためのプラットフォームとして 2019 年度に開設したナレッジポータルでのナレッジの蓄積・共有・発信を促進する。これにより、外部有識者等の関係者とのナレッジの共創を促進し、SDGs への貢献のため機構事業の効果の最大化に引き続き取り組む。また、JICA 事業事例・教訓の国際社会への共有・相互学習を促進するため、GDI（Global Delivery Initiatives）等のプラットフォームの活用を促進する。GDI への参加等を通じて、在外事務所を含む機構全体で、他ドナーや国際機関との相互学習機会を促進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. ①参照）

- ・ 機構の専門的知見や教訓を反映させた地域・国・課題等に関する協力方針の策定・改定・活用状況
- ・ 上流政策から事業レベルまでの支援を展開する協力プログラム等のうち、SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られた協力の実施状況
- ・ 迅速性、効率性、事業の質の向上等の様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善及び事業への活用状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果をあげていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、予見性・インパクトの向上に関し、①現地リソース活用型事業「CEP：Community Empowerment Program（スタンド・アローン型）」の試行、②SDGs の達成に向けた新規事業アイデア募集・実施、③開発途上国における DX の推進、④SDGs 推進に向けた国内の連携・協働の強化等、特筆すべき成果をあげた。また、事業の効果・効率性の向上に関し、⑤コロナ禍における柔軟な対応、⑥技術協力における DX の活用促進、⑦新型コロナ危機対応緊急支援借款、⑧債務支払猶予イニシアティブへの対応等、特筆すべき成果をあげた。

ア 予見性・インパクトの向上

- ◎ **現地リソース活用型事業「CEP：Community Empowerment Program（スタンド・アローン型）」の試行【③】**：コロナ禍を受け、開発途上地域のニーズに迅速かつ適切に応える新たなアプローチを検討の上、CEP（スタンド・アローン型）の試行を開始。ウズベキスタンでの現地教員に対するオンライン研修の遠隔研修や、ヨルダンでの難民女性に対する布マスク縫製の職業訓練及び国際機関を通じた難民等への配布等、機構内での公募を経て 27 か国 36 件の事業を迅速に採択・推進。
- ◎ **SDGs の達成に向けた新規事業アイデア募集・実施【③】**：SDGs の達成を見据え、開発途上地域の多様な支援ニーズに適切に応えるため、既存の考え方に捉われない事業提案を募集・実施。過年度の採択事業を本格的に推進した結果、例えば、既述のカカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームの成果に加え、「JICA Innovation Quest」を通じて、渋谷スクランブルスクエア(株)と連携覚書を締結の上、国際協力の担い手の裾野拡大に大きく貢献。
- ◎ **開発途上国における DX の推進【①】**：一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）と共同でメニューブック「Society 5.0 for SDGs 国際展開のためのデジタル共創」を作成・公表し、日本企業が有する 65 件の優れたデジタル技術・手法を紹介するなど、開発途上国の SDGs 達成に貢献し得る DX 事業推進に貢献。

- ◎ **SDGs 推進に向けた国内の連携・協働の強化【①③】**：機構は、日本政府 SDGs 推進本部下の円卓会議や幹事会等の会合に省庁以外の唯一の政府関係組織として参加。その結果、「SDGs 実施指針改定版」では、機構による国内外の SDGs 推進の貢献等に関する言及がなされたほか、「SDGs アクションプラン 2021」では、27 件の幅広い機構の取組事例が組み込まれた。また、SDGs 実施指針や SDGs アクションプランの一層の進展のため、「JICA-SDGs パートナー」制度を創設し（認定団体約 60 団体（2021 年 3 月末時点）、企業・団体等による SDGs 推進に向けた対外発信を促進。
- 機構は、課題ごとの事業の集合体として、中・長期的な成果やインパクトを実現・発信するため、課題部の再編やクラスター推進分科会の立ち上げを行い、日本政府をはじめとした関係機関等との意見交換を実施。また、「開発協力事業の新たなマネジメント方式に関する検討会」を立ち上げ、効果的なクラスターの運用に係る検討を実施。
- 人間の安全保障の実現に向けて、機構が整理した「新時代の人間の安全保障」を踏まえた事業を推進したほか、理事長をはじめ機構役員が、国際会議や各国高官との会合・面談で精力的に発信・普及。
- JCAP（6 か国）及び事業計画作業用ペーパー（139 か国）を改定。コロナ禍で円滑な要請書の取付に至らない恐れもあったが、「事業計画作業用ペーパー検討会議」等の取組を通じて、円滑かつ優先分野に資する案件の形成・採択に貢献。
- SDGs がテーマとなった「国連ハイレベル政治フォーラム 2020」では、理事長はじめ機構役員がオンラインで登壇し、機構協力の考え方等を発信。その他、国際会議やプレスリリース等を通じ機構の SDGs への貢献について発信したほか、各種イベントや取組事例を機構ホームページ上で発信。

#### イ 効果・効率性の向上

- ◎ **コロナ禍における柔軟な対応【③】**：コロナ禍で現地活動が制限されるなか、柔軟な対応による案件の早期開始を促進（全体の約 25%は同対応で案件開始）。また、2020 年度課題別研修 406 コースは、コロナ禍の影響を受けて来日研修が不可となったが、遠隔研修の導入で約 6 割の研修を実施、その他についても 2021 年度実施を可能とする柔軟な運用を実施。
- ◎ **技術協力における DX の活用促進【③】**：機構内に新設した STI・DX 室を中心に、開発における DX 案件の推進に取り組み、新規事業を 29 件形成（前年度比約 7 割増加）。
- ◎ **新型コロナウイルス危機対応緊急支援借款【③】**：機構の主体的な働きかけを通じて、経済対策等に要する資金を機動的に供給する「新型コロナウイルス危機対応緊急支援円借款」制度を、令和 2 年度補正予算の国会承認（2020 年 4 月）に伴い創設。
  - コロナ禍を踏まえ、一時的な債務支払猶予を認める「債務支払猶予イニシアティブ」に対し、機構も全面的に協力し、対象円借款債権の債務支払猶予を実施。
  - 予算執行管理強化に関する諮問委員会の提言への対応として、技術協力事業委員会の場を設け、適正な予算管理、戦略策定を実施（委員会 10 回開催、20 件付議）。
  - 日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和 2 年度改訂版）」及び「インフラシステム海外展開戦略 2025」に資する案件として、フィリピン「セブ・マクタン橋（第四橋）及び沿岸道路建設事業」、「ダバオ市バイパス建設事業（第二期）」及び（アジア開発銀行（ADB）との連携を含む）バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業（5 号線北路線）（第一期）」を承諾。また、インドネシア「パティンバン港開発事業」では、ターミナルの部分開業により開発効果が早期に発現。
  - IFC が策定したインパクト投資の運用原則に日本で初めて署名した機関として、日本におけるインパクト投資推進に向けた議論に参加するとともに、民間金融機関等からのインパクト投資や同原則加盟に関する相談に対応し、理解促進に努めた。
  - 新型コロナウイルスに伴いより脆弱性を増した女性経営企業等向け支援として「COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド」や「女性事業者等マイクロファイナンス事業（メキシコ）」を承諾し、2X challenge にも貢献。

- 円滑な免税手続きを推進（免税情報シートを延べ 50 か国で作成）。また、戦略的・効果的な案件形成・実施に向けた資金協力実務者会議を開催。
- 各ナレッジマネジメントネットワーク（KMN）による事例共有・意見交換のための連絡会を計 11 回開催。

#### 4. 業務実績

##### No.13-1 予見性、インパクトの向上

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
地域・国・課題別の協力量針（JICA 国別分析ペーパー（JCAP）、事業計画作業用ペーパー、課題別指針、ポジションペーパー）の新規策定・改定数	146 件 <sup>169</sup>	142 件	147 件	144 件	147 件	件

#### (1) 戦略的な事業展開に向けた国別・地域別及び課題別の対応力強化

- **現地リソース活用型事業「CEP：Community Empowerment Program（スタンド・アローン型）」の試行**：新型コロナの感染拡大を受け、開発途上地域で迅速かつ柔軟な協力が求められているなか、係るニーズに現地リソースを活用して適時適切に応える新たなアプローチの可能性を検証すべく、現地リソース活用型事業「CEP：Community Empowerment Program（スタンド・アローン型）」の試行を開始し、機構内での公募プロセスを経て、27 か国 36 件の事業を採択・推進した。具体的な事例として、ウズベキスタンでは、学校現場における感染症対策等に関する映像教材を制作したほか、学校再開後の円滑な教育活動の実施に向けて、現地の教員向けにオンライン研修方式の遠隔研修を実施した。また、ヨルダンでは、脆弱な立場にある難民女性を対象に布マスク縫製の職業訓練を行い、完成したマスクを、国際機関を通じて難民等に対して配布した。
- **SDGs の達成に向けた新規事業アイデア募集・実施**：SDGs の達成を見据え、時代とともに変化し続ける開発途上地域の多様な支援ニーズに適切に応えるために、既存の考え方に捉われない事業の提案を機構内で募集し、採択事業を順次実行に移した。2020 年度は、保健医療協力やウィズコロナ、ポストコロナ時代の機構の事業の在り方へ貢献するアイデアを優先して募集し、5 件の新規事業を選定したほか、2018 年度及び 2019 年度の採択事業（2018 年度 11 件、2019 年度 9 件）を本格的に始動した。具体的には、①エチオピアにおける起業家支援の相談窓口として、AI を活用したチャットボットの導入に向けたシステムの試作・試行運用等、開発効果の最大化に向けた革新的技術の導入、②筑波における機構関係者（研修員、機構専門家、JICA 海外協力隊員等）と外部関係者（開発コンサルタント、民間企業、技能実習生等）との協働・交流を通じた農業技術と農業人材の共創サイクルの構築等、国際協力の多様なパートナーとの共創、③長岡モノづくりエコシステムとアフリカを繋ぎ、アフリカ側のニーズを基に開発した製品を日本国内に展開するリバーズイノベーションによるアフリカと地方の課題解決事業等、日本が抱える課題への貢献に資する事業等を検討・推進した。これまでの進捗・成果として、既述のカカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームの実動のほか、例えば外部パートナーとの共創で新しい国際協力のアイデアを生み出すオープンイノベーションプログラム「JICA

<sup>169</sup> 前中期目標期間実績（2012-2015）584 件

Innovation Quest」を実施し、新しい事業アイデアの具現化に向けた調整が進んだことに加え、渋谷スクランブルスクエア(株)と連携覚書を締結の上、同取組を含む各種イベント等を企画・開催し、国際協力の担い手の裾野拡大に大きく貢献した。また、フィリピンでは、大規模インフラの整備が不要となる AI 等の技術を用いた農業デジタルプラットフォームの創設を目指し、「DX による革新的農村金融の実証事業」を開始し、共同提案者である外部パートナーが現地法人を設立して金融サービスの提供に向けた準備を進めたほか、実証調査向けにスマートフォン用のアプリケーションを開発・公開し、農家やドライバー、小売店の協力の下、オンデマンドの物流サービスとダイナミック・プライシング（消費者の需要と供給に応じて価格を変動させる仕組み）に関する実証調査に着手した。

- ▶ **開発途上地域における DX の推進**：開発途上地域における DX の推進に向けて、2020 年 6 月にガバナンス・平和構築部内に STI・DX 室を新設した。また、民間企業等との共創により、開発途上国の SDGs 達成に貢献し得る DX 事業を推進すべく、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）と共同でメニューブック「Society 5.0 for SDGs 国際展開のためのデジタル共創」を作成・公表し、日本企業が有する 65 件の優れたデジタル技術・手法を紹介した。
- ・ **クラスターの推進**：2019 年度より個別事業単位ではなく課題ごとの事業の集合体として中・長期的な成果・インパクトを実現・発信するための単位であるクラスターの概念を導入しており、2020 年度は同クラスター化をより一層推進した。具体的には、中期目標の重点課題に沿い、より戦略的にクラスターを推進するための課題部再編を行った。また、コロナ禍における、緊急時から復興期までの優先課題について、クラスター推進分科会を立ち上げて検討の上、全 19 クラスターにおいて日本政府をはじめとした関係機関等との意見交換を重ね、方針について検討を行った。さらに、「開発協力事業の新たなマネジメント方式に関する検討会」を立ち上げ、効果的なクラスターの運用方法について検討を進めており、2021 年度にガイドラインを策定する予定である。
- ・ **人間の安全保障の実現に向けた取組の推進**：機構がミッションの一つとして掲げる人間の安全保障の実現について、現在の課題に合わせて 2019 年度に再整理した「新時代の人間の安全保障（人間の安全保障 2.0）」を踏まえて事業を推進したほか、理事長をはじめ機構役職員が、国際会議や各国高官との会合・面談で精力的に発信し、普及を進めた。具体的には「人間の安全保障」を中心な理念として掲げ、新型コロナへの対応に取り組んだほか、11 月にオンラインにて開催した緒方貞子元理事長追悼記念シンポジウム「With/Post コロナ時代のグローバルな課題と人間の安全保障」で主要テーマとして取り上げた。また、国連開発計画（UNDP）との共同による「人間開発報告書 2020」のバックグラウンドペーパーの作成や、同ペーパーに関する外部有識者を交えた 11 月のオンラインセミナーの開催を通じて、2021 年の同報告書のテーマ設定に貢献した。さらに、機構内外の広報誌（ジャパングジャーナル、「Mundi」11 月号、「JICA's World」1 月号）での特集、大学・学会での講義・発表（東北大学公共政策大学院での講義等）を行った。加えて、人間の安全保障の理念の事業への効果的な反映を図るべく、7 月に機構職員向け、10 月にナショナルスタッフ向けオンラインセミナーも開催した。
- ・ **JICA 国別分析ペーパー（JCAP：JICA Country Analysis Paper）等の策定・改定**：外務省の国別開発協力方針の改定に係る議論や協力プログラム及び事業計画策定への活用と、それに基づく効果的な開発協力の実施に寄与するため、JCAP 及び事業計画作業用ペーパー（WP）を改定した。具体的には、6 か国（ベトナム、フィリピン、ネパール、ホンジュラス、セネガル、カメルーン）

の JCAP、139 か国の WP を改定した。また、3 か国（ミャンマー、アンゴラ、グアテマラ）の JCAP 策定・改定に向けた協議を開始した。2020 年度の改定により、JCAP については 54 か国、WP については 139 か国を対象に策定し、事業実施に活用している。なお、JCAP については当該国での事業実施に係る外部関係者との意見交換の促進のため、2020 年度に 9 か国の JCAP を機構ホームページに掲載した。さらに、ウィズコロナ、ポストコロナに向けたより強じんかつ包摂的な社会・経済システムの構築への支援や分野横断的な取組への重要性を中心に案件形成の方向性を取りまとめ、2020 年度要望調査の開始に際し、外務省での優先分野設定の議論に供した。機構内では、要望調査における案件検討の前に関係部がクラスターの方針に基づく各地域の戦略を検討するためのクラスター協議を実施した。この結果を基に「事業計画作業用ペーパー検討会議」（地域部と関係部署間で意見交換を行い、WP を最終化させるプロセス）を実施することで、国・案件ごとに地域部・課題部・海外拠点間での緊密な議論を推進し、計画的な案件形成を行った。コロナ禍においては先方政府や実施機関との協議も限定的となり、円滑な要請書の取付に至らない恐れもあったが、こうした取組を行うことで要望調査の日本検討開始前に部署間の合意形成を相当程度進め、限られたスケジュール期間においても、総じて円滑な案件検討を実現するとともに、優先分野に資する案件の形成・採択に貢献した。

## (2) SDGs への貢献に向けた取組

- **SDGs 推進に向けた国内の連携・協働の強化**：機構は、日本政府 SDGs 推進本部下の円卓会議や幹事会等の会合に、省庁以外の唯一の政府関係組織として参加し、「SDGs 実施指針改定版」及び「SDGs アクションプラン 2021」の策定に大きく貢献した。その結果、前者では機構による開発途上地域を含む国内外の SDGs 推進の貢献等に関する言及、後者では 27 件の幅広い取組事例（JICA 開発大学院連携、国際協力機構債、関西 SDGs プラットフォーム等）が組み込まれ、そのうち 3 件（税務行政能力強化、交通安全分野の取組強化、都市行政の能力強化）は今回の策定時に新規に掲載された。これら文書は、官邸ホームページ上で公開されている。また、SDGs 実施指針や SDGs アクションプランの一層の進展のため、機構とともに SDGs の達成に向けて取り組んでいる団体をパートナーとして認定する「JICA-SDGs パートナー」制度を 2020 年 7 月に創設し（認定団体約 60 団体）、企業・団体等による SDGs 推進に向けた対外発信を促進した。認定団体の一覧は機構ホームページ上で公開しているほか、損保業界では初の認定団体となった三井住友海上火災保険㈱をはじめ、多くの認定団体が自身のホームページ、広報資料等で機構による認定を SDGs 推進に向けた対外発信に活用している。
- ・ **戦略・事業への SDGs の取り込み**：2020 年度に策定又は改定した全ての JCAP に SDGs への貢献の観点を明記し、また各クラスター事業戦略における SDGs 取り込みの検討も開始した。さらに、コロナ禍の影響により日本一時帰国中及び派遣前待機中の海外協力隊員を対象とした SDGs Goal 別オンラインセミナーを 17 回実施し、延べ 4,379 人が参加した。同セミナーでは、現在国内外で活躍中の講師より SDGs の各 SDGs Goal に関する取組を学び、海外協力隊事業における SDGs への取組強化を図った。海外協力隊員にとっては、今後の活動やキャリアデザインの参考にもなったほか、セミナー参加者とのネットワーク構築やモチベーション向上の一助となった。
- ・ **開発途上地域における SDGs の推進**：インドネシアでは、「インドネシア SDGs 実施体制強化プロジェクト」を通じ、インドネシア政府の国家中期開発計画を踏まえた中央政府及び対象州政府による SDGs 実施のための行動計画の策定作業を支援した。インドでは、「インドにおける持続可能

な開発目標に向けた日印協力行動に関するプログラム」(2019年度L/A調印)の実施促進に関する取組として、SDGs達成に向けた第2回日印フォーラム「子どもの栄養不良ゼロを目指して～日本の経験をインドへ」をオンラインで実施した。同フォーラムでは、現在の保健・栄養に関する課題を議論し、SDGs目標達成のために日本政府や機構が支援する他国のベストプラクティスを示した上で、それらがインド国内で導入し得るものか議論するとともに、保健・栄養分野における日本とインドの協力・パートナーシップの可能性を探った。

- ・ **SDGs 推進に向けた戦略的な国際発信**：SDGsへの貢献を明確化したプログラム等（JICA 世界保健医療イニシアティブ、健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化、災害・防災をはじめとする強じんな社会基盤づくり、開発途上地域におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム等）を国際会議やプレスリリース等を通じ、計12件国際社会に発信した。SDGsがテーマとなった「国連ハイレベル政治フォーラム2020」では、理事長はじめ機構役員がオンラインで登壇し、機構の協力の考え方等を発信した。また、様々なイベントや取組事例をSDGsのSDGs Goalと関係づけて機構ホームページ上で発信した。
- ・ **SDGs への機構の取組に係る広報の強化**：SDGs推進円卓会議広報分科会をはじめ、他省庁が定期的に主催するSDGsに関連する会合へ出席し、機構の取組事例を共有・発信した。また、JICA地球ひろばをはじめ、各国内拠点において、SDGsに関する展示、学生向けオンライン出前講座等を実施した。さらに、機構ホームページ上でのSDGs関連ページ、及びTwitter公式アカウント(JICA SDGs Action!)にてSDGs関連情報を継続的に発信した。SDGs関連ページへのアクセス数は月平均して3,700アクセスであり、ウェブサイト全体のアクセスログにて常に上位(15～20位)を維持した。また、Twitterのツイートインプレッションは月平均35,633回であった。広報素材では、機構のSDGsへの取組を紹介するパンフレットを新たに作成したほか、JICA広報誌「mundi」の特集「企業連携×SDGs」(8月号)、就職ウォーカー(12月号)、日刊建設工業新聞(毎月)等のSDGs特集での機構取組の紹介記事の掲載等を実施した。
- ・ **機構職員等によるSDGsへの理解・意識の更なる向上**：2019年度まで隔月で開催していた「SDGs達成に向けたJICAの取り組み」に関する機構職員向けの内部研修コンテンツをオンライン研修(WBT)で随時受講できるように改編した。国内外のあらゆるアクターによるSDGsへの認知・取組が進む現状を踏まえ、職制を問わず機構内の幅広いスタッフ向けに受講勧奨を行った結果、これまで425人が受講し、SDGsへの理解・意識の更なる向上が図られた。

### (3) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 機構の事業は、基本的に全てSDGsの達成に寄与するものであるが、その具体的なインパクトが分かり辛い。このため、各事例の具体的なインパクトの検証・可視化に取り組んでいくとともに、過去のJICA事業評価報告書(内部評価及び外部評価、約1,800件)について、テキストマイニングツールを活用し、SDGsの観点から横断的に整理・分類することにより、機構の事業とSDGsとの関係性の分析を検討する。また、日本政府SDGs実施指針に国内SDGs推進における機構の役割が明記されたことを受け、国内拠点等を通じた国内でのSDGs推進への具体的な貢献策を検討・推進する。

## No.13-2 効果・効率性の向上

関連指標	基準値 <sup>170</sup>	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
技術協力、有償資金協力、無償資金協力事業の実績額（億円）	技協：1,783億円 有償：13,723億円 無償：1,200億円	技協：1,923億円 有償：18,884億円 無償：1,151億円	技協：1,901億円 有償：12,661億円 無償：985億円	技協：1,751億円 有償：15,232億円 無償：856億円	技協：1,316億円 <sup>171</sup> 有償：15,666億円 無償：839億円	技協：億円 有償：億円 無償：億円

### (1) 開発協力事業の効果・効率性の向上

#### ① 技術協力

- **コロナ禍における柔軟な対応**：コロナ禍の影響により現地での活動が制限されるなか、事業を継続・推進するために柔軟な対応を行った。具体的には、案件の立ち上げに際して案件の指標及び目標値等の詳細内容等、現地渡航を行わなければ決定が困難な項目の確認を保留し、案件の早期開始を促進した。その結果、全体の約25%程度の案件は同運用を用い案件開始に至った（その他の75%については遠隔から通常での立ち上げを行った）。このほか、新型コロナ対策として機動的な技術協力プロジェクトの実施を行うことについて外務省と共に取り組み、開発途上国・地域が新型コロナ対策に自立的・持続的に取り組むための能力強化を支援することを目的として、迅速な案件形成及び実施を行う体制を整備した。また、2020年度課題別研修406コースは、当初コロナ禍の影響を受けて来日研修が不可となったところ、遠隔研修を導入することで約6割の研修を実施することができた。また、その他の研修についても2021年度実施を可能とする柔軟な運用を行った。
- **技術協力におけるDXの活用促進**：機構内に新設したSTI・DX室を中心に、開発におけるDX案件の推進に取り組み、2020年度は同分野の新規案件を25件形成した（前年度比約7割増加）。また、コロナ禍が長引くなか、開発途上国で不足している医療環境の整備を行うとともに、日本から遠隔で医療指導等を行うことを目的として遠隔ICU支援の検討を開始した。
- ・ **留学生事業の推進**：2020年度は、コロナ禍で来日が困難であったが、国内事業部の体制を整備して、オンラインセミナーの開催や留学予定の候補者への連絡などを行い円滑な事業運営に努めた。また優先順位を定めた上で、来日が可能な留学生を積極的に受け入れた。
- ・ **予算執行管理強化に関する諮問委員会の提言への対応**：2019年度に引き続き、予算執行管理強化に関する諮問委員会の提言への対応として技術協力事業委員会の場を設け、適正な予算管理、戦略策定を行った。2020年度は10回の委員会が開催され、20件について付議された。

#### ② 有償資金協力（円借款、海外投融資）

##### (ア) 円借款

- ・ **新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款**：日本と地理的・経済的接点が多いアジア・大洋州を中心とする開発途上地域に対して、機構から主体的に日本政府に働きかけることによって経済対策等に要する資金を機動的に供給することを目的とする「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」制度を令和2年度補正予算の国会承認（2020年4月）に伴い創設した。特に開発途上地域内で厳しい外出規制等があるなか、借入人や他ドナーとの協議を効率的かつ迅速に

<sup>170</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績は、技術協力7,132億円、有償資金協力5兆4,893億円、無償資金協力4,803億円

<sup>171</sup> 暫定値

こなし、7月にはフィリピン向けに第1号案件を承諾したほか（円借款の要請から承諾までの標準処理期間は9か月）、その後もインドネシア、バングラデシュ等の国々と次々に貸付契約を締結、貸付実行を行ったことで投資環境整備やSDGs達成という観点からも貢献している。2020年9月に開催された国連総会における総理大臣一般討論演説において、日本は開発途上地域の経済活動を支えるため、2年間で最大5,000億円の緊急支援円借款を行う旨発表されている。

- ・ **債務支払猶予イニシアティブへの対応**：2020年3月、世界銀行及び国際通貨基金はコロナ禍の影響を受ける一部開発途上国の流動性支援を目的として、一時的な債務支払猶予を求める書簡を公表し（債務支払猶予イニシアティブ）、2020年4月、20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及びパリクラブ（主要債権国会合）において同イニシアティブが支持された。機構は同イニシアティブに基づく債務支払猶予に全面的に協力し、対象円借款債権の債務支払猶予を行った。
- ・ **インフラ戦略への貢献**：日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」及び「インフラシステム海外展開戦略2025」では、ハードとソフトのパッケージによる海外展開によって質の高いインフラを推進し、相手国の社会課題解決に貢献することが示されている。機構は、人材育成や実施機関の能力構築等への支援を行う技術協力と円借款を有機的に連携させた協力に取り組み、安全面、技術面等で優れた日本の技術の活用が予定されるフィリピン「セブ・マクタン橋（第四橋）及び沿岸道路建設事業」や「ダバオ市バイパス建設事業（第二期）」を承諾したほか、アジア開発銀行（ADB）との連携を含む「質の高いインフラパートナーシップ」に位置づけられるバングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業（5号線北路線）（第一期）」を承諾した。これら事業を通じて社会課題の解決や環境上の悪影響の軽減に資する取組を実施している。また、事業実施中のインドネシア「パティンバン港開発事業」では、ターミナルが部分開業したことで開発効果が早期に発現した。

### （イ）海外投融資

- ・ **JBIC 先議見直し**：産業界の意向も踏まえつつ、JBIC 先議運用の見直し・改善を日本政府とともに検討し、機構の海外投融資に関する案件選択の指針を改訂・公表の上、運用を開始した。
- ・ **インパクト投資の推進**：国際金融公社（IFC）が策定したインパクト投資の運用原則に日本で初めて署名した機関として、日本におけるインパクト投資推進に向けた議論に参加するとともに、民間金融機関等からのインパクト投資や同原則加盟に関する相談に対応し、理解促進に努めた。「COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド」への出資承諾など、他機関等と協働した開発インパクトの発現に貢献。
- ・ **2X challenge への貢献**：機構は「G7 2X チャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブ（2018年）に参加し、同イニシアティブ全体目標（30億米ドル）の達成に貢献してきた。2020年度は、新型コロナに伴いより脆弱性を増した女性経営企業等向け支援として「COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド」や「女性事業者等マイクロファイナンス事業（メキシコ）」を承諾した。
- ・ **新型コロナ危機への対応**：「COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド」に出資を行い、同ファンドを通じて開発途上国のマイクロファイナンス機関へ融資を行い、新型コロナ感染拡大を受けて資金繰りが課題となっている開発途上地域の中小零細企業や女性事業者への支援を実施した。

### ③ 無償資金協力

- ・ **民間連携による優良事例の推進**：日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、民間企業の技術・



ノウハウを活用して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する事業・運営権対応型無償資金協力の機構実施第1号案件であるカンボジア「タクマウ上水道拡張計画」の贈与契約(G/A)を締結した。また、第2号案件(カンボジア・上水道)の協力準備調査を開始し、第3号案件(チュニジア・下水施設)の協力準備調査を公示した。また、事業・運営権対応型無償資金協力にて適用する調達ガイドラインの整備を行った。

- ・ **円滑な免税手続きの推進**：2018年7月に外務省から免税口上書導入に係る外務公電が発出されたことを受け、免税口上書締結の基礎情報となる免税情報シートの作成が延べ50か国で行われた。作成された免税情報シートを外務省・大使館と共有する等、免税口上書締結に係る協議の側面支援を行い、2020年度末までに13か国で免税口上書が締結された。
- ・ **戦略・計画的案件形成の推進**：近年の無償資金協力事業を取り巻く状況や制度改善等を踏まえつつ、戦略的・効果的な案件形成・実施に向けた実務者への情報提供・意見交換を目的とした資金協力実務者会議をオンライン開催した。また、年3回の定期積み上げ管理・更新の機会を設け、地域別の計画的積み上げ管理を促進した。

## (2) 事業から得られた知見や教訓の活用状況

- ・ **ナレッジマネジメントネットワーク(KMN)の活動継続と強化**：各KMNによる事例共有・意見交換のための連絡会を計11回開催した。SDGsの達成に向けた効果的な支援を実現するデジタル技術の活用は、セクター横断的な事業実施上の課題として、コロナ禍におけるその効果的な活用も期待されることから、2020年度はDXをKMN連絡会のテーマとした。各KMNがDX関連の個別事例や各部署における取組と課題を共有し意見交換することで、機構内に蓄積されつつあるDX関連の経験・知見を幅広い部署の間で共有した。また、KMN連絡会を通して共有されたDX関連の知見や教訓を取りまとめ機構内に広く共有し、DXへの関心喚起と事業への更なる活用を図った。
- ・ **ナレッジポータルによるナレッジ共有・活用の促進**：各KMNが保有する分野課題に関するナレッジの蓄積・発信のためのプラットフォームとして開設したナレッジポータルの活用促進に向けて、掲載・活用状況を毎週モニタリングし定期的に更新・利用促進を図った。
- ・ **GDI(Global Delivery Initiative)**：機構事業の事例や教訓を国際社会に共有し、相互学習の機会を促進するため、機構は緒方研究所の「プロジェクト・ヒストリーシリーズ」のボスニア・ヘルツェゴビナ民族融和の事例をGDIプラットフォームにブログ形式で投稿した。25年前に虐殺を経験したスレブレニツァで、農業支援を通じて民族融和に貢献した機構の経験を(海外拠点を含む)機構内関係者のみならず、国際社会に発信した。

## (3) 事業上の課題及び対応方針

- ・ クラスタ事業戦略では、事業の大目的を立てて外部と共有し、機構の資源のみによる事業実施を超えて、国内外の様々な機関や個人の開発協力事業への参加を促進するプラットフォーム構築を進めることとしている。現在、これら外部資源との協働を具体的に進める新しい事業マネジメントの在り方を外部有識者からの助言も得つつ検討中である。これまでの機構の事業の在り方を見直す難易度の高い取組であるが、今後、ガイドラインの策定、プラットフォームでの取組を通じた開発協力事業の効果・効率性の向上を推進する。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

引き続き、我が国の持つ強みや機構が有する開発協力に関する経験、専門的知見や教訓を蓄積・活用するための方針作成や事業展開、制度の改善に係る取組を実施するとともに、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」にある機構職員のSDGsへの理解・意識の更なる向上や円借款の迅速性確保に向けた取組、海外投融資に係るクレジットポリシー等の方針策定や体制整備等に取り組むことを期待する。また、有識者意見にあるように、ODA以外の資金活用について取組を強化するとともに、クラスター・サブクラスターがスキーム横断的な取組となるよう留意ありたい。

### (2) 対応：

日本が持つ強みや機構が有する経験・知見を活用した効果的な事業を実施するために、人間の安全保障の実現に向けた機構の取組強化、新規事業アイデアの募集・実施、JCAP等の策定・改定、クラスターやDX事業の推進、JBIC先議の見直し、KMN執務要領の改訂等を実施した。

また、機構職員のSDGsへの理解・意識の更なる向上に向けて機構職員向けの内部研修コンテンツをウェブラーニングで随時受講できるように改編した。

さらに、インドネシア「パティンバン港開発事業」におけるターミナルの部分開業等、円借款の迅速性確保に向けた取組を行ったほか、海外投融資に係る体制整備等に取り組んだ。

加えて、民間企業からの受託、JICA基金の活用、JICA債の発行等を通じて、ODA以外の資金活用について取組を強化するとともに、関係部署間によるクラスター事業戦略に沿い、援助手法間での連携や協力プログラムの戦略性を意識して事業計画作業用ペーパー検討会議を実施することにより、課題ごとの戦略を地域・国ごとの事業計画に落とし込み、スキーム横断的な計画立案を促進した。

No.14	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
参加・発信した国際会議の数	330 件 <sup>172</sup> (2017-2021)	66 件	79 件	80 件	116 件	98 件	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (2)、中期計画：5. (2)
<p>年度計画</p> <p>7. (2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見及び経験等を発信する。特に、人間の安全保障、SDGs 達成のための規範・ルール作り、及び主要国際会議における議論に貢献する。</li> </ul> <p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要課題（Human Capital 及び UHC、質の高いインフラ投資、自由で開かれたインド太平洋等）に係る事業での協力等の戦略的実施や理念の普及を促進するため、国際機関及び他ドナー等との本部レベルでの協議等を推進する。</li> <li>国際的な開発協力の枠組をより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、新しいパートナーを含めた枠組・規範作りを議論する各種機会に積極的に参加・貢献する。また、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。</li> </ul>
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発協力の規範・潮流に係る国際的な議論への貢献状況</li> <li>対外発信や事業の戦略的推進に係る国際機関・他ドナー等（新興ドナー含む）との連携状況</li> </ul>

## 3. 年度評価に係る自己評価

<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果をあげていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>
--

<sup>172</sup> 2016 年度の年度目標値と同水準として設定する。2016 年度目標値 66 件

具体的には、①第75回国連総会における首相演説やコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議等を通じた新型コロナに対する機構の協力方針の発信、②開発銀行サミット初開催への貢献、③DAC統計作業部会における債務救済のODA計上決定に関する貢献、④国際機関と連携した新型コロナ対策の実施、及び過去最高額の協調融資の実現、⑤「JICA世界保健医療イニシアティブ」の発信等、特筆すべき成果を上げた。

#### ア 国際的な議論への参画と発信

- ◎ **新型コロナ対策に関する各種国際会議【①②】**：第75回国連総会における首相演説にて、機構が提案した取組が国際社会に表明。また、国連ハイレベル政治フォーラムのサイドイベントや、天皇皇后両陛下もご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議等を通じ、新型コロナに対する機構の協力方針・事例をハイレベルに対して発信。
- ◎ **初の開発銀行サミット（Finance in Common サミット）開催への貢献【①②】**：機構が運営委員会メンバーを務める国際開発金融クラブ（IDFC：International Development Finance Club）が史上初の開発銀行サミットを共催し、全世界の約450機関が参加。同サミットを通じUHCへの取組等における開発金融機関の役割を準備段階から訴えた結果、共同宣言に保健、質の高いインフラ投資を含むアジアの実情を踏まえた取組が記載。
- ◎ **OECD-DAC対日開発協力ピア・レビューによる機構の取組高評価【③④】**：OECD-DACピア・レビューで、機構の平和構築、SDGs推進、防災等の取組が高く評価。
- ◎ **DAC統計作業部会における債務救済に関する議論への貢献【①】**：機構職員がDAC統計作業部会の副議長として、パリクラブを巻き込みつつ、債務救済の計上方法に係る技術的な議論に貢献。その結果、DAC本会合にて、債務救済を適切にODA計上するという日本政府の方針が反映される形で承認。
- 「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」の成果や機構の取組を、各種セミナーを通じ広く発信。
- 「気候変動×防災」国際シンポジウム、開発シンクタンク主催によるオンラインセミナー等を通じ、機構の方針や取組について発信。

#### イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

- ◎ **国際機関と連携した新型コロナ対策の実施、過去最高額の協調融資の実現【①②】**：機構理事長が「ポストコロナの世界における国際協力」に関する研究及び発信を主導。同研究も踏まえ、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を形成・推進し、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、国連等の理解・賛同を得た。新型コロナ対策のため、世界銀行やADBなど国際機関との協調融資を実施（2020年度の協調融資実績は、合計17件、約4,673億円で2007年度のデータ集計以来最高額）。
- ◎ **機構役員主導による世界銀行とのハイレベル協議実施【①②】**：機構役員が主導し、6地域・4課題のハイレベル協議を実施し、各地域・課題における連携具体策に合意。特に、ウズベキスタン向け新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款における協調融資の実現等、保健医療分野を中心に新型コロナ対策についての事業連携が推進。
- 人間の安全保障、Human Capital及びUHC、自由で開かれたインド太平洋、質の高いインフラ投資、人道と開発と平和のネクサス、スポーツと開発に関する機構の方針や取組を発信し、各議論に貢献。
- ADB、国連開発計画（UNDP）、赤十字国際委員会（ICRC：International Committee of the Red Cross）、フランス開発庁（AFD）等ドナーと定期協議を開催し、今後の協力や連携に関し議論。
- IDFCを通じた開発金融機関との連携を推進したほか、新興国の国際協力機関との連携や情報共有とともに同機関の能力強化にも貢献。

## 4. 業務実績

### No.14-1 国際的な議論への参加と発信

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
日本政府への情報提供等を通じて機構が貢献した国際会議の数	19件 <sup>173</sup>	20件	19件	16件	17件	件

#### (1) 主要国際会議の議論への参画

国際的な援助潮流の形成に参画するため、国際会議等に参加し、日本政府の考え方を踏まえて機構の知見及び経験等を積極的に発信した。特に、以下の取組を通じて、各種議論に貢献した。

- **新型コロナ対策に関する各種国際会議**：第75回国連総会における首相演説の検討に対し、機構から人間の安全保障の理念に立脚し、UHCの達成に向け、病院建設を含む治療体制、研究・警戒体制、予防の強化への取組の重要性を提案し、その旨が同演説を通じ国際社会に表明された。また、国連ハイレベル政治フォーラムにおいて、日本政府が南アフリカ及びジョージアと共に主催した母子や若者の健康に関するサイドイベントのオープニングでは、南アフリカ大統領に続き、機構理事長が冒頭スピーチを行い、人間の安全保障の実現の重要性を強調し、機構の協力事例を紹介した。さらに、天皇皇后両陛下もご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議において、水と災害ハイレベルパネル議長（韓国元首相）ほか、スロベニア共和国元大統領、ADB総裁、OECD事務総長らが登壇し、40か国から約300人が参加するなか、機構理事長がハイレベルパネルディスカッションに登壇した。同ディスカッションでは、「水とコロナ」、「水と防災」の二つの課題に関して、手洗い活動等マダガスカルやエジプトでの機構事業の成果について発信し、感染症予防と人材育成を重視し人々の命を守ること、国内外のパートナーと共に、Build Back Betterの考え方にに基づき、あらゆる脅威に対して誰一人取り残さない強じんな国・社会づくりを目指すといった、機構の協力方針について発表した。
- **初の開発銀行サミット（Finance in Common サミット）開催への貢献**：機構が運営委員メンバーを務めるIDFCが史上初の開発銀行サミットを共催し、全世界の約450の開発銀行が一堂に会した。機構はサミット実行委員会メンバーも務め、コロナ禍からの復興における景気循環対応のための融資にとどまらない保健医療システム強化やUHCへの取組等における開発銀行の役割をサミットの内容検討を行う準備段階から訴えるとともに、アジア各国の新興ドナーや開発金融機関にも機構から情報共有や参加意欲を行った。これを踏まえ、保健分野、質の高いインフラ投資を含む、アジアの実情を踏まえた取組が共同宣言に記載された。さらに、機構理事長が「スポーツと開発」（後述）及び「脆弱状況での人間の安全保障」イベントにオンラインで登壇した。湾岸国際銀行、ICRC等新興国の開発金融機関を含む多様な関係者とイベントの事前準備から機構の特徴ある活動を紹介し、新規性の高い領域における開発銀行の役割と可能性を拓く議論に貢献した。
- **OECD-DAC対日開発協力ピア・レビューによる機構の取組高評価**：2019年度から行われていた対日開発協力相互レビューにおいて、外務省と協力しつつ、機構の事業・組織の改善取組や事業の効果等について発信した。2020年10月に同対日相互レビューの報告書が発表され、G7・G20等の外交と連動した取組、平和構築、SDGs推進、南南・三角協力、防災等の取組が高く評価された。また、11月のDAC相互レビュー審査会合では、日本の特徴的な協力である「地域総合開発・回廊

<sup>173</sup> 2015年度実績

開発」をテーマに、機構職員が東南アジア及び西アフリカにおける現場での機構の活動を具体的に説明して意見交換を行う等、相互レビュー本来の目的である相互学習の機会を活性化した。

- ・ 「気候変動×防災」国際シンポジウム：気候変動対策（パリ協定）、防災（仙台防災枠組）及びSDGsのシナジー強化をテーマに、国連事務総長特別代表（防災）、小泉環境大臣らが参加する国際シンポジウムが開催された。同シンポジウムに機構役員等が登壇し、気候変動下での「仙台防災枠組」の有効性、人間の安全保障の理念に基づいた災害リスクの高い地域・人々への事前防災投資や災害発生の際により強じんな国家や社会を造ることで次の災害のリスクや被害を軽減するBuild Back Betterを推進することなどの重要性について発信した。

## (2) 開発資金の議論への貢献

- **DAC 統計作業部会における債務救済に関する議論への貢献**：ODA 統計の現代化の議論のなかで、2017年より検討されていた債務救済の計上方法について、機構職員が副議長としてパリクラブを巻き込みつつ技術的な議論の進展に貢献し、2020年7月のDAC本会合にて債務救済を適切にODA計上するという日本政府の方針が反映される形で承認された。コロナ禍にある開発途上地域の債務持続性への懸念や、国際社会による債務救済への関心の高まりを背景に、時宜を得たタイミングでの承認となった。
- ・ **ブレンディッド・ファイナンスに関する議論への貢献**：ブレンディッド・ファイナンス原則ガイダンスの策定プロセスにおいて、機構が実務経験に基づき知見を適切に共有したことによる、開発金融提供者がブレンディッドファイナンス検討に活用できる同ガイダンスがDACで承認された。

## (3) 開発シンクタンクとの共同発信

- ・ **新型コロナ対策に関するオンラインセミナーを通じた共同発信**：先述（No.8-4）の「新型コロナウィルス対策に関する比較・実践的研究」成果を踏まえて、機構上級審議役がグローバル開発センター主催セミナーへの登壇や、戦略国際問題研究所主催オンラインセミナーへの登壇を行うなど、日本の取組について積極的に知見を発信した。このほか、機構理事長はスタンフォード大学アジア太平洋研究所主催のオンラインセミナー「Japan's Foreign Policy Options in the Changing Asia-Pacific」に登壇し、機構の取組を発信した。
- ・ 機構役員が、米国ジョーンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究所主催のオンラインセミナー「SHADOWS：COVID-19、開発途上地域及び東アジアの対応」に登壇し、開発途上地域の新型コロナ拡大防止への機構のアプローチ等につき発信した。また、機構役員が、T20の一環として開催された米国ジョーンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究所主催のオンラインセミナー「COVID-19、世界及び東アジアの対応」に登壇し、菅総理が国連総会で表明した人間の安全保障の理念に基づく「誰の健康も取り残さない」目標の実現に向け、感染症予防、研究・警戒、治療の強化に向けた機構の取組等を発信した。
- ・ 機構研究所長が、ブルッキングス研究所ラウンドテーブル「The impact of COVID-19 on international debt in the developing world」に登壇し、開発途上国政府の債務問題において注目される中国に関し、最近の動向を共有した。
- ・ 機構研究所副所長が、英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）主催のウェビナーにて複数回にわたり登壇し、機構の取組や日本の経験を発信した。「COVID-19 and Japan's Coordinated Development Responses in Asia」のオンラインセミナーでは、機構の水・衛生分野での支援や同分

野の今後の開発協力の在り方について発信した。また、「Revitalizing Resilience」のオンラインセミナーでは、日本の防災の経験とそれを踏まえたパンデミックへの対応について発信した。

#### No.14-2 国際機関・他ドナー等との連携推進

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国際機関・他ドナー等との連携件数/うち、新興ドナーとの連携数	11件/4件 <sup>174</sup>	31件/9件	35件/10件	32件/8件	28件/7件	
国際機関・他ドナー等幹部と機構役員との面談数/うち、新興ドナーとの面談数	104件/8件 <sup>175</sup>	139件/21件	105件/13件	101件/9件	61件/2件	
新興ドナーとの対話促進や連携のための国際会議・ワークショップ等への参加	16件 <sup>176</sup>	22件	16件	20件	27件	

#### (1) 重要課題における連携強化

- **国際機関と連携した新型コロナ対策の実施、過去最高額の協調融資の実現**：コロナ危機が世界に与える影響を理解し、国際協力の在り方を具体的に検討するために、機構理事長が「ポストコロナの世界における国際協力」に関する研究及び発信を主導した。機構の International Advisory Board の委員のほか、内外の有識者らと対談し、その対談結果は機構ウェブサイトでも公表した。同研究での議論も踏まえ、コロナ危機への対応として、人間の安全保障を理念に掲げ、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げ、推進した。世界銀行、ADB、国連等に対し、開発途上地域で予防・警戒・治療に対応できる包括的な保健医療システムの構築の重要性を訴え、理解・賛同を得た。また、新型コロナ対策のため、世界銀行や ADB など国際機関との協調融資を実施した(2020年度の協調融資実績は、合計17件、約4,673億円で2007年度のデータ集計以来最高額)。
- ・ **人間の安全保障**：緒方貞子元機構理事長追悼記念シンポジウム「With/Post コロナ時代のグローバルな課題と人間の安全保障」を開催し、総勢1,200人以上の参加を得た。同シンポジウムには国連事務総長、国連難民高等弁務官等がビデオメッセージで参加したほか、OECD-DAC 議長がパネリストとして参加するなど、人道及び開発分野で活躍する国内外の関係機関を巻き込みつつ、「新時代の人間の安全保障」を主要テーマとして取り上げ、関係機関との共通理解を深める機会とした。機構が UNDP と共同で2020年の人間開発報告書に向けたバックグラウンドペーパーを作成し、一般向けに同報告書発表会を開催した。また、機構内及び UNDP 関係者向けに外部有識者を招いたセミナーを開催し、今後、UNDP が人間の安全保障に関する特別報告書を発刊し、機構はそれに向けて UNDP と関連の議論を継続することで合意した。
- ・ **Human Capital 及び UHC**：機構理事長は世界銀行主催の大臣級会合「Human Capital Conclave」に登壇し、新型コロナの感染拡大に対する機構の今後の取組についてスピーチを行い、各国財務大臣、世界銀行などに連携を呼びかけた。
- ・ **自由で開かれたインド太平洋**：主要援助機関との面談等で、自由で開かれたインド太平洋の考えを共有するとともに、協力について協議した。米国とはエネルギー分野や、デジタル分野の知見

<sup>174</sup> 2015年度実績

<sup>175</sup> 2015年度実績

<sup>176</sup> 2015年度実績

共有や第三国協力の連携を推進した。また、インド太平洋に関する日仏 FOIP 作業部会が両国政府間で開催された際、開発の文脈におけるフランスとの連携強化の議論に貢献した。

- ・ **質の高いインフラ投資**：「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の実践において重要なパートナーである世界銀行グループ及び ADB に対して、各機関の強みをいかす形での実践方法について提案の上、意見交換を主導し、各機関との定期協議で進捗及び今後の協力について確認した。また、全世界の約 450 の開発銀行を一堂に会した初の開発銀行サミット (Finance in common サミット) の共同宣言にも同原則の言及を提案し反映された。
- ・ **人道と開発と平和のネクサス**：紛争と脆弱国際ネットワーク (INCAF) で採択された人道・開発・平和のネクサスの提言を支持することを表明する場として、DAC-UN Roundtable “Partnerships for Peace” が開催された。機構は、同会合や局長レベル会合などに積極的に参加し、事業実施を行う開発機関ならではの具体的視点で提言や優良事例の共有を行い、人道・開発・平和の連携 (Humanitarian development peace nexus) に関する事業実践の理解促進に貢献した。また、開発銀行サミットの「脆弱状況での人間の安全保障」ハイレベルイベントに機構理事長が登壇し、脆弱国・地域の状況に言及しつつ、他機関とも協力し取り組むことを表明した。
- ・ **スポーツと開発**：開発銀行サミットの「スポーツと開発」特別イベントに機構理事長がビデオメッセージで参加し、相互理解を通じて平和と和解を促進し、人間の安全保障の実現に重要な役割を果たすとして、「スポーツと開発」に各機関が連携して取り組む重要性を指摘した。また、AFD との年次協議 (リトリート) においても「スポーツと開発」に関する今後の取組について議論し、東京・パリのオリンピック・パラリンピックを念頭に置きつつ連携強化を確認した。

## (2) 国際機関や伝統的ドナーとの連携の推進

- **機構役員主導による世界銀行とのハイレベル協議実施**：機構役員が主導して 6 地域及び 4 課題 (新型コロナ対策、Human Capital、民間セクター金融、質の高いインフラ投資) の協議を実施した。これらの協議結果は、機構理事長と世界銀行総裁によるバイ面談で連携の現状と今後の方向性が確認された。機構は新型コロナ対策について「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を紹介して各国での世界銀行との連携を協議するなど議論を主導し、各地域・課題における今後の世界銀行との連携の具体策 (7 か国を新型コロナ対策における重点連携国とすること、同イニシアティブの下、予防、警戒、治療の強化に向け連携を強化すること等) に合意し、ウズベキスタン向け新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款等において協調融資を実現するなど、保健医療分野を中心に新型コロナ対策についての事業連携が推進された。加えて、IMF 世銀年次総会では、機構理事が南アジア関連セッションに登壇し機構の取組を発信するとともに、関係ドナーとの連携を強化した。
- ・ **ADB**：機構理事長と ADB 総裁がオンラインで面談し、コロナ禍における連携の重要性を確認するとともに、両機関で締結済みの覚書に基づき、特に、保健分野での協力や、海外投融資を通じた質の高いインフラ投資の推進について、積極的な連携を継続していくことを確認した。また、ハイレベルリトリートを開催し、保健及び質の高いインフラ投資についての協力の具体策を確認した。
- ・ **UNDP**：機構役員と UNDP 局長が参加する定期協議をオンラインで実施した。地域別の協力について議論したほか、ハイレベル面談では新型コロナ対策、人間の安全保障、アフリカ (TICAD 含む)、人道・開発・平和のネクサスを議論し、今後の事業・国際的な発信における連携の方向性



を確認した。

- ・ **赤十字国際委員会 (ICRC : International Committee of the Red Cross)** : 機構理事長と ICRC 総裁がオンラインで面談し、コロナ禍における国際協力の重要性を確認するとともに、両機関での具体的な連携について意見交換することに合意した。また、人道と開発のネクサスでの連携や、同連携に当たっての民間セクターを含むほかのアクターの資金動員の可能性に係る調査について意見交換を継続した。
- ・ **その他伝統的ドナーとの定期協議** : 機構理事長が AFD 総裁とオンラインで会談し、協力覚書も踏まえ、両機関の連携を積極的に推進することを確認した。また、AFD とのリトリートを開催し、自由で開かれたインド太平洋の実現やアフリカでの開発協力に向けて更なる連携強化を確認した。加えて、機構理事長がイスラム開発銀行総裁とオンラインで会談し、コロナ危機への対応に向けた連携について意見交換を行い、事務レベルでも具体的な連携に係る検討を進めた。

### (3) 新興ドナー等との連携の推進

- ・ **IDFC を通じた開発金融機関との連携推進** : 機構は IDFC 運営委員会メンバーとして、参加機関間での気候資金に偏りがちな議論に対して、SDGs 全体の達成のための開発金融機関の役割について有益な議論が行われるよう取り組んだ。同議論を通じ、今後公的金融機関による SDGs への貢献可能性に関する調査を実施するなど、SDGs 達成のために必要な資金に各国の開発銀行の資金・知見を動員・活用していくよう方向付けた。さらに、IDFC でも難民・避難民支援に関与を啓発すべく、新興国所在の開発金融機関（トルコ、ラテンアメリカ開発銀行等）を含む加盟機関による難民・避難民支援の事例を、機構が主導してワーキング・ペーパーを取りまとめて発表し、新興国をはじめとした開発銀行にとって新たな可能性を拓く分野の理解を促進した。
- ・ **国際獣疫事務局 (OIE : Office International des Epizooties)** : 人・動物の健康改善に向けた協力関係を築くための協力趣意書に基づき、ザンビアなどを中心に、人と動物双方に感染する人獣共通感染症対策等に係る協力を展開すべく、第 2 回 OIE-JICA 定例会や「アフリカ地域人獣共通感染症等の感染症対策に関する情報収集・確認調査」を通じて、関連する活動の進捗状況や今後の連携に関する意見交換を実施した。
- ・ **中国輸出入銀行－韓国 EDCF (Economic Development Cooperation Fund)－タイ NEDA (Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency)－JICA 合同会合 (アジアドナー 4 者協議)** : コロナ危機によりタイ NEDA 主催の定期会合が延期されたため、機構が主導してオンラインでの非公式会合を開催した。会合では、コロナ禍における各機関の事業実施状況等に関する情報共有に加え、アジア域内の開発金融機関のネットワーク強化のため、IDFC メンバーであるインドネシアの開発銀行 PT SMI (PT Sarana Multi Infrastruktur) を招き、ネットワーク拡大について意見交換した。
- ・ **南南・三角協力関連国際会議を通じた新興ドナーとの連携推進** : 国連南南協力事務所、イスラム開発銀行と共催で、局長級フォーラムをオンラインで開催した。同フォーラムでは、コロナ禍における南南・三角協力実施の課題や機会、SDGs 達成に資する優良事例の共有を行い、効果的な南南・三角協力についての共通理解の形成を促進した。また、機構研究所が、政策研究大学院大学 (GRIPS)、南洋工科大学ラジャナトナム国際関係学院 (RSIS) 及びインドネシア戦略問題研究所 (CSIS) と共催する現代東南アジア政策研究ネットワーク (PRN-SEA) との活動の一環として、オンラインセミナー「変わりゆく東南アジアにおける開発援助-ドナーとしてのタイ、インドネ

シア、ベトナム」を開催し、東南アジア地域における開発援助の動向と将来に関して議論した。

- ・ **新興国における国際協力実施機関への能力強化**：国連南南協力事務所、ブラジル国際協力庁と共に、オンラインワークショップを共催し、16か国の国際協力実施機関が参加し、南南・三角協力実施に係る能力強化及びネットワークの強化を行った。

#### (4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 新型コロナの影響を受け、2020年度前半に予定されていた国際会議は軒並み延期又は中止となったが、徐々にオンラインでの国際会議開催が常態化し、2020年度後半にはほぼ例年並みの日程での国際会議や協議をオンラインで実施した。更なる国際的な議論への貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進に向け、今後もオンラインツールを駆使した協議と発信も重要だが、新型コロナの感染状況によっては、オンラインと対面のハイブリッド方式の会合の開催等も想定される場所、今後の状況を踏まえ、最適な方法を模索していく。
- ・ 国際的な影響力・アジェンダ設定のためには、他ドナーや国際機関等との連携・共創が必要である。このためには、機構の各部署・拠点それぞれが、国際的なパートナーシップの促進を基幹業務としてより一層取り組むことが重要である。引き続き他ドナーや国際機関との連携に関する優良事例等について機構内で情報共有を行い、対応を促進する。

### 5. 指摘事項への対応

#### (1) 指摘事項：

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、機構の創意工夫をいかした主要国際会議への参加及び発信や、開発資金に関する議論への参画を通じた国際援助潮流の形成に取り組むとともに、南南・三角協力も含む新興ドナーとの連携や、国際機関、伝統的ドナーとの連携による開発効果の最大化に取り組むことを期待する。国際機関については、各種の対話や協議に加え、事業レベルでの連携が更に進展するよう、関係省庁とも意思疎通を密にしつつ取り組むことを期待する。

#### (2) 対応：

新型コロナの影響を踏まえ、国際会議をオンラインで主催、または参加・発信するなど、柔軟に対応した。また、国際的な議論の中心課題がコロナ危機対応となるなか、機構は、有識者との意見交換や比較・実践的研究を実施した上で、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を新たに立ち上げたほか、DAC 統計作業部会における債務救済の ODA 計上方法の承認や、DAC におけるブレンディッド・ファイナンス原則ガイダンスの承認など、国際援助潮流の形成に貢献した。

さらに、世界銀行とのハイレベル対話をはじめ、各ドナー・国際機関との対話を積極的に行い、関係省庁とも意思疎通を密にしながら、新型コロナ対策を中心とした事業レベルでの更なる連携に向けた議論を推進した。新興ドナーとの連携については、特に、開発金融機関との関係を発展させるべく、IDFC と連携の上、開発銀行サミットでの議論を主導したほか、コロナ禍においてもオンラインで南南・三角協力の実施機関やアジア諸国のドナーとの関係の維持・強化に努めた。

No.15	開発協力の適正性の確保
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
機構が実施するプロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率	40%以上 <sup>177</sup> (中期目標期間実績平均)	40%	55%	81%	41%	72%	

\* 基準値は前中期目標期間実績平均。

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (3)、中期計画：5. (3)
<p>年度計画</p> <p>5. (3) 開発協力の適正性の確保</p> <p>ア 環境社会配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とこれまでの定期的な監理結果を踏まえたモニタリング結果の確認を確実に行う。また、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外の関係者の研修機会を拡充する。</li> <li>特に、レビュー調査最終報告書及びそのパブリックコメントを通じて得られた環境社会配慮ガイドラインの運用状況や、世界銀行のセーフガード政策の改定結果、環境社会配慮助言委員会からの助言等を踏まえた包括的な検討に基づき、同ガイドライン改定にかかる方針及び改定の必要があればその改定案を環境社会配慮諮問委員会に諮り、透明性と説明責任に配慮したプロセスにより改定検討を進める。</li> </ul> <p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、ジェンダー主流化重点案件の取組強化、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修に取り組む。</li> <li>特に、「女性の活躍推進のための開発戦略」に資する女性にやさしいインフラの整備、STEM(科学・技術・工学・数学)分野を含む女子教育の推進・強化、「国連決議1325号国別行動計画」に貢献する平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進及び「G7 2X チャレンジ」(女性のためのファイナンス)等を含む女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援を重点領域とする。また、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を踏まえ、インフラ事業へのジェンダー視点の反映を強化する。さらに、TICAD7の成果への貢献策として、アフリカの女性のエンパワーメントに資する事業の形成(ジェンダーに基づく暴力の予防・対応の強化を含む)に取り組む。</li> </ul>

<sup>177</sup> 2013-2014年の先進国の援助機関の実績平均32%から約20%高い水準として設定する。前中期目標期間(2012-2015)実績平均22%。

#### ウ 不正腐敗防止

- ・ 不正腐敗情報相談窓口の適切な運用等を通じて、不正行為に関する情報を収集し、得られた情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動を実施する。
- ・ 海外投融資事業を対象として、事業実施者によるマネーロンダリングや反社会的勢力への関与等の非合法活動の有無を確認する背景調査の制度を整備し、適切に実施するとともに、実施上の課題を適切にモニタリングする。

#### 主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）

- ・ 国際水準に基づく環境社会配慮ガイドラインの運用状況
- ・ 環境社会配慮に関する理解の促進に係る取組状況
- ・ 我が国政府の男女共同参画に係る政策への貢献を含む、ジェンダー主流化推進に係る取組状況
- ・ 不正腐敗を防止するための先方政府や関係者への啓発に係る実施状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

#### < 評定と根拠 >

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果をあげていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①国際機関の水準に合わせた環境社会配慮ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）改定の検討、②新型コロナウイルス感染拡大によるジェンダーの課題への対応等、特筆すべき成果をあげた。また、今中期目標期間の定量指標である機構が実施するプロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率（40%以上）に対し、2020年度は72%と大幅に上回る成果をあげた。窓口を通じた不正腐敗情報の受付と適切な対応、海外投融資における投融資先の背景調査等を着実に実施した。

#### ア 環境社会配慮

◎ **国際機関の水準に合わせた環境社会配慮ガイドライン改定の検討【③】**：世界銀行等の国際機関の水準や国際的な動向を踏まえた内容にするべく、NGO、有識者等と協働でガイドラインの改定の検討を実施。具体的には、2019年度に引き続きガイドライン改定の包括的検討のための助言委員会ワーキンググループを2回開催し、67個の助言を得た。さらに、日本政府、NGOや企業、有識者等により構成されるガイドライン改定に係る諮問委員会を7回開催し、それら助言に基づいてガイドラインの理念及び気候変動、情報公開、国際基準、環境社会影響評価、人権、労働、ジェンダー、生物多様性等複数の観点から改定に係る議論を実施。議論では資料や議事録を公開し、透明性を確保しつつ実施。なお、改定の検討は引き続き2021年度にも継続される。

○ 全291案件のカテゴリ分類等、ガイドラインを適切に運用。環境社会配慮助言委員会を改選するとともに、全体会合を11回、ワーキンググループ会合を14回開催し、計14案件に対して助言を得て、緩和策の策定や事業の実施等に活用。

○ 機構内外の関係者843人に対して環境社会配慮に関する説明・研修（コアスキル研修、課題別研修、コンサルタント向け研修等）をオンライン中心に実施し、環境社会配慮に対する理解を促進。研修機会拡充に向け、最新事例等を踏まえたテーマ別研修と監理段階の留意事項をまとめた研修資料を改定しオンライン研修（WBT）を継続。

## イ ジェンダー主流化

- ◎ **新型コロナウイルス感染拡大によるジェンダーの課題への対応【③】**：ガイダンスノート「ジェンダーの視点に立った COVID-19 対策の推進」を策定。機構のあらゆる事業において、新型コロナウイルスの拡大に起因する女性・女兒への負の影響を緩和しジェンダー平等と女性のエンパワメントをより積極的に展開。
- ◎ **海外拠点によるジェンダー課題への対応【③】**：海外拠点でも、国営放送を通じたドメスティック・バイオレンス (DV) 防止の啓発ムービーの放映や DV 被害者向けのシェルター運営支援等の実施 (ブータン)、ジェンダーに基づく暴力 (SGBV : Sexual and Gender Based Violence) に対応する帰国研修員による電話相談のホットライン開設 (パレスチナ) を支援。10 か国を対象に情報収集・確認調査のパイロット活動を通じ、女性医療従事者への支援 (インド)、難民女性を対象とした SGBV 予防の啓発・生計向上 (ヨルダン)、起業希望の女性を対象としたデジタル技術を活用したビジネス起業支援や金融教育 (ボリビア) 等を実施。
- 「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」を踏まえ、インフラ事業におけるジェンダー主流化を推進 (バングラデシュの都市交通事業)。
- 新型コロナウイルスの影響を踏まえつつ、女子教育の推進・強化、防災・平和構築分野等における女性のリーダーシップ推進、女性の金融包摂及び経済的エンパワメントへの取組を実施。
- ジェンダー主流化に向けた機構内部・外部人材向け研修を実施。また、ジェンダー主流化の取組方針を理事会で共有。

## ウ 不正腐敗防止

- 不正腐敗情報相談窓口や外部通報窓口等を通じ不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士等外部有識者の参加を得て適切に調査・対応を実施。
- 不正腐敗防止に係る在外赴任前研修、コンプライアンス・セミナー等を通じ、相手国政府、関係者や機構職員の不正腐敗リスクに係る意識・取組を強化。
- 海外投融資における投融資先の背景調査を適切に実施。また、実施過程における制度の教訓・課題を抽出し、制度改善に向けた整理を実施。

## 4. 業務実績

### No.15-1 環境社会配慮

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ガイドラインに基づく環境レビュー結果の公開数	79 件 <sup>178</sup>	51 件	39 件	45 件	27 件	件
機構内部関係者、コンサルタント及び開発途上国実施機関職員等に対する研修・セミナーの参加人数	756 人 <sup>179</sup>	1,118 人	789 人	385 人	442 人	人

### (1) 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

#### ① 環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認

- ・ **カテゴリ分類結果に応じた審査・監理**：相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけるため、ガイドラインに則って支援要請等がなされた全 291 案件に対して、環境社会面に与え

<sup>178</sup> 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

<sup>179</sup> 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

ると予想される影響の大きさ等に応じてカテゴリ分類（A：9件、B：44件、C：231件、FI：7件）し、案件検討から審査、実施の各段階で環境社会面に与える影響に対する配慮状況を確認した。また、「円借款の迅速化」に留意するとともに、「質の高いインフラ投資の推進」に関連する難易度が高い大規模な案件についても、ガイドラインに則り環境・社会面での影響への対応を適切に実施した。

- ・ **環境社会配慮助言委員会**：主にカテゴリ A 案件について全体会合を 11 回、個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を 14 回開催し、計 14 案件に対して環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。いずれの助言も適切な環境社会配慮の実施等に反映されており、全ての会合議題の公開、全体会合の逐語議事録の機構ウェブサイト上での公表等、透明性の高い運営を継続した。
- ・ **事業実施段階での監理強化**：定期的に在外拠点を通じて、相手国政府の環境社会配慮の実施状況を継続的に確認した。また、アジア諸国等を対象とした案件監理調査を通じて、相手国の実施機関が行う実施段階での環境社会配慮状況を確認し、実施機関に対してモニタリング結果に基づく改善対応を求める等の環境社会配慮監理を強化した。
- **国際機関の水準に合わせた環境社会配慮ガイドライン改定の検討**：世界銀行等の国際機関の水準や国際的な動向を踏まえた内容にするべく、NGO、有識者等を巻き込みつつガイドラインの改定の検討を実施した。具体的には、2019 年度に引き続きガイドライン改定の包括的検討のための助言委員会ワーキンググループを 2 回開催し、67 個の助言を得た。さらに、日本政府、NGO や企業、有識者等により構成される環境社会配慮ガイドライン改定に係る諮問委員会を 7 回開催し、それら助言に基づいてガイドラインの理念及び気候変動、情報公開、国際基準、環境社会影響評価、人権、労働、ジェンダー、生物多様性等複数の観点から改定に係る議論を実施した。議論では資料や議事録を公開し、透明性を確保しながら行われた。なお、改定の検討は引き続き 2021 年度にも継続される。

## (2) 環境社会配慮に関する理解の促進

### ① 研修機会の拡充

- ・ 機構内外の関係者計 843 人に対して、コロナ禍を踏まえてリモート等を取り入れつつ環境社会配慮に関する説明・研修を行い、環境社会配慮に対する理解を促進した。内訳は以下のとおり。
  - コアスキル研修等による機構内部向け説明：269 人（2019 年度 237 人）
  - 協力相手国実施機関等向け説明：18 人（同 63 人）
  - コンサルタント向け研修：155 人（同 85 人）
  - 大学等教育機関向け研修：85 人（同 110 人）
  - その他研修：316 人（同 120 人）
- ・ 研修機会を更に充実するため、最近の事例等を踏まえて、研修の資料をアップデートしつつ、機構内関係者を対象としたオンライン研修（WBT）による研修を継続した（2020 年度受講者 112 人）。
- ・ 課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」に関しては、新型コロナウイルスの影響を受け研修員の来日が中止となったため、2020 年度の実施は見送られた。

### (3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 引き続き、ガイドラインの理解の促進及びガイドラインの適切な運用を図るとともに、十分な議

論や情報の公開、議事録の公開などによる透明性と説明責任に配慮したプロセスによるガイドラインの改定に取り組む。

- ・ 上記において、国際的な潮流や日本政府・相手国政府の要望に対応するなかで、適切な環境社会配慮を行うための相手国政府への支援及び確認のための効率的なプロセス、実施段階における効果的な監理の在り方について検討する。

#### No.15-2 ジェンダー主流化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
女性行政官等の育成 人数	1,666 人 <sup>180</sup>	4,323 人	3,089 人	3,184 人	1,282 人	人

### (1) 女性の活躍推進に係る開発戦略への貢献、女性の活躍促進に資する事業の形成

#### ① 新型コロナウイルス感染拡大によるジェンダーの課題への対応

- **新型コロナ感染拡大によるジェンダーの課題への対応**：コロナ禍において女性・女兒がさらされるリスクが増大し、ジェンダーに基づく格差が助長されることが懸念されるなかで、機構はガイダンスノート「ジェンダーの視点に立った COVID-19 対策の推進」<sup>181</sup> を策定し、日本語版を 2020 年 6 月に、英語版を 7 月に機構内外に公開した。また、機構のあらゆる事業の実施において、新型コロナの拡大に起因する女性・女兒への負の影響を緩和し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントをより積極的に進めていくよう、機構内外での同ガイダンスノートの活用を促進した。
- **海外拠点によるジェンダー課題への対応**：さらに、海外拠点でも、国営放送を通じたドメスティック・バイオレンス（DV）防止の啓発ムービーの放映や DV 被害者向けのシェルター運営支援等の実施（ブータン）、ジェンダーに基づく暴力（SGBV：Sexual and Gender Based Violence）に対応する帰国研修員による電話相談のホットライン開設（パレスチナ）を支援した。加えて 10 か国を対象に「新型コロナウイルス感染拡大下における女性・女兒への影響及び対応にかかる情報収集・確認調査」を実施し、海外拠点とともに関連するパイロット活動として、女性医療従事者への支援（インド）、難民女性を対象とした SGBV 予防の啓発・生計向上（ヨルダン）、起業希望の女性を対象としたデジタル技術を活用したビジネス起業支援や金融教育（ボリビア）といった取組を進めた。

#### ② 女性の健康や生活にやさしい環境（インフラ）の整備

- ・ 2019 年 6 月の G20 大阪サミットで採択された「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」を踏まえ、機構でもインフラ事業におけるジェンダー主流化を引き続き推進した。バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業（1 号線）」（円借款）では、2020 年にジェンダーアクションプランを通じて、女性利用者の利便性・安全性を担保する方策（女性専用車両・優先席、非常通報ボタン、オムツ替え・授乳スペース等の設置、実施機関や交通警察に対するジェンダー研修）、運営事業者における女性の雇用・活躍の促進（平等な雇用・労働・研修制度等の整備、産前産後・育児休業の付与、

<sup>180</sup> 伊勢志摩サミットにおける公約値（2016-2018 の 3 年間で約 5,000 人）

<sup>181</sup> 新型コロナウイルスの感染拡大の危機下における女性や少女へ影響が広がるなか、開発協力においてジェンダー視点に立った取組をより一層強化し、女性や少女を取り残さない支援をすすめていくことが重要であるという観点から、新型コロナの拡大が女性や少女に対して与える影響や、ジェンダー視点に立った開発協力を実施するための必要なアクションについて、ガイダンスノートを作成。新型コロナ対策に向けた JICA 事業の立案や実施への活用を促進するもの。

女性用設備の整備)を実施していく方針を策定した。また、公共交通分野におけるジェンダー主流化につき、執務参考資料、研修資料などの案件形成に活用するツールを整備するとともに、機構内関係者向けに公共交通分野におけるジェンダー主流化セミナーを実施し、同ツールの活用を促進した。

### ③ 女子教育の推進、強化

- 2019年のG7サミットにおいて、「ジェンダー平等および女性のエンパワメントに関する宣言」が採択され、女性・女児の質の高い教育へのアクセスを促進する重要性が謳われたことを踏まえて、機構では新型コロナの影響も踏まえた女子教育の推進に取り組んだ。具体的には、以下のとおり。
- **ニジェル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクトフェーズ2」**(技術協力プロジェクト)では、初等・中等教育において女子児童・生徒の中途退学率が高い現状を改善させるために、2020年6月に全国5州で初等・中等合同の教育フォーラムを開催した。本フォーラム実施により、女子の就学継続の重要性が共有され、ニジェル全国の中学校1年から2年の女子生徒進学率が12%増加し、中学校の退学率が18%減少した。パキスタン「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2」(技術協力プロジェクト)(2015.9～2020.3)で支援した識字教室では、通学する女性約60人に対してマスク製作のトレーニングが実施され、識字教育を受ける女性たちの社会・経済的エンパワメントを支援した。
- 加えて、セネガル「日本職業訓練センター組織能力改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、マレーシア「全人教育推進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、女子学生の教育アクセスの向上や安全性の確保のために、共用トイレしかない、あるいはトイレが不衛生・故障している教育施設に、女性用のトイレやシャワーを設置・修繕を進めた。パプアニューギニア「初等理科教員養成校強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、教員養成に焦点を当て、理科の成績の男女格差に関する課題分析と取組を開始した(2021年2月～2022年3月)。並行して、コロナ禍で女子学生が特に脆弱な立場におかれているという問題意識より、コロナ禍における女子教育の協力アプローチの検討や啓発教材・セミナー実施等に取り組むことを目的に、「ポストコロナにおける教育協力検討のための基礎情報収集・確認調査」を開始した。

### ④ 防災・平和構築分野等における女性のリーダーシップ推進及び女性の経済的エンパワメント

- **防災分野に係る取組**：日本政府の「仙台防災イニシアティブ」や「女性活躍推進のための開発戦略」に掲げられた防災分野における女性のリーダーシップ推進のため、「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」(課題別研修)を実施した(7人参加。2016年から累計で57人参加)。2019年度より開始されたネパール「参加型地方復興プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、復旧・復興から取り残されがちな人々を主な対象とし、女性や多様性の視点を復旧・復興に反映させるため住民参加型の計画策定等を行った。
- **平和構築分野に係る取組**：紛争影響地域等におけるジェンダーに基づく暴力被害の予防、被害者保護、自立・社会復帰、加害者処罰に向けた取組や対策を進めるべく、アフリカ地域ジェンダーに基づく暴力への対応に係る情報収集・確認調査を、ルワンダ・タンザニア・ケニア・コンゴ民主共和国・マダガスカルの5か国で実施した。コロナ禍におけるジェンダーに基づく暴力の増大に対応し、効果的な支援の在り方やアプローチを検討するためのパイロット活動をNGO等と連携して実施している。ほかにも、アフガニスタン「性と性差に基づく暴力への取り組みのための警察組織体制強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を2020年より開始し、SGBVの課題



に対するアフガニスタン国家警察の対応能力強化を進めている。

- ・ **女性の金融包摂・経済的エンパワメントに係る取組**：パキスタン「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、新型コロナウイルス感染防止のための衛生啓発やデジタル技術を活用した手工芸品の作成・販売、美容サービス等小規模ビジネスのスキル向上を行い、コロナ禍において大きな影響を受けたインフォーマルセクターの女性の生計向上を進めた。日本とアフリカにおける女性起業家の交流を通じリーダーシップの育成を目指す「日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラム」（課題別研修）は、2021年3月～4月にかけて遠隔でのオンライン研修を開始した（2020年度5か国、10人の参加。2015年以来累計74人を受入）。

#### ⑤ 国連決議 1325 号国別行動計画の実施とモニタリングへの貢献

- ・ 日本政府が定めた「女性・平和・安全保障に関する行動計画」（2015年策定、2019年改訂）の実施状況のうち、機構による事業実施分に係るモニタリング調査を実施し、国連決議 1325 号国別行動計画に基づく取組実績として 80 件を日本政府に報告した。

#### ⑥ 国際社会に対する戦略的な情報発信

- ・ **他機関との連携した発信**：2022年に開催予定の TICAD8 に向けたイベントとして、国連開発計画（UNDP）と共催で「AFRI CONVERSE」を開催した。「より良い社会へ：女性と少女の力を活かして」と題して、アフリカ地域における女性起業家の支援や女性の経済的エンパワメントについて、機構の事例を織り交ぜながらコロナ禍を踏まえた支援の必要性につき議論した。
- ・ **国際場裡における発信**：オンラインで開催された DAC ジェンダー平等ネットワーク（Gendernet）年次会合（DAC 加盟 26 か国、国際機関、国際開発金融機関等から約 100 人が参加）にて、機構のジェンダーの視点に立った投資の推進につき発信し、他ドナー等関係者と意見交換を行った。また、日独シンポジウムにて、機構の事業ジェンダーとの取組を発信した（3月、約 100 人参加）。
- ・ **中米統合機構（SICA）への協力**：SICA 加盟国に対する「中米統合機構加盟国向けビジネスを通じた女性のエンパワメント」（課題別研修）を、2020年度はオンラインにて実施した（2020年度 3 か国、7 人の参加。2017 年以来累計 37 人を受入）。

#### ⑦ ジェンダーの視点に立った投資の推進

- ・ G7 の開発金融機関とともに立ち上げた「G7 2X チャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブに貢献する案件の形成を進めた。ジェンダー平等と女性のエンパワメントに資する海外投融資は、2019 年度の 8 件の承諾に引き続き、2020 年度は 4 件の事業を通じて女性の金融サービスへのアクセス拡大及び貧困削減に貢献した。また、2X チャレンジの 2021～2022 年の新たなフェーズにも機構として参画を決定した。
- ・ 全世界の約 450 の開発銀行を一堂に会した開発銀行サミットの成果文書の一つとして、ジェンダー平等に資する取組（ジェンダーレンズ投資など）を推進するステートメント策定にあたり、当初案では財政支援に焦点が当てられていたが、機構による技術協力などの取組も含めた投資を促進すべきというコメントも取り入れられ、より幅広い機関が参加しやすいステートメントとなった。また機構も同ステートメントに賛同を表明した。

### (2) ジェンダー主流化の推進に向けた取組

#### ① ジェンダー案件の量的拡大と質的向上

- ・ **あらゆる援手法法の事業形成におけるジェンダー主流化**：技術協力、有償資金協力、無償資金協

力に加えて、SDGs ビジネス調査、草の根技術協力事業に対しても事業形成段階でジェンダーの視点につきアドバイスをを行った。

- ・ **各種業務マニュアルの改訂・執務参考資料の拡充**：2019 年度に円借款事業における相手国実施機関との合意文書のひな型にジェンダーの項目を追加したことを受けて、2020 年度は無償資金協力事業におけるジェンダー視点の組込みが強化されるよう、相手国実施機関との合意文書のひな型にジェンダーの項目を追加した。また、無償資金協力事業の業務指示書の手引き、報告書作成ガイドライン等のマニュアルに、ジェンダーの視点に立った取組事例を追記した。
- ・ **研修事業における女性の参加促進**：2018 年度に導入した長期研修、課題別研修への女性研修員の参加促進の指針につき、引き続き機構内に周知した。実績として 2020 年度は女性の割合が 37% となった。

## ② ジェンダーの視点に立った業務運営の推進

- ・ **内部人材向けジェンダー主流化研修の実施**：機構職員への研修（18 回、延べ 875 人）でジェンダー主流化に係る講義を行った。2018 年度に新たな取組として導入した PCM（Project Cycle Management）研修におけるジェンダー主流化の講義及び海外拠点向けジェンダーセミナー（英語）を継続し、海外拠点間の相互の学びを促進した。
- ・ **外部人材向けジェンダー主流化研修の実施**：能力強化研修「ジェンダー主流化」、総括クラス向けジェンダー研修を通じて、開発コンサルタント等 943 人に技術協力、円借款、無償資金協力等の準備段階でジェンダー主流化を促進するための視点や手法について、特に新型コロナの影響下でのジェンダー視点に立った取組を、講義及び演習を通じて伝えた。また、民間連携事業の関係者に対して事業実施のジェンダー視点の重要性に関する説明会を実施した。
- ・ **機構内関係者への啓発**：理事会でジェンダー主流化の状況と取組方針を共有した。次期中期計画においてはジェンダー主流化をより積極的に進めていくことを目指して、中長期の方針策定と体制の構築など具体的な方策を議論した。また、機構内本部・国内拠点・海外拠点の責任者を対象としたジェンダー責任者会議（1 回）、担当者を対象としたジェンダー担当者会議（3 回）を通じ、特にコロナ禍においてジェンダーの視点に立った事業実施の重要性及び事例を共有した。
- ・ **有識者とのネットワーク及び助言の活用**：JICA-NGO 協議会において、有識者と機構のジェンダー主流化の推進につき意見交換を行った。HAPIC - HAPPINES IDEA CONFERENCE に登壇し、NGO とともにジェンダー視点に立った取組の推進について発信した。また、外部有識者を招いた内部向け勉強会を 2 回実施した。事業でのジェンダー平等にも資する観点で、組織運営におけるジェンダーに関して、機構内の女性向けキャリアセミナーを 1 回実施し、機構内の意識啓発を進めた。また、理工系に関する開発分野で活躍する有識者の協力を得て、理工系女性のキャリア開発を支援するシンポジウムを開催し、女性の JICA 留学生 11 人が参加し、理工系分野における女性活躍の可能性などの議論が活発になされた。

## (3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 2020 年度は新型コロナの感染拡大による女性や少女への影響が広がるなか、その対策の強化に重点的に取り組んだ。第 4 期中期計画においてより測定可能かつ具体的な成果を伴うジェンダー平等と女性のエンパワメントに資する事業を進めていくため、2021 年度は、これまで取り組んできた各種執務参考資料の拡充に加えて、あらゆる分野・援助手法において事業の形成に活用可能なツールを整備していく。

- また、2020年度は事業形成及び実施・モニタリング段階において、ジェンダー視点の組み込みが強化されるよう、各種文書のフォーマットにジェンダーの項目を追加した。2021年度はこれらフォーマットの活用が進むよう、周知していく。

#### No.15-3 不正腐敗防止

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
職員向け研修、セミナーの参加人数	120名 <sup>182</sup>	259名	134名	189名	162名	

#### (1) 不正腐敗防止対応

- 不正腐敗情報相談窓口等を通じて幅広く不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士等、外部有識者の参加を得て、受け付けた情報について適切に調査・対応した。
- 中小企業海外展開支援事業に係る1件の委託契約において不正行為の事実が確認されたため、事案の内容等を踏まえて措置規程に基づき契約競争参加に関する資格停止措置を行った。
- 不正腐敗情報相談窓口、外部通報受付窓口の両者の機能に重複が見られたため、これを整理し、ウェブサイト上、対外的な説明ぶりを更新した。

#### (2) 相手国政府、関係者及び職員への啓発活動

- 研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を支援している。たとえば、ベトナム「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」や、タンザニア「内部監査能力強化プロジェクト」を通じて、競争法の実効的な執行や、内部監査の実施能力向上を支援している。また、2020年度はペルーにおいて、相手国政府、関係機関関係者向けに不正腐敗対策セミナーをオンラインで実施。約130名が参加した。
- 不正腐敗防止に係る在外赴任前研修を計11回実施したほか、コンプライアンス・セミナーを実施し、機構職員の不正腐敗リスクに係る意識及び取組を強化した。

#### (3) 戦略的な取組及び成果

- 民間の企業・団体との事業上の接点が増えていることに伴い、事業への参加・関与を希望する法人等がマネーロンダリングや反社会的勢力への関与等の非合法活動を行っていないか、必要に応じて確認を行った。
- 海外投融資事業においては、投融資先の企業等について背景調査を現行制度に基づき適切に実施した。実施のなかで制度に係る教訓・課題を抽出し、制度の改善に向けた整理を了した。
- 資金協力案件の協議に、本来参加すべきでない者が関与し、案件情報を不正目的で利用することを防止するため、参加者の所属機関や肩書に注意を払うよう機構内で注意喚起するとともに、適切な参加者と認められない者の参加を原則として認めないこととし、例外的に参加する場合の手続きを制度化した。

#### (4) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- 2020年度に、不正腐敗情報相談窓口と外部通報受付窓口の機能を整理したことから、両者の機能

<sup>182</sup> 2015年度実績

に応じて、着実に受領した情報に対応していくことが求められる。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

引き続き環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、女性のエンパワメントとジェンダー平等推進に繋がる活動により一層注力し、不正腐敗防止に適切に取り組むとともに業務実績報告書に記載されている各事項の「事業上の課題及び対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。

### (2) 対応：

環境社会配慮ガイドラインを適切に運用しつつ、十分な議論や情報の公開、議事録の公開による透明性と説明責任に配慮したプロセスによってガイドラインの改定に向けた作業を進めた。その中で、相手国政府への支援及び確認のための効率的なプロセスや監理の在り方について検討した。

女性のエンパワメントとジェンダー平等推進につながる活動により一層注力すべく、特に新型コロナの感染拡大により、様々な分野課題において女性及び少女の影響が高まるなか、ガイダンスノート「ジェンダーの視点に立った COVID-19 対応の推進」を策定し、機構ホームページで公開の上、機構内外関係者に研修、セミナー等を通じた活用を促進した。

不正腐敗防止については、不正腐敗情報相談窓口と外部通報受付窓口の機能の分化を図り、適切に取り組む環境を整備した。

No.16	内部統制の強化
当該項目の重要度、難易度	-

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報(定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
内部統制のモニタリング実施回数	2回/年 <sup>183</sup>	2回	2回	2回	2回	2回	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (4)、中期計画：5. (4)</p> <p>年度計画</p> <p>7. (4) 内部統制の強化</p> <p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備し、必要に応じて改定するとともに、研修等により職員の内部統制に係る一層の意識の向上に取り組む。</li> <li>性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH：Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment）に関し、機構役職員及び業務従事者の規範を定めると共に、被害者支援に係る対応方針を作成し、周知を行う。</li> </ul> <p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク事案に対して適時・適切に対応し、再発防止策を講じる。リスクの分析と評価を行い、その結果及びリスク対応状況をリスク管理委員会等の場で報告する。</li> <li>有償資金協力業務の適切な業務運営を確保するため、有償資金協力に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。</li> </ul> <p>ウ 内部統制の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の内部統制が確実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告するとともに、機構内で周知徹底を図る。</li> <li>業務の有効性及び効率性を向上するため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。</li> </ul> <p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して迅速・適切に対処する。</li> </ul> <p>オ 内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。</li> </ul> <p>カ ICT への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」を踏まえて改正した情報セキュリティ管理規程等について運用し、実績に基づいた改善事項等を必要に応じて規程等に反映させる。また、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会の開催や情報セキュリティ対策推進計画の策定・レビューを通じて、情報システム統制や情報セキュリティに係る組織的対応能力を向上させる。</li> </ul>
---

<sup>183</sup> 2015年度実績を基に設定する。2015年度実績2回

- ・ 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するため、システム監視強化やログ取得期間の延長等の具体的方策を検討し、可能なものから実施する。
- ・ EU一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）対応について、必要性を確認の上で、EU各国において監督機関やデータ主体（EUに所在する個人）からの問合せに対応する代理人を設置する。また、GDPRの運用も含め、個人情報保護の実効性確保のため、最新のルールを順守する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）

- ・ リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況
- ・ 法令遵守強化に係る取組状況

### 3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に照らして所定の成果をあげていることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、①有償資金協力勘定のリスク管理に及ぼす影響度分析・アカウントビリティ確保において特筆すべき成果をあげた。また、②内部統制関連規程の整備・組織内への浸透・実施状況モニタリング、③新型コロナ対応態勢下におけるリスクの評価と対応（自己点検）、④外部通報・内部通報制度の周知と適切な情報伝達体制の確保、⑤コンプライアンスに係る事故発生時の対応等、機構内の内部統制の環境整備に着実に取り組んだ。

#### ア 内部統制を実施するための環境整備

- 内部統制関連規程の整備（組織規程、職員就業規則及び職員就業規則運用細則（同一労働同一賃金、懲戒処分公表、性的搾取・虐待の禁止）、文書決裁に関する規程（在宅勤務時等の決裁事務）及び契約事務取扱細則（電子入札の実施を可能とする条項追加））、倫理等ガイドラインの改正。
- 内部統制の組織内への浸透（WBT実施：内部統制、情報セキュリティ・個人情報保護、障害者差別解消推進）。
- 各種説明会・セミナー実施：コンプライアンス、入札談合防止、調達制度、年度経営戦略、年度計画、業務実績評価等）。

#### イ 組織運営に関するリスクの評価と対応

- ◎ 有償資金協力勘定のリスク管理に及ぼす影響度分析・アカウントビリティ確保：新型コロナへの対応として、同感染症拡大や20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及びパリクラブで合意された「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」及び「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」が有償資金協力勘定のリスク管理に及ぼす影響を分析。資産・負債管理、信用力の変化が与信関係費用に与える影響と損益水準の見通しについて複数のシミュレーションを実施し、有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会を通じて経営層へ報告すると共に、有償資金協力勘定への影響の可能性について対外的な情報開示等を行い、アカウントビリティを確保。
- リスクの評価と対応として、新型コロナ対応態勢下におけるリスクの自己点検・分析、リスク主管部等による検証、主要リスクの見直し・改定。
- リスク管理委員会にて、自己点検の分析結果（新型コロナ対応態勢下におけるリスク、事故とリスク認識の関係性、リスク規模が高い主要なリスクの傾向等）の報告、機構の主要リスク改定に係る審議。

## ウ 内部統制の運用

- 内部統制の実施状況をモニタリングし、取りまとめた結果を役員と共有。コンプライアンス違反等をコンプライアンス委員会に報告・調査し、再発防止策を検討・実施。
- 2020 年度実績及び第 4 期中期目標期間（見込）に係る業務実績等評価を実施。主務大臣による評価結果及び指摘事項等を機構内へ広く共有し、同指摘事項を踏まえた適切かつ確実な対応を促進。

## エ 機構内外からの情報伝達の確保と運用

- 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントについて、機構職員等から被害を受けた者が情報を機構に伝達した後、得られた情報に適切に対応できるよう、既存のフロー再整理に着手。
- 外部通報・内部通報制度の周知と適切な情報伝達体制の確保。

## オ 内部監査の実施

- 内部監査基本計画に則り、内部監査に関する国際的指針に従い、定例監査及び特定テーマ監査（新型コロナウイルス感染症対応態勢）等及び監査結果のフォローアップを実施。

## カ ICT への対応

- 「平成 30 年度版 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえた情報セキュリティ規程の改定に対応し、情報セキュリティ管理細則解説書の改訂。
- コロナ禍における業務変化（リモートワークの増加等）への緊急対応として、外部接続増設やコミュニケーションツールの導入に伴い、セキュリティ対策を見直した。また、リモートワーク環境整備の進捗に伴い、クラウド化したシステムの監視方法やログ取得方法等が見直されることから、そのセキュリティ強化を図るために具体的な検討及び実装を推進。
- 2020 年度、機構事業の業務委託先が運営するポータルサイトにおける不正アクセスの他、外部クラウド型システムへの不正アクセス事案が発生。各事案に対して不正アクセスの解析等、適切に対応を行うとともに、これら一連の対応を踏まえ、再発防止策に係る諸策を検討・実行し、情報セキュリティ事案対策を強化。

## 4. 業務実績

### No.16-1 内部統制を実施するための環境整備

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
事務所管理における法務の知識に係る海外拠点赴任前研修回数	12 回 <sup>184</sup>	12 回	12 回	12 回	11 回	回
コンプライアンスに係る専門家等赴任前研修回数	12 回 <sup>185</sup>	12 回	12 回	12 回	9 回	回

### (1) 内部統制関連規程の整備

- ・ 組織規程、職員就業規則及び職員就業規則運用細則（同一労働同一賃金、懲戒処分の公表）、文書決裁に関する規程（在宅勤務時等の決裁事務）及び契約事務取扱細則（電子入札の実施を可能とする条項追加）等の規程を改正し、機構の内部統制の推進に関する規程の整備を行った。

<sup>184</sup> 2015 年度実績

<sup>185</sup> 2015 年度実績

- 職員就業規則、期限付職員就業規則、専門嘱託就業規則、事務スタッフ就業規則及び独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン等を改正し、性的搾取及び虐待について、セクシャルハラスメント同様に禁止であることを明記した。

## (2) 内部統制の組織内への浸透

- コロナ禍による執務環境の変化等を踏まえた内部統制に係る意識の向上を図るべく、全職員に加え、派遣スタッフ等を新たに対象に加え、内部統制をテーマとするオンライン研修（WBT：Web-Based Training）を実施した。また、内部統制を構成する個々の事項（テーマ：情報セキュリティ・個人情報保護、障害者差別解消推進）は、海外拠点の現地職員を対象とした研修を新たに実施し、組織内への浸透を図った。内部統制上の重要なテーマ（コンプライアンス、入札談合防止、調達制度、年度経営戦略、年度計画、業務実績評価等）については、セミナー・説明会を実施し、組織内の理解促進を図った。

## (3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- 機構の内部統制を継続的に機能させるべく、引き続き、内部統制の推進に関する規程改正状況をモニタリングする。また、組織内の内部統制に係る意識向上を図るため、内部統制に関連する各種セミナー・研修（WBT含む）を引き続き実施していく。

### No.16-2 組織運営に係るリスクの評価と対応

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
コンプライアンス / リスク管理委員会 / 有償資金協力勘定リスク管理委員会の開催回数	2回 / 2回 / 5回 <sup>186</sup>	2回 / 2回 / 5回	2回 / 1回 / 5回	2回 / 1回 / 5回	2回 / 1回 / 5回	回 / 回 / 回

## (1) リスクの評価と対応に係る取組

- 2019年度に導入したリスク主管部等による検証作業を継続する形で、本部部署・拠点（海外拠点及び国内拠点）において、自部署の業務に関わるリスクを特定し、当該業務への影響を評価するとともに、当該評価に応じて適切なリスク低減に向けた対策を実施した（リスクの自己点検）。
- リスク管理委員会において、上記自己点検の分析結果（新型コロナウイルス感染症対応態勢下におけるリスク、事故とリスク認識の関係性、リスク規模が高い主要なリスクの傾向等）の報告を行うとともに、機構の主要リスク<sup>187</sup>の見直しを行った。

### ➤ 有償資金協力勘定のリスク管理に及ぼす影響度分析・アカウントビリティ確保

有償資金協力勘定リスク管理委員会で、定期リスク管理報告（ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期ごとに実施）及び有償資金協力勘定の資産・負債管理（将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期ごとに実施）を行うとともに、金利リスクに関するヘッジ方針を策定した。また、新型コロナ感染拡大への対応として、同感染症拡大や20か国財務大臣・中央銀

<sup>186</sup> 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

<sup>187</sup> 機構における主要リスク：機構の業務実施の障害になる要因（リスク）を網羅的に特定したものであり、毎年実施する「リスクの評価及び対応（リスクの自己点検）」において、各部署がリスク因子を把握し、評価を行う際の基準となるもの。



行総裁会議及びパリクラブで合意された「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」及び「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」が有償資金協力勘定のリスク管理に及ぼす影響を分析。資産・負債管理、信用力の変化が与信関係費用に与える影響と損益水準の見通しについて複数のシミュレーションを実施し、有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会を通じて経営層へ報告するとともに、有償資金協力勘定への影響の可能性について対外的な情報開示等を行いアカウンタビリティの確保を図った。

## (2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ コンプライアンス違反や事故を未然に防ぐため、リスクの自己点検の分析結果を踏まえ、リスク事案に対する定期的な注意喚起、各種セミナー・研修（WBT含む）を引き続き実施していく。

### No.16-3 内部統制の運用

#### (1) 内部統制実施状況のモニタリング

- ・ 内部統制推進部門（総務部）が内部統制に関する実施状況（内部統制全般の強化につながった主要な実績、内部統制上の課題、内部統制に関連する規程等の主要な改定実績及び取組実績、内部統制に関連する委員会の開催状況）を取りまとめ、内部統制担当理事へ報告し、その結果を理事会に報告した。
- ・ 監事による機構の業務に関する監査及び会計監査人による財務諸表に関する監査を受けるとともに、内部監査を実施した。

#### (2) 年度計画に基づく業務実績等評価の実施

- ・ 機構の中期計画及び年度計画に基づき、2020年度実績に係る業務実績等評価を実施した。また、業務の有効性及び効率性の向上を図るべく、本部部署・拠点（海外拠点・国内拠点）を対象に、業務実績等評価に係るオンラインセミナーを開催した。同セミナーを通じ、2019年度業務実績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を機構内へ広く共有し、同指摘事項を踏まえた適切かつ確実な対応を促進した。

#### (3) 事故発生時の対応

- ・ 法令違反等のコンプライアンスに係る事故が発生した場合は、事故の発生部署がコンプライアンスに関する規程に基づく事故の所管部署に報告するとともに、事故への対応及び再発防止策を検討・実施した。また、事故の所管部署が各部署・拠点における主要な事故の事案、件数、再発防止策を取りまとめ、コンプライアンス委員会へ報告したほか、類似事故の発生が懸念される状況においては事案に係る部署から機構内に対して、事案の発生状況や留意事項をまとめて注意喚起を行い、類似事故の未然防止を行った。

#### (4) 事業上の課題と対応方針

- ・ コンプライアンス違反や事故を未然に防ぎ、適切に内部統制を機能させることを目的として、引き続き内部統制上の重要事項及び適切な対応策について機構内で十分な検討・審議を行い、組織的な対応を図っていく。

## No.16-4 機構内及び外部からの情報伝達の確保

### (1) 外部通報制度及び内部通報制度の運用

- ・ **外部通報**：外部通報窓口及び不正情報に係る相談窓口を通じた通報について、公益通報者保護法の趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。窓口の機能・趣旨及び通報者の属性に応じて、通報受領後の機構からの通報者への連絡方法を整理し、周知した。
- ・ **内部通報**：内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。内部通報の制度案内（日本語及び英語）を備え、機構内ポータルサイトへの掲載、機構内の研修や赴任前研修、各種配布物への掲載、機構の契約先への配布等を通じて、機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また、通報があった場合には、公益通報者保護法の趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- ・ **SEAHに関する取組の強化**  
性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントについて、機構職員等から被害を受けた者が情報を機構に伝達した後、得られた情報に適切に対応できるよう既存のフローを再整理している。

### (2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 公益通報者保護法が改正されたことから、機構における外部通報・内部通報の制度を法改正に応じた適切なものとしていく必要がある。

## No.16-5 内部監査の実施

### (1) 内部監査の実施

- ・ 内部監査基本計画に則り、内部監査に関する国際的指針に則して、以下のとおり定例監査及び特定テーマ監査等を実施するとともに、監査結果に基づく改善実施状況等のフォローアップを実施した。  
**定例監査**：有償資金協力信用リスク監査、個人情報管理/法人文書管理/情報セキュリティ監査、拠点監査（沖縄センター、九州センター、二本松青年海外協力隊訓練所）を実施した。  
**特定テーマ監査**：新型コロナウイルス感染症対応態勢をテーマとした監査を実施した。  
**その他**：内部監査に関する国際的指針に則して5年ごとに実施している外部専門家による内部監査の品質評価を実施した。

### (2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響等による組織のリスクを踏まえる。

## No.16-6 ICTへの対応

### (1) ICTへの対応

- ・ 「平成30年度版 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえた情報セキュリティ規程の改定に対応し、情報セキュリティ管理細則解説書の改訂を行った。また、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を開催し、情報システム整備計画の工程表・予算見込み、

情報セキュリティ対策推進計画を委員会で審議の上、策定した。同整備計画の下、各種監査対応、研修 / 訓練の実施、自己点検をおおむね予定どおり実施した。

- 2020年度は機構事業の業務委託先が運営するポータルサイトにおける不正アクセス（6月公表）の他、外部クラウド型システムへの不正アクセス（3月公表）事案が発生した。これらを受け、前者については、業務委託先が運営する当該ポータルサイトの閉鎖、不正アクセスの解析を行うとともに、全部署を対象とする情報セキュリティ・個人情報保護に関する自己点検を実施し、要保護情報を扱う外部委託等の有無及び管理状況の確認を行った。また、後者については、第三者からアクセスできないようクラウド型システムの設定変更、恒久対策として更新プログラムの適用、不正なアクセスの確認及び影響範囲の調査を行い、適切に同事案への対応を行った。これら一連の対応を踏まえ、2021年度中に機構の規程・執務要領等の改正を行うこととしている。また、情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するため、システム監視強化やログ取得期間の延長等の具体的方策を検討し、対応を行ったほか、クラウド型システムを利用する場合のセキュリティ管理及び定期的な見直しを強化する等、情報セキュリティ事案への対応強化に努めた。
- コロナ禍における業務変化（リモートワークの増加等）への緊急対応として、外部接続増設や Teams 等のコミュニケーションツールの導入、在外事務所からの一時帰国職員が使用するための PC の調達等に対応し、これに伴うセキュリティ対策を見直した。また、リモートワーク環境整備の進捗に伴い、クラウド化したシステムの監視方法やログ取得方法等が見直されることから、そのセキュリティ強化を図るために具体的な検討及び実装を進めた。
- EU 一般データ保護規則（GDPR : General Data Protection Regulation）対応について、最新のルールを順守しつつ代理人の設置を行った。

## (2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

現在、クラウド化等システム基盤の変更を進めているが、この変更に伴うセキュリティの強化を引き続き実施する。また、2020年度のセキュリティインシデントを受け、それぞれのシステムに対して再発防止策に取り組む。

### (会計検査指摘事項への対応)

平成30年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件2件）に関し、類似の給水事業の事業設計時における送水量の十分な検討、事業実施機関等からの問題報告に対し改善のための助言を行った場合のその後の事業実施機関等との十分な協議・検討について、機構内の関係部署に周知したことをもって、令和元年度決算検査報告において処置済み事項となった。

## 5. 指摘事項

### (1) 指摘事項：

業務実績報告書の「事業上の課題及び原因分析と対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。また、令和2年度には機構事業のポータルサイトにおける不正アクセスによる情報流出事案が発覚したことを踏まえ、情報セキュリティ事業への対応強化により努められたい。なお、監事からのヒアリングでは、非常時にはコンプライアンス違反や内部統制の不備等のリスクが高まることが指摘されているところ、新型コロナウイルス感染症の対応という非定型的な業務を行うに当たっても、十分内部統制が機能す

るよう留意ありたい。

(2) 対応：

2020年度は機構事業の業務委託先が運営するポータルサイトにおける不正アクセス（6月公表）の他、外部クラウド型システムへの不正アクセス（3月公表）事案が発生した。これらを受け、前者については、業務委託先が運営する当該ポータルサイトの閉鎖、不正アクセスの解析を行うとともに、全部署を対象とする情報セキュリティ・個人情報保護に関する自己点検を実施し、要保護情報を扱う外部委託等の有無及び管理状況の確認を行った。また、後者については、第三者からアクセスできないようクラウド型システムの設定変更、恒久対策として更新プログラムの適用、不正なアクセスの確認及び影響範囲の調査を行い、適切に同事案への対応を行った。これら一連の対応を踏まえ、2021年度中に機構の規程・執務要領等の改正を行うこととしているほか、クラウド型システムを利用する場合のセキュリティ管理及び定期的な見直しを強化する等、情報セキュリティ事案への対応強化に努めた。

本部部署・拠点（在外拠点及び国内拠点）にて実施したリスクの自己点検から、コロナ禍態勢下におけるリスク認識が高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行った。同分析結果を踏まえ、内部統制に関するオンライン研修（WBT）の内容・対象者の拡充を図り、コロナ禍による執務環境の変化等を踏まえた事故の防止に向けて取り組んだ。また、法令等に基づいて実施する定例監査に加え、新型コロナウイルス感染症対応態勢監査及び内部監査の品質評価を実施した。

No.17	人事に関する計画
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】独立行政法人等に対し平成 32 年度末までに女性管理職比率を 13.5%（平成 27 年度平均：機構は 12.8%）から 15%まで増やすことが政府方針で求められているが、これに比べ 33%高い目標達成水準を設定しており、これを達成するには機構独自の創意工夫を要するため。

## 1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
女性管理職比率	20.0% (2021 年度末)	19.0%	14.5%	16.2%	18.6%	20.5%	

## 2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所：中期目標 7. (5)、中期計画 10. (2)
<p>年度計画</p> <p>9. (2) 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA3.0」）の下、多様な人材の多様な働き方を促進するため、働き方の選択肢の柔軟化やワークライフバランスの確保に向けた取組等を継続する。各種研修、キャリア・コンサルテーション、他機関への出向等を通じて現地職員を含む職員等の能力強化に取り組むとともに、ナレッジマネジメントの強化等の業務の質を高める取組を継続し、内外から評価される組織を目指す。</li> <li>特に、働く場所・時間の更なる柔軟化や、研修や出向等を通じた外部パートナーとの共創促進に資する人材育成と環境醸成に取り組む。</li> </ul>
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地職員を含む多様な人材の活躍に資する、人事に関する施策の実施状況</li> <li>業務の高度化に対応し業務の質を高め、職員の主体的なキャリア開発を推進するための人材育成に関する施策の実施状況</li> </ul>

## 3. 年度評価に係る自己評価

<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：評価指標において目標水準を大幅に上回る成果をあげている（中期計画全体の目標を 1 年前倒して達成）ことに加え、年度計画及び難易度の設定に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>具体的には、①「Smart JICA 3.0」の推進、②在宅勤務の大幅な増加、③時間外勤務の大幅な減少、④働きがいに関する定点調査の高評価維持等、特筆すべき成果をあげた。また、今中期目標期間の定量指標である女性管理職割合（20.0%）を、1 年前倒して実現した。</p>
--

## 1. 人事に関する施策の実施状況

- ◎ **働き方改革「Smart JICA 3.0」の推進【③】**：在宅勤務の上限日数撤廃や始業・終業時間の柔軟化等の柔軟な勤務体制を導入、IT環境の整備・拡充や各種業務のリモートでの実施体制を構築。
- ◎ **在宅勤務実施件数の大幅な増加【③】**：在宅勤務実施件数が約178,000件(2019年度約8,000件)となり、飛躍的に増加。また、2020年度は年間での在宅勤務実施率が55%となり在宅勤務が常態の働き方に。
- ◎ **時間外勤務の大幅な減少【③】**：2020年度の時間外勤務時間は2019年度比で17.5%減。
- ◎ **働きがいに関する高評価の維持【③】**：機構が実施した職員等意識定点調査の結果で、機構が働きがいのある組織かを問う設問において評価点5点中3.89となり、2019年度(3.90)とはほぼ横ばいであり、大企業(3.03)や、公務員(3.10)、全国平均(2.99)との比較においても高い数値を維持。
- ◎ **女性管理職割合の目標前倒し達成【③】**：今中期目標期間の定量目標である女性管理職割合20.0%以上を、1年前倒しで達成(20.5%)。また、機構女性職員(管理職)の紹介記事が朝日新聞にも掲載。
- コミュニケーション活性化に向け、現職管理職研修の内容拡充、社会人採用職員へのメンター割当、キャリアや業務について職員同士が気軽に相談できるメンタリング促進月間の開催等。
- 男性職員の育児休業取得推進として、国家公務員に準じた育児休業を取得した場合の賞与期間率の一部適用除外、海外でのベビーシッター代補助制度の導入。
- 他類似機関等の給与水準と乖離が大きい海外拠点での給与水準の引き上げ、在外拠点での在宅勤務や時差出勤の導入、現地職員の労務管理に関する過去のトラブル事例・教訓等事例集を策定、共有。
- 職員等の人事評価における「イノベーションの推進に係る項目」の設置継続、経験共有セミナーや勉強会の開催を通じたナレッジマネジメントの推進。

## 2. 人材育成策の実施状況

- 博士号、修士号取得を目的とした国内・海外研修に9人派遣。機構内インターン制度を継続(15件)。
- 新型コロナの影響を受け、新入職員向け海外OJTをカンボジアと接続したオンライン形式で実施。
- 国際機関、省庁、大学、自治体等への職員派遣を継続(80人)。機構内の経営課題に即し、新規に熊本県やコンサルティング会社にも新規に出向。

## 4. 業務実績

### No.17-1 人事に関する施策の実施状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
現地職員向け研修の年間実施件数	228件 <sup>188</sup>	452件	423件	447件	318件	

### (1) 働き方の柔軟化、コミュニケーションの活性化に向けた施策の実施状況

- **働き方改革「Smart JICA 3.0」の推進**：コロナ禍により大きく変化した外部・内部環境の下において、感染対策を取りつつ機構の事業を継続し、新たな課題への取組も推進するために、働き方の抜本的な改革を進めた。具体的には、在宅勤務の上限日数撤廃や始業・終業時間の柔軟化等の柔軟な勤務体制を導入するとともに、IT環境の整備・拡充や各種業務のリモートでの実施体制を構築することにより、コロナ禍以前と変わらない業務パフォーマンスを発揮できる環境を整備した。また、リモート環境下におけるパフォーマンスやチームワーク向上のために各部署で取り組む優良事例を収集し、組織内で共有した。さらに、リモート化により複雑化した労務管理への適

<sup>188</sup> 2015年度実績

切な対応のため、管理職向けのコンサルテーションを実施し、労務管理のポイント指導、困りごとの聞き取り、優良事例の共有等を行った。

- ▶ **在宅勤務実施件数の大幅な増加**：2020年2月以降、新型コロナウイルス感染拡大防止策として在宅勤務の更なる実施促進（出勤人数の5割削減、回数制限の撤廃や出勤・在宅勤務との併用承認等）、通勤ピーク回避のための就業時間の弾力化等を実施した。4月の緊急事態宣言下では原則在宅勤務となったが、緊急事態宣言解除後も、引き続き政府要請に基づき出勤人数を調整しつつ、柔軟な働き方の推進を継続した。機構内のアンケートにおいて9割以上が週1回以上在宅勤務を実施と回答しており、在宅勤務と出勤を組み合わせた勤務体制が定着してきていることが確認された。特に、在宅勤務実施件数が約178,000件（2019年度約8,000件）となり、飛躍的に増加。また、2020年度は年間での在宅勤務実施率が55%となり在宅勤務が常態の働き方となった。
- ▶ **時間外勤務の大幅な減少**：2020年度も継続して時間外勤務削減に取り組んだ結果、機構における2019年度の時間外勤務時間は、2019年度比で17.5%減となった。
- ▶ **働きがいに関する高評価の維持**：機構が毎年実施している職員等意識定点調査の結果、機構が働きがいのある組織かを問う設問において評価点5点中3.89となり、2019年度（3.90）とはほぼ横ばいであり、大企業（3.03）や、公務員（3.10）、全国平均（2.99）との比較においても高い数値を維持した。
- ・ **コミュニケーション活性化**：組織の要となる課長等を対象とした「現職管理職研修」では、ティーチングスキル、フィードバックスキル、コーチングスキルを用いた1on1ミーティングに関する講義・実習を行う等内容を拡充させた。社会人採用職員に対するメンタリング体制の強化を目的に、従来新卒職員にのみ割り当てていた日常指導担当（メンター）を社会人採用職員にも割り当て、各部門での人材育成とコミュニケーション強化に対する意識醸成を図った。組織横断的な若手・中堅職員有志によるコミュニケーション活性化への取組である「Brand New JICA キャンペーン」と連携し、リモート化におけるコミュニケーションや業務の工夫に係るセミナーを実施した。また、組織内の多様な人材リソースの一部を見える化し、部署を超えてキャリアや業務について職員同士が気軽に相談する環境支援として、メンタリング促進月間を10月と2月に開催した。
- ・ **育児・病気・介護と仕事の両立に対する支援**：2020年度も男性の育児参画を積極的に推奨し、男性の育児休業取得者数は年間17人となった。男性職員の育児休業取得推進の一環として、国家公務員に準じ育児休業を取得した場合の賞与期間率の一部適用除外、月途中の通勤手当の全額返納不要措置を適用した。また、子連れでの海外赴任に係る負担を軽減すべく、海外でのベビーシッター代の補助制度を導入した。育児休業後復職セミナー、育児や介護に関する座談会も継続して実施した。
- ・ **シニア人材活躍促進策**：毎年機構内で実施している「50代セミナー」において、シニア世代の人事制度についての事前学習ビデオや外部有識者（立命館アジア太平洋大学 出口治明学長）によるシニア人材に対する社会や組織側の期待に関する講演、職員OBの経験談等を拡充した。その結果、80%を超える参加者が「有益であった」と受講満足度を評価した。また、定年退職を迎えた職員が、各自の業務経験や働き方に対する指向に基づいてより広い業務を担うことができるよう、再任用職員の活躍の場を広げた。
- ・ **副業・兼業の緩和**：社内インターンを活用した調査・検討に基づき、講演等報酬の個人受領を国家公務員同様に2019年度に解禁している。2020年度は、副業・兼業についての機構内での周知に努めた。

## (2) 現地職員に関する施策の実施状況

- ・ **現地職員の管理・育成に関する体制の強化**：海外拠点の労務管理に係るリスク低減のために、労務管理の参考資料として、現地職員の労務管理に関する過去のトラブル事例・教訓等を取りまとめた事例集を新たに策定し、全海外拠点に共有した。また、事例集を活用した現地職員の労務管理に関する研修を計7回実施し、約100人の職員（主に管理職）が参加した。現地職員の一層の活用のために、他類似機関等の給与水準と乖離が大きい海外拠点については、各拠点からの相談を踏まえ、給与水準の引き上げを行った。また、コロナ禍において、現地職員が安心して勤務できる環境を整備するため、在外拠点においても在宅勤務や時差出勤を導入するとともに、医療保険の加入状況の再確認を行い、必要な拠点については保険の見直しを実施した。
- ・ **現地職員の能力強化**：2020年度は現地職員向けの内部研修「JICA アカデミー英語版」は休止とし、日本人・現地職員を含む研修体系の全般的な見直しに注力した（新研修体系は2022年度開始を想定して検討を進めている）。加えて、2019年度以降、日本・域内において短期間で実施される各種研修（経理、調達、債権管理、環境社会配慮等）（オンライン含む）を取りまとめ、全海外拠点に共有した。さらに、1年程度の期間、所属事務所を離れ、機構本部にて様々な援助手法や課題に取り組む研鑽機会を提供する制度整備を進め、4人の現地職員の受入準備を進めた（新型コロナ感染拡大により受入が延期されていたが、1月にタイから1人を受入）。

## (3) 業務の質・効率の向上に向けた施策の実施状況

- ・ **イノベーションの推進**：2019年度に引き続き、「イノベーションの推進に向けた組織文化の醸成」に向けて、職員等の人事評価にイノベーションの推進に係る項目を設定するとともに、各人の個人目標にイノベーションの推進に資する具体的事項を含めるよう慫慂した。理事長表彰の際には、コロナ禍でのイノベティブな取組の応募を特に勧奨し、組織文化を醸成した。
- ・ **ナレッジマネジメントの推進**：研修・出向経験者による経験共有セミナー開催（計9回）を継続するとともに、職員間の自発的なナレッジ共有・蓄積の推進を目的とした勉強会（計17回）の実施を支援した。
- ・ 従来の特定制登用制度に加えて、有期雇用職制からの総合職登用制度を開始し、総合職14名、特定制23名の即戦力人材の採用を行った。

## (4) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- ・ 人事制度全体の見直しの中で、人生100年時代を見据えたシニア人材の活用・処遇方針の検討、経営課題が変化するなかで職員等が専門性・能力を発揮して成果を出すための制度検討に引き続き取り組む。



## No.17-2 人材育成策の実施状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
職員の外部機関との国際連携（長期・短期で国際機関・二国間援助機関等での業務を行う人事交流）の派遣件数	13件 <sup>189</sup>	34件	35件	17件	14件	
キャリア・コンサルテーションの実施人数	42人 <sup>190</sup>	48人	54人	36人	40人	

### (1) 職員の能力強化と中核的な人材を育成するための施策の実施状況

#### ① キャリア開発に向けた研修等

- **女性管理職割合の目標前倒し達成**：今中期目標期間の定量目標である女性管理職割合 20.0%以上を、2020年度末事前で 20.5%となり、同目標を 1 年前倒しで達成した。
- ・ **若手・中堅職員の能力開発の機会の提供**：コロナ禍にあっても職員本人の意思を確認した上で博士号・修士号の取得を目的とした国内・海外研修を継続した（2020年度は 9 人派遣）。職員の主体的なキャリア開発を支援すべく、社内公募ポストを 2019 年度と同程度の数を設けた（2018 年度 9 件、2019 年度 20 件、2020 年度 19 件）。また、所属部署以外の業務に従事できる機会の拡充に努め、機構内インターン制度を継続して実施した（2020 年度は 23 件募集、15 件 19 人実施）。さらに、各職員の業務量の 30%を上限として自らの発意で機構内の他部署の業務に従事できる制度を 2019 年度に続けて実施した（1 件）。
- ・ **予算執行管理や安全対策に係る能力強化**：2019 年度から引き続き、職階別研修において管理・財務リテラシーの向上及び予算管理マインドの醸成を目的とした講義を実施した。また、人事評価の面でも、各職員の目標設定において予算執行管理に関する取組項目を含めるよう懇諭するとともに、2019 年度に引き続き評価項目に「予算執行管理の意識」に関する項目を含め、意識強化を図った。安全対策の主流化に向けて、新入職員導入研修や管理職研修（新任管理職、執行職）で安全管理に関する講義を継続して実施した。
- ・ **海外 OJT オンラインの実施**：新型コロナの影響を受け、例年 7 月～10 月に実施している新入職員向け海外 OJT の実施を見合わせ、2021 年度中の実施を目指すこととした。その補完として、海外 OJT オンラインを初の試みとして実施した。機構カンボジア事務所及びカンボジアで実施中の無償資金協力の現場や技術協力プロジェクト関係者と接続し、現地の工事現場の様子をバーチャルで視察した上での質疑応答や、技術協力プロジェクトのケーススタディを題材とした議論を行った。入構直後から在宅勤務が続き現場感を学ぶ機会が非常に限られていた新入職員に対し、現地の様子を理解する機会を提供した。
- ・ **職階別研修及び JICA アカデミーの一部講義を動画化**：職階別研修及び JICA アカデミーの各自で学べる知識部分については研修当日までに事前に学習するよう、一部の講義を動画化した（全 27 講義）。研修当日は、講師と受講者間または受講者間での質疑応答・意見交換・ディスカッションの時間により多くの時間を充てられるよう改善した。また、動画は機構内で公開し、研修対象者以外でも視聴可能とした。

<sup>189</sup> 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

<sup>190</sup> 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

- ・ **外部パートナーとの共創マインド強化**：2019年度の機構全体の取組の柱である「国内連携の一層の強化」を意識し、2020年度も主任調査役・主事研修において外部パートナーとの関係強化・意識醸成を目的とした講義を継続した。また、社内インターンの一部としてNGOで業務経験を積める機会を確保し、1件実施した（もともと2019年度末に実施予定だったが新型コロナウイルスの影響を受けて2020年度後半に実施となった）。
- ・ **女性管理職養成に向けた取組**：人事院が実施する「女性管理職養成コース」に職員を1人派遣した。
- ・ **マネジメント能力の強化**：2019年度に引き続き、登用後一定期間を経過した現職の課長や次長向けの研修を強化する形で、指名研修として実施した。同研修において、マネジメントの要諦であるコミュニケーションの強化を目的とした1on1ミーティングに関する講義・演習を追加した。また、広くコーチングスキルを広めるため、機構職員等を対象としたコーチングセミナーをオンラインで開催し、190人を超える参加を得たほか、実践を含むコーチング勉強会（3回シリーズ×2回）を実施し、管理職16人を含む計50人が参加した。
- ・ **国際協力人材に係る整理**：日本国内の人口減少や少子高齢化により国際協力人材が枯渇し始めているという危機意識の下、職員のみならず専門家や民間企業等を含め全ての国際協力に携わる人材像・獲得・育成方針について見直し整理を進めている。並行して、国際協力人材向けに実施している各種研修の体系全体の見直しに着手した。

## ② 他機関への出向、外部研修への参加等

- ・ 職員のキャリア形成と他機関等との連携促進のため、国際機関、省庁、大学、自治体等への職員派遣を継続した（80人）。そのなかで、地方創生や外国人材受入に貢献する人材の育成に関する熊本県との連携協定に基づく出向や、民間企業との連携促進及び課題分析・解決策提案能力の向上の観点からコンサルティング会社への出向等、経営課題に即した新規出向を行った。
- ・ 職員提案型の実務経験型専門研修を新規で2件実施し、国際機関や海外・国内の民間企業等外部組織での研鑽機会を提供した。

## (2) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- ・ 人事制度の見直しのなかで、中長期的な人材育成の枠組みや主体的なキャリア開発につながる施策を検討するとともに、職員含む国際協力人材の能力強化の施策としての研修体系の見直しを引き続き実施する。

## 5. 指摘事項への対応

### (1) 指摘事項：

業務実績報告書に記載されている各事項の「事業上の課題、及び原因分析と対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。また、機構事業におけるジェンダー主流化を推進すると同時に、機構内においても、定量指標である2021年度末の「女性管理職比率」20%が達成できるよう、更なる取組の強化を期待する。

(2) 対応：

2019年度の業務実績報告書において、各事項の「事業上の課題及び原因分析と対応方針」として示した課題について着実に対応した。また、ジェンダー主流化の更なる進展に向けて、機構内のジェンダー責任者及び担当者会議での情報共有や、女性職員のキャリア形成を支援すべく研修やセミナーなどの機会を継続して提供するとともに、女性管理職比率の目標値達成を意識した管理職登用を進め、2020年度に20.5%を達成した。

No.18	短期借入金の限度額
-------	-----------

### 1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：7.

年度計画

#### 7. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円

【理由】

- ・ 一般勘定については、国からの運営費交付金の受入れ等が3か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

### 2. 業務実績

- ・ 一般勘定については、2020年度内の短期借入金の実績はない。
- ・ 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金のギャップに対応するため、2020年5月に9,760万米ドル（約104億円相当）の借入を行い、9月中に返済を行った。

No.19	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
-------	--

### 1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：8.

年度計画

#### 8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

- ・ 相武台職員住宅については令和2年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。

### 2. 業務実績

- ・ 相武台職員住宅を売却し、主務大臣が定める基準により算定した金額2.18億円を「独立行政法人

通則法」第46条の2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第7条（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき国庫に納付した。

No.20	施設及び設備に関する計画
-------	--------------

### 1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：10. (1)
年度計画 9. (1) 施設及び設備に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的、効率的に業務を運営するため、予防保全の観点踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。</li> </ul>

### 2. 業務実績

- 保有施設を適切かつ計画的に維持監理・改善することを目的とした中期整備計画に基づき、2020年度に計画した設計・工事を実施した。
- 国内拠点の老朽化対策として、市ヶ谷ビルの自動制御設備更新、横浜センターの中央監視設備更新、九州センターの動力盤改修等の工事を施設整備費補助金等により実施した。
- また、第3期中期目標期間に生じた一般勘定の積立金及び債権等の回収により取得した資産（回収金）を活用して実施中の北海道センター（帯広）、筑波センター、二本松青年海外協力隊訓練所に対する大規模改修工事について、関連の設計業務を終了し、工事を開始した。

No.21	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
-------	----------------------

### 1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：9.
年度計画 8. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。</li> </ul>

### 2. 業務実績

- 「独立行政法人通則法」第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）はない。

No.22	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い (機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項)
-------	--

## 1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：10. (3)
<p>年度計画</p> <p>9. (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第31条第1項及び附則第4条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</li> <li>・ 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</li> </ul>

## 2. 業務実績

- ・ 第3期中期目標期間の最終事業年度の積立金（429.1億円）のうち348.8億円について、前中期目標期間繰越積立金として、やむを得ない事由により第3期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することが2017年6月に主務大臣に承認された。2020年度は2016年度予算で契約した業務の経過勘定等の損益影響額や2020年度支出分等に10.3億円<sup>191</sup>を充当し、前中期目標期間繰越積立金の残高は13.8億円<sup>192</sup>となった。
- ・ 第3期中期目標期間中に回収した債権又は資金（28.2億円）は全額が第4期中期目標期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画として主務大臣から承認された。2020年度は北海道センター（帯広）、筑波センター、二本松青年海外協力隊訓練所の施設・設備の改修に係る経費として15.4億円<sup>193</sup>を充当し、残高は11.5億円<sup>194</sup>となった。

<sup>191</sup> 暫定値

<sup>192</sup> 暫定値

<sup>193</sup> 暫定値

<sup>194</sup> 暫定値





